豊後国 豊後国荘園公領史料集成四(下) 編

刊行 別府大学付属図書館 別府大学史料叢書第一期

石垣荘(同別符)・竈門荘・由布院日出荘・大神・藤原荘・朝見郷・ 史料

渡 辺

澄 夫

はしがき

日出荘・ 前巻でお断りした様に、 大神荘・藤原荘・朝見郷・石垣荘・石垣別府・竈門荘・由布院の八所を収めた。 第四巻を上・下二冊に別けることとし、下巻に当る本巻には予定の通り、 速見郡 の残り

延暦寺領鶴見村があるが、 宇佐・国東両郡の延長として、完全に宇佐宮勢力圏内にあったことを物語っている。 右の八所のうち、五所は宇佐弥勒寺領、三所は宇佐宮領で、すべて宇佐宮関係の所領であり、このことは当郡が 僅か十五町歩の小所で、 編者の微力特に掲ぐべき史料を検出しえなかったので、 ただ宇佐宮関係外所領として 別に項

得、大分県史編纂室の写真を利用させて頂いた。銘記して謝意を表したい。 本巻の編集に当っても、 多くの公私の方々の御援助を仰いだ。 由布院の『文禄検地帳』三冊は永青文庫の許可を

目を立てなかった。

年夏急逝されたことは遺憾の極みであった。本資料は氏を記念する唯一の記録であり、霊前に捧げ遙かに氏の御冥 頂いた。氏は家業を退いて別府市に移り、 日 出 在小畑光明寺(今亡)の大般若経奥書は、 別府大学聴講生として中世史研究に余生を託されたが、 愛媛県西宇和郡三瓶町の医学博士仲村傑氏の調査記録を利 不幸昭和六十一

らと共同で成稿したものである。 同じく大般若経奥書で湯布院町仏山寺蔵本の奥書は、 仏山寺の御厚意と町誌編纂委員会の協力を深謝する。 湯布院町誌編集委員会の調査に参加し、 同委員甲斐素純氏

福を祈りたい。

た。 事務官白井昭一氏の調査記録等を利用させて頂いた。『日出荘指出帳』は、『大分県史料』を底本としたが、 なお湯布院町湯平の幸野文書は、甲斐素純氏の提供を得、なお氏から由布院史料について有益な示唆を与えられ 金石文については、引き続き望月友善氏の『大分の石造美術』、故日名子太郎氏「大分県金石年表」、別府大学 との

度、右謄写本により新たに校合を加え、小字等の誤読を正した。これについては、日出町図書館から便宜を与えら

れた。以上の諸氏・諸機関に対して、心から謝意を表する。

また大字・小字帳の調査は、日出町関係は『同町誌』により、

別府市関係は安部嚴氏、

湯布院町関係は、

同町志

手駒男氏の配意を得たことを記し、御礼を申し上げたい。

んに多大の迷惑をおかけした。ともに衷心から謝意を表したい。 最後に本巻の校正についても、 白井昭一氏の援助を仰いだ。 また組版・ 印刷について、 佐伯印刷株式会社の皆さ

昭和六十三年七月二十五日

澄夫

渡

辺

凡 例

料一三八点 (付録二)、朝見郷史料五八点 (補遺二·付録一)、石垣荘 (同別符) 史料 八〇点 (付録一)、竈門荘史料五

本巻は『豊後国荘園公領史料集成』の第四巻下として、速見郡日出荘史料一三〇点(付録一)、

大神・藤原荘史

三点 (付録一)、由布院史料八一点(補遺三、付録一)、総計五五二点を収めた。

ることにつとめた。『大分県史料』所載の文書は、 史料蒐集に当たっては、文書のみならず、記録・編著・系図・金石文等、参考しうるものは可能な限り網羅す 可能な限り原本校合を期したが、果たしえなかったものが

ある。

史料蒐集は、当該荘公の地名中心を原則としたが、該地域を本領とした地頭・御家人・国人衆等については、

人名中心の編集法をも併用し、一層の完全を期した。

題と参照注を付し、本文は省略した。長文史料も関連部分のみの抄出に止めた。 同一史料で二荘郷以上に関連あるものは、原則として初出(又は最も関係の深い) 荘郷に本文を掲げ、他は史料標

注を付した。全文はできうれば全巻末に「豊後総国史料」(仮称)を立て、これに収載するようにしたい。 国全体に関する長文史料は、 初出の関係荘郷に当該郡全体を摘出し、以下の荘郷には標題のみを掲げ、 参照

一国平均役等で、特定荘郷に関するものは当該荘郷に掲げ、なお荘郷特定なき史料とともに、「豊後総国史料」

に再録する予定。

₹	
冥汝が咸のため、	
夼	
it.	
ת	
ر ا	
ム	
-	
ラ文史 斗は二 空組とし	
V	
入 中	
<u>(1)</u>	
7	
_	
九	
汨	
上	
ī,	
ζ,	
上	
<u> </u>	
ż	
命	
批	
炬	
銆	
Ŧ.	
舌	
室	
を	
友	
تز	
、とくて倹地帳類は舌字を落とし小字とした。	
小	
孛	
ئے	
ī	
た	
0	

更数負がひける 且プラ米に二月糸 <, 1

文書名は、原則として正文・案文・写等を区別したが、記録・編者によるものは、その区別を示さなかった。

文書名の下に、史料名・出典等を注記し、原本・現物の場合は所在地・所蔵者等を記入した。 頭注として文書内容の梗概、および重要な地名・人名等を摘記した。ただし二段組とした長文史料及び検地帳

類については、これを省略した。

原文には、句点(、)・並列点(・)を付し、異字・俗字・変体仮名等は、原則として正字・現行仮名に改めた。 各荘郷ごとに、付録として大字・小字表を加え、地名にはすべて読み仮名(及び現地読み)を付した。

巻末に、当該荘園の所在及び関係地名等を示す地形図を付した。

~ ~ ~ ~		編者の用いた記号は、
		左の
		左の通りである
墨抹で、	欠字。	රු
原字判読可能なものの左側に付した。	-	

. L

墨抹で、原字不明のもの。

異筆・追筆・金石文の所在部位等を示す。

毒冊の丁折目、丁替り目。

朱合点。朱書。

糊放れ・礼紙等の別紙。

(h) (v) 0

編者の説明。 原本の判読に疑問のあるもの。 文字の誤記・誤脱等。

以 上

五.

欠部・誤記・誤脱等に対する編者の案、年月・人名の傍注等。 尾欠。行間にあるものは中間欠。

首欠。

異本・他本との校異。

目 次

	天 宝 云 宝	= =	一 元	ハセ	六 五	四	= =		
	建至自 明正	弘 弘	(文 文	建建	建(建	文	文		
目	武德和	安 安	営元年	仁 曆	久 久	治	治		日出
次	元年十二月 八 日 二日 八 日	八年九月 晦日八年九月 晦日	(文暦元年ヵ)甲午九 月 三 日見 善喜 三年 九 月十四日	元年 六 月廿四日	九年 三 月廿七日八年ヵ)	年中)	二年 四 月十三日		· 在 史 料
七	彌勒寺別當神朝等和與狀案(小坂坊文書)日出莊小畑光明寺大般若經奧書(伊予地福寺蔵本)彌勒寺領諸莊供米注文(永弘文書)彌勒寺喜多院所領注進狀(石清水文書)		景□書狀	日向守藤原朝臣請取狀(志賀文書)日出莊預所源某下文(同 上)日出	彌勒寺留守所下文(城内文書)豐後國圖田帳案斷簡(到津文書)	圖寫(委名類聚炒	

盟三号元七回三三三二二〇米三二一

兲	듣	픛	壹	픒	亖	三	三	픙	둧	큿	幸	둦	亖	긆	重	Ξ	=	=	元	六	Ţ
(應,	(應	「應永		應			明	明	康	永	永	應	貞	貞貞	延	文	文	貞	(貞	曆	曆
永廿	永廿			永			德	德	曆	和	和	安	治	治 治	文	和	和	和	和四年	應	應
九年) 閏十	九年)	廿貮年」		貳年七	+		三年	二年 六	元年十二	四年八	三年 八	七年	五年 七	第四尺六	四年十二	二年 日癸	元年十一	四季 六	(年カ) 卯	參年 七	三年
十月二	六月一	九 月廿三日		六月一	月		申二月十三日	ハ月廿	二月廿四	八月十七	八月二	一月四	1 月廿二日	六月 日 日	二月廿九日	巴三月廿七日	一月廿二日	ハ月二日	ガ 月廿九	月	七月十二
日	日	月		目	日		日	日	日	Ħ	日	日		日日		Ħ	日		月	日	六日
大友親著書下	大友親著安堵狀	大友持直知行宛行狀	重安直重利錢借券案	田原親貞置文	田原親貞本領・恩賞地等目錄	田原氏所領目錄	湯布院佛山寺大般若經奧書	湯布院佛山寺大般若經奧書	足利義滿袖判下文	足利將軍叢家御教書案	足利將軍 議家御教書案	田原氏能寄進狀	豊後守護源太 氏時知行預ヶ狀案	杵築生桑寺大般若經奧書	豐後守護大友氏時施行狀	杵築生桑寺大般若經奧書	足利義詮袖判下文	豐後守護大友氏泰書下	豐後守護大友氏泰知行預ケ狀	紀千歲丸解狀案	彌勒寺公文勾當別當神修讓狀案
(大友家文書録)	(入江文書)	(広瀬家史料館所蔵文書)	(永弘文書)	(草野文書)	(同 上)	(大友家文書録)	(同 上)	(仏山寺蔵本)	(入江文書)	(同 上)	(石清水八幡宮旧記抄)	(土居氏蒐集文書)	(入江文書)	(生桑寺の写本大般若経)	(草野文書)	(生桑寺の写本大般若経)	(入江文書)	(同 上)	(志賀文書)	(同 上)	(同 上)
···	·· 증	··	·· 轰	::	·· 丢	·· 丢	:	: 至	· 語	·· 語	: <u>垂</u>	· 垂	: <u> </u>	: <u>=</u>	: <u>≖</u>	: <u>=</u>	· · ·	·· •	:	··	:: 哭

	态	秃	兲	푠	兲	蘣	忢	蓋	垂	五	푱	究九	鬥	罕	雵	聟		뜰	竺	<u>~</u>	8	壳
目次	(天 文 二年) 卯月二日	(天 文 二年) 卯月二日			_	(天 文 二年) 卯月二日	(天 文 二年)三月廿九日	享 禄 五年 六 月廿五日	大 永 七年寸十一月四日	(大永 三年ヵ) 正 月廿一日	(大永 二年ヵ) 十一月十二日	永 正 十七年 八 月廿六日	十一月十七日	八 月十一日	(永正 十年頃) 八月十日	明 應 八年十二月十七日	六月六日	長 享 二年成九月 廿 日	文 明 十六年辰三月廿四日	至文明 十一年亥十一月 四 日自寶 徳 貳年 霜 月 六 日	永 享 五年十二月十三日	「應 永卅二年」 十 月十三日
	大友義鑒感狀	大友義鑒感狀	大友義鑒感狀	大友義鑒感狀	大友義鑒感狀	大友義鑒感狀	大友義鑒感狀	田原親董恩賞宛行狀	大河內行重·長岡貞國連署奉書	大友親敦鑫感狀	大友親敦鑑書狀	萱嶋諸豐知行宛行狀	大友親治感狀寫	大友親治書狀案	大友親治一跡安堵幷替地宛行狀	大神(カ)親房官途狀寫	大友政親書狀	浮島神社神事面銘	大友政親知行預ヶ狀	日出莊辻間村支配土代	目錄案	大友持直知行預ヶ狀
九	(平林文書) ゼ	(中村文書) ゼ	(荒木たけ文書) ゼ	(碩田叢史田口文書)	(能一文書)	(大友家文書録)	(田北憲明文書) 契	(足立悦雄文書)	(城内文書)	(同 上)	(田北一六文書)	(足立悦雄文書) セ	(田北一六文書) ゼ	(大友家文書録) 与	(萱嶋文書) ゼ	(城内文書(同氏歷世記)) 乜	(荒巻文書) ····································	(字佐・国東半島におけ) pc	(大友家文書録) ·············· ゼ	(城内文書)	(到津文書) 六	(草野文書) 六
	ナレ	八	ハ	t	-13	ベ	六	Ŧī.	Ħ.	25	24	==	=	=	=	_	0	0	0	=		

E E E E	- 0 元	九 元 夬 杂	쵸 츠 츠 츠	杏 兌 穴	全 公 全 公
() () () () () () () ()	() () () () () () () ()	(天正)	(元) (元) (元) (元) (元) (元) (元) (元) (元) (元)	(元) (元) (元)	会会会会
天正十四年ヵ) 天正 十四年) 天正十五年ヵ)	十四年カ)	十二年ヵ) 十年ヵ)	正八年	正 八年) 正 八年 <i>p</i>)	正八年力
十二月廿四日 十二月廿四日 十二月廿四日	九 月 月 一 六 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日		十二月十三日 十二月十三日 十二月十三日	十月十一日 八日	六 月十四日 十 月 三 日 日 七 日
大友義統感狀大友義統感狀	大友亲滴曦書狀大友義統書狀寫		日本巡察記 ************************************	大友圓齋鑛書狀	大友圓齋藥書狀 大友圓齋藥書狀
(城内文書) (堀文書)	(城内文書)	(規足市太文書) (城内文書) 、	(城内文書) (同 上) (東西交渉旅行全集)	(佐田文書)	(同) (城內文書) (城內文書)
		音)	行全集)105)	衰記)101

픗	丰	둦	亖	긆	三	Ξ	Ξ	등	二元	三	Ŧ	三	三		=	=	=	110	믔	즛	fOl	吴
慶	慶	慶	慶	慶	慶	慶	慶	慶	年	文		文	天工	天	至自 天天					(天正	(天正	(天正
長	長	長	長	長	長	長	長	長	未	祿		祿	正十	正十八	EЕ					止十	止十五	止十
三年	三年	三年	三年	三年	三年	三年	三年	三年	詳)	四年		二年)	九年卯辛	年カ)	十十 九七 年年					五年) -	十五年カ)	五年)
九口	七口	七日	七	七日	七口	七日	七口	七口	九	未乙二	ナー	九口	八口		六七					+ -	+	+
月十日	月廿四日	月十日	月吉日	月十日	月八日	月吉日	卅	月廿六日	月十九日				月三日	月廿七日	月三日							
大西加門・徳平焉信連署奉書	豐後日出莊指出帳八	豐後日出莊指出帳七	豐後日出莊指出帳六	豐後日出莊指出帳五	豐後日出莊指出帳四	豐後日出莊指出帳三	豐後日出莊指出帳二	豐後日出莊指出帳一	大友中庵結書狀寫	吉弘貞國寄進狀寫	統京書狀	早川長敏書狀	豐後國檢地目錄案	大友吉統一字狀	天正十六年參宮帳寫	阿南大藏書狀寫	豐筑亂記	フロイス日本史	柴田禮能父子討死覺書	大友義統跡目安堵狀	大友義統書狀	大友義統書狀
(城内文書) :	(同 上) :	(同 上) :	(同 上) ::	(同 上) :	(同 上) :	(同 上) :	(同 上) :	(東京大学史料編	(同 上) ::	(同上 (同氏歴世	(同 上) :	(城内文書(同氏	(西寒多神社文書	(城内文書) :	(後藤作四郎文書)	(城内文書(同氏	(大分県郷土史料	(豊後篇):	(同 上) :	(大友家文書録)	(同 上) :	(城内文書) :
								濡纂所謄写本)⋯		四記))		氏歴世記))	百)		百)	(歴世記))	(集成)					
듳	葁	莞	兲	==0	心	六	鬥	旱	葁	吴	亖	三	≣	\equiv	\equiv	\equiv	二九	二	三	三		三

W	
京都日出町大字 (南端・豊)・小	
・藤原荘 中) 二 月 田	
・藤原荘 中) 二 月 田	目
and the same and t	次
(名) 第表	
(

四

夳	夳	谷	兲	兲	푠	兲	套	吾	垂	垂	五	푱	咒	咒	罕	哭	聟	器	豐	竺	29	80
年	永	永一		永	永	(永正	(永正	(永 正	「永	年	Ź	k E					永	(永正	一 永	永	明	
未	正	正拾		正	E	+	正十二	正十二	正	未	拾二	_					Œ		永正三年丙	Œ	應	
詳)	十五	年五丁		十四四	十四年	-四年ヵ)	十四年ヵ)	十四年ヵ)	十三	詳	年いきのへぬへ						π	八年ヵ)	年丙コ	=	ب	
+	年三	丑丁	八	年七	年七	四四		Ξ	九	八	ぬへ 十		九	六			八年一		<u> </u>	貳年 -	六年町	
月廿	月		月	月	月	月		月	月	月	月		月	月	八月	一月	一月	一月:	五月廿	七月	十月	六月
日日	八日	月廿二日	\equiv	五. 日	五 日	十一日		二月	五日	7廿八日	三月		七月	晦日	月廿九日	月廿四日	月廿三日	月廿二日	世一日	日	巴十月廿六日	五 日
大友義長受領狀	大友氏加判衆連署奉書案	大神親照書狀案	大神親照書狀	大友氏加判衆連署奉書	大友氏加判衆連署奉書	大友氏加判衆連署奉書	某書狀案	大友氏加判衆連署書狀案	大神親照·豐饒親富連署卷數返事 …	大神親照書狀	大神親照書狀	大神親照書狀	大友氏加判衆連署書狀案	· 大神親照書狀	C 得永親宣・大神親照連署書狀	1 大神親照書狀	1 大友氏加判衆連署奉書案	1 大友氏加判衆連署奉書案	1 大神親照書狀	1 佐田泰景軍忠狀	1 井手八幡宮棟札銘寫	1 大友義右受領狀
(渡辺	(筑後		(永弘文書	(岐部	(野上	(久保	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	(永弘	(松成	(佐田	(南藤	同
渡辺左近文書	筑後上妻文書	上	文書)	岐部文書)	野上文書)	(久保文書)	产	户	户	产	于	户	户	户	户	上	产	永弘文書)	松成文書)	(佐田文書)	南藤原図跡	户
書)三三	書) 三三	喜二	····· 1110	三九	三九		中川							····· ================================	·····	····· = =	····· ==			····· 亭穴	考)	中の世

次

目

	盁	슬	尘	八	谷	抎	汽	丰	支	宝	生	圭	三	받	ち	六九	夵	空	奕	空	益	夳
	53	_	天	天	分		() () () ()	-	~	.	KA.	_	- ()	一 ()	0	九	大	大		大		
			文	文	大文	大文	大文						大文	大文			永	永	(大永	永	(大永	永
				第六	五.	Ŧī.											+:		三年ヵ)		二年ヵ)	
			六年酉	作强 疆圍	年)	年)	五年)						三年)	三年)			年 亥丁	三年		貳年-	<u>р</u>	貳年
	三月	五月	十二月十六	首夏	閏十月	閏十月	閏十月	十日	七日	五月	五月	二月	四月	四月	正日	正日	十一月	六日	正日	十二日	十一日	十日
7	十	四		廿七	九	九	九	月廿四	月廿八	七	四	卅	#	#	月十三	月十三日	四	月廿七	月廿一	十二月十九	月十二	月十四
	日	日	日士	日	日	月	日	月.	日上	日	月上	目	日上	月	日		日	日	月	百 H	日上	日上
	大友義鑑書狀案	大友義鑑書狀	志賀治述	井手八幡宮棟札銘寫	大友義鑑知行預	大友義鑑知行預	大友義鑑知行預	大友義鑑書状案	大友義鑑書狀	大友義鑑書狀	大友義鑑書狀	大友義鑑書狀	大友義鑑感狀	大友義鑑感狀	大友義鑒官途狀寫	大友義鑒名字狀	大河內行重	大友親敦義	大友親敦鑑	田原親述感	大友親敦鑑	大友氏加判衆連署奉書
	鑑書	鑑書		幡宮	鑑知	鑑知	鑑知	鑑書	鑑書	鑑書	鑑書	鑑書	鑑感	鑑感	鑒官	鑒名		敦鑑義	敦鑑義	述感	敦鑑義	加判
	狀案	狀 ::	疋田長	棟札敛	行預ヶ	行預ヶ	行預ヶ	状案	狀 ::	狀 ::	狀 ::	狀 ::	狀 ::	狀	途狀會	字狀	長岡	知行預	感狀	聚 ::	書狀	浆 連 署
			長每眞	寫:	デ 狀 :	狀 :	狀 :								2y		長岡貞國連署	預ヶ狀	i			·奉 書
			那井村												:		連署素	i	i			į
			內坪														書:					
	::	:	付	:	:	::	::	::	::	::	::	::	::	::	::	::	::	::	::	::		::
	(工藤文書	渡辺文書	同	南藤	渡辺	河野文書)	渡辺文書)	渡辺女	志手文書)	同	同	渡辺文書)	渡辺な	渡辺文書)	渡辺が	(渡辺文書)	城内文書)	児玉	田北	草野文書)	田北	草野文書)
	又書)	と書)	产	南藤原図跡考	渡辺邦夫文書)	書)	書)	渡辺左近文書)	人書)	户	户	(書)	渡辺邦夫文書)	書)	渡辺邦夫文書)	人書)	と書)	(児玉韞採集文書家中	田北一六文書)	(書)	田北一六文書)	文書)
	÷	į	i	(著)·	書).	:	į	(書)	:	i	į	i	書)・	į	書	į	:	文書	書	:	(書)	:
																	:	豕 中咸				
				:	i											:		感状)			:	
	i		i	i			į	į	i	i	i	i				:		i		i	:	
		畫		를	畫	를	喜	=	壹	芸	픗	兲	三十	三	릋	릋	릋	薑	臺	三四	三	

웊	100	<u></u>	<u>0</u>	10	00	九九	仌	卆	类	垚	凸	葟	卆	ᄎ	참	仌	穴	수	尖	全
			(永祿	(永祿	(永祿		(永			永祿	永祿		永	永	永	弘			(天文	
			十一年)	十一年)	十一年)		祿 八年)			第七歲次甲	第七歲次甲		禄	禄一	歳 元	治 -=			(天文二十二年)	
=		Ξ	·) 七	·) 七	·) 七	_	-) 拾	九			甲子		年十	正		宝年				
月	月	月				月十	月廿二	月		三 月廿三日	子三月廿三日	六 月十五日	四年十一月十六日	月	十二月廿三日	七月廿三日	十 月廿五	二月五	閨正月	七月
二月	日	二日	月廿三日	月廿三日	月廿三日	月十八日	二日	廿日		三月	当日	五月	- 大日	日	昌日	当日	五日	五日	廿 日	月廿五日
大友宗麟義知行預ヶ狀	大友宗麟義知行預ヶ狀	大友宗麟義知行預ヶ狀	大友宗麟義感狀寫	大友宗麟義感狀	大友宗麟義感狀	大友宗麟義一跡安堵狀	田原親宏書狀	大友宗麟義恩賞預ヶ狀寫	豐後國志	井手八幡宮扁額裏銘寫	日出莊若宮八幡宮扁額銘寫	大友宗麟鑛一跡安堵幷一字狀	大友義鎭感狀	永弘通忠書狀	大神鎭勝書狀	大友義鎭感狀	大友義鎭名字狀	大友義鎭一跡安堵狀	大友義鎭官途狀	大友義鑑書狀
(渡辺文書)	(渡辺左近文書)	(大神文書)	(河野勲文書)	(渡辺左近文書)	(渡辺文書)	(大神文書)	(大友家文書録	(河野勲文書)		(南藤原図跡考)	(日出図跡考)	(渡辺文書)	(渡辺左近文書)	(同 上)	(永弘文書)	(同 上)	(渡辺左近文書)	(同 上)	(渡辺文書)	· (若林文書)
	青)			耆)			剱)			有))		耆)				善)			
四四四	三四四	臺		喜	邑	壼	高0	三 三 三 三 三	三 田〇	橐	릋	릋	計	量	葁	릋	를	를	플	畫

六五四三二一		三二二二二三三三三三三三三三三三三三三三三三三三三三三三三三三三三三三三三
貞貞貞 嘉 寶	東見郡日出 村田	(文文 (天正 (天正 (天正 (天正 (天正 (
觀觀觀 祥 龜	日出氏	禄 祿 祿 十
九九九 二 三 年生年 年 年	郷 大系 録字 圖	十五年) 十五年) 十五年) 十五年) 十五年) 十五年)
九九年 二年 二年 六 月 月 月 月 月		九七十八 正正正 <u>十</u> 月月月月 月月月月
九年 八 月十六日 九年 二 月廿六日 九年 二 月廿六日 二年 六 月癸未朔	史 料 (川崎・大神・大神・大神・大神・大神・大神・大神・大神・大神・大神・大神・大神・大神・	九 十 八 正 月 十 二 月 廿 四 日 九 月 月 十 八 月 日 日 日 日 日 日 日 日
一次一次一次一次一次一次一次一次一次一次一次一次一次一次一次一次一次一次一次一次一次一次一次一次一次一次一次一次一次一次一次一次一次一次一次一次一次一次一次一次一次一次一次一次一次一次一次一次一次一次一次一次一次一次一次一次一次一次一次一次一次一次一次一次一次一次一次一次一次一次一次一次一次一次一次一次一次一次一次一次一次一次一次一次一次一次一次一次一次一次一次一次一次一次一次一次一次一次一次一次一次一次一次一次一次一次一次一次一次一次一次一次一次一次一次一次一次一次一次一次一次一次一次一次一次一次一次一次一次一次一次一次一次一次一次一次一次一次一次一次一次一次一次一次一次一次一次一次一次一次一次一次一次一次一次一次一次一次一次一次一次一次一次一次一次一次一次一次一次一次一次一次一次一次一次一次一次一次一次一次一次一次一次一次一次一次	・真那井)・小字一覧表	大友義統感狀
	(志手文書)	(帯刀文書) … (渡辺文書) … (渡辺文書) … (後藤作四郎文書) (渡辺左近文書) (瀬文書) … (斌内文書) … (武内文書) …
	書	(本書) (本書) (本書) (本書) (本書) (本書) (本書) (本書)
量量量量量	素	吴 吴 吴 云 云 云 云 云 云 云 云 云 云

一 九

目

1																							
(長名類聚抄) (元州大学文学部日本史) (大久八年カ) 豊後國圖田帳案 (大久八年カ) 豊後國圖田帳案 (大久八年カ) ・佐宮健殿地判指圖寫 (大人八年カ) ・佐宮健殿地判指圖寫 (大人八年カ) ・佐宮健康・佐宮健康・佐宮健康・佐安 (大人八年カ) ・佐宮健康・大田・大田・大田・大田・大田・大田・大田・大田・大田・大田・大田・大田・大田・	壳	큿	킅	둦	罿	喜	亖	Ξ	=	ē	ュ	六	Ŧ	兲	五	四	≡	=	=	0	九	八	÷
(元暦文治記寫	文	文			貞	貞		カュ	弘	弘	弘	弘	文	文	文	文			(建加	(文治			
(人) (元) (元) (元) (元) (元) (元) (元) (元) (元) (元	和	和			和	和		三ねん	安	安	安	安	永	永	永	永			八八年力	年中)			
延喜式 (一九州大学文学部日本史) (長名類聚抄 (一九州大学文学部日本史) (長名類聚抄 (一九州大学文学部日本史) (長名類聚抄 (一九州大学文学部日本史) (長名類聚抄 (一九州大学文学部日本史) (日本) (一九州大学文学部日本史) (日本) (一九州大学文学部日本史) (日本) (日本)		未乙			三年工	二丙戌		いいぬと	年			三年	十年	十年	十年	年			٣				
延喜式 (一九州大学文学部日本史) (長名類聚抄 (一九州大学文学部日本史) (長名類聚抄 (一九州大学文学部日本史) (長名類聚抄 (一九州大学文学部日本史) (長名類聚抄 (一九州大学文学部日本史) (日本) (一九州大学文学部日本史) (日本) (一九州大学文学部日本史) (日本) (日本)		二月			二月	十一		と二日					十月	十月	十月								
延喜式 (大久文書) 世 高壽寺首座智徹等連署披露狀 (大友文書) 世 高壽寺首座智徹等連署披露狀 (大友文書) 世 高壽寺首座智徹等連署披露狀 (大友文書) 世 高壽寺首座智徹等連署披露狀 (大友文書) 世 高壽寺首座智徹等連署披露歌 (大友文書) 日 高壽寺首座智徹等連署披露歌 (大友文書) 日 三、 (大友文書) 日 三、 (大友文書) 日 三、 (大分の石造美術) 日 三、 (大分の石造美術) 日 三、 (大方の石造美術) 日 三、 (大方家文書録) 日 三、 (大方の石造美術) 日 三、 (大方の石造美術) 日 三、 (大方の石造美術) 日 三、 (大方の石造美術) 日 三、 (大方の本書録) 日 三、 (大方の本書録) 日 三、 (大台、 日 三、 (大方の大書録) 日 三、 (大方の大書録) 日 三、 (大方の大書録) 日 三、 (大方の大書録) 日 三、 (大方の大書録)	八	# —				月二			晦	晦	世三		七	五.	五.	Ξ							
喜式 (九州大学文学部日本史) 名類聚抄 (九州大学文学部日本史) 佐宮假殿地判指圖寫 (九州大学文学部日本史) 佐宮假殿地判指圖寫 (同 上) 佐宮假殿地判指圖寫 (同 上) 佐宮御神領次第案 (同 上) 見郷八光名百姓等起請文案 (同 上) り宮司兼番長永弘保廣請文案 (同 上) 長宇佐保廣申狀 (同 上) り宮司兼番長永弘保廣請文案 (同 上) 長宇佐保廣申狀 (内閣文庫本) ウ宮司兼番長永弘保廣請文案 (大分の石造美術) 長宇佐保廣申狀 (大分の石造美術) 松松音寺跡實塔銘 (大分の石造美術) 松松音寺跡實塔銘 (大方の石造美術) 原吉祥寺寶篋印塔銘 (大友家文書録) 原吉祥寺寶篋印塔銘 (大友家文書録) 原吉祥寺寶篋印塔銘 (大友家文書録) 原吉祥寺寶篋印塔銘 (大友家文書録)			75l=	natar			Tar\$				日						بدر		1124	<u>, , , , , , , , , , , , , , , , , , , </u>	_	E.	7
(新)	禹壽寺首座智徹等連署披露狀	乙原吉祥寺寶篋印塔銘	源山吉祥禪寺觀音緣	豐後國志	乙原吉祥寺無縫塔銘		淮	火男火賣神社寶塔	\mathbf{H}		兼番長永弘保廣請		莊	朝見鄉久光名百姓等起請文案	朝見鄉辨分百姓等起請文案	案。図正八幡宮大神寶官使・催使	宮御神領次第案	八幡宇佐宮御神領大鏡	圖田帳案斷簡	判指圖	曆文治記	倭名類聚抄	延喜式
(新)	(大友	。 同	(大友		· 同	(大分	·(石清	・(大分	・(内閣	· 军	· (永弘	・(到津	· 同	· 同	· 同	(書陵	(同	。 同		順:	空州		
(新)	文書)	上	家文書母		上	の石造業	:水文書)	の石造	(文庫本)	林 本)	(文書)	支 書)	上	宁	户	部八幡宮	户	户	文書)	武彦文	室大 蔵学		
(大)	i	:			:	表術):		表術):		:	:					芦関係 立	:		:	意	日		
表示示表表表表表表表表表表表表表表																書)							
元 元 元 元 元 元 元 元 元 元 元 元 元 元 元 元 元 元 元																							
	売	壳	츳	큿	를	芫	츷	츷	듶	픘G	금	츷	픗	큿	芫	쿶	芸	芫荽	三岩	芸宝	三品	둞	芫品

垂	五	픙	四九	咒	罕	哭	쮶	盟	豐	旦	四	四0	橐	툿	圭	픛	풒	둞	플	壹	Ξ	픙
文		至自	天	年	天	(天正	()	(天	天			弘	(大永	永	文	明	明	永	永	貞	延	
祿		天天 正正 十十	:	未	正		正	正八	正			治		正	明	德	德	德	和	治	文	
四年未乙		ナナ 九八 年年	(`	詳	九年 日辛	九年ヵ)	八年)	年カ)	三年			三年	六年ヵ)	十三天子三月	十七年	二年辛未七月十	貳年	三年	元年	三年	四年	
+		六六		六	八	八	七	卯	=	+ -	+=	+	+	子丙三	七年十一月十	未七	来卯月	七	九	=	+	
月吉日		月廿六日日		月廿三日	月吉日	月廿二日	月廿四日	月九日	月八日	月五日	月三日	月九日	月十五日	月	月十九日	月十七日	月十八日	月十八日	月二日	月日	月廿日	
當家年中作法日記	豐後國速見郡暘城來由覺書	天正十六年參宮帳寫	朝見八幡社鐵燈籠銘	首藤吉丞書狀	赤松塔ノ本六地藏幢銘	大友圓齋義書狀	大友義統書狀	大友義統感狀	赤松松音寺跡無縫塔銘	大友宗麟義書狀	大友義鎭安堵狀	赤松松音寺跡無縫塔銘	永弘重行書狀案	田原寧墓地寶篋印塔銘	親氏田地寄進狀	乙原山吉祥禪寺舊藏梵鐘銘	湯布院佛山寺大般若經奧書	大友親世當知行所領所職等注進狀案	足利義滿袖判下文	大友氏時當知行所領所職等注進狀案	藤原實氏房軍忠狀	豐後國志
· (大友義一文書) 四	·(志手文書) 🛚	· (後藤作四郎文書)	· (大分県金石年表) 四	·(清原宣雄所蔵文書) 🎖	・(大分の石造美術) 🎖	. (同上)	· (問注所文書) 🛭	· (帆足市太文書) 四	・(大分の石造美術) 四	·(萩原文書) 四	·(大友家文書録) 🎖	・(大分の石造美術) 四	· (永弘文書) 四	・(大分の石造美術) 🎖	·(宮師文書) 四	· (日本古鐘銘集成)	· (仏山寺蔵本)	(同 上)	· (同 上)	(大友文書)	· (志賀文書)	······
10	뜄	큿	Ħ	101	200	200	<u>2</u>	읖	108		問 三	9	9	<u>=</u>	<u>=</u>	売九	売	孨	弄	型	至	弄

書 「本九八六年 - 五九六 (元度) 年起ったいくつかの奇蹟 (イェズス会の通信) 四三 書 (慶長 五年カ) 九月十日 大友中庵結書狀 (大友家文書録) 四三 表 (慶長 五年カ) 九月十日 大友中庵結書狀 (大友家文書録) 副三 表 (慶長 五年カ) 九月十日 大友中庵結書狀 (同 上) 副三 大 (慶長 五年カ) 大大中島結書狀 (同 上) 副三 大 村付 録 (日 上) 副三 日 村村 録 (日 上) 副三 日 (日 上) 副三 日 (日 全 八八年カ) 豊後國園田長案断僧 (日 上) 副三 日 (建) 八年カ) 豊後國園田長案断僧 (日 上) 副三 日 (建) 八年カ) 豊後園園田長案断僧 (日 上) 副三 日 (
慶長 五年カ) 九月十日 大友中庵語書狀 (大友家文書録) 四四年 1 月十五日 大友中庵語書財 四年 1 月十五日 (大友家文書録) 四四年 1 月十五日 大友中庵語書財 四年 1 月十五日 (大友家文書録) 四年 1 月十五日 大友中庵語書財 四年 1 月十五日 (大友家文書録) 四年 1 月十五日 日	九八七六五	ㅁ =		7	長 吾 美	至 西 吾
(型) 九 月 十 日 大友中庵結書狀	承建(建	建	別府	久	慶(慶	○ ○ 一 慶 慶一
(<u></u>	久	石岩分	補 安	長	九
型後國志	年 カ カ	_			五年	五元六年
豊後國帝・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	辛 牵	四 年	11 · 府	四 年	± °	》
一五九六 (<u>-</u>	同常ノ	十		
一五九六 (元素) 年起ったいくつかの奇蹟 (イエズス会の通信) 四大友中庵結書狀 12 13 14 15 15 15 15 15 15 15	カ カ 十 カ	十五	符。		7 十 五	
世後國志 :	日首	百				月
	宮御神領次第案 ·············(到津文書) ····································	下文案(書陵部八幡宮関係文書)神領大鏡(到津文書)	料	紀聞	垣原介找已營香系	統書狀(大友家文書録)[環長] 年起ったいくつかの奇蹟 (イエズス会の通信)[慶長] 年起ったいくつかの奇蹟 (イエズス会の通信)
		三言言元			percent percent	

	를 트	틍	壳	늣	专	둦	亖	긆	亖	亖	=	ᇹ	カ	六	Ŧ	云	五	四	Ξ	Ξ	=	0
			文	文	文	文	文	文	文	文	文	文	文	文	文	文		文	文	文	E	建
目			永	永	永	永	永	永	永	永	永	永	永	永	永	永		永	永	永	嘉	長
次			十年 六 月廿五日	十年 六 月 九 日	十年 六 月 三 日	十年 五 月廿二日	十年 五 月 廿 日	十年 五 月 八 日	十年 四 月 廿 日	十年 卯 月十八日	十年 四 月十一日	十年 卯 月十一日	十年 四 月十一日	十年 四 月 六 日	十年 四 月 三 日	十年 四 月 三 日		十年 三 月廿二日	十年 三 月廿二日	九年十二月廿五日	元年 五 月 五 日	八年十月廿日
	石垣莊辨分地頭代鬼靏丸申狀案大隅國正八幡宮大神寶官使等重申狀案	豐後守護大友賴泰(カ)請文案	關東御教書案	石垣莊辨分地頭代平越宗長請文案 …	八幡宮大祖	守護大友賴泰召文案 …	御使・國使等陳狀案國正八幡宮大神寶官は	國正八幡宮大神寶官	豐後守護大友賴泰召文案	大隅國正八幡宮大神寶官使等重申狀案	豐後守護大友賴泰書下案	大隅國正八幡宮大神寶官使等重申狀案	豐後守護大友賴泰召文案	石垣莊地頭代迎西申狀案	石垣莊地頭代僧迎西·名主等陳狀案	石垣莊地頭代僧迎西請文案	申狀案 大隅國正八幡宮大神寶官使・國使等		大隅國正八幡宮大神寶官使等訴狀案	豐後守護大友賴泰書下案	豐後國行事所下文案	豐後國行事所下文案
	同同	同	(同 L	(同 し	(同 L	(同 L	(同 	(同	(同 L	同	(同 し	同	(同 L	(同 し	(同 し	(同 し	(同	(同 し	(同 し	(同 し	(同 し	(書陵部7
	产产	-	도	上	는	근	户	户	宁	产	÷	宁	⊕	구	<u></u>	는 는	÷	<u>.</u>	<u>+</u>	宁	定	八幡宮
				29			· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·										· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·			四.	四.	(書陵部八幡宮関係文書) 罕
	四 四	四	四四	圆	昙	昙	罩	쁯	뜰	ଞ	믈		믈	豊	豐	豐	<u> </u>	<u></u>		咒	뜻	띋

舙	垂	吾	垂	吾	四九	只	罕	雵	呈	쯾	旦	竺	29	80	壳	兲	垩	兲	뤂	喜	壹
正	Œ	(觀	建	かり	Œ	正	Œ	正	Œ		定	正			弘	弘	文	文	文	文	文
平	平	應	武	やくわ	和	和	和	和	和		和	和			安	安	永	永	永	永	永
廿二年八月一日	十二年 二 月十八日	二年) 十一月 廿 日	三年二月八日	んねん十一月廿二日	□年 九月 日	二年八月日	二年 八 月廿七日	二年 八 月廿□日	二年 八 月十八日		二年ヵ) 正 月廿五日	元年十二月 日			八年 九 月 晦 日	八年 九 月 晦 日	十年十月七日	十年十月六日	十年十月五日	十年十月五日	十年 九 月 廿 日
香志田妙圓重讓狀	裏書 喚顯 下知狀案幷大宮司宇佐公居	莊年貢納帳 …	帶刀寂應申狀	定使しけすへ等定米請取狀	宇佐宮御馬所檢校藤原重連(カ)申狀案	與狀案宇佐宮御馬所檢校藤原重連代順佛和	鎭西 政顯 下知狀	藤原氏女和與狀案	古庄賴文和與狀	進狀案 ・末國兩名實檢使交名注	・長嗣	某(藤原重連ヵ)申狀案	宇佐宮御馬所檢校藤原重連申狀	宇佐宮御馬所檢校藤原重連二答狀案	豐後國圖田帳案	豐後國大田文案	豐後守護大友賴泰進覽文書目錄案 …	豐後守護大友賴泰注進狀案	朝見郷久光名・末松名百姓等起請文案	朝見鄉辨分百姓等起請文案	大隅國正八幡宮大神寶官使等請文案
(同 上	(同 上)	(永弘文書)	(郡正敏文書	(同 上)	(同 上)	(永弘文書	(宮成文書	(永弘文書	(到津文書	(同 上)	(同 上)	(同 上)	(同 上)	(永弘文書)	(内閣文庫本	(平林本)	(同 上)	(同 上)	(同	(同 上)	(書陵部八)
) 四六〇) 四0) 四五九	書)))) 四五六)))) 四点) 照三) 照三) 照一)	本))))	上)) 照照	八幡宮関係文書)

芙	妄	阳	三	三	芒	04	仌	夵	夲	奕	圶	态	空	夳	夳	容	弄	兲	吾	兲	歪
() 展長王年太	優		天	(天正	(天正	天	天正	(永祿	弘	永	年		明	明				年	應	應	應
一年だ	長		正			正			治	正	未		應	應				未	永	永	永
	五年) 九		十年 卯	十年ヵ) 二	八年ヵ) 卯	六年 九	六年とらのゑ二月 八	十二年)卯	三年三	十一年成二月	詳) 七	+	三年) 正	三年) 正	九	九	五.	詳) 正	卅年 卯	廿年十二	二年壬
	月 十		月上	月廿三日	月 九	月廿七	月ュ	月十七	月七	月	月廿四	月一		月,		月十	月	月廿五	月	月十	七月十
	日		日	三月	月	七日	八日	七日	日日	日	四日	月三日	月十三日	十日	月十三日	月十一日	八 日	五日	日	十二月十三日	壬七月十三日
大友中庵読書狀	大友中庵結書狀	豐後國志	大友義統安堵狀	大友義統知行預ヶ狀	大友義統感狀	源太義統安堵狀	右田鑑盛等連署速見郡間別調注文 …	龍造寺隆信書狀寫	源大義鎭安堵狀	神和園板碑銘	治忠書狀	大友親治知行預ヶ狀	本庄繁榮・市河親淸連署書狀	大友材親義書狀	連署書狀石垣莊闕所奉行右田元繼・田北親忠	石垣莊闕所奉行小深田惟述書狀	石垣莊闕所奉行小深田惟述書狀	著世知行預ヶ狀	宇佐宮神事諸役支配注文	藤原 香志 直重讓狀	藤原 香志直重讓狀
(同 上)	(大友家文書録		(円寿寺文書)	(大友家文書録	(帆足市太文書)	(円寿寺文書):	(柞原八幡宮文書	(多久家文書)	(碩田叢史所収吉富文	(大分の石造美術	(宮師文書)	(荒巻文書)	(同 上)	(相良家文書	(同 上)	(同 上)	(若林文書)	(麻生照美文書	(同 上)	(矢治文書)	(同 上)
11.00000000000000000000000000000000000	『録) 四三	·····································	10) 四寸)四	〈書)	四) 四中	「文書)	回) 四中	/収吉富文書) 閏0	美術)	四六九		四次	□) ····· 四六七	四六次	四六	四六	〈書)	四六	四六	四六
超	≝	=	三	当				Ö	Ö	元	元	八	4	4	关	至	宝	台	呈	夳	$\stackrel{\frown}{-}$

Ħ

付録			ළ 長 六 丑	(慶長五年)	目次
			一 二 月十五日	九 月十二日	
	豐後國志	某石垣原合戰記覺書寫(同	久我四郞三郞石垣原合戰日記寫 ·····(碩田叢·	大友中庵結感狀(児王韞	
		,	叢	轀	

盂	29	≡	=	=	5	九	八	-	~	五	29	3	_	_		_	승	芄	汽	丰
嘉		嘉	弘	弘	文	寶	嘉	(建						天 平		別 府			慶	(慶
曆		元	安	安	永	治	祿	建久八年ヵ						感 寶	竈門	別府市大字			長	長
三年		四年	八年	八年	六年	二年	三年	Э						元年	荘	, (飲南 録 輪石			六丑	五年)
八		午丙 正	九	九	=	中心三月	正							六	史	・ 垣別・			=	九
月廿八日		月廿	月晦	月晦	月十一	月四	月							月廿三日	料	府北 ノ石			月十五日	月十二日
八日		日	日	日	日	日	目							三日		部・			五日	日
僧有範稱請文案	進狀案 進財 東京 東京 東京 東京 東京 東京 東京 東京 東京 東京	野田羽室御靈社竈門氏墓地五輪塔銘	豐後國圖田帳案	豐後國大田文案	彌勒寺公文所下文	竈門八幡社大般若經奧書	彌勒寺公文所下文案	豐後國圖田帳案斷簡	宇佐宮幷彌勒寺由緒記寫	元曆文治記寫	延喜式	倭名類聚抄	豐後國風土記	聖武天皇施入勅願文		· 小字一覧表	豐後國志	某石垣原合戰記覺書寫	久我四郞三郞石垣原合戰日記寫	大友中庵結感狀
·(柞原八幡宮文書) 🖫	(永弘文書) E	(大分の石造美術) 四	(内閣文庫本) 四	(平林本)	(北正樹文書) ······ 🖺	·(竈門八幡社大般若経) 咒	(北正樹文書) 四	(同 上) 四	(到津文書)	(研究室本 2 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1				(正倉院文書) ······· 四		四个		(同 上)	(碩田叢史) 蹈云	(児王韞採集文書) 四宝
空	空	九四	至	夳	土	九	ち	ち	元	台	公	쏫	公	全		兰	<u></u>	芜	呈	岩

	푼	픛	뤂	喜	壹	畫	=	픙	壳	큿	丰	듳	亖	<u></u>	量	=	=	⋷	ᆂ	六	ŧ	三
	文	文			應永	明	永	永	永	文	貞	貞	貞	貞	貞	貞	康	曆	曆	曆		
目	明	明			三十	德	德	和	和	和	和	和	和	和	和	和	永	應	應	應		
次	拾壹稔亥九月 十 日	十」 八 月廿九日	八 月廿八日		三十三年五十一月廿五日	三年壬五月初八日	三年 七 月十八日	四年 八 月十七日	三年八月二日	元年十一月廿七日	貳年十二月 廿 日	二年十二月 廿 目	二年十一月 六 日	二年十一月六(日)	二季 十 月廿五日	二季 十 月廿五日	三年閏二月 五 日	四年 五 月十四日	四年 五 月 二 日	二己卯 六 月廿八日		
	彌勒寺長講職補任狀	竈門繁貞書狀	竈門繁貞· 久保親千連署書狀	九州記	彌勒寺法印神相所職等讓狀	湯布院佛山寺大般若經奧書	大友親世當知行所領所職等注進狀案	足利將軍叢家御教書案	足利將軍 義家御教書案	足利義詮袖判下文寫	豐後守護大友氏泰請文	豐後守護大友氏泰請文案	竈門貞鄕請文	竈門貞鄉請文	豐後守護代備前介宗賴請文	豐後守護代備前介宗賴請文	內竈狩落寶塔銘	高師直施行狀	高師直施行狀	野田羽室御靈社五輪塔銘	彌勒寺領諸莊供米注文	彌勒寺喜多院所領注進狀
二七	(薬丸文書) 吾	(同 上) 吾	(永弘文書) =		(到津文書) 吾	(仏山寺蔵本) 吾	(大友文書) 至		(石清水八幡宮旧記抄) 吾	(竹田津文人文書) 至	(同 上) 吾		(永弘文書) 至	(益永文書) 55	(同 上)	(永弘文書) 55	(大分県金石年表) 四	(同 上)	(山城随心院文書)	(大分県金石年表)	(永弘文書) 咒	回) 图
	5	部	芸	: : : :	<u>#</u>	<u>#</u>	Ē	吾	<u>=</u>	吾	Ē	=	# 8	四九九	九九九	門八	四九八	九七	四九七	四九七	九六	と力が

		_	查	晝	垂	吾	咒、		罕	哭、	呈	四四	旦	豐	29	80	壳	兲
嘉祥	由布	別府市大字	(天正 十三	(天 正 1	(天正 八年	天正士	永禄四	永祿	天文	永正	めいおう二年		文 明 山	「文明 十二			「文 明 」	(文明 十
二年 六 月癸未朔	院史料	(亀川・内竈・)・小緑	年) 日	八年)卯月九日	八年力) 三月五日	六年とらの第二月八日	四年華 八 月十三日	二起正月吉日	四年 八 月十三日	肆年听八月十三日	おう二年かつのと三月廿二日		十七 三 月十一日	十六年96」三月廿二日(五ヵ)	四 月十五日	四 月十五日	十二二十一月廿八日	十一年)壬九月廿一日
續日本後紀		小字一覧表	大友義統書狀	大友義統感狀	恩當	速見郡間別調注文右田鑑盛・竈門鎭意・石垣鑑貞連署	賀來社大神寶物送狀	竈門八幡社大般若經奧書	大內義隆袖判下文	賀來社御初拜神竇送狀	大友氏加判衆連署奉書	某書狀	竈門繁貞奉書案	大友氏加判衆連署奉書	上野利貞・竈門繁貞連署安堵狀	上野利貞・竈門繁貞連署安堵狀	上野利貞·竈門繁貞連署書狀	竈門繁貞書狀案
			(大友家文書録	(帆足市太文書)	(松原文書)	(同 上)	(柞原八幡宮文書)	(竈門八幡社大般若経	(大友家文書録	(宮師文書)	(三代文書)	(同 上)	(永弘文書)	(三代文書)	(同 上)	(同 上)	(同 上)	(永弘文書)
			『録)	(書)			立文書)	·大般若経)	『録)									
豊 豊		五八	五七	五七	프	三六	弄	弄	五四	蓋	蓋	蓋	盖	五10	吾兒	吾兒	吾	吾

	三四	=	=	=	io	九	六	Ŧ	云	盂	<u></u>	=		_	10	九	ハ	÷	六	<i>3</i> 51.	29	三
	永	貞	貞	至自	延	Œ	文	建	年	永			永	元	弘	弘	(建	(文	文			
目	和	治		貞康		平	和	武	未	仁			仁	應	安	安	久	治	治			
次	三年八月二日	三年 二 月 日	貳年十二月	治 二年十月 十 日安 壬寅晚春廿八日	一个	十年十二月 日	三年 十 月十六日	四年十二月十六日	詳)	五年十月二日			五年 六 月 日	元年 八 月 日		八年九月晦日	八年ヵ)	年 中)	二年 四 月十三日			
	足利將軍灣家御教書案	大友氏時當知行所領所職等注進狀案		杵築生桑寺大般若經奧書	僧玄妙奉書寫	木屋行實軍忠狀	戶次淨心蠶安堵申狀案	沙彌重慶奉書寫	彌勒寺領諸莊供米注文	關東(カ)御教書	某申狀斷簡	由布院地頭(刃)某申狀	善法寺尚凊處分帳	彌勒寺權別當方祗族人數等定書	豐後國圖田帳案	豐後圖大田文案	豐後國圖田帳案斷簡	宇佐宮假殿地判指圖寫	後白河院廳下文案	倭名類聚抄	延喜式	延喜式
二九	·(石清水八幡宮旧記抄) 至		文書房収才日	・(生桑寺の写本大般若経) 三三	·(大倉氏採集文書所収右田文書) 點記	´ :						桑寺文書)		清水文書)			津文書)	〈書)				三三

哭	豎	四四	찉	四	29	80	壳	픗	亳	픛	둪	喜	壹	三	=	픙	듳	늣	幸	궂	亖
祿 八年)七	(永禄 四年ヵ)十一日	(永禄 四年ヵ)十一日	十一日	天 文 廿一壬子四日	天 文 十九年 全 月	(天文 十九年) 九 月	天 文十九 七月	天 文 十九年閏五日	(天文 十九年ヵ) 三日	大 永 甲申黃		「明應四月乙卯」 六 日	(文明 七年ヵ) 三 日	(文 安 元年) 壬六月	(年 未 詳) 二月	(年 未 詳) 九日	永 享 三年辛亥三月七	十一日	至 延 德三天辛亥仲春 自 明 德辛未涅 槃 會	德 三年 七	永 和 四年八月
	月十五日 吉	月十五日 大	月十四日 大	日	世 古 日	五日	六日	月十二日 七	三月十九日 大	鐘 _月 日	九日七	月十五日 実	月廿七日 志	万七日 大	卅日	月十七日 齊	日	月十八日 大	在 九 日 日 佛	十八日	十七日
大友宗麟鎭書狀	吉岡鑑興書狀	大友義鎭書狀	大友義鎭書狀	荒木寶篋印塔銘	荒木寶篋印塔銘	大友義鎭書狀	荒木寶篋印塔銘	大友義鎭名字狀	大友義鎮感狀	佛光寺六地藏幢銘	八聖院宗心知行預ヶ狀	香施行状	賀親家申狀	八友氏加判衆連署奉書	怒留湯弘重・帆足正重連署打渡請文	齋藤著利・親和連署奉書	湯平秋吉薰藏鰐口銘	大友道瑛臡知行宛行狀	5山寺大般若經箱書銘並 奧書	大友親世當知行所領所職等注進狀案	足利將軍義家御教書案
(立花家文書)	(同 上)	(同 上)	(佐田文書)	(大分県金石年表)	(湯布院町誌資料調査票)	(岡部忠右衛門文書)	(大分県金石年表)	(同 上)	(幸野徳人文書)	(大分の石造美術)	(野上文書)	(小野文書)	(志賀文書)	(大友家文書録)	(同 上)	(上田節蔵蔵野上文書)	(大分県金石年表)	(大友家文書録)	(仏山寺蔵本)	(大友文書)	(石清水八幡宮旧記抄)
蓋	蓋	蓋	蓋()	蓋	蓋	吾九	吾先	吾	吾	吾	吾	吾	五四五	五四四	五四四	吾	吾	吾	葁	畫	臺

究	穴	夲	奕	至	盗	空	夳	夳	谷	兲	兲	吾	奀	歪	吾	查	프	<u> </u>	픙	四九	鬥	罕
(天 正	(天正	(天正	(天 正	(天正	(天正	(天正	(天正	(天正	(天五 正八	天正	(天正	天正	(天正	(デ _五 正八	(天) 正	天正	天正	元龜	(元龜	(年 未	(永祿十	
十五年)	十五年)	十五年)	十五年)	十五年)	十五年)	十五年)	十四年)	十一年力	八二年年	十年)	十年ヵ)	八年)	八年)	С) =	+:	Ŧ	_	元年頃)十	詳)	・ 年ヵ)	
八 月廿四日	八 月廿四日	三 月十三日	正 月十六日	正 月十六日	正 月十五日	□□十五日	土月三日)卯月六日	· ·	六月九日	卯月六日	十一月廿六日	十月七日	八年九月十二日)年 十 月 二 十 日)五月廿四日	年配正月廿三日		一年 亲九月 日	十一月一日	十一月一日	三月二日	拾 月廿一日
大友義統感狀	大友義統感狀	大友義統書狀	大友義統感狀	大友義統感狀	大友義統感狀	大友義統感狀	田原紹忍戆書狀	大友義統書狀	一五八二 (天正) 年日本年報	大友義統書狀	大友義統書狀	大友義統感狀	大友圓齋義書狀	より耶蘇會總長宛書翰		月俣員貞等連署起請文	荒木寶篋印塔銘	由原宮宮師豪榮書狀	大友氏奉行人連署奉書	浦上宗鐵書狀	大友宗麟義書狀	大友宗麟義官途狀
·(稙田文書)	· (久保平治郎文書) · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·		(大友家文書録)		津留運文書)		(大津留運文書)	(大友文書)	(イエズス会の通信) ······· 丟四	(大友家文書録)	(佐田文書)	(大友家文書録)	(問注所文書)	本通信豊後篇)		(恵良文書)		(宮師文書)	(向文書)	(碩田叢史所収野上文書)	(大内氏実録土代所収右田文書) 丟品	(幸野徳人文書)

= =		-			_	二	6	芄	汽	丰	芝	妄	超	圭	三二	드	ち
慶(年	、保			補	大分	慶	(慶五 長・			文	文	文			天	天 E	(天正
長 未	安		由布		大分郡湯布院町		長一 九 元六			祿	祿	祿					
五詳	三年	£	院	遺	• 1630		年年			二年	貳 年 ^{已癸}	貳 年 民			十六年)]](年	十六年)
	′ +		史		別 府 市	正月		三月		九月	^段 九月十一	^{已癸} 九月			六ヵ月月	六 日	壬五日
一月 七 日七月廿八日	月十九日	-	料		· 大字(/1		月廿七日			千一日				月十九日	六月二日	壬五月廿六日
1 豐後國速見郡知行方目録1 严次宗倴秀書狀	清原某處分				別府市大字(東山・)・小字 覧表	七山七社明神由來書	一五九六年起ったいくつかの奇蹟 …	1 大友吉統書狀	御當家御書札認樣	1 檢地帳	1 地野帳(下) 1 豐後國速見郡由布院石武名田方御檢	四 日 豐後國速見郡由布院石武名田方御檢	高麗出兵留守衆交名	豐後國諸侍着到帳寫	大友吉統感狀 …	T 夾間塡秀共養墓碑路	1 大友吉統書狀
(北九州市立博物館蔵)(問注所町野文書)	(力):::「丁予二等ン					(田北憲明文書)	・(イエズス会の通信)	(大友家文書録)	(大友義一文書)	(同 上)	(同 上)	(永青文庫文書)	·(大友家文書録)	・ (武内本・中島本)	(大友家文書録)	(場布院町誌資斗調査表)	·(大友家文書録)
· 5000		205			五九七	・五九六	・五六	・	・	· 丟至	- 兲()	・至宝	・単四	・単岩	・	· 臣	- ===

日

出

莊

史

料

寧楽遺文下 ○荒木田久老校訂·

速見郡 郷伍所里一 驛貳所 烽壹所

速見郡郷伍所

摩侶、 磐窟、 時、 昔者纒向日代宮御字天皇、 於此村有女人、名曰速津媛、 土蜘蛛二人住之、其名曰靑・白、又於直入郡禰疑野、 是伍人並爲人强暴衆類亦多在、 欲誅玖磨囎唹、 爲其處之長、 悉皆談云、不從皇命、 行幸於筑紫、 即聞天皇行幸、 從周防國佐婆津發船、 若强喚者、 有土蜘蛛三人、其名曰打猿・八 親自奉迎奏言、 興兵距焉、

此有大磐窟、

於兹天皇遣兵遮

田 名曰鼠

圆

而渡泊於海部郡宮浦

赤湯泉在 北郡

其要害、

悉誅滅、

因斯名曰速津媛國、

後人改曰速見郡、

赤湯泉

此溫泉之穴、 在郡西北竈門山、 其周十五許丈、 湯色赤而有埿、 用足塗屋柱、 坚流出外變爲清水**、**

指

東下流、

因日赤湯泉

此湯井、 玖倍理湯井在郡 在郡西河直山東岸、

河直

山 東岸

玖倍理湯井

餘許、 其氣熾熱、 不可向昵、 緣邊草木悉皆枯萎、 口徑丈餘、 湯色黑、 因曰慍湯井、 遲常不流、 人竊到井邊、 俗語曰玖倍理湯井、 發聲大言、

驚鳴涌騰二丈

柚富鄉 西郡

柚富郷

此鄉之中、 栲樹多生、 常取栲皮、以造木綿、 因曰柚富鄉、

日 出 荘

日 出 荘

柚富峯在柚富

此峯頂有石室、

其深一十餘丈、高八丈四尺、

廣三尺餘、

常有氷凝、

經夏不解、

凡柚富鄉、

近於此

峯、 因以爲峯名、

頸峯在柚富 此峯下有水田、本名宅田、此田苗子鹿恆喫之、

田主捕獲將斬其頸、于時鹿請云、我今立盟、免我死罪、

田野

田野在郡、

此野廣大、

土地沃腴、

開墾之便、

無比此土、昔者郡內百姓、

不宜水田、

今謂田野、

其緣也、

○速見郡ノミ抽出。上下略。田野ハ現在玖珠郡九重町ニ属ス。

富、作餠爲的、于時餠化白鳥、

名 子、

若垂大恩、

田主造柵伺待、

鹿到來擧己頸、容柵間、 得更存者、

即喫苗子、

告我子孫、

勿喫苗

田主於茲大懷怪異、赦発不斬、自時以來、此田苗子、不被鹿喫、

令獲其實**、**

因曰頸田、

兼爲峯

居此野、多開水田、 餘糧宿畝、

發而南飛、當年之間、百姓死絕、水田不造、遂以荒廢、自時以降、

倭名類聚抄

速見郡

朝見

八坂

田色

大神

山香

シカラ寺家ニ返付なる。 由日八 布出坂 院荘荘 大神荘

院廳下

三 後白 河院廳下文案

> 鎌倉遺文八五: ○益永家記録 号

宇佐彌勒寺所司

事、 修造堂舍塔婆破 **製**壊事 可早任仁安廳下文狀、

停止國妨、

以 豐 ₹前後

國浦部拾伍箇庄、

如本返付寺家、

勤行恆例臨時神事佛

大神庄 日 畄 庄

由 八坂 市院庄 臼野庄 伊美庄 地 庄 岐部 竹田津庄 庄

眞玉庄 姬 嶋 都甲 庄

已以庄く 四至載久安廳下文之、

草地庄

山香庄

藤尾寺

得彼寺別當法印大和尚位成清去二月日解狀偁、

謹檢案內、

御願、

累代聖

右、

欽仰無雙也、 所之法樂、 主勅発庄園也、 3、御鎮田園雖有。加之儀、全無停廢之人、其中一兩之宰吏、 領カ 増 「史」奉祈百王十善之寶祚、蓋是依大菩薩御託宣、被定置之事也、 以其所當地利、 被宛置恆例佛神事・ 寺家修理之用 提供提 不知子細、 仍朝家之崇重勝也、 (^{殊脱カ)} 聊成妨之時、 奉賁八 宰府· 幡

日 出 荘

三

經 之

領藤 _{四ス} 歴原頼輔任後押

奏聞、

鳥羽院當院御時、

可停止其妨之由、

被成廳御下文旱、

其度無牢籠、

送年序之間、

賴藤

: 卿拜任 送歲

猶令國領、

重源 季兼朝臣之任、

単病 源季兼押領シテ

滅ス 目代中原資職

緒

方惟栄等乱入

間、

月、 以彼庄々取出、

之上、全無餘剩、

仍失計略、

拭。淚歷星霜、「愁」

當國宰吏之中、

令押領此庄々**輩、**

皆以有事歟、

所謂、

本相折有限

令押領之處、 寺家注子細依訴申、

之後、

所被宛置之佛神事堂塔修理修造、倂以斷絕早、 仁安二年重賜廳御下文旱、 於件國御領庄々者、 雖然無指故、

中原資軄、 此領之內停廢八坂庄之日、 横押領之處、 季兼受重病之刻、 現奇特、 於庄堺令頓滅旱、乍見前車之覆、 自身託宣、 仍忘憚所言上也、 忽書怠狀、 抑兩三年不憚神威、 納寶前早、 豈無後車之恐哉' 其時目代河內權守 武士亂入之

咽而又不申此旨者、 爲朝家爲寺家、

壞堂塔而爲薪、 破佛像而求寶、 又字佐每三十、跡形之上、彼浦部十五ヶ庄如元不被返付。者、『[・]『中家』 打破眉間而取白玉、裂穿御身而伺黃金、 旁有其恐、

件正遷宮巡年已在近歟、 自前二十八年、

入御杣、

其間狼藉難盡筆端、

爲恐後御勘發、 撿其材木者例也、

同所申上 年記:

如本以拾五ヶ庄返付寺

所仰如件。

且依往古寺領理、 云此云彼、 裁定可在今明、 且任度々宣旨幷代々廳下文、 若及庭疑者、 每事違越歟、 停止國妨、

定置、

舊基已如此、

天裁、

廻何計略、

可致其勤哉、

餘事以之可被察、委細退可注進歟、

宜承知、 依件用之、 敢勿違失、 家、 也

勤行. 望請

恆例臨時神事佛事、

令修造堂舍塔婆之破壞、

乗○令營勤有限遷宮役之狀、可

文治二年四月十三日後鳥羽院

別當左大臣藤原朝臣

內大臣兼左近衞大將藤原朝臣

主典代式部。正兼皇后宮大進大江朝臣少輔歟

判官代攝津守藤原朝臣 皇后宮權大進藤原朝臣 在判 在判

四

左少辨藤原朝臣

在判

勘解由次官兼皇后宮權大進

一藤原

朝 臣

在判

左京權大夫藤原朝臣

在判

前權大納言源朝臣 在判

權大納言藤原朝臣

在 判

權大納言兼右近衞大將藤原朝臣

在判

權中納言藤原朝臣 在判 民部卿藤原朝臣

在判

權中納言 -納言兼左衞門督藤原朝臣 在判「右歟」「右歟」

權中

權中納言左衞門督藤原朝臣「左兵衞カ」

同

權中納言藤原朝臣

在判

在判

民部權大輔藤原朝臣

左衞門權佐兼皇后宮大進藤

興福寺長官參議左大辨勘解由長官兼遠江權守藤原朝臣

在判

參議右衞門督兼加賀權守藤原朝臣 「兵衞ヵ」 在 判

造

在|

修理左宮城使左中辨阿波介藤原朝臣

在

修理右宮城使右中辨源朝臣

日

出 荘

五

少納言兼侍從河內權守源朝 臣 在判

左衞門權佐平朝臣

在判

左少辨藤原朝 臣 同

同

源朝臣

同

荘

29 守佐宮 l假殿 地 判指圖 寫

宇佐神宮史史料篇四〇田原武彦蔵

|「置路甃六十八丈五尺內略(西大門西側参道南)

若宮鳥井內五丈日田庄 次二丈安岐鄉

次三丈阿南鄉〇中

次一丈五尺八坂庄

次一丈五尺大神庄

略〇

次二丈由布院

略〇中

中

香鄉 次一丈朝見鄉 略〇下

郷・朝見郷・由布院・山香八坂荘・大神荘

(羅里) 四十間由布庄(マ、)

「若宮西生枝垣十七間內**、**同〉 次三間丹生庄 略〇下

南三間伊美庄、

次二間八坂庄

略〇 中

二間日出庄

略〇中

|「若宮釘貫自大宮、釘貫之堺迄テ、未申角、(同) 自未申二間由布庄、 次五間大野庄、 次二間都甲庄」 略〇中 略〇中

釘貫十三間內東始六間八坂庄、

釘貫十五間脇十間由布庄、

次二間稙田庄、

次二間直入鄉、

次一

間佐賀鄉」

八坂荘 由布荘

由

布莊

八坂荘

日出荘

|「西釘貫方間、

由

布 荘

(自脱力) (有脱力) (有脱力) (有脱力) (有脱力) (有脱力) (有脱力) (有脱力) 國司 屋 一字五間

妻二間 五各尺

內 西 間半 日 田庄

次 次 間 八大 坂神 間朝見鄉 兩新庄

八坂 新莊 朝見郷

六

「自南樓東脇、(南楼西南廻廊) 「東廻廊八間南与南樓來東(同) 惣土居入

迄テ辰巳角、

垣屋拾四間

朝見鄕」

次一間笠和鄉

朝見郷

大門南中間甃十四丈五尺內

六丈五尺 朝見鄉

佐賀鄉

三丈

「自東大門南脇、迄テ辰巳南、 東大門玉垣) 略 ○下

略〇 中 次二間朝見鄉

「次二間佐伯庄」」(加筆)

「自北大門西脇、迄テ戌亥角、垣屋「廿八間」脇「六間笠和郷、<

北大門西脇垣屋) (カ) (加筆) (カ) (加筆)

次十間大野庄

次八間玖珠郡」

玉垣九間

朝見鄉」

「北大門与北中門西內□間中(北大門回廊南側御輿宿甃)

菛

御

六尺

輿宿甃十八丈八尺內四丈三尺

山香郷

武藏鄉 大野庄 三丈

玖珠郡

六丈

三丈六尺 伊美庄

山香鄉 一丈三尺 平丸保」

日

略〇 中

出 荘

七

山香郷

(西廻廊、 自西大門脇、西大門東北内側垣屋) 迄テ戌亥角、 南垣屋、十四間內

日

出

荘

脇十間八坂庄、次二間判太庄、次二間玖珠郡、

置道与御輿宿中間六丈

軒下甃廿六丈四尺內除衞士屋(カ) 西大門內置場ヨリ北迄テ御輿宿

內 五丈四尺 八坂庄

三丈五尺 來繩鄉

三丈

一丈 大佐井鄉

小佐井鄉

丈二尺 安岐鄉

丈四尺 伊美鄉

丈

山香鄉_

山香鄉」

「西路〇 西大門) 大門 一

宇

「自西大門脇、(西大門南側垣屋)

由布院

鄉、 次一 間由布庄」

「自南樓西脇、(南・西廻廊内垣屋)

迄テ未申角、 迄テ未申角、

垣屋廿八間、 垣屋八間、

脇四間由布院、 脇四間荏隈鄉、

次五間三重鄉」 次三間判田鄉、

次十間臼杵庄、

次十間佐賀

八

八坂荘・大神荘

(西廻廊)

七尺五

寸

九間南樓脇一間日日

田 次庄

間大神庄

西廻廊拾間

略〇 中

(相ノ間樋) 「內外樋合」七尺(加筆)

略〇 下

「件地判指圖者、(小山田貞世跋語)

〇本指図

ハ

「跋文」

ノ 通

Ų,

宇佐宮太大工職小山田貞遠ガ文治年中ニ作成シタモノヲ、

太大工職

ヲ相承

スル

同

貞遠文治・ 國貞貞應・ 爲貞建長・ 貞行弘安等、 所持之古本也、 而虫喰令破損之間、 貞世新寫之、

賀来荘、 明スル荘公ハ四十五荘郷 家ガ代々相伝シ、 荘公ノ役所ガ記入サレテイタモノト思 メ、『宇佐神宮史』ニ依拠シ、 直入郡入田荘、 ノチ写シ替タモノデ、 Ħ (別ニ豊前国向野郷アリ) デ、 田郡 大肥荘ノ七荘ガ見エナイノミデアルガ、 速見郡荘園関係ノ記載部分ノミヲ抄出シタ。 仮殿造営一国平均役トシテ豊後国諸荘公ノ分担関係ヲ記シタモノ。 ル。 虫 損・破損・汚損甚ダシク、 国東郡臼野荘・ 姫島、 十カ所以上ノ虫喰部ガアリ、 原図 速見郡竈門莊 ノ写真・凸版等ノ 石垣莊、 掲載不能 恐ラク全 大分郡 判

九

日

出

荘

略〇中

七尺

間 次四 四間阿南郷、六 次三間井田

鄉

| |大神庄 |

日

豐後國圖田帳案斷簡

大分県史料

五

櫛來浦十五丁 宇佐宮領 辨濟使 地頭宮沙汰 姬嶋浦三丁

預所同地頭

件浦者海中之嶋也、

本自非寺領、

爲海人等之栖細庭許也云

۲,

速見郡田代九百七十五丁餘

田伊太原浦十五丁 宇佐宮領

辨濟使地頭宇佐宮前祝太六大夫宮兼

速見郷

地頭

竈門鄉百餘丁 八坂鄉二百餘丁 彌勒寺領 彌勒寺領 預所 預所慶禪

朝見鄉八十餘丁 宇佐宮領 辨濟使宇佐邦輔 地頭

山香鄉二百餘丁 彌勒寺領 預所同 地頭三人云~、

山香郷

石垣郷 朝見郷 竈門郷 八坂郷

石垣鄉百五十餘丁宇佐宮領

辨濟使神官榮定

地頭宮沙汰 地頭宮沙汰 漆嶋定房

由布郷

直入郡田代百六十餘丁 由布鄉六十餘丁 彌勒寺領 大分郡田代千三百八十餘丁 預所同 地頭

海部郡田代七百七十餘丁

一大野郡田代九百十餘丁

宇佐宮領二百四十餘丁 此內緒方鄉三百餘丁

 $\overline{\circ}$

○建久八年ノモノナルベシ。

ᅩ 彌勒寺留守所下文

大分県史料 ○城内文書

下

「彌勒寺留守所御下文建筑前(端裏書) 日出庄

右件吉守之父、故字迫七郎、爲楫宗門、(マ) 可早企參洛申上子細、 迫五郞吉守身事

建久九年三月廿七日

事若實者、甚以不當事也、若有存旨者、

速企參洛、

可被申子細之狀、下知如件、

號夜打企空自害、令押領得勢名田之由、

宗門殊所訴申也、 勿違失、故下、

大分県史料○城内文書

--

日出莊預所源某下文

可早任御下文定補田所職事

二山 一補ス羽ヲ 田 所 職

下

日

出

御

庄

月 出 荘

預所大法師 (花押)

山則綱

被補彼職、 但於本家 預所御事忽諸申者、

•

所職易改之狀、

如件、

建曆元年十月廿七日

セバ改易ス本家預所ヲ忽諸

右人、

日向守藤原朝臣請取狀

預所木工允源

(花押)

熊本県史料本 中世二

建仁元年六月廿四日

狀

如件、

經長也、 右、

但於地頭代官者、

以到

]馬允俊朝子子孫孫令補之、

無他妨可

敢不可有違亂之

件所領調度文書等、請取事實也、

請取

豐後國國東・

速見兩郡、

前郡 司 抑

領內南北浦部調度文書、

幷手繼證文[

|為年來乳父之上、且依有存旨、

以件[

令 讓 傳

日 向守藤原朝臣 (花押)

○前郡司 ノ南北浦部 ノ所領ヲ特定シ得ザルモ、 国東御領諸富名(『国東郷史料」一〇・一一号)ト関係アルカ。

 \equiv

	司出向 祭(カ)奈多大宮 八津島宮五百年				田所山八郎地頭二違背		
日出 荘 一 一 二 二 二 二 二 二 二 二 二 二 二 二 二 二 二 二 二	一途候、恐ゝ[10 景□書狀 鎌倉遺文四七○七号 一	□代藤次郎殿寛喜三年九月十四日在御判(裏判)	本名也、有限所當御事、懈怠、可致其沙汰之由、可令下知給候也、仍達如件、《 ^(執脱) (^{(会脱力)(無脱)} ,所令免除也、雖然若有□者、早速可令申也、如當時令申非張本者、可令安堵錬歟、就當時之陳狀、所令免除也、雖然若有□者、早速可令申也、如當時令申非張本者、可令安堵疎略之由事、□□請文了、且爲所披見、一枚ハ所下遣也、如狀者、左近將監者、强非張本、結構之	非自發候、結構依尙御庄田所山八郞幷藤四郞之催、��令同心候許也、自今後更爲地頭御方、不可有御庄得勢名主津嶋左近將監兼高、令[]人百姓等、令違背地頭方之由、有其聞之間發候處、全	此起請文ハ披見之後ハ、宮の鳥居ニ可奉押、□□□文ハ披見之後ハ、左近太郎ニ可給也、(裏判)□文ハ披見之後ハ、左近太郎ニ可給也、(裏判)□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□	九 日出莊領家安堵狀案 編年大友史料正和以前
	疋			塔 乙	有 全		

御注進狀案弘安八年十月十六日 豐後於府中

津島安藝守殿 (繁能) 大宮司殿 甲午九月三日(文曆元年力) H

出

荘

○『改稿津島年譜』ニモ収ム。〔

〕内ハ同書ニョリ注ス。

但シ本文書ハ検討ヲ要ス。

豐後國大田文案

鎌倉遺文一五七○○号

脚力 菊正 在判

豐後國中神社佛寺權門勢家庄園國領公田及領家・ ・領所・地・は「預」(頭脱) 辨濟使等交名事

注進合田代六千七百廿八町餘捌箇郡

略〇 中

謹上 信濃判官入道殿 (二階堂行忠) 弘安八年九月晦日

豐後國直入等注申、

當國八郡

國崎

速見

直入 大分 海部

大野 日田

球珠

沙彌道忍

裏

29

石垣荘

石垣庄貳百町宇佐之領 速見郡千五 町內

郡〇田 東

田數幷領主等事

領主

辨分六拾町 朝見鄉八拾町 本庄百四拾町

神宮名主等

神官幷土肥一王和字佐宮領 (宗長)

同彌勒寺領

王丸

竈門庄八拾町

竈門荘 朝見郷 弁分

地頭

小坂村十七町 本庄五十三町

小坂村

平湯・立小野村

大將家法花堂別當僧都御房(源賴基) 御家人龍門又太郎貞繼法師法名

平湯・立小野村拾町 加納本ノマ、大友兵庫入道殿鶴見村

大神庄百七拾町

大神荘

地頭

日 出 荘 手近 日 村部 出

藤津原嶋

H

出

津嶋柒拾町

相摸守殿

井

近部・

藤原・井手村七拾町 戶次太郎時親法師、 法名道惠

井真 村奈 井・ 八坂荘 野木乃

> 眞 祭 弁 ·野木乃井村參拾町 利根又太郎賴親

日

出

荘

八坂庄貳百丁 同彌勒寺領

下庄百町

領家八幡撿狡法印女子

御家人八坂五郎左衞門尉惟繼跡彌五郎盛氏・七郎惟行・十郎純繼、

各分領不分

本庄五拾五町內

明

若冨五町貳段 御家人八坂五郎左衞門尉惟繼・五郎親盛懶繼

新庄四拾五町內

大友兵庫頭入道殿

・彌三郎忠繼法師法名覺辨、各へ(タタカ)

領不分明、

同彌勒寺領

山香鄉貳百町

Щ 香鄉

大友兵庫頭入道殿

鄉分百町

立石村四拾四町 同下倉成名拾六町 豐前九郎入道明眞跡、 御家綾卩小次郎道明跡、 同彥四郞盛道法師名良惠

小田原五郎景郷・道明後家尼善阿・同女子藤原氏、

各分領不分明、

大炊判官代大郞賴元法師法名道佛、

与當國日差左衞門尉惟忠後家尼論申之、

遠江國御家人內田宮藤三淸致跡、 同三郎致持、

以 下 略 郡 此已下不見、

廣瀨村六丁六段大

日差村參拾町

一六

豐後國圖田帳

注進ス豊後国図田帳ヲ

弘安八年十月十六日自國府被立脚力早、

略〇 中

弘安八年九月晦日

謹上 信濃判官入道殿

公田領家・領所・地(マン)

頭 辨濟使等交名之事

豐後國田代之事、

國中寺社佛神領等幷權門勢家莊園領

沙彌道忍

裏判

國崎・速見・直入・大野・海部・大分・日田・玖珠田數領主等之事

郡〇 略国 東

當國八箇郡分

豐後國直人等記申

速見郡千町餘五(マン) 町

石垣莊二百町

石垣荘

本莊百四拾丁

宇佐宮領、

く主神官名主等

日 出 荘

別府六拾丁

地頭軄名越備前左近大夫殿(宗長)

別府

一七

朝見郷

竈門荘

竈門莊八拾丁

宇佐彌勒寺領他本云百餘丁、

小坂村

平湯・立小野村

大神荘

大神莊百七拾丁

日出・津島

本莊五拾三丁 小坂村拾七丁 地頭軄竈門次郞貞繼法名 大轉家法花堂別當僧都御房將

平湯·立小野村十町幷鶴見加納 大友兵庫入道殿

近部· 真奈井·野木乃井之村三拾丁 日出・津島七拾丁 藤原・幷平村七拾丁(#)手 地頭軄相摸守殿

戶次太郎時賴法名道惠 同人并利根次郎賴親

八坂莊二百丁 宇佐彌勒寺領

八坂荘

本莊五拾五丁 下莊百丁 御家人八坂五郎左衞門惟繼跡彌五郎盛氏・七郎惟行・十郎能繼、 領家八幡檢校法印女子

若富名五拾丁二段 大友兵庫入道殿

本鄉百町

山香鄉二百町 新莊四拾五町

鄉司家忠退轉之後、

當知行未分明、

八坂五郎左衞門跡五郎親盛跡彌次郎忠繼、

惟繼嫡孫而相續云

ζ,

各配領

立石村四拾餘丁

豐前九郞入道明眞跡彥四郞

山香郷

大友兵庫入道殿

朝見鄉八拾丁 宇佐宮領、 地頭軄土肥一王丸

一八

爲知行

₹₹

下倉成名拾六丁

廣瀨六町六段大 遠江國御家人內田土藤三致淸跡三郎致淸相續(出) (H)

一王名三町三段小 大友兵庫入道殿

大炊判官代大郞賴元造佛 戶次太郎時賴法名道惠·三郎重親相續

當國住人日差左衞門後家論之、

領家延曆寺、 地頭大友兵庫入道殿

鶴見村拾五丁 由布院六拾町 日差村三拾丁

鶴見村 由 布院

以 下 直 郡

彌勒寺喜多院所領注進狀

 \equiv

○石清水文書二

彌勒寺喜多院所領庄蘭名田末寺末宮別保等事

別保等ヲ注進ス 領庄園末寺末宮 外勒寺喜多院所

注進

豐前國

合

略〇 中

豐後國

竈門庄 七 十十

H

出

荘

竈門荘 豊後国

八坂荘

八坂庄百三十丁

一九

=

	伊美荘 香地荘	在 竹田津	草地荘 真玉荘	向野荘 都甲荘			山香荘	八坂上荘・下荘
日 出 荘	伊美庄五斗	臼 (五)	草地庄二斗	向野庄二斗	弘瀨	石丸四斗	山香庄	八坂上庄三斗
	香地庄□斗	竹田津庄一斗五舛	真玉庄五斗近來	都甲庄四斗		立石倉成四斗		同下庄五斗

亖 日出莊小畑光明寺大般若經奧書

二六七

(如書)

本

之

宝治二年戊四月三日書了、)

三五

筆者

金剛佛子定脩

四七

執筆

金剛佛子定脩之、(也)

三四

正和五季七月二日

於法花寺書寫了、

定脩敬白、

正和五季五月廿一

日

於法花寺書寫之了、

金剛佛子定脩 敬

白、

卷

數

奥

書

愛媛県西宇和郡三瓶町〇伊予地福寺蔵本

僧金海	
一部內一卷、結緣書寫如	
廊、爲興隆佛法、現當二世所願成於豐前國上毛郡求菩提山中西坊西	
文保貳秊戊六月十八日	六四
大日本國延曆寺沙門 永雲執筆也、	六六
文保二年五月晦日書寫之了、 (恆)	七五
延曆寺住僧永雲執筆也、	-
文保貳年五月十九日	七三
執筆 豐吉丸 三四	
文保二年正月十六日書寫畢、	八四
佛資定脩(花押)	
爲佛法紹隆、染筆訖、	四三

E	I
Н	1
1	F

元弘三年聲九月廿四日、令書寫之了、 〔一校了〕	五五一	奥	-
之了、 筆者 金剛佛子 心勢元弘三年酉九月廿一日、於光明寺、書寫	五五九	於比卷者、初半卷者、橘仟市丸書寫之、(竹)	三
奉比交了〕		橋付すす	
元弘三年齊九月十七日午時計、書寫了、	五五五	6 行 1 1)
			_
右筆 金剛佛子 心勢			
內小畑光明寺、書寫了、		方·汉·	
元弘三年葵九月十二日、於豐後國日出庄(一交了)			
		共成佛道、	
庄小畑光明寺坊中、書寫了、 于時元弘三年配九月六日、於豐後國日出	四九	願以書寫力、師長及父母乃至衆生類、皆	一六九
		ĺ	/
筆者 弘禪生年		天臺沙門曾永雲 右筆	一二六
於豐前國宇佐宮迫、牛尅計書寫了、		天臺沙門永雲	
于時文保二年大呂之旬之候、	八一	文保貳年六月廿二日書寫之了、	一一六

二〇四	二八三	二七七	二七六	七一	二九一	二六二
正慶貳年聲三月二日 右筆 一	書寫之了、金剛佛子、元弘三年賢十一月廿日、於光明寺、	元弘三年齊十月卅日、令書寫了、		元弘三年齊十月十六日、令書寫之了、(一校了)	元弘三年齊十月三日、書寫了、僧 一	元弘三年癸 [一校了] 、書寫了、僧 一
元舜	心 勢 —————	心 勢	心 勢	心勢	元舜	元舜

= =	三九	三六		11110		=======================================
小畑光明寺、書寫了、「小畑光明寺、書寫了、「奉交了」	東寺末流 金剛資 元舜告正慶第二齊五月十五日書寫、〔光明寺〕 (本x)	小畑光明寺、書寫了、 右筆 心勢 正慶二年賢五月十一日、於豐後國日出庄	正慶二齊五月上旬、爲佛法紹隆書寫、(而已)文曆二年未六月五日	本文之之	正慶二年齊五月六日	畑光明寺、書寫之了、 心勢正慶二年聲四月三日、於豐後國日出庄小正

ļ		
	Н	
ĺ	±.	

建武二年亥三月一日、於豐後國日出庄小〔奉一校訖〕	三八四	了、於豐後國	三四
建武二年太正月廿四日書寫之、	三八三	日出庄內小畑村光明寺、令書寫了、日出庄內小畑村光明寺、令書寫了、于時元弘三年齊十二月十一日、於豐後國	二 九 九
建武元年戌十月十九日、書寫之了、心勢]	三六二	元弘三年齊十二月十一日書了、	二九八八
七月七日		(一交了)	
建武元年成八月二日、辰時許令書寫之了、 (□校了、	三五〇	令書寫了、 金剛佛子 心勢 一 金剛佛子 心勢 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一	二 九 二
建武元年戌六月十七日書寫之畢、	= 0	元弘三年癸十一月廿日書了、 僧 元舜	二七九
	=======================================	元弘第三曆癸酉 孟秋上旬	

	F		
Ļ		ŀ	
ī	-	1	

紀伊州 玉圓助筆		[一校了]建武二年九月中旬豐後國於日出
[一校了]建武二年十月中旬豐後國於日	四四六	願主 沙彌法阿毫僧銀勝
紀伊州粉河山 玉圓助筆		(唐華) 【一校了】建武二亥九月七日書之、
建武二年十月十二日	四五四	紀伊國粉河山 玉圓助筆
紀伊州粉河山僧 玉圓寫之、		〔一校了〕建武二年九月上旬閏後州於
[一校了]建武二年十月十日	四五三	右筆 金剛佛子 心勢
紀伊州粉河山 玉圓寫之、		建武二年亥九月三日令書寫之了、
建武二年十月六日(奉一交了)	四宝宝	紀伊州粉河山 玉圓助筆
紀伊州粉河 玉圓助筆		建武二年八月下旬暨後州於日出莊之
[一校了]建武二年十月上旬豐後國於日出	四四八	
紀伊州 玉圓助筆		建武二年《五月廿九日、於日出庄小畑光〔令一交了〕
(一校了)建武二年十月上旬出售光明寺	四 四 二 五 二	告 建武第二亥三月十五日、書寫之訖 、
紀伊州粉河山 玉圓助筆		〔奉交合訖〕

[一校了]建武二年十二月廿三日於豐後國日	四七〇	紀伊州粉河寺 玉圓筆	
紀伊州粉河寺 玉圓筆		[一校了]建武二年霜月晦日出世光明寺	四六二
[一校了]建武二年十二月十九日豐後國於日	四六九	書之、 執筆 兼勝	
紀伊州粉河寺 玉圓筆		建武二亥十一月廿七日、日出庄小畑村、 (奉比校了)	四六〇
〔一校了〕建武二年十二月十七日出生6月時	四六八	紀伊州粉河山僧 玉圓寫之、	
(一校了)建武二年十二月十二日豐稻屬於F	四六六	建武二年之十一月四日(奉校了)	四 五 一
보는 것이 맛집 사.		紀伊州粉河山誓度禪院 玉圓助筆	
紀伊州粉河寺 玉圓助筆		(一校了)建武二年十月廿一日	四五八
〔一校了〕建武二年十二月八日日HHHHHH	四六五	右筆 金剛佛子 心勢	
建武二年亥十二月五日寫功了、〔奉一交了〕	四六四	小畑光明寺、書寫之、「分」小畑光明寺、書寫之、「分」	四五六
紀伊州粉河寺 玉圓助毫		〔奉一校了〕	
[一校了]建武二年十二月二日豐後國於日	四六三	[一校了]建武二玄十月十三陽 書寫之訖、	四五五五

于時建武三年予卯月十日、奉書寫訖、	(一校了)建武三稷子卯月三日方豐後國下出	(一校了)建武三年內三月廿七日	(令一交訖) 今日玖珠合戰第三日也、右筆 心勢小畑光明寺書寫了、 (者)	建武三年子三月廿六日、於豐後國日出庄和田子三月廿六日、於豐後國日出庄	明幽	紀伊州粉河寺 玉圓助筆
四八七	四八五	四八六	四 八 四	四八一	四八三	
建武三年子五月十六日日出荘小畑光明寺建武三年子五月十六日日出荘小畑光明寺	(奉一交了) 告建武三週子五月十五日	紀伊州粉河山 玉圓書建武三年子五月十二日片豊後國速見郡(一校了)	紀伊州粉河山 玉圓助毫建武三年子五月九日日出莊小畑光明寺 (筆)【一校了】	建武三子五月六日書之、 右筆 僧兼勝	建武三年子五月二日於豐後國过見郡	○ 校了) ・社会はました。

(一校了) 萬民豐樂也、 ・ 高民豐樂也、 ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・	建武三年天七月中旬之陽(奉比交了)	僧兼勝、天下逆亂、不可勝; 告建武三天七月十六日、於, 告建武三天七月十六日、於, 告建武三天七月十六日、於, 古人 (本) 一位,	埋光明寺、紀伊州那賀郡粉l 建武三年子七月十日、於豐

建武三年子五月廿四日、

河山 玉圓助筆	天下安穩太平、)勝斗時之間也、	那沙彌法阿、執筆於豐後國日出庄	粉河山玉圓助筆	/豐後州速見郡小	金剛佛子 心勢
五〇〇	四 九 九		四九七	四九五			四九二
建武三年子十月廿二日、於豐後國速見郡〔一校合了〕	出莊小畑光明寺、紀伊州粉河山玉圓助筆 建武三年內八月十日、於豐後國速見郡日 (一校了)	紀伊州那賀郡粉河山 玉圓助筆出莊小畑光明寺、	建武三年五八月四日、於豐後國速見郡日	出莊 [] 於豐後國速見郡日建武三年子八月一日、於豐後國速見郡日	右筆金剛佛子 心勢	日出小畑光明寺、書寫之了、	建武三年子七月廿三日辰時許、於豐後國延元(抹消跡ァリ) (一交了)

日 出 荘

五 一 三		五. 二 二	五 〇	五〇五	
那家內增福、增壽、子孫繁昌耳、右奉爲書寫天下安穩、萬民快樂、殊當檀〔奉令一交了〕	平、土民□────────────────────────────────────	于時建武四年廿二月廿二日、於豐後國速〔一校合了〕	出莊小畑之光明寺 玉圓助筆建武四年出二月十三日、於豐後速見郡日〔一校了〕	那子、孫、息 (以下破損) 那子、孫、息 (以下破損) 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一	〔一校了〕 紀伊州那賀郡粉河寺 玉圓筆日出莊小畑之光明寺、書寫之畢、
		V S			
五九			五 〇 九	五六	
後國速見郡 日出庄小畑光明寺、後國速見郡 日出庄小畑光明寺、	(一校合了) 右筆 金剛佛子心勢	生死、頓證共矣、十二卷之內	日出庄內小畑光明寺、酉尅許、令書寫之建武四年五三月十四日、於豐後國速見郡〔奉令一交了〕	時也、建武二載五三月十二日奉書寫訖、〔奉一交了〕	(以下破損) 建武四年三月初一日、於豐 建武四年三月初一日、於豐

建武四年歲令了、 一	三九 五二 五元 五二
如二十書家	五三三
如 子 書家	五三三
如書	五三三
-	
旹建武四年17卯月十二日、 「奉一校了」	五二
日出	
時建	
當檀	
② 右	五三
(一校合了) (石校合了) (五四樓五)卯月十日、於武四樓五)卯月十日、於武四樓五)卯月十日、於武四樓五)卯月十日、於武四樓五)卯月十日、於武四樓五)卯月十日、於武四年丁卯日十二日、	「一校合了」 「一校合了」 「図下度損」 「図下度損」 「富檀那家內增福、增壽、 當檀那家內增福、增壽、 時建武四裸丁卯月十日、 日出庄小畑之光明寺、 「奉一校了」

也、十二卷之內 右筆 心勢 也、十二卷之內 右筆 心勢 也、十二卷之內 右筆 心勢	(奉一校了)	郡熊野本宮僧侶 玉圓「住」	東見郡日出主小田之 無壽弗毀、記尹于旹建武四禩 五卯月十八日、於豐後國一	の書本一交合了、 (奉)	皆建武四年五,卯月十二日、令書寫了、	〔奉一校了〕		月 十 日 、	當亶那家內曾福、曾壽、子系終昌矣、于	Tab	古、奉爲書寫天下太平、E 〔一校合了〕
五三〇	-	五三七	<u>弄</u> 九	五二六							五五五五
于時建武四年五七月十五日、於豐後國一校合善書本也、	(以下破損)	₹.	告建武四 _丑 六月晦日、奉書寫訖矣、 〔奉一交了〕	建武匹年±六月廿一日、奉書寫了、		也	然當檀那家中 增福增壽子	躰安穩 萬民歡樂 四海太平山林轉靜	速見郡日出庄小畑光明寺之坊中、爲玉	于時建武四年五六月初七日、於豐後國	一校合了、無落字、

日 出 荘

1	=	
L	ł	
4	Ï	

岩建武四 ^五 十月廿九日、書寫之了、 〔奉比交了〕	五. 四 一	見郡日出庄小畑光明寺、 于時建武四年出九月廿九日、於豐後國速	五三四	
之內也、 右筆 金剛佛子 心勢敬白		〇 校了)		
佐親盛滅罪生善、出離生死也、但十二卷		了、		
小畑光明寺書寫了、右、於此卷者、爲字外畑光明寺書寫了、右、於此卷者、爲字建武四年五十月廿日、於豐後國日出庄內	五三二	建武四年廿八月廿七日、時正結願奉書寫〔奉一校了〕	五三三	
〔令交合訖〕		紀伊州那賀郡粉河寺 玉圓筆		
書寫之、僧無勝				
時建武第四十十月十一日、爲佛法紹隆、	五三七	見郡 日出庄小畑之光明寺、 爲		
〔奉比交了〕		于時建武四年五八月初四日、於豐後國速	五三	
紀伊州那賀郡粉河山 玉圓助筆		雪屯 記书		
別當旦那家內安穩、子孫繁昌、		、		
庄小畑之光明寺、爲天下太平、萬民快樂、		見子書 第二字 、 できご 立見 AS M 裏 、 後 時 三 月 子書 高 2 字 、 できご 立見 AS M 裏 、 後 時 三 大火)	3 - !	
建武四年十月四日、於豐後國速見郡日出	五三八		ī.	
〜一交了/				
新伊州粉河 丑圓助等		紀伊州那賀郡粉河寺 玉圓助筆		
		速見郡日出庄 小畑光明寺塘中矣、		

			五四六一一校墨如		五四二 一校合	豊後國長壽子	五三九奉爲天	
〔奉一交了〕	紀伊州那賀郡粉河寺 玉圓資筆	當檀那家門繁昌矣、	校畢 于時建武四年世霜月初十日、於一如書本、	玉圓助筆	出之小畑光明寺、紀伊州那賀郡粉河寺建武四年世霜月四日、於豐後國速見郡日一校合了、如書	豐後國速見郡日出庄小畑之光明寺、助筆長壽子孫繁昌矣、紀伊州粉河山玉圓、於	奉爲天下安穩萬民快樂、殊檀那家內增福	才 沙門 第 勝
	五. 五. 一			五 四 九		王 匹 ノ ¹	ī.	王 匹 王
見郡日出庄小畑之光明寺、	于時建武四年出臈月初五日、於豐後國速〔一校了〕	紀伊州那賀郡粉河寺 玉圓資毫 天長地久 御願 圓満萬民餘樂矣、	國速見郡日出庄小畑之光明寺、奉爲于時建武四月丑霜月廿二日、於豐後	一校合了、如書本、	建武四年五霜月十八日紀伊州那賀郡粉河寺玉圓助筆	家內安穩、增福長壽、子孫繁昌矣、右、爲天下太平、萬民快樂、當旦那一彬台了		告

日 出 荘

 玉圓書	
 四字建武五才五月六日	
如摺本一交了、落字(義安)	五 五 五
右筆 心勢	
 爲宇佐親盛滅罪生善、出離生死也、	
 建武五年五月四日書寫之了、〔也〕十二卷內也、〔一校了〕	五六三
 萬民快樂矣、 粉河寺 玉圓資毫	
 速見郡日出庄小畑光明寺、爲天下太平、	
于時建武 三 年 丑 臈月十三日、於豐後國	
 一校合畢、如書本、	五五四
 爲佛法求通而已、僧兼勝	
時也建武四年五十二月十一日、書寫之訖、「奉一亥畢」	五五三
紀伊州那賀郡粉河寺玉圓資毫	

五六〇		五五九	五五八八			五五七
	一次 粉河寺 玉圓助筆 東見郡日出庄小畑之光明寺、 正見郡日出庄小畑之光明寺、 正見 大豊後國	一校了、如摺本、	庄小畑光明寺坊、書之、 「マン」 (マン) (奉比交了)	天長地久、國土安樂矣、	速見郡日出庄小畑之光明寺、 奉爲于時建武五年7五月十日、於豐後國	一校了、如摺本、

目	
出	
荘	

于時建武五年77潤七月十九日、於豐一校合了、如摺本、	五七五	紀伊州那賀郡粉河寺・玉圓助筆・國速見郡日出庄小畑之光明寺矣、・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
起見郡日出庄小畑之光明寺、		于寺建武丘平戊六月十九日、冷豐後 一校合了、如書本、	五 六 六
建武五年7潤七月十三日、於豐後國一校合畢、如摺木、	五七四	紀伊州那賀郡粉河寺 玉圓資毫 (筆) 起東見郡日出庄小畑光明寺矣、(筆)	
紀伊州粉河寺僧 玉圓助筆國速見郡日出莊小畑之光明寺、		于寺聿式互手成六月十七日、冷삏发一校合畢、如書本、	五六四
于時建武五年7週七月七日、於豐後一校合畢、如曆本、	三七一	紀伊州那賀郡粉河寺 玉圓助筆國速見郡日出庄小畑之光明寺、	
紀伊州那賀郡粉河寺僧 玉圓助筆 國速見郡日出庄小畑之光明寺矣、		子寺建式江平戊八月十一日、今豐後一校合了、如書本、(マヽ)	五六一
于時建武五年7六月廿二日、於豐後一校合了、如書本、	五六八	紀伊州那賀郡粉河寺 玉圓資毫	

		-	
紀伊州那賀郡粉河寺 玉圓助筆		皆建武五年17 九月十一日 、 於豐後	
速見郡小畑之光明寺矣、		一校合了、如書本、	五九一
皆建武五年7十月初七日、於豐後國 (*、)		勝 大願主 沙彌法阿	
一校合了、如書本、	五九六	秋建武五八寅八月廿六日書之、執筆僧兼	五八一
		できったアノ	
		紀伊州玉圓 助筆	
図表記事へ田二七月子や、		國速見郡出庄小畑之光明寺、	
于時建武五年7十月初三日 、 於豐後		于時建武五年石中秋彼岸第四日、於豐後	∄ † /`
一校合了、如書本	五九四	マン	
		紀伊州粉河寺 玉圓助筆	
願圓満矣、紀伊州那賀郡粉河寺 玉圓筆〕		後國速見郡日出庄小畑之光明寺、	
見郡日出庄小畑光明寺、奉爲天長地久諸		于時建武五年小潤七月廿二日、於豐	
于時建武五年寅九月廿八日、於豐後國速		文 (マ、)	
	王 グ 匹	一校合了、如摺本、	五七六
	ī		Anthon description of the facility of the second contents of the sec
		紀伊州粉河寺 玉圓助筆	
(筆)		後國速見郡日出庄小畑之光明寺、	
國速見郡日出庄小畑之光明寺、			

三七		日出莊		
國速見郡日出之光明寺、書所也、(意)		時也建武五戌十月十二日、書寫結願了、 (マヽ)	五九九	
于時曆應二年已三月初六日、於豐後		速見郡日出庄小畑之光明寺書寫了、		
一校了、如書本、	五二	于時建武五年7十月九日、於豐後國		
金剛佛子心勢)		伊州那賀郡粉河寺僧玉圓白敬、		
出庄內小畑光明寺坊中書寫了、		四五百之而內九十五卷助筆畢、紀		
(于時曆應二年卯春二月四日、於豐後國日	九四	又自建武二年八月十八日、至今日、		
大願主 法阿		同昭鑑矣、		
敬白		方自勃矣 、 真客折頭 忽曰本國中之一拍對申也] 在沒条图7V思		
筆者 金剛佛子心勢				
一天泰平、四海安穩矣、		子系 終退		
此功力、上及金輪聖王、下施國土萬民、			ヨナ	
日出庄小畑光明寺坊中、書寫之訖、願以		1.父人で、 如書本	ī. L	
建武五八十月十三日、於豐後國速見郡內	六00	兼勝		
〔任本一交了〕		秋建武四寅十月八日書寫之、求法沙門	五九七	
筆者兼勝		(字)(奉一交了)		

H	
出	
荘	

顛 主少 爾 去可		大願主沙彌法阿	
曆應二邓五月十一日、爲佛法紹隆書之、「奉出核了」	九一	求法沙門棄勝	-
\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\		阦 曆應二年己五月四日、爲末代書之、 (出)	一 八 五
紀伊州粉河寺僧 玉圓助筆		一	
國速見郡日出庄小畑之光明寺矣、			
于時曆應二年卯五月初七日、於豐後			- / -
一校了、如書本、	一八八八	岩曆應二记卯月廿九日、 爲末代紹遙書 〔奉一交了〕	<u></u>
願主沙彌法阿		寫訖、	
求法沙門兼勝		間、大貳阿闍梨勸進、於宇佐修覺院、書	
告曆應二卯五月七日、爲佛法紹隆書之矣、 [本校量訖]	一八七	于時曆應二年己卯四月十一日、依豐後辻	- ti
7	770001000000000000000000000000000000000	僧兼勝	
记尹州汾可寺 曾玉圓助筆		世曆應二卯 卯月五日	- 七 王
速見郡日出庄小畑之光明寺矣、		「奉此交了」	i L
于時曆應二年五月初六日、於豐後國			
一核合畢、	ーバナ	粉河寺 玉圓助筆	
一.爻、元星、 如書本、	-	國速見郡日出庄小畑之光明寺矣、	

日出庄小畑光明寺坊中、令書寫之了、 日出庄小畑光明寺坊中、令書寫之了、 一校合、如書本、 一校合、如書本、 「一校合了」 「一校合了、如書本、 「一大力」 「一校合了、如書本、 「中校合了、如書本、 「一大力」 「一校合了、如書本、 「公本一交了」 「一次了」 「一次了」 「本日、於豊後國」 「一九力」 「一校合了、如書本、 「一大月、於豊後國」 「一九力」 「一校合了、如書本、 「中校合了、如書本、 「一大力」 「一校合了、如書本、 「中校合了、如書本、 「中校合」、「中校合」、「中校合」、「中校合」、「中校合」、「中校合」、「中校合」、「中校合」、「中校合」、「中校合」、「中校合」、「中述、「中で、「中で、「中で、「中で、「中で、「中で、「中で、「中で、「中で、「中で	豐後國日	. (曆應二年六歲 六月十日書之、〔奉一校了〕	一 九 八
大願主沙爾 日出庄小畑光明寺坊中、令書寫之了、 大願主沙爾 日出庄小畑光明寺坊中、令書寫之了、 大願主沙爾 日出庄小畑光明寺坊中、令書寫之了、 大願主沙爾 三二八 「本比交了」(光明寺) (也) (本) (也) (本) (也) (本) (本) (也) (本) (**) (延文四年己亥五月十六日、於豐前國御許	<u>-</u> 0		
大願主沙彌 日出庄小畑光明寺坊中、令書寫之了、			速見郡日出庄小畑之光明寺矣、	
大願主沙彌 日出庄小畑光明寺坊中、令書寫之了、 一校合、如書本、 一校合、如書本、 一校合、如書本、 一校合了、如書本、 一校合了、 一校合了、 一校合了、 一校合了、 一校合了、 一校合了、 一校合了、 一校合了、 一大願主沙彌 三一八 當表:有::一行ノ空地、吾生、疑改、焉 三一八 二二五 一校合了、 一校合了、 一校合了、 一校合了、 一校合了、 一校合了、 一校合了、 一大願主沙彌 三一八 一校合了、 一大願主沙彌 三一八 一校合了、 一大願主沙彌 三一八 一校合了、 一校合了、 一校合了、 一大願主沙彌 三一八 一校合了、 一大願主沙彌 三一八 一校合了、 一大願主沙彌 三十八 一校合了、 一样,	國速見郡日出庄小畑之光明寺矣、		于時曆應二年邓六月七日、於豐後國	
下時曆應二尼卯歲五月十四日、豐後國日出庄小畑光明寺坊中、令書寫之了、	于時曆應二年叩六月十一日、於豐後			一九六
日出庄小畑光明寺坊中、令書寫之了、 一校合、如書本、 一校合、如書本、 一校合、如書本、 一校合、如書本、 一校合、如書本、 一校合、如書本、 一校合、如書本、 一校合、如書本、 一一校合、如書本、 一一校合、如書本、 一一校合、如書本、 一一校合、如書本、 一一校合、如書本、 一一校合、如書本、 一一校合、如書本、 一一校合、如書本、 一二二八 「奉上交了」(光明寺) 一一交了 筆者 三二八 「本一交了) 兼勝書寫 「会上交了)(光明寺) 「会上交了)(光明寺) 「会上交了)(光明寺) 「会上交子))(光明寺) 「会上交子))(光明寺) 「会上交子))(光明寺) 「会上交子))(光明寺) 「会上交子))(光明寺) 「会上交子))(光明寺) 「会上交子))(光明寺) 「会上交子))(光明寺) 「会上交子))(光明寺) 「会上交子))(光明寺) 「会上交子))(光明寺) 「会上交子))(光明寺) 「会上交子))(光明寺) 「会上交子))(光明寺) 「会上交子))(光明寺) 「会上交子))(光明寺) 「会上交子))(一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一		一九九九	結緣	六九九
日出庄小畑光明寺坊中、令書寫之了、	文ニ無」アヤマリ、			
大願主沙爾 日出庄小畑光明寺坊中、令書寫之了、	當表ニ有"一行ノ空地、吾生、疑改、焉、本	三八		
于時曆應二年P五月廿四日、於豐後 二二八 (奉上交了) 余勝書寫 一校合、如書本、 二二五 (奉比交了) (光明寺) 一校合、如書本、 二二五 (奉比交了) (光明寺)	筆者		國速見郡日出庄小畑之光明寺矣、	
日出庄小畑光明寺坊中、令書寫之了、 二二五 (奉比交了)(光明寺) 大願主沙爾大願主沙爾大願主沙爾大願主沙爾 大願主沙爾大願主沙爾大願主沙爾		三八	于時曆應二年心五月廿四日、於豐後一校合、如書本	一八九
日出庄小畑光明寺坊中、令書寫之了、 大願主於于時曆應二	〔光明寺〕	三五五		
於于時曆應二已卯歲五月十四日、豐後國	大願主沙彌法阿			
			於于時曆應二已卯歲五月十四日、豐後國	九〇

日
出
荘

〔任本一交了〕		於于時延文六年丑七月二日、豐後國日出〔一校了〕	10=
國日出庄小畑國門光明寺、書寫之、		寫之、	
于時康安二年大歲王寅七月三日、於豐後(計)	四〇四	見郡日出庄辻間鄕國門光明寺東廊、令書	
出庄辻間國門光明寺、書寫了、		于時延文第六辛六月十九日、於豐後國速	<u>-</u>
于時康安二年壬寅六月三日、於豐後國日		延文六年 _出 六月上旬出,書寫之訖,	一 〇 五
筆者圓什		辛、	
F旬比、書寫	一〇九	一交了、筆者心印	三三七
\			<u> </u>
右筆金剛資岳俊房圓印 歲正		日出主辻間光明寺流通也、筆者心印	
計、旱天拭汗令書寫之了、		右筆權少僧都金剛子心印	
見郡日出庄辻間鄉國門光明寺東廊、巳尅		豐後國日出庄辻間光明寺流通經也、	八〇
于時延文六年丑七月廿一日、於豐後國速〔一校畢〕	一〇七		
庄小畑光明寺書寫了、心印書之、		光明寺流通也、 先年之比二十卷 粉 失 之	

貞治三展十一月十五日書寫了、筆者圓什〔一校了〕	
三昧堂坊中書之了、 心印	
貞治三年甲辰十一月十日、 於豐後國日差	四〇八
大願主法阿、筆者隱士兼猷	
寫之訖、鎭守善神王宮常住妙典也、	
於豐後國速見郡日出庄小畑村光明院、書〔校量訖〕	三七七
日差庄書寫之、 筆者 兼猷	
典矣、貞治三甲辰歲十一月九日、於同國	
豐後國速見郡日出庄小畑村光明寺常住妙	四〇九
(一交了) 筆者 圓什	
貞治二年閏五月廿四日書寫之了、	四〇七

程□寫處也、	令書寫之乎、出庄小畑村2	五八五 一于時明徳	一六二	二一六 于時貞公	ハ
處也、仍後一見之人、是可訂直而 (ヵ)	令書寫之乎、雖爲日本第一之惡筆、任本出庄小畑村光明寺之僧□般經不實之間、出庄小畑村光明寺之僧□般經不實之間、	于時明德三季壬申七月二日、於豐後國日一交合事(梵字五字アリ)	管于貞治六年去八月十九日、書寫畢、 管子貞治六年去八月十九日、書寫畢、	于時貞治六年末八月五日、書寫畢、	是 是 是 是 是 是 是 是 是 是 是 是 是 是 是 是 是 是 是

日出荘

字岩持丸	
於豐前國求菩提山書寫畢、	六六六
田邊但馬長惠染筆	四四四
(対学六学アリ) 夏臈二九	
於日出庄如意珠繁寺、令書寫訖、	
爲佛法紹隆、	二二七
於此卷者、盛雅所令經一卷寫功也、	一 二 四
執筆慶海五五	九 五
右筆 田部但馬長惠	
任本經、令書寫之訖、	七二
筆者 (マ、) (電久) 生年	四八

丸	津 7	九八		思	七年
五七〇	五六七	五〇三		<u>-</u>	140
右、爲奉祈禱、兆民衆病頓速[爲親盛滅罪生善也、(字生) 〔一交了〕	(以下被損) (以下被損) (以下被損)	小畑光明寺常住	奉一交訖、	豐前國求菩提山於東向坊、書寫了、

五六九(音釋	四五九(備之中	四二三(若州	三八八〔豐之冬	八八(此本	五七二 右志者、
碧巖會而書寫 泉州岸域泉光寺	讚州觀音寺浦興昌寺徒 祖園 謹拜寫〕 議州 觀音寺浦興昌寺徒 慧潑	〔若州高濱南陽庵徒 惠澄拜寫〕	〔豐之後州竹田高流寺徒、應諾炷香百拜書	〔此本於大乘寺改、曾無謬〕	5、宇佐親盛爲滅罪生善矣、十二卷(令一校合訖)

媛県宇和郡三瓶町医学博士故仲村潔氏ノ調査成果ヲ利用サシ(一七四○)ノ補写アルモ割愛ス。 本経ノ 奥書調査ハ、 愛合シ・「一交了」・「奉一校了」・「奉交量訖」・「奉交合了」等合訖」・「一交了」・「奉一校了」・「奉交量訖」・「奉交合了」等会ジリ上ノ他、単ニ「交合了」・「奉交了」・「奉比交了」・「令交

四四四

テ頂キ、

ナホ 『日出町誌』 史料編所収ト校合シ、 異ル所ヲ

〕内ニ記入セリ。

「正校了」

和與 面~知行所帶所職田島屋敷荒野等事

神 朝分

神朝分

与シ書替フ面々知行分ヲ和

弘山庄內高村土器長職雜趸等 上日料田壹町六石料所豐後國日出庄

出荘 上日料田料所日

略〇 中

神修分

神修分

日出庄仁王般若供米壹口

供米日出荘仁王般若

御願新三昧堂預職等

略〇 中

仍爲後證和與書替之狀、 如件、

建武元年十二月八日

彼狀、

雖爲段步、

致違亂成其煩者、被別罪科之上、不可知行彼跡、

右、

面く知行分、

相互如此和談書替申之上者、

迄于後 ~ 將來、

更不可有悔返之儀、

若此子孫中仁背

然者各固守此狀、

可全知行也、

日 出 荘

四五

日 出 荘

(異筆)

讓與

相傳所帶所職散在名田畠荒野以下事

○継目裏ニ「大宮司宿禰(花押)」(宮成公和) 丰 彌勒寺公文勾當別當神修讓狀案 十一顆アリ。

桐井坊也、 宇 佐 高 宣

所見實也、

都 别 紀 比

維

那

神

右 修 女

在判 在判 在判 在判 在判

當

神

尼 心 證 在判 在判

别 當 神 觀 在判

渚

大分県史料二 ○小坂坊文書

執筆別當神朝

丘

尼 氏

惠

宗

次第不同

四六

公文勾當職 宮寺兼番長太夫御供所別當

一日出庄仁王般若供米一口

御願新三昧堂預職等

靈山寺料田

惠奈迫善成寺料田畠屋敷荒野以下

但除堂薗百法屋敷池田壹段定、

弘山庄公文職・

同雜発內辨分、是安・末用・石丸以下

略〇中

所從現在分悉讓之、

件所帶所職名田畠屋敷荒野等者、 此外田畠屋敷、千歲母仁讓與、一期之後者、千歲丸可知行之也、 神修重代相傳當知行無相違地也、 委細公驗炳焉也、 宮寺本御供所別當

宮寺諸宮被加證判畢、(宮カ) 然者於于今者、千歲丸仁限永年所讓與也、 云御願佛神事之時、云教養

隨而今任

殊可致忠節也、 仍爲後證讓狀、 如件、

之志、 讓狀、 右、

曆應三年七月十六日

公文勾當別當神修 在判

日 出 荘

四七

ノ証判ヲ請フ 状ニ任セ所司等 本師別当神修譲

紀千歲丸解狀案

大分県史料二○小坂坊文書

「正校了」

紀千歲丸解番長申請(マ、) 所司御證判事

請早依重代相傳實、 任本師別當神修讓狀、

賜所司御證判、

備後代龜鏡全領掌、

所帶所職散在名

副進

田畠等事

卷 本師別當神修讓狀幷重代相傳次第本公驗等

第調度之本公驗等讓得之上者、 請件所帶所職名田畠等者、 本師別當神修數代相傳當知行無相違之間、千歲丸依爲唯一弟子、 且依先例、 且任讓狀之旨、 賜所司御證判、 備後代龜鏡、 彌爲領掌、 相副次

故以解、

曆應參年七月

日

「如請状、 所帶所職幷散在名田 一島等、 且依本公驗、 且任本師別當神修讓狀、 不可有領掌

相違、 仍加署之、

次第不同

讀師法眼神鎭 在判

四八

志賀頼房ニ預ク日出荘四分一ヲ

日出荘

預進之候、恐く謹言、豐後國日出庄四分壹事

志賀藏人太郎殿 (資和四年ヵ) (資和四年ヵ)

豐後守護大友氏泰知行預ケ狀

熊本県史料中世二○志賀文書

元

檢 别 别 別 別當法橋神 别 十五名略○以下連署 校 當 當 當 當 道 道 神 秀 神 吽 朝 淳 晴 世 賀 同 同 同 同 同 同

別 寺

當主

朗

秀宗

同同

神

氏 泰 (花押)

四 九 宛行フ荘戸次朝直跡ヲ田原貞広ニ日出

下

程沙汰セシム預ケ上裁落居ノ日出荘四分一ヲ

所預置也、

등 豐後守護大友氏泰書下

熊本県史料中世二 ○志賀文書

豐後國日出庄四分壹朝直跡 事

上裁落居之程、 可被沙汰、

仍執達如件、

志賀藏人太郎殿(賴房) 貞和四季六月二日

足利義詮袖判下文

大分県史料一○
○入江文書

田原豐前守貞廣

(足利義詮)

可令早領知豐後國日出庄戶次筑前次郎事

右、

爲勳功之賞、所宛行也者、

早守先例、可致沙汰狀、

如件、

○『大友家文書録』ニモ収ム。 文和元年十一月廿二日

五〇

式部丞 (花押)

○生桑寺の写本大般若経

「愚筆藤原賴兼

文和二年 5 三月廿七日、於豐後國日出庄赤山西明寺書寫了、

寺二於テ写ス日出荘赤山西明

願主 僧 仁 勢」

「生桑寺の大般若経」ハ久多羅木儀一郎調査。 「赤山西明寺」 現日出町松屋寺ノ旧寺号トイフ。

0

豐後守護大友氏時施行狀

大分県史料一三 ○草野文書

豐前三郞氏能申、(田原) 志賀藏人大郎・守護代宗秀□共、 日出庄地頭職事、 可沙汰渡氏能、 去月十八日御教書如此、 仍執達如件 早任被仰下之旨、 退大神筑前彌次郎、

サシム 荘地頭職ヲ打渡 田原氏能ニ日出

種田大輔御房 (有快) 延文四年十二月廿九日

刑部大輔(花押)

大分県史蹟名勝天然記念物調査報告四○生桑寺の写本大般若経

二四

杵築生桑寺大般若經奧書

「因緣生故、無有性故、畢竟空故、無所得、是名般若波羅蜜^{(第二五六卷補欠分)(自カ)}

日

出

荘

五

日出荘無量光寺

于時貞治||年卯月廿六日、 於豐州日出庄無量光寺、 珍爲惡筆、 爲結緣令書寫畢、 右筆

日出荘無量光寺

「因緣生故、

無自性故、

畢竟空、畢竟空故、無所得、

名般若波羅密、

于時貞治第四己六月 無自性、

日

(不脱力) (不脱力) (不脱力)

豐後守護源大氏時知行預ケ狀案

亖

大分県史料
○入江文書 --

爲日出庄半分東方大神遠江守知行分替、

所預置也、

任先例、

ヲ預ク 村内下畑地頭職トシテ三重郷下

可被領掌、

仍執達如件

貞治五年七月廿二日

豐後囻三重鄉下村內、下畑地頭職事、

(大友氏時)

田原豐前三郎殿

둧

田原氏能寄進狀

○土居氏蒐集文書

「編集書」 「應安 氏能」

寄進ス寺ヲ南溟和尚ニ

いあるニよて、 ふんこのくにつちのしやう西方法華寺の事、せんねん、しゆちんしはうしゆきやうのあさり、かん (B 出 庄) (先 年) (執 行) (阿闍梨) 御いはうの後ハ、 むしゆのちたる間、(無主) 南溟和尚ニ、あつけ申ところなり、 いまより

五三

依仰執達如件、

八幡宇佐彌勒寺領事、

雜掌尚公申狀如此、

子細見狀、

早止方々軍勢等違亂、

可被全寺家所務之狀、

うの人あるへからす、氏よしか子そんとしても、此ところェおいて、いささかいらんを申候ハヽ、 のちハ、 ゑいたいをかきりて、きしん申て候、すへてくく、 せんく のしよたいとかうし、

け (競 い は 望)

ふけうたるへく候、仍後日のためニ狀如件、(不 孝)

應安七年二月四日

「十二月四日」 氏原 能 ۲ アルハ誤ナラン。 (花押)

○『大友家文書録』(『大分県史料』三一) ニ断簡ヲ収ム。

足利將軍議家御教書案

ᆕ

○石清水八幡宮旧 記

武藏守 在判

今河伊豫入道殿 (7¢) 永和三年八月二日

表書云、

今河伊豫入道殿 武藏守賴之

日 出 荘

둣 足利將軍議家御教書案

鹿大史学三三 〇石清水八幡¹ 宮 旧 記

抄

如件、

ヲ全フセシム 掌ニ渡付シ所務 両国内寺領ヲ雑 豊前豊後

云々、

不日止方々軍勢違亂、

豐前

·豐後兩國寺領等、

圓沙汰付雜掌、

可被全所務之狀、

依仰執達 無 沙 汰

八幡宇佐彌勒寺領等事、

雑掌尚公重申狀・具書如此、

子細見狀、

去年被施行之處、

于 今

今河伊豫入道殿(了俊)

永和四年八月十七日

武藏守 在判

表書云、 武藏守賴之

둧 足利義滿袖判下文

大分県史料

0

下 可令早日 田原徳一丸(親貞) 領知、 同國田原別符內波多方半分 賴時跡 筑後國 田口村內西方參分壹

|同國怡土庄內末永名參分壹・豐後國田原別符半分內 (^{筑前國)}

周防國岩田保

、 岩田左近將監

肥前國山田庄阿蘇

参分壹・

与ヲ安堵ス
田原徳一丸ニ対

五四

右

櫛 來別符 • 飯田 同國日出庄

「財産」の

「財産」の

「対象の

「対象 郷・幷來繩鄕內福成吉久名等・同國香地庄・ 山本鄉守綱跡等地頭職事 國東鄉信濃入道

同國武藏鄉 帆足郷・

古後鄉 同國

豐後國安岐鄉輔詮永跡 ・同國光一松名・同國玖珠郡山田鄉原田次郎(阿南庄)

任今年七月十八日父下野守氏能讓狀、 可令領掌之狀、 如件、

康曆元年十二月廿四日

등 湯布院佛山寺大般若經奧書

大分郡湯布院町大字川南〇仏山寺蔵本

六月廿日 □豐州速見郡日出庄密乘院(於カ)

密乗院定助

「明徳二年

金剛佛子定助一書之」

ノ間ニアキアリ。「辛末」ノ二字アリシモノカ。 奥書アルモノ約八十七巻アリ。 ソノ全文ハ「由布院史料」二七号ニ掲グ。 本経 ハ虫湿汚損 ノタメ 破損甚ダシク、

辛フジテ

披

〇年号ト月日 関可能分ノ中、

湯布院佛山寺大般若經奧書

大分郡湯布院町大字川○仏山寺蔵本

南

H 出 荘 赤山恵祐

「于時明徳三年壬二月十三日(第二八-巻)(カ)(カ)

日出

[莊赤山

金剛佛子惠祐.

五五五

武蔵郷 櫛来別符

□國櫛來別府 同)(カ)

豐後國武藏鄉 肥前國山田庄

日出荘 阿南荘光一松名

同國光一松名(大分郡阿南荘) (豊後国) 」日出庄 田原氏所領目錄

]國岩田宗

筑後國竹野庄內東郷・山本郷

大分県史料三一○大友家文書録

田原親貞本領·恩賞地等目錄

를

申年な□三□

讚岐守親貞木領幷恩賞地

大分県史料三一大友家文書録

五六

日

出

荘

	所々分領ノ文書出陣ニツキ諸事				山田郷菖蒲迫古後郷志津利名飯田郷松行名	田 中 出 土 ・ 来 縄 郷
日出 荘	一所くふんりやうのもんそ、皆く宇佐のミやさこの北防のせうとのゝ永松又三郎を使として、あき條〻 (文書) (紫) なかまっかけゆ入道の子條〻 (編裏書)	器 田原親貞置文 大分県史料一三	十1月日	山田庄□田庄□□田庄□□田庄□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□		出庄・ 久繩鄕、田染庄內糸跡 本新庄松行跡、田染庄內 (E) (深)
五七	(三郎を使として、あき)の子					

H

出

荘

今度上洛の時、

御所御自筆の御內書、

同あんとの御教書、又ひろ山のもんそい下、

はりまかけか

是ハ御やくの方へつかハし候了、

き候了、

わとニ入候て、筑後の石垣の本防へさん侍者・志月五郞兩人をもてあつけおき候畢

丈南溟相続 居屋敷ハ辻間方 国府立市仏地ガ

京都猪隈ノ屋地

京六條いのくまの屋地三反事、 豐後國府立市佛地か居屋敷一所、是ハ辻間方丈南淇和尙 さうそくニ よて、 守護の 下知れきセん(※) さうそくせしめ、當知行候了、 仍亡父氏能さうそく候、いま當知行候了、 祖父貞廣御所ほうこうニよて、拜領候、代く于今いたるまて奉公

うの屋地の事、もんそれきセんと云、「代く當知行と云、 かたくりやうしやうせしむへく候、此(文 書 歴 然) (以下紙背) 候也、此外なをもあつけところあるへく候、能ったつね候てとるへき也、次京屋地、ふんこのと(國府) あとこ、安岐の大方殿、津崎たん正僧方より、 所
こ
あ
つ
け
お
き
候
間
、 先存知の ふんをしるし

右、すてにセんちやうにうち出るニよて、自然のためニしるしおくところ也、彼重書等今度上洛の

應永貳年六月一日

田原靍松丸所

ちうもんニまかせて、さうそくせしむへき狀、

如件、

親原 貞(花押)

の大かたとの・津さきのたん正僧方よりあつけおかれ候了、

太刀二振内 | ハこつくり 、きたのはうせうとのへあつけ候了、使同人太刀二振内 | ハラすみとり、きたのはうせうとのへあつけ候了、使同人

すちの o もんそふくろ一、かゝちのおうちやう防主、萬一の節ニ津さきのたん正僧方にあつけお(b) (カ)

五八

壹

利ニテ貸ル別百文ニ十文ノ

ヲ渡ス 津島八坂ノ文書 不沙汰ノ時日出

]うくるりせにの

事

合壹貫文定

右ようとうハ、 月へちに百もんニ、 もしふさた候ハゝ

十もんつゝのりふんをそへ候て、

十二月中に わきまゑ申へく

御かたよりも

そへ候て、まいらせをき候間、けたいのときハ、にしとのゝ御そくをとみつとのゝ、〇ひろやまの (尊怠) (重安) くてて (重安) スマス こと へく此狀に | 重車相續之知行之彌勒寺くもんそしきのもんそを、こと へく此狀にはい□すき候□、さうそくちきやうの 日出・つしま・やさかの御佛供米之もんそを

とこをけく候て、このもんそ日出庄の内の御佛つしまの上日供米をおさへ、御知行候へく候、その\ビ、ノ とき、いさゝか一きを、申ましく候へく候、

듳 大友持直知行宛行狀

○広瀬家史料館所蔵文書

日出庄內辻間村幷田染庄內吉丸跡店掘津入道 可有御知行候、 安岐鄉內光貞古庄佐渡守

玖珠郡內岩室帆足淸太

同

下ヲ宛行フ日出荘辻間村以

郡戶幡站住伯耆守事、

進之候、

九月廿三日 「應永廿貳年」

田原新藏人殿(親幸)

恐く謹言

直 (花押)

日 出 荘

五九

安堵ス日出荘辻間村ヲ

日出庄內辻間村事、

任氏能知行之旨、

領掌不可有相違候、

恐く謹言、

著 (花押)

킅 大友親著安堵狀

大分県史料一○

六月一日 (應永廿九年)

田原新藏人殿(親幸)

至親幸御給御書也」「大惠寺殿より(附箋)

「大友書下」田原新藏人殿(包紙ウハ書)

○『入江文書』(『史料纂集』) ニ、

田原新蔵人ヲ氏能ニ比定スルハ誤ナリ。

親

大友親著書下

大分県史料三一
○大友家文書録

日出庄內辻間村事、任去六月一日安堵之旨、可被打渡田原新藏人方候、不可有無沙汰候、恐々謹言、(親幸)

親友 著 在判

田吹八郞兵衞入道殿

サシム田原親幸ニ打渡日出荘辻間村ヲ

(應永廿九年)

六〇

壳 大友持直知行預ケ狀

大分県史料
○草野文書

三三

持

直

「田原藏人殿(包紙ゥハ書)

日出辻間八十町事、

町ヲ預ク日出荘辻間八十

預申候、 可有知行候、

一 (附箋) 十月十三日

田原藏人殿

恐々謹言、

(大 技

直 (花押)

8

宇佐宮寺造營幷神事法會再興日記目錄案(冊)

大分県史料三○

御放生會事○中

略 () 首

放 公生会

イノ事

注文ヲ記ス 法会再興日時ノ

宇佐宮寺御造營幷御神事法會御再興日記目錄

略〇 中 和間御迎講儀式事

日 出 荘 安岐郷役

先行事堂達、

音頭兩人、

和

間御迎講

次役息堂達、 次(カ) 獅子 □付封戸・向野兩郷役中子安岐郷役

次菩薩中子 次樂人・

舞

六一

日 出 荘

次所司供僧也、

和間頓宮二神輿御入內、先新樂亂聲、 彌陀經懺法、 次傳戒乞戒、 次宮司以下祠官幣殿ニテ御神樂在之、 次着座、 次奏鎭祝、

十五日相撲事十番、左八十鄉役、 右ハ日向國役、 今ハ守護役也、

相撲十番十郷役

略〇中

一三殿、 同東脇殿、

同東湯殿事、

大友式部大夫殿可造進之由、 (親著)

被仰出

テ、

律僧五室眞助

木付 次

讚岐守親公・田原藏人親幸、此外浦部人々、應永廿七年十一月三日着宮有テ、材木ヲ採用シ、

材木ヲ社納ス 原親幸浦部人々 三殿ハ大友親著

略〇 中

右、

宇佐宮寺御造營、

并御神事法會御再興之日時註文**、**

永享五年十二月十三日

壽^(E)

玄

判在

大概如斯、

六二

次細男舞之、次地久萬歲樂奏之、次阿

次在廳同舞之、

四 日出莊辻間村支配土代

增補訂正編年大友史料一一○城内文書

辻間村武清坪付之事

御支配御土代

「享德」二年十二月 氏詮上御代 <(原本此所補墨)

公田三段半卅步 一石代小

德田壹段小卅步 同公事八日

鬼丸名之內鍛治屋坪付之事

以上五貫分

新田三段 一德田貳段

德畠貳段 同公事三日

享德貳年拾二月廿日 同公事六日 以上五貫分 德田壹段半

一德畠貳段

日 出 荘 木付孫三郞殿

一德田貳段小 一公田壹段小 一德畠二反半 一石代六十步

辻間村貞淸坪付之事

同公事六日 以上五貫分

同名則清坪付之事

一公田一段小 德畠三反半卅步

一石代六十步

一三百文門麻之代

德田壹反三百步 同公事六日

享德貳年拾貳月廿日 以上五貫分

木付太郎殿

辻間村津留坪付之事 新田七段半 一德田大卅步

一德畠半 以上七貫文 同公事十二日

重眞坪付之事

公田壹段三百卅步一石代四十步

六三

日 出 荘

德田三段小 德畠二反卅步

三百文 大福良清錢

同公事五日 以上七貫六十文

孫藤五作坪付之事

公田壹段半

辻間村藥師丸坪付之事

一石代大 一德田三百步

享德貳年拾二月廿日

同公事十五日

以上拾貫分

一新田半

德田壹段九十步 一德畠三百步 同公事三日 以上貳貫九百四十文

合拾貫分

享德二年拾二月廿日 工藤助三郞殿

公田壹町半 一新田五段

辻間村是永坪付之事 富永三郞殿

公田六段三百步 一石代大

一三百文門麻之代

以上五貫分

一德畠壹段半十步 同公事六日

一末正坪付之事

以上五貫分

公田三段九十步 一石代小十五步

寳德貳年十二月廿日

永松次郎殿

公田壹町三段大卅步

辻間村是次坪付之事

一石代壹段

新田壹段

一苅上小

德田大

同公事十五日

以上拾貫分

寳德二年十二月廿日

六四

白仁右馬助殿

辻間村山口坪付之事

公田貳段小 新田壹段

德田壹段小 德畠三反

以上三貫分

享德貳年拾二月廿日

河野大覺殿

辻間村辻堂坪付之事

公田三段六十步 一石代六十步

德田壹段三百步 一德畠貳反

同公事六日 以上五貫分

公田壹段大卅步 光安坪付之事 一德田貳段四十步

德畠五反半 同公事六日

以上五貫分

享德二年拾二月廿日 上尾石見殿

H 出 荘

> 辻間村是治坪付之事 六斗五舛

秋國門公田四段十步、

新田壹段半

壹石貳斗七合

同〇 略以 下

麥壹斗七舛七合四尺四札

三百七十一文

貳石六斗八舛七合

是次公田現乍壹町壹段大卅步新田壹反

麥五斗九舛六合九尺五札

壹貫貳百六十六文

是貞公田七段十步、石代三百步

貳石三斗七舛六合三尺

六百四十七文

麥二斗五舛九合四尺四札

德勢自公田壹町六段大、新田三段、石代大

貳石七斗五舛一尺

麥七斗三舛四合六尺四札

六五

日

壹貫四百三十四文

萩尾公田七段大卅步、新田壹反六十步

九斗一舛一合

麥三斗三舛八合六尺四札

七百十四文

同大王公田五段

四斗八舛一合

麥二斗二舛八合六尺四札 (文脱)

一秋太郞丸公田九段小十步、新田半石代大 壹石五斗一舛二合

麥三斗六舛八合一尺六札 八百六十二文

秋厚公田七段三十步、新田貳段三百步、石代半

壹石七斗八舛九合

麥三斗一舛二合三尺二札

六百五十二文

貳石五斗九舛

麥二斗五舛七合三尺二札

五百四十五文

九斗三舛一合三尺

一秋六郞丸公田八段三百五十步、新田三百步

麥三斗八舛四合五尺六札

八百二十五文

一秋乙丸公田六段七十步、新田壹反

麥貳斗七舛四合八札

七斗五舛

五百七十文

六斗九舛六合三尺三札

一末宗公田五段半、重眞壹反三百卅步石代四十步

麥貳斗六舛五合

切畑公田貳段半、德三四反大卅步、新田三百步(マン) 六百八十二文

六六

秋里自公田五段三百三十步、新田七反半

二斗九七斗七舛七合八尺八札

六百三十八文 麥三斗七合六尺

氏清公田三段半卅步、石代小 六斗一舛六合四尺

三百三十文

麥壹斗五舛八合三尺二札

金江田公田大卅步 六舛壹合

麥三舛五合一札

七十文

貞淸・則淸公田貳段大、石代小

麥壹斗一舛八合六尺四札 五斗四舛六合六尺

光安公田壹反半廿、石代六十步 貳百四十六文

日 出 荘 三斗四舛二合八尺

百四十四文 麥六舛八合八尺三札

五斗一舛三札

一末正公田三段九十步、石代九十步

麥壹斗四舛二合九尺

貳百九十一文

一竹原公田貳段半

壹斗八舛七合三尺 麥壹斗一舛

百三十二文

一日野公田大 五舛四合六尺

六十二文

麥三舛六尺四札

辻堂公田貳段三百步、石代九十步 四斗七舛六合三尺

麥壹斗二舛三合二尺六札

六七

(以下裏書) 德田壹段三百步 同公事十二日 以上拾貫分 享德貳年拾二月廿日 一石代壹反小 德畠壹反 辻間村地頭領家坪付之事 德田貳段大 公田壹段廿步 同公事三日 以上五貫分御中間四郞衞門尉 德田壹反小卅步 新田壹反 德畠壹反

公田捌段大 石代小五十步

辻間村荒保佐坪付之事

麻生四郎殿

德田大 四百文清ひら松鬼名之内

寳德貳年拾二月廿二日 同公事八日 以上五貫分

帶刀美濃殿

貳百二十五文金江田大册步 参百文 お六 德田二反半 貳百文土橋

鬼丸名之內小畑坪付之事 德畠二段半 以上五貫分 同公事三日 御中間次郎左衞門尉今ハ小屋又三郎給

新田貳反

壹貫文領家餅田伇

德畠三段

竹原請 同公事四日 御中間新右衛門尉

四百文

寳德貳年霜月六日

五百文 西之請預 辻間村淸坪付之事(マン)

德田壹段

三百文小袋~請預

德畠貳段

同公事四日 以上三貫文

享德二年十二月廿日

御中間彌次郎

辻間村馬場六郎四郎作坪付之事

公田三百步 一五百文請錢

德畠一反百步

壹段小德田

六八

同公事三日 以上三貫分太郞左衞門尉

享德二年十二月廿日

辻間村竹原坪付之事

公田二段半

德畠壹段半

同公事三日

一德田壹段七十步

以上三貫分五郞衞門尉

貳貫文德勢 辻間村所々門麻之代引手物代之事 同鬼丸之引手物代

一九百文 門麻之代

以上三貫文孫左衞門尉

文明十一年玄十一月四日

山口公田壹段大新田壹段 二百六十一文

三斗九舛三合

麥七舛四合六尺四札

日

百五十四文

出 荘

一九坪公田壹反小

麥五舛九合三尺二札 壹斗六合三尺

一津留新田七段小

百二十三文

壹石九斗七合

六九

므

大友政親知行預ケ狀

大分県史料三一○大友家文書録

貫分ヲ預クシテ野津院二十

野津院之內貳拾貫文紙有之事、辻間先給爲代所、(大野郡) (日出社)

三月廿四日 三月廿四日

木付上總介殿(親忠)

浮島神社神事面銘

띨

速見郡日出町大字真那井字浮島〇字佐・国東半島における文化財

「長享二年申九月廿日」(左頰裏墨書)

神

:事面ヲ奉納ス

(顎裏刻銘)

玄祐法師」

大友政親書狀

吕

(^{附箋)} 左衞門大夫」

「大友十六代左衞門大夫」(裏打紙端裏書)

七〇

預申候、

知行不可有相違候、

恐々謹言、

親

在判

大分県史料一○

聟

大神(ヵ)親房官途狀寫

官途之事

彈正忠

明應八年十二月十七日

辻間彈正忠殿(為貞)

○辻間弾正忠ニ、 同一ノ官途ヲ与フルハ不審。 検討ヲ要ス。 与フルスでは多

此間物語申候ととく、つしまの事、彼方ほんそうとして、本意をとけて候ハヽ、かやしまのかもん(辻 間)

候ハす候よし、ねんころニ可被申候、面々に此間申候ことく、此つかいならて、以前のことく、彼 方より合中、又きへの九郎右衞門方へ、ちきやう候へと、可被申候、事く、たのミ入候よりほか、「岐螂)

一家はんしやう、さいわいの義、(儀) あるへからす候、事く萬吉、又く可申候、 恐々謹言、

政友 親(花押)

政

親

「(墨引)

市河但馬殿

六月六日

大分県史料 ○城内文書

親神力) 房 (花押影)

七一

日

出

荘

大友親治一 跡安堵幷替地宛行狀

大分県史料
○萱嶋文書

0

哭

今度田原次郎親述謀叛之刻、 武藏餘名內坪井孫二郞跡、 國家爲一

味、

忠節無比類條、

親父一

跡之事、

不可有相違候、

彌可被抽

預置候、

可有知行候、

恐く謹言、

親友

治

. (花押)

粉骨候、 仍辻間村爲打替、(日出荘)

ヲ宛行フシ 辻間村ノ替トシ 辻間村ノ替ト

八月十日 (永正十年頃)

萱嶋源右衛門尉殿

大友親治書狀案

型

○大友家文書録

堅固之儀、 憑入候、 何樣以面可承候、 恐く謹言、

就鹿越城衆年來辛勞之段、

悦喜申候、

然者就出陣、

近

々先陣可預馳走之由、

承候といへ共、

彌城番

シム 城番ヲ堅固ナラ 思越城衆ノ辛労

八月十一日 田北治部少輔殿(親幸)

親友

治 在判

七二

固ナラシムヲ賀シ城番ヲ堅鹿越城番ノ辛労

跡ヲ与フ田代次郎兵衛尉日出荘辻間村内

辻間村之内、(日出社)

咒 大友親治感狀寫

大分県史料二五 ○田北一六文書

就鹿越[番堅固之儀、 憑入候、]辛勞之段、悅喜申候、 自是直以賀狀可申候、 先以能く、 可被申聞事肝要候、 旁く辛勞之段、以賀使

親友

治 (花押)

然者就出陣、

近く先陣、

可預馳走之由、

承候といへ共、

彌城

可申候、 十一月十七日 恐々謹言、

田北

萱嶋諸豐知行宛行狀(知

咒

大分県史料二六
○足立悦雄文書

永正十七年八月廿六日 田代次郎兵衞尉跡事、 任御判形之旨、

御本意刻、

御知行不可有相違候、

仍狀如件、

萱嶋又二 諸

豐 (花押)

日 出 荘

足立佐渡守殿

大友親敦鑑書狀(紙

푱

(墨引) 」

至鹿越登城之由、承候、尤肝要候、此時以堅固之儀、忠節倂憑存候、 十一月十二日

親敦(花押)

事く、必以面賀可申候、

恐く

謹言、

セシム 答へ堅固ニ守備 鹿越登城ノ報ニ

○別ニ写一通アリ。

鹿越城衆各中

大友親敦鑑感狀(紙切

大分県史料二五 〇田北一六文書

(墨引) 」

忠儀之至候、必追而賀可申候、恐へ謹言、

ヲ賞ス 鹿越在城ノ忠儀 落人現形ニ就キ

就今度落人現形、

至鹿越在城、

田北左京進殿(鑑 敦カ)

正月廿一日

親敦(花押)

大分県史料二五 ○田北一六文書

七四

大分県史料 ○城内文書

日 出 [庄內、 御料所辻間村公文職事、 近年小原伊豫守右並取次之時、 無指題目處、 被執放彼地、

四郎爲秀息被宛行宮若之、然者任先例之旨、 可全懃其役之由、 被仰出訖、 仍 筆如件、

大永七年亥十一月四 Π

辻間宮若殿

行云、、

雖然翌年爲御直務之間、

右給田事、

以小督御局、

致愁訴之條、

被分聞召、

如前く、

辻間又 不知

貞_(長岡) 國 (花押)

行(大河内) (花押)

事件ニ関連アル 「城内氏歴世記」 カ。 =, 左ノ .如ク辻間宮若ノ伝ヲ記シ、 後ニ本文書ヲ写ス。 辻間為秀ノ討 タレ シ ハ大神親 照

辻間宮若

0

父辻間又四郎廿八歲、 為秀 歲 寶泉庵主肥後萬願寺僧也、 大神氏と同 同 心 ・國ニ連れ歸り養育ス、 府内來光寺ニ閉 籠 後十年大友氏の奥様歎願被歸参、 大友氏討之、 仍 而公文家被斷絕也、

國大河內因幡守行重長岡三郎右衞門尉長(貞カ)(貞カ)

兩 人ノ書ニ記 ス。 ル 親照ニ同心討タ 父辻間為秀大神

푤 田 原親董恩賞宛行狀 紙切

大分県史料二六
○足立悦雄文書

再返之勞切、喜悅之至候、 爲其賞、 餘名之內四反 むろ井 田 四 反

荘

日

出

家錯乱ノ時

ノ労

就今度家錯亂之儀、

至吉木上着、

七五

行フラ賞シ恩賞ヲ宛

平野幷畠地一反卅、

日 出

大月廿五日 享祿五年 京祿五年 無知 無相違、 歸國之時可當行候、 彌忠儀肝要候、 親原 恐く謹言、 董 (花押)

廣津織部佐拘之內辻間村三貫分・廣津主税助拘之內國東郷之內貳反中ノ坪、

清里與七殿 一条 五 五

둂

大友義鑒感狀

田北次郎三郎殿

増補訂正編年大友史料一六○田北憲明文書

恐く謹言、

祝着候、

スタノ馳走ヲ賞鹿越ニ牢人現形

至鹿越城、

牢人楯籠候之處、

則時出張之條、

彼殘黨等、

敗北候、

先以肝要候、

今度別而馳走之段、

義

鑒

(大 義友)

鑒

(花押)

三月廿九日

田北次郎三郎殿

푶

大友義鑒感狀

大分県史料三四○大友家文書録

鹿越ニ牢人現形 至今度鹿越、 **军人**現形之刻、 不日馳走之條、 彼惡黨則時之敗北、 先以肝要候、 何樣追而可申候、

七六

其

恐く謹言、

卯月二日

(大 義友)

鑒

判

久保彦兵衞殿

푳

大友義鑒感狀

增補訂正編年大友史料一六 ○能一文書

以吉岡左衞門大夫同陣、 不日馳走之條、 彼惡黨卽時敗北、

先以肝要

鑒

(花押)

ストリアをある。 ストライン 脚走 早貨 地二 牢人現形

候、

必追而賀可申候、恐く謹言、

卯月二日

至今度鹿越、牢人現形之刻、

縫殿助殿

能一

吾 大友義鑒感狀

至今度鹿越、军人現形之刻、

以田口掃部助同陣、

候、

必追而、賀可申候、

恐く謹言、

増補訂正編年大友史料一六〇碩田叢史田口文書

不日馳走之條、 彼惡黨、

即時敗北候、

先以肝要

鑑製力) 判

日 出 在

勾右馬允殿

卯月二日

七七

○天文二年頃大友「義鑑」ハ「義鑒」ニ作ル。

푯 大友義鑒感狀

増補訂正編年大友史料一六〇荒木たけ文書

賀可申候、 卯月二日 恐く謹言、

而

ストラスをある。大時ノ馳走ヲ賞を越ニ牢人現形

至今度鹿越、

军人現形之刻、

以山下和泉守同陣、(長就)

不日馳走之條、

惡黨敗北、

先以肝要候、

何樣追

鑒(花押)

荒木右衛門尉殿

大友義鑒感狀(紙

풏

大分県史料二五 ○中村文書

(大 義友)

鑒

(包紙ウハ書)

鑑

貞

中村藤十郎殿

「(墨引)(端裏切封)

恐く謹言、

ストリアをある。 ストライル 地域ニ 牢人現形

必追而、 賀可申候、

候、

至今度鹿越、

牢人現形之刻、

以吉岡左衞門大夫同陣、(長増)

不日馳走之條、

彼惡黨卽時敗北、

先以肝要

卯月二日

(大 義友) 鑒 (花押)

七八

ストラスをある。大時ノ馳走ヲ賞を越ニ牢人現形

至今度鹿越、

牢人現形之刻、

以吉岡左衞門大夫同陣、

不日馳走之條、

彼惡黨即時敗北、

先以肝要

鑒

(花押)

大友義鑒感狀 紙切

谷

大分県史料二五 ○平林文書

「(墨引)」

必追而、 卯月二日 賀可申候、恐く謹言、

候、

平林太郎兵衞尉殿

大分県史料一三 ○佐土原文書

大友義鑒感狀

紙切

「(墨引)」

何樣追而、賀可申候、恐く謹言、

ストリースの大時ノ馳走ヲ賞を越ニ牢人現形

至今度鹿越、

牢人現形之刻、

以淸田兵庫頭同陣、

不日馳走之條、

彼惡黨等即時敗北、

先以肝要候、

鑒 (花押)

日 出 荘

佐土原滿足殿

卯月二日

七九

賞ス形ノ時ノ馳走ヲ鹿越城ニ牢人現

至今度鹿越城、 夳 牢人現形之刻、

大友義鑒感狀(紙

大分県史料一三 ○佐土原文書

「(墨引)」(端裏切封)

以清田兵庫頭同陣、

不日馳走之條、

彼惡黨卽時敗北、先以肝要候、

(大 義友)

鑒

(花押)

何樣追而、賀可申候、 卯月二日 恐く謹言、

波津久彌三郎殿

大友義鑒感狀(紙

夳

大分県史料一二○薬師寺文書

「(墨引)」(端裏切封)

至今度鹿越、窂人現形之刻、以津久見左馬助同陣、不日馳走之條、

彼惡黨敗北、

先以肝要候、何樣

賞ス形ノ時ノ馳走ヲ鹿越城ニ牢人現

追而、

賀申候、

恐く謹言、

藥師寺右馬允殿

卯月二日

鑒(花押)

(大 義友)

八〇

謹言、

至今度鹿越、 大友義鑒感狀(知

大分県史料一二○薬師寺文書

盗

卯月二日 **军人現形之刻、** 以津久見左馬助同陣、

無足之軍勞感悅候、

何樣追而、

賀可申候、

恐く

(大 義友)

鑒

(花押)

藥師寺與一殿

大友義鑒感狀 紙切

空

大分県史料九 ○徳丸文書

「(墨引)」(端裏切封)

以吉岡左衞門大夫同陳、 不日馳走之條、

彼惡黨卽時敗北、

先以肝要

賞ス 形ノ時ノ馳走ヲ 鹿越城ニ牢人現

候、

必追而、

賀可申候、恐く謹言、

卯月二日

至今度鹿越、

军人現形之刻、

(大 義友)

日 出 荘

德丸右衞門尉殿 (鑑忠)

八一

鑒(花押)

去六至山香口、

敵取懸之刻、

味方仕立慮外之故、

日 出

荘

大友義鑒感狀寫

奕

熊本県史料中世四

賞スリシ時ノ粉骨ヲ鹿越ニ牢人楯籠

今度至鹿越、

楯籠候 军人敗北之刻、

粉骨之次第感悅候、

必追而、

可賀申候、

恐く謹言、

鑒

在判

右田三河守殿

卯月十三日

卆

大友義鑒感狀寫

今度至鹿越、楯籠候窂人敗北之刻、

粉骨之次第感悅候、

必追而、

恐く謹言、

鑒(花押影) 可賀申候、

四月十三日

熊本県史料中世四

右田次郞殿

賞スリシ時ノ馳走ヲ鹿越ニ牢人楯籠

大友義鑑感狀(紙

夵

大分県史料三五○渡辺文書

「(墨引)」

旣及難儀之處、 以堅固之地躰、 鹿越城被遂勤番

八二

ヲ遂ゲシヲ謝スノ際鹿越城勤番

候、 忠貞寔無比類候、 爾無油斷才覺憑入候、 必追而、 段可賀申候、

四月廿日

(大 義友 鑑 (花押)

恐く謹言、

渡邊遠江守殿

춫 大友義鑑感狀(知

大分県史料三五○渡辺邦夫文書

渡邊左京亮殿

彌無油斷才覺憑入候、 味方仕立慮外之故、 旣及難儀之處、 必追而、

ヲ遂ゲシヲ賞スノ際鹿越城勤番

被遂勤番候、 去六至山香口、

忠貞寔無比類候、

敵取懸候之刻、

四月廿日

(大 義友)

(花押)

段可賀申候、

恐く謹言、

以堅固之地躰、

鹿越城無異儀、

鑑

大友義鑑書狀 大分県史料一一

ち

肝要候、聊不可有緩之儀候、恐く謹言、

カラシム 滞ヲ責メ緩怠ナ

事、

鹿越城誘之事、

去年以來申付候處、

于今延引、

太曲事候、

爲奉行衆中、

稠以催促、

急度可被相調

七月廿八日

義友 鑑 (花押)

木付 右 衛門大夫殿

日 出 荘

八三

ヲ寄進ス・馬等善神王社棟上ニ

可有御奔走候、

尙る御社の事、

道行候之間、

十月五日

林 都 吉 田 帶 長 野清 原 甲 弘 刀 佐 伊 長 和 右 左 渡 衛門尉殿 豆 門 泉 京 守殿 守殿 守殿 守殿 亮殿

三 貞成書狀 大 廣

神

彌 美

七 濃

郞殿 守殿

瀨

田原次郎左衞門尉殿

大分県立図書館寄託○城内文書

善神王殿御むねあけ御祝のきぬ一疋、 御はかセーこし、 上意ニ相叶候、私まても目出畏入候、恐々謹言、(カ)

御馬一疋、引まいらせ候、いかにもく、 (カ)

貞 成 (花押)

八四

三

改稿津島年

譜

高用井 周井入□

道

應

大宮司方へ勘渡候

書

(端裏ウハ書)

蕳 政所

辻間

善神王殿御鳥居御祝事、

セシム 人ニ百文宛勧進 御祝ニツキ諸給 計間善神王鳥居

候

尙

にく別

而私ニ

御志を以て、可有奔走由候、

恐く謹言、

十一月十一日

諸給人各爲御祈禱、 十貫文分百文宛勸進候て、

直 比

(花押)

道 應 (花押)

イエズス会の歴史」アジア篇

亖

バ ル 1

ij

溝部脩訳
○大分県地方史七三

23 豊後の王は聖フランシスコ・(第一部第三書) ザベリオを府内に招く

略〇 上

しく、よく分からなかったので、彼はことの真偽をたしかめようと、彼の伴二人の日本人の一人、 丁度、

彼の望みと歩を合わせて、ポルトガル船が豊後の国に着いた。山口では、その報せは疑わ(天文二十年七月)

ロニ着クルルトガル船豊

H

出

荘

テオを豊後に送った。彼に九月一日付の書翰を持たせ、

派リザ

派ス リヨ山口ヨサベリヨ山口ヨ

八五

船が着いているなら、

船長と船中の商人

とは比較にならないほどの、たしかでかく実な取引きであり、そこに旅すれば、資本は二倍にもな 仕事の時間を少し割いてくれるようにと願った。良心を各自糺明してみると、この時間は支那の絹 ので、もし彼らが居るとはっきりすれば、そちらに赴くと述べた。つけ加えて、インドでは彼らの に、どこから来て近い中に支那に戻るのかを尋ねさせた。そして、インドに戻る機会を探していた

聖人をじかに知るのは、どれ程すばらしいかが分っていたので、そこに居合わせた王に、彼らは聖 ている同僚に報せがとどけられた。豊後の王と何度もひざを交えて話したことのある彼らは、 でも、豊富な贈物を代償としてもらった。それから書翰が公けに読まれて、すぐに府内で取引きし 師フランシスコ神父の書翰を持って来たと分かるや、皆の喜びの中に迎えられ、金の面でも物の面 ポルトガル船は、豊後の首都、 府内から一レグア離れた日出(Figi)港に碇泊していた。使者は . と の

人のことを高く評価して話し、その到来が間近であるという報せを告げた。

神ははやこの良き王を長くととのえられていた。まずはザベリオ、それから、同じ会員から、た

船

ハ日出ニ碇泊

知っている限りのことを、めいめいが伝えた。船のことと三十人のポルトガル人が居ること、船長 と、六・七人の主立った商人たちも尊敬をこめて彼に手紙をしたため、インドやマラッカのこと、 ベリオを招こうとした。 こうして、 一通の書翰を彼自身したためた。 王のそれと一しよに、 とえ数年後だとしても、改心した彼は尊敬と愛情を表わすために、比ぶべくもない祝いをして、ザ

はオドアルド・ガーマであること、一ケ月の間に支那に向けて出帆すること、その港には積荷を終

えた三隻が入っていること、更に、インドに向けては翌年の一月に出発すること、三隻の中の

隻

に、彼の最大の友達、ディエゴ、ペレイラが居ることなど。

皆、腕をひろげて、船にというより、心の中で彼を歓待して待つようになって来た。五日間でマ

待ちわびているという書翰と挨拶を、聖人に持ち帰った。 テオは山口(Amangucci)に戻り、 ポルトガル人と豊後の王が、

来訪の喜びの報せを分け合って

彼は新信者を神にゆだね、彼らと二人の同伴者、トルレスとフエルナンデスに、大切なすゝめを

出発するときには、最後の抱擁を交して旅立った。一五五一年九月中旬のことであ

山口から日出まで陸路で一八○ミリアの道程であり、おまけに短くても海峡を渡らなければな

ロニ来ル アベリヨ陸路日

涙ながら残し、

らなかった。 彼はいつもの通り徒歩を望み、首には祭服の袋をかけていた。

24 ザ 聖フランシスコ・ザベリオにあてた豊後の王の書翰。 ベリオが日出にてポルトガル船から栄誉ある歓迎を受けたこと。

愛する同伴者と冒険にみちた旅をザベリオはつづけながら、

日出から二レグアも離れていないピ

ッ府内ニ向フッベリョ 日出 ンラシヤウ(Pinlasciau)という部落につくまでには、災難ははげしく襲いかゝって来た。でも、

不可能になり、休息をとるのがよかろうと考えた。その間に、マテオ、ベルナルド、 一八〇ミリアは歩いて、足は異常にむくれ力つきて、しかも頭痛が加わって、それ以上進むことが ロレンソの三

出 荘

日

八七

日

出

荘

人の同伴者は、 船に報せをもたらそうと先を急いだ。

ガーマはこれを聞くや、ただちに府内に取引きに行っていたポルトガル人を呼び戻した。帰船す

ンラシヤウに向かわせた。

ノ書状大友義鎮ノ招待

次の書翰を送った。

持物の中から最上の高価な着物を身につけ、彼らの多くに華美な馬の行列をつくらせて、ピ

賢い王は彼にすぐ会いたいと望みにかられて、同日、彼を歓迎したく、城に招待するという旨の

「セマイコジン (Cemaicogin) の僧、 神父。 私の地に貴方が到来したことは、 貴方の神にも嘉

され、また聖人たちもそれを称賛することにもなろう。

港に送った使者、

カンシオナ様

(Quans

ionafama) は、貴方が山口から日出に到着したと報せて来た。 これを聞いて、 いかほど満足した れており、明朝陽の昇る前に、 私の家の後門を叩かれるように懇願したい。 (貴方に命じるなどと かは、私の民が後ほど貴方に語って聞かせると思う。私は愛の思いに溢れ、貴方の到来を待ちこが

する。地上にひれ伏し、 は到底できる身分とは思えないので)。 貴方の神は神々の中の神、 天に存在する 権勢と 権力の天帝であると信じ 来訪の恵みに浴し、 私のよびかけを厭がらないことを懇願

涯が、どれ程神にはいとおしいかを悟っていくのである。この世の偽りの約束に盲目となっている との肉の子は、 神を知ることで欺きから救われるだろう。私は貴方からの吉報を待っている。それ

て、その前に跪づこう。貴方が教えを叫ぶとき、現代のごう慢な者は、かくも清貧に生きる人の生

がつけば、今宵気持よく床に就き、鶏が貴方の到来を告げるときまで安眠するだろう」。

いた。彼もやはり王家のものであり、三十人の騎士を従えていた。彼らは府内から日出に向けて、 た。王の近い親戚の若者が選ばれ、ポーミン殿(Poomindono)と呼ばれる賢明な年寄りがついて 書翰を持参する任に選ばれた者は、 業績とてとくになく、 特使という 高い栄誉に ついたのだっ

ガリオット船のような舟で櫓を漕いでやってきた。

25 ポルトガル人は、ザベリオを豊後の王のところに、いとも荘厳な行列で連れる。

ていた彼らの宗教心は、 父である聖人への 尊崇へと一段と深まっていった。 後程 実現されるのだ たちの心をととのえて下さった。その間、日出では、ポルトガル人と一しよに生活し、常日頃持っ このように、神は御自分の下僕の謙遜を高め、僧のごう慢をうち砕くために、府内の城内の家老

が、彼にとってももっともふさわしく歓迎できるにはどうすればよいのかという、彼らの考えと愛

神は明らかに見ぬいておられた。

をつかわすにあたっては、これ以上荘厳なものは考えられないという仕方をとろうということで、 そこで、どういうふうに、フランシスコ神父を王に紹介するかで会議を開き、こんな大事な使者

船から町にくり出す、 意見が合致した。彼には上等の着物を着せ、伴と行列をつけ、 町では 繁華な目抜き通りを 通って入城させると。 こう定るや官吏を先発さ 彼の地位にふさわしい尊敬をもって

八九

日

ノ城ニ至ル府内ニ入り義鎮サベリヨ船ニテ

流した。

で、交代交代に奏でながら河口に近づいた。聖人は母船の船尾の上段に座って、その甘美さに涙を

飾りたてを整え、 必要な武具を準備させた。

Ħ

出 荘

りないが、数人の弦楽器・奏楽器の奏者が乗っていた。こうして陽が昇るや、櫂をゆっくりと漕い ンの幔幕を張りめぐらし、 せ、 略〇中 船から町へと向うには、 大舟二隻と小舟を用意させた。二隻の小舟は色とりどりの美しいモスリ 甲板には高価なジュータンを敷きつめてあった。両隻ともに、

数こそ足

隻が遠くに見え始めるその光景はすばらしく、 ばいの全民衆は川岸へと吸いつけられた。 仲間は上陸し、 しかし府内でも 王は歓迎はきらびやかに 行うと命令しており、 偉大な人であった。この町ではこんな荘厳なことはかつてなく、 オドアルド・ガーマ船長が 執事の服装をして、 おまけに楽器の奏楽が聞えるとあって、 彼はそれを 決定するほど信心深 無帽で、 期待すること大であった。三 手にはベンガル杖を携 物珍らしさ

た。 た。 え、

先頭に立った。

数歩後に書持ち、下履持ち、杖持ち、聖絵持ち、傘持ちといった五人がつづい

彼のまわりを二十五人の騎士が取りかこみ、

その後に聖人がつづき、

めきあって見ようとし、窓からも露合からも、家の屋根にさえも上り、その数は知れなかった。

こんな順序で町の目抜き通りをねり歩いて、王の城に向かった。

多数の民衆が押しよせ、ひし

最後が召使い

0

列だっ

九〇

イル。 「メンデス・ピント」ニ拠ッテオリ、ザベリオ書翰ヤフロ 本史料 本訳文中ノアラビヤ数字ハ、 大分市カトリック 司教館内ノ 漢数字ニ統一シタ。 溝部脩氏 1 試 イス『日本史』 ト比較検討スル必要ガアルト述ベテ 訳ニカヽル。 氏 八 大友宗麟ノザベリオ豊後招聘

占 フ 口 1 ス日本史

第 □ 豊 後 篇

Ě 第五

略〇

ラ豊後ニ来ルザベリオ山口カ しい山岳を越え、苦労の多い道をたどり、 一方、司祭(フランシスコ)のみは、数名の異教徒を伴っただけで(山口を)出発し、 同所 (山口) から六十里距たっ た豊後の国に赴いた。

非常に検

彼

はドゥアルテ・ダ・ガーマの(ポルトガル)船がそこに入港したと聞いていたのである。

ガド

ーマノ船入港・ウアルテ・ダ・

(豊後)国主(大友義鎮)は、当時、その国の首都である府内(大分)にいた。彼は司祭に会っ

師ニ会フ 大友宗麟府内デ た。というのは、 彼はすでに以前から交際していた ポルトガル人たちを通じて 司祭 てこの上なく喜び、その頃はまだ若かったが、フランシスコ師に対して大いに敬意を表して歓待し (フランシス

筆している) 今日に至るまで、 のことを知ったので、彼の一行に会うことを切望していたのである。ところで(この記事を執 全日本の異教徒の国主にして、 彼ほど 心からデウスの教えを愛好

۲ 司祭やポルトガル人たちに対して多大の愛情を示した者とてはいなかったのである。 フランシ スコ師はインドへ旅行せねばならなくなり、それゆえ(大友義鎮) は彼を自分の領 だがメス

H 出 荘 帰ザ

リオ 印度

九

イラ随行スロレンソ・ペ

V

め 玉

に

特に一人の使節を派遣することにし、

彼を通じて贈物を届けた。

この使者はその後、

司祭と

インド副王に敬意を表し、

K

引き留めておくことができなくなったので、

ン ソ・ ペレ イラは今なお豊後に住んでいる。

0

航海中に交際したためにキリシタンとなり、

司祭からロレンソ・ペレイラの教名を与えられた。こ

略〇下

宝 九州記

大竹春竜著
○天草郡史料

外重寳の珍物共、 享祿三年庚寅の夏、 唐船著岸付鐵炮事 數るに不」遑。 南蠻國より大船九艘豐後府內に著岸せり。 此事諸國に聞へしかば、

ヲ行フ 府内ニ着岸貿易 享祿三年南蛮船

静ひ買取けり。

然るに此船に乘來者共、

上下共に言語不」通、文字も此方とは相違しけるゆゑ、

國々の商人金銀を持來て、

我もと先後を

何

是皆商賣の爲なれば、

絹布・

藥種其

者、 ると見るへしかば、 とも爲方なかりしが、 披見して筆談にて通じけり。 此方にも保首座と云禪家の學匠を以て、 南蠻人も通ずまじき事を兼て了簡しけるにや。 書を調べ遣ければ、 大明より儒字の人を雇て乘來 彼儒者三官と云し

人三官筆談ス

り。

下の禮儀なふして、朝夕の食事をも大勢一器に入れて、手づから爬食事に言葉なしとぞ申ける。 船頭梶取以下の者共、 皆南蠻人なり。 我は大明國の者なるが、 我も南蠻の樣子を聢とは不」知、 船中の樣子を見に、 上 言語を通ぜんがためにやとはれて乘來れ 此

彼と親善関係を結ぶた

石火矢ヲ献ズ

云由をぞ通じける。是よりして豐後には鐵炮と云事始まれり。彼者共商賣心能く仕舞ければ、 南蠻人共、 屋形へとて種々の重寳敷を盡して献上す。 其中に兵具を二つ指上る。 長さ二三尺鐵炮と 順風

に帆を揚て歸國せり。 を二挺献上す。 後に臼杵丹生島にて島津大友取合の時、 其後亦天文廿年辛亥著船しけるが、 上野氏此大筒にて薩州勢を討殺、 南蠻の商主より、 石火矢とて大なる鐵炮 終に落城

せざる事、 偏に此石火矢の徳にてぞ有ける。

○享祿三年(一五三○)及ビ天文二十年(一五五一)

ノ南

蛮船府内着岸ノコト

・アル

モ、

サビエル来府

ノコト

見

ト全ク同項同文ノ所

多 ズ。 ク、 本書 本項モ該書ニアリ。 ノ記述ハ、 中津藩中島魯直著ノ「両豊記」(『大分県郷土史料集成』 両者ノ書誌学的検討ヲ要ス。 戦記篇(1)

夫 大友宗麟鎮書狀寫 紙切

大分県史料二五 ○河内文書

「渡邊六郞殿(包紙ウハ書)

渡邊新五郎殿

河內加□守殿(質)

賀來中務少輔 谷川三郞兵衞尉事、

番セシム鹿越ニ登城シ

勤

宗 麟

油斷勤番肝要候、 大神彌七郎事茂差加候之條、 每事可申談事專一候、猶吉弘左近大夫可申候、 恐く

急度可出張候段、

申付候、

兩三人事、

乍辛勞至鹿越有登城、

無

三月十二日

宗表義鎮) (花押影)

日 出 荘

九三

Ħ

出

荘

渡

邊六郞殿

丰 河內加賀守殿 渡邊新五郎殿

大友宗麟鎮書狀

メ勤番ヲ命ズ鹿越ニ登城セシ

賀來中務少輔・谷川三郞兵衞尉事、

急度可出張之段、

申付候、

兩三人事、乍辛勞、

至鹿越有登城、

無油斷勤番、肝要候、

大神彌七郎事茂、差加候之條、

候、

恐く謹言、

三月十二日

日出町誌史料編図版○渡辺左近文書

渡邊左京亮殿

渡邊遠江守殿

渡邊對馬守殿

汽 日出莊若宮八幡宮扁額銘寫

「若宮八幡大菩薩(表)

(花押)

宗女

九四

日出町誌史料編〇日出図跡考

每事可申談事、專一候、猶吉弘左近大夫可申

「 史墮檀那帶刀雅樂助源親述(裹)(マヘ)

前叟雲岳玄文寶幽之書」〔前條群雲岳叟玄文書建立〕

大檀那大神中務少輔源鑑房 永祿第七歲次甲子

三月廿三日

作者速見郡內軒井村

佐藤源兵衞藤原續久 〔七〕 藤十郎藤原資氏」

同

〇〔 〕内ハ「大分県金石年表」四ニョリ傍注ス。「軒井村」ハーー・一二号弘安「図田帳」 ノ 「野木乃井

村」ニアタル。

日 出 荘

日

芄 日出莊領家撿田小名寄帳

大分県史料 ○城内文書

一所武友東御用作 同名半東西五月田

本德貳反半

イ 貮反

日出庄領家撿田小名寄之事

合 天正四年十一月十三日

註進

一所成門(行)

本德半 イ小三十歩

一所納豆作御用作

定行十反(得下同)

字佐発引

一所坂本御用作

一所成藤內小垣田御用作(恒ヵ)

本德大

彳 小

一所成行專道 本德小十五步

專道給引之、

□所貞光金丸御用作

イ小十步 本小三十步

一所大田御用作

一所恒松

本德三反 一反 東西御祭引之、

本德大

イ 小

同名

一所江後內山室御用作

イ 小 本德大

同名御用作

所東金丸

本德貳反

半

御代官給之、

イー 反大

所勢家御用作 本德□小三十步

イル

一所重宗

本德三反 一反 宇佐舜引之、

彳二 反大 一反 寳光寺発引之、

同名御用作

殘六十步

同名

一所向江

本德一反小

月 出 荘 一反三十步內 三百步御代官給引之、

同名竹原

彳大

一所末丸善性

九十步

イ大

殘九十步

同名御用作

一所末丸覺園六十步六月御蘇引之、 本德三反三十步 一反九十步字佐発引之、

名二反三百歩 半さんしつ引之、 (算 ^(失)、 **彳二反小六十步內** 九十歩西迎発引之、

六十步 半筆百性。步

₹残九十歩

九七

殘九十步

イ小

本德壹反

彳大三十步 六十步

苅屋引之、

半末丸よ上候、

日 出 荘

同名土器 一所同名御用作

一所(ヨメズ)

本德九十步

惣都合一丁六反小四十五步內 イ 八十步

貳段大三十步內色分二反六十步御祭引之、 二反

宇佐発引之、

壹段九十步 佛発引之、

半色分六十步 壹段之內色分六十步 苅屋引之**、** 地頭御代官給引之、

大三十步不足 大三十步不足 田官給引之、 公文給引之、

大三十步不足

二反半

小十五步

大工給引之、

專道給引之、

算實引之、 地頭御給引之、

三十步不足

二十步

九八

紙給引之、 土器給引之、

残者七反小内七反三歩不足 たなるなるなるなるなれた。 九段四十五歩所な支配分 (カー)

殘る七反三十步內

六反三百步不足

以上九段小十五步所、支配分

分米一斗九升五合七反三百步不足 九十步 領家進納

十一月十五日 廣瀨對馬守

貞續 (花押)

帶其介

親增 (花押)

宗西 (花押)

臼杵帶入道

三千七百四十九間

此內百八十三間

社人九人覺悟之分

不納分貳百六十一間

以上

速見郡間別調申分

間別調之事

天正六年とら二月八日 (朱)「三百六年」

石垣左馬介 竈門勘解由

る。

鎭意

貞

花押

右田兵部少輔 ₹意

鑑盛

石垣左馬介

貞 (花押)

右田兵部少輔 竈門勘解由允 意 (花押)

盛 (花押)

日 出 荘 右田鑑盛 竈門鎮意 石垣鑑貞

○柞原八幡宮文書

九九

6

右田鑑盛·竈門鎭意·石垣鑑貞連署速見郡間別調注文

「速見郡 (包紙ウハ書) 「柞原社」

「天正六年」

天正六年とらのゑ

二月八日

上田土佐入道殿

弘 岡 外記 九殿

日 出 荘

大友義統書狀案

於辻間村在陣之由候、辛勞察存候、然者至鞍懸表、《明出世》

寄スベシ 略ニ合力セシム ラトゲ鞍懸城攻 田原親家ト内談

彌無油斷、

熟談專一候、

先以都甲境目迄被差寄、

可被申談候哉、

殊以條々申旨候、 恐く謹言、

被

可被打出時分柄之儀、親家以內談、(田原)

同日

越山肝

得其得、 要候、

每事堅固之才覺、

可爲祝着候、 雖然、

猶寒田右京入道・田北治部少輔可申候、

統 在判

三月十七日

齋 入道殿

帰藤紀伊 (道瓅)

林 萬田民部少輔殿(鎮実) 左 京 亮殿

平 實 井 相 兵 部 寺 少 /輔殿

上

野

兵

部

少

輔

殿

齋 野 上 彈 市 正 忠殿 正殿

上 日 杵 野 刑 隼 部 少 佐殿 輔 殿

大分県史料三三
○大友家文書録

セシム 飛脚召捕ニ協力 田北紹鉄通用ノ

候、

其方事、

改先非此度忠儀專一候、

日

出

荘

(胡麻津) □ê 村 田 尻 左近大夫殿 留左馬進殿 太 鄓殿

鶴 (マヽ) 1 原 八 郎殿

上 田 野 吹 左 掃 馬 部 助殿 助 殿

寒田藤記兵衞尉殿

宗像權右衛門入道殿

右上包齋藤紀伊入道殿 田 村 作順 進殿

義 統

○城内文書(城内氏歷世記)

尘 臼杵清昌書狀寫

急度申候、就者、 尙へ此度、 八年以來不可有憚之條、 別而心懸不及申候、 至紹鐵通用之飛却、

萬一於有緩之儀者、 可被 爲可致 召捕之、 至新介入道被 仰閇目御內意候處、 向後御取合不及候、 珍重佗言候間、被成御分別之由候、 爲御存知候、 仰付旨候、 猶新介入道へ申含 以談合馳走肝要

<u></u>

候、 卯月六日 恐く謹言、

辻間彈正忠殿(統直)

슬 臼杵清昌書狀寫

○城内文書(城内氏歷世記)

切 包紙 立狀]紙浦ニ臼杵主馬入道; (マ丶) 返々宿之事、 賴申候、

爲御使山鹿表へ參候處、大雨ニテ候間、(香) 可參覺悟候、 御近方へ宿之事、 必以面可申候、 賴申候、 **爰許へ逗留申候、**

依頼ス大雨ニ付宿所ヲ山香ニ使スルモ

樣、

葛西平右衞門尉入道・野上中務少輔・武宮彈正忠・拙者四人同心申候、

從御返事、

則時可參候、 如御存知、

被仰付可被下 恐く謹言、

宿所一 所

圓無御座候條、

其元之

卯月廿六日

清哲

萬賴候、 宿四ツ、

昌 (花押影)

御宿所

辻間彈正忠殿(統直)

○『増補訂正編年大友史料』ハ差出人ヲ「臼杵主水入道清昌」ニ作ル。

益 吉弘統運統書狀

追而用所之儀申入候、

於樣躰者、

跡田宮內少輔可申承候條、

賴まいらせ候、

大分県史料 ○城内文書

間(花押影)

在村村ニー 御 陣 衆

近日者何條哉、

至其表、

御陣衆御在村之條、

每事氣仕不申許

條

此表之儀、

替事候ハす候、

近

く 可

爲御案中候、 **猶期其節閣筆候、** 恐く謹言、

六月十四日

統 運

(花押)

辻間彈正忠殿(統直) 御宿所

○切封 ノ跡ヲ存 . ス。 都甲荘屋山城ョリ ノ発信 カ。 此表」 ۲ ハ鞍懸城 1 事ナラン。

全 大友圓齋義書狀

ルヲ停メシム切寄ニ粮船ヲ送田原親貫方安岐

受媛県史史料集
○予陽河野盛衰記

之船江、 此方警固於取出、 事 以差延候、 就中安藝切寄之儀、 頭舟子以下、則一途可申付之段、 至武吉以飛脚申候之條、 連々武吉、可爲入魂之首尾之由申候キ、 爲武吉家來、 乍勿論、 其儘推退候條、 海上之通路、 至上下之船上乘之儀者、 馳走無是非存候、 染筆候、 自義統陣所、 於不相留者、 日出津趣付送相究候之處、 今度其許上國之刻、 雖然不能一屆、 更不珍候條、 然處ニ、三日以前、 差堪儀茂可有之條、 雖申越候、 始中終如申候、 可討果事、 武吉家中之人上乘之由、 不及口: 至右切寄、 1能候、 粮船安岐之湊江、 從其表往反之船、 累年武吉愚老申談候續、 浦部表爲閉目、 當時取詰候於敵城、 通用證據等顯然候、 其聞候之間、 雖可 堅可被加制 推入催候 勢差遣候、 因兹船 相違之 粮運送 先 止

H 出 荘 之儀候、

恐く謹言 至義統者、

樣候條、

强而令助言、

以早船申候、

武吉內存之旨、急度承、

可得其意候、

聊不可有油

斷

武吉家中上で

乗ノ

日 出

000

マジ 懸陥落モ程アル 安岐城落去シ鞍 マデ発足ス 落去ノ上日 田 郡

別而馳走粉骨之由、

令 承 知 感 入 候 、

必以時分可賀之趣、

委細猶鎭與可申

(大 義友

統

(花押)

「(墨引)」(端裏切封)

ヲ賞スヲ以テ馳走セシ

以今度若林越後守類船、

候、 恐く謹言、

十月三日

辻間彈正忠殿(統直)

卆 大友圓齋鎮書狀

東京大学史料編纂所写真〇問注所文書

浦部表勝利之趣其聞候哉、(田原親貫乱) 寶満・立花申談旨候、 去不可有程候條、 諸堺目可任存分事、 殊從其方茂節々入魂之條、 早々敷示給候、 指掌候、至中豐前茂、前三一行申付、 祝着候、 愚老事、 安岐切寄之事、 急度日田郡迄可發足覺悟候、於于今者、 昨日聢令一着候、 敵領數多打崩候、 以此競鞍懸落

出 荘

日

八月十三日

畠山也、

(大友義鎮) **湾**

判

一〇四

0

尖

大友義統感狀(細

大分県史料一一

〕ハ『増補訂正編年大友史料』二五ニヨリ傍注ス。

嶋越中守殿

村ニ越山ス宗麟日出荘辻間

日出荘辻間滞陣鞍懸城落居マデ

彼方角迄越山候、

落去次第臼杵へ可歸庄候、

必其刻日田迄可申遣之趣、

猶葛西周防入道可申候**、** (宗筌)

(朱印)

陣ヲ要望ス怒留湯主殿モ出

當城可被遂本意事、

無疑候條、

珍重候、

何樣於其表可申談候、

仍加力之儀付而、

入道幷日田郡衆茂申旨候間、

得其意之由申候處、

只今被申越候、

彼使如存知、

鞍懸表爲可加下知、 先日從怒留湯主殿

帰荘スバ 臼杵へ

恐々謹言、

十月七日

問注所刑部少輔殿(統景)

大友圓齋鎮書狀(紙

仌

熊本県史料中世二
○佐田文書

付候條、樣躰爲可聞合、愚老事爰元迄令越山候、 被添心候之次第祝著候、 雖然鞍懸于今依相支、 田原親家以出張可打崩之由申

堺目之儀、

彌每事堅固之御格護肝要候、

殊今度野仲 (鎮兼)

就安岐表一著示給候、

未練之振舞、 兩所取崩、 不及是非候條、 勝利之由候、 先以鎭兼領中一動之儀候、 每々馳走之趣感悅候、 今程者、 玖珠郡 茂加下知候處、 此方角江可滯在之條、 當郡衆前三(字佐郡) 切く可申談 同 前有馳

仍狸一送給候、 十月八日 喜悅候, 猶重く可申候、恐く謹言、

佐田彈正忠殿(鎮綱)

候 走

圓齋(朱印)

日 出 荘

一〇五

仌 大友義統書狀

○阿蘇家文書下

「前脫」

休庵御事、 妙見岳□□□

條、 **爱許隙明候而、下目之行、** 條、 所々任存分候、南郡衆之事者、其國へ爲出勢歸陣之儀申候、(大野直入二郡)

無別儀候、

休庵同前雖可申候、

辻間表江雇申候間、

無其儀

定而可得勝利之條、

可御心安候、

是又爲存知候、將亦

辻間村ニ出陣ス大友宗麟日出荘

曾而以不及氣仕候、時宜細碎示給、 隨而從薩州兵船數艘、 近々日田郡へ發足之段申談候、從兩筑到來之儀候間、 可差急內意、 以着岸計略半之由候、

可得其意候、

近日者打絕令無音候、

於足下惡逆

無心元存候、

雖然宗運・紹員忠貞、不振于他候(甲斐)(甲斐)(ロサ)

自他之覺口惜存、

抛萬事、

依歎息推移候、 悲疎意候、

併御心

(大 義友

統

(花押)

底耻入候、於吉事、 絕言語候之間、 重々可申之條、 於無誅伐者、 閣筆候、 恐々謹言

之族、恣之振舞、

十月九日

甲斐掃部入道殿(紹員)

甲斐民部入道殿(宗運)

ナシ。

○本文書ト内容同一ノ正文ヲ「柚留木文書」(『熊本県史料』中世三) 二収録セ IJ, コ レ = 依レ バ 前 脱 部 分

一〇六

た

大友圓齋義書狀(知

熊本県史料中世二○佐田文書

就鞍懸落去、早く示給候、祝著候、此方悅可有推察候、 有之者、 別而可被勵忠儀事、 肝要候、

十月十一日

每事爲可加下知、

于今在村候、

委細口上申候、

恐く謹言、

圓齋(朱印) (大友義鎮)

雖然親貫討洩候事、

不及是非候、

落所等於

佐田彈正忠殿(鎮綱)

大友圓齋鎮法名書出(紙)

大分県史料 ○城内文書

「(墨引)

別而馳走神妙候、 仍法名之事、 任轔種候也、 恐く謹言、

ヲ与フ 馳走ヲ賞シ法名 辻間滞在ノ時ノ

今度當村江、

依令滯在、

(大友義鎮) (年17字)

日 出 荘

○宗麟朱印ハ天正七~天正八年ゴロ使用ノモノ。

辻間若狹入道殿 十月十四日

越後守望之由、可存知候、

十二月十三日

大友義統受領狀

大分県史料一一

恐く謹言、

2 大友義統一字狀 「(墨引)」

大分県史料一一○城内文書

統(花押)

統 (花押)

荘

H

出

一〇八

辻間彈正忠殿

字之事、統爲遣之候、恐々謹言、

辻間越後守殿 十二月十三日

热四 日本巡察記

ヴァリニャーノ(松田○東西交渉旅行全集五 佐 久間編訳)

日出から乗船した (CI. 469; CII1, 5v,

乗船シ上京ス ドーノ日出ヨリ 巡察使ヴァリニ

一五八一年三月八日、(中篇八)(天正九年)

巡察使一行は豊後府内を出発し、

16,16v.FⅡ.111)。五畿内のキリスト教徒は、 巡察使の来訪を感謝し、

大友宗麟ノ大船

111; S II.123)

戸内海を渡ることになった(CⅡ.31; SⅡ.123)。その船頭は大坂の者で(CⅡ.45v=35v; FⅡ.

同伴者はルイス・フロイス、

レンソ・メシア両司祭、

及び都教区へ赴任する二

用意し、良く艤装して巡察使の乗船に宛てようとする熱意を示したが、

結局は大友宗麟の大船で瀬 フラガタに似た五艘の舟を

司祭、二修道士、 並びにオリヴェリ オ・トスカネロ修道士と黒人 (FII.111; SII.123) であり、

カブラルは、大友宗麟の要請により豊後に留ることになった。

八堺から高槻へ」

ヨリ引用ス。

空 大友義統感狀 (個切皮紙

大分県史料二六

稜可賀之候、

忠ヲ賞ス

今度至浦部表、

在陳之儀申付候處、

從最前馳走、

殊度、動之刻、

別而軍勞之次第、

感入候、

彌可勵

粉骨事、 卯月九日 肝要候、 必取鎭

統 (花押)

日 出 荘

一〇九

〇右ハ松田毅一氏 ノ解説文「中篇、

日 出 荘

○宛所ヲ欠ク。「碩田叢史帆足文書」ニハ「帆足九郎殿」トアリ。

卆 大友圓齋義書狀

東京大学史料編纂所写真〇問注所文書

追而

候之處、 陣之刻、 前十三、星野上野介白石要害依乘取、 統景人數運夜勢、彼村打崩、 勝利之嘉例、旁以忠儀御心懸之次第、無比類候、 敵三人討捕、 星野中務・同伯耆・秋月治部以下申催、 頸爰元迠被差上之由、 旣義統出張之上者、急度一行不可有餘儀 令 承 知候、 當城堺目芋河村差搦 殊去年濱脇在

其內之儀、 八月廿二日 (天正九年カ) 彌堅固之覺悟肝要候、恐く謹言、

圓 齋 (朱印)

問注所刑部少輔殿(統景)(マン)

ナルモ、 ○本文書中ニ「去年浜脇在陣」トアルハ、八九号文書ノ天正八年田原親貫討伐ノコトナラン。 コノ時ノ宗麟ノ 出陣ハ、 ソノ間ニ若干ノ距離アリ。 日出荘辻間村トアリ。然ルニ本文書ニ於テハコレヲ浜脇(別府市)トセリ。 参考ノタメニ掲グ。(朱印)ハ天正九年使用ノ「JHS FRCO」楕円印。 敵陣ニ対シテハ同一方角

卆 大友義統一字狀

大分県史料一一 ○城内文書

「(墨引)」(端裏切封)

_ 0

字之事、 統直遣之候、 恐く謹言

二月廿八日

統(花押)

辻間彈正忠殿

浦上宗鐵書狀

仌

大分県史料 ○城内文書

「(墨引)」(端裏切封)

可有無沙汰候、折~馳走之段、玖珠へ參陣候者、可申上候、 猶く西寺之公米、何と候ても、沖濱まて運送之儀、〔雨〕 賴存候、 必々申上、 爲御存知候矣、 御感候ようニ取合、不

寺ニ公米、其方宅所へ津出之由承候、近來雖無心存候、 態用一書候、仍山香日差村公米之事、津出之刻者、別而馳走之由、承及候、必々遂披露、 日田郡へ、大殿様供奉仕、

セシム 米ヲ沖浜ニ運送 山香郷日差ノ公

感候之樣、

可申上候、當時者、

上聞候、爲御存知候、恐、謹言、

沖濱へ運送之儀、

堪忍仕候間、

無其儀候、 賴存候、

仍大善公・淨土

被成

御

木付所へ先く預

置度候間、是非共馳走憑存候、必可達

辻間彈正忠殿(統直)

御宿所

十二月八日

鐵(花押)

H 出 荘

荘

大友義統感狀

九九

大分県史料-〇城内文書

「(墨引)」(端裏切封)

今度柴田左馬助以同陣、 杷木表動之刻、 其方郞從市彌太・市右衞門

賞ス郎従戦死ノ忠ヲ

悟、

感入候、

彌可抽馳走事、

肝要候、

必取鎭可賀之候、

恐く謹言、 (大 義友

彌四郞戰死之由、

貞心之覺

統(朱印)

九月二日

辻間彈正忠殿(統直)

〇大友義統ガ、 朱印ヲ用フル 天正十三年八月ョリ

九月中旬頃マデ。

8 大友義統書狀寫

○城内文書(城内氏歷世記) 休庵上洛之刻、

恐々謹言、

承知

候、

重而諸浦衆並之用所、

多く可在之砌者、

用捨之儀候も、

可分別之條、

此度之儀、

急度可被

及兩度馳走之段、佗言之趣、

至中國用所之儀候之條、

辻間浦へ舟之事申付候處、

遂其節事、

可爲祝着候、

八月六日 (天正十四年ヵ)

猶攝津刑部大輔可申候、

我 義友

統 (花押影)

天德寺伊賀入道殿

申拵ヘシム木付鎮直・紹一 木付鎮直·紹一間、

候、

其故麟卜差添候條、

九月一日

大友宗滴義書狀! 紙切

大分県史料一一

純熟候之樣、 加助言度候、 乍辛勞被罷越、

被申談、 可然樣調達專 候、 恐く謹言、

伊賀入道殿(天徳寺) 「伊賀入道殿(端裏折返奥ゥハ書)

三 大友義統書狀

大分県史料一一

當村代官職之事、至天德寺孫太郞申付候條、 諸百姓等、 無緩催促肝要候、 萬一於未斷之族者、

有油 斷候、 恐く謹言、 ヲ出サシム 間統為ニ警固船 天徳寺孫太郎ヲ

可申

出候、

然者今度警固船之儀、

申候、

乍辛勞、

急用之事候之間、

早く可相調事、

專一 候、

聊不可 一途

十一月五日

辻間 |越後守殿

月 出 荘

> 鎭直納得候之樣、 可被申拵事、

宗 滴 (花押)

(大 **義**友 統 (花押)

С

『改稿津島年譜』ハ天正十三年ト スルモ、 義統(花押)ハ天正十四・五年ノモノナリ。

大友義統感狀

大分県史料一一

「(墨引)」(端裏切封)

昨日廿三、至當城薩摩之惡黨被懸候之處、 儀之次第、感入候、 十二月廿四日 彌可抽馳走事、可爲喜悅候、必被鎭、

粉骨ヲ賞ス 薩軍進攻ノ際・

鎮勝別而依被勵粉骨、

各事茂盡軍勞、

分捕高名之由、 恐々謹言、

忠

至鎮勝一稜可賀之候、 (大 義友)

統

(花押)

뎚

帶刀玄內允殿

大友義統感狀

豊後速見郡史

至當城薩摩之惡黨被懸候處、 鎭勝別而依被勵粉骨、

粉骨ヲ賞ス薩軍進攻ノ際・

昨日廿三、

儀之次第、感入候、

彌々抽馳走事、

可爲喜悅候、

必被鎭、

至鎭勝一積可賀候、

恐々謹言、

各事茂盡軍身、

分捕高名之由候、

忠

十二月廿四日

(大 **義**友

統(花押)

堀與次郞殿

○内容前号ト殆ド同一。検討ヲ要ス。

四

电

呈 大友義統感狀

紙折

今度薩摩之惡黨、 紛骨之次第感入候、 至辻間村現形之刻、 彌可勵馳走事、 其方分捕高名、 并渡邊主計允小者忠四郎·

一月十日

「辻間越後守殿(折返興ウハ書) 辻間越後守殿

읏 大友義統書狀

豊後速見郡史○城内文書

其迄馳走肝要候、 爲存知候、 恐々謹言、

中之者、

於別心者實名承、一途可加下知候、

忠儀之筋目候へ者、

於其子孫者、

何樣可引立候者、

得

禮農観子於臼杵戰死候、然者、

彼妻子當村へ滯在候由候、

十 月 Ξ

日

ク格護スベシ村中ノ者別心ナ

辻馬彈正忠殿

ハ次号「城内文書」ニ ヨリ注ス。

0 内

H

出

荘

大分県史料一一

肝要候、 必取鎭可賀之候、

(大 義友

統 (花押)

恐く謹言、

彌九郎、

被疵之

別而添心、 無異儀樣格談專一 候、

自然村

(大 義友

統 (花押) 忠

被官□□

□忠貞連續肝要候、

恐く謹言

ᅙ

大友義統書狀 紙折 日

出

荘

大分県史料 ○城内文書

(能) 禮農親子於臼杵戰死候、(柴田) 村中之者、 於別心者、 以交名承、 然者、彼妻子當村へ滯在之由候、 途可加下知候、

十月廿七日 得其意、 馳走肝要候、 爲存知候、 恐々謹言、

忠儀之筋目候之條、

於彼子孫者、

何樣可引立 候

(大 義友

統

(花押)

別而添心、

無異儀樣、

格護專

自然 候

之條、

辻間越後守殿(統為) 呵]南將監允殿

「辻間越後守殿(折返シ奥ウハ書)

阿南將監允殿

즛 大友義統跡目安堵狀

大分県史料三三○大友家文書録

今度薩摩之惡黨、 |無比類候、 必取鎭 至臼杵現形之刻、 稜可申談候、 於横濱町口 仍久三統勝! 相分 父伊賀入道禮能(柴田) 并利行跡目之事、 舍兄久三統勝 無相違 中與候、 勵粉骨、 彌親 戰死

前日城乘之時討己、肥前國有馬一揆之二二、寬永十五年成二月二二 一所ニ討死、石垣原合戦ニ兄天德□

五 柴^男

田

惣

次

郞

四 柴^男

田

半

左

一衛門

富來太郞兵衞丞二番目

天德寺治右衛門

三人一所ニ討死、
ニテ弟惣次郎伯父左
「石田治部少返逆之時、

豊か

嫡 柴子

田

左

馬

介

父禮能一所ニテ討死、 天正十五年薩摩勢亂入[[カ)

△柴

田

禮

能

御二

神座候、一戸御座候、

柴田之親子五人討 死

六 石^男

垣

九

郞

日

出

荘

統 在判

フ 口 イス日本史

入して来た。その通りには、 尾〇 略首 敵の先発隊は約二百名あまりであったろう。 すでに家財も人(影)もまったく見受けられなかった。(人々は) 彼らは我らの教会から城に通ずる真直ぐな街路に侵(丹生島城)

0

柴田リイノは国主フランシスコの家臣で、(礼能)

その他参加したあらゆる戦において、

その礼節を弁えた行為によってつねに名声を博して

豊後のヘルクレスと呼ばれていた。

彼は日向

における

他

(通りの) 人たちとともに避難してしまっていた。

島埔軍臼杵丹生

ク 外ニ出テ敵ヲ退 柴田礼能(農)城 合戦、

槍ニテ貫ク背後カラ礼能で ヲ ており、

子と数名の家臣を従え、 た。そのため薩摩の軍勢は、 街路に出て敵に立ち向かった。 彼に対しては特別の憎しみを抱いていた。(柴田リイノ)は、 彼は勇猛果敢な戦士であったので、 己が息 敵に損

後から(彼を)槍で貫き、矢を射かけ、 害を与え、(彼らを)後退せしめた。 ところが敵勢のうちの幾人かが、 その辺りの 彼のちょうど背後にあたるところにいたが、 彼およびその息子をその場で殺害してしまった。 彼はそれに気づかずにいた。これらの敵が背 (民) 家に隠れ 敵はこ の

うここに見られるとおり。 おのおの方、 降参されよ」と呼ばわった。 二人の首を斬りとると、その首を槍の穂先に突き刺し、

城の麓に来て、「(汝らの) 主将の首は、

b

柴田 長門入道 討死之事

杵ニ寄ス 白浜・野村等臼 芸田紹庵ヲ案内 放ち て、 前 る。 Ŧ. 日 + 杵 六旦臼杵へ向ひし白濱周防守、 其玉に當り大勢死にけり。其玉に當りし者は、 か 騎 城 0 城に 中に け 鐵炮を持たせ、 た り。 は先年南蠻國より宗麟公へ進上の大石火矢一挺取出し、 押寄せ矢頃に控て鬨を吐と作る。 Ξ 國 無双の大石火矢なれば、 城に向ひて 矢ふくらを考へて、 野村備中守は、 城中 天地も 震動して大地も動く計り也。 にも 當國不案內の者なれば、 手足の指の頭上ならでは殘らず、 関 遠矢に 一度に放ちかけて矢軍をぞしたりけ . の 聲を合せける。 玉藥を込め入れて寄手の 野 柴田紹庵を案內者として 村 白 「濱兩人は、 大勢の中差矢行 死骸は影もな 陣所 足輕

条ズ 能父子ノ所存ヲ 大友宗麟柴田礼 蕃丞が所存見及び候哉と仰せられければ、 忍を召されて、 0 し。 、たり。 軍兵共是を見て、 寄手の 宗麟公は、 陣 今度薩摩の惡黨の手引に、 町 [']斗り後へ大木の有けるに、 石火矢にて敵の討れて騒ぎ色めくを御覽じて、 高名も不覺も事によりたるものなり。 柴田紹庵先陣に向ひしと聞く。 少しも野心を企て可、申にては無"御 飛び餘の りの玉 の當り、 遠疎に取れや迚引退き、 御心地能く思召しける。 あやまたず打倒 柴田長門入道 座 候と言上して、 難所をあてゝ控 Ū け

案能大

日 出 荘 軈て

御

前を退き、

禮

能に

上意の趣 餘儀

是なりと語りければ、

柴田入道父子紹忍に

向

ひて、

君の御心底に

禮

能

同 原 玄 紹

田

れば、

寄手

我

Þ

を疑はせ給ふ事、

無

-覺へ

候。

併數代の御厚恩を蒙り奉り、

如

何成天罰にや、

君に野心を

出テ戦フショ恥が城外ニ礼能父子疑ハレ 間近く懸寄り如何に御陣へ可ゝ申事の候。 疑はれ、 の門を堅めし小佐井主膳佐に只今上意にて通り候、 可如申 此上には私共科なきの由は、 生きては詮なき事也。 殊に惡逆を企て申す者に、 討死せんには如かじ迚、 後日の沙汰に可」及迚、 如 大友宗麟公が内に、 何に親類迚も同心仕るべき哉と、 對面仕らん爲めに罷出候。 明けさせ給 翌日朝夜の明くるを待ち兼て出立ち、 當座を立ち退き、 柴田長門入道禮能、 へ迚、 門を開 双方敵對の事に候得共、 親子恨み悲みて諸人に 誓言にて紹忍に挨拶し かせ敵陣近く步ませ、 同玄蕃丞と申す

んと、大勢並居たるをため付けて放ちければ、 力不、及、 禮能又申しける、 矢庭に敵二人討れければ、 種子が島の鐵炮を持参仕り候物を。 紹庵に對し不」珍候得共、 心得たりとて、 持参の物之候、 殘り多き事ながら、 當番の者共鐵炮指出し放しければ、 過たず敵一人打倒す。子息玄蕃丞も父に睨れじと放 送り申さんと思ひしが、 是非なく、 各に成り共見せ申さ 痛は敷や禮 對 面仕らね 能父

候迚、

あいしらはねば力不」及。

敵陣の用心は稠くして、懸入つて打死も難ℷ成し、

番

の軍兵に云ひけるは、

柴田殿は當陣に向はれけれ共、

俄に風の心地と有て、

當陣を引退がせ給ひ

敵も出合はねば

の儀なれば、 由を聞て、

暫く待たせ給へとて、

紹庵に其届け云ひければ、

心由とや思ひけん、

出合ひして常

此

小勢なれば何程の事か可」有とて、

立合ふ者もなかりけり。

良有て薩摩方より柴田殿

我々只二人の事に候得ば、

何程の事歟候べき。

爰を開かせ給へと云ひければ、當番に有り合ふ者共、

者にて候。

餘の儀にては候はず、

柴田紹庵に、

父子戦死ス

子、

矢庭にたゞ中を通されて、

馬より落にけり。

召具したる者共走り歸

り

此由を告ければ、

公に言上す。

君聞召し、

親類にも似ず禮能父子が所存成りと言ひて、

御涙を流させ給ひけるとぞ聞

堂主へ申含、

阿南大藏書狀寫

略〇下

○城内文書(城内氏歷世記)

之手ヲかけ候諸勢、法花寺七堂に火をかけ、入道聖之地藏燒候を、辻尾山ニすて置候ニ付、則光寺 今度薩摩之惡黨亂入、諸佛神共ニ火をかけ、或ハ打崩かけ屋ふり候事、意恨無限存候、 辻尾藥師一所ニ籠置遣候條、本山へ送り、宣く、被思付候ハゝ、

然る處ニ山

十一月十九日 辻間越後守殿

阿南大藏 (花押影)

可任御下知者也、

御宿所

天正十六年參宮帳寫

大分県史料二五 ○後藤作四郎文書

略〇 首

豊後國東之郡大神之里はや(み脱)郡 はや(み脱)郡

常樂寺玄榮 たくミ殿

まん三郎殿

常楽寺

略〇 中

日 出 荘

 \equiv

宗福寺 脇 北浦辺朝見郷浜

山香郷 木付安住寺 東見郡辻間村

略〇中

宗福寺與八郞殿

、豐後 北 浦 邊はまわきゆのあたり二人つれ天正十八年六月日(浜・脇・湯)

ゆきもと殿内かた

天正十八年七月廿日〇同日 同はや ミかうりつじまむら

同山賀之郷めくり藤三郎殿

略〇中

から嶋四郎衞門殿 木付安住寺

同源七殿

略〇中

神二郎三郎殿

溝口又右衞門殿二人

見郷北浦辺速見郡朝

豊後北浦邊はやミの郡あさミの郷しきら村しゆ天正十九年五月十八日 (朝 見)

豐後 速 見 郡はまわきしゆ六人つれ天正十九年六月廿六日(朝見郷)

脇 連見郡朝見郷浜

京しゆん 佐藤喜衞門殿 安加野勘解由殿ぁゕの

新三郎殿

○下略。速見郡関係ノミヲ摘出シ、 七郞衞門殿 他ハスベテ省略ス。 左京助殿

盛長ニ調進ス 検地目録ヲ増田 大友吉統豊後国

豐後國御檢地目錄

シ統満ト名乗ラ統ノ一字ヲ遣ハ

一字之事、

統滿遣之候、恐く謹言、

十一月卅日

四四 大友吉統一字狀

大分県史料一一

「(墨引)」(端裏切封)

辻間新次郎殿

三 豐後國檢地目錄案

大分県史料二五
○西寒多神社文書

古 統 (花押)

日 出 荘

分米高壹萬九千九百廿八石八斗五舛

玖珠郡 直入郡 大野郡 海部郡 速見郡 國東郡

分米高三萬三千八百五石貳舛

分米高貳萬七千百三十六石七斗

分米高貳萬四千十四石八斗九舛

分米高貳萬九千貳百七十八石八斗壹舛

分米高三萬九千八百五十六石壹斗壹舛

シ 法ノ者申上グベ 似合ザル百姓作 惣肝煎ヲ申付ク辻間・日出両村

分米高貳萬貳千四百廿五石五斗四舛

日田郡

分米高三萬八千三百四十石八斗九舛

大分郡

以上

右合廿三萬四千七百九十貳石壹斗

此外鹽高千三百廿八石壹斗貳舛

右米鹽之都合廿三萬六千廿石貳斗貳舛

右內三千九百四石六斗九舛、荒地在之、

天正十九年,八月吉日

羽柴豐後侍從

增田右衞門尉殿(長盛)

早川長敏書狀寫

○城内文書(城内氏歴世記)

〔太閤様御役人ヨリ之書〕(端裏、改稿津島年譜)

合百姓さほしの者、見及聞出、可申上代官給人、致談合候て、以來惡所之地も、上所ニ可仕立者也、〔う〕 辻間村・日出村貳ヶ所之事、 一、二年早川主馬日出。拜領、 同(文祿) 惣肝要申付之條、 同人之書ニ記ス、 在々百姓等、 背法度構惡行志之儀者、

不及申、

不似

二四

辻間村 七藏

越後

統京書狀(知

○早川長敏ハ、『史料綜覧』ニハ、「長政」ニ作ル。「

内ハ「改稿津島年譜」ニョ

ル。

大分県史料一一

弓一張進入候、補書音斗に候、以上、

「(墨引)」

連、無音今更心外候、仍粮運送船之事、賀來伊賀入道申付候之處、預御入魂之由、申候、恐悅此事 彌憑申候、時分二必從是可申入候、不限今度、向後別而申談度候、

述候、恐く謹言、

十一月十日

辻間越後守殿參 (統為)

候、

ルヲ謝ス

統 京 (花押)

御同意所仰候、

猶使僧可申

日 出 荘

三五

(花押影)

日 出

吉弘貞重寄進狀寫

大分県史料一一○城内文書(城内氏歴世記)

奉寄進事

米三石 津島宮御本社 小宮共、

ヲ寄進ス 津島宮ニ米三石

大神鄕津島宮 文祿四年書二月吉日

○「城内氏歴世記」ニ「大友臣吉弘貞重」トアリ。

大友中庵結書狀寫

大分県史料一一

失念、可賀之候、 爲存知候、 恐々謹言、

キ馳走ヲ謝ス速見郡安堵ニツ

今度速見郡安堵付而、

林帶刀允差下處、[候]

別而忠意馳走心懸之段、

慥聞屆、

感悅無極候、

何樣向後無

九 月 + 日

辻間七三殿

仍如件、

右者、主人存念之通、可相叶樣寄進候、來十六日代參、是可爲氣念肝要候事、 吉弘貞重 (花押影)

中庵(花押影)

ᇹ 豐後日出莊指出帳

○東京大学史料編纂所謄写本

高等ノ誤リ、下部計数ノ省略スルモノ等アリ。編者試算ニヨ数ノ合致シナイモノ多シ。マタ上・中・下ノ田品・畝歩・石 ル数字ヲ 傍注シ、 又〇印ヲ 付シテ注記シ、 ○本帳ノ畝歩ト石高ヤ名寄人毎ノ合計・差引高・残高等ニ係 又不審ノ所ニハ

- 豐後日出莊指出帳

(マヽ) ヲ付シ参考ニ供セリ。

(表紙表題)

八本ノ内 慶 長 Ξ 年

速

日 出郡

庄

御

指

指令し

七月廿四日

H 出

荘

堀半左衞門名、見二ノ丸 青柳古田二筆

中三畝内

當荒三斗三升 六石五升

當荒貳畝

壹斗八升 四斗五升 貳斗六升

中五反五畝內中平

下五畝內

當荒貳畝

上七畝拾步内

當荒壹反廿フ

壹石三斗八升六合八勺

六石五斗八升六合八勺

同 源十郎

人

上五反廿步內

上四反五畝 田方分

上壹反貳畝內

六石七斗五升 仁王名

壹石八斗

源十郎

くゑ入壹畝十五フ貳斗二升五合

貳斗貳升五合

合八石五斗五升內

上五畝の中その メ八石三斗貳升五合 残ヵ 畠方分

六斗五升

仁王名

毛 付」 くゑ入

同 人

九斗五升三合三勺

人

同

同 人

同 人

同

中壹反い

當荒壹反八畝 壹石九斗八升

永荒壹石壹斗

一二七

Ш
荘

五斗八升八合五勺	五石五升六合八勺	壹石壹斗	合貳拾六石八斗	屋敷五畝	屋敷四畝	屋敷四畝	明屋敷五畝十六フ	つへ入四畝	上壹反壹畝貳步內むかいその	下壹畝	上出はた	上八畝廿フ	當荒五畝	上貳反內	下费力	第二 當荒貳畝	下貳反內	
五勺	八 勺		合貳拾六石八斗三升八合五勺內	五斗	四斗	四斗	五斗五升三合	つへ入四畝十五フ五斗八升四合五勺	壹石四斗三升八合六勺	當荒九升	九斗壹升	壹石壹斗貳升六合八勺	畝 六斗五升	貳石六斗	九斗	(畝 壹斗八升	壹石八斗	1
つへ入	當	永		同	同	同	同		同	同	同	同		同	同		同	
入	荒	荒		人	人	人	人		人	人	人	人		人	人		人	
下四畝廿フ	下五畝	中壹畝	上五畝の	上三反八畝	上壹反	司 つへ入十五フ	上貳畝內	予豊部	上壹反三畝	おさき つへ入拾フ	當荒貳畝	上壹反三畝內	上三畝 つへ入		メ拾八石貳斗四升四合貳与	残カー・ニン	五斗五升三合	
五斗一升三合	五斗五升	壹斗三升	七斗五升	五石七斗	壹石五斗	七升五合	三斗	壹斗壹升	壹石九斗五升	五升	三斗	壹石九斗五升	四斗五升	米丸		i		-

同 同 同

 同 同 同 同 同

 人 人 人 人 人

源 十 鄓 _

毛付

居 明 屋 敷

同 同人 人

	一 畠方分	メ三拾貳石七斗一升九合四勺 残カ	五斗七升五合	貳石三斗	七斗貳升	合三拾六石三斗一升四合四勺內	當荒貳反	下四反四步內のた	下貳反廿四步	上四畝廿四歩せいけのまへ	中壹反廿貳步	下壹畝拾步	下壹畝拾八フすまふてん	下六反五畝六フ 大田	下貳畝拾八フ	中四畝十フ	中壹反五畝	下三反三畝廿フ類もと
日出荘	米丸	一升九合四勺				一升四合四勺內	貳石	四石一升三合	貳石貳斗八升七合八勺	塩入七斗貳升	壹石三斗九升五合	壹斗四升六合七勺	壹斗七升五合五勺	七石壹斗七升一合六勺	貳斗八升五合五勺	五斗六升三合三勺	壹石九斗五升	三石七斗三合
		(> \	つゑ入	當荒」	塩入			同人	同人	同人	同人	同人	同人	同人	同人	同人	同人	同人
	當荒五畝	上壹反三畝廿六フ內	上壹反壹畝拾二步	上三畝貮フ		八フ	ひの口では方言語	上壹反貳邮拾八フ内	中壹前	下三部	・同一の一下四十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二		下壹畝拾八フ	同、永荒壹反五畝	下壹反九畝廿八フ內	同 下三畝廿四步	上貳畝	上五畝拾八フ
一二九	六斗五升	壹石八斗二合六勺	壹石四斗八升九勺	三斗九升八合六勺	つへ入三斗九升	八斗五升七合七气	電子ニュー	壹千三升 七合七二	壹斗一升	· 資斗七升	當荒三斗七升八合	四升八合	壹 斗 匹 升 匹 合			三斗四升貳合	貳斗六升	七斗貳升七合七勻
		同人	同人	同人	同人			同人							同人	同人	同人	源十郎

上貳反壹畝	中貳反壹畝十八フ七杜	一 田方分	 と拾貳石壹斗貳升貳合貳匀	残 カ 貳 斗	八八斗	壹石壹斗五升八合	壹石六斗九升	貳石六斗九升	合拾八石三五	屋敷貳畝	明屋敷八畝	屋敷壹反	上壹反	下四畝	下四畝	下壹反壹畝	上貳反拾六フ	
三石壹斗五升	貳石八斗七合七勺	半百性				八八合	<i>λ</i> ι	Л	合拾八石三斗貳升貳勺內	貳斗	八斗	つへ入壹石	つへ入壹石三斗	三斗六升	三斗六升	九斗九升	貳石六斗六升九合	日日本
同人	甚四郎	_	毛付	居屋敷	明屋敷	當荒	永荒	つへ入		同人	同人	同人	同人	同人	同人	同人	同人	
上壹反三畝内	上四畝の	上壹畝六步	上宣献	上壹畝	上五畝拾步	一 畠方分	メ拾石九斗貳升一合八勺	四石四斗壹升	合拾五石三斗]	下四畝八勺のメサか尻	中九畝拾八步	下壹帧	中九大内た	上・壹反だ	上貳畝拾二步	上壹反壹畝	上壹反九畝拾二フ	
壹石六斗九升	五斗貳升	壹斗五升四合	壹斗三升	壹斗三升	つへ入六斗九升三合	半百性 (マ、)	开一合八勺	开	合拾五石三斗三升一合八勺內	四斗貳升六合四勺	壹石貳斗四升七合七勺	壹斗一升	壹石壹斗七升	つへ入壹石五斗	三斗六升	壹石六斗五升	つへ入貳石九斗一升	
同人	同人	同人	同人	同人	甚四郎		毛付	つへ入	L	同人	同人	同人	同人	同人	同人	同人	同人	

Ħ	當荒三畝二步	上五畝貳步內	! つへ入五畝廿フ八斗五升	上壹反六步內		四畝廿八フ	上壹畝つへ	拾フ	下五反貳畝	一 田方分	メ貳石貳斗七升七合貳勺 ^{残ヵ}	壹石三斗	三斗四升六合八勺	五斗九升三合	合四石六斗一升七合内	明屋敷三畝	明屋敷壹反	當荒貳畝廿フ
出莊	少 四斗六升	七斗六升	ラ八斗五升	壹石五斗三升	つへ入壹石貳斗	つへ入貳石貳斗四升	つへ入壹斗五升	つへ入三斗五升	五石七斗貳升	藤後薗	勺				rı	三斗	壹石	7 三斗四升六合八勺
		同人	L-	同人	同人	同人	同人	同人	彥四郎		毛付	明屋敷	當荒	つへ入	L	同人	同人	
	上三反四歩内	一 晶方分	メ貳拾貳石八斗一升六合八勺	四斗六升	六石四斗四升	合貳拾九石七斗	(中力) 畝	下三反廿步	中八歩	中壹反六畝拾步內	では、一番では、一番では、一番では、一番では、一番では、一番では、一番では、一番	石代	中五畝廿フ	中壹反四畝	上壹反貳畝廿フ	中壹反壹畝廿步	上壹反五畝	上 九 献
	三石九斗一升七合	藤後薗	一升六合八勺			合貳拾九石七斗一升六合八勺内〇二十八石二斗一升(マ	貳斗六升	三石六升六合六勺	三升四合四勺	演	壹不買斗一チ		七斗三升六合八勺	壹石八斗貳升	壹石九斗	壹石五斗一升六合	滇石 <u></u>	つへ入壹石三斗五升
	彥四 郞		毛付	當荒	つ へ 入		同人	同人		同人		-	同人	同人	同人	同人	同人	同人

ļ	_	ł
Ł	ł	1
ĭ	-	Ė

中六畝	上遺反三畝	1	上壹反貳畝内	上九畝拾六歩	上四畝拾二步	中世步	中四畝八フ	中八畝廿四步	上貳畝廿四步	中壹反壹畝拾フ	上壹反壹畝拾貳フ	上六畝	中壹反七畝	當荒三畝	上八畝内木	下三畝	當荒貳畝	
つへ入六斗六升	つへ入壹石六斗九升	つへ入七畝九斗一升	壹石五斗六升	つへ入壹石貳斗三升九合	五斗七升貳合	七升三合四勺	四斗六升五合八勺	九斗五升六合四勺	三斗三升四合六勺	壹石貳斗四升三合	壹石四斗四升九勺	つへ入七斗八升	壹石八斗七升	三斗九升	壹石四升	貳斗七升	貳斗六升	日出在
同	同		同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同		同	同		
人	人		人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人		人	人		
五石八斗六升一合	壹石貳斗六升	合貳拾七石五斗貳升八合五勺內	屋敷四畝	明屋敷五畝廿六步	當荒三畝	永荒四畝	下马文马吹入同同言,一	下六亩 賈步內	に対し、日常に対して、対して、対して、対して、対して、対して、対して、対して、対して、対して、	永荒壹反	下壹反七畝拾貳步內	同富元畝拾	下壹反九畝拾二步內			下世畝	步	
合		升八合五勺內	四斗	五斗八升六合四勺	貳斗七升	三斗六升	三石九十一八十二年	妻子で 子シ四チン子	京斗はチャン・	九十十	壹石五斗九升六合	(マ、) 営荒九畝拾二歩八斗四升六合	壹石七斗九升六合	つへ入三斗三升	•	つへ入壹斗八升	つへ入七升貳合	1 1111 1
つへ入し	永荒		同人	同人			司人	同 と			同人		同人	同人		同人	同人	

日出	當荒(マ・) 言	永荒壹畝	中三反壹畝內	下五畝の一の一の一の一の一の一の一の一の一の一の一の一の一の一の一の一の一の一の一	一 畠方分	メ九石壹斗八升六合 残ヵ	五斗五升	合九石七斗三升六合內	中壹反四畝拾四步をいた。	當荒五畝	下壹反內	畝	拾四步		メ拾七石三斗五合一与 残ヵ (ニノ誤カ)	四斗	五斗八升六合四勺	貳石貳斗一升六合
荘	貳斗貳升	壹斗一升	三石四斗一升	四斗五升	妙喜庵				壹石八斗八升	五斗五升	壹石壹斗	三石六斗四升	三石壹斗一升六合	妙喜庵				
		,	同 人	同 人	<u>_</u>	毛付	當荒		同 人		同人	同人	同 人		毛付	居屋敷	明屋敷	當荒
	下壹反九畝貳步	下四畝拾二步	下 司 七 献	下壹反五畝拾フ	下壹反	下壹反四畝	永荒壹畝	下貳畝內	市大畝(マ、)	下壹反八畝(マ、)	當荒貳反	永荒貳反	下五反五畝內	當荒壹反	中六反內	當荒八畝	下八反內	中壹反
	下壹反九畝貳步 永荒壹石七斗一升六合	下四畝拾二步 三斗九升六合	7 下一畝 六斗三升	下壹反五畝拾フ 壹石三斗八升	下壹反 永荒九斗	下壹反四畝 永荒壹石貳斗六升	永荒壹畝 九升	下貳畝內	市 下六畝(マゝ) 永荒五斗四升六合	下壹反八畝 永荒壹石七斗四合	當荒貳反 壹石八斗	永荒貳反五畝 貳石貳斗五升	下五反五畝內 四石九斗五升	當荒壹反七畝 壹石八斗七升	中六反內 七石貳斗	當荒八畝 七斗貳升	下八反內 七石貳斗	中壹反 永荒壹石壹斗

上五畝拾八歩	中三反三畝內	下五畝拾フ內	中七畝	中壹畝拾步 平壹畝拾步	上壹反九畝二步內	上壹反三畝貳步	永荒三畝	中壹反八畝四步內	上壹反拾貳步	當荒五畝	上九畝廿七步內 上鄉畠	Ħ
水荒壹石六斗貳升 九斗七升 九斗七升	貳斗七升 貳斗七升	四斗八升	七斗七升	・ 豊石一斗七十三合 ・ 豊子四升六合	貳石四斗七升八合	壹石六斗九升八合	三斗三升	壹石九斗九升四合	壹石三斗五升貳合	六斗五升	壹石頂斗	出莊
同同同同	同	同	同	同	同	同		同	同		同	
人人人人人	人	人	人	人	人	人		人	人	L	人	
				_								
した 中六献拾貳步 中八反貳畝 中八反貳畝 下五畝	上六反三畝拾步內	川成五步	上・壹反八畝内	一 田方分 / 田方分 (マ	五斗五升(マン)	五石五斗九升	拾三石六升九合	合五拾貳石五斗二元	屋敷五畝拾八步	下豊畝口	上四畝廿歩	
した つへ入四反十フ六石五升 上意反三畝 壹石九斗五升 中六畝拾貳步 拾石六斗六升 あら田 拾石六斗六升 下五畝 五斗五升	上六反三畝拾步內 九石五斗 荒。當壹畝 壹斗五升	成五步	貳石七	一 田方分 新百姓 グ三拾三石三斗一升五合	五斗五升(マン)	五石五斗九升	拾三石六升九合	合五拾貳石五斗二升三合内 四升三合トナル(マー・)	屋敷五畝拾八步 五斗五升九合	下豊畝 九升	上四畝廿步 六斗六合	一三四
ガーへ入四反十フ	畝	成五步 貳升五合	貳石七		五斗五升 (マン) 居屋敷		拾三石六升九合	合五拾貳石五斗二升三合内 四升三合トナル(マ)、)				一三四

	上九畝っつ	上四反壹畝拾八步	つへ入廿フ	上三反三畝內	、	ダ貮拾三石三斗一升三合六勺	きります。	貳升五合	六石五升	合貳拾九石五斗三升八合六勺內	中四畝六歩のる井が尻	(2)	三 同	下壹支壹次	下壹反拾步	下六步	下拾步	下壹畝
日出注	つへ入壹石壹斗七升	五石四斗七合七勺	八升六合八勺	(四石二斗九升脱カ)	新百姓	升三合六勺				升八合六勺內	五斗四合	三斗三升	三十三十一月	量コボトーナーセク	壹石壹斗三升六合	壹升九合貳勻	三升六合七勺	壹斗壹升
	同人	同人	L	彌四郎		毛付	當荒	川成	つへ入	L	同人	同人			同人	同人	同人	同人
	メ拾四石九斗九升貳合九勺 残カ	壹石三斗	壹石貳斗九升二合	貳石九斗四升六合八勺	四斗五升	合貳拾石九	屋敷壹反三畝	上 壹年 対神	上六畝	وفالدر	中三畝拾貳步內		下壹反四畝內	下七畝拾フ		下貳反七畝内	上壹反壹畝	上壹反三畝
			7	升六		斗八升				売壹畝廿	步內	永荒五畝	內		當荒五畝	內		つ
一三五	貳合九勻		二合	升六合八勺		合貳拾石九斗八升一合七勺內	壹石三斗	壹斗三升	七斗八升	當荒壹畝廿フ 壹斗八升二合	歩内 四斗三升四合	永荒五畝 四斗五升	壹 一	當荒六斗六升	當荒五畝 四斗五升	內	壹石四斗三升	つへ入壹石六斗九升

日出荘

屋敷三畝	明屋敷貳畝	永荒七畝	下壹反七畝內	下貳畝拾フかちゃその	當荒貳畝	上壹反內	上貳反貳畝廿一步	一 畠方分	メ六石三斗八升七合三勺	三石四斗	合九石七斗八升七合三勺內	當荒三反四畝	下七反三畝拾步內	下匹畝	;]同 (上八畝かちゃその	下七畝拾二歩山むろ	一 田方分
三斗	貳斗	六斗三升	壹石五斗三升	貳斗壹升	貳斗六升	壹石三斗	貳石九斗五升一合	平四郎	-		三勺內	三石八斗、	七石三斗三升三合三勺	四斗四升		壹石貳斗	八斗一升四合	かちやその
同	同		同	同		同	同		毛	當			同	百]	同	同	
人	人		人	人	L	人	人		付	荒		L	人	人		人	人	
(中カ) 上壹反廿フ	上、貳間	 											vee	Name	Junu			
及サフ	いてのもと上貳畝拾六フ	上九畝	かちゃその一田方分	ソ三石九斗八升五合	貳斗六升	六斗	合四石八斗四升五合字(マ)、)	永荒六畝廿フ	下壹反七畝廿步內かしきレ	當荒貳畝	上貳反五畝廿二步內むかいその	一 畠方分	メ五石壹斗一合	三斗	貳斗	貳斗六升	六斗三升	合六石四斗九升一合品
受	でからと、三斗八升のおおった。	R 売石三斗五升	田方分	メ三石九斗八升五合	貳斗六升	六斗	合四石八斗四升五合内 O計算(マ)	永荒六畝廿フ 六斗	下壹反七畝廿歩內 壹石五斗九升 かしきレ	當荒貳畝 貳斗六升	上貳反五畝廿二歩內 三石三斗四升五合むかいその	一 畠方分 藤七郎 妙喜庵內		크	貳 半	貳斗六升	六斗三升	合六石四斗九升一合內
			田方分		滇 华六升	六斗	合四石八斗四升五合內 O計算							三斗	貳斗 明屋敷	貳斗六升	六斗三升	合六石四斗九升一合內

上壹反廿四步	當荒五畝	上九畝內	上四畝廿七步	一 田方分	メ八石六斗貳升貳合六勺	貳斗七升	合八石八斗九升二合六勺內(マン)	下貳畝	つへ入三畝	下壹反內	下七畝	上壹反九畝十四步	中壹反七畝	中八畝廿貳フ平井か谷	上四畝	一 畠方分	合三石壹斗一升六合八勺內
壹石六斗貳升	七斗五升	壹石九斗五升	七斗三升五合	西迎寺	六		六勺內	壹斗八升	貳斗七升	九斗	六斗三升	三石八斗三升	壹石八斗七升	九斗六升三合六勺(マ、)	五斗貳升	孫三郞	
同		同	同		毛	つへ入		同		同	同	同	同	同	同		毛
人	900	스	人		付	入		人	L_	人	人	人	人	人	人		付
當荒三畝	下五畝内	當荒四畝	上貳反拾八歩內たし死	上壹反四畝廿步	上九畝廿四步	下貳畝四步	上八畝	富 當荒五畝	上壹反三畝拾步內	「格コー ・	ノ四石六斗三升	七升五合	七斗五升	合五石四斗五升五	上六畝		上壹畝廿步內
當荒三畝 貳斗七升	下五畝内 四斗五升	當荒四畝 五斗貳升	上貳反拾八歩內 貳石六斗七升七合八勺 たし発	上壹反四畝 世步 壹石九斗六合八勺 かそい	上九畝廿四步 壹石貳斗七升四合	下貳畝四步 永荒壹斗九升貳合	上八畝 壹石四升		上壹反三畝拾步內 壹石七斗三合三勺			七升五合	七斗五升	合五石四斗五升五合內	上六畝	くへ入拾五フ 七升五合	上壹畝廿歩內 貳斗五升
		五斗貳升						當荒五畝				七升五合	七斗五升 當 荒」	合五石四斗五升五合內		くへ入拾五フ	

日 出 荘

一三七

下六畝内 くゑ入廿フ	中五畝廿四步內	下三畝	下貳前	あなくま 一 島方分	下四畝	平井か谷 田方分	メバ石豊斗四升一合八仁	, 四斗	四斗	壹石四斗四升	壹斗九升貳合	合拾石五斗七升(マ	屋敷四畝	明屋敷四畝	下三畝	下三畝上	
五斗四升	六斗三升七合(マ、)	貳斗七升	永荒壹斗八升	源三郞	四斗四升	源三郞	7一合八生。かち)	п	合拾石五斗七升三合八勺内O計算 (マ、)	四斗	四斗	貳斗七升	貳斗七升	日出荘
同 ·	同人	同人	同人	_	毛付		毛付	屋	明屋敷	當荒二	永荒		同人	同人	同人	同人	
下四畝下四郎	下四畝	中三畝拾二步	下五畝谷	下八畝口	永荒四畝	下壹反內	つへ入壹畝	下壹反內	當荒壹畝	上五畝內	上八畝	上壹反拾四步	當荒壹畝	中五畝四步內		司 くゑ入十フ	
永荒三斗六升 (マ 、)	三斗六升	三斗七	四斗五升	七斗貳升	三斗六升	九斗	九升	九斗	壹斗三升	六斗五升	壹石四升	壹石三:	壹斗 三升	五斗六	當荒貳斗八升八合	三升	
开 合)	升	三斗七升三合九勺	升	升	升				Л	71	升	壹石三斗六升八勺	力	五斗六升七合二勺	升八合		一三八

	上壹反八畝內	つ とり 草田	上壹反壹畝拾フ	一島方分	合壹石九斗四升三合四勺	中三畝廿步	下壹反三畝拾步	有田 一田方分	ンセネナシセチュ名ユケ	ノゴコルトコーニ	. 四 斗	アシアチ五名	マトラ十二名	壹斗九升三合四勺	九斗	合拾石貳斗八升三合九勺內	屋敷貳畝	明屋敷壹畝	明屋敷三畝
日出	貳石三斗四升	三勺	壹石四斗七升三合	神主六郎	二合四勺	四斗七升六合八勺	壹石四斗六升六合	六郎	神主神主					与		二合九勺內	貳斗	壹斗	三斗
	同人		同人		毛付	同人	同人		目标	层	明屋敷	富		くゑ入	永荒		同人	同人	同人
	七斗	合四石壹斗三合貳勺內	屋敷七畝	下貮畝	上貳反	中五畝計	幸福 領主 気輪トンド	メ六石壹斗五升五合三勺	九斗貳升	九分子	合七不壹三 万升五合三一丙 合言	1 三 宣 三 一 二 一 二 二 三 三 三 三 三 三 三 三 三 三 三 三 三 三		上壹反九畝廿六步內	永荒壹畝	下三畝拾八步內	當荒三畝	下五畝六歩內	當荒貳畝
											-	•							
一三九			七斗	壹斗八升	貳石六斗	六斗貳升三合貳勺	おは、アンニを、ハートの単主彌二郎	三			一方 合い式	三斗九升	prompt of the state of the stat	貳石五斗五升七合(マ、)	九升	(三斗二升四合脱カ)	貳斗七升	四斗六升八合	貳斗六升
一三九	居屋敷			壹斗八升	貳石六斗 同	六斗貳升三合貳勺 同	おは、アンミラン・モン・アートのは、アンミラン・モン・アン・ラン・モン・アン・アートのは、アンニラン・アートのは、アンニラン・アートのは、アンニラン・アートのは、アンニラン・アートのは、アンニラン・アート	三与	當	永	三 内 合作 ズダ	三斗九升		貳石五斗五升七合 司(マ、)	九升	(三斗二升四合脱カ) 同	貳斗七升	四斗六升八合 同	貳斗六升

上 壹 反 上四畝八步 上四畝內 下 三 畝 下壹反応 上八畝廿八步 上壹反八畝拾步 上貳反六畝廿貳步 屋敷八畝 合八石六斗貳升三合一勺內 **メ壹石九斗五升三合四勺** メ三石四斗三合貳勺 合三石四斗四升三合四勺內 壹石四斗九升 畠方分 田方分 つへ入壹畝 つへ入壹石三斗四升 四斗三合四勺 三石四斗五合四勺 壹斗五升 六斗 八斗 壹石三斗 五斗五升四合四勺 壹斗八升 貳石三斗八升三合三勺 壹石壹斗 桑原 源二郎 司 同 同 つへ入 同 同 同 同 毛 同 付 人 人 人 人 人 付 中九畝拾步 中七畝八步 中壹反貳畝 下九畝拾四步 下壹反三畝(マ、) 下七畝で 下五反三畝 下五步 步 中壹反壹畝六フ 中壹反三畝廿歩所な同 上壹反貳畝內 合拾八石壹斗六升九合一勺内〇一八石五升七合一勺 **メ七石八斗貳升三合一勺** 一 田方分 八斗 大ツ田三畝 大豆田壹石貳斗一升三合三勺、) そは田九斗四升四合 壹升八合 (マン) 三斗三升 七斗七升 四斗五升 壹石四斗五升五合 壹石七斗七升五合(七ノ誤カ) 壹石八斗 壹石三斗貳升 壹石五斗六升 壹石四升一合 五石八斗三升 江後

同

同 同

同

人

同 同

人

四〇

居屋敷

又三郞

同

同 同

人

人

	明屋敷九畝拾步	「下貳畝	下五畝	下七畝	下五畝ひるさと	上貳反壹畝拾六步	上四反四步	當荒三畝		上九畝拾八步內	中六畝廿四步	上貳畝	上七畝六步	一 畠方分		九斗四升四合	壹石六斗六升三合三勺(マ、)	壹石七斗七升七合
日出荘	九斗三升三合三勺	同 壹斗八升	永荒四斗五升	六斗三升	永荒四斗五升	貳石七斗九升九合	五石貳斗一升七合	三斗九升	七勻	壹石貳斗四升七合	七斗四升三合八勺	當荒貳斗六升	九斗三升四合	江後	升四合八勺		三合三勺	七合
	同人	同同人	失人跡 人	失人跡 人	同人	同人	同人	L		同人	同人	同人	又三郞		毛付	そは田	大ツ田	所なし
	上四畝まち	上四畝川	中廿五步	上九畝川	上壹反六畝	中壹反壹畝拾步	中壹反九畝拾八步	上壹反三畝廿步	中九畝廿八步	中廿八步	二反田 田方分	ク指責不壹斗アチー合七年	,六斗	九斗三升三合三勺	六斗五升	壹石八升	合拾四石四斗四升五合內	屋敷六畝
— 四 一	六斗	六斗	壹石八合三勺(八升三合三勺カ)	壹石三斗五升	貳石四斗	壹石四斗七升三合二勺	貳石五斗四升七合八勺	貳石五升	壹石貳斗九升一合	壹斗貳升一合二勺	赤山	一合七と、神主		勺			五合內	六斗
	同人	同人	同人	同人	同人	同 人	同人	同人	同人	右近		刊 作	屋	明屋敷	當荒	永荒		同人

合三拾貳石四斗八升一合五勺內合ハズ	上三畝	上八畝拾六步	上壹反貳畝拾四步	七(杜)	上五畝拾八步	上一畝	上貳反四畝拾步	ひゑ田五畝	當荒五畝	上三反壹畝内	上六畝だ		當荒六畝	川成壹畝壹步	くゑ入貳畝十	上貳反壹畝拾六步內	當荒五畝	上八畝内 ひゑ	日
一合五勺内の計算	四斗五升	壹石貳斗八升	壹石八斗七升		八斗四升	壹石五升	三石六斗五升	七斗五升	七斗五升	四石六斗五升	九斗	當荒七斗五升	九斗	壹斗五升五合	くゑ入貳畝十五フ三斗七升五合	三石貳斗三升	七斗五升	ひゑ田壹石貳斗	出
	同人	同人	同人		同人	同人	同人			同人	同人	同人				同人		同人	
上壹畝	下壹畝	當荒三畝	下八畝內	當荒貳畝	下三反內	\sim	上貳反三畝拾四步	上壹反三畝	上三畝廿二步	上六反六畝	上壹反廿步	上大学と	一島方分	メ貳拾七石五斗三升一合五勺	壹石貳斗	三斗七升五合	三石壹斗五升	壹斗五升五合	
赤														升					
壹斗三升	九斗	貳斗七升	七斗貳升	壹斗八升	貳石七斗	り四畝十四步五斗八升六勺	三石五升六合	壹石六斗九升	四斗七升五合四勺	八石五斗八升	壹石三斗八升六合八勺	九斗一升	赤山	升一合五勺					一四二

日	一 田方分	ノ貳拾五石八斗貳升六合四	貳石六斗四升九合一勺	三斗六升六合六勺	四斗五升	五斗八升六勺	合貳拾九石八斗七升貳合七勺內Ohf算	屋敷五畝	屋敷匹彰	屋 勇 三亩 一 ノ さ	量敗三玖十八ト	屋敷壹畝廿步	屋敷壹反貳畝四步	明屋敷三畝廿步	上七畝十五步	上一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一	神がその 上壹反壹畝廿一步	同	見 上壹反八畝
出	源內		二勻				、武合七勺内の計算	五斗	四当	ヨ・フラフ作之	三十六十九令三ヲ	壹斗六升六合六勺	壹石貳斗一升三合二勺	三斗六升六合六气	九斗七升四合八勺	壹石三斗	壹石五斗二升六勺	九斗八升三合四勺	貳石三斗四升
		毛付	居屋敷」	明屋敷	當荒	へ り		同人	同人		司人	同人	同人				同人	同人	同人
	中壹畝拾步	上一一一一上一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一	下壹畝がり	中壹反四畝	下壹反壹畝	下壹反五畝	當荒廿步	下壹反七畝拾步內	塩入廿步	下貳畝內	中壹畝拾步	1 同人 1 市	下壹マ四畝廿歩堀のまへ	中壹反七畝拾步	中壹反壹畝	下五畝の田の田の田の田の田の田の田の田の田の田の田の田の田の田の田の田の田の田の田	中八畝	中七畝廿歩	下 壹反壹畝 (り)
一四三	壹斗七升三合三勺	壹石五斗	壹斗壹升	壹石六斗八升	壹石壹斗	壹石五斗	七升三合四勺	壹石九斗六合七勺	七升五合七勺	貳半貳 升	壹斗七升三合三之'	型 フェージェイ	壹石六斗一升三合	貳石貳斗五升三合	壹石四斗三升	五斗五升	壹石四升	壹石九升六合八勺(マ	壹石貳斗一升
	同人	同人	同人	同人	同人	同人		同人	,	同人	同人		司人	同人	同人	同人	同人	同人	同人

下六畝拾步 同 (貳步脱力) 「武世脱力」	下六畝拾步內同(貳步脱力)	下三畝廿貳內	下壹畝拾步	司當荒三畝	上四畝廿四步內	上九成	_石 八步	道成廿フ	中壹反廿四步內	上五畝拾歩	一島方分	メ拾七石四斗七合三勺	七升五合四勺	七升三合四勺	合拾七石五斗五升六合一勺內	
五斗七升六合	五斗七升六合	三斗三升六合	壹斗貳升	三斗九升	六斗六合八勺	壹石壹斗七升	當荒壹石五升五合四勻	七升三合四勺	當荒壹石壹斗八升七合五勺	六斗九升三合	堀源內	三勺			六合一勺內 〇計算	日出荘
同	同	同	同		同	同	同		同	同		毛	塩	當		
人	人	- 人	人		人	人	亼		人	人		付	乙	荒		
上六反廿八步內 道成壹石十步	下壹反壹畝拾步內上匹畝	[同] 當荒三畝	下八畝拾四步內	下壹反三畝拾五步	中九畝貳步	當荒壹反	上壹反貳畝內	上四畝廿步	上六畝廿八步	上五畝拾步	下三畝	上六畝	上三畝六步	上三畝	廿步	
九斗一合貳勺	壹石 貳升	貳斗七升	七斗六升貳合	壹石貳斗一升五合	九斗九升七合	壹石三斗	壹石五斗六升	六斗六合八勺	九斗一合	六斗九升三合三勺	貳斗七升	七斗八升	四斗一升五合八勺	三斗九升	當荒貳斗四升	

可 同 司 同 同

人人人

同 同人 人

人 人

同 同

人 人

同

人

同

人 人

同 同 同

と 人

人

同

上壹反四畝廿二歩內 上壹反四畝廿二歩內 中壹反壹畝拾歩內 道成壹畝七フ中壹反七畝拾歩 中	直 戈 豪久
壹石九斗一升五合四与 壹石九斗一升五合四与 壹子八升三合四与 壹子八升三合四与 壹石九斗六合七与 壹石九斗六合七与 壹石九斗六合七与 重石九斗六合七与 重石九斗六合七与 重石九斗六合七与 重石九斗六合七与 重石九斗六合七与 重石九斗六合七与	1877 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1
同同同同同同 同同同 同	
	_
屋敷六畝 世歩 六斗六 合三拾貳石七合七勺內 壹斗壹升 四石七斗五升九合五勺 七斗八升六合九勺 1	ー 量女司久トラ
升 升 升 升 升 烟 升 升 升 升	1 イントントンプ
四 五	
五 同同 同 同 同 同 毛 居 坪 道 當 永 同 同 屋 な 人 人 人 人 付 敷 し 成 荒 荒 人 人	1

いて記すれた言言した子目は寸気言は	日出荘
合拾壹石五斗貳升六合貳勺內	

「堀り半左ヱ門名ニ見ル、「かいハかへノ方言ナラン」 凡青柳御用かいに成竹林庄古田バサ分日日本熊指出

下貳畝拾步 塩入貳畝 永荒壹畝廿フ 貳斗一升六合六勺 貳斗六升

貳斗五升六合七勺

同

人

五升五合

八斗七升六合六勺 四斗貳升三合三勺

道成壹畝廿二フ壹斗八升九合九勺

下六畝拾二歩内堀ノ後

七斗二合九勺

壹石五斗四升

同

下四畝內 下壹反四畝

永荒壹畝 大ツ田四斗四升 壹斗一升

三斗三升

同

當荒拾五步 五升五合

四斗四升

同

下五畝拾步

永荒四斗八升

壹石八升六合 壹石壹斗六升八合

永荒六斗壹升五合五勺

三斗五升一合六勺

下壹反貳畝貳步 上八畝廿八步

人

中五畝拾八步

中三畝六步

中七 市 市 下四 畝

壹斗壹升

九斗一升

貳斗五升

上壹畝廿步

下壹反三畝拾步內

壹石四斗六升 三合三勺

同

下壹反七畝六步

上壹反六畝四步

同 同

中五畝拾步

當荒五斗八升六合七勺

永荒壹石五斗四升八合

三升三合三勺

川成拾步

壹石三斗貳升

下壹反貳畝

同 人

上六畝拾二步

壹斗八升九合九勺

四斗四升 〇一部重

大ツ田

付 成

同

下貳畝廿二步

畠方分

半左ヱ門

六斗五升

貳斗四升六合

同 人

同

同

同

同

同 人

同

同

同 同

同

八斗四升八合五勺 (マ 、)

Щ

成

永

四六

	上壹畝	下壹畝廿步	下八畝	中壹畝	中貳畝拾貳步	「同一」「一一」「同一」「一一」「一一」「一一」「一一」「一一」「一一」「一一」	日本会にラ	當荒三畝	上八畝廿四步內同	當荒五畝	下九畝拾步內	下壹反	下三畝廿步	下五畝	上貳畝	中貳畝拾步	下四畝拾步	中壹畝六步	中壹畝拾八步
日出莊	當荒壹斗三升	壹斗五升	七斗貳升	壹斗壹升	永荒貳斗六升三合九勺	壹不丑ヂ丑合丑台	1000000000000000000000000000000000000	三斗九升	壹石壹斗四升四合	四斗五升	八斗四升	九斗	三斗三升六合(マ 、)	永荒四斗五升	貳斗六升	貳斗五升六合七勻	三斗九升	壹斗三升一合六勺	壹斗七升五合五勺
	同	同	同	同	同	Ī	1]		同		同	同	同	同	同	同	同	同	同
	人	人	人	人	人	. <i>)</i>			人	_	人	人	人	人	人	人	人	人	人
	合貳拾四石貳斗貳升四合四勺內	屋敷貳畝拾貳步	屋敷壹畝拾八步	明屋敷五畝拾八步	屋敷貳畝拾二步	上壹畝	上壹畝	同當荒三畝	上七畝拾壹步內	上四畝拾八步	下七畝廿四步	上貳畝拾步	上貳畝拾貳步	中三畝六步	上三畝廿二步	下七畝六步	上間世	上七畝拾四步	下四同畝
	乳升四合四勺內	貳斗三升九合九勺	壹斗五升九合七勺	五斗五升九合七勺	貳斗三升九合九勺	壹斗三升	壹斗三升	三斗九升	九斗五升七合六勺	五斗九升七合六勺	永荒七斗貳合	永荒三斗三合三勺	永荒三斗壹升一合九勺	當荒三斗五升一合六勺	當荒四斗八升五合四勺	六斗四升八合	永荒八升六合八勺	九斗七升五勺	へり三斗六升
四七		_	勻	- J	-)					J			-						
一四七		同	9 同	一同	一同	同	同		同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同

一四八

壹石湏斗	三石四斗七合三勺		七口三拾四石七斗七升一合三勺	八斗七升六合六勺	壹斗八升九合九勺	拾石八斗八升八合四勺	壹石七斗七升七合七勺	六斗三合三勺	七斗九升五合四勺	拾九石六斗四升	合貳百三拾三石三升六合四勺內	田方高		六斗三升九合五勺	五斗五升九合七勻	貳石七斗八升三合七勺	三斗六升	四石七斗六升一合四勺
ひゑ田	大ツ田	毛付	引立	永荒	道成	當荒」	所なし	川成	塩入	つへ入			毛付	屋敷	明屋敷」	當荒	^ b	永 荒
		F	ジ四百四拾貳石八升五合三勺	残カー 百三石貳斗八升七合七勺	合五百四拾五石三斗七升三合內	田畠高	拾貳石三斗七合貳勺	六石九斗九合	义貳百四拾三石八斗貳升貳勺內	线,六口合六拾八石五斗壹升六合四勺	七斗八升六合九勺	貳斗六升	貳拾七石七斗九升七合八勺	拾三石貳斗三升八合七勺	八斗四升六勺	貳拾五石五斗九升貳合四勻	合三百拾貳石三斗三升六合六勺內	畠方高

居 明 毛 引 道 所 當 つ へ 永 屋 屋 敷 敷 付 立 成 し 荒 入 り 荒

毛 引 付 立

> 辻 間 七 藏(花押)」

隆 棟 寫

「豐後日出莊指出帳 二」

(奥書)

村

校」

重

野

安

居

(表紙表題)

八本ノ内 慶 長 Ξ 年

指

速見郡

Ħ 出 内

庄

御

七

月

#

兀

Ħ

出 帳 豐後日出莊指出帳

大分県史料一八
○東京大学史料編纂所謄写本

一 四 九

下壹反廿步	(當荒壹反	下四反八畝拾步內二反左	下三反廿六步	下壹反四步	(當荒六畝	下貳反三畝拾步內で貳反三畝拾歩內	下三畝拾四步	中貳畝拾四步	下局步	上壹反五畝廿六歩成門た	下五畝	下四反七畝拾六步	中壹反	中七畝廿步	(永荒壹畝	下四反六畝廿八步內つ ユサか尻	一 田方分	
壹石六升六合六勺	當荒壹反五畝壹石五斗	四石八斗三升三合	三石八升六合四勺	壹石一斗二合	六斗	貳石三斗三升三合	三斗四升五合	當荒貳斗九升六合	永荒三升三合三勺	貳石貳斗貳升	五斗	四石七斗五升一合	當荒壹石貳斗	當荒九斗貳升	壹斗	四石六斗九升貳合	重宗	日上本
同		同	同	同		同	同	同	同	同	同	同	同	同		Ξ		
亼		人	人	人		人	乙	人	人	人	人	亼	人	人		郞		
永荒八畝	下貳反五畝內	下貳畝	當荒七	永荒 壹反	下貳反五畝內	下四畝	下七畝	下六畝廿九歩高をのこし	下貳反七畝廿五步つくね	下壹畝拾步	下三畝拾八步	永荒壹反	下貳反四畝廿二步內	當荒壹反四畝	下壹反七畝廿貳步內	下壹反五畝	下貳畝	
八斗	貳石五斗	永荒貳斗	畝 七斗	反	貳石五斗	永荒四斗	七斗	永荒六斗九升七合	貳石七斗八升一合	永荒壹斗三升三合三勻	永荒三斗四升七合	永荒壹反壹畝廿二步 壹石壹斗	貳石四斗	四畝	壹石七斗七升三合	壹石五斗	貳斗	_
									-	,		九升	₹		ы			-
	同	同			同	同	同	同	同	同	同	壹石壹斗九升貳合	同		同	同	同	(

同人

	メ三拾五石九,残ヵ	八石八升六合	六石七斗七升四合六勺	合五拾石八斗八升八勺內	當荒三畝十五步	下六畝八步內	下七畝	下七畝廿步	下廿步	下壹反貳畝	下貳畝拾貳步	下九畝四步	中六畝	下壹反廿八步	中六畝	市 古道 下壹畝拾五步	下壹畝 こさらて (カ)	當荒壹反貳畝
日出莊	メ三拾五石九斗四升八合貳勺 O計算 残ヵ	合	升四合六勻	八升八勺內	十五步 三斗五升	六斗貳升六合	七斗	七斗六升六合六勺	六升六合六勺	壹石貳斗	永荒貳斗四升	永荒九斗壹升貳合	當荒七斗貳升	壹石九斗六合(升ノ誤カ)	永荒七斗貳合	壹斗五升	壹斗	反貳畝 壹石貳升
	毛	當	永			同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	
	付	荒	荒			人	人	人	人	人	人	人	亼	人	人	人	人	_
	上宣献廿步	へり壹畝廿步	上壹反廿四歩內	下壹反三畝	當荒五畝	上壹反貳畝廿四步內	永荒九畝廿步	上壹反三畝廿步內	下壹反四畝廿步	中壹反	上八畝廿步	中六畝二步	上五畝廿二步	六 步	i.	中壹畝拾貳步	上意反内	一 畠方分
一五一	貳斗	少 貳斗	壹石三斗一升貳合	壹石四升	六斗	壹石五升三升六合		壹石六斗四升	壹石壹斗七升三合	壹石	壹石四斗	六斗六合	六斗八升八合	永荒壹石五斗七升八合		壹畝三升六合 (斗)(マ、) 三斗六升	壹石貳斗	重宗
	同		同	同		同		同	同	同	同	同	戸]	同	Ξ	

上壹反七畝內中三反八畝	上四畝拾步	下壹反三畝六步の島	下壹畝拾步	當荒四畝	上五畝拾步內 內島	上四畝廿步	上壹反四畝	下五畝	永荒貳反	上三反内(す)	中三畝廿四步	下壹畝拾步	下九畝拾六步	荒三畝	上壹反貳畝廿四步內さつ畠	上壹畝拾五步
貳石四升	永荒五斗貳升	永荒壹石五升八合	當荒壹斗六合七勻	四斗八升	六斗四升	五斗六升	壹石六斗八升	永荒四斗	厦石四斗	三石六斗	永荒三斗七升八合六勺	永荒壹斗六合七勻	永荒七斗六升	三斗六升	壹石五斗三升六合	壹斗八升
同同	同	同	同		同	同	同	同		同	同	同	同		同	同
人 人	人	人	人		人	人	人	人		人	人	人	人		人	人
中貳畝六步	下貳畝廿步	當荒貳畝	上五畝拾二步內	上七畝拾歩	الارت الات الا	上壹反六畝內	上貳反八畝拾歩	上四畝廿四步	上壹反拾貳步	上九畝拾八步	中八畝廿步	上壹畝五步	上貳畝廿四步	下五畝拾步	下壹反貳畝廿步	
		貳畝	Li		/	內	治步	步	責步	八步	步	步	四步	<i>Y</i> .	计步	へり七畝
京 京 京 ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・	永荒貳斗壹升三合	貳畝 貳斗四升	六斗四升(マン)	九斗五升三合	永荒壹反五畝 壹石九斗五升		[拾步 三石六斗八升六合	2步	永荒		步 當荒九斗五升三合	步 壹斗五升	四步 三斗六升貳合八勺	永荒四斗八升	新士步 壹石壹斗四升	へり七畝 八斗四升
當荒貳斗一升八合 同	永荒貳斗壹升三合			九斗五升三合 同						永荒壹石貳斗四升五合					廿步	七畝

合五拾七石六斗七升六合貳勺內	屋敷六畝六步	屋敷貳畝廿步	明屋敷三畝	明屋敷壹反拾八步	上五畝拾貳歩い	上五畝拾貳步かわ給	當荒三畝	上九畝拾八步內同	上九畝廿步	上八畝廿六步	上七畝拾八步	上壹反廿四步	下壹反壹畝六步	上貳畝廿步	上九畝廿步	下貳畝	中三畝	中間步
七升六合貳勺內 O計算	六斗貳升	貳斗六升六合六勺	三斗	壹石五升九合七勺	いや付七斗一合	七斗一合	三斗九升	壹石貳斗四升五合	壹石貳斗五升六合八勺	壹石壹斗五升	九斗八升七合七勺	壹石四斗貳合	壹石八合	三斗四升六合八勺	壹石貳斗五升六合八勺	永荒壹斗六升	三斗	永荒六升六合
	同	同	同	同	同	同		同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
	人	人	人	人	人	人		人	乙	人	人	人	人	人	人	人	人	人
下世步	上五畝拾步	下貳畝廿步	下拾步	下廿七步	同 川成壹畝	當荒壹畝	中貳畝廿五步內	下四畝	下三畝	中五畝廿七步	山そい 田方分	グ三拾五石九斗五升四合九勺	, 八斗八升六合六勺	壹石三斗五升九合七勺	七斗一合	三石七斗七合七勺	拾四石貳升六合三勺	壹石四升
永荒六升六合六勺	永荒八斗	當荒貳斗六升六合六勺	三升三合三勺	八升九合	壹斗貳升	當荒壹畝十五步壹斗八升	三斗四升七合	四斗四升	永荒三斗三升	六斗八升六合	(文 成行	五升四合九勺	六勺	九合七勺		七勻	合三勺	
同	同人	同人	同人	同人			同	同人	同人	同人		毛付	居屋敷	明屋敷	いや付	當荒	永荒	へり分

五三

下拾五步	下四畝拾四步	下壹畝廿步	下四畝拾五步	下三畝十五步	下貳反貳畝廿步	しけ宗ノ下 當荒六畝四歩	下壹反六畝四步內	當荒四反四	川成五畝	下五反九畝六歩內ならてノ下	下貳反九畝拾歩	下壹反	下壹反三畝廿三歩くほた	下三反三畝廿四歩山をい	當荒五畝	下三反壹畝拾貳步內	下壹反七畝廿步	
永荒六升三合	四斗九升壹合	壹斗八升三合	五, (マ、)	永荒三斗八升五合	當荒貳石貳斗六升六合六勺	四步 五斗一升三合	壹石六斗一升三合	當荒四反四畝六步四石四升二升	五斗	五石九斗一升一合(マン)	當荒貳石九斗三升三合三勺	壹石	壹石三斗七升五合	三石七斗一升一合	五斗	三石壹斗三升九合	壹石七斗六升六合六勺	日出荘
同	同	同	同	同	同		同			同	同	同	同	同		同	同	
人	人	人	人	人	人		人			人	人	人	人	人		人	人	
・ 武拾壹石五斗壹升四合貮勺	壹斗四升六勺 (合カ)	拾壹石九斗七升九合五勺	六斗貳升	壹石貳斗三升四合六勻	合三拾五石四斗九升四合三勺內(二ヵ)	下拾りの	下壹畝拾步	上壹反四畝十五步	中五畝拾步	下壹反五畝	下壹反六畝	下拾五歩	下一五步	下 引 廿 ^今 步	下廿壹步	下貳畝廿步	中三郎	
- 壹升四合貳勻	(百力)	升九合五勺		四合六勺	7.升四合三勺 內	三斗六合六勺	大ツ田壹斗四升六合	貳石壹斗七升五合	六斗九升三合	壹石五斗	壹石六斗	五升五合	五升五合	七升三合	七升六合六勺	貳斗九升三合	永荒三斗九升	一五四
毛	古	當	Ш	永		同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	
付	大豆田」	荒	成	荒		人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	

H	上八畝六步	下四畝廿四步	上六畝拾八步	中七畝廿四歩	下六畝	下八畝廿四步	上六畝廿八步	下壹反六步		永荒六畝二步	下壹反四畝貳步內同	當荒五畝	下三反貳畝八步內	上壹反壹畝六步	上八畝四步	中八畝	上也立立	一島方分
日出莊	壹石六升五合	四斗三升貳合	八斗五升八合	八斗五升七合	五斗四升	七斗九升一合	九斗一合	九斗一升八合	當荒壹石四斗三升	亚斗四升六合六	壹石貳斗六升六合	四斗五升	貳石九斗四合	壹石四斗五升五合	壹石五升七合	八斗八升	九斗壹斗	成行
	同	同	同	同	同	同	同	同	同		同		同	同	同	同	叉	
	人	人	人	人	人	人	人	人	人		人		人	人	人	人	叉二郎	
	上五畝拾貳步	下口畝	永荒廿フ	上貳畝拾步內	下貳畝	永荒壹畝-	上貳畝廿步內	上廿貳步	當荒一畝	中五畝六步內	中廿四步	上貳献	中三畝廿貳步	當荒四畝	下八畝內	上 九 畝 部	下貳畝拾貳步	上五畝拾八步
一五五	上五畝拾貳步 七斗貳合	下七畝 永荒六斗三升	永荒廿フ 八升六合三勺	上貳畝拾步內 三斗三合	下貳畝 永荒壹斗八升	永荒壹畝廿フ 貳斗一升六合八勺	上貳畝廿歩内三斗四升六合八勺たいら	上廿貳步 永荒九升五合四勺	當荒一畝 壹斗一升	中五畝六步內 五斗七升一合	中廿四步 八升七合八勺	上貳畝 貳斗六升	中三畝廿貳步 四斗壹升六合	當荒四畝 三斗六升	下八畝內 永荒七斗貳升	上九畝 壹石壹斗七升	下貳畝拾貳步 永荒貳斗壹升 (マ、)	上五畝拾八步 當荒七斗貳升七合
一五五			元廿フ						畝	畝六步內							拾貳步	

日
出
荘

下三畝拾步	下八畝	下四畝六步	同 下九畝拾貳步	下咸畝	上貳畝拾步	上六畝貳步	中六畝	尼三畝拾步	_同 上壹畝十五步	同 中七畝 廿 步	甲七畝拾四步	荒	永荒三	下六畝七歩內	中八畝拾三步	下三畝拾四步	中意文献	
永荒三斗	永荒七斗貳升	永荒三斗七升八合	八斗四升六合	壹斗八升	三斗三合六勺	七斗九升五合四勺	六斗六升	永荒四斗貳升三合六勺	壹斗九升五合	八斗四升三合	永荒八斗貳升五勺	壹畝 九升	永荒三畝七步 貳斗九升一合	五斗六升一合	永荒九斗貳升七合五勺	永荒三斗一升貳合	永荒壹斗壹升	日本
同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同			同	同	同	同	
人	人	人	人	스	人	人	人	人	乙	人	人			人	人	人	人	
- 永荒三畝	下六畝內	中三畝廿二步	上三畝六步	中壹畝廿步	當荒壹畝	上壹反貳畝內	永荒拾步	下貳畝拾步內	下壹畝	下三畝	下貳畝拾二步	中三畝拾八步	下六畝拾六步	下九畝	下五畝拾步	永荒四畝	下七畝拾四步內	
貳斗七升	五斗四升	永荒四斗壹升六勺	四斗壹升五合八勺	壹斗八升三合四勺	壹斗三升	壹石五斗六升	三升	當荒貳斗壹升	九升	貳斗七升	貳斗一升六合	永荒三斗九升五合五勺	五斗八升八合	永荒八斗壹升	四斗八升	十四步四斗貳合	六斗七升貳合	- 王 - 王
	同人	同人	同人	同人		同人		同人	同人	同人	同人	同人	同人	同人	同人	_	同人	

	下拾步	下世步	下 貢献	一同	下 貳原ノ 次下	下壹畝	下三畝し	上四畝	同	中九畝八步	下壹 反	下壹畝			上貳反三畝六步內	同		中貳反貳畝內	i	下七畝廿步內
日		永芸	永	Ç		永幸						永善	當荒六畝	三步		當荒三畝	永荒貳畝	内	永荒四畝廿步	内
出	三升	永荒六升	· · · · · · · · · · · · · ·	は受け、人	壹斗八升·	永荒九升	永荒貳斗七升	永荒五斗貳升		壹石壹升五合八勻(マー))	永荒九斗	永荒九升	七斗八升	貳斗九升二合	三石貳升貳勺	三斗三升	貳斗貳升	貳石四斗貳升	四斗貳升	六斗九升
	同	同	百] [司	同	同	同		同	同	同			同			同		同
	人	人	人	. ,	ļ.	人	人	人		人	人	人			人			人	<u></u>	人
	屋敷五畝八步內	明屋敷壹畝	明屋敷貳畝廿八步	上壹反貳畝廿步	中八畝 廿步	「同一・一・一・一・一・一・一・一・一・一・一・一・一・一・一・一・一・一・一・	三と次合ラース前子	上、次合しも迎薗	中貳畝廿步	司 営荒貳畝廿フ	下四畝廿步內	同からけ	下貳畝四步	下世步	下 壹 反 り	下壹反三畝	中貳反からすき	下八畝廿步	下貳反貳畝	中壹畝
一五七	五斗貳升六合	壹斗	貳斗九升三合	壹石六斗四升六合	九斗五升三合	方方三シブチブ在	とも三十六十六合	ノイド十三合	當荒貳斗九升三合	サフ 貳斗四升			永荒壹斗九升貳合	永荒六升	永荒九斗	永荒壹石壹斗七升	漬石漬斗	永荒七斗八升	永荒壹石九斗八升	壹斗壹升
	同	同	同	同	百	F		ij	同		同		同	同	同	同	同	同	同	同
	人	人	人	人	人	. <i>人</i>	ر		人		人		人	人	人	人	人	人	人	스

下六畝	下八畝廿八步	上四反貳畝廿八步大ミね田	下九畝拾步	下壹反壹畝四步	後田ー・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	日方	メ三拾六石四斗六合三勺	壹石六升	三斗九升三合	貳半	五石壹斗五升	拾七石七斗七升五合八勺	合六十石九斗八升五合壹勺內	屋敷壹畝三步	屋敷壹畝拾八步	屋敷貳畝廿四步	屋敷壹畝廿六步	永荒貳畝	
六斗	八斗九升貳合	六石九合	九斗三升三合	壹石貳斗一升三合	二良才		合 三 勺					五合八勻	五合壹勺內合ハズ	壹斗壹升	壹斗五升九合	貳斗七升九合	壹斗八升六合	貳斗	日出荘
同人	同人	同人	同人	藤十郎			毛付一	居屋敷	明屋敷	荒屋敷	當荒	永荒		同人	同人	同人	同人		
下貳畝八步	下九畝拾步	下九畝拾八步	下三畝の	永荒三畝拾步	下壹反壹畝拾步內	大豆田貳畝 大豆田貳畝	コ七両者匹封戸	同同	下三畝六步	下七反九畝拾步	下貳反壹畝廿六步っちゃね	當荒四畝	下壹反貳畝內	上三畝廿步	中壹反九畝六步	下壹反貳畝	當荒七畝	中壹反貳畝內	
貳斗四升八合八勺	五斗三升三合	九斗五升七合(マ、)	三斗	步 三斗三升三合	壹石壹斗三升三合	貳斗		11+9+ (v.)	三斗貮升	七石九斗三升三合	貳石壹斗三升五合	四斗	壹石貳斗	當荒五斗一升三合	貳石三斗四合	壹石貳斗	八斗四升	壹石四斗四升	一五八
同人	同人	同人	同人		同人		厚 と		同人	同人	同人		同人	同人	同人	同人		同人	

	下壹畝拾四步	下壹畝でん	上五畝一	永荒三畝	下壹反八畝內	下五畝十五步	當荒七畝	下貳反八畝內	上加	永荒貳畝拾步	下八畝廿貳步內	下貳畝拾步	下世步	司 永荒廿步	下貳反六畝內	下四畝拾步	上壹反貳畝	上三畝廿八步 (道)
日出在	大豆田壹斗四升五合	壹斗	七斗五升	三斗	壹石八斗	永荒五斗五升	七斗	貳石八斗	壹石三斗五升	会計	八斗七升貳合	貳斗五升六合	七升三合四勺	七升三合四勺	貳石八斗六升	永荒四斗七升六合七勺	壹石八斗	五斗三升
	同人	同人	同人		同人	同人		同人	同人		同人	同人	同人		同人	同人	同人	同人
	上世畝	上五畝	上貳畝原	上四畝	上七畝		元たその、営荒六部	中壹反六畝三步內	一 島方分		三斗四升五合	貳石四斗五升三合	壹石九斗八升九合壹勺	合五拾石六斗壹升四合四勺內(九/誤カ)	中壹反六畝拾八步	下壹反演前	下壹反九畝拾八步	下三畝拾步
一五九	九斗壹升	六斗五升	永荒貳斗六升	五斗貳升	九斗壹升	貳石七斗七升三合	六斗六升	壹石七斗七升八勺	二郞丸	新七合三勺		合	合壹勻	7四合四勺內 (九ノ誤カ)	貳石壹斗五升七合	壹石貳斗	壹石九斗五升八合	三斗三升三合
	同人	同人	同人	同人	同人	同人		藤十郎		毛付	大豆田	當 荒_	永荒		同人	同人		

中壹反壹畝六步	同是反壹畝六步	當荒六畝	上壹反四畝四步內	上壹反三畝六步	當荒四畝	上壹反貳畝內	上壹反	上五献	上壹反三畝拾四步	下三畝廿貳步	上七畝廿八步	上九畝貳步	司 當荒五畝	上壹反內	下壹反	上壹屋サ步	下壹反壹畝	I
壹石濱斗濱升八合	壹石四斗五升四合	七斗八升	壹石八斗三升六合	壹石七斗一升五合	五斗貳升	壹石五斗六升	壹石三斗	六斗五升	壹石七斗五升三合	三斗三升六合	當荒九斗二升八合	壹石壹斗七升八合	六斗五升	壹石三斗	九斗	壹石三斗九升七合	九斗九升	日出荘
同人	同人		同人	同人		同人	同人	同人	同人	同人	同人	同人		同人	同人	同人	同人	
下壹反	中壹畝廿六步	永荒五畝	へり九畝	下壹反八畝內	永荒壹畝	下貳畝內	下世步	中貳畝拾步	下廿八步	下拾步	永荒貳畝	下四畝內	永荒壹畝	下貳畝內	下壹畝	下壹畝	下五畝拾八步	
永荒九斗	貳斗七合	四斗五升	八斗壹升	壹石六斗貳升	九升	壹斗八升	六升	貳斗五升六合七勻	八升四合	三升	壹斗八升	三斗六升	九升	壹斗八升	九升	九升	五斗四合	一六〇
同人	同人		同(マ) 人	同人	<u>_</u>	同人	同人	同人	同人	同人	<u></u>	同人		同人	同人	同人	同人	0

	永荒八畝	上壹反八畝內	下貳畝廿步	永荒壹反	下壹反八畝內	上四畝廿步	中六畝	下壹畝拾八步	屋敷三畝	屋敷壹畝	屋敷貳畝	屋敷三畝廿步	中貳反	當荒六畝	中九反八步內松かはな	上四畝	上壹畝廿步	上壹反七畝廿貳步	上壹反五畝廿步山八下
日出荘	九斗六升	貳石壹斗六升	永荒貳斗一升三合	八斗	壹石四斗四升	五斗六升	六斗	當荒壹斗貳升	三斗	壹斗	貳 斗	三斗六升六合六勺	永荒貳石	六斗	九石貳升六合	五斗貳升	貳斗一升六合八勺	貳石三斗五合四勺	貳石三升六合八勺
		同人	同		同	同	同	同	同人	同人	同人	同	同		同人	同人	同人	同	同
		人	人		人	<u></u>	人	人	八	人	人 	人	<u></u>		人	八	人	人	<u>人</u>
	川成貳畝	下貳反八畝內	一 田方分	す四拾四石六斗六合五歩	壹石貳斗六升六合六勺	五斗三升三合三勺	八斗壹升	四石貳斗五升八合	五石九斗四升三合	合五拾七石四斗一(マ	屋敷三畝	明屋敷五畝拾步	上五畝拾步	中五畝廿步	上四畝廿步	上貳畝廿歩	上三畝廿步	上五畝	上三畝
一六一	貳斗	貳石八斗	成藤	合五步	合六勻	勺		合	合	合五拾七石四斗一升七合四勺內 第合パポージ (マー・)	三斗	五斗三升三合三勺	六斗九升三合	五斗六升六合	五斗六升	三斗四升六合	四斗四升	六斗	三斗六升
		源四郎		毛	居屋敷	明屋敷	へり分	當	永		同	同	同	同	同	同	同	同	同

下壹反內	下七畝拾二步	下八畝	下壹反四畝廿步	永荒三畝	當荒貳反	下貳反九畝廿八步內	の おみる 永荒六畝	畝一步內	下三反九畝四歩 営	川成壹畝	下貳反八步內	當荒壹畝	永荒壹畝	下七畝拾步內	川成壹畝拾步	下五畝拾歩內	川成貳畝	中貳反五畝內	H
壹石壹斗	八斗一升三合九勺	八斗八升	壹石六斗一升三合七勺	三斗	貳石	貳石九斗九升	六斗	當荒壹石七斗三合	當荒三石九斗一升貳合	壹斗	演石頂 <u>半四</u> 合	壹斗,	壹斗	七斗三升三合三勺	・ 壹斗三升三合三勺	五斗三升三合三勺	貳斗四升	三石	出推
同	同	同	同			同		同	同		同			同		同		同	
人	人	人	人			亼		人	人		人			人		人		人	
上三畝拾四歩	中五畝廿五步	石はし	す貳拾石五斗壹斗八合貳勺	七石壹斗一升五合	六斗七升三合三勺	六石七斗六升六合六勺	合三拾五石七升三合壹勺內(マ	上壹反五畝拾五步	下五畝拾八歩	下壹反五畝	下三畝廿步	下三反貳畝	下壹反八畝拾步	下壹反七畝	永荒貳畝廿フ	下四畝内	下九畝	水荒四畝	
七斗五升八勺	六斗三升八合	(マ、)	₹ 八 合 貳 勺	子 宝 合	兰 与	(六合六勺	八三合壹勺內 合いズ	貳石三斗貳升五合	六斗一升五合	永荒壹石五斗	三斗六升六升六勺	三石貳斗	永荒壹石八斗三升三合三勺	永荒壹石七斗	第十つ 貳斗九升三合三勺	四斗四升	九斗九升	四斗四升	一六二

同同同同同

人人

人人人

同

人

同 同

人 人

同人

源 <次四 郞

毛

付

當

荒 成

JII 永

荒

可

人

下八郎	下貳故良	下壹畝貳步	下壹畝廿六步	下貳畝廿五步	下壹畝貳步	下四畝廿八步	司	下四反內	天 胂 兒		下五反六步內	司	上三反七畝內	i]	下五畝六步內	下六畝廿歩	上五畝が	上壹畝拾步
永	永		六 步	五步		步	當荒六畝		當荒壹反貳畝	永荒壹反五畝	步內	當荒八畝	內	當荒壹畝	步內			步
永荒七斗貳升	永荒壹斗八升	永荒九升六合	壹斗六升八合	貳斗五升五合	永荒九升六合	永荒四斗四升四合	五斗四升	三石六斗	壹石八升	壹石三斗五升	四石五斗一升八合	壹石四升	四石八斗壹升	九升	四斗六升八合	永荒六斗	六斗五升	壹斗七升三合六勺
同	同	同	同	同	同	同		同			同		同		同	同	同	同
人	스	人	人	人	人	人		人			人		人	<u>_</u>	人	人	人	人
下廿步	下世界步	上意動	上 記 記 き み ね た	一 田方分	す拾八石六斗四升四合四勺	三斗	三石五斗八升	五石一升九合	合貳拾七石五斗	屋敷三畝	屋敷五畝四步	當荒三畝	上貳反壹畝拾步內	下五畝貳步	當荒四畝	中三反九畝八步內	下貳畝	下九畝拾步
永荒六升六合六勺	永荒六升六合六勺	壹斗四升	壹斗四升	孫七鄓	,四合四勺				合貳拾七石五斗四升三合四勺內	三斗	永荒五斗六升三合	三斗九升	貳石七斗七升三合	四斗五升六合	四斗四升	四石三斗一升四合	永荒壹斗八升	永荒八斗四升
同	同	同	同		毛	居屋敷	當	永		同	同		同	同		同	同	同
人	人	人	人		付	敷	荒	荒		人	人		人	人		人	人	人

一六三

中三反拾八步 當荒三石三斗六升	荒七畝 七斗七升	中壹反四畝內 壹石五斗四升	中五畝六步 永荒五斗七升 「「、、、		下五畝 永荒四斗五升	下三畝 永荒貳斗七升 尾みね	一 畠方分 孫七郞	9 貳石四升	壹石壹斗六升	貳斗	壹斗三升三合三勺	合三石五斗三升三合三勺內	當荒八畝 九斗六升	中貳反壹畝內 貳石五斗貳升	塩入貳畝 貳斗	當荒貳畝 貳斗	下五畝內五斗五斗	下壹畝	日出荘
同人		同 人	同人中	同人下	同人	同 人 下	下	毛付下	當荒	塩 入	永荒」	中	中	同 人 中		同(a) 人(c)	人	同 人	
	下壹畝	永荒九畝	中壹反九畝內		廿步		下壹反三畝廿步	大みね 一壹反貳畝八步	ゑけの草		步			中七畝拾步	営荒拾八歩	上九畝拾八步內	永荒五畝	上壹反四畝廿二步內同	
永荒壹石五升八合	永荒九升	九斗九升	貳石九升	永荒六斗	永荒壹石九斗六合	永荒壹石八升	壹石五斗三合	壹石壹斗四合		坪なし六斗五升	永荒壹斗五升	永荒壹斗四升六合	當荒壹斗八升三合	八斗七合	七升八合	壹石貳斗四升八合	五斗五升	壹石九斗一升五合 當荒	一六四
同人	同人		同人	同人	同人	同人	同人	同人		同人	同人	同人	同人	同人		同人	_	同人	

	下八畝だ	一 田方分	す七石七斗壹升四合	貳斗六升六合	四石九斗八升六合	六斗五升	拾六石三斗五合(マ 、)	合貳十九石九斗貳升壹合內	屋敷貳畝廿步	永荒貳反	中貳反五畝廿四步內	下 壹 反	司司司	上七敏恰步	下四畝八步	上壹反貳畝拾步	下九畝拾步	中貳敵	下壹畝拾步	上回畝
日出莊	八斗八升	宗識	合		介 合		П	乳升壹合內	貳斗六升六合	漬石漬斗	貳石八斗四升	永荒九斗	くこ カランニュー 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	永荒九斗五升三合	永荒三斗八升六合	永荒壹石六斗六合	永荒八斗四升	永荒貳斗貳升	永荒壹斗貳升	永荒四斗四升
	毛付		毛付	居屋敷	當荒	坪なし」	永荒		同人		同人	同人		司人	同人	同人	同人	同人	同人	同人
	上壹反壹畝八步	一 畠方分	す壹石九斗六升四合 (1を脱え)	四斗三合三勺	(マ、) 合貳石三斗六升七合五勺內	下六畝拾八步	弁料 當荒三畝廿フ	下壹反四畝七戸世內	サノ民	一 田方分	り 東 貳石三斗壹升 (六合二勺脱カ)	貳斗一升三合三勺	合貳石五斗貳升九合五勺內		屋敷貳敏四步	下壹反壹畝廿一歩	下貳畝	上三畝	上五畝拾步	一 畠方分
一六五	當荒壹石四斗六升四合	上林源三郞	四合		七合五勺內	七斗貳升五合五勺		豊石 デ斗四 升貢合		上林源三郎	〈合二勺脱力)	台三与	九合五气(人)	することを見る。	電子を表すです。 電子を表する できる	壹石五升三合	壹斗八升	三斗九升	六斗九升三合三勺	宗しき
	同人		毛付	當荒		同人		同人	•		毛 付	居屋敷」		·	司人	同人	同人	同人	同人	_

上本																				
田 荘 田 荘 田 荘 田 荘 田 荘 田 荘 田 荘 田 荘 田 荘 田 荘	一 畠方分	下壹反六步	一 田方分	東五石四斗六	七斗	壹石八斗九	八石九斗壹	合拾六石九斗	屋敷七畝	下壹尺が	上・豊林	下貳反五畝	シン 永荒六	下七反貳畝內	2. 宣流	上七畝廿四步內	国 當荒亭	上三畝內	上貳反八畝	
人 上共株 七斗八升 一六六 人 中原反廿四步內 武石貳斗八升七合八勺 同人 人 中原反廿四步內 武石貳斗八升七合八勺 同人 人 中國反計四步內 武石貳斗八升七合八勺 同人 人 中國反前畝台貳步內 武斗六升 同 人 中國反前畝台貳步內 武石六斗八升八合 同 人 中國反貳畝台貳步內 八米藤七郎 百 上貳畝內 宣石貳斗十合八勺內 ○		壹石壹斗貳升一合		(升七勺)		升七合三勺	弃	六升八合內	七斗	永荒九斗	當荒壹斗三升	永荒貳石貳斗五升		六石四斗八升		壹石一升四合		三斗九升	三石六斗四升	•
上本 上本 上本 上本 上本 上本 上本 上本					居屋敷															
・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・	一 島方分	す 壹石四斗八升八合	壹石三斗	合貳石七斗八升八合			中貳反貳畝拾貳歩內	一田方分	す三石九斗貳升七合	八斗三升	合四石七斗五升七合		上貳畝內	中四郎畝	中九献		中貳反廿四步內	富富富元貳畝	上六畝內	
	ħ	Н		內	荒 壹斗	壹石貳斗	貳石六斗	久 业	八勺		八勺內	壹斗三升	貳斗六升	四斗四升	九斗九升	四斗四升	貳石貳半 7	貳斗六升	七斗八升	
付荒 人 人 付荒 人人人 人	八米藤七郎						八升八合	不藤七郎									八升七合八勺			一六六
	八米藤七郎	毛	告		同			个藤七郎	毛	當			同	同	同		•		同	一六六

月出	合貳百六拾四石五斗八升六合四勺內	畠方高	四斗九升一合	 す百三拾壹石七斗九升一合八勺內	四口合五拾石八斗八升八合六勺	貳斗	三拾貳石四斗九升六合九勺	壹石貳斗九升三合三勺	指式石戸斗ナチア合四と、		合百八拾貳石六斗八升四合內下シジ	日方方高	9 五石九斗三升五合	八斗五升三合	合六石七斗八升八合內	屋敷八畝拾六步 八斗五升三合		上七次十二号 复写代十二十四号	上壹反五畝拾八步 貳石貳斗五合 所(マ、)	上貳反拾步
			大豆田	毛付	引 <立;	塩 2入	當荒	川成	疗				毛付	居屋敷		同人		司人	同人	同人
一六七	紙數四拾八枚、但上紙共二、	七月廿四日 辻 間 七	慶長三年	以上		九十五石七斗九升五合四勺	五拾石八斗八升八合六勺 田方分	合四百四拾七石貳斗六升六合八勺內	田畠	五石五斗四升五合四勺	貳石貳斗八升六合	す百六十八石七斗九升一合內	六口合九十五石七斗九升五合四勺	To write	電	六斗五升	七斗一合	壹石八斗五升	貳十四石四斗壹升五合三勺	六十七石九斗七升九合一勺
		蔵(花押)			毛 付 <	引 立之	引立			居屋敷	明屋敷	毛付	引 <立	万 之	完 (マ、)	所なし	いや付	へり分	當荒	永荒

田 又

郞

安 居 寫

校

中六畝廿步內はし爪

合貳石八斗壹升六合八勺內

塩入四畝十步 六斗壹升三合四勺

八斗六升六合八勺 壹石九斗五升

同 同

人

六斗壹升三合四勺

(表紙表題)

「豐後日出莊指出帳 三」

中壹反五畝

○東京大学史料編纂所謄写本

下六畝拾貳步 田方分

五斗七升六合

新五郎しゅはんし

豐後日出莊指出帳

 \equiv

畠方

下壹畝十八步

壹斗七升五合五勺

同人

田方

浮兔分 又四郎

一六八

中八畝廿步 上壹反貳畝 上八畝拾步 メ貳石貳升三合四勺 (マ、) 合貳石六斗四升三合三勺內 **メ壹石八升三合三勺** 壹石五斗六升 田方分 永荒壹石五斗六升 しゅはんし 新五郎 壹石八升三合三勺

三

七

月

廿

四

月

速

日 見 郡 出

庄

御

指 出

帳

八本之內

慶

長

Ξ

年

(脱アルカ)

毛 永 付

同

同

同

毛 塩

付

荒

人

	下四畝名	3 十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二	下三畝	一 田方分	メ三石七斗貳合六勺	四斗三升三合四勺	合四石壹斗三升六合內	當荒三畝十步	上九畝廿步內	下壹反七畝十八步	見	一 晶方分	メ貳石六斗六升六合八勺	四斗四升	合三石壹斗六合八勺內	ひゑ田四畝	下六畝內	下壹反貳畝
日出荘	三斗六升	同人	三斗三升	藤三郎	J	勺	合內	步 四斗三升三合四勺	壹石貳斗五升六合	壹石五斗八升	壹石三斗	(マ 、)	合八勻		勺內	四斗四升	六斗六升	壹石三斗貳升
	同作	<u> </u>	同人		毛付	當荒		<u> </u>	同人	同人	同人		毛付	ひゑ田		<u>_</u>	同人	同人
	メ五斗	壹石三升三合三勺	合壹石五斗三升三合三勺內	下五畝	下壹反拾步 當	田 方分	メ壹石三斗	當荒貳畝六フ	上壹反貳畝六歩內からすき	一 畠方分	中壹反四畝十二步平さユ門	一 田方分	メ壹石壹斗	當荒八畝十步	中壹反八畝十歩	一島方	下壹反四畝	一田方
		J	兰勺內	五斗	荒壹石	りきとん			壹石		壹				貳		壹石	
一六九					當荒壹石三升三合三勻	叉七郎		貳斗九升六合	壹石五斗九升六合	うきつ 清五郎	壹石八斗七升貳合	でんそう	•	九斗壹升六合七勺	貳石壹升六合七勻	同久郞左衞門	壹石五斗四升	藤原久郎左衞門

當荒七畝	川成壹畝廿フ	下壹反壹畝拾步內	一 田方分	メ四石七升壹合九勺	五斗八升六合七勺	八斗四升	合五石四斗九升八合六勺內 〇五石ニ斗九升	上四畝		上八畝永荒	上三畝	上四畝あきやしき	上四畝廿步	上五畝拾步	下七畝拾歩 當荒	上壹反拾貳步	一 畠方分	日
七斗	壹斗六升六合六勺	壹石壹斗三升三合三勺	爾七郎	1			勺內 ○○五石ニ斗九升	四斗八升	永荒八升	永荒七斗六升(九ノ誤カ)	三斗六升	四斗八升	五斗六升	六斗四升	當荒五斗八升六合七勻	壹石三斗五升壹合九勺	叉七郎	出
		同人			當荒	永荒		同人	同人	同人	同人	同人	同人	同人	同人	同人		
-		•												-				
一 畠方分	メ壹石九斗五升三合九勺	三石九斗七升八合	合五石九斗三升壹合九勺內	中三畝	廿八步	步	中三畝廿二步	上九畝拾步くすのき	一島方分	メラコード十三合営荒三畝	下壹反六畝十六步內	のた 田方分	メ五斗九升三合壹勺	當荒五畝十步	下壹反壹畝八步內	一田方分	メ貳斗六升六合七勺	
彌七郎	_	台	台九勺內	三斗三升	永荒五斗四升貳合	永荒三石四斗三升六合	四斗壹升五勺	壹石貳斗壹升三合四勺	藤二郎	三半	壹石六斗六升三合	藤二郎		步 五斗三升三合三勺	壹石壹斗貳升六合四勺	おみれる 十分 ^お 郎		一七〇

同 毛 人位

毛

付

合三石五斗四合三勺內	大豆田四畝	永荒壹反四畝廿步	下壹反八畝廿步內	中景反真歯打ノさ	日気文式次合したまいかり - リング	一 田方分	ソ壹石七斗壹升壹合	貳斗六升	七斗七升八合	合貳石七斗四升九合內			當荒貳畝	永荒壹畝	上壹反六畝廿八步內門畠	一 畠方分	メ壹石貳升六合七勺	當荒貳畝廿步	中壹反貳畝內門畠
Ŋ	四斗	T步 壹石四斗六升六合六勺	壹石八斗六升六合六勺	電イアミニチャイイク	壹百六十三十七合七 <i>司</i>	郷太郎				M	永荒六斗匹升八合		貳斗六升	壹斗三升	壹石九斗七升壹合(マ)、)	城(行脱カ)		貳斗九升三合三勺	壹石三斗貳升
		台	同	Ī			毛	當	永		同				同		~ \		同
			人				付	荒	荒		人				人	L_	<u>ک</u>		人
合五石九斗三升八合五勺內	下三畝	下壹反壹畝廿步	當荒五畝	下壹反廿步內	當荒五畝	下七畝拾步內	同 同 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一	同當荒三畝	中貢反三畝七步內	えけの原	コーコデナ	屋敷四畝八步	メ壹斗三升	當荒壹畝廿步	上貳畝廿步內	見 一 島方分	メ壹石六斗三升七合七勺	四斗	壹石四斗六升六合六勺
五勺內	貳斗七升	壹石五升	四斗五升	九斗六升	四斗五升	六斗六升	三斗九升五合五勺	三斗三升	貢 不 六 斗 三 合	には、これの見	石丸	四斗貮升六合四勺		1 貳斗壹升六合八勺	三斗四升六合八勺	郷太郎	_		
	同人	同人		同人		同人	同人		同 - -]		同人	毛付		同人		毛付」	大ツ田	永荒

七一

合五石貳斗壹升四合七勺內	永荒九畝十歩・壹		1 注 永荒九畝 八				下计步	永荒貳畝六步 壹	下壹反壹畝六步內壹日	一 畠方分	メ貳石九斗五升五合四勺	七斗壹升四合	合三石六斗六升九合四勺內	下七畝廿八步 永荒七岁	貳步	一	メ四石七斗八合五勺	壹石貳斗三升	日出
N ₂	壹石貳升六合七勻	壹石匹斗六升六合六气	八斗壹升	九斗九升	電イアギガチ	コストムト	t	壹斗九升八合	壹石八合	新左衞門			Ŋ	永荒七斗壹升四合	貳石九斗五升五合四勺	新次郎			荘
		闰		同	同] [ij		同		毛	永		同	同		毛	當	
		人		人	人	.)			人		付	荒		人	人		付	荒	
合七石八斗六升七勺內	永荒貳反三畝	下三段貳畝內	中壹反貳畝廿歩	へり八畝十八	上貳反七畝十八步內	一		八斗實升五合八二	合三石六斗七合六勺內	永荒六畝	下九畝內	上壹反三畝拾步			下四畝拾貳步	原 一 畠方分	メ三石壹斗八升	貳石三升四合七勺	
內	貳石七升	貳石八斗八升	壹石三斗九升三合	へり八畝十八步壹石壹斗壹升八合	三石五斗八升七合七勺	市介			内合ハズ	五斗四升	八斗壹升	壹石七斗八升五合八勺	(三升三合三勺ニナル) 永荒貳斗八升五合八勺	三斗三升	三斗九升六合	志 兵 衞	Š		一七二
		同	同		同		毛	永	:		同	同	同	同	同		毛	永	
_		人	人		人		付	荒	-		人	人	人	人	亼		付	荒	

當荒貳畝	(マ、) 八斗三升三合四与	八部十二フ	下壹反匹邮拾貳步內。 壹石貳斗九升六合	、 P. C. L. C. T. L.	下三段貢献六歩内 賈石八斗九升八合	は、			貳石六斗三升三合三勻	合四石三升三合三勺內	下四畝 四斗		同多素大部一大斗	Ē	艺艺	一 田方分 新左衞門 內野	メ四石六斗七升貳合七勺 合せ勺トナル (マ 、)	壹石壹斗壹升八合	貳石七升
	句 同 人」		合	J	合同人	J	毛		永 荒		同人	与 同人			司人		毛付	~ b	永 荒
永荒三畝十二	下八畝十貳步內	下七畝廿四步	一 田方分	下畠三畝	上畠貳反貳步	中畠五畝拾步	ソ八斗八升	壹斗七升九合貳勻	合壹石四升八合內	ù		中八畝	一 畠方分	メ壹石八斗三合四勺	壹斗六升六合六勺	貳斗	三石貳升四合	合五石壹斗九升四合內	屋敷壹畝廿步
永荒三畝十二步三斗七升四合	九斗貳升四合	八斗五升七合八勺	新九郎	永荒貳斗七升	貳石六斗八合六勻	五斗八升六合七勻		4		元 対信されずける 買さ	K党を上二十七年代フ	八斗八升	藤六	4	٦			合內	壹斗六升六合六勻
	同人	同人		失人 ミろき	毛付 彌 彌 五 郎 」	毛付藤江その	毛付	永荒		厅 丿		同人		毛付	居屋敷	當荒	永荒		同人

日

出莊

七三

下六畝廿步	永荒三反三畝	下四段六畝內	下六畝廿步	下五畝	下拾八步	同當荒三畝	永荒七畝	下壹反四畝內	下八部抬貳步	迎のし、カン	永荒七畝六步	下壹反壹畝六步內まいかり	一島方分	メ五石貳斗六合七勺	三斗七升四合	合五石五斗八升七勺內	下壹反六畝十歩のた	下三畝拾步	
六斗	一畝 貳石九斗七升	四石壹斗四升	永荒六斗	四斗五升	永荒五升四合	貳斗七升	六斗三升	壹石貳斗六升	永荒七斗五升六合		八步 六斗四升八合	壹石八合	新九 朝			1 夕内 〇三石七斗四升	壹石六斗三升三合三勺	三斗三升三合三勺	日出在
同		同	同	同	同			同	戸	J		同		毛	永		同	同	
人	<u></u>	人	人	人	人			人	人			人		付	荒		人	人	
永荒六畝	下壹段貳畝內	一 田方分	メ壹石八斗六升	壹石四斗七升六合	合三石三斗三升六合內	下七畝十步	永荒壹反三	下壹段六畝十貳步內	下三畝	下壹段拾步	() 自方分	メ三石四斗八升	貳斗七升	拾石貳斗三升	合拾三石九斗八升內	下六畝がず	下壹反六畝	下三反四畝廿步	
六斗	壹石貳斗	次 即 次 即 三 郎		八合	八合內	六斗六升	永荒壹反三畝十二步 壹石二斗六合	壹石四斗七升六合	永荒貳斗七升	九斗三升	上林忠五郞				內	五斗四升	永荒壹石四斗四升	永荒三石壹斗貳升	一七四
	同		毛	永		同 新四郎分		同	同	同		毛	當	永		同	同	同	
	人		付	荒		人分	<u></u>	人	人	人		付	荒	荒		人	人	人	

日	大豆田貳畝	川成三畝	下壹段八步內	一 田方分	合壹石壹斗七升貳合七勺	下四畝十步	下六畝十步	一 田方分	メニ斗三升	永荒五畝	下八畝廿步內	一島方	上壹段七畝	へんりう 田方分	メ五斗	永荒壹段貳畝	下壹反七畝內	一 田方分	メ六斗
丑	貳斗	三斗	壹石貳升六合七勻	新二郎	•	四斗七升六合七勺	六斗九升六合	與十郎		四斗五升	七斗八升	又八郎	貳石五斗五升	甚五郎	さかい	壹石貳斗	壹石七斗	古藏]
			同		毛	同	同		毛		同		毛		毛		同		毛
			人		付	人	人		付		人	_	付		付		人		付
	當荒貳畝	下畠七畝內	 ソ三石五斗八升八合八勺	七斗六升	合四石三斗四升八合八勺內	當荒貳畝廿步	下壹反四畝四步內	同當荒四畝	上貳反三畝廿步內	みね正	======================================		貳斗貳升	合貳石五斗六升三合七勺內	上壹段四步	當荒貳畝	中壹段壹畝十步內	一 畠方	/ メ五斗貳升六合七勺
一七五	壹斗八升	六斗三升			八勺內	. 貳斗四升		五斗貳升	三石七斗六合八勺	: (マ・・・・) 沙三良	む ^と 東三郎			1七勻內	壹石三斗一升七合	貳斗二升	壹石貳斗四升六合七勻	^{右同} 淨運	
		小二郎	‡ * E				同		同			毛	當		同		同		毛
		郎	付	荒	:	L	人		人			付	荒		人	L	人		付

中壹段九畝	一島方	メ拾三石九升九合四勺	六斗五升六合四勺	合拾三石七斗五升六合內	下八畝	當荒壹畝廿步	上壹段內	上九畝十六歩	當荒四畝	中貳段四畝內	中壹段四畝(マ、)	下壹段拾貳步	上壹段八畝	上八畝十六步	上壹段四畝廿六步	一 畠方分	メ四斗五升	日
貳石九升	孫七郎	-) · · · · · · · · · · · · ·	合內	七斗貳升	、 貳斗一升六合六勺	壹石三斗	壹石貳斗三升九合	四斗四升	貳石六斗四升	壹石五斗四升	九斗三升六合	貳石三斗四升	壹石壹斗九合	壹石九斗三升貳合	大神る出作中		出莊
同人		毛付	當荒		かけゆ		勘左衞門	四郎右衞門	_	藤十郎	宗付	新代といればい	毛付はかたノ で で で に の に る 。 に る に 。 に 。 に 。 に 。 に 。 に 。 に 。 に 。 に 。 に 。 に 。 に 。 に 。 に 。 に 。	彌行五郎	赤齿			
一 畠方分	メ四斗四升	當荒壹段	下壹段四畝內	一 田方分	メ壹斗五升	當荒壹段六步	上壹段壹畝六步內	一 田方分	メ貳石壹斗貳升	貳斗六升	合貳石三斗八升內	上貳畝 坪なし	中市中市中	下壹段六畝	たうの平 島方分	合四石三斗	上壹段七畝	
新町	î T	壹石壹斗	壹石五斗四升	型 又 三 郎	:	壹石五斗三升	壹石六斗八升	新丞				貳斗六升	七斗七升	壹石三斗五升	勘介	かわた	貳石貳斗壹升	
三四郎																		

日	一 田方分	合貳石五斗九升貳合	下壹段六畝	上九畝十八步	一島方分	メ五石貳斗九升五合	三斗九升	合五石六斗八升五合內	當荒三畝	上壹段壹畝六步內	上三段貳畝十六步	上* 一	メ五斗七升九合貳勺	貳石壹斗三升	合貳石七斗九合貳勺內	下壹畝廿步	當荒四畝	中七畝廿六歩內	
出	新五郎		壹石四斗四升	壹石壹斗五升貳合	源四郎	H Do		内	三斗九升	壹石四斗五升五合八勺	四石貳斗貳升九合貳勻	da, Việ			內	壹斗五升	四斗四升	八斗六升九合貳勻	當荒壹石六斗九升
		毛	同	同		毛	當			司	同		毛	當		同		同	同
		付	亼	人		付	荒			人	人		付	荒		人	<u></u>	人	人
	三斗三升	貳斗壹升六合八勺	壹石貳斗六升	合四石貳斗八合六勺內(マ、)	上五畝六步	下四畝	下壹畝	下貳畝	當荒三畝	中六畝內		上七畝拾步內	下三畝廿步	下八畝	下貳畝廿歩	一島方	合貳石玉斗貳升貳合貳勺	下壹段拾步	下壹段貳畝十八步
		公		公		-ì.		-À∕									EIL		
ー七七				う内	六斗七升五合八勺	永荒三斗六升	九升	永荒壹斗八升	三斗三升	六斗六升	道ニ成壹畝廿フ貳斗一升六合八勺	九斗五升三合	三斗三升	永荒七斗貳升	貳斗四升	新五郎		壹石壹斗三升六合七勺	壹石三斗八升五合五勺

下壹段五畝貳步	一 島方分] 壹段打賣步	上見及合式とかたむき	一 田方分	合壹石四斗五升八合	下四畝四步	まいかり	ちんオノ木	一	下壹段拾步): 一 田方分	下壹段貳畝	一 田方分	合貳石五斗三升六合六勺	下三畝	中壹段七畝	下壹畝廿步	一 田方分	火貳石四斗壹合八勺 (マヽ)(マヽ)	·
壹石三斗五升六合	藤二郎	信不丑シ ブチ	きコニト ト	與八郎		三斗七升八合	豊石グチ	(1) (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1)	同 新 上 耶	壹石三升三合三勺	新七郎	壹石貳斗	宮坊		三斗三升	貳石四升	壹斗六升六合六勺	清四 劇	勺 ご	日出荘
同人		毛			毛付	同人	同人			毛 同 付 人	•	同 ^毛 人	Ť	毛付	同人	同人	同人		毛付	
一田方	ソ貳石四斗七升八合	六斗三升	買当七チ	たい イチアイア	今三二三十七十 <u>年</u>	當荒四畝	下壹段四畝十歩(内脱カ)	下壹畝六步	司 當荒三彰	新艺艺	永荒三畝	下貳反貳畝內	一 畠方分	上畠八畝十四步	中畠三畝	ソ壹石三斗五升六合	貳斗七升	合壹石六斗演升六合內	下三畝	
次郎三郎				P			壹石貳斗九升	壹斗八合	賈斗七 升	ストコー	貳斗七升	壹石九斗八升	藤兵衛	當荒壹石壹斗五合	三斗三升	A 合		八合內	永荒貳斗七升	-
	毛付	當荒	矛				同人	同人				同人		彌八郎	孫三郎 孫三郎	毛付	(7.	:	同人但與八分	七八

壹石三斗九升三合	合貳石四斗九升三合內	中壹段貳畝廿步、	中意識	一量方	下四畝	せん 一田方分	メ三石九斗七合	三斗六升	合四石貳斗六升七合內	中壹段五畝	ちんオノ木 當荒四畝	下壹段三畝十八步內	中壹段頂畝廿步	原	一島方	下九畝四步	一田方	下壹段四畝廿八歩井ノ尻
合	台內	永荒壹石三斗九升三合	壹石壹斗	疾人專太郞跡 下五郎	四斗四升	孫右衞門	はし爪		合內	壹石六斗五升	三斗六升	壹石貳斗貳升四合	壹石三斗九升三合		彦太郎	壹石四合四勻	彦四郎	壹石六斗四升貳合
永		同	同		同何	E t	€	:當		同		同	Ħ	J		毛 同付		毛 同付
荒		人	亼		人		付	荒		스		人	人			人		人
合貳石七升九合內	下四畝六內	當荒壹反五畝廿	下壹段八畝廿七步內ハかたう	一 畠方	メ七斗七升四合	五斗四升	合壹石三斗一升四合內	當荒貳畝	下三畝六步內	當荒四畝	下壹段八步內ハかたう	一島方	メ六斗三升	當荒壹反六畝	永荒三畝	下貳反六畝內	、	メ壹石壹斗
	永荒三斗七升八合	當荒壹反五畝廿七フ壹石四斗三升一合	壹石七斗一合	三右衞門跡				壹斗八升	貳斗八升 (八合脱ヵ)	三斗六升	壹石三升四合	藤二郎		壹石四斗四升	貳斗七升	貳石三斗四升	失人了書記跡	
					_	معدد			□				_					
	同		同		毛	當			同		同		毛付					毛

一七九

合貳石三斗四合內 六斗五升 /壹石六斗五升四合	上九畝十八步 當荒五畝	上九畝十八歩內 上 ^{その}	メ壹斗三升五合 営荒壹畝十歩!	下畠三畝内 - 本松 - 小貳斗七升	下畠壹段内 「畠壹段大畝	・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・	三斗七升(八合脱カ)日
内野 藤二 郎	壹石壹斗五升貳合	壹石壹斗五升二合 基五郎	書	, 貳斗七升 六斗三升	九斗 壹石四斗四升		在
毛 當 付 荒	同 人	同人	毛付し	藤行 毛 二郎 付	療行 藤赤山 駅 郎		永 荒
下 下 息扇 島は		下 下	下下:	F		下	中
東京の 東京ではませた ではた ではませた ではた ではた ではた ではた ではた ではた ではた では	高三石壹斗六升六	下貳畝十步下貳畝十步	下意段壹畝	下三歌出步 对壹石三斗貳升 可量之四 田方分	合壹石九斗六升內四斗	下四畝 當荒貳畝	中・壹段三畝内平左ュ門
電壹段壹畝八步 當荒壹石一升四合 (マ、) ソ貳石六斗六升七合六勺 メ貳石六斗六升七合六勺	貳斗三升三合三勺內	貳畝 永荒貳斗六升六合六勺 同(甘萝脱力) 當荒貳斗三升三合三勺		三數廿步 三斗六升六合六勺平左4門 田方分 藤七 外豊石三斗貳升 内野	で		壹石五斗六升
八步 當荒壹石一升四合 毛付斗六升七合六勺 二十六千十二十六分 二十十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二		ヵ) 常荒貳斗六升六合六勺	壹石壹斗	世方分 三半六升六合六月 二斗貳升 内野		常荒貳畝 貳斗四升	壹石五斗六升 一八〇
八步 當荒壹石一升四合 一六十八十二合六勺 一六斗貳升四合	貳斗三升三合三勺 當 荒合三石壹斗六升六合五勺內	Д)	壹石貳斗 同	田方分 二斗貳升	省 永	當荒貳畝	壹石五斗六升

日	當荒三畝	下壹段廿四步	島方	下畠三畝廿貳步	ハかたう メ七斗五升三合七勺	壹斗五升	合九斗三合七勺內	明屋敷壹畝十八步	中壹畝	下拾步	同	同(マト)皆芳壹荊十二	言も 重久 十2	下四畝四歩内はかり下	一 畠方	メ壹斗貳升六合	當荒壹畝	下畠貳畝十貳步內	
出	貳斗七升	九斗七升三合	孫七郞跡	永荒三斗三升六合	,			壹斗五升九合七勻	壹斗壹升	三升	壹斗五升			四斗五升四合	なか(マ、)		九半の部分の	貳斗一升六合	永荒五斗六升
		同人		與三	毛付」	當荒		同人	同人	同人	同人	L	-	同人		毛付		孫七郞	失人 內野
	當荒六畝	下九畝十八歩內	一島方	メ壹石貳斗一升三合	當荒三畝	上壹段貳畝十步內一本松	一	メ壹斗九升八合	當荒壹反壹畝	下壹反三畝六步內よこす	一島方	メ壹斗八升	壹石壹斗三升貳合	合壹石三斗壹升貳合內	當荒廿四步	下貳畝廿四歩內		一島方	メ七斗三合
一八一	五斗四升	八斗六升四合	甚五郎		三斗九升	壹石六斗三合	(* ^)		九斗九升	壹石壹斗八升八合	太郎二郎跡	<u>.</u>		內	七升貳合	貳斗五升貳合	當荒壹石六升	新五郎跡	ŧ.
		同人		毛付」		同人		毛付		同人		毛付	當荒			同人	同人		毛付

當荒壹畝 壹斗一升	永荒壹反六畝 壹石七斗六升	中壹反九畝內 「貳石九升	一 畠方 新四郎	下畠三段三畝廿七步 永荒三石五升一合	下畠壹段壹畝廿步 永荒壹石五升	見五畝十步 五斗八升四合四勺 キャー・キャー・ エキー・カー・カー・カー・カー・カー・カー・カー・カー・カー・カー・カー・カー・カー	メ壹石三斗七升四合	貳斗七升	合壹石六斗四升四合內	下五畝十八步 五斗四合	當荒三畝 貳斗七升	下壹段貳畝廿步內 壹石壹斗四升	一 畠方 彦太郎	メ九斗壹升	當荒壹反 壹石三斗	上壹段七畝內 貳石貳斗壹升	こ 一 畠方 新兵衞 にんさう	メ三斗貳升四合	月出荘
		同人		失人 七 郞	失人 三 郞	毛付 癩原		當荒		同人		同人		₹		同人		毛付	
合七石九斗貳升貳合	上壹段五畝	下四畝十六步	上四反貳畝廿四步	一島方	メ貳石九斗七升六合三勺	壹石壹斗	合四石七升六合三勺內	中九畝十六步	1 當荒三畝	中九畝十八步內	當荒七畝	中壹反八畝內	一島方分	メ六斗	永荒三反	下三反六畝廿歩內	一島方	メ貳斗貳升	
台	壹石九斗五升	四斗八合	五石五斗六升四合	與三左衞門			9内	壹石四升八勺	三斗三升	壹石五升五合五勺	七斗七升	壹石九斗八升	藤七郎	1986,1000	貳石七斗	三石三斗	下地 瀬 十		一八二
毛付	同人	同人	同人		毛付	當荒		同人		同人		同人		毛 付		L.		毛付	

壹斗六升六合七勺	合四石貳斗三升三合四勺內	下壹畝廿步の	下壹反貳畝廿步	下壹反八畝(廿歩脱カ)	一 田方分	合五石壹斗貳升六合四勺	下壹反六畝	下三段五畝八歩) 一 田方	中畠壹反廿步		『 メ壹石七斗六升三合	六斗五升	合貳石四斗壹升三合內	下四畝廿步	當荒五畝	上壹段五畝十步內一本松	一 畠方
勻	台四勺內	つへ入壹斗六升六合七勺	壹石貳斗六升六合七勻	貳石八斗	一郎左衞門	•	壹石六斗	三石五斗貳升六合四勺	彌五郎	壹石壹斗七升八合四勺	永荒五斗六升四合			台內	四斗貳升	六斗五升	壹石九斗九升三合	源三郎
つへ入		同人	同人	同人		毛付	同人	同人		三郎次郎」	二郎左ヱ門	毛付	當荒		同人		同人	L_
合貳石九斗	下三畝	下壹段	下三畝廿步	下壹反平	一島方	メ壹石六斗四升三合四勺	貳斗	合壹石八斗四升三合四勺內	唇敷賣部	「一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一	上 内 島 市 日 大 り 日 り 日 り 日 り 日 り 日 り 日 り り り り り り	中七畝	上四畝廿歩	一島方	下畠壹段廿步	上畠壹反壹畝廿二步からすき	中畠壹段廿八步	メ四石七升三合四勺
	當荒貳斗七升	當荒九斗	當荒三斗三升	當荒九斗	辻間出作中	一合四勺		一合四勺內	買い	リンプライライ	貳斗六升六合六月	七斗七升	六斗六合八勺	藤七郎	九斗六升	壹石五斗貳升五合	壹石貳斗貳合	与こ
											死人彥兵衞分				毛付	毛付	三郎左衞門_毛付 きもいり	

八八三

日出在

中壹反三畝	一島方	全	下壹反八畝 「壹反八畝		下三畝廿步	下四畝	下した。	下壹反三畝	下 ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・	下三畝	下壹段八畝廿貳步のた	一 田方分	下壹畝	ッス斗七升	當荒七畝	下壹反六畝廿歩內	一 自方	
荒壹石四斗三升	無生力	七七、合ハズ	記録○計算 所なし壹石九斗八升	荒三升六合七勻	荒四斗一升六勺	荒四斗	荒七石	荒壹石三斗	荒壹石	荒三斗	荒壹石八斗七升三合	無失主人分	九升		六斗三升	壹石五斗	宗珍	日出荘
無主		量		失人跡	忠三郞」	失新五郎	瀬右衞門	き、き、き、	失 惣太 数太 郎	主なし」	失神人		新二郎	毛子子		同人		
下壹反壹畝廿六步	下 武反 平	下四畝	下三畝廿二歩	下三畝廿貳步	上壹反富	下壹段た	上三畝十五步	下五畝	上壹段	下貳反壹畝十步	下壹畝十八步	下八畝拾貳步	下三反三畝十步	下壹反廿步	下八畝拾六歩	下壹段四畝	下壹反五畝十二步中丸	
荒壹石六升八合	永荒壹石八斗	永荒三斗六升	荒三斗三升六合	荒三斗三升六合	壹石三斗	永荒九斗	永荒四斗五升四合八勺	永荒四斗五升	荒壹石三斗	荒壹石九斗貳升	荒壹斗四升四合	荒七斗五升六合	荒三石	荒九斗六升	荒七斗六升八合	荒壹石貳斗六升	荒壹石三斗八升六合	一八四
							失											四

失 失 失 無 無 所 \bar{y}_{0}^{k} 三 \bar{y}_{0}^{k} 大 失 失 失 失 失 失 \bar{y}_{0}^{k} 無 人 人 人 \bar{y}_{0}^{k} 点 \bar{y}_{0}^{k} .

	下貳畝	下四反貳畝六步	下壹反廿八步	下壹反廿四步	下壹反四畝十二步	下壹反五畝	中壹反壹畝四步	(上ノ誤カ) 下貳反六畝 みね正	下壹反壹畝十步	下壹反四畝廿步	下壹反貳畝十六步ふるたう	下四畝	下壹反	下貳畝廿步	下六畝廿八步	中九畝十步	下五畝	下七畝は
日出莊	永荒壹斗六升	荒三石七斗九升八合	荒九斗八升四合	荒九斗七升貳合	荒壹石二斗九升 (六合脱カ)	荒壹石三斗五升	荒壹石貳斗貳升四合	荒三石三斗八升	荒壹石貳升	荒壹石三斗貳升	荒壹石壹斗貳升八合	荒三斗六升	荒九斗	荒貳斗四升	荒六斗貳升四合	荒壹石貳升六合七勻	永荒四斗五升	永荒六斗三升
	藤三郎	叉三郎分」	無主	所なし	二郎兵衞	失 人	てんせい」 失人	藤三郎	失人	失人	新九郎	失人	失人	失人	失人	失人	失人	失 人
	中壹反三	下貳反	下四畝	下壹反	下七畝	下壹段	下壹反貳畝	下貳さわ	上貢な	下世步	下貳松	下三畝	下亭同	下高	下	下	上豊反原	中貳畝
	中壹反三畝拾六歩	122		平	さるこ	壹段貳畝八步	· () () () () () () () () () () () () ()	下貳反三畝六歩	上貳段貳畝十二步	步量	下貳反貳畝十六步松かはな	畝	下壹反廿步	下壹畝廿步	下貳畝十歩いのくほ	下壹畝松かはな	受原	畝
一八五	畝拾六步 荒壹石四斗八升八合	永荒壹石八斗	永荒三斗六升	永荒九斗	永荒六斗三升	(武畝八步 荒壹石壹斗壹升六合)		<u>グ三畝六歩</u> 荒貳石八升八合	段貳畝十二步 荒貳石六斗八升八合vā	步 荒五升三合五勺 (マヽ)	か歩	畝 荒貳斗四升		^三 畝廿步 荒臺斗三升三合五勺	凱畝十歩 荒壹斗八升六合七勺いのくほ	壹畝 荒八升	是反 荒壹石貳斗(7)原	荒貳斗
一八五				4	` ~ ~ ~ ~ ~ ~ ~ ~ ~ ~ ~ ~ ~ ~ ~ ~ ~ ~ ~						か歩				荒壹斗八升六合七勻			

合五拾七石六斗六升八合七勺

皆

荒

荘

田方高

合八拾石壹升五合三勺內

五石六斗六升九合九勺

六石九斗五升貳合七勺

永

荒

六斗壹升三合四勺 四斗六升六合六勺

拾四石三斗五合七勺

無主永荒

以上

つへ入

入

田畠

引

く

壹斗六升六合七勺

六口合貳拾八石壹斗七升五合

メ五拾壹石八斗四升貳勺內 (マヽ)

六斗

四斗四升

合貳百五拾七石五斗三升四合壹勺內

四拾貳石五斗壹升九勺

壹石壹斗壹升八合 貳斗壹升六合八勺

島方高

貳斗六升

道 成 ŋ

永

荒

所なし

ひゑ田 大豆田

慶長三年

七月廿四日

帋數五拾壹枚、但上帋共ニ、

辻 間

七 藏(花押)

安 居 校

中 野

榮

道

寫

一八六

無主永荒

ソ百貳拾八石壹斗六升八合內残 (マ、) 六口合百貳拾九石三斗六升六合貳勻 五拾七石六斗六升八合七勺 貳拾七石五斗九升壹合八勻

<

七斗九升三合

居屋敷

合三百三拾七石五斗四升九合四勺內

百五拾七石五斗四升壹合貳勻

メ百八拾石八合貳勺 残

毛 引 付

<

四

中四反內

當荒四畝

五斗貳升

五石貳斗

同

人

壹石八斗八升五合

同

人

田方分

西明寺

○東京大学史料編纂所謄写本

兀 速 八本ノ内 見 H 郡 出 庄 慶 七 月 長 廿 御 Ξ 四 指 日 年 出 帳

> 上五畝十八步 中壹反三畝十步

上 同 町 世 步

上 貳町 十貳步

中壹反四畝十八歩

(表紙表題)

「豐後日出莊指出帳(外題)

四

三斗六升

同

人

同 人

同 人

壹石七斗三升三合

同

八斗四升

合拾石七斗壹升八合內

殘拾石壹斗九升八合 一 畠方分

五斗貳升

當 荒

毛

付

西明寺

同 人

同 人

永荒九斗 永荒貳石七斗 當荒四畝

四斗四升 六石六斗

同 同 人

一八七

月

出

荘

上貢献	同員	下式 敢 ほうしう坊	上三畝六步	上三町廿貳步	同 :	下四町廿步	司當荒四畝	上壹反貳畝內	荒	中貳反內五敵	市三反貳畝	同當荒貳畝	中三反廿四步內	- 森 [A	下 同前	下三季 畝	當荒五畝	中六段內	
貳斗六升	電ミアチ	ライノナ	四斗一升四合	四斗八升四合七勺		四斗貳升	五斗貳升	壹石五斗六升	五斗五升	漬石 漬斗	貳石八斗八升	<u></u> 演斗演升	三石三斗八升七合五勺		三十六升	貳斗七升	五斗五升	六石六斗	日出荘
同	Ī	司	同	同		同		同		同	同		同	j	司	同		同	
人	Ĺ	_	人	人		人		人	_	人	人		人	. ,	٨.	人		人	
殘貳石四斗四升三合四勺	壹升六合六勺	合貳石四斗六升內	中貳畝	くゑ入五	下貳反內	一 田方分	殘貳拾五石三升八合七勺	九斗九升九合(九勺脱力)	六斗	貳石三斗壹升 Oニ石ニ斗	三石六斗	合三拾貳石五斗四升七合七勺內	明屋敷四畝廿步	明屋敷五畝十步	屋敷三畝	屋敷三畝	上壹畝拾八步	上四畝廿四步	
一合四勺		1 3	貳斗六升	五步 壹升六合六勺	貳石貳斗	源次郎	-	儿勺脱力)		八八二石二斗		[升七合七勺內	四斗六升六合六勺	五斗三升三合三勺	프斗	三斗	貳斗七合六勺	六斗貳升四合	
													•						八八

	上貳畝たまた	中九畝十歩	一田方分	殘拾三石八斗三合壹勺	壹石貳斗六升	三斗壹升	合拾五石三斗七升三合壹勺內	上壹畝	上三反壹畝十貳步	當荒九畝	上貳反內	中貳反壹畝十八步	下三畝十八步	富二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二	永荒貳畝	下壹反七畝	上三反三畝十歩	さまりと
日出在	三斗	壹石三升三合三勺(マ)	木工工	-			三合壹勺內	永荒壹斗三升	四石八斗壹合九勺(升/誤力)	壹石壹斗七升	貳石六斗	貳石三斗七升五合	三斗貳升三合	九升	壹斗八升	壹石五斗三升	四石三斗三升三合貳勺	源二郞
	同	同		毛	當	永		同	同		同	同	同			同	同	
	人	人	<u></u>	付	荒	荒		人	人	<u></u>	人	人	人			人	人	
	上四畝	上三町	市口 一 島方分	殘七石三斗	九斗壹升	壹石三斗六升	合九石六斗	下三畝	中七畝	上八畝	同 漬 (m)	一一同	上壹畝	上壹畝貳步	上廿四步	下三気がた	上五畝	上八同八同
	五斗貳升	三斗九升	分木工	ガ三合 三 与		六升	合九石六斗壹升三合三勺內	貳斗七升	當荒九斗壹升	しほ入壹石貳斗	資斗資升	4 7 1 4 7 1	壹斗五升	しほ入壹斗六升	壹斗貳升	三石三斗	七斗五升	壹石貳斗
一八九九																		
	同	同	同	⊋毛	當	塩		同	同	同	百	j	同	同	同	同	同	同
	人	人	人) 付	荒	入		人	人	人	人		人	人	人	人	人	人

九〇

當荒三畝	永荒四畝	中七畝拾五步內	七步	司 へり六畝廿歩	上貳反六畝廿步內	下壹畝廿八步	上壹反三畝	上六畝廿步	上八畝拾貳步	上四畝六步	上壹反六畝すらやきその	當荒貳畝	中壹反八畝廿步內同	下八畝	當荒壹反	下壹反九畝貳步內	下壹畝
三斗三升	四斗四升	八斗貳升五合	當荒三斗五升五合	少 八斗六升六合八勺」	三石四斗六升六合八勺	壹斗七升四合 (マヽ)	壹石六斗九升	八斗六升六合八勺	壹石九升壹合九勺	五斗四升五合八勺	貳石八升	貳斗貳升	貳石五升三合	七斗貳升	九斗	壹石七斗壹升六合	當荒九斗
		同	同		同	同	同	同	同	同	同		同	司		同	同
		人	人	_	人	人	人	人	人	人。	人		人	人		人	人
上壹反六畝內	一島方分	殘壹石九斗五升	三斗九升	合貳石三斗四升內	中三畝 稗田	中壹反五畝かいらけち	一 田方分	受合 石 可引 子子 子子	三石六升五合	壹石三斗四升	八斗六升六合八勺	合貳拾五石貳斗三合]	(マ 屋敷六畝廿八步	下七畝し	第元 営荒壹反三畝	永荒壹反	下八段壹畝貳步內平島
上壹反六畝內 薫石八升	一	殘壹石九斗五升	三斗九升	合貳石三斗四升內	中三畝 稗田 三斗九升	壹石九	一 田方分 善內		三石六升五合	壹石三斗四升	八斗六升六合八勺	合貳拾五石貳斗三合三勺內(含三勺トナル)	(マ 、) Oiltistailt 屋敷六畝廿八步 六斗九升三合	下七畝		永荒壹反 九斗	下八段壹畝貳步內 七石貳斗九升六合
	方分	殘壹石九斗五升	三斗九升	合貳石三斗四升內	稗田		善內	後合れ石朮斗三仆へ合ヒヲ ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・		壹石三斗四升	八斗六升六合八勺	合貳拾五石貳斗三合三勺內「金三勺トナル	(マ こ) つにたない 計 屋敷六畝廿八步 - 六斗九升三合 同		當荒壹反三畝		

		上壹反三畝	中一文献中文献が	當荒壹反	中五反六畝內	下五畝廿六步	下七畝十四步	當荒三畝	下六畝內	下壹反	上五畝拾步	下六畝	當荒壹反	上三反貳畝八步內	上三町廿步 同(畝カ)	上三畝	上九畝廿步	上 壹 反	上壹反七畝	望 當荒貳畝
l	日出在	壹石六斗九升	六斗六升	壹石壹斗	六石壹斗六升	五斗貳升八合	六斗七升貳合	貳斗七升	五斗四升	九斗	六斗九升三合三勺	五斗四升	壹石三斗	四石壹斗九升四合	四斗七升六合八勺	當荒三斗九升	壹石貳斗五升六合八勺	壹石三斗	貳石貳斗壹升	貳斗六升
		同	同		同	同	同		同	同	同	同		同	同	同	同	同	同	
		人	스		人	人	人		<u></u>	人	人	人		人	스	人	人	人	人	L
			中	т.																
		當荒四畝	中貳反貳畝內西さほ	下六畝貳步	司當荒貳畝	下壹反內	下八畝	^响 晶 一 畠方	殘壹石四斗	壹石五斗六升	合貳石九斗六升內	中壹反貳畝	上五畝拾步	上四畝 (かちゃその 田方分	殘廿石九斗七升九	貳斗六升六合六	三石三斗貳升	合貳拾四石五斗五	屋敷貳畝廿步
	九	當荒四畝 四斗四升	武反貳畝内 貳石四斗貳升	- 六畝貳步 五斗四升六合	當荒貳畝 壹斗八升	下壹反內 九斗	下八畝 七斗貳升		殘壹石四斗	壹石五斗六升	合貳石九斗六升內	中壹反貳畝 當荒壹石五斗六升	上五畝拾步 八斗	大內田 六斗	かちやその 善右衞門	殘廿石九斗七升九勻	貳斗六升六合六勺	三石三斗貳升	合貳拾四石五斗五升七合五勺內	屋敷貳畝廿步 貳斗六升六合六勺
	九一				量荒貳畝			一島方	殘壹石四斗 毛	壹石五斗六升	合貳石九斗六升內				田方分	殘廿石九斗七升九勺 毛	貳斗六升六合六勻 居屋敷	三石三斗貳升	合貳拾四石五斗五升七合五勺內	

下七畝當荒貳畝	上壹反七畝內	下六畝拾八步	當荒壹反	下四反貳畝廿步內	上壹反七畝四步	上九畝拾八步	下壹反九畝	ほりの内 島方	合七石五升壹合	下三反六畝貳步	中貳反六步	上六畝廿四步	そノ本 田方分	殘五石貳斗九升三合	六斗貳升	合五石九斗壹升三合內	中壹反貳畝貳步東さほ	日
六斗三升	貳石貳斗壹升	五斗九升四合	九斗	三石八斗四升	漬石漬斗漬升七合	壹石貳斗四升七合七勺	壹石七斗壹升	彌右衞門		三石六斗六合	湏石四斗湏升五合	壹石貳斗	(升カ) 雅右衞門	Î		内	壹石三斗貳升七合	出莊
同	同	同		同	同	同	同	同	()毛	同	同	同		毛	當		同	
人 .	人	人		人	人	人	人	人	〉付	人	人	人		付	荒		人	
			L															
上九畝拾八歩四郎世歩	上壹反八步	一 田方分	」 殘拾七石四斗三升三	壹石六斗九合壹勺	壹石三斗四升	合廿石三斗八升貳合	屋敷六畝十貳步	屋敷七畝十四步	屋敷貳畝七步	上六幹	中三畝廿步	上七畝拾步	當荒貳畝	下壹反拾貳歩內	上八畝十貳步	中壹反四畝十五步	下六畝六步	
	上壹反八步 壹石五斗四升	一 田方分 すみやきその	」 殘拾七石四斗三升三合四勺	壹石六斗九合壹勺	壹石三斗四升	合廿石三斗八升貳合五勺內	屋敷六畝十貳步 六斗三升九合六勺			上六畝 七斗八升	中三畝廿步四斗三合四勺	上七畝拾歩 九斗五升三合	當荒貳畝壹斗八升	下壹反拾貳步內 九斗三升六合		中壹反四畝十五步 壹石五斗九升三合三勺	下六畝六步 五斗五升八合	一九二
壹石四斗四升		田方分	」 殘拾七石四斗三升三合四勺 毛	壹石六斗九合壹勺 屋	壹石三斗四升 當	合廿石三斗八升貳合五勺內		屋敷七畝十四步	屋敷貳畝七步				富荒貳畝		上八畝十貳步	五步		一九二

屋敷九畝拾步	中五畝拾步	上貳畝拾貳步	下貳反五畝四步	當荒四畝	上壹反五畝六步內	上貳反八畝	上六畝拾六步	中貳反壹畝	上壹反七畝貳步	東 一 島方分	合九石三斗三升七合五勺	中壹反五畝拾八步	(下力) 中四畝廿四步	中貳畝	中戸町十ナガ	するほかに	上壹畝廿四步	上九畝廿步
九斗三升三合三勺	五斗八升六合八勺	三斗壹升壹合九勻	貳石貳斗六升貳合	五斗貳升	壹石九斗七升五合	三石六斗四升	八斗四升九合	貳石三斗壹升	貳石貳斗壹升八合六勺	すみやきその	台五勺	貳石貳斗七合七勺	五斗貳升七合八勺	貳斗六升	壹不壹斗 買チ買合	M-11-10-11-11-11-11-11-11-11-11-11-11-11-	貳斗七升	壹石四斗五升
同	同	同	同		同	同	同	同	同		毛	同	同	同	F]	同	同
人	人	人	人	L	人	人	人	人	人	L	付	人	人	人	人		人	人
一	下壹反八畝拾貳步	一 田方分	殘五石三斗六升三勺	七斗八升	合六石壹斗四升三勺內(マヽ)	當荒六畝	上壹反三畝廿六步內	下八畝貳步	上貳反九畝拾貳步	一 畠方分	合壹石九斗五升八合	上貳畝廿五步	下壹反五畝十步	一 田方分	殘拾三石六斗三升四合壹勺	九斗三升三合三勺	五斗貳升	合拾五石八升七合四勺內
彥三郞	貳石貳升四合	彥三郞			rs	七斗八升	壹石八斗貳合五勺	七斗貳升六合	三石六斗壹升貳合	甚五郎		四斗貳升五合	壹石五斗三升三合	甚五郎とおり佛				つ内 合六勺トナル 〇十五石八升六
	毛付		毛	當			同	同	同		毛	同	同		毛	屋	當	
	毛付同人	L	付	荒			人	人	人	<u></u>	付	人	人		付	敷	荒	

九三

日出荘

下六畝廿八步	中 田方分	殘六石壹斗五升貳合壹勺	壹石貳斗貳升貳合壹勺	壹斗八升貳合	合七石五斗五升六合貳勻內	下六畝抬六步	中九畝廿四步	同當荒匹畝	上七畝拾匹步內	(マト)	に対合なが	中七玖廿四步	當荒五畝十	上壹反三畝廿步內	上壹畝十貳步 所	中五畝十貳步	下貳畝廿步	上五畝十歩	
七斗六升貳合	忠二郞	合壹勻	合壹勺		合貳勻內	五斗八升八合	壹石七升七合八勺	正华演氏	九斗七升六气	五斗七升六合	アミュチャイング	て十五十七合てヨ	當荒五畝十貳步七斗貳合壹勻	壹石七斗七升六合八勺	所なし壹斗八升貳合	五斗九升三合九勺	貳斗四升	六斗九升三合三勺	日出荘
毛		毛	當	所なし		Ş	? :	~	同	F] [ij		同	同	同	~ ~	同	
付	<u> </u>	付	荒	ũ		S	, ,	ک _		. 人	.)	V.		人	人	人	٢	人	
上世步內	しほ入廿四步	上貳畝廿四步內	しほ入三畝十二	上五畝拾八步內	中麦皮	一 田方分	殘六石八斗七勺	壹石四斗六升	合八石貳斗六升七勺內	中九畝	中壹反貳畝	上壹反八步	上五 前 拾八 步	下八畝廿四步	市口當荒壹反貳畝	中貳反貳畝內	上八か市	一 畠方分	
上世步內 壹斗		上貳畝廿四步內 四斗貳升	しほ入三畝十八步五斗四升	上五畝拾八步內 八斗四升	中意反	_	殘 六石八斗七勺	壹石四斗六升	合八石貳斗六升七勺內	中九畝 九斗九升	中壹反貳畝 壹石三斗貳升	上壹反八步 壹石貳斗三升壹合	一日 日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本の日		元壹反 <u>貳</u> 畝	中貳反貳畝內 貳石四斗二升	と	_	一九四
	しほ入廿四步		しほ入三畝十八步五斗四升			一田方分	一	壹石四斗六升 當 荒	合八石貳斗六升七勺內				步	七斗九升貳合同	元壹反貳畝 壹石四斗六升			一 畠方分	一九四

	中三畝	上壹反壹畝拾步	下九畝廿歩	當荒	下壹反壹畝貳步	司永荒貳畝	下壹反三畝四步內	中景景	遠 一 畠方分	努田不田斗力チ		五升	六斗六升	壹石三斗	合七石六斗內	下壹反三畝	へり壹反	中貳反七畝內	當荒十步
日出在	三斗三升	壹石四斗七升三合三勺	八斗七升		九斗九升六合	壹斗八升	壹石壹斗八升貳合	壹石壹斗	市介	目代						壹石四斗三升	壹石三斗	三石五斗壹升	五升
	同	同	同		同		同	同		₹	· 1	当	しほ入	^		同		同	
	人	人	人		人		人	人		作 .	t ž	荒一	入	ŋ		人		人	
	上貳畝廿步	當荒壹反	上壹反壹畝內 古ゑひす	上六畝廿六步	上三畝廿貳步	中貳畝廿步	下三畝	下壹畝)	當荒四畝	下九畝廿六步內	永荒貳畝	下九町廿六步內	(マ、)	下六畝	下壹反壹畝拾貳步	永荒壹反三畝	下貳反廿四步內	當荒五畝	下貳反八畝內
	三斗四升六合八勺	壹石三斗	壹石四斗三升	八斗九升貳合六勺	四斗八升五合四勺	貳斗九升三合四勻	貳斗七升	九升	三斗六升	八斗八升八合	壹斗八升	八斗八升八合		五斗四升	壹石貳升六合	壹石壹斗七升	壹石八斗七升貳合	四斗五升	貳石五斗貳升
一九五	合八勻		开	谷六勺	合四勺	合四勺				Ц		TO [*]			П)ı	八貳合		<i>7</i> 1
一九五	合八勻同			谷六勻 同	合四勺 同	合四勺 同	同	同		同		同		同	同	<i>)</i> 1	7貳合 同		同

下七畝	永荒貳畝	下八畝內	永荒貳畝	下壹反八畝內	上四畝拾八歩	山そいとします。		上壹畝拾五步 塩入市はの下	一 田方分	殘拾貳石四斗七升七勻	貳斗六升六合七勺	三石八斗五升貳合八勺	壹石五斗三升	合拾八石壹斗貳升貳勻內	屋敷廿步	屋敷貳畝	下四畝	當荒(マ	
六斗三升	壹斗八升	七斗貳升	壹斗八升	壹石六斗貳升	五斗九升七合七勺	女 意痛	, J	煮 半貳升五合	如意庵	七勺	与	合八勺		八貳勺內	六升六合七勺		三斗六升	<i>•</i>	日出莊
同		同		同	同		İ	司		毛	屋	當	永			同	同		
人		人		人	人	<u>L</u>	- ′	人		付	敷	荒	荒	ட		人	人		
しほ入貳畝	上三畝六歩内市はの下	一 田方分	殘六石八升九合六勺	貳斗	貳斗七升	壹斗三升	壹石九斗八升	三斗六升	合九石貳升九合六勺內	屋敷貳畝	下貳反貳畝 所なし	司道成壹畝	上八畝內	當荒三畝	下壹反壹畝內	上貳畝、	上壹畝拾貳步	下一一一	
三斗	四斗八升	新十郎							內內	貳斗	壹石九斗八升	壹斗三升	壹石四斗	貳斗七升	九斗九升	貳斗六升	壹斗八升壹合九勺	八斗三升	一九六
	-		毛	屋	當	道	所なし	永		同	同		同		同	同	同	同	
	٢		付	敷	荒	成	し	荒		人	人	_	人		人	人	人	人	

日	上貳畝市	當荒壹畝拾五步	上壹万內	步	E	一 畠方分 三イ三ゞ 真チ	菱三二三十九十	壹(_{升力)}	四斗	八斗四升	合四石六斗六升內	矛		下式一文为	中壹反	しほ入三畝	上四畝八步內	しほ入十八步	上壹畝拾八步內市口	くゑ入廿步	
出推	當荒貳斗六升	少 壹斗九升五合	壹石三斗	當荒貳斗三升四合	第一 是	听 一 郭						기		貳	壹石三斗	四斗五升	六斗四升	少 九升	貳斗四升	壹升力)	
	同人		同人	同人		≡ f	毛 对 力	z,	永荒	しほ入				司人	同人		同人	L_	同人		
	中七畝拾四步內長島	一島方	下六畝	一 田方分	殘七石六斗四升壹勺	壹石七斗貳升九合	壹斗五升	壹石八斗六升三合四勺	合拾壹石三斗八升貳合五勺內	屋敷貳畝	コガ南名 がられる	上し次合長 「斤よ)(マト)	上五畝 所なし	中壹反六畝廿四步	上 六畝十八步	中八畝廿步	市口 くる壹畝廿步	下三畝內	はき 営荒八畝	上貳反七畝廿步內	
一九七	八斗六合七勺	市右衞門	六斗六升	市右衞門				四勺	合五勺內	演 半	信不買ゞ 信尹三名四名	皇口代十皇十三子ョラ	六斗五升	壹石八斗四升七合七勻	八斗五升七合六勺	九斗五升三合	壹斗五升	貳斗七升	壹石四升	三石五斗九升六合八勺	
	同人		毛付		毛付	當荒	くゑ入	所なし		同人		司人	同人	同人	同人	同人		同人		同人	

合六石五斗七升五合五勺內	屋敷貳畝	當荒三畝	下壹反五畝內	當荒三畝	中壹反	市口 當荒壹畝	下三畝內	當荒貳畝	上六町廿歩內	ほきの上	下貳町廿歩	上壹畝六步	當荒三畝 當荒三畝	上六敏入	當荒三畝	- プロ - プロ - プロ - プロ - プロ - プロ - プロ - プロ	上六丁廿步为	当 當荒四畝	
七升五合五		三畝		三畝		壹畝		貳畝					三畝		三畝			四畝	日。
勺内 ○六石五斗七升	演斗	貳斗七升	壹石三斗五升	三斗三升	壹石壹斗	九升	貳斗七升	貳斗六升	八斗六升六合八勺		貳斗四升	壹斗五升五合九勺	三斗九升	七斗八升	三斗九升	73 74 72	て半六合てヨ	四斗四升	出
	同		同		同		同		同		同	同	I	司		ſ	司		
	人		스		人		人		人		스	人	,	人		,	ا	_ 	
一	殘貳石四斗九升壹合六勻	貳斗	四斗	合三石九升壹合六勺內	屋敷貳畝	當荒壹畝	上六畝拾歩内	中貳畝市	上六畝拾貳步	當荒三畝	下壹反壹畝十貳步內	一島方分	中八畝廿貳步	大田 正方分	1	殘四石貳斗五合五勺	貳半	貳石壹斗七升	
八良左衞門	勺				貳斗	壹斗三升	八斗貳升三合三勺	貳斗貳升	八斗貳升貳合三勻	貳斗七升	壹石貳升六合	彌三郞	壹石壹斗三升五合四勺	强三良	八か市				一九八
	毛	屋	當		同		同	同	同		同		毛匠	ij		毛	屋	當	
	付	敷	荒		人		人	人	人		人		付人			付	敷	荒	

	當荒壹反	中五反內	上世界	當荒三畝	上六畝廿步內	一 晶方分	殘三石六斗三升七合三勺	貮斗	六斗五升	貳斗七升	合四石七斗五升七合三勺內	屋敷貳畝	當荒五畝	上九畝拾四步內	上三畝	司 永荒三畝	下壹反內	上山をい	上八畝廿步
日出荘	壹石壹斗	五石五斗	當荒壹斗四合	三斗九升	八斗六合八勺	喜右衞門					合三勺內	貳斗	六斗五升	壹石貳斗三升五勺	三斗九升	貳斗七升	九斗	九斗壹升	壹石壹斗貳升六合八勺
		同	同		同		毛	屋	當	永		闰		同	同		同	同	同
		人	人	L	人		付	敷	荒	荒	L	人		人	人		人	人	人
	一	殘九石三斗七升八合七勺	壹斗六升六合六勺	壹石五斗九升四合	壹石六斗五升	合拾貳石七斗八升九合三勺內	屋敷壹畝廿步	上壹反四畝地藏冤	下壹畝	(上力) 下壹畝拾貳步	八か市	下三玖式 歩	下壹畝拾八步	下四畝拾貳步	下八畝	永荒五畝	中貳反內	下四畝拾貳步	
			J	П		合三勺內	壹斗六升六合六勺	壹石八斗貳升	九升	壹斗八升壹合九年	東立 一分買个	就平七千貳合	壹斗四升四合	三斗九升貳合	七斗貳升	五斗五升	質石貳斗	三斗九升貳合	壹石壹斗
一九九	八郎	ī					子 与				j								
一九九	が対対の	毛	屋	* 世	永		子 同	同	同	名		司	同	同	同		同	同	同分

一 田方分	殘三石壹斗七升貳合	六斗三升九合九勺	壹斗三升	合三石九斗四升壹合九勺內	屋敷六畝拾貳步	當荒壹畝	上夏反王帝四步內	道佛	一 畠方分	殘貳石八升四合七勺	三斗	七斗八升	賈斗七升	名三不匹シ三チ四名-		明屋敷三畝	當荒六畝	上壹反九畝八步內	永荒三畝	下七畝內	F
新兵衞	į			九勺內	六斗三升九合九勺	壹斗三升	三石三シ賈子		叉右衞門					1 4 7	(\$\)	三斗	七斗八升	貳石五斗四合五勺	貳斗七升	六斗三升	出
	毛	屋	當		同		F	ij		毛	明	當	,身	ς .		同		同		同	
	付	敷	荒		人		J			付	明屋敷	荒	. 芹	į .	_	人		人		人	
當荒貳畝	上壹反五畝內	上六畝	上四畝	下九畝廿步	中壹反壹畝十步	中夏尺戸南	コ(マン)	下壹畝	上三畝拾四步	上壹畝	同量	中 景同 改	中六畝六步	中六畝拾八歩	上三畝拾八步	ほりのまへ	下壹反三畝	中四町廿貳步	上五畝廿貳步	下壹反七畝	
畝 貳斗八升	貳石壹斗	しほ入九斗	六斗	しほ入壹石八升五合	しほ入壹石匹斗七升三合三步	地方三イアシロチ	這ノミニントロナ	永荒壹斗壹升	しほ入五斗貳升	しほ入壹斗五升	こことをジェラ	53.1+ 13.14+	しほ入八斗五合八勺	しほ入八斗五升七合七勺	五斗四升	-	壹石四斗三升	六斗壹升五合四勺	八斗六升	壹石八斗七升	
· _	同人	同人	同人	同人			司人一	同人	同人	同 人		司人	同人	同人	同人		同人	同人	同人	同人	

	當荒八畝	上壹反八步內	上六畝十貳步	上五畝四步	上壹反貳畝四步	上四畝廿七歩しゆはんしの西	上世步	一 畠方分	殘拾貳石四斗五升三合八勺	貳斗八升	壹斗壹升	九石四斗三升壹合八勺	合貳拾貳石貳斗七升五合六勺內	下六畝廿八歩	下四畝	下三畝	下貳反壹畝	下豐反八步
日出荘	壹石四升	壹石三斗三升四合	八斗三升貳合	六斗六升七合八勺	壹石五斗七升六合八勺	六斗三升七合六勺	八升六合八勺	新兵衞	三合八勺			荅八 勺	升五合六勺內	七斗六升貳合	四斗	三斗	貳石壹斗	壹石貳升六合四勺
		同	同	同	同	同	同		毛	當	荒(マ	しほ入		同	同	同	同	同
		人	人	人	人	<u></u>	人		付	荒		人	_	人	人	人	人	人
		上壹元		中臺東		上壹反志	년 :	中中	中一一中一	中貢献	中	同	中元	下貳畝		上	上_	上』
	當荒壹畝	上壹反壹畝六步內(マ\)	當荒貳畝	中壹反四步內東畠	當荒四畝	壹 畝	一つ三次	中国的中国的世界	反 世 步	中漬油	製敵	當芳三畝		下貳畝	當荒七畝	上壹反三畝廿六步內	上六畝拾五步	上三畝十步
1101	當荒壹畝 壹斗三升	(壹畝六步內 壹石四斗五升五合六勺)	當荒貳畝 貳斗貳升					多				當芥三畝				壹反三畝廿六步內 壹石八斗貳合六勺	六畝拾五步 八斗四升四合八勺	三畝十步 四斗三升三合
1101	ŕ				五斗(二升脱カ)		〜 り 三 改	原老 六半三氏壹合 マルブイ	壹不壹斗七升三合匹气,	順半順氏 ・	"真" "真" "真" "真"	置 <u>荒</u> 三畝 三斗三チ		壹斗八升				

中壹反壹畝	中四反八畝	かたむき トナタ	ー デ 子	殘拾七石壹斗五升貳合九勻	四石四斗五升(マ、)	六升	壹石八斗貳升	三斗三升	合廿三石八斗壹升貳合九勺內	上元町彰	當荒壹反	上壹反壹町內	六たん畠	しほ入廿步	下壹畝廿步內(マ、)	壹反四畝	上貳反四畝內	上壹反貳畝廿四步	
壹石四斗三升	六石貳斗四升	l ki A		合九勺					合九勺內	壹石壹斗七升	壹石三斗	壹石四斗三升		六升	壹斗五升	壹石八斗貳升新町屋敷ニ成申侯、	三石壹斗貳升	壹石六斗六升四合	3
同	同			毛	當	し	新町屋敷成	^		同		同			同	ニ成申候	同	同	
人	乙			付	荒	ほ入	成	ŋ		人		人			人	, .	人	스	
下五反內	一島方分	殘廿貳石貳合壹勻	貳石七升三合四勺	買不プシ	合廿六石六斗七升五合五勺內	•	下五畝	しほろ貳反	/	中壹反六畝	永荒廿步	下五畝十歩内	下貳畝	中五畝廿步	下壹反壹畝	下壹反三畝六步	市四反九畝	下壹反三畝しんてん	
四石五斗	しゆはんし		勻		五合五勺內	永荒壹石五斗	永荒五斗	賈 不 六 斗	三石九斗	貳石八升	七斗三合四勺	五斗八升六合七勺	<u> </u>	七斗三升六合八勺	壹石貳斗壹升	壹石四斗五升貳合	五石三斗九升	壹石四斗三升	
同		毛	永	しほみ	É	同	同		同	同		同	同	同	同	同	同	同	
人	L	付	荒	ア		人	人		스	人		人	人	人	乙	人	人	人	

上壹畝廿六步	下貳畝	月 (マサ) (マサ	くほの迎	上貳畝しゆはん後	上五畝十八步くほの迎	中壹畝十四步	當荒貳畝	上八畝內	廿步	上三反壹畝六步內	上五畝四步	當荒貳畝十二	中壹反壹畝十五步內同	上壹反壹畝十貳步	上壹反三畝	永荒三畝	下壹反壹畝廿貳步內	永荒壹反四畝
貳斗四升貳合四勺	壹斗八升	壹半演升壹合		武斗六升	七斗貳升七合七勻	壹斗六升壹合	貳斗六升	壹石四升	步 八升六合八勺 新町屋敷	四石五升五合八勺	六斗六升七合	當荒貳畝十五步貳斗七升四合七勺	壹石貳斗六升四合七勺	壹石四斗八升貳合	壹石六斗九升	貳斗七升	壹石五升六合	畝 壹石貳斗六升
同	同	同] [可	同	同		同		同	同		同	同	同		同	
人	人	人		人	人	人	L	人		人	人		人	亼	人		人	
-																		
壹石九斗五升五^	壹石八斗九升四^	八升六合八勺	壹石五斗三升	合廿九石五斗貳升-	屋敷三畝 (:	明屋敷壹反三畝廿八步	明屋敷三畝	明屋敷貳畝廿步	下壹反六畝	上壹反貳畝四步	引上壹反三畝廿八歩	當荒貳畝	上壹反四畝內		中三畝拾步	下三畝	當荒五畝	下貳反壹畝內楠木島
壹石九斗五升五合八勺	壹石八斗九升四合七勻		壹石五斗三升	合廿九石五斗貳升七合五勺內	屋敷三畝 (八合四勺トナル) 三斗	明屋敷壹反三畝廿八步 壹石三斗八升九合貳勺	明屋敷三畝 三斗	明屋敷貳畝廿步 貳斗六升六合六勺	下壹反六畝 壹石四斗四升	上壹反貳畝四步 壹石五斗七升七合貳勺	見 と	當荒頂畝 漬斗六升	上壹反四畝內 壹石八斗貳升	155 富荒六斗五升 - うち畠	中三畝拾步 三斗六升六合六勺	下三畝 貳斗七升		下貳反壹畝內 壹石八斗九升
	壹石八斗九升四合七勻		壹石五斗三升 永	合廿九石五斗貳升七合五勺內	「八合四勺トナル) 三斗 同					四步	步	畝					當荒五畝	
壹石九斗五升五合八勺 明屋敷		八升六合八勺新町屋敷成		合廿九石五斗貳升七合五勺內	(八合四勺トナル)	壹石三斗八升九合貳勺	三斗	貳斗六升六合六勺	壹石四斗四升	四步 壹石五斗七升七合貳勺	步 壹石八斗壹升壹合貳勺	畝	壹石八斗貳升	當荒六斗五升	三斗六升六合六勺	貳斗七升	當荒五畝	壹石八斗九升

日出荘

三斗	
	:
居屋敷」	
道成八步 貳升九合三勺	
勺	

下八畝、下五畝	一 田方分 一 田方分	壹斗四升九合八勺	壹	九斗七升九合八勺內	合壹石七斗貳合壹勺內	屋敷壹畝十五步	屋敷八畝拾五步	上壹畝	上四畝拾貳步	· 一 島方	合貳石八斗三升	上九畝十貳步	上九畝十四步	一 田方分	殘廿三石七斗六升貳勺	三斗
八斗八升	五二 青柳 宗可	八勺	壹斗三升畠	八勺內	壹勺內	壹斗四升九合八勻	つゑ八斗四升九合八勺	つゑ壹斗三升	五斗七升貳合五勺	きたふん		つゑ壹石四斗壹升	つゑ壹石四斗貳升	北分	升貳勻	
同同人人	毛 付	1.		やしき	•	同人	同人	同人	同人		皆つゑ入也	同人	同人		毛付	居屋敷」
上三畝廿貳步 內島 永荒	下貳畝廿步內下七畝壹步	下一丁五步	上貳畝拾貳步	上七畝九步	下四六町	同量前	司司	中三町町	下四畝	(字、) 當荒八畝	下三反廿六步內	一 晶方分	殘壹石四斗七勻	貳升九合三勺	合壹石四斗三升內	道成八步
四斗八升四合七勺 九升	當荒六斗三升三合	七斗五合	三斗壹升貳合	九斗四升七合九勺	當荒三斗六升	受き受手		三斗三升	三斗六升	七斗二升	貳石七斗七升八合	宗可			內	貳升九合三勻

	合拾四石壹斗九升五合三勺內	屋敷八畝	下三、	下貳町拾貳步	(マン) 下匹町 廿歩	前	上三畝治步(マヽ)	下九畝貳步	當荒五畝	下壹反四畝內		下 (マ、)	下壹反貳畝十步	當荒貳畝	- 5四十ナガタ	下 丘丁十九步为 同	中九町三步	前局	上三畝廿貳步
日出荘	几五合三勺內	八斗	貳斗七升	貳斗壹升六合	當荒四斗貳升		四斗三升三合	八斗壹升六合	四斗五升	壹石貳斗六升		壹 斗八升	壹石壹斗四升	壹斗八升	言うミチャイ	五十三十七分	當希壹石八合	1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	四斗八升四合七勺
		同	同	同	Ē	J I	司「	司		同	1	同	同		ļi	司	Ē]	同
		人	人	人	人		人。	人	_	人		人	人		,	Ĭ,	人		人
	中貳畝	中 可 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一	中壹反六畝	中 七 ^献 <町	中同文献	中四町廿四步	(マン)中壹反三畝	同 中五畝六步	中壹万	司司	下壹反貳畝十步	下壹反貳畝四步	下三町		一日与分	殘九石五斗三升四合三勺	八斗	三石七斗七升壹合	九升
二〇五	貳斗六升	五斗貳升	貳石八升	九斗壹升	壹石四升	六斗貳升四合	壹石六斗九升	六斗七升五合八勺	堂 イニシ	5-17-1-1	壹石三斗五升六合七勺	壹石三斗三升四合	三斗三升	劳主	中爾三	台三勺		台	
	同人	同人	同人	同人	同人	同人	同人	同人	同 ノ		同人	同人	同人			毛付	屋敷	當荒	永荒

上四町廿三步	すいかはな 一 島方分	殘拾六石貳斗七升貳合八勺	五升五合九勻	三斗三升	合拾六石六斗五升八合七勺內	下三畝	道成十六步	下三町六歩內	まり 下壹反廿四歩 くほのまへ	下九町拾八步			下三町畝	中三三町前	(中カ) 文	下四町十步(マ、)	
六斗壹升九合七勺	中彌三	貳合八勻			八合七勺內	三斗三升	五升五合九勺	三斗五升壹合六勺	壹石壹斗八升七合八勺	壹石五升五合五勺		當荒三斗三升	三斗三升	三斗九升		五斗六升三合三勺	日出荘
同		毛	道	當		同		同	同	同		同	同	同		同	
人		付	成	荒	<u></u>	人		人	人	人		人	人	人		人	
上壹畝	上回同	下九畝十步	下七畝廿四步			上壹畝六步	下壹反。畝廿六步	上壹反四敵廿熕步		同 &	上六町廿四步	上六畝貳步	當荒四畝	上貳反四畝內	上九町貳步	上三町四歩しほ入	
壹斗三升	五斗貳升	八斗四升	七斗貳合	永荒壹斗三升	七斗三升六合八勺	壹斗五升五合八勺	壹石四斗貳升八合	壹石九斗壹升五合四勺	道成四斗壹升五合八勺		八斗八升四合	七斗八升八合六勺	五斗貳升	三石壹斗貳升	壹石壹斗七升八合	四斗七合	二〇六
同	同	同	同	同	同	同	同	同	同		同	同		同	同	同	
同人	同人	同人	同人	同人				同人			同人	同人		同人	同人	同人	

	屋敷貳畝十貳步	下貳 が 到	は 営荒貳畝 (マヽ)	下六畝內	當荒貳畝	上五町十步內に王ハ	中八畝貳步	上三畝拾四步からさき	下壹反貳畝廿步	上八畝拾六步	下貳畝	東迫 営荒壹畝	下壹及六畝四步內	に 予覧に入りまり 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一	上壹文式次	下壹反四畝	當荒壹畝	下八畝廿八歩內しゅはんし後	上四畝十五步
日出荘	三斗三升五合九勻	壹斗八升	貳斗六升	五斗四升	貳斗六升	六斗九升三合三勺	八斗八升四合	四斗三升三合三勺	壹石壹斗四升	壹石壹斗七合	永荒壹斗八升	九升	這不匹斗五升賣合	受行コーニースト	ラコムナンナ	壹石五斗四升	九升	八斗四合	五斗八升四合八勺
	同	同		同		同	同	同	同	同	同		ī		ij	同		同	同
	人	人		人		人	人	人	人	人	人	_	. 人	.)		人		人	人
	屋敷壹反壹せ六步	當荒四畝廿步	上壹反貳畝廿步內からすき	當荒六畝	上貳反壹畝內	一島方分	下壹反壹畝六步	新田一日ブラ	日ブテ	殘廿貳石七斗壹升六合七勺	三斗三升五合九勺	壹石貳斗貳升	三斗壹升	四斗壹升五合八勺	四斗七合	三斗三升五合九勺	合廿五石七斗四升壹合三勺內	屋敷貳畝拾貳步	道成
110t	壹石壹斗壹升九合八勺	五斗九升三合四勺	壹石六斗四升六合七勺	七斗八升	貳石七斗三升	からすき 源四郎	壹石 寅斗三升壹合六二	117一三一十六7月	からすき	合七勻							合三勺內	三斗三升五合九勻	
	同人	<u>_</u>	同人		同人	同(字 人)	毛匠付人			毛付	屋 敷	當荒	永荒	道成	しほ入	道 道 成	o •	同人	

當荒八畝 壹石四升	上壹反五畝十步內・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	「き」「き」がある。 第右衛門	升七合八勺	貳斗六升	九升	合貳石貳斗八升七合八勺內(四合六勺/誤力)	下壹畝 永荒 九升	下貳町	同	上七畝十五步 九斗七升四合八勺	當荒貳畝 貳斗六升	上八畝內 壹石三升九合八勺	一 畠方分 彌太郎	殘貳石九斗九升三合三勻	壹石壹斗壹升九合八勻	壹石三斗七升三合四勺	合五石四斗八升六合五勺內(九升/誤力)	日 出 荘
	合 同人	<u>. </u>	毛 付.	當荒	永荒		同人	同人		9 同人	_	9 同人		毛付	屋敷	當荒		
上壹反內	上七畝廿八步	當荒三畝	上六町內	中五畝十六步	當荒六畝	中六町十八歩内 が(マン)	一島方分	殘三石壹斗七升壹合三勺	五斗三升三合三勺	壹石五斗六升	合五石貳斗六升四合六勺內	屋敷五畝十步	上貳町十貳步	上四町 出步	内島	當荒四畝	上壹反四畝內	
壹石三斗	壹石三升壹合	三斗九升	七斗八升	五斗貳升八合	六斗六升	七斗九勺	- 甚左衞門	谷三 夕	4		台六勺內	五斗三升三合三勺	三斗壹升壹合五勻	六斗六合八七"		五斗貳升	壹石八斗貳升	二〇八
同人	同人		同人	同人	_	同人		毛付	屋敷	當荒		同人	同人	同人				

六口合廿五石六斗八升貳合	三石六斗五升	八升五合貳勺	壹石三斗	貳石九斗四升六合六勺	拾五石壹斗壹升六合八勺	貳石五斗八升三合四勺	合百三拾四石六斗五合六勺內	田方高	殘四石三斗八升九合九勺	ヨシニチニ合ニと		壹石八斗三升	合六石七斗五升三合貳勺內	屋敷五彰十步	」 真歯	二二元	下三畝拾步	下七部廿匹步	で に に に に に に に に に に に に に	下六町廿八步	東さほ 當荒六畝
八升貳合				行六勺	八合八勻	合四勺	五合六勺內		台九与	· -	לי		合貳勻內	五斗三升三合三乙、	買シブチ	パイン 十	三斗	七半濱合	17 1 7 7 7	六斗壹升八合	七斗八升
引之	當荒	道 成	へ り	つゑ入	しほ入	永荒			毛付			當荒		同人		司	同人	同人		同人	
	·*.	L																			
合四百八拾三石玉斗貳升壹合壹勺內	田畠	九石七斗四升七合三勺	壹石九斗六合八勺	三石貳斗五升四合八气	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	八口合六挌賣不八斗八升五合七仁,	八斗四升九合八勺		八斗八升四合七勻	四拾三石八斗三升貳合	四石貳升五合四气'		順斗八升	四斗六升七合	壹石壹斗九升六合八勺	抬臺不三斗五升		合三百四合八石九斗壹升五合五勺內	畠方高	三斗九升	殘百八石九斗貳升三合六勺內

日出荘

二〇九

以上

七月廿四日

辻 間 七

藏(花押)」

慶長三年

引之

三 豐後日出莊指出帳

五

○東京大学史料編纂所謄写本

殘而三百九拾四石九斗五升三合四勺

八拾八石五斗六升七合七勺

毛付分

「豐後日出莊指出帳(外題)

五

(表紙表題)

八本ノ内

慶

長

Ξ

年

見郡 日 出 內

五.

七月

廿

四

日

庄 御

速

指 出 帳

日	川成壹畝	川成壹畝	永荒貳拾步	下八畝内た	當荒壹反五畝	下壹反六畝內	當荒壹反貳畝	下壹反三畝廿四歩	當荒壹反十八步	下壹反四畝廿八步	中豊反八畝拾八歩	下九郎	下拾五步	永荒拾五步	下壹反四畝貳步內	下八畝	同 當荒七畝	下壹反貳畝拾步內	南A自 田方分
出 荘	壹斗	壹斗	六升六合七勻	八斗	壹石五斗	壹石六斗	壹石貳斗	壹石三斗八升	壹石五升八合	壹石四斗九升三合	貳石四斗壹升七合七勻	九斗九升	五升四合七勺	五升四合七勺	壹石五斗四升四合	八斗八升	七斗七升	壹石三斗五升六合七勻	熊市
	1			同人		同人		同人		同人	同人	同人	同人		同人	同人		同人	
	_																		
	下六畝內	下壹畝拾八步	後 當荒三畝	下六畝拾五步內	司かけゆ畠 當荒三畝	下八畝廿步內	同當荒壹反演站	不	同に大きる方式を		下式文字	一皇方分	メ八石七斗五升六合句(壱脱カ)	四石五十九十四今日司	三斗九升三合四勺	五升四合七勺	合拾三石七斗九升八合九勺內	下合丘步 月月	下貳畝廿步
11 1	五斗四升	永荒壹斗四升四合	貳斗七升	五斗八升五合	貳斗七升	七斗八升					ラコノト	(₹\)	六合コ(壱脱カ)	四合七寸	四三		升八合九勺內(OACIA八斗六升)	五升四令七三	貳斗九升三合四勺
	同人	同人		同人	<u></u>	同人		同人			焦					永荒		司人	同人

下貳拾五步	同同大畝	のひらき、日ブタ	一田庁子	メルコ憲十三合	九十六十六十六日	三石三斗六升	壹石壹斗四升	合拾四石五斗八升九合六勺內	屋敷貳畝廿步	屋敷七畝六步	當荒三畝	上壹反四畝內	中貳反八畝	下壹反	下六畝廿歩	下壹畝貳歩	中六畝廿八步	(三) 當荒三畝	
永荒七斗三合	(マ、) 壹石六斗	· 卢里	7 F	/ <u> </u>	う			开九合六 勺內	貳斗六升六合六勺	七斗貳升	三斗九升	壹石八斗貳升	三石八升	永荒九斗	六斗	永荒九升六合	七斗六升貳合	貳斗七升	
同人	甚五郎	<u></u>	毛 -	声	号を う		永荒		同人	同人		同人	同人	同人	同人	同人	同人		
一	タ 六 石 貳 斗 七 升 三 合 壹 勺	六斗六升六合六勺	九斗七升貳合八勺	合七石九斗壹升貳合五勺內	下貳畝	下司壹前	下六畝	同打三之	下 になった (ま)	下四畝廿步	下六畝拾步	下三畝拾貳步	下三畝	下七畝	下壹反七畝西ノわき	下九畝	下 武 は た ま 〕	下拾五步	
內野	丌三合壹勻	[天勺	6八勺	八貳合五勺內	塩入貳斗	壹斗	永荒六斗	ロチブイブと	当十七合てヨ	塩入四斗六升六合六勺	六斗三升三合三勺	三斗四升	三斗	七斗	壹石七斗	九斗	永荒貳斗	永荒四升九合八勺	
	毛付	塩入	永荒		同人	同人	同人	·	司人	同人	同人	同人	同人	同人	同人	同人	同人	同人	-

	中八畝貳步	當荒壹反六畝	中三反壹畝廿六步內	中五献	中四畝廿步	當荒壹反九畝	上三反六畝內平島	永荒三畝	上七畝內	明屋敷三畝	上壹反九畝	上壹反七畝	下拾步	上貳畝	上壹畝拾步	上五畝拾五步	上壹畝	永荒三畝	下六畝拾八步內
日出	當荒八斗六合六勺	ハ畝・壹石六斗六合四勺(マ、)		五斗	四斗六升六合	九畝 貳石貳斗八升	四石三斗貳升	三斗六升	八斗四升	永荒三斗六升	貳石貳斗八升	貳石四升	永荒貮升六合六勻	貳斗四升	壹斗六升	永荒六斗四升	貳斗貳升	貳斗四升	五斗貳升七合五勺
	同人		同人	同人	同人		同人		同人	同人	同人	同人	同人	同人	同人	同人	同人	_	甚五郎
	中六畝七步	上貳畝廿四步	上世界	上壹畝廿六步	下壹畝廿六步	中五畝	中三献	上壹反八步	[同] 當荒匹彰	八八畝	^{平畠} 明屋敷貳畝	當荒三畝	上壹反內	上声。		上壹反六畝廿步內	上六畝廿步	當荒八畝	上壹反五畝拾步內同
	中六畝七步	上貳畝廿四步 永荒三斗三升六合	上世步 永荒八升	上壹畝廿六步 貳斗貳升四合	下壹畝廿六步 壹斗四升九合	中五畝 五斗	中三畝 永荒三斗	月 上壹反八步 永荒壹石貳斗三升貳合	富荒 匹 彰		平島 平島 水荒貳斗四升	當荒三畝 三斗六升	上壹反內 壹石貳斗	上壹畝 壹斗貳升	當荒八畝廿步 壹石四升	上壹反六畝廿步內 貳石	上六畝廿步 永荒八斗	當荒八畝 九斗六升	上壹反五畝拾步內 壹石八斗四升

日
Ш
荘

下貳畝拾步	下貳畝拾步	下四畝廿步	司 永荒貮反壹畝	上三反七畝八步內	上貳畝拾步	中同文	上貳反八步	中九畝	中四畝廿步	中貳反九畝廿步內同	上四畝廿三步同(マ、)	上壹反三畝六步	上壹畝	中七畝廿四步	中世步	中間步	中壹畝	
壹斗八升六合七勺	壹斗八升六合七勺	永荒三斗七升三合五勺	壹畝	四斗七升貳合	貳斗八升	四斗	貳石四斗三升貳合	九斗	四斗六升六升六勺	貳石九斗六升六合六勺	五斗六升八合	壹石五斗八升四合	壹斗貳升	七斗七升九合八勺	永荒六升六合六勺	永荒六升六合六勺	壹斗	日出
同	同	同		同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	司	同	
人	人	人		人	스	人	人	人	人	스	人	人	人	人	亼	人	人	
屋敷壹畝	中壹反六畝	當荒壹反壹畝	下壹反五畝內	中七畝拾步	上五畝廿步	上四畝廿步	たけか下	畝	のひらき中壹反三畝拾步	甲五畝(マン)	下壹畝拾步	司當荒四畝	上五畝四歩内	中九畝	下壹畝	下三畝のひらき	上貳畝	
壹斗	壹石六斗	融 八斗八升	壹石貳斗	七斗三升三合三勺	六斗八升	五斗六升	たコノトロナ(マヽ) たコノトロナ	壹石七斗	壹石三斗貳升六合七	五斗	永荒壹斗六合七勻	四斗八升	六斗壹升六合	九斗	八升	永荒貳斗四升	貳斗四升	

	四斗五升九合	演斗六升順合	壹斗	合壹石三斗貳升壹合內	下貳畝拾貳步	當荒四畝八步	川成壹畝	下壹反八步內	サノ下(十兇カ) 一田方分	メ三拾九石六斗四升七合三勺	壹石五斗	拾五石三升八合六勺	三石五斗五升五合壹勺	合五拾九石七斗四升貳合內	屋敷三畝	屋敷貳畝	屋敷貳畝	屋敷三畝	屋敷四畝
日出在				台內	塩入貳斗六升二合	步 四斗五升九合 n)	壹斗	壹石五升九合	(マヽ)	开七合三勺		六勺	台壹勻	汁貳合內	三斗	貳斗	真斗	三斗	四斗
	當	塩	Л		同			式		毛	屋	當	永		同	同	同	同	同
	荒	入	成		人			部		付	敷	荒	荒		人	人	人	人	人
	下壹反壹畝	下壹反七畝	下貳拾歩	つ 富然 當荒拾五步	下壹反四畝内	一 田方分	メ四石貳斗壹升	四斗七升九合	五斗五升	合五石貳斗三升九合內	屋敷四畝廿四步	當荒三畝	中壹反四畝拾貳步內	上八畝	當荒貳畝	中九畝拾歩內	下壹反壹畝六步	一島方分	メ 五斗
三五	永荒壹石壹斗	永荒壹石七斗	永荒七升三合	步 五升五合	壹石五斗四升	(~)	<i>7</i> 1	ı		九合內	四斗七升九合內	三斗三升	· 壹石五斗八升三合	壹石四升	貳斗四升	壹石貳升六合	壹石壹斗四合	(マヽ) (マヽ)	
	同人	同人	同人		朝日寺		毛付	居屋敷	當荒				同	同		同	式		毛

川成廿四步 壹斗四合	當荒九畝 壹石壹斗七升	上貳反貳畝廿四步 貳石九斗六升四合	當荒貳畝拾步 貳斗壹升	下貳反貳畝內 壹石九斗八升	當荒貳反 貳石六斗	上三反內 三石九斗	一 畠方分	メ貳石貳斗五升壹合七勺	貳斗	四斗八升八合三勺	五石三斗三升九合	合八石貳斗七升九合內	大豆田貳畝 貳斗	下四畝四斗	下壹反四畝廿步 永荒壹石四斗六升六合	常荒四畝十步 四斗三升三合三勺	下壹反內	下壹反 永荒壹石	日出荘
L		同人		同人		朝日寺	<u></u>	毛付	大豆田	當荒	永荒			同人	同人		同人	同人	
下壹畝	下壹畝拾八步	當荒壹反	下三反四畝廿八步內	下三畝	なりかとた 田方分	メ四石九斗五升五合	= 斗	壹斗四合	三斗	六斗五升八合六勺	四石壹斗七升五合	合拾石四斗九升貳合六勺內	屋敷三畝	明屋敷三畝	永荒四畝	當荒壹畝	上七畝內	上賣敵貳步	
壹斗	川成壹斗五升九合	壹石	三石四斗九升貳合	當荒三斗	成門						五合	、貳合六勻內	三斗	三斗	五斗貳升	當荒壹畝拾五步壹斗九升五合	九斗壹升	永荒壹斗三升八合六勺	ニー六
同人	同人		同人	彌三鄓」		毛付	屋敷	川成	明屋敷	永荒	當荒		同人	同人			同人	同人	•

日	中八畝	中の時間を	^{內富} 當荒五畝	上壹反貳步內	中貳畝拾步	ま、一 畠方分	メ六石壹斗七合	壹斗五升九合	五斗八升五合	壹石貳斗七升九合	貳石壹斗	合拾石貳斗三升內(三勺脱力)	下五畝廿六歩 所なし	: 當荒八畝	下九畝拾步內		下貳畝拾四步	川成九畝拾步	中三反五畝六步內(マ丶)
出	八斗八升	四斗四升	六斗五升	壹石三斗八合	貳斗五升六合七勻	成門						脱力)	五斗八升五合	八斗	九斗三升三合三勺	永荒壹斗五升九合	貳斗七升八合	壹石壹斗貳升	四石貳斗貳升四合
	同人	同人	L	同人	彌三郎		毛付	永荒	所無	川成	當荒				同人	同人	同人	<u>_</u>	同人
	上貳畝	當荒貳畝	下壹反內	上壹反壹畝六步	下壹反四畝	中七畝廿四步	上三畝八步	中七畝廿四步	司當荒四畝	中八畝廿八步內	下八畝	±\(\triangle\)	同(六脱カ)當荒五畝	上壹反四畝內	同當荒四畝	上壹反九畝六步內	上三畝六歩内	上九畝拾八步	上貳畝廿歩
ニーセ	貳斗六升	壹斗八升	九斗	壹石四斗五升四合	壹石貳斗六升	八斗五升七合	四斗貳升四合	八斗五升七合	四斗四升	九斗八升貳合	七斗貳升	九斗三升八合	六斗五升	壹石八斗貳升	五斗貳升	貳石四斗九升五合	四斗三升五合	壹石貳斗七升八合	三斗四升六合
	同人		同人	同人	同人	同人	同人	同人		同人	同人	同人		同人		同人	同人	同人	

F		I
L	ŀ	
7		i

下四畝の田	川成六畝	下壹反六畝內	个# 永荒貳畝	下壹反壹畝内	永荒五畝	下壹反壹畝廿步內	一 田方分	メ拾五石九斗七合七勺	壹石八升九合	貳石四斗四升	壹斗三合	壹石六斗三合	合貳拾壹石壹斗四升貳合七勺內	屋敷壹反拾貳步	明屋敷三畝廿四步	下六畝	下九畝拾步	下四畝八歩	
永荒四斗	六()	當荒壹石七斗六升	貳斗	壹石壹斗	五斗	壹石壹斗六升六合	井手原	台七勺					四升貳合七勺內	壹石八升九合	永荒三斗七升九合	五斗四升	永荒八斗四升	永荒三斗八升四合	日出荘
同人		同人	_ _	同人		彌三郎		毛付	居屋敷	當荒	つへ入	永荒		同人	同人	同人	同人	同人	
下貳拾步	下三畝		中壹反	上壹反	下壹畝原	下三畝川							下膏か	下献め	下拾せた	下貳畝	下拾出	下五同	
		當荒壹反	中壹反八畝八步內同(十脱ヵ)	かはな	原	ч у/)[[一 畠方分	メ貳石八斗三升	六斗六升	壹石七斗六升	壹石三斗三升	合六石五斗八升	下壹反かなミ田	敵け	步 _た	畝き	下拾五步	下五畝廿四步	
永荒五升三合	永荒貳斗四升	當荒壹反 壹石	(八畝八步內 壹石八斗六升二合(十脱ヵ)	壹石貳斗	當荒九升	永荒貳斗七升		ソ貳石八斗三升四合	六斗六升	壹石七斗六升	壹石三斗三升三合(三勺脱丸)	合六石五斗八升七合內(三勺脱力)	壹石壹斗		選歩 三升三合三勺(永荒脱力)		五升 五升	歌廿四步 五斗七升八合	二八

	上貳反壹畝拾四步內	下壹反六畝拾六步	下壹反七畝迎出原	上四畝廿步	上四萬畝	下壹畝廿步	上意反貳畝	當荒貳畝	上七畝內	上七畝	下五反	中語步	上壹反六畝	中四畝拾步	當荒壹反	上三反三畝內	永荒壹反	上貳反四畝內
日出莊	貳石五斗八升	壹石三斗貳升貳合	永荒壹石三斗六升	五斗六升	四斗八升	永荒壹斗三升三合	壹石四斗四升	貳斗四升	八斗四升	八斗四升	永荒四石	永荒三升三合	壹石九斗貳升	四斗三升三合	壹石貳斗	三石八斗六升	壹石貳斗	貳石八斗八升
	同人	同人	同人	同人	同人	同人	同人		同人	同人	同人	同人	同人	同一人		同人		同人
													<u>-</u> _					
	下壹反壹畝	川成六畝	下貳反壹畝內	一田方分	メ拾五石八斗六升三合六	四斗六升六合(マ\)	三石九斗七升	拾貳石八斗八合 (マ	合三拾三石壹斗-	屋敷貳畝廿步	屋敷貳畝	下壹反廿步	中壹反七畝	中五畝廿壹步	中壹反貳畝廿步	永荒八畝-	上壹反五畝拾八步內	永荒壹反
二九	壹石壹斗	六斗	貳石壹斗	地藏丸	开三合六勺			言 `	合三拾三石壹斗七合六勺内で三十八石二斗三升(マ	貳斗六升六合六勺	貳斗	永荒八斗五升三合	永荒壹石七斗	永荒五石七斗	壹石貳斗六升六合	永荒八畝十八步壹石壹升六合	壹石八斗五升六合	永荒壹反壹畝拾四步壹石三斗八升
	同人		甚四郎		毛付	居屋敷	當荒	永荒		同人	同人	同人	同人	同人	同人		同人	

=	_
\overline{C}	5

メ四石八斗六升貳合	三斗	貳斗六升	壹斗	合五石五斗貳升貳合內	屋敷壹畝	明屋敷三畝	上三畝貳步	中壹反	上壹反廿八步	當荒貳畝	上九畝拾八步內	中八畝廿壹步	ききん 島方分	ソ四石貳斗	六斗	合四石八斗內	下八畝	下八同
				口內	壹斗	三斗	三斗九升八合	壹石壹斗	壹石四斗貳升	貳斗六升	壹石貳斗四升七合	九斗五升七合	地藏丸				八斗	八斗
毛付し	明屋敷	當荒	居屋敷		同人	同人	同人	同人	同人		同人	甚四郎			川成		同人	同人
-																		
上壹反壹畝	上后步	當荒貳畝	(十説か) 中三畝六歩內	下壹反六畝	當荒三畝	中四畝內	中四畝拾貳步	司 當荒四畝	中壹反八畝內	して 富一 畠方分	メニ石九斗六升六	四斗	合四石三斗六升六	中壹畝拾八步	中壹反六畝拾步	當荒四畝	下貳反貳畝拾步	一 田方分
上壹反壹畝 永荒壹石四斗三升	上拾步 四升三合		(十説カ) 三斗九升 三半九升	下壹反六畝 壹石四斗四升	當荒三畝 三斗三升	中四畝內四斗四升	中四畝拾貳步 四斗八升三合	元四		1. 最方分	メ三石九斗六升六合	四斗	合四石三斗六升六合內	中壹畝拾八步 壹斗七升三合	中壹反六畝拾步 壹石九斗六升	兀	下貳反貳畝拾步 貳石貳斗三升三合	一 田方分 (マ・)

當荒貳畝	下七畝內	下(マ)	下壹反五畝	下壹畝拾八步	下四畝拾貳步內	かた山 田方分	メ八石五斗三升六合	四斗	壹石四斗三升	貳石壹斗貳升	合拾貳石四斗八升六合內	屋敷四畝	當荒四畝	上壹反八畝內	上壹畝貳步	上画献	上拾九步	中貳反六畝廿六歩同
貳斗貳升	七斗七升	川成壹斗壹升	壹石六斗五升	壹斗七升六合	四斗八升四合		六合				升六合內	四斗	五斗貳升	貳石三斗四升	當荒壹斗三升八合	當荒三斗九升	當荒八升貳合	貳石九斗三升
	同人	同人	同人	同人	三郞次郞	L-	毛付	居屋敷	永荒	當荒		同人		同人	同人	同人	同人	同人
下貳拾步	下のため	中に対対	, 一 田方分	メ四石四斗貳升六合	壹斗 (三升脱ヵ)	合四石五斗五升六合內(マ、)	上五畝廿貳步	當荒壹畝	上壹反七畝貳步內	上壹畝廿步	上七畝拾八步	上三畝。	向	メ四石三斗壹升四合	貳斗貳升	壹斗(1)	合四石六斗四升四合內	下壹反三畝三步
六升六合	壹斗	三斗六升		合		(合內	七斗四升六合	壹斗三升	貳石貳斗壹升八合	貳斗壹升六合	九斗八升七合	三斗九升		合			合內	壹石四斗五升四合
同人	同 人_	總左衞門	1	毛付	當荒		同人		同人	同人	同人	三郞次郞	1	毛付	當荒	川成		同人

中貳反	下四畝廿四步	下四畝	中六畝廿步	上四畝	(下力)	上貳畝廿步	當荒六畝	上壹反六畝廿步內同	下壹反三畝拾步	下壹次	一島方分	メ壹石九斗貳升五合 (マヽ)	貫斗	五斗	合貳石六斗貳升五合內(マ、)	下五畝	當荒貳畝	下壹反六畝內	
永荒貳石貳斗	永荒四斗三升貳合	三斗六升	七斗三升三合	五斗貳升		貳斗四升六合	七斗八升	貳石壹斗六升六合	壹石貳斗三升	九斗		合	,		五合內	永荒五斗	貫斗	壹石六斗	日出荘
同	同	同	同	同		同		同	同	總左衞門		毛	當	永		同		同	
亼	人	人	人	人		人		人	人	衙門		付	荒	荒		人		人	
永荒貳畝	下壹反內	永荒壹反	下貳反內た	一 田方分	メ八石六斗六升貳合	六斗三升三合	壹石六斗九升	四石七斗六升貳合	合拾五石七斗四升七合內	屋敷六畝拾步	下八畝	下量反	當荒五畝	上貳反貳畝廿四步內	富富富元	上壹反內	下貳畝廿八步	下貳畝	
貳斗	壹石	壹石	貳石		、漬合			(貳合 合)計算	升七合內	六斗三升三合	永荒七斗貳升	九斗	六斗五升	貳石九斗六升三合	貳斗六升	壹石三斗	貳斗六升四合	永荒壹斗八升	=
																			\equiv

上貳反貳畝廿步	上四畝	上三畝	下五畝拾步	上同七畝		中貳反貳畝內	上五畝原	上貳反	一 鼻方分	メ壹石壹斗	九斗八升	壹石七斗	合三石八斗	下五畝	下三畝	下。	下拾步	
貳石七斗貳升	四斗八升	三斗六升	永荒四斗貳升六合七勻	當荒八斗四升	當荒壹反 壹石	貳石貳斗	六斗	貳石四斗	2分 太郞二郞	メ壹石壹斗八升三合三勺	<i>)</i> 1	壹石七斗三升三合三勺	合三石八斗九升六合六勺內	永荒五斗	塩入三斗三升	永荒三升三合三勺	三升三合三勺	塩入六畝拾五步 六斗五升
同人	同人	同人	同人	同人	<u>_</u>	同人	同人	隼人		毛付	塩入	永荒		同人	同人	同人	同人	
上三畝廿貳步	下壹反拾步	永荒四畝	上壹反八畝內	下五畝	司當荒貳反	中五反拾步內	上六畝拾步	同當荒壹反	中貳反三畝	同當荒三畝	中壹反六畝內	平島が見る	上五畝六步	上一八畝	上三畝廿八步	下壹反貳畝	當荒四畝	永荒八畝
四斗四升八合	八斗貳升六合七勺	四斗八升	當荒貳石壹斗六升	永荒四斗	貳石	五石三斗三升三合三勺	七斗六升	壹石	貳石三斗	i 三	壹石六斗	F	壹石八斗貳升四合	九斗六升	當荒四斗七升貳合	九斗六升	四斗八升	九斗六升
同	同		同	同		同	同		同	J	Ē	ij	同	同	同	同		
人	人		人	人	L	人	人		人		J		人	人	人	人		_

永荒貳畝 貳斗四升	上九畝拾六步內 壹石壹寸	上壹反四畝廿步 壹石六斗七升四월	下貳拾步 永荒五升三合五勺	下壹畝 永荒八升	下貳拾步 水荒五升三合五勺	畝	當荒四畝 (八升脱力)	上壹反六畝內 壹石九斗貳升	當荒四畝 四斗	中貳反貳畝內 貳石貳斗	上貳畝廿步 三斗貳升	上演献 演斗四升	當荒貳拾步	下壹反內 永荒八斗	中六畝塩入六斗	上四畝 永荒四斗八升	上七畝 八斗四升	上貳反四畝 貳石八斗八升	日出荘
升	壹石壹斗四升四合 同	斗七升 同	合五勺 同	同	合五勺 同	升同	脱力)	斗貳升 同		斗	升同	升同		同	同	升同	升同	斗八升 同	
	人	<u></u>	人	人	人	人	L	人		人	人	人	<u>L</u>	人	人	人	人	人	
上壹反貳畝	屋敷貳畝	屋敷三畝廿步	屋敷壹畝	屋敷三畝	屋敷四畝拾步	下壹畝拾步	下貳畝廿步	下壹反	₹ 壹反三畝	上同了影步	同	下貳拾步	下三畝	上壹反三畝廿步	上六畝廿步	上九畝拾歩のノ中	中八畝	上壹反七畝	
壹石四斗四升	煮	三斗六升六合六勺	壹斗	三斗	四斗三升三合三勺	塩入壹斗六合六勺	塩入貳斗壹升三合五勺	八斗	塩入壹石五斗六升	·		永荒五升三合五勺	永荒貳斗四升	壹石六斗四升	八斗	當荒壹石壹斗貳升	永荒八斗	貳石四升	二二四

同 同 同 人 人

人

同

同 同 同 同 司

人人人人人人

同 同人 人

同人

同同同同

日	當荒八畝	上壹反六畝內	當荒壹畝	上壹反五畝內	へり壹反貳畝	中三反壹畝六步	へり貳畝	上壹反壹畝十步內	上壹反貳畝廿四步		永荒三反三畝	中三反五畝四步內おきね	一 畠方分	メ三拾七石壹斗六升貳合五勺	壹石三斗九升九合九勺	拾石壹升貳合	貳石四斗八升貳勺(壱ヵ)	四石六斗九升四合貳勺	合五拾五石七斗四升八合八勺內
出 荘	九斗六升	壹石九斗貳升	壹斗三升	壹石九斗五升	壹石三斗貳升	三石四斗三升	貳斗四升	壹石三斗六升	壹石五斗三升六合	永荒貳斗八升	永荒三反三畝四步 三石六斗四升	三石八斗六升		貳合五勻	九勻			貳勻	八合八勺內 〇五十五石六斗五升
		同		同		同		同	同	同		與次郞_		毛	屋	當	塩	永	71
		人		人		人		人	人	人		郎		付	敷	荒	入	荒	
	當荒三畝	下壹反貳畝內	上壹反三畝拾七步	地藏丸	メ壹石貳斗	四斗三	壹石貳	合貳石	中三畝拾步	中貮拾步	下四畝	‡ ,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,	上壹反壹畝拾步內	。 た う 一	- ソ七石	壹石九升	三石丸	壹石五	合拾四石
	14/1		步	分	斗	(三勺脱丸)	乳升六合六与	合貳石六斗六升內		告	告	當荒三畝十歩	 於	田方分	七斗六升六个	九升	三石九斗貳升	壹石五斗六升	三斗三升
三五	貳斗七升	壹石壹斗三升四合	步 壹石七斗六升三合三勺		+	(三勺脱丸)四斗三升三合貮勺	壹石貳升六合六勺	六斗六升內	永荒四斗三升三合貳勺	當荒八升六合八勺	當荒四斗四升	當荒三畝十步 五斗	壹石七斗	田方分	ソ七石七斗六升六合	九升	八斗貮升	4.	合拾四石三斗三升六合內
三五		壹石壹斗三升四合 同		又右衞門	4 付	(三勺脱丸) 升三合貮勺 永	新 六合六勺 當	六斗六升內		當荒八升六合八分の記え	當荒四斗四升 同			田方分	七斗六升六合	九升 當	九斗貳升 永	当六升	三斗三升六合內

	日
	出
	荘
,	

壹石三斗五升	合六石六斗七升九合內	上四畝	當荒九畝	上壹反內	で三反八畝廿四歩	下七部	つる井か尻	一 田方分	メ貳石八斗七合四勺	壹斗	九斗三升	壹石三斗七升六合	合五石貳斗壹升三合四勺內	屋敷壹畝	下貳畝廿步	下七畝廿貳步	下貳畝	中四畝	中六畝	
71	九合內	六斗	· 壹石三斗五升	壹石五斗	三石八斗七升九合	七斗	-	治右衞門	<u>远</u> 匀			六合	三合四勺內	意。壹斗	永荒貳斗四升	永荒六斗九升六合	壹斗八升	永荒四斗四升	當荒六斗六升	日出荘
當荒		同人		同人	同人	同人			毛 付」	居屋敷	當			同人	同人	同人	同人	同人	同人	
永荒四畝	中貳反七畝內	は(る) -	一皇方分	メ六石九斗貳升九合	七斗貳升	壹石九斗貳升四合	合九石五斗七升三合內	屋敷七畝六步	上壹畝拾步	同	下九畝四步	上壹反貳畝	下貳反五畝貳步のはたけ	中壹反貳畝拾貳步	下四畝五步	上壹反四畝廿四歩	上貳畝廿八歩	"。" 一 畠方分	メ五石三斗七升九合	
四斗四升	貳石九斗七升	7月1月 月日	小倉坊 籐七郎	2合		百合	三合內	七斗貳升	壹斗七升三合		八斗貳升貳合	壹石五斗六升	貳石貳斗五升六合	壹石三斗六升三合	三斗七升五合	當荒壹石九斗貳升四合	三斗八升	治右衞門	合	二二六
	同人			毛付	居屋敷	當荒		同人	同人		同人	同人	同人	同人	同人	同人	同人		毛付	, .

當荒四畝	上貳反廿九步內	步		上貳畝	六畝廿四步		同意	下八畝十貳步	一 自方分	メ七石五斗四升八合八勺	壹斗八升	四斗四升	合八石壹斗六升八合八勺內(六八誤力)	當荒貳畝	下七畝拾四步內	下八畝十步	中壹反貳畝	上壹反八畝(廿歩脱カ)
五斗質升	貳石六斗八升六合	永荒貳石三斗八升八合	永荒壹石五斗六升	貳斗六升	永荒壹石六斗六升貳合	永荒四斗五升		永荒壹石九升	大ミねわき分	合八勻			合八勺内(六ノ誤カ)	壹斗八升	六斗七升貳合	七斗八升	壹石三斗貳升	貳石四斗貳升六合六勺
	同人	同人	同人	同人	同人	同人		同人		毛付	當荒	永荒		<u></u>	太郞次郞	太郎次郎人	同人	同人
四拾六石八:	合貳百八拾九石九升五勺內	畠方高	貳斗	メ四拾九石八升九合貳勺內	五口合貳拾八	拾貳石五斗	五斗八升五合	壹石九斗八合八勺	三石壹斗四升貳合四勺	拾石五斗貳升四合七勺	合七拾七石七斗九升九合內	田方高	 	五斗貳升	拾石四斗八升	合拾三石四斗貳升六合內	下壹反	下貳反七畝
四拾六石八斗六升六合六勺	石九升五勺內			九合貳勻內	五口合貳拾八石七斗九合八勺	拾貳石五斗四升九合壹勻	合	合八勺	升貳合四勺	升四合七勻	斗九升九合內		升六合		升	貳升六合內	永荒九斗	永荒貳石四斗三升
永荒			大豆田_		引之	當荒	所なし	塩いり	川成	永荒			毛 付.	當荒	永荒		同人	同人

日出在

三三七

出 荘

壹斗三合

つへいり

Ш

成

壹斗四合

貳石四斗八升貳勻

塩いり

壹石五斗六升

六口合九拾九石五斗三合七勺 四拾八石三斗八升九合六勺

メ百八拾九石五斗八升六合八勺內

六斗

合三百六拾六石八斗八升九合五勺內 百貳拾八石貳斗壹升三合五勺

メ貳百三拾八石六斗七升六合

₹土並 間

七

藏(花押)」

慶長三年

以上

七月廿四日

精

寫

田畠高

八石壹斗七升三合五勺

明屋敷_ 毛 付

引 當

之

荒

ŋ

亖

居屋敷

(表紙表題)

引 之

八本ノ内

慶

長

Ξ

年

付

毛

速

見 郡 内

出 庄 御

指

出

帳

日

七 月 廿 四

六

三八

村 Щ

善 行 校

豐後日出莊指出帳 六

大分県史料一八
○東京大学史料編纂所謄写本

亡

「豐後日出莊指出帳

日	上壹反貳畝廿四步內	司 道成十六步	上壹反貳畝廿四步內	(マ、) 道成拾六步	上六畝拾貳步內	(マヽ) 営荒三畝	道成拾六步	上六畝拾貳步	司 上壹反七畝	日園反六步	二同アング	上意文やよ	當荒三畝	へり貳畝廿步	上貳反六畝廿步內	中壹反貳畝拾八步	同には常四七十五岁		上壹反三畝十歩入たくみや	一 畠方分
出	壹石六斗六升四合	六	壹石六斗六升四合	六升九合貳勻	八斗三升壹合九勺	三斗九升	六升九合貳勻	八斗三升一合九勺	貳石貳斗一升	壹石三斗賔升五合八二	受不 三爻 買手五合える	壹百三十九十五合ノヨ	三斗九升	三斗四升六合八勺	三石壹斗貳升	壹石三斗八升六合五勺	サーヨシアチェ合	ラールトントルコーク	壹石七斗三升三合	工屋 市介
	三四郎		半左ヱ門	<u>_</u>	三七郞			彌二郎	與三兵衞	又二郎	甚三良」	助三耶一			勘內	宗左ヱ門		? E	青四郎	
	七斗九升三合四勺	壹斗一升	合六石六升七合四勺內	當荒貳畝廿步	永荒壹畝	下貳反內	當荒五畝	下壹反九畝八步內ミねもと	中壹反四畝廿八歩はしの本	一 田方分	東拾五石八斗八升八合三勺	曵 壹石三斗六升五合	三乡四チ六合八年、	三斗刀十二合六刀	三十六十三合六日		當荒壹畝	道成拾六步	上壹反四畝拾貳步內	同道成廿步
二二九			內	貳斗九升三合四勺	壹斗一升	貳石貳斗	五斗	壹石九斗貳升六合四勺	壹石九斗四升壹合	市郎	合三勺				台 七 卢		壹斗三升	六升九合貳勻	壹石八斗七升貳合	八升六合八勺
	當荒	永荒				同人		同人	同人		毛付	當荒		、 道					勘三郎	

下貳反七畝 上壹反四畝 中 貳 反 下貳畝廿步 下壹 反 下壹反壹畝廿四步內 中壹反六畝拾三歩たて畠 上壹反三畝拾三步內(マン) 下壹反三畝內 下貳反壹畝四步內 上壹反六畝八步內(マ丶) す五石壹斗六升四合
 島方分 當荒五畝 當荒六畝 當荒三畝 當荒壹畝 當荒廿步 永荒九斗 漬石漬斗 六升 貳石四斗三升 四斗五升 壹石六升貳合 五斗四升 貳斗四升 三斗九升 貳石壹斗一升四合 壹石九斗貳合 壹石八斗七合四勺 壹石八斗貳升 壹石七斗四升六合 壹斗三升 壹石壹斗七升 弓細工 即 毛 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 人 人 人 付 人 人 人 人 人 中壹反七畝 下壹反七畝 下壹畝拾八步 下貳反五畝貳歩內古との 上壹反廿步內 屋敷四畝六步 脱アルガ如シ 合六石壹升三合七勺內 亨拾五石貳斗九合四勺 合拾八石九升九合貳勺內 か合ニワトナル 九斗 四斗壹升九合八勺 壹石壹斗七升三合四勺 壹石五斗七升 田方分 畠方分 當荒八畝十步 當荒壹畝 壹石八升三合四勺 九升 壹石三斗八升六合七勺 貳石七斗五升七合 壹石八斗七升 四斗一升九合八勺 壹斗四升四合 壹石八斗七升 太郞左衞門 太郎左衞門 毛同 當 永 同 同 同 同 同 毛 屋 人 荒 付 荒 人 人 荒 人 敷 人

下壹畝拾八步

壹斗四升四合

同

人

毛

付

	一 畠方分	す九石五斗三升貳合七勺	三斗九升貳合	三斗五升四合七勺	壹石三斗貳升	合拾壹石五斗九升九合四勺內	しほ入壹畝十步	屋敷三畝十步內	塩入壹畝六步	屋敷貢献內	量文文文习	ドヤ政合式も	下壹畝	當荒貳畝	下六畝內	中壹畝上	當荒壹反	中七反九畝拾步內	下九畝の	一島方分
日出在	s 完五郞	-		勻		九合四勺內	十步 壹斗八升六合七勻	四斗六升六合七勺	步 壹斗六升八合		ストスト	五十七十六合	九升	壹斗壹升	五斗四升	當荒壹斗壹升	壹石壹斗	八石七斗貳升六合七勻	八斗壹升	村マ 善若、 四 郎
		毛付	屋敷	しほ入屋敷	當荒		L	同人		同人			同人		同人	同人		同人	同人	
	一 田方分	罗四斗八合	當荒四畝	下八畝拾六步內	きょしろ 畠方分		とフラ	一一日方子	萝壹石八升壹合四勺	貳斗三升三合四勺	壹斗四升	貳斗七升	四斗五升	合貳石壹斗七升四合八勺內	しほ入壹畝	屋敷貳畝廿步內	下五畝	龜崎上三畝拾步	青尻 當荒三部	下壹反六步內
	三七郞		三斗六升	七斗六升八合	趨內	永荒壹石壹斗	有 P	助力		勻				台八勺內	壹 斗四升	三斗七升三合四勺	永荒四斗五升	四斗三升三合四气	夏斗七升	九斗壹升八合
			L	同人		同人			毛	屋敷	塩入屋敷」	當荒	永荒			同人	同人	同人		同 人 -

上四畝	上貳畝	。 一	上七畝十貳步	一 自方分	∮四石七斗四升貳合	貳斗壹合	九升三合四勺	合五石三升六合四勺內	しほ入廿步	屋敷貳畝四步內	下壹反廿四步	上壹反五畝	上壹反四畝	一 畠方分	東貳斗五合四勺	しほ入貳	屋敷三畝廿步內	下壹反た	
しほ入五斗貳升	貳斗六升	宗左衞門	九斗五升四合	彌三郞	演合			四勻內	廿步 九升三合四勺	貳斗九升四合四勺	九斗七升貳合	壹石九斗五升	壹石八斗貳升	五郞左衞門	部力)	しほ入貳畝六歩三斗八合貳勻	五斗一升三合四勺	壹石	日出荘
同人	同人		毛付		毛付	屋敷	しほ入屋敷	_		同人	同人	同人	同人		やしき」		同人	同毛 人付	
	下貳畝內	上九畝六歩	下四畝	下貳原					中書	中	下六畝			-				下。	
道成拾六	,,	方· 参	, , , ,	下貳反四畝藤原越	一 畠方分	ソ九斗八升	貳石貳斗八升	合三石貳斗六升	中貳反廿四步	中四畝	んきいの木	中一島方分	罗八斗	三斗六升	五斗貳升	合壹石六斗八升	當荒四畝	下壹反內	
道成拾六步 四升八合	壹斗八升	六步 壹石壹斗九升五合八勺	永荒三斗六升	戊四畝	一 畠方分 靍房今ハ新十郎	ソ九斗八升	貳石貳斗八升七合八勻	合三石貳斗六升七合八勺內	反廿四步 永荒貳石貳斗八升七合八勺	畝 四 斗 四 升	んきいの木 五斗四升		9八斗	三斗六升	五斗貳升	合壹石六斗八升內	當荒四畝 三斗六升	· 九斗	

合貳石三斗四升七合七勺內	しほ入壹畝貳步	屋敷壹畝拾步內	下三畝	下六畝廿五步	當荒壹畝十五步	下八畝拾貳歩內ではしろ	つゑ入	上壹畝 つゑ入	當荒貳畝	上三畝内が	一島方分	す三石四斗八升七合七勺	壹斗七升七合五勺	貳斗八升九合三勺	四斗八合	三斗六升	合四石三斗六升貮合五勺內	しほ入貳畝貳步	屋敷三畝拾步內
一勺內	少 壹斗四升九合三勺	壹斗八升六合七勻	貳斗七升	六斗壹升五合	・ 壹斗三升五合	七斗五升六合	下ニモ有リ	壹斗三升	貳斗六升	三斗九升	助市						五勺內	少 貳斗八升九合三勺	四斗六升六合七勺
		同人	同人	同人		同人		同人		同人		毛付	居屋敷	塩入屋敷	道成	永荒			同人
中貳畝塩	中貳反三畝	さはしろ	中四部十四步	コロなける。	· 量升八升五合六年、		屋敷貳畝三步內		(マ 、) 名壹不四シ アチア名	うぎコリトントング	下同次	下壹反	下四畝拾六歩	一 鼻方分	す壹石六斗三升六合	三升七合四勺	壹斗四升九合三勺	三斗九升五合	壹斗三升
塩入貳斗貳升	貳石六斗三升	(マヽ)	五シ壹チ三召壹2.	记十壹十三分壹可	<u> </u>	壹斗七合四勺	貳斗九升三合	宗三郞		電ミノチ	ライス十	九斗	四斗八合	淸九郞					
同	同		1	<u> </u>	屋敷毛付	しほ入屋敷	同		=	i i	ij	同	同		毛	屋	しほ入屋敷	當	つゑ入

合貳石四斗五升內	下四畝廿四歩	當荒四畝	上壹反五畝廿五歩內	一島方	す四石壹斗九升八合八勺	三升七合	八升四合	合四石三斗壹升九合八勺內	しほ入十八步	屋敷廿六步內	中三反八畝六步	きないる 畠方分	す五石七斗貳升三合三勺	貳斗貳升	合五石九斗四升三合三勺內	上貳反貳畝拾六步	上壹畝拾貳步(マヽ)(マ、)(マ、)	
	三斗九升貳合	五斗漬升	貳石五升八合	與衞門	合八勻			合八勺內	步 八升四合	壹斗貳升一合	四石壹斗九升八合八勺	太郎兵衞			台三勺內	貳石九斗貳升	壹斗七升三合三勺	日出荘
	同人		同人		毛付	屋敷	しほ入屋敷		_	同人	同人		毛付	しほ入		同人	同人	
屋敷七畝十五步內	下四畝廿四步	中壹反三畝	一 島方分	す三石九斗八升	壹斗五升八合七勺	壹斗七升七合三勺	四斗五升	合四石七斗六升六合內	しほ入壹畝八步	屋敷貳畝拾貳步內	下壹反八畝	中同文	當荒五畝	下壹反三畝拾步內	下豊反三畝	一 島方分	- ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
壹石五升	四斗三升貳合	壹石四斗三升	六郞			J		內	、步 壹斗七升七合三勺	三斗三升六合	壹石六斗貳升	四斗四升	四斗五升	壹石貳斗	壹石壹斗七升	清四郎		
同人	同人	同人		毛付	屋敷」	しほ入屋敷	當荒			同人	同人	同人	<u></u>	同人	同人		毛付	

五斗貳升

當荒

しほ入三畝十八步 五斗四合六才

	ラ六斗	しほ入四畝	下壹反內	一 田方分	∮貳石壹斗六升九合九勺	貳斗九升八合七勻	壹斗六升八合	貳斗九升四合四勺	合貳石九斗三升壹合內(勺/誤內)	しほ入壹畝	屋敷三畝十步內	明屋敷貳畝四步	(中か) 上壹反貳畝	上六畝拾六步	一 畠方分	す壹石八斗六升貳合	五斗四升六合	五斗四合六才	合貮石九斗壹升貳合內
日出莊		四斗	壹石	藤左衞門	合九勻	勻		勻	合內 () () () () () () () () () (しほ入壹畝六步 壹斗六升八合	四斗六升六合七勺	貳斗九升四合四勺	壹石三斗貳升	八斗四升九合	三右衞門	合			合內
	毛付	L_	同人		毛付	居屋敷	しほ入屋敷	明屋敷			同人	同人	同人	同人		毛付	屋敷	しほ入屋敷	
	しほ入壹畝三	屋敷三畝拾步內	上壹反五畝	永荒壹反	下壹反八畝內	下八畝	永荒六畝	下壹反九畝內	上壹畝をき	中壹反六畝廿歩	しほ入壹畝	下三畝廿步內	當荒壹反八畝	中四反貳畝內	しほ入貳畝	中貳畝廿步內	當荒壹畝十步	下貳畝拾貳歩內すいかはな	一 畠方
二三五	しほ入壹畝三步 壹斗五升四合	屋敷三畝拾步內 四斗七升壹合三勺	上壹反五畝 壹石九斗五升	永荒壹反 八斗	下壹反八畝內 壹石四斗四升	下八畝 永荒六斗四升		下壹反九畝內 壹石五斗貳升	上壹畝・豊斗貳升	中壹反六畝廿步 壹石八斗三升三合	しほ入壹畝 九升	下三畝廿步內 三斗三升	當荒壹反八畝 壹石九斗八升	中四反貮畝內四石六斗貮升	しほ入貳畝 貳斗二升	中貳畝廿步內 貳斗九升三合	當荒壹畝十步 壹斗貳升	下貮畝拾貳步內 貳斗一升六合	一 畠方 藤左衞門
三三五				永荒壹反			永荒六畝			歌 廿 步	入壹畝		^元 壹反八畝		ほ入貳畝		荒壹畝十步		

中六畝拾六步	下八畝十四步	たいら永荒三反三畝	下四反五畝內	(マヽ) 當荒五畝	下壹反貳畝	下三畝廿步	下七畝廿四歩	上三畝十六步	まうを 一 島方	す九石七升九合七勺	三斗壹升七合三勺	壹斗五升三合(四ノ誤カ)	貳石六斗五升三合三勺	三斗一升	壹石九斗貳升	合拾四石四斗三升三合三勺內(四/誤力)	上貳畝	下八畝拾歩
當荒七斗壹升八合	七斗六升貳合	三畝 貳石九斗七升	四石五升	四斗五升	壹石八斗 (升)	永荒三斗三升	七斗貳合	三斗五升九合貳勺	(明. 景) 宗兵衞	七勺		設 力)	三合三勺 P二元一斗			ガ三合三勺 内 ノ誤カ)	貳斗六升	七斗五升
同人	同人		同人		同人	同人	同人	同人		毛付	居やしき	しほ入屋敷	當荒	しほ入	永荒		同人	同人
壹斗七升七合	壹斗貳升一合四勺	三斗九升	壹石八斗一升八合	四石貳斗六合	合拾六石八斗八升	(マ しほ入廿六步	屋敷貳畝四步內	明屋敷六畝拾步	永荒三畝	下壹反三畝內	中三畝廿歩	やくし前 當荒五畝	上壹反貳畝內	上貳反十六步	市口下三畝拾五步	下三畝廿五步	変シリ 三畝	上壹反四畝廿八步内
	与		合		갶	íĿ.												
					守拾六石八斗八升六合三勺內 C+八石五升	少 壹斗貳升壹合四勺	貳斗九升八合四勺	永荒六斗三升三合	貳斗七升	壹石壹斗七升	四斗三合四勺	六斗五升	壹石五斗六升	貳石六斗六升九合	三斗壹升五合	三斗四升五合	三斗九升 はま中屋敷土とり分 」	24

上壹反八步	一島方	す壹石三斗八升	三斗七合六勺	壹斗四升	六斗五升四合	合貳石四斗八升一合六勺內	しほ入壹畝	屋敷三畝六步內	下三畝拾八步	永荒三畝廿步	下壹反九畝內	一 畠方	以上	下貳反三畝	以上	下五畝拾步	一 田方分	す拾石壹斗七升七合
壹石三斗三升四合四勺	與四郞					一合六勺內	室畝 壹斗四升	四斗四升七合六勺	永荒三斗貳升四合	T步 三斗三升	壹石七斗壹升	きく		貳石七升		五斗八升六合七勺	爾二郎	
匀 同 人		毛付	居屋敷」	しほ入屋敷	永荒			同人	同人		きく	_	f	E 計 同 人	目作	E 村 同 人		毛付
			下六畝:		下七次	5		中皇され								E	下三畝	下四同畝
三斗六升	合壹石貳斗七升	當荒壹畝	下六畝廿歩內	當荒三畝	下七畝拾四歩內	一島方] - - - - - -	中皇壹又七畝廿四歩さはしろ	ア○ ル脱 カ行	9 壹石六斗八升	七升八勺 合計	五升壹合三勺	貳斗七升	合貳石七升五合	しほ入拾	屋敷廿六步內	一畝	蚁
三斗六升	合壹石貳斗七升貳合內	當荒壹畝 九升	畝廿步內 六斗		歌拾四步內 六斗七升貳合	一 畠方 勘三郎		壹文七畝廿四步 - 壹石九斗四升三合四勺Ups	アルカ行	す 壹石六斗八升三合三勺	七升八勺 〇計算上六升九	五升壹合三勺	貳斗七升	合貳石七升五合四勺內(八/誤內)	しほ入拾壹步 五升壹合三勺	座敷廿六步內 壹斗貳升壹合	一畝 永荒貳斗七升	町 三斗六升

二三七

合五石五斗三升八合七勺內	(四)異的)しほ入貳畝六月	屋敷四畝拾五步內	當荒四畝	永荒壹反九畝六步	下三反三畝六步內	下壹反貳畝	上六畝拾六歩	入島 一 島方	す貳石貳斗九升三合	七升五合五勺	合貳石三斗六升五合八勺内の二石四斗五升(マ	道成廿六步	中七畝內	中四畝貳步	下八 畝	可ないとう		り カギー 升貳合	日
七勻內	(四) 関かして、日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本の日	六斗貳升九合七勺	三斗六升	六步 壹石七斗貳升八合	貳石九斗八升八合	壹石八升	八斗四升九合	宗四郎今八與三二郎		誤力)	八一八八八十八十八八一八八一八八八八八八八八八八八八八八八八八八八八八八八八	七升五合五勺	七斗七升	四斗四升七合三勺	七斗貳升	五斗熕升熕合	彌五郎		出
		同			同	同	同		毛	道			同	同	同	同		毛	
	<u></u>	人			人	人	人		付	成			人	人	人	人	_	付	÷
三斗四升六合八勺	拾貳石七斗七升貳合八勺	合百五拾石壹斗六升六合七勺內	畠方高	東九石貳斗貳升七勺	三口合貳石四斗三合四勺	七斗九升三合四勺	四斗	壹石貳斗壹升	合拾壹石六斗貳升四合壹勺內	田方高		中島比步	ルの脱ア	夏貳石八斗三升壹合	三斗五升一合六勺	三斗八合壹勺	三斗六升	壹石七斗貳升八合	
~	八勺 永	合七勺內		毛	与	當	し	永	1壹勺內			七升三合四刁 毛 付		毛	居屋敷	やしき	當	永	二三八
Ŋ							ほ入									1			

田畠 慶長三年 紙數貳拾八枚、 **季百拾八石八斗七升八合九勺內** 合百六拾壹石七斗九升八勺內 七口合三拾壹石貳斗八升七合八勻 殘而百貳拾八石九升九合六勺 以上 壹石五升 七月廿四日 三拾三石六斗九升壹合貳勺 四石八升六合八勺 貳斗九升四合四勺 三石壹斗五升 五斗貳升 拾貳石九斗六升一合六勺 四斗八升六合六勺 但上紙共ニ、 日 出 荘 辻 間 七 やしき , 土とり分 土とり分 藏(花押) 明屋敷 引 毛 道 之 付 成 (表紙表題) 듳 豐後 豐後日出莊指出帳 日 速 出 見 莊指 日 郡 慶長三年七月廿四日 出 出帳 庄 七 ○東京大学史料編纂所謄写本 御 Ł 指 瀧 出 二三九

帳

澤

規 近

道 義

校 寫

中三反七畝十四步。しほ入四石八斗七升五勺		メ五石八斗五升一合	壹斗八升	三升一合內九合一勺力)		上九畝拾貳歩 壹石貳	上壹反壹畝六步 壹石四		當荒 貳畝 壹斗八升	下壹反五畝內・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	方分	ダ貳石七斗八升六合六勺	淺 七升三合四勺	合貳石八斗六升內	廿歩 しほ入 七升三	下壹段三畝內 壹石四		田方分	日出荘
斗七升五勺	せいけ				开	壹石貳斗貳升一合三勺(二合二勺ヵ)	壹石四斗五升八分	壹石九升貳合	升	壹石三斗五升	三衞門				七升三合四勺	壹石四斗三升	壹石四斗三升	三衞門	
藤三郎		毛付	當荒		<u></u>	人	同人	同人		三衞門		毛付」	しほ入			同人	三衞門		
拾石六斗三升三合四勺	合拾五石三斗	下壹畝廿步	下世步	上(マ、)	下壹畝	下七畝廿步	下五畝十五步	下 廿 步	下 貳畝 廿步	下四畝	同三亩	下三枚小松かさき	下壹段壹畝	中貳畝	下三畝十六步	下六畝十步	中貳反壹畝廿六步	上壹反貳畝十步	
升三合四勺	合拾五石三斗七升内の升以下二升九	壹斗八升三合四勺	しほ入七升三合四勺	しほ入三斗	壹斗壹升	八斗四升三合四勺	六斗四合七勺	永荒七升三合四勺	貳斗九升三合匹气"	永荒四斗四升	ニュニー	三十三十	壹石熕斗壹升	貳斗六升	三斗八升八合三勺	しほ入六斗九升六合七勺	しほ入貳石八斗四升貳合六勻	しほ入壹石八斗五升	
塩 入	<u></u>	同人	同人	同人	同人		同人	同人	同人				同人	同人	同人	同人	同人	同人	

上五畝八步		同 中壹反六畝	同 上壹反四畝 廿步	同 當荒七畝廿四步	中貳反廿四步內	下壹反八畝廿步	下四畝八步	南大昌 當荒貳畝	中貳反六歩內	下五反三畝六步	上三反六畝十貳步		下四畝	内島 上九畝十步	全 上壹反六畝廿四步	明屋敷 上 十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十	メ四石貳斗貳升三合貳勺	五斗壹升三合四勺
六斗八升四合四勺	當荒壹斗頂升一合	壹石七斗六升	壹石九斗六合八勺	四步 八斗六升八合	貳石貳斗八升七合八勺	壹石六斗八升	三斗八升四合	貳斗二升	貳石貳斗貳升一合六勺	四石七斗八升八合	四石七斗三升一合九勺	壹斗三升	三斗六升	九斗四升三合三勺	貳石壹斗八升四合	せいけ	合貳勻	勺
同	同	同	同		司	同	同		同	同	同	同	同	同	藤		毛	永
人	人	人	人		人	人	人	L	人	人	人	人	人	人	藤三郎		付	荒
一 一 畠方分	合三石五斗貳升	下壹反	下意反四畝	下八畝	一 田方分	メ 貳拾七石三斗五升七合 (四斗三升九合九勺	壹石貳斗貳合四勺	七升五合	壹石壹斗	合三拾石壹斗七升四合七勺內	貳全	貳畝十貳步	下壹反四畝廿歩	下三反三畝廿九步	下廿五步	下五畝	上五金畝
光明寺	<i>)</i> 1	壹石壹斗	壹石五斗四升	八斗八升	光明寺	4升七合	_	四勺			3升四合七勺內	貳斗	貳斗三升九合九勻	壹石三斗貳升	三石五升七合	所なし七升五合	永荒四斗五升	永荒六斗五升
	毛付	同人	同人	光明寺		毛付	屋敷	當荒	所なし	永荒		同人	同人	同人	同人	同人	同人	同人

日出莊

四四

永荒壹反	下貳反五畝十八步內	中壹反廿四步	かた平 営荒三畝	中六畝	中六畝十貳步	e 當荒三畝	中四反六畝六步內	下三畝十貳步	同 (八丸) 世界	· 全 ()	中壹反十貳步	下八畝廿步	下壹段貳畝廿步	下九畝・ノ木	下六畝	當荒 三畝	上貳反八畝內	下四畝廿步	
永荒壹反八畝十八步 壹石六斗七升八合	貳石三斗四合	壹石壹斗八升七合八勺	三斗三升	六斗六升	七斗貳合	三斗三升	四石七斗五升貳合八勺	永荒三斗六合	七斗八升		壹石壹斗四升四合	永荒七斗八升	壹石壹斗四升	永荒八斗壹升	五斗四升	町 三斗九升	三石六斗四升	當荒四斗貳升	日出荘
	同	同		同	同		同	同	同		同	同	同	同	同		同	光明寺	
	人	人		人	人		人	人	스	-	人	人	人	人	人		人	寺	
下四畝	下三畝	當荒壹畝	中壹反五畝內	下三畝	下三畝プト	下貳反四畝廿四步	下壹反貳畝	下貳反四畝十六步	下壹畝	下七畝	同	おぎね 田方分		七斗三升三合三勺	壹石四斗七升	三石五斗七升	合拾九石九斗壹升七合九勺內	明屋敷七畝十步	
四斗四升	永荒三斗	壹斗貳升	壹石八斗	永荒三斗	三斗	貳石四斗八升	壹石貳斗	壹石四斗五升三合	壹斗一升	永荒七斗七升	六石三斗七升八合六勺	武道 (マー・)		三勺			升七合九勺內	七斗三升三合三勺	二 四 二

同同同同

同 彌

人六

毛 明屋敷

當荒 永荒

同

人

同 同 司 同 同

人

上壹畝廿六步	上山故	下貳畝十貳步	當荒四畝	上壹反三畝六步內	永荒六畝	下壹反廿歩內	一島方分		壹斗貳升	三石五升六合七勺	合貳拾石六斗九升八合內	下壹畝十步	下五畝十步	下五畝十步	下九がき様	中四畝	下壹反壹畝	下三畝と
貳斗四升貳合六勻	九斗一升	漬斗壹升六合	五斗貮升	壹石七斗一升五合八勺	五斗四升	九斗六升	武道	(升一合六勺		1七勺	(1) (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1)	壹斗四升六合七勺	五斗三升三合三勺	永荒五斗八升六合七勺	九斗九升	四斗八升	永荒壹石壹斗	三斗三升
同	同	同		同		彌		毛	當	永		同	同	同	同	同	同	同
人	人	人		人		六		付	荒	荒		人	人	人	人	人	人	人
下壹反	上壹反四畝	中壹反六畝廿歩	上七畝	上六畝	中四畝六步	上七畝廿九步	上意動	是光 當荒貳畝	上九畝十八步內	上七畝六步	下貳反拾貳步	上六畝廿八步	中壹反六畝	司 永荒壹反八畝	中五反廿步內	永荒貳畝廿四步	上四畝廿四步內	中貳畝廿六步
,																步		
九斗	壹石八斗貳升	壹石八斗三升三合	九斗一升	七斗八升	四斗六升一合六勺	壹石三升五合貳勻	壹斗三升	貳斗六升	壹石貳斗四升七合	九斗三升五合八勺	壹石八斗三升六合	九斗壹合	壹石七斗六升	壹石九斗八升	五石五斗七升三合四勺	三斗六升四合	六斗貳升四合	三斗壹升五合
九斗 同	壹石八斗貳升 同	壹石八斗三升三合 同	九斗一升	七斗八升	四斗六升一合六勺 同	壹石三升五合貳勺 同	壹斗三升 同	貞 斗六升	壹石貳斗四升七合 同	九斗三升五合八勺 同	壹石八斗三升六合 同	九斗壹合	壹石七斗六升 同	壹石九斗八升	五石五斗七升三合四勺 同		六斗貳升四合	三斗壹升五合 同

日出莊

三代畝	中八畝廿八步	上貳畝廿歩	野畠 當荒三畝	上壹反壹畝內	下三畝	下四畝	同一一同一一	で内島	中壹反貳畝	下壹反廿步	下貳反貳畝	下壹反貳畝	おひと	下壹畝十八步	上壹畝十八步	下壹畝十八步	永荒六畝	中壹反六畝六歩內	下五畝廿六步	
三斗	所なし九斗八升貳合	三斗貳升	畝 三斗九升	壹石四斗三升	貳斗七升	三斗六升	順 半 升		壹石三斗貳升	九斗六升	壹石九斗八升	壹石八升		壹斗四升四合	貳斗七合八勺	壹斗四升四合	畝 六斗六升	壹石七斗七升八合	五斗貳升八合	日出荘
同	同	同		同	同	同	同]	同	同	同	同		同	同	同		同	同	
人	人	人		人	人	人	人		人	人	人	人		人	人	人。		人	人	
下七畝廿四歩しやうや	當荒壹畝十步	下壹段三畝貳步內すまふてん	下廿五步	下貳畝十貳步	下世步	下壹畝	下七畝五步	下四畝	上四部	こかわはた	コロズの一個人能力を	と 見受し 外 た トラジス	一 田方分	メ三拾壹石壹斗六升六合六勺	三斗	壹石壹斗七升	九斗八升貳合	三石五斗四升四合	合三拾七石壹斗六升貳合六勺內	
しほ入八斗六升三合	步 壹斗四升七合三勺	壹石四斗三升七合	九斗壹合(升ノ誤カ)	貳斗六升三合九勺	七升三合四勺	壹斗壹升	七斗八升八合	四斗四升	六斗	五 不	にはた	式写ご 十三十	宗行	开六合六勺				合	,升貳合六勺內	
同人		同人	同人	同人	同人	同人	同人	同人	同人		可見三島	欠 耶 三 耶		毛付	屋敷	當荒	所なし	永荒		M

當荒壹畝	中八畝十貳步內	中八畝十貳歩	一 畠方分	メ三拾壹石壹斗七升四勺	壹斗四升七合三勺	貳石三斗三升六合八勺	合三拾三石六	下七畝十貳步	上貳段八畝	下壹段五畝	下壹段八畝十貳步	下三段四畝	下貳段七畝	下三段八畝十歩	下六畝貳步	下三畝	下壹畝廿步	下六向
畝 壹斗一升	九斗貳升三合九勻	九斗貳升三合九勺	宗行	斗七升四勺	合三勺	升六合八勺	合三拾三石六斗五升四合五勺內	八斗三升九勺	四石四斗	壹石六斗五升	貳石貳斗四合 (チノ語オ)	三石七斗四升	貳石九斗七升	三石八斗三升三合	しほ入六斗六升七合	三斗三升	しほ入壹斗八升三合四勺	は日入六斗六升
	同人	二郎三郎	L _	毛付	當荒	塩入		同人	同人	同人	同人	同人	同人	同人	同人	同人	同人	同人
下貳畝	下壹段廿步	下貳畝廿四步	下三畝廿二步	上意识	上貳畝五步	上七畝廿八步	かきそい 賞荒五部	上演段六畝十演步內	(上)	下七畝貳步	下六畝十六步	上四畝	上壹反貳畝	下四畝	中壹段六畝	中壹段四畝	上五畝十八步	上三段四畝十貳步
壹斗八升	九斗六升	貳斗五升二合	三斗三升六合	壹石三斗	貳斗八升一合五勺	壹石三升一合六勺	六斗五升	三石四斗三升一合九勺		九斗壹升八合六勻	五斗八升八合	五斗貳升	壹石五斗六升	三斗六升	壹石七斗六升	壹石五斗四升	七斗貳升七合七勺	四石四斗七升一合九勺
同人	同人	同人	同人	同人	同人	同人		同人	ı	同人	同人	同人	同人	同人	同人	同人	同人	同人

日	
出	
生	

壹段貳畝	七畝廿六步	明屋敷四畝	中九畝六歩	下貳畝松	上壹段三畝六步	上四畝廿步	中六畝十貳步	中五畝廿步	(中カ) 十六歩	下貳段壹畝	下壹段貳畝四步	中四畝廿四步	下五畝十步	下七畝十四步	中九畝十六步	下七畝十四步	下四畝八步	
壹石貳斗	七斗八升六合四勺	四斗	壹石九合八勻	壹斗八升	壹石七斗一升五合八勺	六斗六合八勺	七斗三合九勺	六斗貳升三合四勺	四斗八升	壹石八斗九升	壹石九斗四合 (升力)	五斗貳升七合貳勻	四斗八升	六斗七升貳合	壹石四斗八合	六斗七升貳合	三斗八升四合	日出荘
同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	
人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	
下三畝九步	下五同	下十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二	下	中								-					-	
九步	下五畝十步	下七畝十四步	下八畝	中八畝廿步	一 畠方分	合壹石貳斗八升六	下五畝廿貳步	中五畝かたむき	一 田方分	の 医石匠 (マー)四石四斗七升九	四斗	七斗六升	九升	合三拾九石三斗三	九畝十八步	八同畝	七畝十步	
1.九步 貳斗九升七合	畝十步四斗八升		J八畝 七斗貳升	- 八畝廿步 九斗五升三合	一 畠方分 彌三郞	合壹石貳斗八升六合 (勺/誤カ)	下五畝廿貳步 六斗三升六合 (勺/誤カ)		一 田方分 武友	, "是有一个人,是一个人,我们们们的一个人,我们们们们的一个人,我们们们们们们们们们们们们们们们们们们们们们们们们们们们们们们们们们们们们		七斗六升	九升	合三拾九石三斗三合九勺內	九畝十八步 九斗五升九合七勺	八卦	七畝十步 七斗三升三合三勺	二四六

	下貳畝坊	下壹段	中壹段七畝	下壹畝	下壹段八畝	當荒七畝	下壹段三畝廿步內	大豆田三畝	中六畝内	下三段五畝	下壹段六畝	中貳反三畝	一 田方分	メ五石四斗六升壹合八勺	七斗七升九合八勺	合六石貳斗四升壹合六勺內	五やしき	貳畝廿四歩	上壹段八畝
日出注	貳斗二升	塩入壹石壹斗	塩入貳石貳斗一升	壹斗一升	塩入壹石九斗八升	畝 七斗七升	壹石五斗三合四勺	三畝 三斗六升	七斗貳升	當荒三石五斗	壹石六斗	貳石九斗九升	寳光寺	升壹合八勺	合八勺	升壹合六勺內	五斗	貳斗七升九合八勻	貳石三斗三升九合八勺
	同人	同人	同人	同人	同人		同人	_	同人	同人	同人	寳光寺		毛付」	屋敷		同人	同人	同人
	下貳畝廿步	上貳畝廿步	下三畝	上貳畝廿步	上壹段六畝	下壹段七畝十步	- (つ) - (ま) 女	ラグイフジグラ	・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	三十六十	四 古代十二十	厦石 廣斗 廣升 廣升 廣升 廣升 廣升 廣升	と 資格電イブミ	一三曲	ご同次	下壹畝十步	中壹段六畝	下壹反五畝	下壹段貳畝
二四七	貳斗四升	三斗四升六合八勺	貳斗七升	三斗四升六合六勺	貳石八升	壹石五斗六升	置光芒			7	Γ 2		-	サントミクログロ	塩 くエナエナ	永荒壹斗四升(六合六勺脱ヵ)	永荒貳石八升	壹石六斗五升	壹石三斗貳升
	同人	同人	同人	同人	同人	同人			毛豆竹	₹.	当				司人	同人	同人	同人	同人

永荒五畝	中壹段壹畝內	L	下壹段五畝		â 當荒壹反五畝	下壹段八畝四步內	下貳畝十歩	上五段五畝	上貳段貳畝十六步	上六畝十漬步	下六畝四步	南水島 営荒貳反	へり六反	上壹町九段內	上壹段	全 當荒一畝	上壹段六畝內	下 四 数 数	
五斗五升	壹石貳斗一升	ほ入壹斗八升	壹石三斗五升	永荒貳斗八升八合	畝 壹石三斗五升	壹石六斗三升貳合	貳斗一升	七石壹斗五升	貳石九斗貳升九合	八斗三升壹合九勺	五斗五升	貳石六斗	七石八斗	貳拾四石七斗	壹石三斗	壹斗三升	貳石八斗	三斗六升	日出莊
	同人	同人	同人	同人		同人	同人	同人	同人	同人	同人	<u></u>		同人	同人		同人	同人	
下貳畝	一 田方分	メ三拾九石貳斗四升七合五勺 (六合九勺カ)	壹石六斗六合	壹石壹斗五升三合	四石三斗四升	壹斗八升	八斗三升八合	七石八升	合五拾五石壹斗六升四合五勺內	屋敷壹畝六步	屋敷四畝廿步	屋敷壹段六步	明屋敷五畝十八步	明屋敷六畝	當荒貳畝	上壹段壹畝三歩內	上三畝六步	上七畝五步	
當荒貳斗	金丸	八七合五勺	(正)	が見か					 7四合五勺內	壹斗貳升	四斗六升六合六勺	壹石貳升	五斗五升三合	六斗	貳斗六升	壹石四斗四升三合	四斗壹升五合八勺	九斗三斗一合八勺	二四八

 毛屋明當塩永へ
 同同同同同同同同同同

 付き敷荒入荒り
 人人人人人人人人人人

貳石七升六合六勺	合拾石壹斗八升五合九勺內	上三畝	當荒貳畝	上貳畝廿六步內	下十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十	下六畝廿歩	下九畝廿步	下貳段壹畝	川成六畝	下壹段壹畝內	川成五畝	下貳段内	下壹畝貳步	中貳畝廿四步	上壹畝廿六步	下・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	下壹段五畝六步
六 勻	五合九勺內	當荒四斗五升	三斗	四斗三升	三升三合三勺	六斗六升六合六勺	川成九斗七升六合六勺	貳石壹斗	六斗	壹石壹斗	五斗	貳石	永荒壹斗七升七合	三斗四升四合	永荒貳斗八升	壹斗一升	壹石五斗貳升
川永		同		同	同	同	同	同		同		同	同	同	同	同	同
成 荒		人		人	人	人	人	人		人		人	人	人	人	人	人
中七畝十四歩下壹段壹畝廿貳歩	永荒壹反·	下壹段貳畝十八步內	下三畝廿貳步	上七畝十四步	永荒九畝	下壹段五畝內	中三畝廿貳步	中三畝	下壹畝対	当 當荒貳畝	川成三畝	下九畝拾六步內	中壹畝廿步	上壹畝	2	メ六石七斗貳合	九斗五升
- 七畝十四步 なしの木畠 なしの木畠 でもの木畠 でもの木畠 でもの木畠 でもの木畠 でもの木畠 でもの木畠 でもの木畠	永荒壹反十八步九斗五升四合	下壹段貳畝十八步內 壹石壹斗三升四合	下:三畝廿貳步 三斗三升六合	上七畝十四步 永荒九斗七升五勺	永荒九畝 八斗一升	下壹段五畝內 壹石三斗五升	中三畝廿貮歩 永荒四斗三合四勺	中三畝 三斗三升	下壹畝 永荒九升		川成三畝 貳斗七升	下九畝拾六步內 八斗五升八合	中壹畝廿步 永荒壹斗八升三合四勺	上壹畝 永荒壹斗三升	一 晶方分 金丸	メ六石七斗貳合三勺	九斗五升

二四九

上壹畝十八步	上三畝	全當荒三畝	上六畝內	上三畝	上壹畝	上貳畝	全當荒熕油	上壹段三畝廿四步內	全 當荒六畝	中壹段貳畝四步內	下七畝	♪ 富 富 荒 貳 畝	下七畝六步內	中七畝十五步	中九畝十八步	當荒四畝十	上五畝十八步內	中壹段四步	
貳斗七合七勻	三斗九升	三斗九升	七斗八升	三斗九升	壹斗三升	貳斗六升	貳斗六升	壹石七斗九升四合	六斗六升	壹石三斗三升四合四勺	永荒六斗三升	壹斗八升	六斗四升八合	八斗貳升四合四勺	壹石五升五合五勺	當荒四畝十八步五斗九升七合七勻	七斗貳升七合七勺	壹石壹斗一升四合四勺	日出荘
同	同		同	同	同	同		同		同	同		同	同	同		同	同	
乙	人		人	人	人	人		人		人	人		人	人	人		人	人	
壹石壹升貳合七勺	貳石貳斗六升七合七勺	貳斗七升	五石三斗貳升五合貳勺	合演拾玉石演斗	屋敷壹畝十八步	屋敷三畝六步	屋敷貳畝廿步	屋敷貳畝廿步	下貳畝十步	上壹段七畝十八步	上壹段十貳步	上壹畝	下壹畝	下貳畝廿步	下三畝十貳步	下七畝六步	上貳畝廿步	中五畝廿六步	
- 七勺	七合七勺		(五合貳勻	合貳拾五石貳斗貳升六合六勺	壹斗五升九合七勺	三斗壹升九合八勺	貳斗六升六合六勺	貳斗六升六合六勺	永荒貳斗壹升	貳石貳斗八升七合七勺	壹石三斗五升貳合	壹斗三升	九升	貳斗四升	永荒三斗六合	永荒六斗四升八合	三斗四升六合八勺	六斗四升六合	二五〇

上壹段六畝 當荒貳石貳斗八升	に 但畠也、田の帳ニ有之故、如此ニ仕シ也、	下三畝 しほ入三斗	上三反七畝 塩入五石壹斗八升	下壹段 しほ入壹石	下貳畝十五步 塩入貳斗七升五合	下貳畝十五步 貳斗七升五合	上貳段四畝貳步 塩入三石六斗壹升	下三畝 塩入三斗三升	上六畝廿歩 塩入壹石	下四郎四斗四升四十四十四十四十四十四十四十四十四十四十四十四十四十四十四十四十四十四十	上五畝廿六步 塩入八斗八升	A. 當塩入廿步 九升六合八勺	中壹段三畝廿步內 壹石七斗八升六合	上四畝 當しほ入六斗	上壹段壹畝廿六步 壹石六斗九升	下四畝廿四步 塩入五斗貳升七合	一 田方分 満願寺	メ拾六石三斗五升一合
同人	<u></u>	同人	同人	同人	同人	同人	同人	同人	同人	同人	同人	<u>_</u>	同人	同人	同人	同人		毛付」
下壹畝廿步	下三全段	下壹段廿四步	下壹畝	下貳畝四步	全 當荒壹畝	永荒四畝廿步	下貳段四畝廿步內	當荒貳セ	下三畝内下	上三畝	下貳產	下三畝	一 島方分	メ四石八升五合	貳石貳斗八升	六斗九升六合八勺	拾三石壹斗貳合	合貳拾石壹斗六升三合八勺內
壹斗五升	貳石七斗	永荒九斗七升貳合	永荒九升	永荒貳斗九升貳合	九升	计步 四斗貳升	漬石漬斗漬升	壹斗八升	貳斗七升	三斗九升	壹斗八升	永荒貳斗七升	満願寺	П	71	八 匀	合	八升三合八勺內
同人	同人	同人	同人	同人			同人		同人	同人	同人	同 人		毛付	畠當荒	當荒	塩入	

Ļ	ł	ļ
7	İ	-

當荒貳畝 貳斗六升	中臺段壹畝廿貳步內 壹石五斗三升	古川 一 田方分 "癩五郎" 彌五郎	火九石三升 F叢	壹斗	壹石五斗六升	五斗	八石五斗三升四合	合拾九石七斗貳升四合內	屋敷壹畝	當荒壹畝 九升	永荒壹畝 九升	下壹段壹畝內 九斗九升	中五郎 しほ入五斗	下四段五畝 永荒三石六斗	當荒壹反 壹石貳斗	永荒貳反 貳石四斗	上五段五畝內 六石六斗	T-五畝 ・ 永荒四斗 ・ 永荒四斗	日出荘
	同人		毛付」	屋敷	當荒	塩入	永荒		同人			同人	同人	同人			同人	同人	
四石九斗七升八合	六斗六升七合	五斗貮升	八斗	合貳拾貳石三斗壹升五合內	下六畝	下意識が	下四反廿四步	上 川成九畝	下六反五畝內	全 矛膏膏前	下貳反三畝内	下七畝	下登	みねもむ くゑ入四畝	しほ入五朝	中三段三畝四步內	下貳畝	中 中 七全	
八合				臺升五合內	六斗六升	當荒壹斗一升	川成四石七升八合	九斗	六石五斗	意义	貳石三斗	永荒七斗	當荒壹石	玉 五 工 工 工 工 工 工 工 工 工 工 工 工 工 工 工 工 工 工	しほ入五畝四步六斗六升七合	四石三斗七合	演斗 演升	當荒九斗壹升	=======================================
永川成	塩入	くゑ入	永荒		同人	同人	同人		同人		同人	同人	同人	L		同人	同人	同人	五三

	下壹段三畝六步	下全三金畝	下四畝廿步	下貳畝廿步	下壹段壹畝六步	當荒貳畝	上壹段内丁	上六畝八歩	中貳畝廿貳步	中三段六畝	中六畝	中貢館	全管方實典	(段壹畝	全 永荒七畝廿步	下壹段三畝廿步內	(マン) 畠方分	メ拾三石七升	漬石漬斗八升
日出荘	壹石壹斗八升八合	當荒貳斗七升	四斗四升	貳斗九升三合	壹石八合	貳斗六升	壹石三斗	八斗壹升四合	當荒三斗	三石九斗六升	六斗六升	永荒熕斗熕升	買シ 買チ	貳石三斗一升	步 六斗九升	壹石貳斗三升	彌五郎	けんき	
	同	同	同	同	同		同	同	同	同	同	同		同		同		毛	當
	人	人	人	人	亼		人	人	人	人	人	人		人		人		付	荒
	合壹石七斗六升內	中貳畝六歩	下七畝	下七畝廿四步	一 田方分		三斗	貳斗六升	壹石四斗壹升	貳石五斗壹升貳合	合拾七石貳斗七升壹合內	屋敷三畝	明屋敷貳畝	下六的が	下四全	中六畝廿八步	下壹全畝	下貳畝十步	下八畝十貳步
二五三	八內	貳斗八升壹合五勺	當荒七斗	七斗七升八合五勺	文三郎)I	丌貳合	七升壹合內	三斗	貳斗六升	永荒五斗四升	當荒三斗六升	永荒七斗六升貳合	永荒九升	永荒貳斗壹升	七斗五升六合
		同人	同人	同人	_	毛付	屋敷	明屋敷	當荒	永荒		同人	同人	同人	同人	同人	同人	同人	同人

メ四石壹斗四升三合八勺	트	壹石三斗	三石八斗三升	合九石五斗七升三合八勺內	屋敷三畝	中廿四步	上壹段七畝	下壹段廿步	當荒壹反	上貳反貳畝內	中六畝	中六畝廿歩	中三畝十步	中七畝六步	上四畝廿步	一 畠方分	メ壹石六升	七斗	
二合八勻				三合八勻內	三斗	八升七合	永荒貳石貳斗一升	永荒九斗六升	壹石三斗	貳石八斗六升	永荒六斗六升	七斗三升三合	三斗六升六合	七斗九升壹合	六斗六合八勺	又三郎			日出荘
毛	屋	當	永		同	同	同	同		同	同	同	同	同	同		毛	當	
付	敷	荒	荒		人	人	人	人		人	人	人	人	人	人		付	荒	
下壹段廿步	當荒貢畝	中壹段壹畝內	上四分	下六金畝	下壹畝廿九步	下貳畝十貳步	下壹段十貳步	下四学	下五畝六步	下四畝廿步	井,っき	メ壹石三斗八升	三斗七升八合	合壹石七斗六升	中貳畝六步	下三畝廿四步	下壹段壹畝	一 田方分	
下壹段廿步 永荒九斗六升	當荒貳畝 貳斗二升	中壹段壹畝內 壹石貳斗一升	上四畝 五斗貳升	下六畝 五斗四升	下壹畝廿九步 永荒壹斗七升五合	下貳畝十貳步 貳斗壹升六合	下壹段十貳步 九斗三升六合	下四畝 永荒三斗六升	下五畝六步 當荒四斗六升八合	下四畝廿步 四斗貳升	井,つき 源四郎	ソ壹石三斗八升壹合五勺 かっらけや	三斗七升八合五勺	合壹石七斗六升內	中貳畝六歩 貳斗八升壹合五勺	下三畝廿四步 當荒三斗七升八合五勺	下壹段壹畝 壹石壹斗	一 田方分 源四郎かいらけや	二五四
壹段廿步	富荒貳畝										邑 方分		三斗七升八合五勺 當 荒	合壹石七斗六升內		萝		田方分	二五四

	貳石貳斗八升	八石八斗四升五合五勺	三拾三石三寸	五斗貳升(マン)	七石五升四合六勺	七石四升七合壹勺	合百五拾五石	田方高	メ五石八斗六升六合		四斗	六斗八升八合	四石壹斗九合	合拾壹石六升貳合內(六合为)	屋敷四畝	下壹段三畝	中四畝十貳步	中壹段貳畝十四步	中で政・	中壹段貳畝
日出荘	ガ 田ノ帳ニ有、	开五合五勺	三拾三石三斗四升九合四勺	Š	分分分	台壹勺	合百五拾五石貳斗四升六合六勺內		ガ六合			台	台	貳合內 六合为)	四斗	永荒壹石壹斗七升	四斗八升三合	當荒壹石四斗四升八合	2000年四升	壹石三斗二升
	畠但荒	當荒	塩入」	つゑ入	川成	永荒			毛付		屋敷	當荒	永荒	l	同人	同人	同人	同人	同人	同人
二五五			百合八石七斗壹升四合六刁	合四百三拾壹石八斗貳升六合四勺內	日日 ナイセン 受チャイン		ボゴエトロートマニョ	メガゴ合いゴルトで十五合も可り	六口合五合九石六斗壹升七合七勺の六十石六升七	拾六石三斗五升八合五勺	七石八斗	壹石五斗七合	(新ノ課力)	太十二十	三拾三石四斗五升貳合貳勻	合貳百七拾六石五斗八升三合六勺內	畠方高	三斗六升	メ九拾六石壹斗四升九合七勺內	六口合五拾九石九升六合九勺 (六勺ヵ)
	手		키 之 —		尼 厚	号 是 女	児 ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・		引 之	當荒	^ ŋ	月 た し		川 塩	永荒			大豆田		引之

目 出

荘

以上

慶長三年

七月廿四日

辻 間

七

藏(花押)

紙數四拾八枚、但上紙共二、

(表紙表題)

「無 無 無 無

藏 居 校 寫

重

野 田

安 熊

八本ノ内

出

莊

指出

帳

八止

「豐後 日

豐後日出莊指出帳 ○東京大学史料編纂所謄写本

八

旱

二五六

日 郡 內 出 慶 七 庄 月 長 廿 御 Ξ 四 指 年 出

帳

速見

八

日

	下壹畝十五步	下壹反三畝拾三步同	下六畝十五步	下貳反三畝	下九畝廿步	下貳反十貳步	下四畝十步	下壹反九畝	下壹反三畝十步	下壹反六畝廿八步	當荒七畝	下貳反六畝內	上世步	中九畝拾六步	中三畝九步	下貳畝廿步	下廿五步	一 田方分
日出在	壹斗六升五合	しほ入壹石四斗八升七合	しほ入七斗一升五合	貳石三斗	當荒九斗六升六合	貳石四升	當荒四斗三升三合三勺	壹石九斗	壹石三斗三升三合	壹石六斗九升	七 斗	貳石六斗	當荒壹斗	壹石貳斗三升八合	四斗貳升八合	永荒貳斗九升三合	永荒九升壹合	則次
	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同		同	同	同	同	同	同	
	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人		人	人	人	人	人	人	
	一 畠方分	拾九石三斗五升七合三勺 (マ、)	貳石七斗六升五合九勺	九石貳斗五升七合	貳石五斗 (升ノ誤カ)	三石四斗三	tr 步	中に改善言素十岁		. 同 永荒三畝	下壹反六畝內	同當荒五畝	下壹反五畝內	永荒八畝	下壹反六畝內	下壹畝	下貳畝	七畝拾八步
二五七	のり次	台三勺(四カ)	合九勻	台		升三勺內 1	永荒五斗六升六合	プチブ合プを	されてきたり	三 三 平	壹石六斗	五、土	壹石五斗	八斗	壹石六斗	壹斗一升	貳斗貳升	しほ入六石三斗三升五合
_	同分	;毛	當	しほ入	永		司「	- -]	Ē	7	同		同		同	同	同	同
	11-17-	, -	H	17	//	,		٠,	15	13	lH.		11-1		11-13	11-11	lΗΩ	11-0

中五畝四步 永荒六江		十熕步	下壹反 永荒九斗	九步		廿八步	下六畝六步 永荒五寸	上四畝廿八步 永荒六寸	上五畝廿六步 永荒七弘	下壹反壹世永荒九斗九升	中壹反三畝廿六步 永荒壹云(マ、)	上九畝十八步 當荒壹云	上九畝 永荒壹云	四步	上壹反六畝十步 貳云	下六畝十貳步 永荒四寸	下壹反六畝・壹云井の迎	日出
永荒六斗四升三合四勺	永荒四斗三升三合六勺	永荒壹石貳斗九升六合	*	永荒三斗六升貳合	五斗五升	壹石一升八合	永荒五斗五升八合	永荒六斗四升一合	永荒七斗六升貳合	十九升	永荒壹石五斗貳升五合	當荒壹石貳斗四升八合	永荒壹石壹斗七升	永荒壹石五斗七合貳勻(升カ)	貳石壹斗貳升三合	永荒四斗八升六合	壹石三斗五升	荘
同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	
人	人	人	人	<u></u>	人	人	人	人	<u></u>	人	人	人	人	스	人	人	人	
下五畝十八步たいら	下壹畝廿步	下壹畝四步	上八畝	上壹せ十八步	上壹畝廿五步	上壹畝十八步	當荒貳畝	上壹反四畝內	上壹反三畝十步	上壹反八畝	當荒三畝	上八畝廿歩內	上三畝	下壹反貳畝廿一步	上八畝廿步	水荒	下八畝廿歩内谷しり(マ、)	
永荒五斗四合	壹斗五升	壹斗貳合	壹石四升	貳斗七合七勻	當荒貳斗貳升五合	貳斗七合七勻	貳斗六升	壹石八斗貳升	壹石七斗三升三合	貳石三斗四升	三斗九升	壹石壹斗貳升六合八勺	永荒三斗九升	永荒壹石壹斗三升三合	永荒壹石壹斗貳升六合八勺	四世四斗貳升	七斗貳升	二五八

	當荒八畝	當荒八畝	上三反五畝六步內	中五畝十八步	(中ノ誤カ) 下壹反九畝十五步	同當清之前	丁壹及万亩四岁內	マ 夏之し久四ティ 同一 アランド	下三畝十八步	上壹反九畝だいら	下貳畝六步	下貳畝拾貳步	同意	中三畝六步くわれら	當荒壹畝	下壹反七畝廿貳步內同	中貳反貳畝權四郎畠	下壹反貳畝廿四步がミ様	上壹反八畝廿步	下四畝廿四步
日出注	壹石四升	壹石四升	四石五斗七升五合八勺	六斗一升八合	貳石壹斗四升五合	五斗四升	信 イブシ 三 チ 買 合	ララミラフロイ	永荒三斗貳升四合	貳石四斗七升	永荒壹斗九升八合	永荒熕斗一升六合		永荒三斗五升一合六勺	九升	壹石五斗九升六合	貳石四斗貳升	永荒壹石壹斗五升貳合	貳石四斗貳升六合八勺	四斗三升貳合
			同人	同人	同人		同 人			同人	同人	同人		同人		同人	(同人脱力)	同人	同人	同人
	-	_				****			•	<u></u>							<u> カ</u> 			_
	下貳畝廿步	中壹畝五步	下壹畝廿步	下壹反三畝廿六步	上貳畝廿八步	當荒壹せ拾五	下七畝內	當荒四畝	上八畝廿步內	(マト)中景及プ南十岁	中是艾大久十岁	中六敏十八步	下九畝十四步	同 下壹反壹畝廿七步	同當荒壹反六畝	上貳反五畝十步內	上九畝廿步	同 电七畝拾步	同當荒四畝	上九畝十八步內
二五九	永荒貳斗四升	荒壹斗貳升八合	荒壹斗五升	荒壹石貳斗四升八合	荒三斗七升三合	五步 壹斗三升五合	六斗三升	五斗貳升	壹石壹斗貳升六合	労働イグシニチェ合	党员了十三十三分	七斗貳升五合	荒八斗五升貳合	壹石七升一合			壹石貳斗五升六合	八斗六合六勺	五斗貳升	壹石貳斗四升七合
	同	同	同	同	同		同		同	jī		司	同	同		同		同		同
	人	人	人	人	人		人		人)	\ ,	人	人	人		一人	、人	人		人

當荒貳反三畝	下三反四步內	川成六步	下貳反六畝廿歩內	下五畝四步	一 田方分	殘三拾八石三斗貳	壹石貳斗六升五合	五斗一升貳合	七石四升八合	貳拾貳石七斗二升三合六勺ヵ)	合六拾九石八斗七升一合八勺內	屋敷貳畝十貳步	屋敷壹反八步	明屋敷貳畝廿步	明屋敷貳畝六步	上六畝廿步	上三畝拾歩	下壹反四畝	
畝 貳石三斗	三石壹升三合	貳升	貳石六斗六升六合六勺	五斗六升四合四勺	末貞	殘三拾八石三斗貳升六合七勺 ○hiệ	合			升三合六勺	升一合八勺內	貳斗三升九合	壹石貳升六合	貳斗九升三合	貳斗一升九合	八斗六升六合	四斗三升三合	永荒壹石貳斗六升	日出非
	同		同	同		毛	屋敷	明屋敷	當荒	永荒		同人	同人	同人	同人	同人	(同人脱カ)_	同人	
	Y		Y																
<u>_</u>	人		人	人		付	郑	友人	ЛЬ	Лι	_		, .	,	,		\subseteq	Λ	
「下三畝」	-		人 上三畝六步內	人 上壹反四畝	下壹反	ī.	型 上貳反貳畝內		,	下貳反四畝	下四畝	ちやけ	下貳畝廿八歩	下壹反壹畝)」 下壹反貳畝十八步內(マ、)	下壹反壹畝	
」	-	はの木 営荒壹畝六歩 壹斗六升八合			下壹反			ī	荒壹反熕せ	下貳反四畝內	」		下貳畝廿八歩三斗貳升貳合	下壹反壹畝 荒壹石壹斗					二六〇
	中貳畝	當荒壹畝六步	上三畝六步內	上壹反四畝		」 川成壹畝六步	上貳反貳畝內	司當荒五畝	荒壹又價也	下貳反四畝內 貳石四斗					下壹反七畝	當荒七畝八步	下壹反貳畝十八步內	下壹反壹畝し	二六〇

下九畝廿八步	上面畝	中五班	一 畠方分	殘拾九石六斗九升七合七勺:	三石九斗六升七合	壹石貳斗一升	六斗八合	貳石九斗	合貳拾八石三斗八升貳合七勺內	下三畝六歩		中壹反五畝	中六畝拾八步	川成三畝	上壹反內	下(マ)	當荒壹畝廿步	中壹反四畝內
八斗九升四合	六斗五升	五斗五升	末貞	合七勺、	п				八貳合七勺內	三斗五升一合六勺	永荒貳斗	壹石八斗	七斗九升貳合	四斗貳升	壹石四斗	貳斗	貳斗	壹石六斗八升
同	同	同		毛	當	しほ入」	JIJ	永		同	同	同	同		同	同		同
人	人	人		付	荒	<u> </u>	成	荒		人	人	人	<u></u>		人	人		人
上壹反拾步	中七畝六步	上九畝十四步	上九畝貳步	下三畝	富荒壹反廿四步	上六反四畝廿四步內	中貳畝廿步	上五畝拾八步	上三畝廿步	上壹反壹畝廿步	司荒四畝	下壹反四畝廿步內	(永ノ誤カ)	下壹反五畝十步內	中四畝十五分	上四畝	司 當荒壹畝	上四郎
				永	步								45					
壹石三斗四升三合四勺	七斗九升一合六勻	壹石貳斗三升三合三勺	壹石壹斗七升八合六勺	永荒貳斗七升	1步 壹石四斗四合	八石四斗貳升四合	貳斗九升三合	七斗貳升七合七勻	四斗七升六合八勺	壹石五斗貳升五合	三斗六升	壹石三斗貮升	壹斗八升	壹石三斗八升	四斗九升五合	五斗貳升	壹斗三升	五斗貳升

日 出 荘

二六一

殘貳拾七石三斗貳升五合貳勻	壹石壹斗六合五勺	三石三斗四升貳合	八斗壹升	合三拾貳石五斗八升三合七勺內D三十四石	屋敷壹畝	屋敷廿步	屋敷壹畝	屋敷八畝拾貳步	上壹畝拾步	上壹反貳畝十六步	中壹反四畝廿步 當	上壹反八畝拾步	中九畝三步	下五畝上	上貳畝	上三畝六步	當荒壹畝十五步	上七畝拾貳歩内井ノ平	日
合貳勻				三合七勺内丹三合大勺トナル	壹斗	六升六合六勺	壹斗	八斗三升九合九勺	壹斗七升三合三勺	壹石六斗貳升七合	當荒壹石六斗一升三合	貳石三斗八升三合	壹石八ハ(合)	四斗五升	貳斗六升	四斗一升五合八勺	壹斗九升五合	九斗六升一合九勻	出 荘
毛	屋	當	永		同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同		同	
付	敷	荒	荒		人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	_	人	
上拾步		下壹反七畝廿貳步內	下九畝六步	下三畝十八步	永荒六畝廿四歩	下壹反六畝廿四步內	下七畝四步	宮 営荒五畝拾步	下五反廿八步內	下六畝拾貳步	下壹反六畝廿八步	下九畝廿六步	下三反		下四畝	川成廿步	下三畝內	一 田方分	
上拾步	永荒八畝廿貳步九斗六升	下壹反七畝廿貳步內 壹石九斗五升	下九畝六步 壹石貳升八合七勺	下三畝十八步 三斗九升五合	永荒六畝廿四步七斗四升七合	下壹反六畝廿四步內 壹石八斗四升七合	下七畝四步 七斗八升四合	司 當荒五畝拾步 五斗八升六合七勺	下五反廿八步內 五石六斗一升貳合	下六畝拾貳步 七斗貳升	下壹反六畝廿八步 壹石八斗六升貳合	下九畝廿六步 壹石八升四合	下三反 三石三斗	下壹畝 當荒壹斗壹升	下四畝 四斗四升		下三畝內 三斗三升		二六二
		·貳步內 壹石九斗五升 (永荒六畝廿四步七斗四升七合	四步內		荒五畝拾步				壹石八升四				川成廿步		田方分	二六二
五升		1 貳步內	壹石貳升八合七勻	三斗九升五合	永荒六畝廿四步七斗四升七合	1四步內 壹石八斗四升七合	七斗八升四合	荒五畝拾步	五石六斗一升貳合	七斗貳升	壹石八斗六升貳合	壹石八升四合	三石三斗	當荒臺斗壹升	四斗四升	川成廿步	三斗三升	田方分	二六二

日	下壹反九畝六歩	一 富方分	殘貳拾壹石八斗五升九合貳勻	壹石壹斗九升六合七勺	三斗七升三合四勺	貳石五斗七合	合貳拾五石九斗三升六合六勺內	下四畝六步	から 営荒五畝	永荒八畝	下壹反六畝廿步內	白水	下壹反三畝のる井か尻	下三畝廿步	で同なける	下貳畝	川成三畝	下九畝廿歩內	下五畝	中 八竹 献 ^山
出莊	壹石七斗貳升八合	つね松	九合貳勻	口七勺	7		八六合六勺內	四斗一升八合	五斗	八斗	壹石六斗六升六合		壹石三斗	三斗六升六合		貳	三斗	九斗六升六合六勺	五斗五升	九斗六升
	同人	同(a) 人)		當荒	川成	永荒		同人	,		同人		同人	同人		同人		同人	同人	同人
							· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·													
	上壹反四畝廿步	下壹反一畝	下三畝十步	中壹反	司 當荒七畝	上壹反壹畝廿貳步內	「一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一	こ意外 トララ	上丘玖十八步	中三畝廿步	中六畝拾六步	下貳畝	では、	で (マン) (マン)	中貳畝	下貳反貳畝廿四步	上壹反三畝九步	中八畝拾貳步	同 上九畝拾八步	上宣献
二六三	永荒壹石九斗六合八勺	九斗九升	三斗三合三勺	壹石壹斗	九斗一升	壹石五斗貳升五合四勺	買う四チ買合プと	てトヨード・ログ	六十八十四合四ヲ	四斗三合四勺	七斗一升八合	壹斗八升	四半五升	可ごう	貳斗貳升	貳石五升八合	壹石七斗貳升九合	九斗貳升三合九勻	永荒壹石貳斗四升七合	當荒壹斗三升
	同	同	同	同		同	F			同	同	同	•		司	同	同	同	同	同
	人	人	人	人		人	. <i>)</i>	. ,	\	人	人	人	. 人	, ,	人	人	人	人	人	人

上壹反四畝內	上貳畝	上町歩	下壹畝廿步	上壹畝拾步	永荒八畝	下壹反六畝內	下壹反四畝拾貳步	永荒五畝	下壹反內	下壹反八畝	下一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一	下四畝拾步	下貳反廿四步	中八畝廿步	永荒六せ十四歩	下壹反五畝十四步內	永荒四畝十八步	下九畝拾八步內(マ、)	
壹石八斗貳升	貳斗六升	永荒八升六合八勺	永荒壹斗五升	永荒壹斗貳升	七斗貳升	壹石四斗四升	永荒壹石貳斗九升六合	四斗五升	九斗	永荒壹石六斗貳升	永荒九斗	永荒三斗九升	永荒壹石八斗七升貳合	九斗五升三合	四步 五斗八升貳合	壹石三斗九升貳合	八步 四斗一升四合	八斗六升四合	日出荘
同	同	同	同	同		同	同		同	同	同	同	同	同		同		同	
人	人	人	人	人	<u>_</u>	人	人		人	人	人	人	人	人		人	<u></u>	人	
下壹反六畝廿六歩內	當荒三畝	上壹反八畝內	永荒七畝	上八畝內	當荒壹反當荒壹反	や九畝十六歩	中九畝十六步	荒五畝廿	中壹反六畝內	京 永荒八畝	上壹反貳畝廿步內	下一	當荒壹反	中壹反四畝廿四步內	下三反六畝	當荒廿步	上七畝六步內	永荒壹反貳畝	
壹石三斗四升五合	三斗九升	壹石三斗三升三合	九斗一升	壹石四升	壹石三斗	貳石四斗九升五合	壹石四斗八合	步	壹石七斗五升	壹石四升	壹石六斗八升	永荒六斗三升	壹石壹斗	壹石六斗貳升	永荒貳石七斗一升八合	七升三合四勺	九斗三升六合	畝 壹石五斗六升	二六四

人

人

人

人

人

人 人

H	當荒貳畝	下四畝廿步內(マハ)	中四畝廿四步	中四畝	下七畝拾步	當荒貳畝	上九畝內	上八畝廿步	下八畝廿四步	上宣反	同 當荒七畝廿步	中壹反七畝廿步內	下壹反三畝	司當荒六畝	上貳反七畝六步內		(マ、)上九畝拾六步	上(マ、)	永荒貳せ
出	壹斗八升	四斗貳升	永荒五斗三升	四斗四升	六斗六升	貳斗六升	壹石壹斗七升	壹石壹斗貳升六合	七斗九升貳合	壹石三斗	夕 八斗三升三合四气		壹石壹斗七升	七斗八升	三石五斗三升六合	永荒壹斗三升三合	壹石貳斗三升七合	三斗六升	壹斗六升
		同	同	同	同		同	同	同	同		同	同		同	同	同	同	
		人	人	人	人		人	人	人	人		人	스		人	人	人	人	L
	下貳反七畝	一 田方分	殘四拾石九斗貳升三合九勺	五斗一升三合	四斗三升九合九勺	六石七斗一升貳勺	壹石五斗貳升五合四勻	拾九石九斗一升五合六勺	合七拾石貳升八合內	屋敷貳畝四步	屋敷三畝	明屋敷四畝拾貳步	上壹反廿步	上壹反壹畝廿貳步	永荒壹畝	下壹反七畝拾八步內(マ\)	下四畝拾步永さ	下壹反廿步	下(マ、)
二六五	貳石七斗	藤左衞門	合九勻				四勺	合六勻	○六十九石三斗五升	貳斗一升三合	三斗	四斗三升九合九勺	壹石三斗八升六合	壹石五斗貳升五合四勺	九升	壹石五斗八升四合	永荒三斗九升	九斗六升	壹斗八升
	同		毛	屋	明屋敷	當	所なし	永		同	同	同	同	同		同	同	同	同
	人		付	敷	敷	荒	し	荒		人	人	人	人	人		人	人	人	人

上九畝拾步	下壹反五畝廿六步	上壹畝	サノくま 永荒四畝	下壹反內	當荒五畝	中四反五畝拾六步內	一 島方分	殘三石七斗一升三合貳勻	六升六合七勺	三斗貳升三合三勺	合四石壹斗三合貳勻內	當荒廿步	下貳畝內	下貳畝	(マ、)永荒壹畝	下三畝內	下壹畝廿步	下四畝廿歩	,
壹石貳斗一升三合三勺	壹石四斗貳升八合	永荒壹斗三升	三斗六升	九斗	五斗五升	五石八合	藤左衞門	_		与	見 内	六升六合七勺	賃斗 賃升	永荒貳斗貳升	壹斗一升	三斗三升	壹斗六升六合六勺	四斗六升六合六勺	日出荘
同人	同人	同人」		同人		同人		毛付」	當荒	永荒			同人	同人	<u>_</u>	同人	同人	同人	
屋敷壹畝拾步	下五畝	下壹反六畝	下世步	下壹反壹畝廿貳步	下壹反一畝四步	下壹畝、	下壹反貳畝拾四步	下四畝	下四畝拾六步	「マンンでは、「では、これでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これ	「マヽ)下貢反賣彰指步	平	永荒壹畝十五步(四カ)	下三畝內	下六畝拾五步	下壹畝	上貳畝廿步	上三畝。なし	
壹斗三升三合三勺	荒四斗五升	荒壹石貳斗六升	荒六升	荒壹石五升六合	荒壹石貳合	永荒九升	荒壹石壹斗貳升貳合	永荒三斗六升	永荒四斗八合	永荒壹石五斗六升	永 <u>荒</u> 夏 石 壹 升	T	·五步 壹斗三升貳合 (四ヵ) (五ヵ)	貳斗七升	五斗八升五合	九升	三斗四升六合八勺	三斗九升	二六六
同人	同人	同人	同人	同人	同人	同人	同人	同人	同人	同人	同人			同人	同人	(同人脱力)	同人	同人	

日出	下六畝拾九步 荒五斗九升七合	(マハ) 水荒壹石四斗四升	下けんた 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一	勺	八斗六合八勺	四斗四升聖台	合六斗五升七合內	下三畝拾步 永荒三斗六升七勺	(*) 永荒廿步 七升三合四勺	下壹畝六步內 壹斗三升壹合六勺	荒廿步	下壹畝十四歩內・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	〔2〕 一 田方分 彦三郎	升六合一勺	壹斗三升三合三勺	五斗五升	三斗九升	拾壹石七斗一升九合トナル石	合貳拾壹石五斗八升八合四勺內二合四勺トナル
	同人	同人	dx.	毛付	當荒	永荒		同人		公司 同人 (h)	,	同人	Z.	毛付	屋敷	當荒	所なし	永荒	四勺トナルー
	殘三石三斗七升貳合	貳斗	九斗壹升	八石三斗七升八合	合拾貳石八斗六升內(七合脱力)	屋敷貳畝	上壹反四畝	上貳畝)	上壹畝拾八步	上壹畝	上四畝拾六步	上五畝拾步	永荒貳反貳せ	中三反八畝內	下貳畝	當荒七畝	上八畝內	下七畝、	下壹反
二六七	合			公 合	(七合脱力)	貳斗	荒壹石八斗貳升	荒貳斗六升	荒貳斗七合七勻	荒壹斗三升	五斗八升九合	荒六斗九升三合三勺	受せ 貳石四斗貳升	四石壹斗八升	永荒壹斗八升	九斗一升	壹石四升	荒六斗三升	九斗
J	毛	屋	當	永		同	同	同	同	同	同	同		同	同		同	同	同
	付	敷	荒	荒		人	人	人	人	人	人	人	<u></u>	人	人		人	人	人

	П
	出
	荘
,	

當荒壹せ	中貳畝內	一 自方分	殘四石四斗貳升八合	貳斗七升五合	四斗八升	貳石九斗四升	合八石壹斗貳升三合內	しほ入壹	下五畝内	當荒貳畝	下三畝內	下貳反六畝廿貳步	下三畝六步	下三畝	下貳畝だ	下壹反三畝拾六步	下壹反八畝六步	一 田方分	
壹斗一升	貳斗貳升	神主	八合				三合內	しほ入壹せ十五步壹斗五升	五斗	當荒貳畝十五步貳斗七升五合	三斗三升	荒貳石九斗四升	三斗五升一合	塩入三斗三升	貳斗貳升	壹石四斗五升一合	貳石壹合	神主	日出在
	同		毛	當	塩	荒			同		同	同	同	同	同	同	同		
L	人		付	荒	入		_		人		人	人	人	人	人	人	人		
永荒四畝	塩入四畝	下壹反七畝內		下四畝拾步	(マ、) 永荒五畝十步	しほ入三畝	下壹反壹畝內	たまけ 田方分	殘三石四斗三升九合	三斗四升	三斗三升	(六/誤カ) 合四石四斗九合內	屋敷三畝拾貳步	下貳畝	下壹反六畝拾八步		當荒貳畝	上壹反四畝廿貳步內	
四斗	四斗	壹石七斗	しほ入五斗	四斗三升三合	五斗三升三合	三斗	壹石壹斗	はやし					三斗四升	壹斗八升	壹石四斗九升四合	當荒貳斗六升	貳斗六升	壹石九斗一升五合	二六八
		同	同	同			同		毛	屋	當		同	同	同	同		同	
				人			人		付	敷	荒			人	人	人		人	

	下壹反	下四畝拾貳步	當荒壹反	荒壹畝	上貳反貳畝內	當荒四畝	下壹反貳畝廿貳步內	荒六畝	下壹反七畝十八步內	下壹反四畝五步	中貳畝廿四步	下壹反六畝	下畝 廿步	一 畠方分	殘壹石七斗壹升	壹石貳斗	九斗三升三合	合三石八斗四升三合內	下壹畝(マ、)
出	九斗	永荒三斗九升六合	壹石三斗	壹斗三升	貳石八斗六升	三斗六升	壹石壹斗四升四合	五斗四升	壹石五斗八升四合	壹石貳斗七升五合	三斗七合	壹石四斗四升	壹斗五升	林				合內	壹斗壹升
	同	同			同		同		同	同	同	同	同		毛	塩	永		同
	人	人			人		人		人	人	人	人	人		付	入	荒		人
	上五畝拾步	上壹反五畝廿六步	下四畝	當荒三畝	下六畝廿步內	(マン) 當荒三畝	下八畝內	上九畝拾八步	「マン)下三畝拾八步	上壹畝廿二步	上壹畝廿六步	下壹畝拾貳步	同當荒頂世	上八畝貳步內	(マ、) 営荒壹せ	上五畝廿六步內	下匹畝廿匹步	「マン」「営州豊畝	上壹反內
二六九	六斗九升三合	當荒貳石六升貳合	三斗六升	貳斗七升	六斗	 	七斗貳升	當荒壹石貳斗一升三合	三斗貳升四合	荒貳斗貳升五合	貳斗四升貳合	壹斗貳升六合	貳斗六升	壹石四升八合	壹斗三升	七半濵合	三斗九升貳合	壹斗三升	壹石三斗
	同人	同人	同人		同人		同人	同人	同人	同人	同人	同人	,	同人		同人		-	同人

下四畝が	一 皇方分	殘壹斗	壹石	四斗	合壹石五斗內	下四畝	當荒壹反	下壹反壹畝內	一 田方分	殘拾三石八升貳合	貳 斗	八斗五升三合	五石九斗九升五合	壹石貳斗九升一合	合貳拾壹石四斗貳升壹合內	屋敷貳畝	中三畝六步	明屋敷八畝拾六步	
荒三斗六升	新兵衞	† -				川成四斗	壹石	壹石壹斗	新兵衞	台			五合	合	貳升壹合內	貳斗	三斗五升一合	八斗五升三合	日出荘
同		毛	當	Щ		同		同		毛	屋	明	當	永		同	同	同	
人	<u></u>	付	荒	成		人	<u>_</u>	人		付	敷	明屋敷	荒	荒		人	人	人	
一 田方分	殘貳石五斗六升	貳斗三升九合	壹石九斗貳升一合	八石三斗一升七勺	合拾三石三升七勺內	屋敷貳畝拾貳步	下八畝廿步	下壹反四畝廿步	(マン) 上壹反貳畝拾八步	(マ、)中七畝拾匹步	1 (マト)	下(マ)	下四畝)	下四畝	中壹反四畝	中五畝拾四步	當荒壹反	中三反內	
はる 甚四 郎	t S		一合	七	つ内の代言合士グトナル		永荒七斗八升	荒壹石三斗貳升	荒壹石六斗三升七合七勺	當荒八斗賣升一合	サージ・コースト	荒貳斗七升	荒三斗六升	三斗六升	荒壹石貳斗六升	荒五斗八升六合	壹石壹斗	三石三斗	ニ七〇
	毛	屋	當	永		同	同	同	同人	Ē] [司	同	同	同	同		同	

H	下八畝廿四歩しは	一 田方分	殘貳石八斗六升八合七勻	七斗	壹石壹斗	合四石六斗六升八合七勺內	屋敷七畝	當荒壹反	中貳反七畝十步內(マ\)	上七畝拾貳步	一島方	殘三石三斗七升七合	六升九合七勺	壹斗壹升	合三石五斗五升六合七勺內	下壹反貳畝十步	當荒十六步	川成壹畝	下貳反內
出莊	しほ入九斗六升六合貳勻	二郎左衞門				1七勺內	七斗	壹石三斗	三石六合七勻	九斗六升貳合	起四郎				12七勺內	壹石三斗五升六合七勺	六升九合七勻	壹斗一升	貳石貳斗
	同		毛	屋	當		同		同	同		毛	當	Ш		同			同
	人		付	敷	荒		人		人	人		付	荒	成		人			人
	永荒六畝廿	下壹反三畝內	永荒九畝岭	下貳反三畝拾步內	下廿四步	下壹反九畝廿步	下五畝拾步	下五步	下貳畝	下壹反四畝廿八步	下四畝廿四步	下壹畝	下 一	て、大気はしかた	ド三次によってのる井尻	下四畝	下壹畝拾步	下壹反三畝	下貳反五畝廿步
二七二	永荒六畝廿步 六斗六升六合六勺	下壹反三畝內 壹石三斗	永荒九畝拾步 九斗六升六合六勺			下壹反九畝廿步 貳石壹斗六升三合四勺	^{阿田} 下五畝拾步 五斗八升六合七勺		下貳畝 貳斗貳升	四畝廿八步	下四畝廿四步 大豆四斗八升	なりかと			ドミダンド	下四畝 四斗四升	下壹畝拾步 川成壹斗六合七勺(マ、)		下貳反五畝廿步 貳石八斗貳升三合四勺
11-11								壹升八合		函畝廿八步		<u></u>	ガジガチ	ことをサブをラク			拾步		廿步

下壹反四畝八步	中意畝	下貳畝拾步	下(マ、)	上貳畝廿步	上六畝廿四步	下一一一	下貳畝拾步	上三畝拾五步	中壹反八畝廿歩からし畠	一	殘拾壹石七斗四升三勺	壹石九斗一升	貳斗一升六合七勺	九斗六升六合貳勺	壹石五斗九升九合九气	合拾六石四斗三升三合一勺內	下四畝六步	下四畝拾步	
壹石貳斗八升四合	壹斗一升	三斗三合三勺	六斗三升	三斗四升六合八勺	八斗八升四合	五斗四升	貳斗一升	四斗五升四合八勺	貳石五升三合四勺	二郎左衞門			勺	勻	台九仁'	三合八代力)	四斗六升壹合六勺	四斗三升三合三勺	日出注
同	同	同	同	同	同	同	同	同	同		毛	大豆田	JII	塩	永	ς .	同	同	
人	人	스	人	人	人	人	人	人	人		付	苗	成	入	芹	Ž	人	人	
明屋敷五畝十貳步	下壹畝拾步	下三畝廿步	上八畝貳步	上六畝	上壹反六畝	たん畠 営荒貳せ	上六畝十六步內	上三反廿四步	下九畝拾步	下五畝 六步	天禮反三畝	山そい山そい	これ十四ラ		當荒七畝拾	下壹反拾六步內五別やも	上五畝四歩	中貳反貳畝拾貳歩あふらけん	
五斗四升六合五勺	壹斗貳升	三斗三升	壹石四升六合六勺	七斗八升	貳石八升	貳斗六升	八斗四升九合	四石四合	· 斗	四斗六升八合	壹石壹斗七升	対党アミアチ買合		三斗四升六合八勺	七畝拾六步六斗七升八合	九斗四升八合	六斗六升七合	貳石四斗六升三合九勻	二七二
同人	同人	同人					同人	同人		同人	同人			司人		同人	同人	同人	

	下壹反三畝	下壹反五畝	上貳反壹畝廿步	司 當荒七畝	上壹反四畝內	中九林	上* 一 畠方分	殘貳拾壹石九斗八升三合七勺	壹石六斗九升三合	五斗四升六合五勺	九斗三升八合	八斗八升貳合	合貳拾六石四升三合貳勺內	屋敷三畝廿步	屋敷三畝	屋敷三畝六步	屋敷壹畝	屋敷貳畝廿步	屋敷三畝十貳步
日出莊	壹石壹斗七升	荒壹石三斗五升	貳石八斗一升六合八勺	九斗一升	壹石八斗貳升	九斗九升	道覺	升三合七勻	合	勻			合貳勺內 の二十四石八斗九升	三斗六升六合七勺	三斗	三斗一升九合八勺	壹斗	貳斗六升六合六勺	三斗四升
	同	同	同		同	同		毛	屋	明	當	永		同	同	同	同	同	同
	人	人	人		人	人		付	敷	明屋敷	荒	荒	<u></u>	人	人	人	人	人	人
	一 六斗三升四合	合四石六斗八升貳合	明屋敷四畝廿步	中五畝廿三步	上三畝林	上八畝拾貳步	上六畝	中壹反貳畝	一 鼻方分	殘八石七斗三升三合	四斗六合五勺	壹石三斗五升	壹石三斗五升	合拾壹石八斗四升三	屋敷壹畝拾貳步	屋敷貳畝廿步	上壹反三畝拾步	當荒四畝	中壹反四畝四步內
二七三	六斗三升四合	合四石六斗八升貳合六勺內	明屋敷四畝廿步 四斗六升六合六勺	中五畝廿三步 荒六斗三升四合	上三畝 三斗九升	上八畝拾貳步 壹石九升貳合	上六畝 七斗八升	中壹反貳畝 壹石三斗貳升	一 畠方分 源十郎	殘八石七斗三升三合八勺	四斗六合五勺	壹石三斗五升	壹石三斗五升	合拾壹石八斗四升三勺內	屋敷壹畝拾貳步 壹斗三升九合九勺	屋敷貳畝廿步 貳斗六升六合六勺	上壹反三畝拾步 壹石七斗三升三合	[JU]	中壹反四畝四步內 壹石五斗五升四合 生や畠
11七11	六斗三升四合 永	合四石六斗八升貳合六勺內				沿貳步					四斗六合五勺	壹石三斗五升 當	壹石三斗五升	合拾壹石八斗四升三勺內				四畝	

下貳反內	當荒壹畝	上七畝拾五步內	下三畝	まいつ 畠方分	殘貳石五斗貳升	五斗	<u> </u>	九斗	合四石壹斗四升內	ノ一行脱アルモノ、如シ。 ○「屋敷五畝 五斗 同人」	當荒壹畝	上壹反九畝內	當荒壹畝	永荒壹反	下壹反三畝內	一 田方分	殘三石五斗八升貳合	四斗六升六合六勺	Ħ
壹石八斗 チ	壹斗三升	九斗七升四合八勺	貳斗七升	與五郎						Ĉ.	壹斗三升	貳石四斗七升	九升	九斗	壹石一斗七升	新二郎			出 荘
同		同	同		毛出	屋	當	永				同			同		毛	明やしき	
人		人	人		선	敷	荒	荒				人			스 —		付	<u>ਰ</u>	
残六石六升七合貳勺	壹石七斗一升	貳石五斗貳升	合拾石貳斗九升七合貳勺內	下貳反八畝	中壹畝	中壹反拾步	上八畝十四步	下貳反五畝	下壹反壹畝十步	留 當荒壹反九畝	下貳反四畝內	一島方	殘貳石三斗七升四合八勺	四升分	貳斗四升	合三石四升四合八勺內	當荒三畝	永荒三畝	
·			豆式勺內	永荒貳石五斗貳升	壹斗一升	壹石壹斗三升六合七勻	壹石壹斗五勺	貳石貳斗五升	壹石貳升	₩ 壹石七斗一升	貳石壹斗六升	源介く	-			つ内	貳斗七升	貳斗七升	二七四

同人

毛 當 永 荒

付 荒

 同
 同
 同
 同
 同
 同

 人
 人
 人
 人
 人
 人

毛

付

永 荒 荒

月	中六反七畝十四步	東北 一 畠方分	殘五石四斗六升六合八勺	七斗貳升	合六石壹斗八升六合八勺內	當荒三畝	中壹反貳畝內	下四二 畝	1本公 當荒三畝	上三反四畝廿步內	· 自方	残拾壹石貳斗七升一合	五斗九升	合拾壹石八斗六升一合內	當荒貳畝	上四反貳畝五歩內	當荒三畝	中五反八畝内	一
出	七石四斗一升七合	かねミつ	-		八勺內	三斗三升	壹石三斗貳升	三斗六升	三斗九升	四石五斗六合八勺	源十郎			一合內	貳斗六升	五石四斗八升一合	三斗三升	六石三斗八升	えら 善 林
	(v		毛	當			同	同		同			當			同		同	
	<u>`</u>		付	荒			人	人		人		<u>_</u>	荒			人		人	
	拾三石六斗九升三合三勺	合百貳拾五石九斗六升五合三勺內	田方高	殘貳拾四石四斗三升五合	壹石六斗三升六合	合貳拾六石七升一合內	上貳反貳畝廿步	當荒五せ	中五反八畝廿步內	上壹反拾步	當荒四畝	上貳反壹畝拾步內	下壹反拾貳步	當荒貳せ	中壹反拾六步內	中壹反貳畝四步	下八同畝	営荒貳せ廿歩	上七畝廿步內
	六	六		升	合	全												步	
二七五	三合三勺	六升五合三勺內		升五合	八合	一合內	貳石九斗四升六合	五斗五升	六石四斗五升三合	壹石三斗四升六合	五斗貳升	貳石七斗七升三合	九斗三升六合	貳斗貳升	壹石壹斗五升三合	壹石三斗三升四合	七斗熕升	〒步 三斗四升六合	九斗九升三合
二七五	三合三勺 永	六升五合三勺內		升五合 毛	八合當	一合內	貳石九斗四升六合 同	五斗五升	六石四斗五升三合同	壹石三斗四升六合 同		貳石七斗七升三合 同	九斗三升六合 同		壹石壹斗五升三合(マ	壹石三斗三升四合 (マ	七斗貳升(マ		九斗九升三合(マ

殘三百貳拾五石貳斗六升一合六勺	百五拾五石三斗三升一合九勺	合四百八拾石五斗九升三合五勺內	田畠	七石貳斗九升六合三勺	貳石八斗壹升八合	殘貳百三拾七石貳斗三升八合七勺內	三口合百拾七石三斗八升九合五勺	三拾五石七斗六升貳勺	壹石九斗壹升五合四勺	七拾九石七斗三合九勺	合三百五拾四石六斗貳升八合貳勺內	畠方高	壹石九斗壹升	殘八拾八石貳升貳合九勺內	四口合三拾七石九斗四升貳合四勺	壹石七斗八合一勻	九石四斗貳升七合八勺	拾三石壹斗壹升三合貳勻	日 出 若
毛付	引之	L		居屋敷	明屋敷		引之	當荒	所なし	永荒	<u>L</u>		大豆田	毛付	引去	川成	當荒	塩入	
畠方高	湏石湏升	六石五斗九升八合三勺	メ七百三拾三石三斗三合貳勺內	合貳百六拾七石六斗六升九合五勺	八拾四石三斗貳升一合五勺		拾四石貳斗六升八合三勺	六拾五石四斗九升六合八勺	貳拾三石貳斗七升三合三勺	貳斗七升五合	壹石三斗	貳石三斗六升貳合七勺	七拾四石九升一合九勺	一千石九斗七升貳合七勺內	田方高	日出庄御目錄之事		以上	
	薭田	大豆田	毛付	引之	當荒	島但荒 島で	明、長川成」	塩入	つへ入	道ニ成	^ b	所なし	永荒					L	二七六

田畠高	五拾七石六斗六升七合三勺	壹石九斗六合八勺	拾七石八斗九升八合五勺	メ千五百八拾九石四斗七升九合二勺內	合六百六拾四石三斗六升二合四勺	三斗七升四合	三石壹斗五升	八斗四升九合八勺	貳斗	四石六斗七升七合二勺	拾四石壹斗四升一合七勻	貳百三拾七石壹斗六合七勺	七斗壹合	貳石三斗七升五合	八石壹斗六升七合八勻	拾四石七斗壹升貳合二勺	三百七拾七石九斗七合	一貳千貳百五拾三石八斗四升一合六勺內
	屋敷	屋動敷	明屋敷	毛付	引之	川成	塩 _b も 入	やしき	荒屋敷	塩入	つへ入	當荒	いや付	道ニ成	所なし	^ 9	永荒	<u></u>
書館蔵ノ複写本ニョリ校合セリ。	県史料』トノ校異ヲ〔〕内ニ傍注ス。尚本帳	(『豊日史学』四八ノ二・三、昭和五十九年三月)ニョリ、『大分〇本帳ノ字名・工藤智弘一豊後遠見郡F出庄指出帳の셈格」)に髪・ぺっことに縁号とて骨を感じるしています。	7牧太藏本、		(跋語)	重	(m) (m) (m) (m) (m) (m) (m) (m) (m) (m)	(現代社)	紙帋數五拾八枚、但上紙共二、	七月廿四日 辻 間・	慶長三年			合九百三拾貳石三升一合九勻	六百六拾四石三斗六升二合四勺	貳百六拾七石六斗六升九合五勺	惣合三千貳百五拾四石八斗一升四合三勺內
	ハ日出町萬里図	()ニョリ、『大分指出帳の性格」		明治廿年十一月修		_	安居校」	潤一郎寫		L	七 藏(花押)			毛付	引之	荒	荒荒	H J

日出荘

荘

大西加門·德平焉信連署奉書(紙

大分県史料一一

日出庄・辻間都合五千貳百石分、 以上 被成「御発候、

惣庄屋其方兩人ニ、被

仰付候條、 諸事無油斷、

ス 分ノ惣庄屋ニ補 辻間五千弐百石

候、

就中、

乘馬諸道具以下迄、

向後者、

御扶持人同前ニ、祗候可仕旨、

被仰出候

肝煎可被申事專

慶長三年

九月十日

辻間越後守殿(統為)

同 七藏殿

듳

覺

壹通」

日出大神氏始末并同浦問丸由緒覺

大西源次 加多

徳平兵右門 (マ、) ・ 門 (花押)

信(花押)

大分県史料一一 ○武内文書

二七八

大神鎮勝判形

七月二日鎭勝判形之狀一(天神) 通

次太郞時親二男大神次郞朝直、 大神兵部太輔鎭勝、 朝鮮國ニテ、 初而豐後國速見郡大神庄二居住、 文祿二癸巳年七月二日之狀也、 深江一戶ノ城ヲ筑キ、 鎮勝遠祖大友能直公之曾孫、 子孫代く

相續、 朝直ヨリ至鎭勝ニ、 十六代也、 文祿元壬辰年

太閤秀吉卿、 朝鮮御征伐ノ時、 大友義統出勢、 六千騎、 諸物頭都テ百拾六人也、 鎭勝モ其一 憤御 列二

兵 共神鎮勝朝鮮出 家改易被仰付之、 惡ミ深ク、 シテ軍勢三百騎ノ大將也、 文祿二癸旦夏、 義統ハ毛利宰相輝元公ニ御預ケ、 肥州從名護屋、 然所ニ義統朝鮮ノ軍役甚弱ク、 福原右馬助殿・熊谷內藏允殿兩人ヲ朝鮮ニ被遣、 軍兵ハ、 終ニ無一 福嶋左衞門大夫正則公ノ御手ニ被 戰ノ功、 依之、 秀吉公御 大友

去ス 鎮勝朝鮮ニテー 死 井上惣左衞門ハ大神賢介家臣ニテ、 渡朝鮮、 一家舊主ノ不忘好ヲ、 鎭勝最後迄ノ見届、

九月廿六日、 一人懇信ヲ盡ノ上、故郷ヘノ遺物、 統久判形之狀一 通 悉大神ニ屆畢、 仍テ息統久、井上氏へ謝禮ノ狀有

鎮勝嫡子大神掃部介統久、文祿二癸巳年九月廿六日也、

其節統久幼若ナル故、

朝鮮不能渡海、

故 統

息統久判形

大友家改易

附

鎭勝モ正則ノ屬手ニ、

同年六月下旬於戰場蒙脏、

七月六日朝鮮國ニテ死去、行年三拾五才也、

改ム山川金右衛門ト 久ハ筑前黑田長政公ノ家臣ト成、 郷ニ留 然所ニ父鎭勝ノ遺物、 後ニ山川金右衞門ト改 井上惣左衞門送届ニ依テ、 右 禮 ノ狀也、 大友家沒收以後、

二月卅日魚住右衞門兵衞判形ノ狀一通

魚住氏判形

慶長六辛丑年二月卅日也、 大友家沒收以後、 豐後國之內、 細川忠興公御拜領被遊、 家臣松井氏

日 出 荘

石垣原合戦

丸補佐役トナル井上氏日出浦問

有吉氏御仕置ニ御下シ、木付ノ城ニ居住有之、魚住氏ハ惣奉行職也、 然所ニ、 慶長五年九月ニ、

揆、筋目ノ者共、思〻義統ノ味方ニ馴參モ有、又木付方ニ參モ有之、井上氏ハ有テ故、 大友義統八ケ年ョ過、 毛利方內通ニ 依テ本國ニ歸、石垣原ニテ 旗を擧給ふ、

味方二參、有軍忠、依之、日出浦問丸補佐役可得、 如先規ノ證文也、

틍 魚住某問職補任狀

大分県史料
○武内文書

「細川三齋公御書出」(包紙ウハ書)

以上

浦問職ヲ申付ク忠節ニョリ日出

今度義統亂入被仕ニ付而、 (大友) 其しるしとして、日出浦之出ふね・入ふね、其外之とい之儀申付候條、(間) 郡中百姓心替を仕候處ニ、其方木付之城にこもり、

以上、

(慶長六年)

日出浦

惣左衞門まいる

魚住右衞門兵衞

如前く、

可申付事肝要候、

忠節ひるいなく候、

二八〇

時ニ國中ノ給人一

木付之御

平º i 道· i	南贫畑族	大字	
入江、小浦、萱場平、中江久保、井手上、村通、村道、村道、村道、大きの、ないは、おいのでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これ	下ノ原、高野、長山、、大村、 市川、 向ノ山、 尾形、 東山、 上追良、 東州、 大村、 市川、 南大 と と に と と と と と と と と と と と と と と と と		速見郡日出町大字(廢大字藤原・広)・小字一覧表

付

録

荘

豊島 岡が

東ノ久保、 井手中間、 北きまれ 西にヨュ 萩は 尾* 丸ま 尾,ゃ 猪ぬかれ 小道ノ下、 ウゥ バゖ 山きっぱい 柿木田、 り、 10 西影ノ木、 岩堀、 西に 上山口、 太郎丸前、 くい 鏡ない ヤャ 東ヌメリ落、 堂ノ後、 新たなな 日ゥ 赤石、杉ノ久保、 垣添え 柳原下、 野向い 向に 北平石、 小ねノの田、 日よ ココイ、 深か 道ノ上、 通りをま 観音平、 鮎返リロ、 萩尾下、 田 た ノ の ひ ち 平、 水浆堤 前を出た 園をの出た ウぅ 通山前、 今輩 柳原西、 痛ケ迫、 ĺГВ 井ノ元上、 ヌメリ落、 水発 シレ シ オ* 石に田だ 西日野上、 向ない 間ノ内前、 金なれ 山まなり 詰ノ戸渡、 柳原、 下水茶、 岩瀬戸、 ソヲミ、 末まま 柳紫紫 井ノ元下、 琴弦ノ上、立石、 津留前、 松きなら 日の野の 大追下、 横新町、 太に田だ 西片平山、 日野向、 詰ノ戸上、 崩えた 山ノ内、 日の向う 嶋 東棚田、 鳴點 日野上、 西ノ谷、 山紫 峭ない 東電 尾红 椚ケ尾、 大説を 本町、上町、 10 門ノ畑、 堀田町、坂口、三ツ石、山添、ほりたまち、まかぐち、みっいしゃまそえ 船就 · 岩か 垣、 萱伐場ノ上、 尻り 岩りのえた 小布倉西、 友等 山紫焼 柚り木、 山かり、 東畑、天井平、登立、 西尾廻、 Lukathu 野できる。 カラ谷、 七反帆、 弁べんにゆう 西コトズル、 焼蒔きな 扇田、ムギツキ、おおきた むきっき 棚田道上、 薬師丸、三川、谷、 新たま 西長峰、 大追ノ上、 樋ノ元、 小布倉、 笹 建 尾* 神なのうえ 萱伐場、 下頓京、 赤がはけ、 柏川内、大盤、 栗 ś 木 * 笹尾道下、 琴なる 門を田た 小深まだ田、 シぃ トと 西棚田、 平石下、 鉾と 楠ź尾桉 東萱伐場、赤岩、 田た 山なった、 キき田た 九十歩、 中川原、 徳丸下、 下木場、 立石ノ下、 高ない 間まり 内で 市ノ坂、 坂、 畑におり 久念なん 片平山、 井手ノ下、 宮をのうえ 大追ノ西、 出が水 地口に 角まれたのでん 神な ノ前、 楠华 上栗木、 北ノ角、 東丸尾、 工作 東痛ケ迫、 ホキノ上、 井ノ元東、 若山、大畑、 田だ 脇 ノ 田、 t 北赤岩、 日野西 友安尻、 呉竹山、 chttpest 台だい間ま 六郎丸、 丁子庵、 焼きまき 津っ留る 西はなまれ

出じ 七ツ草、 妙見平、 曲がりき 野の地に 梶** 屋* 上えり野の カゕ ジェ 猪い狩り ツっ エぇ 柿タ 亀がめの 高な 鳥越 10 尾* 田だ 甲5 木きでん ヤャ 穴外保、 平ります。 林ノ爪、 曲木上、 高ないの 堂ノ後、 小なな 年と 円だ 谷能 ハは 丙(いた) 九(のなる) 水(のなる) (水(ないない) かいまた (水(ない) ないまた (水(ない) ない) ないまた (水(ない) 新百姓野地、 岩岩 宮を 北七草、 夕た 末れます。 池沿 西にた 神紫 10 ゴで 10 下だ 原口台、 小久保、 下だ 10 桑ゎ ノヮ 岡かれたり 東法花寺、 Ťέ 下石原、 徳慧 畑は 藤さ 灰ノ木、 オ、 本町、 椎鼠の 狐きなら 中彌物、年 コロ 11/2 西丸山、 シキ石に 木 下光 是貞ノ上、 中%, 長祭 野。 上平原、 畑になった。 岡かのつじ 芝は尾、 年と 鬼だれ、 江* 後c 原。 高場はの 峰ね 上灰ノ木、 高ない。原 山田道下、 囲た 上長野、 甲狐塚、 丸まれま 神紫紅 馬は場、 甲出いていま 後 東岡辻、 神ながでの、 中屋敷、 松き ウンクラ、 だれ 年に 一次 に 年 ノ 神か 馬場久保、 10 峯り 後、 木* 横道な ・上小久保、 女猪久保、 タブノ木、 ハは 上高原、 横新町、 イケ、 ヤシ畑、 赤ななち 国にから 北法行堂、 山紫 西tc 屋* 西原、 北長野、 尾久保山、 作り 四し 黒岩下、 山かま 小久保谷、 水樽上、 神[%] 田^{*} 東台間、 原は 宮船、 所出、 樋ぃ 10 ヲロカイ田、 中なから 前を口が 木き 城*戸、 献いばれ 長が野の 下西屋、 上なったま 弁でえ 天、 城ヶ! 東出、 竜はからない 水等な 鷹匠町、 甲赤山、 尾久保、 岡が 向田平、 ニに ンル ティ 妙源、六反、 釜かまっち 南長野、 尾* 法行堂、 田だ 合ノ前、 北曲木、 長野山、 下に 東神上、 向きる 中島、 堂行、原口、原口、 狐鳥な 東釜土、 乱談 山ノ神、神、 谷に 八日市町、 東丸山、 東法行堂、 弓細工、 西省 東山際、 長がすすき 入道でき 鍛冶屋園、 塔; 野の 神な 荒らいる 北岡渡、辻間、 地也 ラのでき 、 通仏、 と
おりぼとけ 影ノ木、 三太ケ田、 竜ののとぜん 実でな 東立石、 八ようか 遠見石、 茅幣場。 Ĺį 久、 西長野、 上次町、 神田、女 西迎寺、 保電 小いない 船なっか 市が 寺で 田た 九る。 板だが 西竜御前、 Ħ 上ま 野地、 平早水、 萩尾下、 下高原、 仲ノ丁、 法日 ダ猪ケ久保, 北高尾、 寺ノ上、 長峰ながみれ 石質 井ぃ ノゥ よ、 原場。 裏ない。 花寺、

日の

荘

髪剃町、

裏がま

二ノのま

三された。

南红

北麓

洲が崎さ

宮ノ後、宮町、

谷にまち

○『日出町誌史料編』ヲ底本トシ、『大分百科事典』ト校合、 応上記大字ヲ掲載スルモ、厳密ヲ期シ難ク、今後ノ検討ニ俟ツ。 仁だがうやま 疑問ノ所ハ町税務課ニ照会シ訂正ス。 上塔ノ平、上神田、

荘域ニツイテ

長畑、シンテ、鰐沢、塔ノ尾、八ケ田尾、横津、新町、岡ノ辻、紫港、レルエ、かばからとなった。はかがたお、たづ、しばち、おかのつじ 佐尾、堀、堤ノ下、内堀、東堀、馬場崎、 一片向、クシ川、下仁王、水原、仁王山下、町、中町、南横町、上町、北横町、魚ノ棚、町、中町、南横町、上町、北横町、魚ノ棚、町、中町、南横町、魚川町、上町、北横町、魚ノ棚、

二八四

大神·藤原荘史料



風土記

「日出荘史料」一号ニ速見郡ノ部ヲ抄出。 本文省略。

0

倭名類聚抄

速見郡

朝見 八坂 田(自) 布

大神郷

大神

山香

仁安三年六鄉二十八山本寺目錄

太宰管内志下

後山金剛寺・吉水山靈龜寺・大折山報恩寺・鞍懸山神宮寺・津波戸山水月寺・西

叡山高山寺・良藥山智恩寺・馬城山傳乘寺

正宗文中山十箇寺 足曳山兩子寺・長岩屋山天念寺・金剛山長安寺・加禮川山道脇寺・久末山護國

正宗分中山

序分本山

序分本山八箇寺

流通文末山十箇寺 見地山東光寺・大嶽山神宮寺・峨眉山文珠仙寺・石立山岩戸寺・夷山靈仙寺・

寺・黑土山本松房・小岩屋山無動寺・大岩屋山應暦寺・補陀落山千燈寺・横城山東光寺

流通分末山

大神・藤原荘

二八五

小城山寶命寺・龍下山成佛寺・参社山行入寺・西方山清淨光寺・懸樋山清岩寺

本山分末寺・辻小野西明寺・小溪山大谷寺・西蓮山間戸寺・中津尾山觀音寺・轆轤山正光寺・妙覺 寺 · 海見山來迎寺・蓬花山富貴寺・淸瀧寺・文傳寺・良醫山西山寺・海見山來迎寺・蓬花山富貴寺・淸瀧寺・文傳寺・良醫山西山寺・ 稻積山慈恩寺・

日野

7山岩脇

毘沙

本山分末寺

寺 · 鳥目山愛敬寺・今熊山胎藏寺・光明寺・寶壽房・ 隨求房

中山分末寺・大満房・付屬寺・玉井山光明寺・吉水山萬福寺・多福院光明寺・唐溪山彌勒寺

門多寶院 丸小野寺・平等寺・眞覺寺

末山分末寺 虚空藏寺・ 浄土寺・ 金剛山報恩寺・ 吉祥寺・貴福寺・

上品寺・ 願成就寺・

願成就寺 寺

中山分末寺

○モト続書キ。

今便宜項目ニョリ改行

ス。

本文書ノ年代ニハ疑問アル

モ シバ

ラク通説ニ従フ。

杉山ノ瑠璃

29 後白 河院廳下文案

鎌倉遺文八五号○益永家記録

○文治二年四月十日。 「日出荘史料」三号ニ全文ヲ掲グ。 中ニ「大神庄」アリ。 本文省略。

五 宇佐宮假殿地判指圖寫

字佐神宮史史料篇四○田原武彦蔵

○(文治年中)。 本巻関係抜書ヲ 「日出荘史料」 四号二収ム。 中二 「大神庄」 一アリ。 本文省略。

ベ 撿校祐淸(ヵ)讓狀

大日本古文書

東山母尼 分ス荘々屋地等ヲ処

處分庄々幷屋地等目錄

譲與

東山母尼

大日寺彌勒寺領

壇殿女房

平世正宮領

攝津國三津寺

畠三段在八幡河合

鹽見富高年貢絹拾疋別進布伍段

八坂下荘 壇殿女房

八坂下庄彌勒寺領

新田宮幷□□院

権別当棟清

一權別當僧都

彌勒寺正八幡宮檢校執行事

不書置證文之外、可令返付寺家庄々、

豐前國

津布佐庄 向野庄 山下保 永用保

用保・山下保・永津布佐荘・向野

大神・藤原荘

豐後國

大神・藤原荘

伊美庄

女々御前

略〇 中 綾部庄 肥前國

成道寺 養父庄

女々御前 草野庄彌勒寺領

糸田庄同 能暹母尼寢殿侍等

壽持姬

草地庄彌勒寺領 護得壽多良野同領

草地莊 寿持姫

略〇中

修理別當法眼

権別当棟清

彌勒寺正八幡宮領庄々 泉本庄彌勒寺領 大野井庄同領

苅田庄同國

山香庄豐後國

一藥師姬 略〇 中 山香荘

大神荘 薬師姫

略〇 中 大神庄彌勒寺領

二八八

-善法寺宮淸彌勒寺領注進拔書

〇石清水 (菊大路家) 文書六

(別紙)

(端裏書)

「彌勒寺領隈上事 社務宮-被注進關東注文內書拔之文永七」 被注進關東之狀也、其內書拔之、」

社務宮― 之時、

注進

八幡宮寺

當宮幷宿院極樂寺彌勒寺

領別納庄々幷社務以下執務甲乙領之事

宇佐弥勒寺領

荒津 乙見石丸兩保 隈上

已上三ケ所

同彌勒寺領西寶塔院家庄

大神・藤原荘

西宝塔院家荘

二八九

筥崎宮等惣

正八幡宮

香椎宮

宇佐彌勒寺乃幡宮寺檢校宮清門跡相傳執務之領內別納庄々

玄親阿闍梨山僧知行之、

注進ス 豊後国大田文ヲ

御注進狀案弘安八年十月十六日豐後於府中

大神・藤原荘 (2) 生 庄

石崎庄

小倉新庄

麻生新庄

綾部新庄

河合新庄 泉新庄 八坂新庄 大神新庄

已上九箇所

八幡宮寺修理別當獻承知行之、

注進如件、

右、

文永七年三月

日

石清水撿洨法印宮清(善法寺)

鎌倉遺文一五七○○号

豐後國大田文案

脚力

菊正

在判

豐後國中神社佛寺權門勢家庄園國領公田及領家・領所・地・辨濟使等交名事

沙彌道忍

略〇中

謹上

信濃判官入道殿(二階堂行忠)

弘安八年九月晦日

裏|

速見郡

略〇 中 速見郡千五町內

地 頭

近部・ 藤原・井手村七拾町 津嶋柒拾町

戶次太郎時親法師、

法名道惠

相摸守殿

日出

津嶋 藤原

日出

眞祭井・野木乃井村參拾町^(那) 利根又太郎賴親

速見郡全文ハ、「日出荘史料」一一号ニ収録ス。

以下略。

井真 手近 村那 村・藤

野木乃 井

豐後國圖田帳案

ナし

鎌倉遺文一五七○一○内閣文庫本

注進ス豊後国図田帳

ヲ

豐後國圖田帳

大神・藤原荘

豐後國直人等注申

國崎 速見

直入

大分

海部

大野

日田

球珠

田敷幷領主等事

大神庄百七拾町

大神庄

弘安八年十月十六日自國府被立脚力旱、 略〇中

二九一

弘安八年九月晦日

謹言 信濃判官入道殿

略〇 中

速見郡千町餘五町

大神莊七拾丁 略〇 中

大神荘 日出·津島

日出・津島七拾丁

藤原 野木乃

井真 村奈 井・ 近部・

近部・藤原・幷平村七拾丁 (井)手 眞奈井・野木乃井之村三拾丁

地頭軄相模守殿 戶次太郎時賴法名道惠 同人幷利根次郎賴親

願成就寺國東塔銘

0

〇以下略。速見郡全文ハ、「日出荘史料」一二号ニ収録ス。

∞大分の石造美術

沙彌道忍(大友賴泰)

裏判

二九二

僧榮賢敬立、 〇大分県指定有形文化財。

月八日、大願主

應長元年九

立ス 僧栄賢宝塔ヲ造

彌勒寺喜多院所領注進狀

○石清水文書二

合四十町

木井」ハ今日ノ軒ノ井(付録大字・小字一覧表、大字大神字勇玄以下四十三小字ノ地域)ニ当ル。 ○抄文ヲ「日出荘史料」一三号ニ収ム。本文省略。 豊後国十八箇所中ニ「大神庄幷乃木井合卅町」

アリ。

乃

彌勒寺領諸莊供米注文

全文ハ「日出荘史料」一四号ニ収ム。本文省略。中ニ「大|___三斗」アリ。(神庄)

大神荘

〇年未詳。

大分県史料三
○永弘文書

杵築生桑寺大般若經奧書

 \equiv

史蹟名勝天然記念物調査報告四○生桑寺の写本大般若経

「曆應二年三月卅日(第五10巻)

大神庄 髙津希利住

大神荘

大檀那 尼 妙 蓮

〇コノ「大般若經」六百巻ハ、 県指定有形文化財。

大神・藤原荘

二九三

四

豐後國志

仏 今 連 見郡

板碑ヲ造立ス

貞和二三三十三爲後阿、(マ、)

願成就寺年、大神筑前二郎源親直造,二金剛像、願成就寺在,大神鄉北藤原村,《僧空也所、創、曆應二 五

赤松牧峰神社板碑銘

速見郡日出町大字藤原○大分県金石年表

赤松牧峰神社板碑銘

冥

速見郡日出町大字藤原〇白井昭一調査記録

(梵字キリーク) 貞和二 十一 二十、 經安

戶次朝直起請文

〒

南朝方ニ忠ヲ致

南北朝遺文二三三一号〇阿蘇家文書

御方においてちうをいたし、身をたつへきおもむきハ、自他事ふりおハりぬ、

おほやけわたくしの

大神・藤原荘

二九四

約ス 合スルコトヲ誓 シ契約ノ如ク公

おもひさたむきもの也、このてういつはり申候ハゝ、

のおもひをなして、いさゝかへたつる事なく、よろつこのけいやくの衆中にたんかうして、所存を

大小事、一所ニたんかうをくわへて、一みちをさたむへし、いまよりのちハ、あいたかいに、

兄弟

祗 奉始梵天、帝尺、[釋] の御罸於、 朝直まかりかうふるへきもの也、 堅牢地神、 天照大神、八幡大菩薩、 よてかきかへの狀如件、 春日大明神、 阿蘇大明

裥

日本國中之大小神

正 平二年六月一日

> 朝炎 直 (花押)

굯 戶次賴時起請文

南北朝遺文二三三二号○阿蘇家文書

大少事、一所にたんかうをくわへて、一みちをさたむへし、いまよりのちハ、 御方においてちうをいたし、身をたつへきおもむきハ、 自他 事ふりおハりぬ、 あいたかいに、 おほやけわたくしの

約ヲ談御

利ス フ守ルコトヲ誓 終合ヲ加へ契約

堅牢地神、天照大神、八幡大菩薩、

春日大明神、

阿蘇大明神、

日本國中大小

神祗

のおもひをなして、いさゝかへたつる事なく、よろつこのけいやくの衆中にたんかうして、所存を

おもひさたむへきもの也、このてういつはり申候ハ、 帝[釋]

奉始梵天、

の御罸お、 正平二年六月一日 賴時まかりかうふるへきもの也、よてかきかへの狀如件、 賴次

時 (花押)

大神・藤原荘

二九五

元 左中將尹房起請文

南北朝遺文二三三三号〇阿蘇家文書

約スヲ守ルコトヲ誓を以合うののである。 御方においてちうをいたし、身をたつへきおもむきハ、自他事ふりおハリぬ、 おほやけわたくしの

大少事、一所にたんかうをくわへて、一みちをさたむへし、いまよりのちハ、あいたかいに兄弟の

もひさたむへきもの也、このてういつはり申候ハ、 おもひをなして、いさゝかへたつる事なく、よろつこのけいやくの衆中にたんかうして、所存をお

奉始梵天、帝尺、[釋] 堅牢地神、 天照大神、八幡大菩薩、 春日大明神、

日本國大小神祇の御罸お、

尹房

まかりかうふるへきもの也、 よてかきかへの狀如件、

左中將尹房 (花押)

正平二年六月一日

○別ニ同日付ノ起請文ニ、大友氏宗ノモノアルモ省略。

5

赤松牧峰神社

板 海銘

速見郡日出町大字藤原○大分県金石年表

貞和七第三八十九、 蓮阿彌

立ス蓮阿弥板碑ヲ造

○『大分の石造美術』ニ見エズ。

二九六

大分県史料-〇都甲文書 九

「源」

爲直冬誅伐御發向之間、 大神筑前次郎・土岐藏人大郎以下御敵、(すこ) 去年九月十日、 馳參高

田以來、

於所
る御陣、

致忠節

打出豐前國糸口原之間、

抽忠節候畢、

以此 爲前

旨 可有御披露候、 恐惶謹言、 大神筑前次郎 忠ヲ上申ス を以下誅伐ノ軍 都甲惟元足利直

畢

就中同年十二月廿五日、

都甲彥四郞惟元申、

懸之隨一、

抽軍忠畢、

加之、

迄于同國安心院·津布佐·深見以下凶徒沒落之期、

正平七年正月二日

御奉行所

進上

源(花押)」

足利義詮袖判下文

三

大分県史料三一 大友家文書録

御 o 袖 判(足利義詮)

行フをおきませる一番がある。お後国生業荘ノ

大神

藤原荘

下 豐 、□後國光一名·□ (豐) (松脱) (豐) (水脱) (本級)

同國田原別府內波多方名賴時跡

同國大神 · 藤原庄 郎朝□跡 二九七

可令早領知、 前藏人三郎直(田原)

大神・藤原荘

大神・藤原荘

豐 ·前國苅□庄、饗庭彈正左衞門・ (田) 同國吉田村等事

右、 爲勳功之賞、 筑後生葉庄替、 所宛行也者、 早守先例、 可致沙汰之狀、

文和元年十一月廿二日

를

豐後守護大友氏時遵行狀

同國田原別府[______(內 波 大分県史料 ○草野文書 多方名賴時跡 Ξ

如件、 文和二年四月五日

ヲ渡付セシム 大神・藤原荘等 稙田有快ヲシテ

事、

任去年元十一月廿

日御下

]文、幷同月廿四日御施行、

(守護代力)

□相共、

可被沙汰付正曇代 同國

大神・藤原)

上 朝直

(大友氏時)(輔)

(花押)

豐前藏人三郎入道

(正曇申、

豊後)

|國光一松名・

稙田大輔御房

豐後守護大友氏時遵行狀

긆

大分県史料 〇草野文書 Ξ

豐前藏人三郞入道正曇申、 豊後國光一松名・(阿南莊)

任去年元十一月廿二日御下文、幷同月廿四日御施行、 幷同月廿四日御施行、 稙田大輔房相共、 同國田原別府內波多方名 頼時跡 ・同間 同國大神庄 可沙汰付正

藤

曇代之狀、 如件、

原庄朝直事、

下ヲ渡付セシム大神・藤原荘以

二九八

如件、

守護代

亖 田原正曇直讓狀

大分県史料

「正曇讓狀」

一見了、

(花押)

文和三年九月廿四日」

譲與 所領等事

丸ニ譲ル恩賞地ヲ孫徳増

豐前國苅田庄地頭

豐後國光一松名地(阿南莊) 頭職 職

藤原荘

等 右所く者、 所讓與也、此外豐前國吉田村者、 同國大神・藤原兩庄、 正曇爲恩賞拜領、 并田原別符內波多方名地頭職半分 (國東郡) 當知行無相違、 爲一紙御下文內雖拜領、被下 而嫡孫豐前德增丸仁、

相副御下文・御施行

•

守護施行

將軍家御書之間、

避與松浦十

电 郎左衞門尉持畢、 御 沙汰最中也、 於大神 被裁下者、 藤原·波多方半分者、本主降參之間、 同德增丸可令知行、 凡正曇知行所 任傍例去渡畢、彼替事、 『領等事、先日悉譲渡德增丸之(継目裏正曇花押アリ) 可宛給之

渡ス 主降参ニョリ去 大神・藤原荘・

子 ,貞広

ハ針摺原

間、

自餘子孫等、不可有稀望之上、今年二月、於筑前國針摺原、貞廣以下子息氏貞等、孫子多討死(マト)

大神・ · 藤原荘

二九九

刑部大輔 (花押)

料・不義 ハ義

=

一戦死

之 畢 眞幸・ 不及分讓、 直尚等、 其故者、 雖現存、 令分配面く者、 或義絕之子細達上聞、 或現不義之間、 不親近、 嫡々德增丸一人仁所讓給 其外孫子等數輩雖在

也 然則全領掌、 可專御公事、 仍讓狀如件、

文和二年十一月六日

沙彌正曇 (花押)

「せん日の狀ハ、しひつニ(正曇自筆) かきあたへ了、

との狀、 たひつのうたかいあるへからす、

「彼斯 (証判) 3 被讓與嫡孫德增丸之子細、 同 日 正 曇 (花押)」

加大

加フ (大友氏時証)

判

ヺ

文和二年十一月八日

披見畢、 爲後日、 所望之間、 所加判形也矣,

刑部大輔(大友氏時)

花

押

豐後守護大友氏時學狀

듳

大分県史料 ○草野文書 Ξ

「大友刑部大輔吹舉狀

党相的

(包紙ウハ書) 事 十五

光爾 豐前藏人三郞入道正曇申、 一松名・豊前國苅田庄・筑前國怡土庄內末永名参分壹・筑後國田口村参分壹・南班) 豐後國田原別府本方參分壹松岡 同國大神藤原庄 · 波多方名 分 名 名 半 肥前國山田庄 同國

• 日 周

被經御沙汰候哉、 防國岩田保等地頭 以此旨、 職 就 譲與孫 可有御披露候、 (田原能氏) 可被成下安堵御下文由事、 恐惶謹言 申狀具書、 謹令進上之候、

申状ヲ挙申ス田原正曇ノ安堵

1100

進上 御奉行所

幸 木屋行實軍忠狀

南北朝遺文三八四七号〇木屋文書

右、者八月十八日、爲對治肥前國凶徒、(去) 筑後國木屋彈正左衞門尉行實申軍忠事 爲御對治豐後國凶徒、

御發向之間、

自最前令御共、

同九月一

旦

小城々攻合戰

フ 上申シ御判ヲ請 木屋行実軍忠ヲ

狭日 間田 国球 府珠 大由神布

大神以下 於所々御陣、(遠見郡) 抽軍忠訖、 致宿直、 豐前國宇佐・城井至筑前國殖木・博多、令御共候訖、(韓華郡) (鞍華郡) 同十月二日、 御發向日田之間、 令御共球珠・由布・狹間 然早下賜御 國府

判、 爲備龜鏡、言上如件、 正平十年十二月

0 内傍注ハ『福岡県史資料』 九 = 3 ル。

日

大神・藤原荘

大神・藤原荘

늣 足利義詮袖判下文

大分県史料三一
○大友家文書録

御 神(足利義詮)

豐前藏人三郞 (マン) 法師法名 (直貞)

セシム 郷地頭職ヲ領知 ノ替トシテ安岐 大神・藤原荘等

下

有

爲勳功之賞、同國大神・

藤原庄邦直跡

豐前國吉田村・芥田等之替、所宛行也者、

可令早領知豐後國安岐鄉2日宮內少輔地頭職事

早守先例、 可致沙汰之狀如件、

貞治二年七月十二日

듳 足利將軍議家御教書案

○石清水八幡宮旧記抄

○永和三年八月二日。[日出荘史料] 二七号ニ収ム。 足利將軍議家御教書案 本文省略。

○石清水八幡宮旧記抄

○永和四年八月十七日。「日出荘史料」二八号ニ収ム。

本文省略。

連見郡日出町大字藤原○白井昭一調査記録

三

下川久保地藏堂國東塔銘

亖 上河內延命寺跡寶塔銘 大神・藤原荘

速見郡日出町大字南端 〇大分県金石年表

永德]]年甲子三月吉日、

○塔身ノミ現存ス。

둞 下川久保地藏堂寶篋印塔銘

康應二年庚三月廿二日(六)

(梵字ウーン)

造立ス宝篋印塔一基ヲ

爲逆修大願主各敬、 (梵字タラーク)

(梵字キリーク)

(梵字アク)

○ 〔 〕内ハ『大分県金石年表』ニョリ注ス。

速見郡日出町大字藤原〇白井昭一調査記録

둪 沙彌某兩人連署奉書

豊後速見郡史○大神文書

双傷打擲間、 使節請條悉備進候間、 就神罪被召放彼所、 此上者、 基繼理運之條落居畢、 被止殿中經廻議畢、 爱正幸雖出帶故一 中絕以後無還補之處、 圖預狀、 證上者、旁以違亂之(マン) 於當所、

應永五年十月十三日

條、

無其謂、

所從於委雄任安堵之旨、沙汰付下地於基繼、

可被執達請取狀之由候、

仍執達如件、

神人等及

豐後國守護代殿

沙 沙 彌彌 花押 同

○本文書誤読アル カ、 意味不明ノト コ п ア IJ.

풏 大友親綱一 字狀

日出町誌史料編図版〇渡辺左近文書

遣之候、恐く謹言、

親ノ一字ヲ与フ

字之事、

親

二月四日

渡邊長門守殿

親太 綱 (花押)

大神・藤原荘

른 大友親繁知行預ケ狀

□出町誌史料編図版□渡近左近文書

恐く謹言、 親繁(花押)

九月三日

預ク真那井四十町ヲ

眞那井之內、

四拾町分別紙事、

預置候、

可有知行候、

渡邊左京允殿

틋 井手八幡宮棟札銘寫

日出町誌史料編〇南藤原図跡考

誌之、

ス 宝殿一字ヲ再興

奉上棟再興修造一字、

右趣意者、天下泰平、國土豐饒、

大檀那源能書

告寬正三午 正月廿八日 大檀郡源朝臣伊與守能書、壽命長遠、子孫吉祥、

喜萬悅、

願主

大宮司 九郎四郎

織家

如意專祈、當所安穩、萬民快樂、增福增長、千

大工 左衞門五郎 重元

左衛門四郎

小工

壳 大友政親一 跡安堵狀

□出町誌史料編図版○渡辺左近文書

直納トス忠ヲ賞シ諸父一長州出陣ノ時ノ

父一跡、 今度長州働、 任相續之旨、

朽網・市川等以同陳、

領掌不可有相違候、 武藏守敵數輩討捕、 然者當知行分、 戰死忠儀、 可爲直納候、 無比類候、子孫可申傳也、

(大 政友

親

(花押)

恐く謹言、

仍親

九月十七日(文明十五年カ)

渡邊兵庫助殿

8

大友義右受領狀

□出町誌史料編図版□渡辺左近文書

長門守所望之由、 可存知候、 恐く謹言、

ヲ与フ長門守ノ受領名

六月五日

渡邊松若殿

并手八幡宮棟札銘寫

四

日出町誌史料編

奉爲藤原親房再御願圓滿、 壽命長遠、子孫繁榮、

大神・藤原荘

宝殿ヲ再興ス

敬白、

奉再與修造井手八幡宮御寶殿一字、

殊別者

右(花押)

(大 **義**友

當所人民快樂、 然者福壽、 令修造處如件、

右趣意者、爲公家武家天長地久、天下泰平、 殊者願主麻生安藝守壽全、

願主麻生寿全 藤原親房

明應六年丁二十月廿六日

大工 杢 之 助

助宗

左衞門太郎

四

佐田泰景軍忠狀

熊本県史料中世二
○佐田文書

「一見了(花押)

軍忠

佐田次郎泰景

一、去明應七年十月二日、豐後勢至佐田庄令亂入之間、(大友親治) 五日敵寄陣於追上、 則當所菩提寺相懸之條、 碎手討捕頸二進上之、 執構菩提寺、 敵每日雖手仕、 彈正忠俊景一所楯籠之處、同 從二日至八日

數輩被庇、 粉骨之次第、 重清人數存知矣,

支置大勢、

待申御合力畢、

九日晚加飯田但馬守宅所、

翌日十於彼構一

來口、

終日矢師仕、

被官等

同十三日御人躰著郡以後、 飯田山 佐田山所<御陣等泰景馳走之段、 御前勢御面 く衆存知上者

不及注申數、

明應八年七月廿五日、

令渡海、

於所へ馳走刻、

至下毛郡寒田、 被官人討捕頸一、 弘固陣所送進

攻ム
乱入菩提寺城ヲ
大友勢佐田荘ニ

大友勢ヲ防グ妙見尾ニ在城シ

之

同十月上旬宇佐郡院內衆同心仕、

陣取、

城內計策狀遣之間、

彼書狀飛脚共重清・武道江則令注進畢、

敵之猛勢寄陣於茂峯、 國勢令出張之、

從 仁

執誘妙見尾、

致在城之處、

豐後 然而:

> 劔 山

7、大神者共戸次・田原・ 木

方〜雖責上、

味方稠防戰之條、

引退詰口於本陣

劒山

爲當城手當、

戶 , 次

田

原

衆

木

付

大神以

赤景大友氏ニ:

帰ル菩提寺城ニ豊後勢家旅宿ヲ

·津河着岸

中

知

也

儀、 下者共殘置、 以仲山左馬允具言上畢 諸勢者西郡打通、 國中手仕以後、 又當城詰寄之間、 安心院 飯 田申合、 旦遠慮之

` 於心中、 依彼思案豐後罷越事、 偏輕身命、 明應九年正月七日夜、 誠無念至也、 然者非野心緩怠之段、 豐後勢家旅宿忍於陵山野江河、 自豐後以雜掌言上仕、 + 日夜半、 揶 菩提寺罷 歸參之大望

迄 **晝夜不受食物、** 同十八日、 漸著關之中 間 一身辛勞、 宜 有 御高察耶

仁相副人數、 文龜元年正月五日當郡衆渡海之儀、 到中津河著岸之、 廿九日、 任御奉書之旨申調、 妙見尾伐取時、 我世者賀來神兵衞尉太刀討、 十三日各乘船、 爲名代同名左衞 郡衆所被存 門大夫

河罷渡、 右之渡海御前勢無人數之通注進之時、 船 衆申合、 二月九日至城井城涯分馳走焉 重而神代紀伊守方被相催之條、 泰景事、 正月廿九 日中津

之間、 不移時日罷越之處、 著郡以前敵敗北之、 **乍去於所~數人討留畢**

依爲重清一

所

後陣笠松在陣仕相

動畢、

然而·

中

陣

可

馳

向之由蒙仰

馬岳合戦

同年七月廿三馬岳合戰時者、

後胤龜鏡、 彌爲抽 忠懃、 粗注 進 如件

右條、粉骨之次第、

達

F 聞

御感

一個書參通并御奉書數通頂戴仕畢、

同以此一

卷仁申請

御

證

判

備

大神・藤原荘

大神・藤原荘

永正貳年七月

日

御奉行所

○紙継目裏

進上

大神親照書狀

띨

大分県史料
○松成文書

0

「(墨引)」

來繩鄉內山邊貳段之事、限永代從社家被買取候由承候間、

到當役人、

旨趣申候條、

如此書狀候、

以

照

(花押)

前々儘可有知行候、 ·永正四年丙刁」五月廿一日^{筆) 三} 恐く謹言、

セシム ジ旧ノ書状ヲ進 段買得ニツキ当 東縄郷内山辺二

此辻、

松成安藝守殿

〇以下六三号マデ、

当荘大神親照関係史料トシテ掲グ。

吕 大友氏加判衆連署奉書案

大分県史料五 ○永弘文書

]拘分之事、諸點役御[____] 电

親大神 照

被仰出候、

可被得其意候、

恐く謹言、

伝フア焼スションスのである。

(端裏書) 庄內字佐御神領內[

御奉書案」

一月廿二日

大神・藤原荘

上月廿三日 京正八年 二月廿三日 (包紙ウハ書) 「御奉書案□」 田染神左衛門尉殿 田染庄政所殿 田染庄政所殿 哭 聟 大神親照書狀 大友氏加判衆連署奉書案 諸點役御免 大分県史料五 ○永弘文書 大分県史料五 ○永弘文書 豐堯單三三大神左衞門大夫 親 照 親 照 (候ヵ) 大神さ衞門大夫 本庄伊賀守 親豐 親 富 照 述

御宿所

然者御申事申 (納)

|者御出頭候、 目出□、(候ヵ)

連署を進之候、

如何樣、

重而可申承候、

恐く謹

(大 親神)

照

(花押)

テ進ズ 申事ヲ連署ヲ以

言

二月廿四日

田染神左衛門尉殿

御宿所

「(墨引)」

得永親宣·大神親照連署書狀

大分県史料五 ○永弘文書

罕

得永伊賀亮

(包紙ウハ書)

大神左衞門大夫

親

照

示給候、於御神領者、 可有御收納候、恐く謹言、

(大 親*善*) 照

ベシ 領ナラバ収納ス 吉弘氏当作地神

就御領內吉弘右衞門大夫當作之地之[_____

六月廿九日

田染神左衞門尉殿御返報

(花押)

得 親永 宣 (花押)

田染神左衞門尉殿 (返報カ)

三 二 二

來翰ニ答フ

申候、

巨細我等申分候て、

內者御使副置候へく候、

返事取進候、

兼又前日爲得御意候者、畏入候、

氕 大神 親照書狀

大分県史料五 ○永弘文書

其後從是可申候處、 御懇示給候、 祝着候、 仍て彼題目、 田原孫四郞方・得永方へ、 無閇目之儀由被

近日以使者、 御『禮可申候、(以下礼紙) 此方相應御用、 連く可承候、恐く謹言、

親神

照

(花押)

六月晦 \exists

田染神左衞門尉殿

御返報(奥切封)

大友氏加判衆連署書狀案

咒九

大分県史料五 ○永弘文書

不可然候、 可被止催促候、 恐く謹言、

田染少宮司方拘御神領之事、

諸點役御觅除之通、

被仰出候之處、

御城誘人足催促之由、

少宮司方被

止ス 誘人足催促ヲ停 役免除ノ通リ城 田染方神領諸点

申候、

九月七日

本 豐 大 右庄親繞親神

照

富

述

大神・藤原荘

大神・藤原荘

松田山城守殿

푱 大神親照書狀

大分県史料□ ○永弘文書 \pm

(端裏ウハ書)

大神左衞門大夫

親

照

野上彈正忠殿御宿所齋藤大炊助殿

「及大天人□風爲我」(落書) (ヨメズ)

前日被懸御意候、

申承候、

祝着之至候、

仍於此方如申候、

田染庄之內、

田染方被拘候宇佐御神領

0

伝フ 段銭ヲ免ズルヲ 宇佐神領ノ公事

事

諸御公事御晃之由、

被仰出候、

此時者、

御段錢之事も、

可爲同前候哉、

定而御

通

田染方よ

り披見可被申候、以其上□

大神親照書狀

垂

大分県史料五 ○永弘文書

キ申ス田染荘段銭ニツ

御懇預御□

方∼落仁、□

□安岐へ罷越候て、

夜前歸宅仕候、

仍庄內御段錢の 被仰出候間、

如何樣、

重而 彼

事、

御

催促候哉、

各御大綱候、

御段錢事も、定可爲其分候、御觅之由、 然者、 田染方被拘候御神領事、 被仰出候、 御一通御奉行工、 諸御公事御発之由、 御披見肝要候、

三四

ヲナサシム 対シ馳走ノ覚悟 段銭免除ノ訴ニ

□ 帶刀藤左衞門所まて、

兩度申候キ、以其辻、

田染神左衛門尉殿

御返報

之候、仍而就段錢之儀、巨細承候、當年の事者、

可申入候、 (永正) 十月三日 」左馬助殿 恐く謹言、

(大 親神

垂 大神親照書狀

御報

(捻封包紙ウハ書)

大分県史料五 ○永弘文書

大神遠江守

照

(大 親神)

申候、恐く謹言、

田染神左衛門尉殿御返報

「(墨引)」

八月廿八日

被立ましきよしにて候、

何ニ可有御馳走御覺悟、

肝要候、

御祝儀御用候間、寺社觅許等、一所にても候へ、

重而請とり可進

我等以下、色、さま~~の『_____不及

照 (花押)

大神・藤原荘

三五

親

百疋被遣候、 諸給人中申渡候て、

ヲ報ズ 卷□御進[(数カ) (包紙ウハ書) (異筆) 田 少宮司殿 푤 趣、 御報 大神親照 則令披露候、 ·豐饒親冨連署卷數返事 彌御祈念專一候、 恐く謹言、 豐 大神左衞門大夫 饒 彈 (豊饒) 大分県史料五 ○永弘文書 親 正 忠 富

둂 大友氏加判衆連署書狀案 少宮司殿田染

御報

九月五日

(大神)

照 富

(花押) (花押)

大分県史料五 ○永弘文書

否ヲ問フ ク風聞ニツキ実 及ビ近辺ニ隠置 態用一 (端裏書) 行候、 定惠院旨趣被申事、 |到來候社家中へ被遣連署狀案文| 仍當國逆叛族、 去年以來成敗候之處、 多分如貴國落集候、

被進、

萬一

彼惡黨、

聊尔動□候者、

國中衆彼後詰之儀、

可被成□之段、

對院主

然□前|

H

至防州御留守衆

三二六

心田原親述兄弟同 時ナリ社家中覚悟コノ 彼落人於宮中幷近邊、 返事可得其意候、 御入魂候、 一親述兄弟同心之儀候ハゝ、(田原) 如此者被申定候へ共、御大篇之儀候□ ę 儀、 宇佐宮 三月二日 如何ニ[如何ニ存候、 歪 以其辻、今度□珠郡敗北凶徒、(寒) 社家御中 某書狀案 恐く謹言、 候間、 且者御參前□ 隱□之由、 (無私曲力) (無私曲力) 翌日御現形之儀、 大分県史料六○永弘文書 普其聞候、 佐田方少~預[____[事實候者、以外□、 萬一御相違之儀もあるへく候哉、 □可有御披露候哉、 (木) 豊 (白) 木 長上 親籍 長杵 右庄 自然 候、 御延引之儀共御座候 秀 富 景 述 併社家中堅固御覺悟此時候、 照 誠御兩家無二御契約歷然候之處、 其時 てハ、 |御上意之儀 世上之

依御

大神・藤原荘

三七

味方スル者
朽綱親満反逆ニ

豊府 二著 府

一味大神氏等ハ親治両志賀・入田・

親滿爲一味方、境目□退方御著到前、(析網) 貳百餘人某共□承候、 (ヵ)

無隱場候樣、其聞得候、國中時儀、 定而彼方可有御披露候之間、不能巨細候、

ほくせいと (とうカ) 豐符へハ、 舊冬廿四日ニ御著符候、今月十一日まてハ、善惡之儀無御(カ)

其聞得候、

一今度張行故、 兩志賀・入田・ 大神・ ・豐にやう・宮(饒) 寒田 伊濟渡佐守

方·木付民部方、

此衆ハ親治殿しかと一味被申候と、

其聞得候、

田北勘解由

得永五郎太郎

座 候由、

○永正十三年八月朽網親満反乱後ノモノナルベシ。

촟 大友氏加判衆連署奉書

庄內久保土佐守先給參十四貫分之事、 (緒方莊)

四月十一日(永正十四年カ)

大分県史料
○久保文書 Ξ

息中務少輔還附由、 右原 長杵 右馬 被仰出候、 述 (花押) 可得其意候、

恐々謹言、

ニ還付セシム 分ヲ息中務少輔 守先給三十四貫

景

(花押)

並 (花押)

親饒 富 (花押)

照 (花押)

此外肥後・日向境ニ被退候方□ハ、

緒方庄政所殿

加判衆大神親照

大友氏加判衆連署奉 書

大分県史料 Ξ

忢

郡內古後鄉之內(以珠郡) 如法寺

飛彈守

跡 內

新給貳町分事、

被宛行野上次郎太郎訖、

任御判之旨、

可被打渡

之由、

依仰執達如件、

渡サシム 新給二町分ヲ打 如法寺飛驒守跡

永正十四年七月五

左衛 衛 門 尉 (花押)

(木上長秀) 助 (花押)

(白杵長景) 部 少 輔 (花押)

(豐饒親富) 忠

(花押)

左衞門大夫(大神親照) 7

前伊 賀 守 (花押)

풋

玖珠郡闕所奉行

玖珠郡

闕所 奉

行

加

判衆大神親照

大友氏加判衆 注連署. 奉 書

大○ 分岐部

本給四町貳段事、 被宛行岐部五郎左衞門尉 訖 任 御判旨、 可被打渡候由、

依

大神・藤原荘

仰執達如件、

ス 弐反ヲ打渡サン 門守跡本給四野 玖珠郡内綾垣見

シ町長

當郡內(玖珠郡)

綾垣長門守

跡

三九

史書 Ξ

永正十四年七月五日

○宛書ヲ欠ク。 玖珠郡闕所奉行宛力。

加判衆大神親照

(豊饒親富) 正 (木上長秀) (臼杵長景)

忠

(花押) (花押)

前伊賀守 左衞門大夫(大神親照)

(端裏ゥハ書)

秃

大神親照書狀

眞玉(忠左)

]衞門殿御返報

大分県史料五 ○永弘文書

大神遠江守

親 照

今兩人躰ニて候すると存候、其分にも候者、兩人ニて間別可被調事、肝要候之由、 先> 可爲間別御催促之儀、雖申候、御一統御急之條、早~御馳走肝要候、御相奉行誰^ 御相奉行誰くニて御入候哉、

今度も可有馳走候と存候、其上にも莬角御申之 可被仰候、 仍當

||能 < 承候て、致||

]趣可申候、恐 < □□、

<u>=</u>

左衛 衛

尉 輔 助

少 門

アルベシ以前ノ如ク馳走 セシム 間別催促ヲ馳走 相奉行両人 方候ハ、、 八月三〇

庄冤許之方、以前馳走之辻、此方存知候、如其時、

容 大神親照書狀案

(端裏ウハ書)

大分県史料五 ○永弘文書

前へ発許之段、被申候哉、 別尉殿 輔殿 御返報 由原御神領 宇佐御神領之事者、

(上野神兵衛) 得永宮内少

ラシムア権促列厳重ナを別外ノ段銭

段錢被納候、□□彼分錢、□□彼分錢、

可爲御冤候、其外者、

稠敷可有催促候、南郡なとより少へ納樣候、不可

可爲御兒許候、

都甲なとの様ニ、

年

有油斷候、恐く謹言、

大神左衞門大□(失)

親

照

親世 判有

照

大神・藤原荘

得永宮內少輔殿 上野神兵衞尉殿 永正拾二年丁 八月廿二日

御返報

大友氏加判衆連署奉書案

増補訂正編年大友史料一四○筑後上妻文書

筑後國上妻郡之內、黑土捌町之事、被宛行上妻上總介訖、任御判之旨、可被打渡之由、依仰執達如

ヲ渡付セシム上妻郡黒土八町

永正十五年三月八日

件

前伊(本店石逃) 賀 守

判

民部少 輔 判

(木上長秀) 左衛門大夫(大神親照) 助 判 判

(豊饒親富) 忠 判

左衛門 尉 判

大友義長受領狀

夳

上妻郡代

上妻郡代殿

加判衆大神親照

□出町誌史料編図版□渡辺左近文書

(大 **義**友)

ヲ与フ武蔵守ノ受領名

武藏守所望之由、可存知候、

恐く謹言、

十一月廿一日

長 (花押)

===

〇年未詳。 大友義長卒年ハ永正十五年八月十一日。

大友氏加判衆連署奉書 増補訂正編年大友史料○草野文書 五.

年□土貢、 三ケー德分之苅分同苅苗幷公事錢一 中仁、恣貪神領社納、 就山本郡御神領之事、 公事之由雖申候、 圓無社納之條、 且. 神慮、 於難澁之儀者、 近年諸濟物、 且當時 衆徒中過半可被離山之由、 段別 上意之旨候間、 幷公事足以下未斷之儀、 必一途可被仰出候、若又、爲親永、對山上、於被企疎儀者、 文通事、 其外有限納物等、 重而用連署候、 近日頻言上候、太不可然候、 高良山上衆佗言深重候、 **猶於此上、** 堅固社納肝要候、 自然親永親類被官之 然者、 所詮、 殊去年大永元

去夏無 所務者

ム 公事ヲ社納セシ 山本郡神領済物

公事銭反三十文分苅分

□永貳年十月十四日

可被改易彼下地職之由

仰執達如件

本庄前伊賀守

(花押)

臼杵民部少輔 (花押)

津久見左馬助 (花押)

木上筑前· 守 (花押)

小原左衞門尉 八神遠江 守 (花押) (花押)

大

大神・藤原荘

加判衆大神親照

豐饒常陸守(花押)

三四

草野中務少輔殿(親永)

盗 大友親敦鑑書狀(紙

大分県史料二五○田北一六文書

鹿越登城ヲ賀ス

至鹿越登城之由、承候、尤肝要候、^(速見郡)

此時以堅固之儀、

忠節倂憑存候、

事 < 、

必以面賀可申候、

恐々

謹言、

十一月十二日

鹿越城衆中

〇以下六七号マデ大友氏ノ大神親照討滅

圶

田原親述感狀

大分県史料一三 ○草野文書

今度御目敵就御退治之儀、 大永貳年十二月十九日 大神藤五郎事分捕云く、 (包紙ウハ書)

捕ノ功ヲ賞ス 御目敵退治ニ就

親原 述 (花押)

(花押)

親大友義鑑)

デニカ

`

ル。

親

述

高名之儀面目之到候、

彌可被抽忠懃之狀、

如件、

就今度落人現形、

至鹿越在城、

正月廿一日

大友親敦鑑感狀(紙切

如法寺六郎殿

大分県史料二五 〇田北一六文書

奕

忠儀之至候、 必追而賀可申候、 恐々謹言、

親敦(花押)

田北左京進殿(鑑敦)

卆 大友親敦鑑知行預ヶ狀

増補訂正編年大友史料一五 ○児玉韞採集文書家中感状

去大永二年、大神遠江守成敗刻、 帆足孫兵衛所持

忠貞感悅候、

爲其賞臼野庄之內、久保山城守跡居屋敷六拾貳貫分

之事、 預置候、 ,可有知行、E 恐々謹言、

預ク忠ヲ賞シ知行ヲ大神親照成敗ノ

大永三年六月廿七日

久保大炊助殿

親友表義鎮

書判

大神・藤原荘

夵 大河內行重・長岡貞國連署奉書

大分県史料一一

本文省略。「城内氏歴世記」 ニョレバ、

辻間

大友氏ニ討タル、事ヲ記ス。

○大永七年亥十一月四日。全文ヲ「日出荘史料」 五二号ニ収ム。

辻間為秀討タル大神親照ト共ニ

宮若三才ノ時、

父辻間又四郎為秀(廿八才)ノ大神(親照)ニ同心シ、

大友義鑒名字狀

仌

大分県史料三五○渡辺文書

「(墨引)

名字ヲ与フ

名字之事、

以別紙認進之候、

恐く謹言、

(大 義友)

鑒(花押)

正月十三日 渡邊次郎三郎殿

○「渡辺文書」ハ大分県立図書館ニ寄託中。 以下廿一通右文書ニョリ原本校合ヲ行フ。

ち 大友義鑒官途狀寫

大分県史料三五○渡辺邦夫文書

左京允所望之由、可存知候、恐く謹言、

正月十三日

与フ左京允ノ官途ヲ

(大 **義**友) 鑒 (花押影)

大友義鑑感狀(紙)

丰

大分県史料[−] 三五

(墨引)(端裏切封)

去六至山香口、 忠貞寔無比類候、 敵取懸之刻、 彌無油斷才覺憑入候、 味方仕立慮外之故、 必追而一段可賀申候、 旣及難儀候之處、

以堅固之地躰、

鹿越城被遂勤番

恐く謹言、

ヲ守ルヲ賞ス 攻ニツキ鹿越城 大内勢山香郷進

候

(天文三年)

(大 義友

鑑

(花押)

渡邊遠江守殿

大友義鑑感狀(紙)

三

大分県史料三五○渡辺邦夫文書

被遂勤番候、 去六至山香口、 忠貞寔無比類候、 敵取懸候之刻、 爾無油斷才覺憑入候、必追而一段可賀申候、 味方仕立慮外之故、 旣及難儀之處、 以堅固之地躰、 恐く謹言、 鹿越城無異儀'

ヲ固メシム 貞ヲ賞シ弥守リ 鹿越城勤番ノ忠

(天文三年)

渡邊左京亮殿

(大 義友 鑑

(花押)

大神・藤原荘

三七

宣

大友義鑑書狀

急度用所之儀、警固船之事、 各申合、數艘可被誘置候、

日限方角等、

重而可申候、

此狀到着候者、

(大 **義**友

鑑(花押)

其覺悟、不可有油斷之儀候、恐く謹言、

船ヲ用意セシム用所ノタメ警固

二月卅日

眞那井衆中

占 大友義鑑書狀

大分県史料三五 ○渡辺文書

(大 **義**友

鑑(花押)

急度用所候、來十一日乘浮、 可被相待候、方角之儀、

其砌可申候、不可有油

大分県史料三五 ○渡辺文書

三八

斷之儀候、 恐く謹言、 度く申候警固船之事、

シム 船ヲ用意待期セ 用所ノタメ警固

五月四日

眞那井衆中

大分県史料三五○渡辺文書

五月七日

船ヲ用意セシム度々命ゼシ警固

度く申候警固船之事、

別而馳走憑存候、

委細以口上申候、

調儀肝要候、

恐く謹言、

(大 **義**友) 被得其意、

鑑 (花押)

眞那井衆中

芺

大友義鑑書狀

大分県史料
○志手文書

木 付右衞門大夫殿

帶 刀 右 京 亮殿

帯刀右京亮

田 原 和 泉 守殿 長

野

淸

左

衛門尉殿

古 弘 長 門 守殿

大神・藤原荘

(大 義友)

カラシム 滞ヲ責メ緩怠ナ 鹿越城誘イノ遅

事、

肝要候、

聊不可有緩之儀候、恐々謹言、

七月廿八日

鹿越城誘之事、

去年以來申付候處、

于今延引、

太曲事候、爲奉行衆中、

稠以催促、急度可被相調

鑑 (花押)

三二九

大神弥七郎

都 甲 伊 豆

守殿

林 佐 渡 守殿

廣 瀨 美 濃 守殿

神 彌 七 鄓殿

田原次郎左衛門尉殿

大

大友義鑑書狀寫

丰

ム 兵舶ヲ用意セシ 賊船現形ニツキ

賊船數艘見之候之條、

兵船之事、

申付候、各乍辛勞、

別而馳走肝要候、 (大 **義**友)

不可有油斷候、

恐く謹言、

鑑(花押)

十月廿四日

眞那井衆中

□進型誌史料編図版

大友義鑑知行預ケ狀

汽

大分県史料三五○渡辺文書

「(墨引)」

鑑 (花押)

閏十月九日(天文五年)

分ヲ預ク

眞那井村之內壹町分^{妈帝}事、

預置候、可有知行候、恐く謹言、

大友義鑑知行預ヶ狀

大分県史料二五 〇河野文書

攴

預置候、可有知行候、恐く謹言、

渡邊源十郞殿

閏十月九日(天文五年)

ヲ預ク 真那井村壱町分

真那井村之內、壹町分妈帝 事、

(大 **義**友)

鑑

(花押)

大分県史料三五○渡辺邦夫文書

大友義鑑知行預ケ狀

合

恐く謹言、

分ヲ預ク真那井ノ内壱町

眞那井之內壹町分別希 事、

預置候、

可有知行候、

閏十月九日(天文五年)

渡邊左京亮殿

(大 **義**友)

鑑 (花押)

□田町誌史料編○南藤原図跡考

井手八幡宮棟札銘寫

大神・藤原荘

中興時至、

玉樓金殿復舊、

觀洪基

宇治氏信女宝殿

 Ξ

ヲ再興ス

上棟固哉碧珠 保歷劫日崇祠輪

嘗之祭禮國護元亨利貞之昇平

鉅日本國豐後州天文第六作疆首夏廿七日、

政所

修理所神主 奉行大神惟種

寺

宇治氏

能佐

大檀那字治氏阿蘇信女欽建立、

越中守

大神惟久

大津留縫殿助

修理所神主兵部大輔源能信

奉行阿南河內守大神氏惟種

大宮司 九鄓四鄓平

家盛

大工

木工

助藤原助吉

小工

左衞門尉藤原助元

大分県史料三五○渡辺邦夫文書

兰

志賀治述・疋田長每連署眞那井村內坪付

付ノ地ヲ打渡ス真那井村壱町坪

所本田八段三十步

たの屋 | 所畠地貳段| |敷之内、此内壹段者加帋給

以上、

天文六年西十二月十六日

志 賀 下 野 守 長 助 每 (花押)

述 (花押)

渡邊左京亮殿

〇疋田・志賀両人ハ、当村ノ検使カ。

슬 大友義鑑書狀

増補訂正編年大友史料一八○渡辺文書

兼而被仰付候條、 舟誘等、

定而不可有油斷候、

恐く謹言、

カ フ油断ナカラシ 造スニツキ舟誘 シ

五月四日

至土州、

警固船可被差渡之由、

(花押)

(大 義友)

鑑

後速見郡史』ニ依ルトスルモ、 同書ニハ見エズ。

土佐一條房基ニ嫁ス。

本文書ハソノ際ノ警固船ニ係ルモノカ。

田北氏ハ『豊

○大友義鑑ノ女、天文十三年頃、

眞那井衆中

益 大友義鑑書狀寫

豊後速見郡中 史

大神・藤原荘

藤原村土貢定ノ

就藤原村秋夏土貢定之儀、一書之趣、

加披見候、

委細市川伯蓍守・臼杵美濃守・下郡上總介可申

大神・藤原荘

候、恐く謹言、

三月十日

(大 **義**友

鑑

花 押

書ヲ披見ス

帶刀兵庫助殿

裏ニ天十八三十日案文鑑尚トアリ。

○本文書、『大分県史料』ニハ見エズ。当時ノ臼杵氏ハ安房守(鑑続)ナリ。検討ヲ要ス。

眞那井細へ事、申付候處、〔網之〕

綱常候由申候、〔網無〕

上野又六・深栖・若林、

其外彼方角者共、

如存知、

スベシ 臼杵長景モ馳走

馳走ヲ命ズ真那井衆ニ網ノ

○若林(合沢氏蔵)文書

全

大友義鑑書狀

候て、調可然候、其方も馳走肝要候、巨細若林彈正忠、可申候、 臼杵民部少輔殿(長景) 七月廿五日 (大 **義**友)

○『増補訂正編年大友史料』一八所収ト校合シ、〔 〕内ニ校異ヲ傍注ス。

鑑(花押)

恐く謹言、

大分県史料三五○渡辺文書

尖

大友義鎭官途狀

「(墨引)」

三三四

官途ヲ与フ三郎左衛門尉ノ

三郎左衞門尉所望之由、 可存知候、 恐く謹言、

(天文二十二年)

(大 **義**友) 鎭 (花押)

渡邊次郞三郞殿

大友義鎭一跡安堵狀

卆

大分県史料三五○渡辺文書

二月五日

跡ヲ安堵ス 父武蔵守輝ノ一

親父武藏守輝一跡之事、

任相續之旨、 領掌不可有相違候、 恐く謹言、

渡邊宮龜殿

○渡辺左近文書(『日出町誌』史料編) =,

IJ.

検討ヲ要ス。

首部

鎭

(大 **義**友) (花押)

「親父左京亮満一跡之事」ノミ異ル、 大友義鎮一跡安堵状ア

仌 大友義鎭名字狀

□渡辺左近文書

(大 **義**友) 鎭 (花押)

大神・藤原荘

渡邊源十郎殿

源介ノ名ヲ与フ

源介所望之由、

可存知候、

恐く謹言、

十月廿五日

三五

○河野 (睦男)文書(『大分県史料』二五)ニモ同一文書アリ。

仌 大友義鎭感狀

日出町誌史料編図版〇渡辺左近文書

恐く謹言、

粉骨ヲ賞ス害馬岳城攻メノ豊前山田隆朝要

攻口、

粉骨之次第、

顯然候、 **遂供奉、**

就中郞徒新五郞、 至去六月廿日、

被疵、

別而忠貞之至候、

彌可被勵戰功事、

肝要候、

山田安藝守隆朝要害、

抽軍數、

同七月四日於馬岳城

今度豐前國出張刻、

七月廿三日 七月廿三日

渡邊左京亮殿

(大 義友)

鎭

(花押)

○付年号ハ、「萱嶋文書」「後藤敏宏文書」(トモニ『大分県史料』一○) ニョリ注 ス。

ち 大神鎮勝書狀

大分県史料六○永弘文書

借状等ヲ返附ス出挙皆済ニツキ

返進

候、

慥可被召候、

加賀事(2)

從去永正五年、

御先祖被出擧召候、

當年弘治四、

御勘辨皆濟請取申候、

然以前借狀・

同副狀等、

令

期來喜候、 恐く謹言、

(大 **鎭**神)

勝 (花押)

永弘刑部少輔殿

「永祿元」十二月廿三日(異筆)

三三六

永弘通忠書狀

九

大分県史料六
○永弘文書

師 下毛郡本自見名 へ爲出こ遣方、 親にて重行契約候、彼家鎭勝兄。盛依時弘名下作事、(秦殿力)(大神) 宗 土貢辻定米六斗三舛之事、 去永□自五年當年永祿元年十二月迄、 自公儀被加生害候、

跡陰

まく、 絕之間、 重行契狀兩通返進候、 以前契約之儀不立之由、可 又鎮勝書狀如此候、 通忠申候、 然處ニ、 同永禄二ヨリ土貢社納候、 又御代も豐刕御成敗候間、

永祿二正月 日

見候、

是ハ不作等之嗜申こと候、

爲後日如此

候、

此時某も下作□書狀遣候、

案文在之、

又本物悉請取之由書狀問、以彼是之儀申渡候

(永 通弘)

忠

(花押)

○宛書ヲ欠ク

二 大友義鎭感狀

恩狀 日本

日出町誌史料編図版〇渡辺左近文書

命 去五日、 小早川: 終 白 內 遂防戰、 門司表陳慮外敗軍候、 乃美兵部丞 被疵碎手事、 野嶋 及數ケ度、 來嶋、 同六日取退之刻、 警固船人數依付送, 對家無双之忠勲、 自京都郡黑田之原、 自身討太刀、 誠感悅無極候、 至仲津郡國分寺原、 數ケ所致疵之條、 至子孫、不可有忘却之 毛利衆幷 各捨

ル軍労ヲ賞ス仲津諸郡ニ於ケ門司表敗軍京都

仲津郡国分寺原京都郡黒田ノ原

大神・藤原荘

三 七

後候、彌忠貞賴入候、恐ぇ謹言**、** 永祿四年

(大 **義**友

鎭 (花押)

渡邊左京亮殿

大友宗麟義一跡安堵幷一字狀

尘

大分県史料三五 ○渡辺文書

「渡邊六郎殿(包紙ウハ書)

「(墨引)」

一字ヲ与フ父一跡ヲ安堵シ

親父三郎左衞門尉永一跡之事、任相續之旨、

言

六月十五日

渡邊六郎殿

宗 麟

領掌不可有相違候、 仍一字之事、 鎭進之候、 恐 < 謹

宗麟(花押)

○宗麟花押類型ハ永禄五年ゴロノモノナリ。

盎 日出莊若宮八幡宮扁額銘寫

日出町誌史料編〇日出図跡考

三三八

「若宮八幡大菩薩

前叟雲岳玄文寶幽之書」〔前條群雲岳叟玄文書建立〕

史墮檀那帶刀雅樂助源親述(マ、)

-(裏

大檀那大神中務少輔源鑑房

大檀那大神鑑房

永祿第七歲次甲子

三月廿三日

軒井村

内ハ「大分県金石年表」四ニョリ傍注ス。大神鑑房ハ、付録系図参照。

0

日出町誌史料編〇南藤原図跡考

盐

井手八幡宮扁額裏銘寫

作者速見郡內軒井村 永祿第七歲次甲子三月廿三日 佐藤 與五郞 藤原資信

軒井村

大檀那大友義鎮

大檀那大友左衞門大夫源義鎮

矢隨檀那帶刀雅樂助源親述 (マ\)

中尾 彌太郎 藤原助久

大神・藤原荘

作者速見郡內軒井村

佐藤源兵衞藤原續久 (七) 藤十鄓藤原資氏」

同

三三九

就長野敗北、

大神・藤原荘

再営シ額字アリ永禄中大友義鎮

井手八幡祠

永祿中、大友義鎭再營」之、今尚有"其額字"、在"大神鄕井手村"、貞觀中、移"祭男山神於此

豐後國志

卆

神〇 祠速見郡

大友宗麟義恩賞預ケ狀寫

卆

紙切

大分県史料二五
○河野勲文書

無相違領掌肝要候、 恐く謹言、

大神庄之内貳町、預ケ遣之候、

内二町ヲ領ク労ヲ賞シ大神荘豊前国出張ノ軍

至兩度豐前國出張之刻、

軍勞之次第、

聊無忘却候、

就中今度、

於香春岳郞從立用之事、

忠儀無比類

候、

爲其賞、

疄 (朱印影)

宗

宗 麟

「河内加賀守殿(包紙ウハ書)

九月廿日

書

一八同年頃ノモノトナル。

但シ、

宗麟ノ「朱印」ヲ用フルハ天正三年

○宗麟軍豊前ニ出兵シ、

香春岳城ヲ攻ムルハ永禄四年

(一五六一)、

宗麟ト号スルハ翌永祿五年ナル故、

本文

(一五七五)頃ナリ。

検討ヲ要ス。

○大友家文書録

仌 田原親宏書狀

懇章之旨、 則爰許老中江申屆、 返事□啓之由候、今度之儀、暫時之樣存置

三四〇

就書状ヲ進ズ置ヲ報ジ毛利元 大神親続 □□利此ト衞此永 増□文文ア門時祿 院時在リ道藤八 カ毛、隆右年 カ ○大神親続 之處、 候、 彼下城之事、 ノ名ニョリ掲グ。 次從奧陳到來之元就書狀、(毛利) 各 🗆 🗆 拾月廿二日 候也、 大神兵部少輔殿 (親続) 奈 木付紀伊入道殿 (宗虎・鎮秀) (親賢・紹忍) (鑑基) (鑑基) 奉行中立并雪愚□使、]無勿躰候、 付録「大友大神氏略系図書上案」 不宣、 一守殿 一司殿 次花尾并諸牢人以下、 爲御披見進之候、 從今日付置花尾候、 参照。 (田原親宏) 内へ此趣宗麟へ、 許容之事、具□□申談、 (ヵ) 途候者、 被觸耳候者肝要候、 隆實人質歸遣□然 不可有緩候、

祖父掃部助親元一跡之事、 九九 大友宗麟義 任相續之旨、 跡安堵狀

(墨引)

大分県史料一
○大神文書

名內給地田畠六段分之事、 是又同前連續肝要候、 恐く謹言、

領掌不可有相違候、

殊東畑役職半分・永富名役職半分、

幷

(大友義鎮)

(花押)

大神・藤原荘

一月十八日

三四

帶刀宮德殿

○以下一一○号マデ、 宗麟花押ハ、 永禄七年~元亀三年頃ノモノ。

8

大友宗麟鎭感狀(知

大分県史料三五○渡辺文書

「渡邊六郎殿(包紙ウハ書)

吉弘左近大夫可申候、恐々謹言、 今度立花鑑載退治之刻、 別而軍勞之由候、

治ノ軍労ヲ賞ス筑前立花鑑載退

七月廿三日

渡邊六郎殿

 \equiv 大友宗麟鎭感狀

□出町誌史料編図版□渡辺左近文書

獨吉弘左近大夫可申候、 (^{鑑理)} 七月廿三日 恐く謹言、

軍労ヲ賞ス立花鑑載退治ノ

今度立花鑑載退治之刻、

別而軍勞之由候、

感悅候、

彌可勵馳走事、

簡要候、

必追而一段可賀之趣、

宗麟(花押)

三四二

宗 麟

彌可勵馳走事簡要候、

必追而

段可賀之趣、

猶

感悅候、

(花押)

豆 大友宗麟義感狀寫

大分県史料二五 ○河内勲文書

「河内刑部 允殿(包紙ゥハ書)

今度立花鑑載退治之刻、

軍労ヲ賞ス立花鑑載退治ノ

猶吉弘左近大夫可申候**、** 恐く謹言、

別而軍勵之由感悅候、

彌可勵馳走事、

可爲喜悅候、必追而一段可賀之趣、

七月廿三日

河內加賀守殿

ᅙ 大友宗麟鎭知行預ケ狀

「帶刀掃部助殿(包紙ウハ書)

(端書切封)

於豐筑間、貳拾五町分別紙之事、預置候、 可有知行候、 恐く謹言、

ヲ豊筑

十五町

(大友義鎮)

帶刀掃部助殿

三月二日

大神・藤原荘

宗 麟

宗麟(花押影)

大分県史料 一一

大神・藤原荘

즲 大友宗麟鎭知行預ケ狀

□出町誌史料編図版

於豐筑間、 十町分別紙之事、

預置候、

可有知行候、

恐く謹言、

宗麟(花押)

三月二日

ヲ預ク 間十

-町分

渡邊宮龜殿

읖

大友宗麟鎭知行預ケ狀

大分県史料三五 ○渡辺文書

- (墨引) 」

於豐筑間五町分別紙之事、預置候、 可有知行候、恐く謹言、

ヲ預ク豊筑間ニ五町分

三月二日

渡邊六郞殿

宗麟(花押)

大友宗麟義書狀

듲

日出町誌史料編図版○渡辺左近文書

賀來中務少輔‧谷川三郞兵衞尉事、急度可出張之段、申付候、兩三人事、乍辛勞、至鹿越有登城、[候]

鹿越ニ登城セシ

三四四

無油斷勤番、肝要候、 大神彌七郎事茂、(鎭氏力) 差加候之條、

每事可申談事、

專一候、

獪吉弘左近大夫可

申候、恐く謹言、

三月十二日

渡邊遠江守殿

渡邊左京亮殿

渡邊對馬守殿

印 大友宗麟義官途狀

日出町誌史料編図版○渡辺左近文書

渡邊新五郎殿

卯月十二日

与フ ボノ官途ヲ

帶刀允望之由、可存知候、

恐惶謹言、

○「渡辺邦夫文書」(『大分県史料』三五)ニ写シアリ。

コレニ「帶刀所望之由」トアルハ誤ナラン。

宗麟(花押)

大神・藤原荘

宗麟(花押)

○「河内勲文書」(『大分県史料』二五)中ニ、写アリ。 内ハ同文書ニョル。包紙ウハ書ヲ存ス。

三四五

与フ兵庫助ノ官途ヲ

兵庫助望之由、可存知候、

恐く謹言、

九月廿八日

渡邊六郞殿

10、 大友宗麟義官途狀

大分県史料三五 ○渡辺文書

10% 大友宗麟義一字狀

鎮ノ一字ヲ与フ

一字之事、鎭遣之候、

恐く謹言、

十二月三日

渡邊新五郎殿

大分県史料三五○渡辺邦夫文書

宗麟(花押)

110 大友宗麟義一字狀

日出町誌史料編図版○渡辺左近文書

鎮ノ一字ヲ与フ

一字之事、鎭遣之候、恐く謹言、

三四六

宗麟(花押)

(花押)

渡邊帶刀允殿

萬松山靈藤禪寺棟札銘

日出町誌史料編〇南藤原図跡考

謹奉一字棟梁事、 大日本國豐州速見郡藤原村萬松山靈藤禪寺住持比丘 國豐饒、 五穀成熟、 四民和樂者也、 全香

住持比丘全香

旹永祿十三白 手正月吉黃 敬白

特者大壇那源義鎮、 伏以願主藤原鎭次以發起、此寺悉皆建之所如件、

大工次郞左衞門尉古國府矢野雅樂助調造之、

願主藤原鎮次

某工古国府矢野

五七五年九月十二日(天正三年)附カブラル書翰

統異國叢書 ○耶蘇会士日本通信豊後篇下

略〇上 國王の婿にして甥に當る土佐の王は謀叛起りし爲め、(1条兼定) 婿夫人なる王女と共に豐後の宮廷に滯(犬友宗麟女)

ハレ豊後ニ逃ル宗我部元親ニ追土佐一条兼定長

ラントス

如き人に付きては洗禮を延期するを可とするが故に、更に充分了解するまで待つことを勸めたり。 スの教のみが眞なることを悟り、 在し、此三箇月間絕えず說教を聽きて種々質問及び議論をなしたるが、我等の主の御許に依りデウ キリシタンとならんと決心し、 屢洗禮を請ひたり。 然れども此の

大神・藤原荘

三四七

或は其國に還るの必要生じたる時は、パードレ・ジョアン・バウチスタ之に洗禮を授くることゝ定 然るに予が豐後を去りて當肥前國に來る必要生じ、 彼は再び洗禮を請ひたれば、 彼若し病に罹るか

シメントスケ土佐ニ入国セ大友氏兼定ヲ援 めたり。 我等の主は 其國の重立ちたる 大身等が 彼を招きて再び國を領せしめんとするに至らしめ

が予に贈りし書翰

給ひ、 りき。 げしが、 る決心なり。 に就きて見ることを得べし。我等の主が勝利を與へ給はゞ彼は全國をキリシタンとなすやう努力す 我等は彼が既に其國に着きて健全なりとの報を得たり。 彼は歸國することゝなり、 彼は國王並に諸大身の面前に於て其船に十字架の旗を掲げ、 其國○土は日本の大國の一にして、 パードレに洗禮を請ひしことはパードレ○バゥ 略 下 下 彼に從ふ艦隊に乘込む時諸船は皆異教徒の旗を掲 我等の主が彼に勝利を與へ彼國を悉 他の旗を掲ぐることを許さざ

+ ・字架ヲ掲

= 大友宗麟義・ 大友義統連署書狀寫

くキリシタンとならしめ給はんことを。

「眞那井衆中(包紙ウハ書)

大分県史! 料書 三五

宗 麟

義 統

土州表御行依被相催、 自身乘船可令悅喜候、 加勢之儀、 度く承候條、 當月中、 可差渡覺悟候之間、 至諸浦警固船之事、 日限之儀

準備ヲナサシム勢ノタメ渡海ノ土佐一条兼定助

準勢土 自

身乗船スベ

重く可申候、

條殿不圖以御渡海、

方角衆被申談、

乍辛勞、

別而馳走、

被得其意、

船路之儀、

聊不可有油斷候、

猶年寄共可申候、

恐く謹言

申付候、

宗友 (大 義友)

麟 統

(朱印影) (花押影)

眞那井衆中

○「渡辺文書」(『大分県史料』三五)ニモ写アリ。 スルハ、天正三年(一五七五)頃ナリ。 以下一一七号マデ土佐一条兼定、 内ハ同文書ニョル。 長宗我部元親ニ 追ハレテ豊後ニ逃 宗麟ガ朱印

(印文「非」)

ヲ使用

大友氏コレヲ援ケ土佐ヲ恢復セシメントスルニ係ル。

大友宗麟義·大友義統連署書狀寫

日出町誌史料編図版〇渡辺左近文書

加勢之儀、 度~承候條、 至諸浦警固船之事、

申付候、

重~可申候、被得其意、 乍辛勞、

方角衆被申談、 八月十二日 別而以馳走、自身乘船可令悅喜候、當月中可差渡覺悟候之間、 船誘之儀、 聊不可有油斷候、 **猶年寄共可申候、** 恐く謹言、 日限之儀

條殿不圖以御渡海、

土州表御行依被相催、

(大 義友) 統

(花押影)

(大友義鎮) 朱

囙

渡邊彈正忠殿

大神・藤原荘

三四九

大神 藤原荘

亖 大友義鎭書狀寫

豊〇 後工 速藤 見文郡書 史

重 八月十六日(天正三年ヵ)(二) 々可申 候 眞那井諸士、 留守中、 無油斷、 守護可致候、 恐く謹言、 表 義友 鎭 印剣

備ヲ命ズ 当月中出船ノ準 ノタメ諸浦衆ニ

乍

辛勞、

方角衆被申談、

别

而以馳走、

自身乘船、

可令悅喜、

當月中、

日

限之儀

條殿不圖以御渡海、

土州表御行、

依被相催加勢之儀、

度々承候條、

至諸浦警固船之事、 可差渡覺悟候間、

申

-付候、

守真 ヲ那守井 対護スベア諸士ノ

シ留

工藤美濃守殿

号ト同文。 0 『豊後速見郡史』本文中ニ同内容文書アル 但シ差出書ニ「義鎮」トアルハ、「宗麟」 せ、 部 ノ誤リナラン。 異同アリ。 $\mathbf{ } \mathbf{ }$ 内 = 傍注 ス。 本文書内容

ハ

前

Þ

号 前

大友氏加判衆連署書狀

大分県史料三五○渡辺文書

來十三四之間、 警固船可被差渡之由、 當浦江以着津、 兼日被仰付候條、 被請御下知、 舟誘等、 則渡海肝要之段、 定而不可有油斷候、 被 仰出候、 仍從彼表、 片時 茂延引候 御到來之

ヒ浦シ警土 渡着メ固州 海津十船渡 モア

シ知田意 知田意 知日意セメ

旨候條、 至土州、

而

者、

九月八日 御氣色難計 候之條、 聊不可有緩之儀候、

(析 **鑑**網)

恐く謹言、

康 (花押)

三五〇

候條、 候而者、

來十三・四之間、當浦五以着津、

被請御下知、

則渡海肝要之段、

被

仰出候、

片時云、

延引

御氣色難計候之條、

九月八日 (天正三年カ)

至土州、

警固船可被差渡之由、

兼日被仰付候條、

舟誘等、

定而不可有油斷候、

仍從彼表御到來之旨

眞那井村衆中

大友氏加判衆連署書狀

日出町誌史料編図版〇渡辺左近文書

聊不可有緩之儀候、 恐く謹言、

(析網) **鑑**網)

康 (花押)

(志賀) 親賀 度 (花押)

親原 賢 (花押)

(花押)

(佐 惟(他) 敎

大神・藤原荘

渡邊彈正忠殿

三五

(志賀)

度

(花押)

親原 賢 (花押)

(佐 (佐 (性) 敎 (花押)

大神・ 藤原荘

大友義統書狀(紙

大分県史料二五

吉弘加兵衛入道以同陣、

辛勞感入候、

然者初秋時分、

重く可出勢之條、

於其砌

(大 義友)

統

(花押)

(墨引)

別而馳走肝要候、 必追而一段、可賀之候、恐く謹言、

五月三日

ノ馳走ヲ命ズ ヲ賞シ初秋再征 土持征伐ノ軍労

者

就今度日州表行、

渡邊兵庫助殿

吉弘統運統書狀

九

紙切

大分県史料-〇渡辺文書 三五

(墨引)

御親父兵庫助方、今度於日州、 早速音間大慶之至候、 宗仭以同陳、(吉弘鎮信) 爲統運向後何樣、 被遂御用候、

答フ賞シ音問ニオイテ吉弘鎮信

達覺悟候處、

候

段感悅此事候、

猶自是態以使者、 御朦氣之由、 可申候間、

不可有無沙汰候、

就中下人一兩輩戰死之通承

順儀與者乍申、

御心中察存候、

愁膓可申

(吉弘統幸) 運(花押)

先々閣細筆候、

恐く謹言、

三五二

十一月廿八日 渡邊熊靏殿へ

進之候、

日出町誌史料縮図版○渡辺左近文書

正月十二日

一字之事、統遣之候、

恐く謹言、

統ノ一字ヲ与フ

渡邊彈正忠殿

大友義統跡目安堵狀

(大 義友)

統(花押)

日出町誌史料編図版○渡辺左近文書

跡目五拾町之事加山野、 恐く謹言、 任讓之旨、領掌不可有相違候、 然者當知行分之事、 可爲直納候、可得其意 於今度日州高城表、吉弘加兵衞入道以同陳、父武藏守戰死、忠儀無比類候、

必取鎭可賀之候、

仍鎭

候、

六月十五日

渡邊彈正忠殿

(大 義友)

統(花押)

大神・藤原荘

大友義統跡目安堵狀

大分県史料三五 〇渡辺文書

(場書切封)

セ安堵スヲ悼ミ跡目三貫の兵庫助ノ戦死

跡目參貫分之事加山

野

於今度日州高城表、

意候、恐く謹言、

六月十五日(天正七年)

渡邊熊干世殿

吉弘加兵衞入道以同陳、

任讓之旨、 領掌不可有相違候、

父兵庫助戰死、

忠儀無比類候、

必取鎭可賀之候、 可爲直納候、

然者當知行分之事、

可得其 仍满

(大 **義**友) 統 (花押)

○前号渡辺左近文書ト同内容ナリ。

大友宗麟義一 跡安堵幷一字狀

亖

大分県立図書館

蔵

宗

麟

(墨引)

任相續之旨、 領掌不可有相違候、

宗麟(花押) 仍一字之事、鎭進之候、

恐く謹言、

六月十五日

シー字ヲ与フ親父一跡ヲ安堵

親父三郎右衞門一

跡之事、

「渡邊六郎殿(包紙ゥハ書)

三五四

大友義統一 字狀 渡邊六郎殿

둞

大分県史料三五○渡辺文書

(墨引)

字之事、統冨遣之候、 二月廿七日 恐く謹言、

渡邊六郎殿 (統富)

壹 大友義統書狀

○大友家文書録

(大 義友) 統 (花押)

(大 義友)

大神・藤原荘 大神常陸入道殿 恐く謹言、

九月廿六日

督廣津式部少輔、

不殘一人討果之由候、先以大慶候、

才覺賴存候、

將又從豐前目如注進者、

在郡辛勞之儀察存候、

方角立柄之儀、

至坂本備中入道・財津讚岐入道申遣候間、(道烈) (龍閑)

前世四到廣津治部少輔抱之萬田切寄取懸、

即時打崩、 被遂入魂、

爲始城 無油斷

勝利之儀候條、

爲御存知候、

猶重 く可申候、

三五五五

統 在判

志賀常陸入道殿 (道雲·鑑隆)

듳 大友義統感狀

大分県史料一一

儀之次第、 昨日廿三至當城、 感入候、 薩摩之惡黨取懸之處、 彌可抽馳走事、

粉骨セルヲ賞スノ大神鎮勝共ニ薩摩軍侵攻ノ時

鎭勝別而依被勵粉骨、

可爲喜悅候、必取鎭、

至鎭勝一稜可賀之候、 各事儀盡軍勞、

恐く謹言、

分捕高名之由候、

忠

(大 義友)

統

(花押)

堀興次郎殿

十二月廿四日

大友義統感狀 紙切

丰

大分県 史料 一

(包紙)

(墨引)

薩摩之惡黨取懸候之處、 彌可抽馳走事、 可爲喜悅候、 鎭勝別而依被勵粉骨、 必取鎭、

至鎭勝

稜可賀之候、

恐く謹言、

各事茂盡軍勞、

分捕高名之由、

忠

(大 **義**友) 統 (花押)

三五六

帶刀玄內允殿

昨日 儀之次第感入候、 廿三至當城、 十二月廿四日

粉骨セルヲ賞スノ大神鎮勝共ニ薩摩軍襲来ノ時

要候、

必取鎮、

稜可賀之候、

恐く謹言、

正月三日

今度薩摩之惡黨、

至大神兵部太輔要害、(鎮勝)

取懸候之處、

其方別而軍勞之由、

感悅候、

彌可勵馳走事肝

픗 大友義統感狀 紙切

大分県史料三五○渡辺文書

今度薩广之惡黨、 至大神兵部太輔要害、(鎮勝) 其方別而軍勞之由、

取懸候之處、

感悅候、

彌可勵馳走事肝

要候、 必取鎭、 稜可賀之候、恐く謹言、

時ノ軍労ヲ賞ス太輔要害襲来ノ薩摩軍大神兵部

正月三日

(大 義友)

統

(花押)

渡邊宮內少輔殿

大友義統感狀寫 紙切

듳

大分県史料三五 ○渡辺邦夫文書

(大 **義**友) 統 (花押)

渡邊彈正忠殿

大神・藤原荘

大友義統感狀 紙切

大分県史料三五 ○渡辺文書

(端書切封)

至大神兵部太輔要害、(鎮勝)

取懸候之處、

其方別而軍勞之由、

感入候、

彌可勵馳走事肝

要候、必取鎮、 可賀之候、 恐く謹言、

労ヲ賞ス 害取懸ノ時ノ軍

今度薩广之惡黨、

正月三日

渡邊熊千代殿

三

天正十六年參宮帳寫

大分県史料二五 ○後藤作四郎文書

(大 **義**友)

統 (花押)

常樂寺玄榮

たくミ殿

常楽寺大神里

関係部分ノミヲ抄出ス。速見郡全文ハ「日出荘史料」一一三号ニ収ム。

〇下略。

三五八

豐後國志

仏○ 寺 見 郡

常樂寺在:「大神鄉南大神村、大友賴泰三子朝直受」封于此、營二一字、

立ステ阿弥陀寺ヲ建大友朝直入封シ

大友義統書狀

ム ノ用意ヲナサシ 翌春ノ朝鮮渡海

翌早春、

朝鮮國渡海之軍用意、

兼而無油斷、

被懸心而、

出時之一

左右相待可被申儀、

肝要候、

謹言、

八月十八日

渡

邊

圖

書

助

殿

□出町誌史料編図版□渡辺左近文書

邊 兵 庫 助 殿

渡

渡邊次郎左衛門殿

渡 邊 治部 少 輔 殿

渡 邊 掃力 部 助殿

內 部

河 刑 丞殿

〇本文書内容ョリ見ルニ、

天正十九年ノモノナリ。

而ルニ大友義統ノ花押ハ天正十四~五年頃ノモノ。

尚「義、

大神・藤原荘

(大 義友)

統 (花押)

三五九

統」ト記シ「吉統」ニ非ズ。検討ヲ要ス。

둞 大友吉統感狀

大分県史料 一一〇堀文書

「大神兵部大輔殿」

ヲ賞ス
分捕高名ノ粉骨

事、

肝要ニ候、

去月廿六敵行之刻、 今度長く被遂在城、鎭勝事、 堀主膳允幷久介、 分捕高名之由感入候、 彌家中之仁等被申進、 別而可預馳走

最前以來粉骨心懸之次第、

案中之儀候、

何樣歸朝之

砌、 一稜可賀申候、 恐く謹言、

十月廿三日

○宛書ヲ欠ク。

統 (花押)

臺 大神鎭勝名字狀 大分県史料一一 ○武内文書

貳通」

「井上惣左衞門尉とのへ」(端裏ゥハ書)

フ 買シ名字ヲ与高麗在庫ノ辛労 下名之儀、井上惣左衞門尉進之候、 爲存知候、 恐く謹言、

「鎭勝・統久御書出

其方事、於高麗國無足之辛勞、就中折目之屆感入候、萬一地行於案堵者、一稜可申付候、當時名字(す))

三六〇

「井上惣左衞門尉とのへ」(端書り八書) 七月二日 井上惣左衞門尉とのへ 三

大神統久感狀

(大 鎮神)

勝

(花押)

大分県史料一一 ○武内文書

今度於高麗國、親候至鎭勝、(大神)

無足之辛勞、

誠以感入候、

自然案堵之儀於有之者、

何樣一稜可賀之

候、爲存知候、恐く謹言、 九月廿六日

井上惣左衛門尉殿

(大 統神

久 (花押)

日出大神氏始末幷同浦問丸由緒覺

壹

大分県史料一一 〇武内文書

〇年未詳。全文ハ「日出荘史料」一二九号ニ収ム。本文省略。

大神・藤原荘

픗 豐後國志

大神鎮勝墓故中,'力戰而死、骸委",彼地,'時年三十五、文祿二年、癸巳、七月也、後世家族造,墳祭焉、大神鎮勝墓在"大神鄉北大神村報思寺中,'碑陰曰、大神朝臣兵部大輔鎮勝、方在"朝鮮之役,'自率",三百餘騎,'深入"

墳○ 墓速 見郡

三六二

嵵

卿

社藏

二人、

親

房

刑

部大輔、

赤松

八所

權現建

立

親

增

義大

持伸

軍ョリン與守、

)御劔龍蹄ヲ給、任應永之末大友持直

·伊與守、 · · · · · · · · · · · · ·

ij

貞

能

津守孫太郎、

母同

前

母貞直ニ

朝

直

深江城筑、

次郎、

母

同

前

初ァ 大神

居

住

貞戸 次祖

親

教)

刑部大夫、藤北、母法名玄凞

童名千熊丸、

戶

次孫太郎左衞門尉

大友能直 〇時 ヨリ五代 親 清相 代太郎、 母古れ 様守時宗ニニ

大友大神氏略系圖 書上 富

付

録

大分県史料 ○志手文書

大神家代こ在増 庄元 服 太郎、 法名[道惠] Œ 一應三四三於箱崎執行所死去云云、

録

付

賴、大般若經六百卷ヲ書寫、眞井八幡宮納、、明徳・應永年中ニ大神郷・八坂郷・山香郷內寺

親

長

太

郞

左

衞

門

尉

母

木

付

讚

岐

守

入

道

虎

娘

九日、

1祭有リ、日、 筑前

庚中

午尾

年二 生居 秋

輝 八公大

此間二三代中絕、 段 ζ 可改所依有之、 重而 H始終 相 改 口 单 也

女 統 鍞 鎭 鑑 親 親 氏 平 正 房 照 續 眞井渡邊爲賢妻トナ 中彌 賢 務少別 介 天常 中 安召左 大 堵 深 二 渡 正陸 神 務 培深江城居住、 暦、實子ヲ尋出、間 億門大夫、天文年 海、天 十介、一 少輔、 ⊋紀 兵 部)伊 年入 ₹年 大 守 大神 ₹中 十道 輔 月之 廿號 鄕 永 文 ル 合養 禄 三宗 內 祿 1戰打死、 年 日邦 七 豐中 年 母家女房、 ケ/////ニニ 死人 中 前依 中 國讒 眞 兩 薩摩 深母 江界 |大内殿領内ニ有シ、 府内於來向寺、 度 井 八八幡 城刀 神 額 主氏 宮 ガラ上 也 建 立 シ フヲ呼戾シ、一家七十二 Б. 家臣利 光破 氏滅 守 立_其 後 豊後ニ歸ル、則本領人大友家無實讒言ヲ聞

親 鎭 鎭 直 勝 次 孫 柳玉 次郎、 川庵 川ニテ生害! ル住新 、、、四 禪兵 定門神 母 法郎 同 名 前 世ト 捐傳 舘右 五云 天正五年十一月十二五才也、其靈現神ト (六) (六) (六) (十二/誤) 桂エ 行同 年三十五 雲門、 宗 保次 居郎 后士神儀、 宮 右衛門尉、 五歳、 ベニ癸巳七1 十二日日 豐月 後廿 寬 月 速見郡大神· 一日七十七 八六日 永母廿同 州耳 「マ、) コ年壬午七月三日 門前、文祿二年、 川 朝鮮 合戰打死、 岬庄今宮大明してオニテ死、 國 於軍 日 中 上 死去、 太 太 家 死 神親是長 去、 心、末世十一月七八永祿十二年五 七退 法 1十四才、 名捐 舘 前 元大 龜神 兵部 + 月 月 六日 元庄

女 女 也、親長後家ハ田原紹忍妻トナル、親長娘ハ紹忍世話ニテ嫁清兵衞ニ、聟毛利兵吉嫁ス、后松野半齋妻、又後ニ中川内膳正家御中川淸兵衞妻、【マン】

早世也、

掃部介、

統

母筑前住大津留氏女、

統久后二住筑前國二、

號山

河

金右衞門

۲,

有子、

號十藏

~~ 早

世

女

女

弟法師、 早

久三郞 十世也、

法名鏡安善室大姉、寛文七丁未五月十四日七十八歲也、母帶刀長門入道紹度孫、帶刀權右ヱ門娘、野原太郎右ヱ門紀生利妻、

右之通、 女 女 相知申候分相改、 キ キ ゥ チ 十二月廿五日、母同前、慶長四

八十三歲而死去、小林清右ヱ門大神惟從妻、「年己亥九月廿二日生、法名湖雲妙珊大姉、

天和

元辛酉

書付置申候間、

寫進申候、

少も相違無御座候、

殊外ニ麁相ニ寫申候得

共、字落ハ無之候、以上、

享保十七壬子

廣岡源作殿

參

大神勘右ヱ門

〇一部欠字ヲ、「大友田原系図」(入江文書)ニョリ $\overline{}$ 内ニ傍注ス。 本系図中親続・親照ノ系

前後錯

付

倒

カ。

他ニモ文書ト矛盾スル所アリ。

録

一速見郡日出町大字(赤大神·真那井)・小字一覧表

広さ	廢仓	大
瀬世	原整	字
北原、向田、・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	という。 またい こうのよう きません なみ いま かんか は 大水 による かん ない から は 大水 に という から は から は から は から は から は から は から は から	小

瀬世阿の北京戸と部へ成まれている。末記 中なか 市原、 地で 平等 木き 寒なれ、 無む田た 亀ノ甲、 奥屋敷、 成なりまれ 大器に 藤りの 風ケルカラン もなしがきと 柚タッのセ 峰なると 平ら 井ノする 尾# 金丸峰ギ 番ばらよう 漆 え 尾、 寺じ 町ノ坪、 外記*** 和ゎ 土器屋、 一ノ神、神、 水鉄花 又ま 由、 田だ 三荒だ 桑がばら 保^は 木き 平原 御馬所、 五c 反,た 田元 城 田た 袴はかまた 和ゎ 比丘尼 水学家は 西に屋を 原口、 田でい 道 平なら井い 石は松き 生敷さ 片ない。 米まかず り 迫、 池紫上紫 中なっ 皆本、 峯à 枯れませ 湯ゆき 手ノに 栗ノ木、 古殿、 地蔵丸、 上丸尾、 周がき 陳場。 鍛かた 貴給、 門ノ上、 吉良、 瀬*戸、 上なり 金松、 上京 北泉、 園で 石合園、 辻/ピッピラ 馬まなる 西島の 拾二庵、 市智 川が 園で ノのほ 迪で 多良殿、 宇佐面、 中なが尾** 四反畑、 飛れる 楢原ない

田だき

貞だすえ

井、大岩原岩堀岩 医紫峰岩

御堂道、

久保園、

野の

大點

神が

中屋敷、 真久保、 田たじま 金道、 野の コに コノ中、 ヲぉ Ť٤ 楠を 敷出たい 山神平、 網ませ、 野。 田.ĸ

高たな 青れっぱ 尖が

切別分、

平見が

白きない 前中尾、

楢は

丸まいま

西明神、

田ノ口、

问

園である。

笹 ặ t 尾 **

妙光園、松ケ鼻、

丸ま尾だ

左* 早等 水、 場ば 水、

日ひ

焼き 恵,

ハは

リッギョ 出ノ原、

落合い

長田代、

大ななと

苅智

奥北

子 招 老 記 記 記 記

小深江、

尾* 石ケ鼻、 成50% 轟き 江礼 院堂寺、 小だり 安党 上、 治のまれ、 真までぬ 田たなか

辻ご 新ただれ

中嶋、

石田だい井、

ツっ ル。

重旨、

大なななななななない。

大峯谷、

伊勢森、

土屋根、

庚らしん

辻ノ下、

尾衫

越に

下ノ谷、

御おたない

平原

カジヤ、

後中尾、

会だで、

市ノ原、

久保!

西览

千だい

古まれ 五才寺、

初り

堺が

川常

崎さ

力。

田だ

片 架 、

过记

浜は

田元

橋詰、 井ノ久保、

竹等

金丸、

上ノ川、

末れませ、

物気

保木ノ上、

大円、

朝日寺、

片ない。

成智

万願寺、

青ねれ

野の 垣

地也

蔵人出、 梗き

中なが お

井ぃ

了平、

前苅、

庚申辻、

小松ケ道、小人、

台

下原道、 北政所、 山西 一反形、田、 机泵場。 瀬せのえれ 大點 石清が、 古城、 益き 西に消 柏原な 小たた 上四分ノ一、勇玄、 原。 後気は、保、 秋また 高なに 葦か がきと 不焼ない 五だだれて、 陽林防、早水、 西小屋、 二城、瀬々良、 屋根谷、 政所、馬場、 原はないま 南風隠れ 無ななな 打製 槇ノ木、 中丸田、田、 弁なた 「下堤」、 藤ケ追、 高津山、 大だなと 笹子、新田道、篠原、田井崎、 柳ノ池、 長ながたに 筒井向、新牧、 植はい 東井手ノ下、 向、直入、 下台、なった。 風呂本、 井ノのいり 貝 ケ が が き と 北三尺山、 大震ない。 鳅役、堤、 松まったま 樋o ノ。 小だなだ 由だが 貞由、堀ノ内、筒井、 前だい。 Ĺξ ノのない 下小出、 東京原、原、 三まま 日^v 比^v ノ。 多々良、仏供田、金石、 古園、下中屋敷、 枯れ 新たが、 三尺山、 櫃、尾ノ辻、 中西で 仏されて 辰5 巳***** 柚/オ、 木、 浦 下り松、 早垣、東ノ江、牧ノ内、わせかき、ひがしのえ、まきのうち 長田代、 新牧谷、 出でいる 西になる 丸まじま 北麓 江ぇ 上紫 小出原、 大宮司、 北ノ後、 京まれた 前がきた 網打場、 中山、大崎、 多須ノ木、 林をしくも 松崎さ ツっ 後川、三段、 山、炭埋塚、志貢、高津、六反田、中、たかっ、それに、中、 広がま 、六十歩、 中鼻、 井手ノ下、 松ノ木、 丸ま 尾** 坂口、 西説仏 庚申平、 古屋敷、 吉内、 高左右、 塩給新田、 蛙ケ追、 田ノ兄、 堤無田、 下四分ノ一、 市局で 西丸山、上、西、 小^c 共^e 辻? 倉貨 井手ノ上、 楠紫谷、 中ノ迫、 坂はないない 向になった。 西松ノ木、 糸ケ浜、 鷲ノ水、 中ノ滝、 堂が見れ 東塩給、 東西面、 田だ 子***** 招** 向於 久〈 保』 下大人、 京ないます。 花ノ木、 保、胡摩手、君畑、 Estate 馬寄、下屋敷、 原本、下屋敷、 楢ノ木、 糸にまれている。 東小屋、 灯籠番、 深加、江、 前環 塚がた 川らぎ 後政所、 、二反だだのことに 山 ノ 神、 神、 松葉号、 下屋敷、 東丸田、 留い飛り 稗ケ追 香質 福気元だ 塩はきゆう

真* 那な 井い

庵れぞう

西庵造、

ス子コスリ、

穴井ケ迫、

府津原、

向野の 西野添、 高なな 歌が舞路、 桂ケ谷、

石代、馬揚ノ前、中原、 片峯、八郎迫、 野の地、 尾首、城、西浦、塩屋、藤山、

東野添、 南林口、 馬場ノ後、岩ノ上、 西林口、寺山、 東林口、

浮きしま

畑となった。 堂を表

穴井ケ尾、

権尾、深迫、弁天、弁天西、桜川、神宮前、高禿、 ないま、ないましている。 ないない はくいがみ じんぐいずえ たかはけ 観れる

浜ノ上、東新開、東浜、西新開、西浜、下ノ前、下ノ後、ますのでは、のからはまいしたから、 にはま しゅのまき しゅのとう 空ノ上、長田平、今見堂、柳ケ谷、神宮ノ西、ソヲズ、そこののは、なれたののいまかどのなかたにしたかのにし、モヤヤ 樋ノ口、

日出 境界ハ未詳。 町誌』史料編ニョリ、「大分百科事典』ト 今概略境域ヲ右四大字ヲ以テ示シ、 校合シ、 詳細ハ今後ノ検討ニ俟ツ。 igcup内二 補フ。 尚 日 出 荘 ŀ 大神・

藤原荘

1 ノ厳

0 ナ ル

朝

見

郷

史

料



○六月癸未朔、

[○]中奉ℷ授"豐後國宇奈岐比咩神、

火男火咩神幷從五位下?

決壊百姓漂没スリ堰止メタル川

續日本紀

〇日出荘一号ニ収ム。

本文省略

豐後國風土記

○荒木田久老校訂本

(宝亀三年冬十月) ○丁巳、大宰府言上、去年五月廿三日、

忽決漂ョ沒百姓卅七人」、被」埋家卅三區、 豐後國速見郡敵見鄉、

○「敵見郷」ハノチ「朝見郷」ニ作ル。

續日本後紀

山崩塡澗、 水爲不、流、積、十餘日、

朝 見 郷

三七一

29 日本三代實錄

鶴見山

『噴火ス

○廿六日丙申略大宰府言、(貞観九年二月) 國內、磐石飛亂、上下元、數、 頂有..三池、一池泥水色青、 里、池中元出,溫泉、泉水沸騰、 池黑、 石大者方丈、 小者如、甕、 從五位上火男神、 自成,河流、山脚道路、 池赤、 去正月廿日池震動、 從五位下火賣神、 往還不」通、 畫黑雲蒸、 溫泉之水、 二社在:豐後國速見郡鶴見山嶺、山 其聲如、雷、 夜炎火熾、 入,,於衆流、魚醉死者无 俄而臰如,流黃、遍,滿 沙泥雪散、 積心於數

五

其震動之聲經,歷三日、

日本三代實錄

○三日壬申、(貞観九年夏四月)

略〇 中

令止,豐後國鎮,謝火男火賣兩神、兼轉‡讀大般若經、緣,二池

|震動之性|也、

読セシム 二大般若経ヲ転 火男火売両神前 〇十六日壬午、 ○八日甲戌、(貞観九年八月) 下,知大宰府、令、,,豐後國,鎭,謝神山崩之恠,焉、 略 豐後國從五位上火男神、

に赦 スエー

五. 位 Ŀ

火咩神幷正五位下、 略〇下

三七二

朝 見 郷

豐後國六座大一座

六

延喜式

直入郡一座小

府多大分郡一座大建門。

延夕

海部郡一座小 宇奈岐日女神社

セルモノナリ。

〇上下ヲ略シ、

豊後国ノミヲ収ム。〔九〕ハ九条公爵家所蔵本、〔タ〕ハ文学博士武田祐吉氏所蔵本ニョリ傍注

キャッドを 早吸日女神社 キャッドグラ

貞タ

と まんえ 寛神社二座 火男火賣神社二座

三七三

朝見郷

朝見 速見郡

八坂

田_迪 布

大神

山香

伝豊 馬 選 ノ 長湯駅 駅馬・

○長湯駅ノ所在ニツキテハ、

別府市永石湯説

(佐藤四信『豊後風土記之研究』二四三頁)、

同市亀川説

傳馬日田、

速見郡各五疋球珠、大野、海部、

豐後國驛馬小野十疋、荒田、石井、直入、三重、

七

朝

見

郷

延喜式

國志』三「古市在竈門莊、

盖古驛之跡」トアリ)ノ二説アリ、

未ダ何レトモ特定シ得ズ。

倭名類聚抄

元曆文治記寫

ナし

○九州大学文学部日本史研究室蔵

三七四

筑後國大分宮・肥後國藤崎宮

五所別宮

一五所別宮

略○ 首

肥前國千栗宮・薩摩國新田宮・大隅國正官、(宮)

彼別宮事、

依寺務成清

藤尾寺

覺寺豊前・ 嚴重也、末寺者、 建久六年十一月十日奏狀、 中觀寺豐前・ 以權大納言源通資卿宣奉 西明寺同 法滿寺豐後 大日寺筑州 • 藤尾寺同 • 敕、 成道寺肥州・ ・由布原止之・ 同七年十二月十五日被付彌勒寺畢、 五大院薩摩 香春宮 L中之古、 · 蓮花寺 肥州

官符 • 正

〇下略。 本書 ノ抄文ヲ後掲 「竈門荘史料」 五号ニ掲グ。 返リ 点 送リ仮名略。

0 宇佐宮假殿地判指圖寫

宁佐神宮史史料編四○田原武彦文書

〇文治年中。 本巻関係分ヲ「日出荘史料」 四号二収ム、 本文省略。

豐後國圖田帳案斷簡

大分県史料

辨濟使宇佐邦輔 ○建久八年カ。 全文ヲ「日出荘史料」 地 頭宮沙汰」 ト見 ユ。 五号ニ収ム。 本文省略。 速見郡六郷中ニ「朝見郷八十餘丁

宇佐宮領

朝見郷宇佐宮領

= 八幡宇佐宮御神領大鏡

大分県史料二四○到津文書

略〇首

三七五

朝 見 郷 安岐鄉四十六名、

武藏鄉六十

四

名

朝 見 郷

民 く散在常見名田

略〇中

豐後囻

宮司榮輔
蔣、、次權擬太
辨官同淸綱、次同
辨官添嶋淸貞、次

朝見鄉

朝 丸末 松 見 郷 • 倉

光 • 飾

> 田數 宮用作二丁

爲半不輸之昔者、

於官物者、 任國檢田之定田、 宮召物加地子五百九束

辨濟國庫之、

爱保元年中半不輸之時、

丁別米卅五

百末卅八百

八東八把、江口五十二東

節四

丸廿八倉

東光三

町下知之、

當宮假宮遷宮之時、

依令懈怠當國役陳幔、

當任

國

司時光、

稱彼代、

以當鄉幷田

リ其代ニ奉免ス 役陳幔懈怠ニョ 仮宮遷宮ノ時国

原別符兩所半不輸領、

永所被奉兇不輸也、

大〇 分 県 津

☆史書

宇佐宮御神 領次第案

Ξ

封戶鄉百十七名、仁治二年散田帳云、 |佐宮御神領次第大略、 向野郷百四十二名、ロシストラーのマン 萬六千 餘町云く、 高家鄉七十

应

名

辛

嶋三十

付葛 辛原 嶋郷

五名

已上內封四鄉是也、

同 國

豐後國

豐 前國 上毛封八十五

上毛郡、 同

大家鄉、 トン七 + 四 名 同

野仲鄉 八八十 付深水□、□ 四 名

仍更不相交國役也、○下

三七六

□三百丁 小河庄 守 「筑後國 大揚庄 津隈庄 庄分六名 同辨分六名 守同 同部國 国主 筑 前 小同 [同二百卅六名小家庄野津手浦 國 庄世 綱別庄 ケ所本庄 筑前 ۷ # 八名 门同 田 肥前國 米多庄 河庄 別 赤自庄 符 司 大野庄。 同

宇佐庄 上毛庄 下毛庄 規矩庄

京都庄十五名 已上當國□

同西鄉

以東新庄 豐後

> 太田十原一 名

留・勾別符 将上津留・勝津 病見郷・田原別

以西新庄

朝見郷八

田原別符

九名

八十七丁一反

名

同國

穂浪 ゝ 浪 庄

郡歟、

以東新

加之歟、十二

櫛來別符十二 三丁二反

五. 丁

同 ۷ 五十丁

。築城庄

名

中北郷 五.

亍 Ŧ. 反

勾別符

勝津留

宇多院第七宮內親王御奉寄也、姬宮歟、也、

三七七

朝

見

郷

右边

以西庄く者、

月十三日

略○下

ノ西石 不法ヲ訴フロ以下名主百世 姓迎

> 23 大隅國正八幡宮大神寶官使·催使等申狀案

大分県史料三○ 関 係 文書

正八幡宮大神寳官使(大隅国) 欲早被尋下證人、 催 預御注進 使等申、 狀

豐後國石垣庄地頭代迎西以下名主百姓、

相

向

公家

關東御

]狼籍事

副 進

件輩所行之躰、 奉行所召文四通文 訴陳及度く之上者、 廿三月 雖不能御不審、 日日

間

空經日月之條、

匪官使之愁歎、國《役人彌對悍之基也、

右

同同 ||五月廿三|

猶可被尋究兩方之由、

自奉行所被仰下之

佛神事者、

又匪

公家

關

東御

祈

禱

爲人民安穩之也、 凡不辨道理之上者、 而間 任傍例被處罪科之外、 如 關東御教書者、 不及別子細歟、 於難澁之族者、 而無陳方之間、 即挾謀叛之意者也、 捧掠陳不參對、 速可追 出在所云 落居之儀 ζ,

以訴陳狀、 可預御注進也、 且又爲白盡事之間、 隣庄之住民行人見聞之類

請文、被尋下當鄉沙汰人等者、 可爲顯然者歟、仍言上如件、

文永十年六月三日

夫委シク見知ス朝見郷ヨリノ送

成市平、

加之當庄入部之日者、

自朝見鄉罷移之故、

送夫五六人、

委令見知了、

交名雖不分明、

仰起

可期何日哉、

然則於今者、

奉 國 行 衙 所 使 權 使 字佐信吉 (秦) 同 在 判

三七八

官使木工 允清原

守

國 同

五. 朝見鄉辨分百姓等起請文案

大分県史料三○
書陵部八幡宮関係文

被尋下候、

大隅國正八幡宮大神寶官使 催使與、 豐後國石垣庄辨分地頭代名主等、

今年十 三月廿一日、大神寶官使木工允守國 . 關東奉行所御使代權三郎實名

Ħ

相論候當役催促

國

衙

使藤五郎大

ロッキュ スツキノ分百 起狼地姓

狼籍實否事

宗吉、 久光名一人 六太郎成清、 支吉永當國・ 二百人、不可入立庄内之由令結構天、 -- 、月記郎送夫六人考5一人 六太郎成清、末松名一人清太郎無實、爲送夫行向仍正に以 同庄住人等、花藤名二人源三郎惟吉•五郎太郎宗重、爲送夫行向仍正に以入在广。同子息解丑』、749、《當國・同子息解丑』、74 爲送夫行向彼庄之處、石垣庄地頭代迎西、 當郷百姓六人郞宗安・釋迦太郞 催使壹人別二三人、 催集庄民等

馬口仁取付天相防之間、 於朝見鄉送夫六人者、 爲石垣庄住人等先

付彼馬口、 落懸天平居其所之上、 被追 出同庄堺自靏二、 吉永同平居即所畢、 其後同以人勢、 其外使同藤五郎介幷今壹人交名者、 官使等ヲ被追出于卽庄堺之間、 取亂本鳥畢、 守國者立烏帽子肩 雖然

神 薩御罸、 朝見鄉民等者、 殊王城鎭守八幡大菩薩 各身可罷蒙之狀、 自审前被追出之間、 熊野三 一所權現 不知此外子細候、 當國鎭守由原大井・ 此條屬一方僞申上候者、 松坂惣社天満天神 H [本國中 當鄉鎮守大菩

大小

文永十年十月五日

朝

見

郷

同郷花藤名

朝 見

郷

朝見鄕久光名百姓等起請文案

天

文ヲ進ズ 両名百姓等起請 朝見郷久光末松

被尋下候、

大隅

正

八幡宮大神寶官使

催使與、

豐後國石垣庄辨分地頭代名主等相

論

當役催促

間

狼籍實否事

全王彌二郞宗安 朝見鄉辨分百姓 在判

迦

太

郞

宗吉

同

同鄉花藤名百姓

五. 源 郞 太 郞 郞 惟 宗重 吉 同 同

大分県史料三○
書陵部八幡宮関係文書

太郞馬者、 太郎成清·清太郎 無實惟吉·五郎太郎宗重·六 吉永當國・同子息藤五 右、 由結構之間、 一方僞申上候者、 今年 + 三月廿一日大神寶官使木工允守國・關東奉行所御使代權三郎 g名 守國所從男不知 同庄住人等催使壹人別二三人、馬口仁取付天相防之間、官使等自馬下之處、 爲送夫行向彼庄之處、 日本國中大小諸神、 郞 介實名 雖令乘之、 等、 自當國朝見鄉罷移石垣庄之時、 彼男自馬下之後、 王城鎭守 石垣庄地頭代迎西催□庄民等一二百人、不可入立庄內之(b) 即取件馬罷歸之故、其後事不知及候、 當鄉百姓六人迦太郎 國衙使藤五郎大夫 即宗吉・源三郎州二郎宗安・釋 成清・

此條

罸 八幡大菩薩・熊野三所權現・當國鎭守由 □□(原大) 各身可罷蒙之狀、 文永十年十月五日 如件、 菩薩・松坂惣社 天満天神・當鄉鎮守 若宮大菩□御

朝見鄉久光名百姓

六太郎成清

在判

同鄉末松名百姓

同郷末松名

朝 見 郷久光名

淸 太 郞 同

○『豊後国志』速見郡仏寺条「海門寺」項ニ、「石垣荘別符村海浜」ニ在リシ海門寺ハ、「舊在≒久光村、慶長之 地沒爲」海」トアリ、 ノチ今ノ地ニ再興シタトアル (「石垣荘 (同別符) 史料」 七四号参照)。 尚同書廃寺

災

「久光寺舊址」 モ同地ニアリ、 此ノ大地震ニ海没ストイフ(本史料五三号)。

〒 石垣莊相論文書目錄案

大分県史料三○
書陵部八幡宮関係文書

正八幡宮大神寶官使等與豐後國石垣庄地頭代迎西以下名主相論、《大隅》 (官使等所進分カ

目錄

朝 見 郷

三八一

即役幷□籍沙汰文書事(狼)

朝 見 郷

五通 四通 五通 訴狀 宣旨案 建久四年七月 四 日 關東御教書案、建久三年 二 月十五日 同六月三日 文應元年八月廿三日 文永二年十二月廿六日 同年四二十一日 承元二年六月十三日 建保三年 七 月十九日 承久三年十月日 康元~年十二月十七日

四通 一通 造字佐宮例文案 建八八年十月 廿 日 奉行所廻文案 文永九年十二月廿五日 正嘉元年五月五日

迎西所進分

四通

同催文案

同十年三月廿三日

同五月廿二日

同月廿日

奉行所書下案 陳狀請文 同年四月三日

同月六日

三通

通 同四月十一日

此外

二通 證人朝見鄉近衞殿下百姓誓狀 已上廿九通

同年十月五日

文永十年十月七日

ルベシ 石ヲ割キ宛テラ 朝見弁分定米十

ヲ請フ 備セラレンコト

右御炊殿者、

八幡垂跡之離宮、

宇佐宮番長宇佐保廣申狀

六

四通

宣旨案

在別紙'

Ŧi.

通

關東御

教書案在

别

紙

大分県史料

「依請引募件定米、 可奉炬御炊殿常燈

欲任 司兼番長宇佐宿禰保廣謹言上

大宮 若宮 北辰 長講所 五節奉備之靈。也、地 左右善神王例、 被奉備御炊殿常燈子細事

神社之□雖異、

人倫崇敬是同、

而依無割置之

料所、 也、 辨分定米拾斛、 之身、于今不申達之條、 神事加增、 不及常燈之動役、 御 被割置彼常燈料者、 雖懸翠簾之鏡、 |御威繁昌之令然也、 不屑之所致歟、 至于末來際、 抑如此重事、 適相當有道御代、 □神威赫奕、(得力) 雖無先例、 殊奉祈 不達宿望者、 爲惣官御計被始置者、 公家 將來期何時、 本家惣官御寶等、 不易之例 仍以朝見 欲

不見索壁之影、

誰不歎乎、

爱保廣令居番長之職、

乍爲檢知

抽御祈禱精勤矣、 仍言上如件、

安三年三月 日

 \bigcirc 『永弘文書』ニモ同一文書アリ。

朝 見 郷

スルコトヲ請ク 朝見郷定米五石

H 懈怠、可令進濟御座所也、 右件定米者、依有[豐後國朝 弘安三年六月。三日 所□如件、 审 「御炊殿御常燈油所申目六文案」(端裏書) (マ、) (見カ) |御常燈料仁、所有御| 又雖□外題御還補之時、 權少宮司兼番長宇[____ 幷御子孫[|於伍石者、縱不慮雖有御得替、 (ヵ) 料所、 可隨御定候、 仍爲後

無

御注進狀案 豐後國田文事 豐後於府中 ᇹ 豐後國大田文案

鎌倉遺文一五七○○号

脚力

菊正 在判

豐後國中神社佛寺權門勢家庄園國領公田及領家・領所・地・辨濟使等交名事

三八四

朝

見

郷

元

宇佐宮權少宮司兼番長永弘保廣請文案

大分県史料三○永弘文書

注進ス豊後国図田帳ヲ

朝見郷

朝見鄉八拾町

當國八郡 豐後國直人等注申、 國崎

速見

直入

郡〇 略国東 田數領主等事

略〇 中 速見郡千五町內

宇佐宮領

○以下略。速見郡全文ハ、「日出荘史料」ⅠⅠ号ニ収ム。

豐後國圖田帳案

鎌倉遺文一五七○一号○内閣文庫本

略〇中

大分 海部 大野 日田 球珠

沙彌道忍(大友頼泰)

略〇 中

謹上

信濃判官入道殿(二階堂行忠)

弘安八年九月晦日

裏|

豐後國圖田帳

朝 弘安八年十月十六日自國府被立脚力旱、 見 郷

三八五

○年未詳。

滿寺」ト関係アルカ。

朝見郷

謹言 略〇中

朝見鄉八拾丁 速見郡千町餘五町 略〇中 字佐宮領、

Ξ 鶴見岳火男火賣神社寶塔銘 ○以下略。速見郡全文ハ、「日出荘史料」一二号ニ収ム。

地頭職土肥一王丸

○大分の石造美術

元かう二ねんミのえいぬとし二月十五日(亨) (つ脱カ)(壬 戌)

宝塔ヲ造立ス

量 彌勒寺喜多院所領注進狀

○石清水文書二

抄文ヲ「日出荘史料」一三号ニ収ム。 検討ヲ要ス。 本文省略。 豊後国十八箇所中ニ「法満寺」アリ。

当郷ノ「寶

三八六

沙彌道忍(大友賴泰)

裏判

弘安八年九月晦日

朝

見

郷

信濃判官入道殿(三階堂行忠)

赤松松音寺跡寶塔銘

別府市大字浜脇赤松〇大分の石造美術

듬

貞和二丙戌

開山塔

建立スペース

山塔 ヲ

十二月二日

숲

乙原吉祥寺無縫塔銘

當寺開山昌華祐公大和尚

塔ヲ建ツ 祐公追善ノタメ 吉祥寺開山昌華

貞和三年亥

二月廿一日

○望月友善氏ハ、追善後刻ト注ス。

듳 豐後國志

朝 見 郷 ヲ創建ス大友氏時吉祥寺

(速見郡廃寺項)

古祥寺(在"朝見鄉朝見村御塔原、今纔存"一字、按"、家語、日祥、爲"大應、盖大應亦氏時所、營、故悞傳耳、古祥寺在"朝見鄉朝見村御塔原、今纔存"一字、按"家譜、日、 大友氏時創,吉祥寺於朝見、請"昌華祐和尙 [爲"開祖、

別府市大字別府字乙原〇大分の石造美術

章 龍 源山 吉祥禪寺觀音緣 起

増補訂正編年点 -大友史料· 七

龍源 Ш 吉祥禪寺觀音大士之緣 把

仁聞ノ作

音大士、示現於飛流、」 夫當山之本尊觀音大士之聖像者、 千有餘年、 蓋尋繹其來由、 而常放種々瑞相、 從當山去四 仁聞菩薩之御製也、 町 白浪滔 山中有澗水之飛流、 々 紫雲靉靆也、 上古 仁德天皇五丁亥歲、 仁聞菩薩遙有聖覽之、 「鄉人傳曰音羽之瀧、 安置於當山、 而卽製其牛 曾生身之觀 旣得

大友能直恭敬 也 大友豐前之前司左近將監能 其後 々之國守、 無不恭敬之、 直 公是市法師丸也、世人誤、闕丸字歟、位世人傳稱大友市法師小字也、即、 特第七世氏泰公嫡子刑部大輔氏時公、 官領當國、 而有下向、 亦常信之也、 恭敬此觀音大士 時村中

身之相好、

故異與世間通例之相好矣、

然後物換星移、

建久七丙辰歲、

天下之武將源

賴朝公之實子

-有大

(時寺領寄進 氏寺, 之威神力、 池 數百石之寺領、 大蛇住於其中、 從鎌倉、 侕 心念之、嚴然即現大自在天身、 寵請昌華裕公大和 而建立大伽藍、 上敵國君、 下惱萬民也、 山名龍源寺號吉祥、 尚 而稱之開祖、 於氏時公、 而持數千之戈來突之也、氏時公深歡喜其感應、 又二祖惠顯大和尚、 幷建立塔司六箇院 天床坊、 雖欲退治之、不及人力、 二男舍人直顯云也、俗姓濱嵜權守賴直 南野院、 故欲借彼觀音大士 巖之坊、 至此

出トス 学裕公大和尚 創

之靈、

追贈二品位、

故蛇靈卽伏、

住此池、

今成乾田

矣

從上古靈佛者、

皆出現於深山幽谷、

必其地

之心深、

無云不爲隨喜也、

故佛法興隆、 因兹太守始、

武門繁榮也、 貴其德功、

雖然、

惡蛇之死靈尙未治、

依之自帝爲伏死

尊敬不少、

時之人是觀音大士之可爲化身、

渴仰

代 卽爲 寄附

大伽藍其外諸堂悉爲成就、

吉祥寺 開華

氏

宝篋印塔ヲ建ツ大友氏時追善ノ

之觀音大士者、 從戶孔罅、 原 豐之後州速見郡朝見庄乙原鄉龍源山吉祥禪寺 思議之事、 普衆多也、 山號龍源、 自筆之札有之、 在守護神、 有二品 塚僅累土、 昔年隣村當鄉盡爲烽火所燒、 **謾禮其尊容、忽眼暗、** 不可擧數也、 回首於前山、 故當山亦有陪八天狗、 甚多靈驗賞罸、 第一防火災、 蛇骨似石非石、能治、 巉岩突兀、 元來爲祕佛、 病難、 是故一心念之、生身之觀音大士示現於彼飛流、 失明哉、 厥託宣日、 恰如飛龍、 水難、 故不可疎、 其時觀音大士者、飛行於他方、其遺縱在於四隣中、其不可 蛇之枕石今深沒於地 爲懺謝其罪、 棲遲於當山、 諸難不起之守也、 人曰之雄龍・雌龍、 拜衆人、 種樹作禮拜供養者、 克々成禮拜供養、 而二六時中、 因兹遠近之衆生、 氏時公之石塔、 是其謂歟、 念吾者、 信之、 眼即如故、 此當山之舊跡、 謂村乙原、 禮其生身之尊容、 無不爲信仰之也、 當有守護之感應、 以不可疑焉 如是、 是頂音 當山 或人 人

甲子景風穀旦

現住誌焉

無現住僧氏名、 故年代未詳、 或文化元甲子歟、 恐其以前 也 不可考矣、」

○参考ノタメ掲グ。

(異筆奥書)

「右緣記者、

甲子作而、

六 乙原吉祥寺寶篋印塔銘

別府市大字別府字乙原〇大分の石造美術

大友氏時塔

朝

見

郷

文和四乙[未]年

朝 見 郷

二月廿一日

○塔ハ形式上 室 町 期 ノ モ ノ。 干支一 字 ハ 室町末~江戸 期 ニ見ル例ニシテ、 刻字モ 新 ク、 後銘トイフ。

内

大分県金石年表」一ニョ ル

둧 萬壽寺首座智徹等連署披露狀

大分県史料二六 〇大友文書

誓願 アカラザル 万寿寺領末代転

萬壽寺領事、

嘉曆二年七月七日御誓文偁、

處
る
寺
領
末
代
不
可
轉
變
事

寺邊屋敷畠地等、

或號相博、

或稱借用、

不可有

殊當寺護伽藍

右

判多鄉、

寶滿寺・坂田寺・松本名・光吉新開・(直入郷) (道田荘)

神等、 轉變之儀、後末世之間若令依違者、可爲不孝之子孫、且三寶諸天日本國中神祇冥道、《光郎》)

必可有照罸、 家門與衰可依之、倩凝思索所追加此誓願也云云(カ)

保寿寺ヲ建立ス

之間、 爰以萬壽寺北邊屋敷畠地等、 寺用闕乏勿論也、 寺領相博借用之段者、 被相博古國府闕所之薄地、 至于後く末代固禁遏之、 建立保壽寺訖、 顯孝寺殿御自筆手印誓文如(大友貞宗) 彼古國府相博之所有名無實

不納者、不忠之至極也、 抑爲其子孫、 違父祖遺誡者、 然而件保壽寺不經幾年、依不測之憂、 爭無其咎乎、 當日緇素老少雖心思、而口不言、 忽令荒敗、貧禾黍之地利者、(貪ヵ) 亦當可諫之仁謟而 爲牛馬

存生誓文嚴重之上者、沒後冥鑒豈可忽哉、 (諸殿力) 御祈 禱精誠、 且守先人之御遺誠、 可被專中興之前途者也、 以此旨、 可令披露給候、 就中依寺家興行、 恐く頓首謹言 可有檀門繁昌之旨、

返寺 却敷 地

寺家二

之穢所畢、

見者爲之斷魂矣、

所詮保壽寺旣荒敗之上者、

彼敷地者如元被返付寺家、

全定案寺用、

御 致 保寿寺荒廃ス

右

三九〇

朝 見

郷

寶滿寺 四百町,云、爾後經,兵火,衰廢荒蕪、享保中、遼夷郡(寺項)

○文中「寶滿寺」ハ、

豐後國志

九号「元曆文治記寫」ノ「法滿寺」ヲ指スカ、

文和三年六月十八日

智快

(花押)

長喜 (花押)

智儀 (花押) 智顯

(花押)

正相 (花押)

智碩 (花押)

元全 (花押)

耆舊

元晦 (花押)

顯孝住持

智照 (花押)

亨本 (花押)

智徹 (花押)

首座 都管 都寺

尚検討ヲ要ス。

淨藏法師再興焉、而不及」,,,昔日,也甚矣。有,,子院十二區(至,,大友氏隆盛之日(寄,水田

三九一

朝 郷

= 藤原紫氏房軍忠狀

熊本県史料中 ○志賀文書 世二

志賀彌太郎氏房軍忠事

フ棒ゲ証判ヲ請志賀氏房軍忠状

、去年十二月筑後宮狹間襲來之時、 依爲親父藏人太郞賴房當病、 氏房自最前馳參赤松御陣之處,

宮勢退散之間、迄于玖珠八町辻、致忠節訖、

マデ追撃ス 勢ヲ玖珠八町辻

、今年三月筑後宮、幷菊池武光以下凶徒當國打入之刻、 賴房城墎寄來之間、

旣十餘ケ日

く夜致合

九切が所

中間

藤次

戰之處、彼逆徒引退、 高崎城罷向之間、 塞所く通路、 廻方便、 抽忠勤訖

御敵高崎陣引歸之時、 於當國九重山、 致散る合戦、 若黨中尾兵衞三郞氏平

去六月廿七日肥後御發向之間、自最初致御共、三船城攻之時、若黨中尾小三郎賴平 按射、

塞が光ノ通路ヲ高崎城攻メノ菊

三ケ所訖、

此旨、 可有御披露候、 恐惶謹言

五盛見被射訖、

同隈庄、

幷甲佐御陣所へ致忠節之旨、

且預御注進、

且賜御證判、

欲備後證候、

以

幷進平

延文四年十月廿日(正平十四)

藤原氏房上(志賀)

進上 御奉行所

「承了、(花押)」 (大友氏時)

○赤松ハ別府市大字浜脇ノ字竹ノ下・池ノ下・シリウケ・申口・ 道ノ下・ 神ノ上・ 神 ノ下 イマリゴ 尾

三九二

朝見郷宝満寺

所職ヲ注進ス

注進

 \circ 上

四三・四七号ノ赤松モ同ジ。

・上ノ山

.

道ノ上・山ミコ・穴守越

•

小山地等ヲ指ス通称地名。

相模國大友鄉村、 氏時當知行散在所領所職等事 延清

上野國利根庄號土井出

伊勢國塔世御厨北方

豐後囻守護職

同檢非違所惣追捕使職

田野

• Sn

同民 同國荏隈鄉 B直入鄉村、 蘇野

同國山香鄉司 1職同名田

王

同國草地庄

同國丹生庄

朝 見 郷

同國朝見鄉寶滿寺

同國三浦長坂鄉

美濃囻中村庄

越後國紙屋庄

同在國司職

同國緒方庄

同國笠和鄉

同稅所職

同國佐賀關付日杵・ 佐伯兩庄

同 同國靏見村 回國下郡號判田

同國光吉村

付録 「大字・小字一覧表」参照。

四四 . 四

大分県史料二六
○大友文書

大友氏時當知行所領所職等注進狀案

三九三

同國下須嶋

同國千田庄村、重富・永富

同國山本庄

同國合志庄

肥後國隈牟田庄預所職村、千原	同國生葉庄	筑後國守護職	同國怡土庄	筑前國香椎社付、諸鄉	同國大佐井鄉	同國三重鄉	同國由布院幷柳・酒久里・塚原以下所々	同國大野庄上村半分	同國高國府村	同國日田庄竹田別府半分	同國安岐鄉內成久村	同國六郎丸名	同國都甲庄半分	同國田原別府半分付、岡次松
同國光永吉納新開	同國三潴庄半分	同國鷹尾別府	同庄志摩方	同國大墓村	同國小佐井鄉	同國佐賀鄉	同國高田庄	同國玖珠郡橫尾新庄	同國八坂下庄若冨名	同囻長野村	同國吉松名	同國武藏郷重藤・久吉兩名	同國阿南庄甲斐田村	同囻狹間半村

朝見郷

鎌倉龜谷地壹所先祖墓所 同大谷地貳所先祖墓所 京都佐女牛大和大路屋地六ケ所 同國健軍社領

貞治三年二月 日

를 足利義滿袖判下文

大分県史料二六
○大友文書

大友式部丞親世へ之書出」

大友式部丞親世

(足利義満)

可令早領知、 跡 古庄信濃守 豐後國佐賀鄉得宗領 同國朽網鄕半分與三左衞門入道跡 . 同囻大佐井鄉 同國球珠郡內綾垣村綾 可 領 • 同國內梨子村同 垣掃部亮等地頭職事 領 同國朝見鄉內立石村

朝見郷立石村

爲勳功之賞、所宛行也者、早守先例可致沙汰之狀、如件、

右、

朝 見 郷

永和元年九月二日

三九五

豐前國山鹿西鄉

둞

大友親世當知行所領所職等注進狀案

見

郷

所職等ヲ注進ス

親世當知行國 < 散在所領所職等事(大友)

相模國大友庄

美濃国仲村庄 上野國利根庄

豐後國守護職

同檢非違使惣追捕使職

同國直入鄉

同國荏隈鄉

同稅所職

伊勢國塔世御厨北方

越後國紙屋庄 同國三浦長坂鄉

同國在國司職

国國笠和鄉 同國緒方庄

同鄉立石村村

鬼丸

同國內梨子畑

同國朽網鄉半分

同國臼杵庄 同國山香鄉

尺佐 屋賀 關

同國下郡號判田 同國丹生庄

同國草地庄 同國野田村

靍見村 宝满寺

同國靏見村 同國寶滿寺 同國佐賀鄉村、

野 田 村

大分県史料二六
○大友文書

朝 見 郷

同國岩方村

同國阿南庄甲斐田 同國永野村 同國六郞丸 同國田原別府半分

村

同國安岐鄉成久村 同國高田庄

同國玖珠郡綾垣村 同國八坂本庄若富名

同庄堀池名 同國日田郡竹田別府半分

同國小仲名 同國光吉村

同國柴山村 同國八坂下庄歲田村

同國須~原要害所 筑後國三潴庄半分

> 同國隆國府村 同國泉名

同國狹間村半分北方

同國都甲庄半分

同國武藏鄉重藤名古名人

同國吉松名

可对 ... 天間、荒木、山崎、同國橫尾新庄 並柳、海 山崎、石松、貞恆、酒久里、塚原、

同國大佐井鄉

同國大野庄上村半分

同國丹生津留村

同國戶次庄切畑名

筑前國香椎社領付、 同國駄原村

諸鄉

同國鷹尾別府 同國怡土庄

肥後國隈牟田庄

三九七

右注文如件、

同國千田庄

朝

見

郷

同國光永吉納新開

同國山本庄

同國合志庄

菊池武光兄弟幷庶子跡各半分

同國高木東西同前 同國伊倉庄同前

日向國守護職

肥前國佐留志村同前 同國關入道跡替地庄

同國下須嶋 同國健軍庄

同國宮崎庄 宗像八郎、長野跡同前 同國伊佐早郡內宇木小次郎

同國光成名八町

鎌倉龜谷藤谷敷地一所

同大谷地二ケ所嚢祖宿所地

京都佐女牛大和大路屋地六ケ所

肥前國財部村 豐前國山鹿西鄉

「爲後證所封裏也、(裏書)

以上

丹後守判」

永德三年七月十八日

○三カ所ノ継目裏ニ、(花押)ソレん~一ツ宛アリ。

三九八

速見郡湯布院町大字川上〇仏山寺蔵本

(第三〇五巻)

「妙機 一 (異筆) 字補筆」

於豐後國朝見鄉寶滿寺、 書寫畢、

宝満寺永祥

明德貳年辛卯月十八日 永祥書之」

듳

乙原山吉祥禪寺舊藏梵鐘銘

「豐後州朝見鄕乙原山吉祥禪寺鐘銘(第1区)

ニ銘文ヲ作ル万寿寺宗嘉序並

唯鐘一件缼之、 繇是住持比丘知祐、

発シ梵鐘ヲ造ル住持知祐大願ヲ

「九月廿六日、其神足玄機、侍者仍^(第二区)

広島県高田郡甲田町高林坊蔵○坪井良平『日本古鐘銘集成』

三九九

有狂序

殿堂屋宇稍落成矣、

本寺創建以來、

発大願力、而募諸緣、 成於永德三年」

記其事、 而乞銘于余、〈乃嘉厥志

朝

見

郷

古鐘ヲ買得ス波浜栖雲寺天室安芸国佐西郡久

「禮體、樂發于器、名之曰鐘、^{第(三区)} 外實中空、 脱苦、勞生啓蒙、 法社紀綱、 國曆明德二年辛未七月十七日 聲隨扣擊、 齊之以禮、禮待樂成、 惟功惟徳、 四方皆通、 在于爾躬、 鐘之爲器、 樂乃」 地

萬壽比丘宗嘉撰 本寺住持比丘知祐

·安藝州佐西郡久波濱宿龍山栖雲禪院住持天室叟以下第四区追第) [編] 鑄鐘工匠又次郞

夫、以當濱往昔以來、雖有巨鐘之備、 (院)

臨干戈失之、嗟乎、

發願、 花鯨聲斷遐邇、 募諸緣砌、有人、當院旦那圓海上人、〔同〕 爰有禪刹、 額號栖雲、 住持天室

現世怨敵皆起慈心、 聞者煩惱卽滅、 菩提

聞聲悟道者也

即生、

豈况盡法界無數含識等、

刀活人劍、

此古鐘者也、

伏願專爲仁峯永義禪定門、殺人

榮仙僧都、

喜捨淨財幷眞春腰刀、

則與商人、買得

四〇〇

朝 見

郷

作銘、こ日

頌曰、 度□及客船外、〔ナシ〕〔ナシ〕〔ナシ〕 海印全聞宣教前、 夢裡分明五更先、 念持晨夕響通天、花鯨音 右志者、 爲

「備州木佐住人、 和智金吾眞春公、 法名仁峯永義禪定

永祿十二年己巳正月念四日、 於嚴嶋 社頭、 生害

檀那嚴嶋前大願寺圓海上人、 當住榮仙僧都

天正七年己卯九月十五日 當院住持天室書之、」

○木崎愛吉『大日本金石史』、『大分県金石年表』六ト校合。○

〕内ハ後者。

듣 親氏田地寄進狀

大分県史料九○宮師文書

由原大菩薩きしん仕候、一年ニ一度二度も大般若御經法樂候て、 朝見鄕給所內河原田三反

令满足、 子孫繁昌御祈禱、 奉憑外無他候、 仍以後之爲狀、 如件、

御祈念賴存候、彌<心中所願、

皆

文明十七年 十一月十九日

親 氏 (花押)

由原宮司 御同宿御中

朝 見 郷

픗 田原寧墓地寶篋印塔銘

○大分の石造美術

右意趣者、伏希

爲圓舜喜庵悅公

知藏禪師也、

七日考弟謹立者也、

○塔身ニ金剛界四仏 ノ種子ヲ彫

ル 相

輪ヲ欠ク。

壳

大分県史料五 ○永弘文書

造替行事取汰沙下宮造替ニツキ 就今度下宮御造替之儀、 安元より弘安・嘉元・正應取沙汰仕候、 御愚家之事、 代へ社司職依拘申、 御料所當國八郡之內、 御造替時、 恆見新房・徳善保幷豐後國來繩鄉辨(マ丶)(日田郡内) 造營行事等取沙汰次第、

朝見郷 御料所相違

分

武藏郷・

朝見郷・

田澁庄役に候處、

悉く御相違候之條、

去從弘康應[

<u>」</u>至明德、

御造替之儀、

去

今川貞世下行物

直ニ從今川殿樣被仰付、

諸下行物等、送狀以下給置候條、今度以上進言上候、當時御儀、 □任准據

四〇二

奉謹石塔之事、

造宝 立ス 塔

基ヲ

告永正十三天_子三月

永弘重行書狀案

請取可申之由、	
御下知候、	
早く被成御分別候者、	
可申談候、	
仍直にも以書狀令申候、	
沱	(是力)
雖非可申	(カ)

(大永六年カ) (大永六年カ) (大永六年カ) (大永六年カ)

十月十五日

(佐田藤カ)

EO 赤松松音寺跡無縫塔銘

別府市大字浜脇赤松○大分の石造美術

重弘

行

弘治三年

十一月九日

無縫塔ヲ造立ス実宗和尚ノタメ

 \bigcirc 〕内ハ「大分県金石年表」二(『大分県史蹟名勝天然記念物調査報告』七)ニョリ補フ。

四 大友義鎭安堵狀

増補訂正編年大友史料二〇〇大友家文書録

立石村下分五拾貫分之事、父任相續之旨、 如前々堅固之取沙汰、 肝要候、上分之事者、

追而可申談

十二月三日

(大友)

義 鎭 在判

四〇三

+

候、恐く謹言、

貫分ヲ安堵ス立石村下分五十

:

.

朝

見

郷

首藤小四郎殿

大友宗麟義書狀

横浜市萩原某蔵○萩原文書

十一月五日

肝要候、被得其意、不可有緩之儀候、恐く謹言、

立石村觀海寺事、當時住持無之之由候條、(朝見鄉)

可相定間、

先以其方有存知、修理以□、(下力)

無破壞樣、

覺悟

ドヲ行ハシム 持ヲ定メ修理以 立石村観海寺住

首藤甚介入道殿

믈

赤松松音寺跡無縫塔銘

宗麟(花押)

別府市大字浜脇赤松〇大分の石造美術

四〇四

塔ヲ建ツ

梁雲座元禪師

天正三年

○寺跡ハ公民館トナル。 二月八日

四四四 大友義統感狀(雁皮

大分県史料二六○帆足市太文書

今度至浦部表、 在陳之儀申付候處、 從最前馳走、 殊度く動之刻、

粉骨事、 肝要候、 必取鎮一稜可賀之候、

(天正八年カ)

○宛所ヲ欠ク。「碩田叢史帆足文書」 = ハー 帆足九郎殿」 トアリ。 田原親貫 ノ叛鎮定ニ関スルモノナラン。

(大 義友)

統

(花押)

別而軍勞之次第、

感入候、

彌可勵

聟 大友義統書狀 紙切

東京大学史料編纂所写真〇問注所文書

「<u>|乙六號|</u>|問注所刑部大輔殿(新封包紙ウハ書)

義

統

「(墨引)」

至當城秋月以下之惡黨取懸候之刻、 被遂防戰、

惡逆之族數多被討果、

頸到

來

朝見村江寄陳首 勝利之次第感

悦 (無極力) 旁以吉左右示給、祝着深重候、 候、 統立成 統景粉骨無比類候、 猶志賀安房入道、可申候、 (道 輝) 彌可被勵忠貞事、 賴存候、 恐々謹言、 殊浦部表爲閉目、

寄ス メ朝見村ニ陣ヲ 浦部表閉目ノタ

途、

七月廿四日

問注所刑部太輔殿

ヲ賞ス 秋月等撃退、

ノノ忠

前世、

(大 義友) 統

(花押)

朝 見 郷

四〇五

哭

東京大学史料編纂所写〇問注所文書

į 真

大友圓齋義書狀

ス 乗取ノ忠節ヲ賞 星野氏白石要害 陣之刻、 追而 前十三、 (貼紙) [甲六號] 問注所刑部少輔](折封包紙りへ書) 候之處、 統景人數運夜勢、彼村打崩、 勝利之嘉例、 星野上野介白石要害依乘取、 旁以忠儀御心懸之次第、 殿 「(墨引)(端裏切封) 圓齋」 敵三人討捕、 星野中務・同伯耆・秋月治部以下申催、

ノ勝利ノ嘉例浜脇村在陣ノ時

儀候條、

其內之儀、

彌堅固之覺悟肝要候、

恐く謹言、

無比類候、

旣義統出張之上者、急度一行、

頸爱元迠被差上之由、令承知候、

殊去年濱脇在 不可有餘

當城堺目芋河村差搦

(天正九年カ)

問注所刑部少輔殿 (統 景)

夏 齋 (朱印) (大友義鎮)

罕 赤松塔ノ本六地藏幢銘

別府市大字浜脇赤松塔ノ本〇大分の石造美術

右意趣者\□元松尾紹鑯禪定門也、 (婦) (梵字キリーク) 奉造立六地藏 體

立六 ス地 蔵

体ヲ建

四〇六

速見郡立石村

(包紙ウハ書)

福嶋御鹽燒大夫樣參太神宮御師

「(墨引)」(端裏切封)

貴札具拜見仕候、仍遠國まて、爲御祈禱御祓大麻、(太) 御祈念之叓、奉憑候、 是ゟも爲御初、 重く可得貴意候、 白布壹端進上申候、以上、 恐惶謹言、

并御土產送被下候、

目出奉存候、

彌、於御神前

太麻土産ヲ謝ス祈祷ノ為ノ御祓

尙 く**、**

首藤吉丞 三 (花押)

大神宮御師

六月廿三日

福嶋御鹽焼大夫樣參

朝

見

郷

建立施主月秋妙桂信女(造)

(梵字アク)

婦一 」 幻 □ □ □ 二 量 女

(梵字タラーク) (梵字ウーン) 于時天正九年皇八月吉日施主謹 幽灵

○ 〔 〕ハ白井昭一調査記録ニョリ傍注ス。

首藤吉丞書狀 ○清原宣雄所蔵文書

鬥

豐後國速見鄉立石村

四〇七

脇 北浦辺朝見郷浜

略〇 首

造ル

「天正十八七月與二郎造」 (陽鋳)

貴報

○朝見郷立石村ニ首藤氏アリ

(四二号参照)。

見 郷

朝

朝見八幡社鐵燈籠銘

罚

別府市大字別府字朝見〇大分県金石年表一

大分県史料二五
○後藤作四郎文書

天正十六年參宮帳寫

푱

、豐後北浦邊はまわきゆのあたり二人つれ天正十八年六月日(Ki ki li) ゆきもと殿内かた

宗福寺與八郎殿

略〇 中

、豐後北浦邊はやミの郡あさミの郷しきら村しゆ天正十九年五月十八日 (朝 見)

見郡 朝見郷浜

脇速

略〇中

神っ

郎三郎殿

溝口又右衞門殿二人

、豐後速見郡はまわきしゆ六人つれ天正十九年六月廿六日(朝見郷)

佐藤喜衞門殿 安加野勘解 由殿

新三郎殿

京しゆん 堀七郎衞門殿 片野 左京助 殿

朝見郷関係部分ノミヲ摘出 っ。 速見郡全文ヲ 月

出荘史料」

三一号

= 収 4

下略。

豐後國 速見郡 暘 城來 不由覺書

五

大分県史料 ○志手文書

豐後國速見郡 陽城 來由

天正十九辛卯秀吉公使兩臣檢地有、

豊後国検地

速見・國東・玖珠・ 日 田四郡、

宮部法師

大分・海士邊・大野・直入、 山口玄蕃

明文錄元壬辰ヨリ、 毛利兵『・表吉重政代官日出浮津ニ居ス、

居ス 両使日出浮津ニ宮部法印高田城

自明年二年、

其年宮部法印高田城居メ下知アル、

ルヲ速 細見・

川忠興預カ・国東両郡

メ府內城ニ住ス**、**

石、

德善院玄以法印代官、明年伯耆守代官、 明年福原右馬允、速見·大分兩郡、 二年知行

賜于木下右衞門大夫延俊公、築暘城、 自明年二年、 速見・國東二 | 一年長岡越中守忠興預之、慶長六年辛丑速見郡ノ內三萬(師/襲か)

朝 見 郷

四〇九

略〇 下

垂 當家年中作法日記

増補訂正編年-○大友義一文章 十大友史料

卅

山香郷・

浦部衆

十五日、 の刻、 夜ニ入出頭候、 悉ゑほし・すハうにて候、 浦部衆なと、 仍椀飯ハ從山香鄉調申候、</br> 祝膳 0 調

略〇中

申椀 ス飯

ハ山香郷調

I 香郷

両政所

Щ

香郷ハ兩政所にて、

椀飯各年ニ被調候、

略〇 下

略・日杵ひろは江・

津久見・あか﨑・ほとのくし・(赤) (保戸)

山香・

あさミ

三月十日の比より、方々の狩也、

被成對面候、 無子細

朔日同

前

なり、

略〇中

終日方々

へ禮をかへされ、

椀飯

高田庄馳走にもまさり申分ニ候、樣子無替儀

香・朝見おなり、おおります。 I香郷 十五日、 おもて、其外鹿狩之分ハ、自身しかきに立申候、 山香郷にて一年かハリ 祇園會の事、○中祭禮の規式、(弥栄神社) に調也、 略〇中 諸郷庄より調之、 此時供衆悉召出給候、 略〇中 稅所能々存知候也、 又通リ有座敷に

笠和郷 風園会ノ

Щ

核敷

太刀持、さて棧敷調役人、 其年馳走衆一人、 召出候、 山香郷ハ兩役人にて、

かハる~~の故、

宿老・

聞次

十間之棧敷、

笠和

右、當家年中之規式、近代之作法、爲後代書注訖、 人とかきらす候、 文祿四年七十月吉日 略〇下

四

ビアジオ

ノ談話

푤 豐後國志

久光寺舊山海、其佛殿僧房、礎石門路之跡、區區儼在"水中、久光寺舊山寺舊在"石垣莊別府村久光、慶長之災、地沒爲」 ○朝見郷久光名ノコト、 一六号文書参照

震ニョリ海没ス久光寺慶長大地

(速見郡廃寺)

一五九六(慶長)年起ったいくつかの奇蹟

둂

大分県史料一四○イエズス会の通信

この地震と同時に、 豊後の國について 豐後において起った事件は非常に重大で且つ恐るべきことで、これを報告し

れ、立派な男で、神を畏れ、めぐり合った大きな危險から逃れた男で、この地に到着するや、あの

た彼の地から來たキリスト教徒の口からその報せを受けなかったら信用出來ないことでしょう。

豐後の最も古い キリスト教徒の一人 が到着するのを 待っていました。 その男はビアジオと呼ば

場所で過したことをわれわれに物語りました。そして現在でも(そのことが起ってから旣に二ケ月

にもなるのに)自分自身をとり戻していないし、自分の生國の瓦解の驚きを取り除くことが出來な

いと言っています。

朝 見 郷

四一

府内沖

ノ浜

港 らであります。 は良く知られていますが、それはこの男の家が各地から來る多くの人たちの收容所になっているか 府内の近くに、三哩離れたオキノファマと呼ばれる大きな村があります。多くの船の寄港地であ(沖 ノ 医) 揚陸地です。この立派な男は、この地名にちなんでオキノファマのビアジオと呼ばれ、 との男の言うには、 夜間突然あの場所に風を 伴わず海から波が 押しよせて來まし 豐後で

五九四米)以上も立上りました。

た。非常に大きな音と騒音と、偉大な力で、その波は町の上に七ブラッチョ

(一ブラッチョは○)

然陥没ス沖ノ浜ハ夜間突 とにかつて陸地がなかった如く、深い海に代えられました。ビアジオは何としても、そのようなこ ました。男、女、子供、老人、牡牛、牝牛、家その他無限の品物が持ち去られ、あらゆる物が、そ 外にいた人々は助かったが、 半以上も陸地へ這入りこみ、 その後、 高い古木の頂から見えたところによると、大變氣狂いじみた激烈さで、 波がひいたとき、 あの地獄の巨人がつかまえた人々は、すべてのみこまれ、伴れ去られ 沖ノ濱の町の何物をも殘しませんでした。その町 海は 哩も 哩

とは想像もしませんでしたが、その時刻に妻、

....瞬

の中に波の上に浮ぶのを見ました。妻と息子はおぼれました。彼は少し泳いだあと助かりま

息子、召使いたちと家にいましたが、

木造の彼の家

めていましたが、彼女らは心から賴みこみ、危險から彼女を助けるようビアジオに願いました。 大聲でイエスとマリアの聖名を呼んでいました。一方彼の近くで善良な女たちがアミダの助けを求(阿弥陀) れてしまいました。くづれ始めていた家にいたビアジオは、 しかしその上に、どうして、どのように逃れたのか知りませんが、その町から波で遠く運ば 何れもキリスト教徒である家人たちと

村ニ宿陣ス別府浦上陸立石西軍加担ノタメ

肝要候、

九月十日

浜 村沖 7海没スプリング 脇 ·佐 一賀関 ノ四

の近くの四つの村、

即ちハマオクイ・(浜 脇ヵ)

エクロ・フィンゴ・カフチラナロ及びサンガノフチ(頭 成カ) (佐賀関カ)

エ ク フ

0

同じ海岸のオキ

らに差出して、

な女たちは、さし迫る危险の中でキリスト教徒になる誓いを立てました。

私があなた方を助けられるかと彼女らに答えていました。そこで善良な女たちは、彼と共に强くイ かし善良なキリスト教徒(ビアジオ)はあなた方が助かるよう惡魔の名を唱えていては、どうして

エスとマリアを祈り始めました。そしてその困惑の中で大急ぎで目の前にあった家屋の材木を彼女

イエスやマリアを祈っていた女たちの幾人かを助かるようにしました。多くの善良

ルスト教徒助カ浜脇ノ一人ノキ

多くの中でこの人だけが助かりました。

部は同様に水中に 没したと言われています。

ハ

マオクイではキリスト教徒は 一人だけ だっ

たの イ ア

F庵統書狀 大分県史料三四 (大友家文書録

蓋

大友中

可相働覺悟候、 急度染筆候、 いよく 仍 吉左右追々可申遣候條、 昨日九 おとなしく、 海上無異儀、 別府

浦

罷口、

爰許之儀、

少茂氣仕有間敷候、 至立石村令宿陳候、

雖無申迄候、 今日者、

長藏へ倍心添(大友)

方々人數等申集、

堪忍申候哉、 承度候、 委細口上ニ令申候條、 不具候、 恐く謹言、

(大友吉統)

庵 在判

見 郷

柴 岐

左

馬 衞

殿 殿

部 田

又

兵

尉 助

朝

兀

○慶長六丑二月十五日。

全文ヲ「石垣荘

(同別符) 史料」七八号ニ収ム。

本文省略

朝見郷

弄 大友中庵結書狀

大分県史料三四 〇大友家文書録

いましく候、 うさう、おとなしくかんにん申候や、かす~~□かまほしく申まいらせ候、申まてなく候へとも、感 ぁ` こゝもとのことハ、いさゝかきつかいあるましく候、そこもと、かハることなく候や、ことにち□ 〔長 わさとふてをそめまいらせ候、まつ~~たや□くとかい申候て、たてしむらへ、しゆくちん申候、(w 海) (立 石 村) ──ろそへ、ゆたんあるましく候、ふう婦たん[(慶長五年カ)]やうたいくハし[んかんにんある にもあ 申候、申はなり かりに候、 (大友吉統) ___いふんあしからぬやうに、さい 一候、かしく、 在判 なをくくこの のことゆ

是 久我四郞三郞石垣原合戰日記寫

うは

大分県立図書館蔵 ○碩田叢史

宝満寺ニテ写ス

○モト長門国

一宮別当寺ノ蔵本、

ノチ宇佐弥勒寺ノ

有ト

-ナリ、

現在、

小

・倉市北九州大学図書館蔵本トナル。

豊日史学一二八○中野幡能「宇佐八幡弥勒寺の写経

○延宝八庚 秋写。 풋 補 北九州大學附屬圖書館藏大般若經奧書 遺

某石垣原合戰記覺書寫

増補訂正編年大友史料二九○碩田叢史

全文ヲ「石垣荘 (同別符) 史料」七九号ニ収ム。 本文省

「久安四年十月十日、 於寶滿寺居寫了」

豐府紀聞

大分郷土史蹟伝説研究会和孔版○大分県立図書館蔵

急流入于巨海、 時 Y速見郡朝日(見) 鄉久光村流沒、 人畜死者四十餘人也、

因之鶴見嶽東北麓深淵大倍之、又山頭崩落堙其深淵過

半、

是故淵水忽溢出成

大河、

同月二十九日大雨甚、(慶長三年七月)

説ニ大地震ガ原因トモイフ。

朝 見

郷

四 五.

付

3

○別答 浜質 大 部府# 脇き 字 大器が 後かずい 朝記 神楽女、 峠が ピ゙゙゙゙゙゙゙゙゙゙゙ ノの坪に 大統 登り立、 首於 山ノ後、 竹ノ脇、 田たのくち 1 ó 猿ケ久保、 渕紫 世紀 矢ゃ ノ。 曹を 小野、 石に田、 赤りの 10 雲泉まで 山草 柳醬 前點 宝満寺、 家が 銭点 浦に 金毘羅山、 タ^た、た 池はノの 辻? 瓶、黒糸 後からながきと 鳥ばれ 菅を 小* ラ,6 乙烷 小档 中須賀、 ナ^なべ、 迫 五だたのだ。 石いほとは 野の 芝尾、 見ばいる ドクない ケカチミズ、 ソウズ、 久保ノ山、 城等 小 前れて シリウケ、 仏生田、 グぐミみ 平原原 耳まれた。 岩岩谷 谷ノ裏、 鳴響が 隠山、大園、 原質 山田ノ前、 奥山田、 家になった。 上刻 櫛だい 防ぎケギ 西になる 上でいま 申ないち クラカ 神絮 ノ木、 新ながい 畑に 1/18 道ノ下、 道ノ上、 吉備山、 後できる 鹿島 田たしま 野の田だ 年と 井ぃ 志高だが 上紫龍 田井、 手で 亀ノ甲、 神紫 山ミコ、 神な ノ上、 上、 うの 字 クく ボロ イい レれ 穴等, Цę 棚だれ 堂が 滝ノ下、 立ち 囲た バは 牛 高台、 山かまでき 神な 西に 穴守越、 中ノ坪、 庚申仏、 コ^てガック アングで 田元 河等内, 榎ぬはた 神炎 松き アノ木ウド、 原裝 影ノ木、 10 小杉 小でなり 新ら 木綿が、 マリカ 平点 工え ースノ木ノ平、 由ケガラ 平点 大追 田た т'nс 小杉 立た 野の 尖り石、 内部 立^たで 野。 笹さ 田道下、 田だ 前き 野の

二六

鶴? 見^	南なるたでいし	
では、いとうのでは、いじゃ まならと やっな **はじゅっとしのなくくののとと いじゅ まなら なかがむら なかがむら なかがむら なかがむら なかがむら なかがむら なかがむら ながむら ながむら ながむら ながむら ながむら ながむら ながむら な	10年の 12年の 12年の 12年の 12年の 12年の 12年の 12年の 12	入江町、東、浜、東・町、 「

朝

見 郷

村(江戸時代)トスルモ、中世ノ同郷ノ厳密ナル範囲ハ今後ノ検討ヲ要ス。以下別府市ノ大字・小字調査ハ、 ○『豊後國志』ハ朝見郷ノ範囲ヲ、 立石・朝見・田野・浜脇・赤松之支・赤野凬・鶴見・北中 鶴見・原中凬ノ九

大分県地方史研究会々員安部巖氏ノ協力ヲ得タ。記シテ謝意ヲ表スル。

石垣 荘(同別符) 史料

○荒木田久老校訂 本

速見郡郷伍所 時、

青鼠 ・磐 白窟

ノ土蜘蛛

速見郡 鄉伍所里! 驛貳所 烽壹所

侶 磐窟、土蜘蛛二人住之、其名曰青白、 昔者纒向日代宮御宇天皇、欲誅玖磨囎唹、 是伍人並爲人强暴、 於此村有女人、名曰速津媛、 衆類亦多在、 爲其處之長、 又於直入郡禰疑野、 悉皆談云、 行幸於筑紫、 即聞天皇行幸、 不從皇命、 從周防國佐婆津發船、 有土蜘蛛三人、其名曰打猿·八田 若强喚者、 親自奉迎奏言、 興兵距焉、 此有大磐窟、 而渡泊於海部郡宮浦 於茲天皇遣兵遮

名曰鼠

• 國 座

其要害、

悉誅滅、

因斯名曰速津媛國、

後人改曰速見郡、

赤湯泉

赤湯泉在郡、 此溫泉之穴、 在郡 西北 竈門 Щ 其周十五許丈、 湯色赤而有埿、 用足塗屋柱、

遲流出外、

變爲清水、

指東下流、 因日赤湯泉

玖倍理湯井在郡

玖倍理湯

井

河

直 Щ

此湯井、

在郡西河直山東岸、

口徑丈餘、

湯色黑、

遲常不流、

人竊到井邊、

發聲大言、

驚鳴涌騰二丈

餘許、 其氣熾熱、 不可向眼、 緣邊草木悉皆枯萎、 因曰慍湯井、 俗語曰玖倍理湯井、

〇下略。 速見郡全文ハ、 「日出荘史料」一 号二収ム。

石 垣 荘 本御庄十八箇所

略〇 首

朝見 速見郡

八坂 田自 布

大神

山香

大分県史料二四○到津文書

八幡宇佐宮御神領大鏡

略〇 中

一本御庄十八箇所

豐後囻

豊後国

田染庄四至 田數

石垣庄四至 田數百五十丁

略○下

石垣荘 田染荘

用作六丁四反十イ三丁五反 佃一丁

用作四丁一段

四二〇

石

垣 荘

倭名類聚抄

留守所下文 29 豐後國留守所下文案

大分県史料三○ 書陵部八幡宮関係文書

諸庄公等

宣下狀濟勤、 造 宇佐宮南樓作析粮米事

可任

石垣庄二百餘丁絹六百廿六疋四丈

自餘略之、

右府宣狀偁、

下豐後國雜掌、

可任記錄所支配旨勤濟、

當國所課造

宇佐作析粮米町別壹斗玖升事、

右件作析、 所支配如件、 任彼支配旨、早可令催勤之狀、 云神社佛寺、

云權門庄園、

縱記錄所平均所被下支配也、

但

於輕物者、

可任先下知之旨 可令辨濟之

如件者、

且任記錄所支配幷府宣狀、

且隨惣田數、

建久四年二月十五 日

电

公 文 撿 校

權 介紀朝 臣

權 介 紀 朝 臣

權介 權介藤原朝臣 (美奴朝) 臣

權介小野朝臣

石 垣 荘

目代源

五

町垣郷百五十余

〇建久八年力。「石垣鄉百五十餘丁

宇佐宮領

辨濟使神官榮定

地頭宮沙汰」

トアリ。

全文ハ「日出荘史料」

五号ニ収ム。

本文省略。

豐後國圖田帳案斷簡

目代少監物源

權介熊野朝臣 權介小野朝臣 權介小野朝臣

造宇佐宮課役注文案

六

假宮者 造字佐宮正殿者 豐後國役 九州所課

御炊殿者

常見庄~役京都~、田上毛庄、下

田河、規

規矩、□、

豐後國緒方庄役

石

垣

荘

大分県史料一○

大分県史料三○ ○到津文書

內廳者

日向國十八ケ所役

直相殿號客院、

役石

也

後白河院可有御參詣之由、

以安元年中被仰下之間、

大宮司公通宿禰以彼直相殿所、

構于內裏

一馬場大塔、大鳥居東也、 馬場頓宮者 豐後國石垣庄

• 豐前國新開

庄役

堀川院御願三代 白 河 後白 泂 . 鳥羽

は筆法華經被奉納眞柱云~**、**

御

寬治都督 伊房卿

內大貳堂

建立之、

1內大貳堂法花三昧堂也、

池

勾別符

佛聖燈油新

豐後國勾別符

康和年中 大宰大貳。大江匡房卿建□

(立之カ)

略〇下

將軍領家政所下文案

七

大分県史料三○書陵部八幡宮関係

文書

奉調大隅國正 八幡宮用途幷大神寶等事

ス 高国二嶋ニ雲 大隅国正八幡宮

課ヲ宮

可

將軍家政所下

筑前

• 筑後

・肥前

肥後

. 豊前・

豐後六箇國幷壹岐

對馬二嶋

令早守 遷宮用途戶大神寶物、 宣旨狀、 守 宣旨狀、 無懈怠可奉調之狀、 所仰如件、

石 垣 荘

有

件

法セシム 事官宿房入物雑 宇佐宮仮殿府行

造

宇佐宮假殿府行事官宿房入物雜事沙汰事

合

石垣(マン)

入物

疊一帖 莚二枚

簾一枚 蓎 枚 懸盤一、

水桶一口 杓一、(マ・)

折敷三枚

石 垣 荘

建保三年七月十九日

令

置

書

少

シ 允清原(清定)

在判

別當相模守平朝臣(義時) 民部權少輔公遠江守源朝臣(東広) 守平朝臣 同

同

書博士中原朝臣(師俊) 遊藤原朝臣 (行光) 同 同

散 位

武

藏

同

豐後國留守所下知狀案

大分県史料三○
○書陵部八幡宮関係文書

知家事惟宗(孝実) 案 主 一菅(景盛) 在判 同

四二四

日別雑事 毎月四ケ日、

宿直二人 加用二人

秣十五束 味曾一升 鹽二升 油五合

薪十五束 松十把

炭二石 酢五合 土器二百

雜菜五種

自餘略之、 酒鹽二升

承久三年十月日

右、件宿房入物、幷日別雜事等、

守先例式數、可令勤仕之狀、下知如件、

權介大神朝臣

權介小野朝臣

權介小野朝臣

權 介 在國 司 權介小野朝臣

大分県史料三○

ナし

宇佐宮御神領次第案

石 垣 荘

]佐宮御神領次第大略、一萬六千餘町云~、

四三五

封

鄉治

百二

1十七名

帳

天

向野

野郷草郷ハ付向野 (マン)

高家郷七

+

四

名

干嶋二十

鄉五

付葛 辛原

嶋鄉

名

已上

內封四鄉是也、

豐

後

見水

田原十

別符名

八十七丁 太田原 十一名

反

名

以東新

同

洒鄉

朝

見郷

来 縄 郷

染荘 石垣荘

豐後

田染世三

名

石垣庄 十四

名

新開庄世 豐前 四

名

9/2 角田

名

豐

前

國

百

1六十丁

到津店二

庄 十五

緒方□ 豐後

勾金

庄

田

豐後

百三

名

來繩鄉

鄉御封加

鄕

定

安岐郷

武蔵郷

安岐鄉 豐後 四 7 -六名、 同 國

武藏鄉六十

四 名

上毛郡、豐前國

國上 一毛對

、同

八十五

大家鄉、 ム七 + 四 名

付野□、□

同 野仲鄉 \人,八 +

门同 \ \ 大町庄

□ 六十丁豐前國 □ 三百丁小河庄 筑後國

字佐庄 百 # 名 石 同國 一 同國 上 毛 由 上 名

同二百卅六名同國 已上十六

浦六

ケ所本庄

規矩庄八

名

/同

□別符

田

河庄

京都庄五 名

下毛庄

已上 當

國

柳來別符如之歟、 十三丁二 十三丁二

-一 反 名

同 舟生津留 ٨ # 五.

Т 同 勝 ۷ 津 留五 +

大揚庄

庄十

庄分六名 同辨分六名 津隈庄

筑前 國 庄世

綱別庄 筑 前へ廿

八 名

肥 米多庄 前 或

赤自庄

Ė 名 中北都 百 五十7 丁

Ŧī. 反

。築城庄

同

勾 り別符

以西新庄

支配ス 殿南楼檜皮等ヲ 石垣荘ニ宇佐正

豐後國行事所下

石垣庄

以西庄~者、 嘉摩庄 第前國 穗浪庄郡歟、

月十三日

宇多院第七宮內親王御奉寄也、姬宮歟、也、

有力

0 豐後國行事所下文案

★分県史料三○
会とは、
大分県史料三○

棧新木 同繩拾方

檜皮八弁 上垂木廿支

檜皮繩拾方

可早任先例令勤濟、

造

宇佐正殿南樓檜皮事

丹具分

綠靑壹兩 赤丹六升 朱砂二分 繆十五筋 (膠) 墨壹廷 黃土三合

胡粉壹合 隨之 薪二駄

炭一籠 加用二人

右、檜皮以下物等、任先例守式數、 所令支配也、

更不可有!

石

垣

荘

石

垣 荘

建長八年十月廿日

豐後國行事所下文案

大行事在國司藤原

同 同

書 撿

非 生

違 行

所 事

行事 小 野 源 在判

大分県史料三○ 書陵部八幡宮関係文書

石垣

可早任先例令勤濟、 造 宇佐正殿南樓博風戶立棟祭雜事等事

セシム 棟祭雑事ヲ勤仕 の垣荘ニ宇佐正

豐後國行事所下

五色奴佐

苧 兩

紙二帖 布二丈 籾壹斗

折敷二枚

米壹斗

凡絹貳疋

糸壹兩 稻壹束 博風立棟景分(衆)

饗膳二前

戶立分

米壹斗 籾壹斗

一久里 **芦二枚** 凡絹二疋

糸壹兩

苧壹兩 稻壹束

紙壹帖 布二丈

酒

四二八

事ヲ在鎌倉ノ 在 撿非違 玉 司 藤 所 原 正 造 子細之由、 可 不 大隅國正八幡宮大神寶調進間、 右 催 ·日可令勤仕給、 件雜事等、 勤云≥、 豐後國郡鄉庄園地頭代沙汰 宇佐宮 正 三 文永九年十二月廿五 \equiv 於令遁避者、 嘉元年五月五 然者、 大隅 豐後守護大友賴泰書下案 依先例、 且 國正 縦雖有所存之所へ、 如 八 宣旨 更難事行者歟、 任式數、 日 幡宮大神寶官使等訴 未進加催促之處、 人御中 御教書者、 准絹粮米幷官使豐後經府雜事等事、 今月廿日中無懈怠、 仍執達如件、 先進濟之後、 不論寺社權門領、 致狼籍等之間、 狀案 ○書陵部八幡宮関係文書 書生 在 撿 不日向奉行所、 非違所行 可令勤濟之狀、 國 行 前出羽守 司 事 不謂先く 小 藤 於正員等□在鎌倉之故、 (者カ) 事源 野 ○書陵部八幡宮関係文書 カ 原 准造 在判 在判 同 同 如件、 勤否、 任道理可被明申也、 宇佐宮例、 雖爲 **勅** 是之地、 守配符之旨、 被引五百石 而稱可申

平均

石

垣

荘

四二九

コトヲ請フ シ召決セラン 追却シ交名ヲ注 対理ヲ為ス輩ヲ レン

石 垣 荘

過析、 至代官者、 被改定其職畢、 而今惡行已令超過于彼例畢、 早速被行重科、 可預御注進之狀也、

交名云≧、 加之當役事、 何可有猶豫乎、 如 關東御教書者、 此上若御不審相貽者、 或寄事於正員、 致懈怠、 不日爲被召決兩方、 或企自由對捍之輩者、 粗言上如件、 追 却其身、 可注申

文永十年三月廿二日

〇本文書ハ石垣荘・高田荘ノ何 レニ関 ス ル カ特定シ難キ

『増補訂正編年大友史料』ト校合、

校異ヲ

 $\overline{}$

内ニ傍注ス。

も モ、

両荘

1

モ

= Œ 員

ハ関東御家人ニシ

テ、 地 頭

代ヲ置

豐後守護大友賴泰書下案

29

○書陵部八幡宮関係文書

文永十年三月廿三日

如件

正八幡宮大神寶官使等申狼藉由事、

訴狀如此、

子細何樣事乎、

不日企上府、

可令陳申‱也、

仍執達

前出羽守 在判

大分県史料三○
○書陵部八幡宮関係文書

亖 大 隅 或 正 八 幡宮大神寶官使 • 或 使 等 申狀 案

石 垣 荘 地頭代迎

正八幡宮|

寶使及國衙使者等謹言上、

フ対西 对スル狼藉ヲ訴四等ノ官使等ニ

爲豐

後國石垣

庄

地 頭代迎

西

令難澁大神寶用途、

引

率數百

1人勢、

令

打

擲 蹂

躪

宣旨

御

教

書

御

准字 ズ佐 宮 領 ラ例

道相 領模等守 マモ沙汰ス

半打 生擲 エトナル 死

家關

東御

使、

各打折乘馬等足畢、

就中官使面使木工允守國

(藤五郎大夫吉永డ

廳國

等

者、

半死

躪

公

半生之間、

弃置其所畢、

凡一

天下何所非

王土、

何人非

王民平、 國 衙使

然者世雖爲未代、

相向于

官

使 擬及死門事

右件大神寶者、 朝家御重事 關東御大營也、 然間且准造字佐宮例、 且不嫌神

庄寸步、 縱雖爲 勅晃之、不謂先例勤 (地脱力) 否 可 催勤之由、 忝被下

宣旨

御教書之間

彼

御

使

社佛寺權門勢家

不除 等帶件狀、 而當庄專乍爲本役所、 催廻當國庄公之間、 不顧先例、 相模守殿御(北条時宗) 致自由難濟之上、 領・ 陸奧入道殿御領、 昨日廿一 日催集數百人勢、 令打擲蹂 况於自餘所

旨 關東御 使、 如此之狼

大分県史料三○
書陵部八幡宮関 係 文書

正八幡宮大神寶官使訴申候、 ᆽ 石 垣莊地頭代僧迎西 0 狼致 藉 候由事、 請文案 就訴狀、

状地

ヲ頭

出代

迎西

陳

可有

御披露候哉、

迎西恐惶謹

石垣庄地頭代僧迎西上

陳狀謹進上仕候、

子細見于狀候歟、

以此旨、

進上 文永十年四月三日 宗兵衞尉殿

石 垣 荘

四三

荘

-石垣 莊 地頭代迎西· 名主等陳狀案

大分県史料二〇書陵部八城 三幡 一宮関 係 文 書

西 濫名 訴主 右解狀 豐後國石 爲 大隅國 云 垣 件大神寶用途者、 Ē 庄地頭僧迎西幷名主等謹辨申、 八幡宮大神寶官使等、 且准宇佐宮例、 不顧自身所行、 且不嫌 還令難 神 社]{[寺 澁大神寶用途、 権門勢家カ) 致狼藉 由

ヲ等地

陳友等では

不謂

先

然間令相

莅其砌、

當庄之輩、

不及狼藉結構之旨、

蒙御

趸

可書進起請文之由

面

Þ

也

雖

擲御使之由、

被掠申□

條、

難堪之次第也、 所訴申

勅冕之地、 申

被訴

無術

事

令落居之樣、 即庄分大神寶伇者、 寄事於御使訴、 何御沙者、 任奉行所配符、 令延引者**、** 似令遁避當役之間、 令勤仕之後**、** 可令言上子細 宇佐造宮役者、 件 也 不致其勤之由、 御使訴訟篇者、 爲當所御 雖承之、 **!**成敗、 所詮於

文永十年四月三日 蒙宥 尤所仰 也 仍粗披陳言上、 地 頭代僧迎西幷名主等上 如

シ配ザ宇

後符ル佐

勤分勤 仕ハメ

굯 石 垣 莊 地 頭 代 迎 洒 申 狀

大〇 (分県史料三○

案

欲立 大神寶用途催促官使、 勤 仕有限所役、 令安堵庄民等子細

官勤配

日使ヲ他所ニな助仕承伏ノ上に符ニ従ヒ用な

移ハ途

石

垣

庄

地

頭

代迎

西蓮

言上、

レンコトヲ請フシ荘民ヲ安堵サ

件條、 庄民等可暗跡云、、 然、 三日官使入部當庄、 於今者、 爲彼神寶用途催促、 任御奉行所御配符狀、 于今未被移他所之間、 可然者、 被入部當庄之刻、 領狀之上者、 可辨進件用途之由、捧承伏申狀□□□□可有御計之處、□月(學、然者急速力) 日 可被移他所之由、被仰下之後、 不知案內之輩、]已上一石九斗本令沙汰入部之間、 就申子細、 令致神寶用途之沙汰、且 相互沙汰之煩出來歟、 不堪□辨、

雖

令農業、 且爲成案堵之思、 文永十年四月六日 粗言上如件、

元 豐後守護大友賴泰召文案

○書陵部八幡宮関係文書

此 大神寶官使申、 所詮相尋兩方子細、 石垣庄地頭代、 爲注進言上、 致狼藉之間、 止當時之上洛、 欲令參決之處、 共可被上府也、 自高田庄之船津、 仍執達如件、 擬逃上由事、

訴狀如

前出羽守

在判

み ヨ止メ上府セシ 参決ノタメ上洛

. 文永十年四月十一日

石垣

高田兩庄地頭代殿

大分県史料三○
○書陵部八幡宮関係文書

正八幡大神寶官使等重言上、

ᇹ

大隅國正八幡宮大神寶官使等重申狀案

石垣荘地頭代ノ

石 垣 荘

荘

欲早被召上其身、 且被尋究西行狼籍所犯、 且預 御注 進、 爲石垣庄地頭代迎西依難遁自科、 自高田

ЛЦ

庄乙津、 無音擬逃上、 無謂子細

ンコトヲ請フ 無音上洛セント 高田荘乙津ヨリ

件迎西事、 令 承 伏、 雖□及御不審、 不及雜事沙汰、 委曲言上先畢、 御庄 仍自御奉行所被尋下子細之處、

浦 く地頭所、 文永十年卯月十一 欲召止迎西自由上洛、 重言上如件

日

ヲ地召当

停頭決在メニシ所

メラルベシー触レ上海と連々浦々

津く

之段、

被召决兩方、

被究事之淵底、

爲預御注進、

且相懸當在所地頭代、

且被觸遣

___高 庄__

□擬令上洛之條、

罪科餘于身、

或捧偽陳狀、

或可迎入御使等之由、 無陳詞之故也、

□ □ □ 以

狼藉 愁乍

豐後守護大友賴泰書下案 ○書陵部八幡宮関係文書

被催促者可宜歟、 官使催使中 文永十年四月十一 次狼藉事、 相尋兩方之子細、 可令注進言上、 前出羽守 可被存此旨也、 在判 仍執達如件、

ニ狼 促ヲ領石

石垣

庄

地

頭代申、

大神寶役事、

領狀如

此

く上者止當時之譴責、(此)

且致他所之催、

且若難澁之時、

重

○書陵部八幡宮関係文書

=

正八幡宮大神寶官使等重言上、

レンコトヲ請フ 百姓ヲ召シ狼藉 爲石垣庄地頭代迎西幷名主百姓等、 依難遁狼籍罪科、

乍下預御奉行所御下

知

不及陳狀、

送日

副進 月無謂子

細事

二通 奉行所御下 ·知案

件迎西幷名主百姓等、

惡行狼籍子細、

度く言上先畢、

早差日限、

云迎西、

云名主百姓等、

被召其

身、 被尋究狼籍所犯、 爲預御注進、 重言上如件、

文永十年卯月十八日

宣 豐後守護大友賴泰召文案

○書陵部八幡宮関係文書

事、 以訴陳狀計、 難事行之間、 爲尋明兩方、 今月廿三日中、 可令參府之旨、

可被相

觸

石垣庄地頭代名主百姓等之狀、 如件、

シム リ両者ヲ参府セ ハ決シ難キニヨ

官使申

狼藉.

由

文永十年四月廿日

前出羽守 在判

四三五

石 垣 荘 畢

次同國野

原庄地頭毛利禪門代、

依同咎、

被進納過新米五百石於造宮所之例、先度言上了、此外傍

ノ建 例久 宇 高 田 荘 本

佐宮 七二隠居

造 営 ステ

右

迎

通

奉行所御書下案

西以下名主百姓等、

狼籍結構事、

爲被糺決兩方、

度

く雖被成下御召文、

不

·能叙用、

結句於迎

大 隅 或 寶官使等重 申 狀 地頁

Ĺ

五 門 入 道殿

大〇 (分県史料三○書陵部八幡宮関係文

案

둞 正 八 幡宮大神

八幡宮大神寶官使等重言上、

正 欲早依先傍例、 且 一爲後輩 懲力 爲 預 御注□、

無音迯上間事

遁

狼籍罪科、

或背奉行所度、召文、

或忘自身請文等、

遂不及出對、

將又令對捍有限所役、

迎西 依難

爲豐後國石垣庄

地

迎

西

幷名主百

1姓等、

副

淮

西者、 或 使 畢 九日無音逃上了、 木原庄地頭木原太郎實隆、 且其次第、所謂建久造營之時、 被召所領、 棄本宅、 依令隱居于高田庄、 且御使越中七郎左衞門入道被宛給彼領、 凡如先傍例者、 依相 防官 筑前 造 相 國垣 使 懸在所地頭代、 宇佐宮之時、 被 「崎庄地頭長洲二郎 0 召 即庄三十餘丁、 依相防官使之咎、 雖被成御書下、 子孫于今相傳云~、 筑後入道幷越中 同舍弟鯰田 都以無出 或被沒收所 五 1郎各實名 次嘉祿造替之時、 七郎左衞門入道 對之儀、 領 等 剩去四月十 或 被行過 依 相 宛給 肥 防 後 官

四三六

有身命計 間、 例 沙汰人等、 雖繁多、 先蹤若斯、 也 不 - 建注 令致其辨、 爭 炳誡 迎 西以下名主等、 進 何及豫儀哉、 相 至于狼藉段者、 防 官 使之咎惟 (官使) 且面使守國者**、** 可遁重科 重 迎 西雖 哉 何 况於打 令 逃上、 所 \mathbb{E} 詮於有限所役者、 」擬及 擲 蹂躪 被召决與力同 死門之間、 乎、 當大神 且任 自奉行所依被加看病、 心名主百 寶役事、 迎西 |請文、 1姓等、 被守造

不 且

H 相

爲

預

御 所以 注

懸

田

宇佐宮例之

令繼希

進

重言上如件、

文永十年五月八 日

亖 大隅 國 正 八 幡 宮 T大神·

寶官

使

關東奉

行

所御

使

或

使 大〇

等

陳狀

案

八分県史料三〇 書陵部八幡宮間

関

孫文書

正八幡宮大神 寶官 |使幷 關 東 御 奉 行 所 御 使及國 衙 使等 謹 辨 申

ンコトヲ請フ ニ対シ陳弁シ両 実ノ虚構ノ訴状 シ両

爲豐後國高田

E 庄地

頭代

左

衞

菛

尉

盛實、

難

澁

大神

寶

角

途

餘

引 率

數百

[人勢、

乍令打擲蹂

| 躪宣旨

御 教 書御使等、 爲省自科 還御使等致狼籍由、 構 申 種 々 虚言、 無謂子細事

副 淮

通 奉行 所 御書下

案

領 右件大神 不 除 寶者 庄 7 步、 朝 縱 家 御重 雖爲 事、 關 東御 大營也、 不 謂 先例勤否、可令催勤之由、悉被下 然間 且 准 造 宇佐宮例、 且不 嫌 宣旨 神 社 御 佛 寺 教書之間 權 菛 . 勢家

石 垣 荘

両者与力同心スシ京都ニ逃上リ西高田荘ニ隠居 地頭 閣 等、 請文陳 宣旨 令 所く 子遣戶破損之儀哉、 者、 御使等帶件狀、 盛實同引出勝事之條、 被尋犯否之處、 前 處耳外之間、 叙用、 云 自身惡行、 ζ, (所之御使三人內關東御使 夹 依令打擲蹂躪、 寄事於正員、 狀 先無懈怠致其辨之後、 御教書、 狼藉之條已承伏之上者、 就中當庄專乍爲本役所、 何 若御不審相貽者、 况不及雜事沙汰之間、 御使等亂入宿□ 箇 重令言□事由之日、 先令致其辨之後、 隱居高田庄、 日之間致飯責、 催廻當國庄公之間、 令難澁者、 高察可在 結構之趣、 **培敷**、 不□被召決兩方、 等也、 難得其意者、 追却其身、 即京都迯上畢、 打破障子遣戶、 剩同十六日巳尅、催集數百人勢、結構狼藉之□、 (上ヵ) 生之間、 無□不審歟、 令符合者歟、 同十 有別存知者、 申入子細於奉行所之處、 盛實不顧先例致自由難濟之間、 且如盛實自稱者、 隨盛實下知狼籍結構之輩、 相模守殿御領· (北条時宗) 应 可注進交名云く、 申下實檢御使等畢、 日御書下云、 今明中企上府、 與耻辱於妻子之由、 盛實與迎西內~通計與力同心之由、 爰倩案事情、 旁難遁 可被申沙汰云之、 陸奥入道殿御(北条重時カ) 其咎、 御使等自引亂鬚髮、 且. 康 石垣庄地頭代迎 可令問答之旨、 如同 而此大神寶卽所被守宇佐宮例 元 子細 仍披陳言上如件 所 Þ 年 數百人之間、 + 詮、 掠申之條姧謀也、 粗彼御 跡、 造 如此雖被仰下、 一日御書下者、 今月九日御使等入部之處、 盛 實以下輩 宇佐□之時、 (使等力) 被載之、 西 倒伏地、 不入立門內、 致如: 狼籍之條、 被注進者歟、 取籠火長 粗成疑貽之處、 且依傍例、 敢無承引之儀、 (此□藉之間、 或投捨火長於門 其故者、 雖然、 如 也 關 實檢之狀 東御 况於自餘 關 盛實不及 何况有障 所行向 東 蓋成其 而 且. 向 ||盛實 御使 教書 任 令 E 擬 不

文永十年五月廿日

明白之上、

爲預御注進、

듳 豐後守護大友賴泰召文案

大分県史料三○
○書陵部八幡宮関係文書

大神寶官使等申、 勤力]所役、 致狼藉由 事、 就陳狀、 重 訴 狀如此、 早任 請 文 口 '被遣其道

且又尋明子細、 爲申沙汰、 不 日可有上府也、

文永十年五月廿二日

仍執達如件、

前出羽守(大友頼泰)

在 判

石垣 庄名主百姓御中

大隅 國 正 八 幡 宮大神寶官使 催 使 等 申 狀 案

킇

○書陵部八幡宮関係文書

正 八 、幡宮大神寶官使催使等 电

欲早被尋下 證 人 預 御 注 進 狀、

豐後國

石

垣庄地

頭代迎西以下名主百姓、

相向

公家

٠

關東御

使

致]狼籍事

副 進

奉行 所召文四通 同女日 月 廿三日 同同 五四 月月 7十一日

間 右 件 空 軰所行之躰、 日月之條、 匪官使之愁歎、 訴陳及度《之上者、 國く役人、 雖不能 御 彌對捍之基也、 不 審 猶可被尋究兩方之由**、** 佛神事者、 又匪 自奉行所被仰下之 公家 關 東御

四三九

祈

石 垣 荘

石 垣 荘

禱、 云 ξ, 爲人民安穩之也、 凡不辨道理之上者、 而間、 任傍例、 如 關東御教書者、 被處罪科之外、不及別子細歟、 於難澁之族者、 即挾謀叛之意者也、 而無陳方之間、 捧掠陳不參對、 速可追出在所

雖不分明、 人、見聞之類成市乎、 落居之儀、 可期何日哉、 仰起請文、 加之、 被尋下當鄉沙汰人等者、 然則於今者、 當庄入部之日者、 以訴陳狀、 可爲顯然者歟、 自朝見鄉罷移之故、 可預御注進也、 仍言上如件、 且又爲白盡事之間、 送夫五六人、委令見知了、交名 隣庄之住民行

見知ス時ノ送夫五六人朝見郷ヨリ移ル

文永十年六月三日

官使 奉行所 国衙使

使

或 衙 使 權 介泰吉永 在判

奉 行 所 使 宇佐信吉

同

官使木工允清原守國 同

★分県史料三○
●書陵部八幡宮関係文書

大隅國 正八備前二郎狀案 幡宮大神寶用途事、

둣

石垣

莊辨分地頭平越宗長書狀案

申状ヲ進覧ス地頭代鬼靍丸ノ正地頭名越宗長

申 御 沙汰哉候覽、 恐惶謹言、

所領豐後國石垣庄內辨分地頭代鬼靏丸申狀、

謹進上之、便宜時、

可有

文永十年 六月九日

進上

平宗長 在狀 裏

四四〇

ス 等ノ陳状ヲ執進 訴状ニツキ官使 石垣荘地頭代ノ

訴

狀

細ノ正地 細ヲ申サシム に地頭名越宗長 は頭代訴状及ビ 大隅國正八幡宮大神寶用途事、

壳 關東御教書案

★分県史料三○
●とおります
○書陵部八幡宮関係文書

備前次與宗長狀辨分地頭代訴:

m 財 力 遣之、

致狼藉

굸

۲,

早可申子細之狀、

依仰執達如件、

文永十年六月廿五日

大友出羽前司殿

駿河守(北条義政) 在御判

相摸守(北条時宗) 同

豐後守護大友賴泰 (1) 請文案

★分県史料三○
●書陵部八幡宮関係文書

豐後國石垣庄辨分地頭代鬼靏迎西申、 相尋官使等候之處、 副彼御教 書案 正八幡宮大神寶伇幷狼籍由事、 如此候、 仍謹

連進上。、

此事於國致其沙汰候之間、

以兩

就□年六月廿五日御教書及

「此壹卷所~令破滅之間、(第三三巻跋語)

續手可有混亂、

連□

方申狀令

可勘加也、 元祿五 年 ·五月廿日 修補之、 左大史小槻 (花押)」

垣 荘

石

四 四

ノ狼藉ヲ訴フ頭代名主百姓等官使等重ネテ地

大隅國正八幡宮大神寶官使等重 市狀案

大分県史料三○書陵部八幡宮関係文書

						-	= FU
年、 隔東御教書經八ヶ年之 <u> </u>	狼籍之由、構申	訴申奉行所之時、訴陳狀分明也、且如卽陳。者、爲招請官使、差遣使者之處、不知案內之輩、存外	庄之處、地頭代名主百姓等、率數百人勢、依致打擲蹂躏、如此之惡行、被處重科之次第、勘先例、	置住國、可追放他境云之、 其以來代々倫旨・關東御教書、一向此趣也、依之官使等爲催促、罷向當	或募權勢之威、或致自由之對捍云、、奇恠殊甚、是則、各挾謀叛心之所致歟、於懈怠之輩者、不可	不論寺社權門領、各每至造替之期、皆悉省宛、 宜爲永智	管內一同之支配、徵下冣少之辨濟哉、年貢更不可減、誰人之愁之、且隨
	ケ	外	`	當	口	47	`

石垣莊辯分地頭代鬼靍丸申狀案

○書陵部八幡宮関係文書

|鬼靏丸謹言上、

前司使者於神宮使者、 欲早任先例、 可停止新儀煩由、被仰下、 令

亂

入

庄

內

、 致種 く狼籍子細事 號大隅國正八幡宮大神寶用途、 相副當國守護大友出羽

入狼藉ヲ訴フ神宝使ノ荘内乱地頭代鬼靍丸大

豐後國石垣庄辨分

四四二

修理等沙汰ス 垂跡シ一荘ニテ 荘内ニ宇佐若宮 =

右、

件大神寶用途者、

任造

宇佐宮之例、

可致沙汰云~、

爰先<字佐造營之時、

當庄一切不勤仕彼

狼藉ヲナス

引具神寶使等、 功也、 依□者之狼籍、 役 (使力) 其故者、 然間、 被准于造 宇佐若宮自徃古御垂跡于當庄之間、 及半死半生者 令亂入庄內**、** 宇佐宮之例者、 致狼籍之間、 不可被懸煩於當庄之由、 土民等令怖畏使者惡行、] 先例 彼宮破壞之時、 令問答之處、守護使一向不叙用之、 不交他所、爲一庄之沙汰、 令勤仕厨坊仕役之處、彼坊仕等、 (房) 依終其

大隅國正八幡宮大神寶官使等請文案

大分県史料三○ 書陵部八幡宮関係文書

或背奉行所召文、拒出對之條、重科重疊畢、 爲向	蹂躙、存後訴。不能敵對、所詮云訴陳狀、云證人、	者、全非守護所方之沙汰、一向別奉行人之准據也、	猛惡也、兼又相語守護所使、及狼籍之由構申事、	又背召文不參決之故、于今黙止之條、令仰天者也、一	究淵源、爲注進言上、可遂勤
爲向後傍輩、 盍被行	頗顯然之上、	************************************	是又寄事於左右、	而爲掠自科、	擬遂其節之刻、
盍被行罪科哉、委	於地頭等者、	日者 、 奉行所	、 為掠給御教書:	官使等致狼籍	地
委細之旨、	或對捍。或致狼	(使者・宣	教書也、	之由、濫	上畢、夕
訴陳狀事舊	或致狼籍、	近使相共雖被	而此大神寶	籍之由、濫訴之條、太	頭代者迯上畢、名主百姓者、

上ル頭代京都

二逃

名主百姓不参

シ狼藉スト云フ守護所使ト共謀

石 垣 荘 畢、

以其趣、

可有御披露者歟、

仍謹所請如件、

國衙使權介秦□□ 奉行所使宇佐信

> 在 判

文永十年九月廿日

四四三

守国

官使木工允淸原

29 莧 分百姓等起

大〇 分書 県陵 史部 料八 三幡 ○宮 関 係 文

朝 鄉 辨 請文案

尋下 候 大隅 國 正 八 幡宮大神寶官使 催 使 與 豐後 國 石 垣 庄辨分地 頭代 名 主等、 相 論 候、 當役催促

間 狼籍實否事

被

証キト代ト大

右、今年大永三月廿一 Ħ 大神寶官 [使木工· 一允守 國 關 東奉行所御使代權三郎實名 國 衙 使藤五郎大

久 光 名 一 支美吉) 一百人、不可入立庄內之由令結構天、 1永當國、 仁取付天、 一人、六太郎成淸、末松名一人、 、花藤名二人、源三郎惟吉·五郎 同子 相防之間、 息藤五郎 介實名等、 官使等自馬 清太郎無實 自當國 於當庄 朝 擬入地頭政所之刻、 若宮 爲送夫行向彼庄之處、 見 鄉、 前 八段許相隔白地頭政所七段、 罷移石垣庄之時、 於朝見鄉送夫六人者、爲石垣庄住人 同庄住人等、催使壹 石垣 當鄉百姓六人等分 地 頭代 迎 西 催 ポ宗安・釋迦-ガ二人、全王郡 (金ヵ) 人別二三人、 集庄 民等 太彌

サ 見 鳥畢、 等、 或 鳥 中 帽 大 先付彼馬口、 子 肩仁: 小 雖然、 諸 落懸天平居其所之上、 神 朝見鄉民等者、 殊王城鎭守八幡大菩薩 被追出同 可庄堺自鴒見) 自最前被追出之間、 吉永同 熊 平居即所畢、 其後同以人勢、 野三所 不 權 現 知此外子細候、 其外使同藤五郎介、 . 當國 官使等 |鎭守由原大井 ヲ被追出于即庄堺之間、 此條屬 幷今壹 方僞申上候者, 松坂惣社天満天 立 人 交 名 知 守 者 國 神 者、 取

亂 日 本 當

本 立

二生場 出る鶴 フ所若

付宮近前

(地頭:

争政

レ官 村石 狼使藉以 シ垣 二下遇追 フ出

鎭守若宮大菩薩御 罸 各身可罷蒙之狀、

如

倂

鄉

匹 四 四

朝見鄉辨分百姓

全王彌二郞宗安(マン)

在

判

ズ等百地 等ヲ庄内ニ入レ白人ヲ集メ官使地頭代庄民一二

石

垣

荘

無ニツキ証言スニョル狼藉ノ有論

間

狼藉實否事

被尋下候、

大隅

IE.

八幡宮

大神寶官使催使與、

豐後國石

·垣庄辨分地頭代名主等相

論

候

當役

催 促

朝 見鄉 久光名 末松名等百姓

뤂

郞 太 郞 宗 重 同

Ŧ.

同鄉

花藤名百姓

釋

迦

太

鄓

宗吉

同

源

郞

惟

吉

同

起 詩

文案 大分県史料三○ 常陵部八幡宮関係文書

吉永 當國、 右今年十 三月廿一 同子息藤五郎 日大神寶官使木工允守國、 介實名 等 自當國朝 見鄉、 關東御奉行所御使代權三郞實 罷移石垣庄之時, 當鄉百姓六 知名 人 釋全 迦王 國 (金) 藤 迦太郎宗吉・源土彌二郎宗安・ 五郎大夫

庄內之由、 六太郎成清・清太郎無實三郎惟吉・五郎太郎宗重 成清 結構之間、 く太郎馬者、 同庄住人等、 爲送夫行向彼庄之處、 守國所從男來知雖令乘之、彼男自馬下之後、 催使壹人別二三人、 石垣庄地頭代迎西、 馬口仁取付天相防之間、 催□庄民等一二百人、(集ヵ) 即取件馬罷歸之故、 官使等自馬下之 不可入立 其後事不

四四四

五.

馬ヲ取リ帰ル成清・清太郎ハ

荘

鎭守由[知及候、 此條屬一方偽申上候者、 」菩薩・ 松坂惣社天滿天神・當鄉鎮守若宮大菩□御罸、 日本國中大小諸 神 王城鎭守 各身可罷蒙之狀、 八幡大菩薩 熊野三所權現 如件、

文永十年十月五日

朝見鄉久光名百姓

六太郎成清

在判

鄉末 姓

松名百

同

清太郎

同

豐後守護大友賴泰注進狀案

풏

大分県史料三○ 書陵部八幡宮関係文書

「文永十一

四

三到來官使國重進」

正八幡宮大神寶官使等與、(天隅) ノ角印アリ。書印」ノ角印アリ。

豐後國石垣庄辨分地頭又代官迎西以下 名主 相論仕候、

大神寶 役幷狼籍

目録ヲ進覧ス論ニツキ訴陳状官使ト地頭代相 事、 方 可爲何樣候哉、 訴狀及證人申狀以下文書目錄、 欲注進言上候之處、 便宜之時有御披露、 地頭代名主者、 可被仰下候歟、 相共謹進覽之、子細具狀候、 不出對候、 賴泰恐惶謹言、 官使者、 又頻訴申候之間、 此條訴陳之趣參差之間、 以此等狀令申入候、 委尋決兩

文永十年十月六日

前出羽守平賴泰 在裏判

四四六

. 當國

官使等所進分

正八幡宮大神寶官使等與、

豐後國石垣庄地頭代迎西以下名主相論、

(官使等所進分カ)

目錄

0 〕ハ『増補訂正編年大友史料』九ニョリ傍註ス。 勘解由判官殿用意 [御宿所丸]

進上

對馬玄蕃允殿

大分県史料三○

壹 豐後守護大友賴泰進覽文書目錄案

、即役幷□籍沙汰文書事 (沒)

四通 五通 四通 五通 四 通 通 造宇佐宮例文案、建長八年十月廿日 關東御教書案 宣旨案 訴狀 同催文案 奉行所廻文案、文永九年十二月廿五日 同六月三日 同月十八日 文應元年八月廿三日 建久四年七月四日 同月廿日 、嘉祿三年二月十五日 文永二年十二月廿六日 建久三年九月十八日 同 同年四二十一日 五月 同日 同五月廿二日 同四月十一日 承元二年六月十三日 八日 建保三年七月十九 康元~年十二月十七日 正嘉元年五月五日 承久三年十 月 月 日

四 |四七

石

垣

荘

迎西所進分

三通

陳狀請文

同年四月三日

同月六日

奉行所書下案 同四月十一日

通

二通

其他

御領朝見郷近衛殿下

此外

. 證人朝見鄉近衞殿下百姓誓狀 同年十月五日

已上廿九通

文永十年十月七日

四通 宣旨案 在別紙、

五通 關東御教書案 在別紙、

豐後國大田文案

鎌倉遺文一 五七〇〇

御注進狀案豐後國田文事

注進ス豊後国大田文ヲ

脚力

菊正 在判

豐後國中神社佛寺權門勢家庄園國領公田及領家・領所・地・辨濟使等交名事

沙彌道忍裏一

四四八

垣 荘

石

略〇 中

弘安八年九月晦日

弁分

本荘

郡〇 略国 東 當國八郡 田數幷領主等事

石垣庄貳百町 宇佐之領 一 速見郡千五百町內

領主

石垣荘 速見郡

辨分六拾町 本庄百四拾町 神宮名主等

名越備前左近大夫殿

○以下略。速見郡全文ハ、本号・次号トモニソレゾレ「日出荘史料」一一号・一二号ニ収ム。

豐後國圖田帳案

툿

鎌倉遺文一五七〇一

石 垣 荘

弘安八年十月十六日自國府被立脚力旱、

注進ス豊後国図田帳ヲ

豐後國圖田帳

謹上 信濃判官入道殿(三階堂行忠)

直入 大分 海部 大野 豐後國直人等注申、

國崎

速見

日田

球珠

略〇中

四四九

別符

百益ノ濫訴ヲ止 国両名ニ対スル 石垣荘末吉・末

速見郡

略〇中

謹言

信濃判官入道殿

弘安八年九月晦日

石

垣

荘

速見郡千町餘五町

石垣莊二百町 本莊四拾丁 宇佐宮領、

く主神官名主等、

8

(端裏書)

「草このちんしやうハ□けす」

いしかきの事

別府六拾丁 地頭職名越備前左近大夫殿(宗長)

守佐宮御馬所檢校藤原重連二答狀案

御馬所檢校藤原重連重辯申、 欲早。依神領興行御下知、 且任社家一同法、被停止百益無道濫訴、

沙彌道忍

四五〇

大分県史料三○永弘文書

のちのためニ、これをもめいをかきてをくなり、あくるちんしやうのあんハ、ヘちニかく也、のちのためニ、これをもめいをかきてをくなり、あくるちんしやうのあんハ、ヘちニかく也、

石垣庄內末吉・末國兩名事

まんととろのたゆのとのゝつくらるゝちんしようなり、これをせう~~さしいれてあるあひた、_{(政} 所 大夫) (陳 米)

二構百 一処セラルー処セラル不孝日益祖父謀書ヲ

右

如

重

濫訴狀者、

契狀事、不及二陳、

令承伏畢云

ξ,

此條、

先度如令言上、

於彼契狀者、

以

社

有何差別、

以百

事

涌 百益祖父有重起請文弘長四年

依當名、 有重構謀書之間、蒙父不教由:(孝)

制法也、 0 起請文被竒破之上□、(棄) 内 八 九 何可稱承伏哉、 3 ル。 次 - ハ「ゎ」 (マこ) - 注ス。 也

『鎌倉遺文』二四 五二号 = 同 書ニ ŀ

宇佐 宮 御馬所檢校藤原重 連申 狀

□大友左近大夫將監[

請文、

被停止安心院又五郎公宣妻女

23

大〇 分 県 弘 水 史 料 三

1被糺付 (副進力) 重連、 豐後國□ □石垣庄内末吉・末國兩名事

請フレンコトヲお国産を表別をはるのであるままである。

日

通

御教書

御書下

案 (此內二

和通 元先進十二

月 #

五日

ト云フリヲ得テ知行ス原氏女ガ父ノ譲古庄頼文ハ妹藤 □去月廿三日賴文請文者、付 (如) (古世(古庄) 一通 賴□請文案 興 行之御沙汰、 恐多年押領之咎、□事於公宣之妻女之條、為 彼兩名者、 藤(原 天妹報 文 得亡父行圓之讓、 眼前之姧曲也、 令知行候云く

石 垣 荘

詮取 如御沙汰之法者、 此 條 宇治神(元)

所詮

几 五

石 垣

荘

夫婦兄弟分依爲親類、 以使節有御尋云、、 然者、早云氏女、云夫公宣、當參之上者、以御使、爲被

四五二

尋問知行實否、重

竺

某(藤原重連ヵ) 申狀案

大分県史料五 ○永弘文書

言上如、件、

正和元年十二月 日

○本文書案ハ、次号案文ト同一紙ニ書ク。恐ラク石垣荘ニ関スル相論文書ナラン。

盛行 • 重行 .

豐

長嗣連署書下案

大分県史料五 ○永弘文書

重訴如狀此、 舍兄賴文請文披露候所、

宇佐宮神官重連申、末吉・末國兩名事、 (藤原) (石屋荘)

盛 行

在判

行 同

重

同

嗣

進陳狀之由候者、 正月廿五日 仍執達如件、

出サシム状ニツキ陳状ヲ藤原重連ノ重訴

長

遣使者、必不日可被(カ)

「石垣末吉・ 末國知行實否 御使交

注進 知行否、安心院又五郎公宣。令領知否、安心院又五郎・同女子藤原氏女妻女 安心院又五郎公宣。令領知否、安心院又五郎・同女子藤原氏女妻女 安心院では、大学、大学、大学、大学、大学、大学、大学、大学、大学、大学、

可被實檢使節交名事

子息勘解由判官賴文、

交名ヲ注進ス 実否実検使節ノ

竈門孫次郞 當庄辨分地頭代豐前三郎

代石垣 荘

弁分地 頭

人 都甲 木付六郎大郎 应

入道

聟

古庄賴文和與狀

大分県史料 ○到津文書

石 垣 荘 末吉

末国両名

宇佐宮領豐後國石垣庄末吉・末國兩名事

(裏打紙端裏書)

大分県史料三○永弘文書

四 五三 安心院又五郎公宣妻女藤原氏女古庄掃部左衞門入道行圓沒後以來、

垣 荘

得亡父行圓讓、

藤原悅□厉

□當知行之□、(地)

就神領與行御沙汰、

本主

一餘流圖書左衛門尉重

以和與之儀、 相互無相

ス半ノ 一分ヲ重連ニニノ相論ヲ和与 渡シ

渡テ上 重組 連交ニへ

不可有違亂之狀、 如件、 至于子く孫く、 連致訴訟之間、 右兩名者、

心違、

可有知行之條、 兩名田畠屋敷等、

不及子細、

爱賴文依爲行圓嫡子、

所出此狀也、

更

組交上中下、

避與半分於重連之由承候畢、

付彼付之 向後

正 和二 一年八月十八

日

勘解 曲 四判官賴文(古庄) (花押)

巺 藤 原氏女和與狀案

大○ 分 県 弘 来文 学 書

和 與

「於 正 豊

文者路次難儀

ニ半ノ末

一避与フ書が相論ヲ和な

重与両

宇佐宮御領豐後國石垣庄內末吉 末國兩名事

辨(□ □ 之、 之、 之間、 與重連畢 右名田畠屋敷等者、 番訴 如此和與之上者、迄于子、孫、、 別注 紙文 至于今半分者、 雖及問答、 氏女相傳知行之處、 以和與之儀、 如本可氏□知行、 就神領興行御沙汰、 彼兩名田 相互不可有相違、

但

神用社役者、

若破

☆彼状、 任先例、

件

田島屋敷等、 隨于田敷分限、

雖爲段步成 自兩

可

島屋敷等、

組

交上中下、

^{令(中)} 分之、

於半分者、

圖書左衞門尉重連稱本主餘流、

致訴訟

正 和二年八月十八日 付違

ス乱セ

バ -

方ニ

違亂者、

今一方亡被知行之時、

不可及一口之論、

仍和與之狀如件、

分神

限用 二社 一随イ勤

仕数

女 有判

四 五 四

(裏書) 爲後證、 各所 /加□判也、

正 和二年八月廿口

前]介藤原

有判

判

左衞

門

藤

原

有

判

散 位 藤 原 有

罕 鎭 西北縣 下 知狀

大分県史料二○宮成文書 四

宇佐宮神官 (御馬所檢校藤原) 豐後國石垣庄內末吉・末國 而大友左近大夫將監貞宗從人勘解由判官賴文押領之 國兩名事

圓神領重連先祖相傳之地也、

和原藤

和与セシム 原氏女ノ相論ヲ 藤原重連及ビ藤

右件二箇名者、

上 文去年十一月廿三日請文者、 任興行之法、 可被糺返之由、 彼兩名者、 帶前對馬守公世宿禰擧狀、 安心院又五郎公宣妻藤原氏 賴文、得亡父行圓(古庄) 訴申之間、 被尋下之處、 如貞宗執進程(天友) 之讓、

知

行 賴

任先例可辨勤云く、「チシ」 仍爰重連與氏女番訴陳之間、 兩名田島屋敷等、 組交上中下避給半分之上、 擬有其沙汰之處、 於殘半分者、 今月十八日、 如本藤原氏可 兩方所出和與狀也、 知行、 但 神 如順佛狀 苚

依仰下 知如件、

如氏女狀者、

子細同前者、

此上不及異儀、

守彼狀、

相互無違亂、

可

知行 社

役

者 者、 者、 云く、

二名

ョ 用 ル 社 役 ハ先例 中組交フ

下

彼

IF. 和二年八月廿七日

前上總介平朝臣 (花押)

四五五五

石 垣 荘

与状ヲ出ス重連代順仏モ和

和與

氕

宇佐宮御馬所檢校藤原重連代順佛和與狀案

大分県史料三
○永弘文書

○『永弘文書』一六○号ニ案文アリ。

 $\mathbf{ } \mathbf{ }$

内ニ校異ヲ注ス、

「番長大夫」

石

垣

荘

宇佐宮御領豐後國石垣庄末吉・末國兩名事

右名田畠屋敷等者、

就神領興行御沙汰、

重連爲本主餘流、

番訴陳、

雖及問答、

以 和與之

彼兩名田畠屋敷等、 但神用社役者、

組交上中下、

避給半分之上者、

於殘半分者、 ₹致訴訟**、**

互不可。相違**、** 若破彼狀、 件田畠屋敷等、

雖爲段步、成違亂者、今一方仁被知行之時、不可及一口

也、 儀

任先例、

隨于田數分限、

自兩方可辨勤之、

如此和與之上者、

迄于子へ孫へ、

相

仍和與之狀如件、

之論候、

和二年八月 日

正

藤原重連代順佛左衞門尉

大分県史料三○永弘文書

四五六

咒 宇佐宮御馬所檢校藤原重連(カ)申狀案

ハー代知行行編旨ニハ女子永仁六年神領興 トヲ請フ 状ヲ賜ハランコ 東参訴ノタメ挙 ノタメ不孝 安重父有重 一ハ親 □之條、被定法上者、□ 云× 式、被定法上者、□ 孫忠重 重(連) (関東御カ]名等者、 (副進力) 八通 一使方、 自藤原太子之手、孫女字愛壽、 蒙御成敗、 藤原太子跡尼同夫沙彌上蓮、 次第相承證文幷系圖 依本領實、 一愛壽之讓、 況安重入道父有重者、 綸旨、 社領豐後國石 賜 子息香志田六郞太郞安重 今者、孫子 (御挙状カ) 如 (垣庄末吉・末カ) 汰法者、 以去建□(長) 讓于重□ 龜若太郎 狀建長七年五月十六日 爲親被不[孝ヵ) 。非正路平、 雖爲神官娘、

□得之、太子又同七年五月十六讓與于曾

寄附于他人

條、

且

彼女子一代之外者、

不可知行、 陰謀之至也、

□代之流之上、其身丈當宮非器無用

之仁也、而□ 訴于關東御使方、 正和□年九月 푱 爲其沙汰、 □附于他人、擬致其沙汰之條、

日

言上如件、

然者、且依證文理、

] 御擧狀、

定使しけすへ等定米請取狀

大分県史料三○永弘文書

石 垣 荘

合いち石ちやう

定米ヲ請取ル石垣荘末吉名・

|かきすへよしミやうのちやうまいの|

事

四五七

荘

右よねハ、いつもとのゝ御てより、たしかにうけとり候ところ、くたんのことし、

四五八

かりやくくわんねん十一月廿二日(嘉 暦 元 年)

御ついしやういちな (略押)

増補訂正編年大友史料五○郡正敏文書

五

帶刀寂應申狀

豐後國石墻辨分者、

大友帶刀兵衞藏人入道寂應申、

由緒地事

返付ヲ請フ 所領石垣弁分ノ

豐後國々司左大辨三位家、

當知行也、

矣

建武二年二月八日

「此所々、元弘三年以來、 (裏書)

建武三年二月八日

セ申

シム・請ニ任セ返付

而先祖大友豐前々司能直之所領也、 早任本跡、

欲宛給

寂赏

應 (裏花押)

被收公云々、任相傳文書、如元可令知行、若構不實者、 可罪過之狀、 如

垂 石垣莊年貢納帳

大分県史料六○永弘文書

「いしかきのくわんおうくわんねんのおさめちやう」(端裏端) (観 應 元 年)

ちうしん

ふこのくにいしかきのしやう内おさめちやうの事(石 垣)

一斗三升一合 合 くわんおう二ねん十月十六日ふん

とう三太郎 四郎二郎

とう三太郎

二斗七升三合

一斗五升

一斗四升七合

とう五郎

四斗五升 九升三合

四郎三郎

四郎太郎入道

十一月八日おさめのふん 四斗三升四合 とう三郎太郎

一斗五升

二斗七升二合

石

垣

荘

大郎三郎 ついた入道

四五九

石 垣 荘

ミしんのふん

二斗七升 八郞三郞

一斗八升三合 とう三郎大郎(マン)

十一月廿日

垂

鎮西北縣下知狀案幷大宮司宇佐公居裏書

大分県史料三○永弘文書

○正和二年八月廿七日。四七号(宮成文書)ノ案文。所々欠字アリ。本文省略。 訶 案文仁所封裏也、

正平十二年二月十八日

封ズ大宮司公居裏ヲ

(裏書)

香志田妙圓魚讓狀

푪

大分県史料三○永弘文書

太宮司公□(花押)□

四六〇

讓與

堵ス宮成公居外題安

(外題) (不)

可有相違、

可全神役、

妙圓分領散在名田畠山野等事(香志田)

シ孫光房丸ニ譲をシ所領ヲ悔返嫡子内重ニ譲与

ル 得セル所領ヲ譲 祖父妙円ョリ譲

豐後國石垣庄內末吉・末國名田畠等 同國香志田村地頭職 當宮御領豐前國宇佐 ・下毛兩郡内| 田島屋敷等

□同國田染庄□~等(一)

同國來繩鄉內名田等

右、所、散在名田畠山野等者、妙圓相傳當知行、□相違之間、先年令分讓數子男女訖、而今嫡子 [___ (無ク) 惣四至坪付、見于本證文、

代、 □息光房丸、雖爲同孫子、依不便思仁、內重讓『 《香志田》]光房丸實也、敢而不可有他妨、

次妙圓讓相 (続子力)]孫等中仁、或相傳于他人、或有牢籠事者、

(沙弥妙圓)(花押カ)

(香志田

正平廿二年八月一日

光房丸

仍爲後證讓狀、

如件、

藤原香志直重讓狀

歪

大分県史料八
○矢治文書

たしうのためめニーしゆニゆつりをわたすなり、(田染力) (マ、)

かうしたのそうちとうしき(香志田)

四六一

荘

石

垣

則ニ譲ル知行地ヲ嫡子重相伝ノ本領及当

右、

一いしかきのしやうすへよし・すへくに二ミやう事(石 垣 庄)(末 吉)(末 薗)

石

垣

くなわのかうかな丸ミやうら事いしかきのしやうすへよし・すい

| そうして、おうちめうゑんのちきやうらハ、一所ものこさす、ちきやうすへき物なり、よてのち(惣) (祖父)(妙 円)

應永二年壬七月十三日 (マン) なんのことし、

(異筆)

(香 志 田) ふちわらの直重 (花押) (藤 原)

英 藤原西 直重讓狀

大分県史料八 ○矢治文書

ゆつりわたす、

直重先祖さうてんの本領、同たうちきやうの所ィ事

祖父妙圓ゆつり狀、ならひェ、次第調度公驗せうもん等をあいそへて、嫡子重則仁、永代をか

きて、ゆつりわたす所しつ也、仍爲後證狀、如件、(実)

應永廿年十二月十三日

(香 志 田) (藤 原)

四六二

五月会

略〇中

行幸會時口

乘尻饗膳二十前

諸鄉庄辨分致其勤之處、近年萬押□、

封戸郷・来縄郷

大嘗會分 封戸・來繩・新開辨分勤之、 八月始己亥日間

一相樸饗 近年者新開・來繩計勤之、 諸辨分勤之、

六月宮符五月 御祓御神事

一自安岐鄉至于上毛郡同前(カ)

此外石垣・新開・田染・大野マテ□

]角田皆辨分勤、各五人・騎兵五人・宮符也、

安岐郷 六月祓

上 毛郡

放生會

放生会 角田荘・大野荘 大野荘・大野荘

自朔日十五日次第

石

垣

荘

大分県史料二
○矢野文書

五月會

四六三

荘弁分・新開

放生會宮符

田染辨分・石垣辨分・新開辨分

弁分、 田染弁分、

石垣

放生會

相撲饗膳可勤仕事 件饗膳諸鄉之辨分勤之、

右、大概所擇出、如件、

近年封戸辨分・新開辨分勤之、

封戸弁分

應永卅年卯月日

푯 著世知行預ケ狀

大分県史料一三 ○麻生照美文書

著

世

可有知行候、恐く謹言、

豐後國石垣庄內、拾貫分之事、預置候、

「麻生長門守殿(包紙ウハ書)

正月廿五日

ヲ預ク
石垣荘内十貫文

著 世 (花押)

津隈・貫辨分、同夫十人

十三日石垣辨分・新開庄辨分前署三斗三升□

四六四

秃 石垣莊闕所奉行小深田惟述書狀

大分県史料一三
○若林文書

腰狀之躰恐入候、

方御同前ニ、 御狀委細令拜見候、仍石垣御闕所奉行、就蒙仰下子細承候、去年申有樣ニ春方御給地、 御給候由承候間、

状ニ答フ ラルヽニツキ書 長

爲御心得候、 必以面上、

候、

可申述候之間、 令省略候、

恐く謹言、 (小深田) (花押)

田北將監·右田兵部少輔方申合、尤無異儀存候間、

御帳ニ乘不申 石垣右京亮

ま V る 御報

若林右衞門尉殿

五月八日

石垣莊闕所奉行小深田惟述書狀

つ

大分県史料一三 ○若林文書

作 性 述 小深田杢助

(墨引)

「若林右衞門殿ま(包紙ウハ書)

かる報

石 垣 荘 給領ニツキ合役

御狀委細拜見候、

仍就御給領之儀、巨細示給候、

御合役右田兵部方・田北將監方申談、

少不可有無

四六五

荘

ナキヲ答フト申談ジ無沙汰

沙汰候、必參府之時、 以面訴可申述候間、 省略候、 恐く謹言、

九月十一日

惟述(花押)

若林右衞門殿

御報

石垣莊闕所奉行右田(ヵ)元繼・

田北親忠連署書狀

大分県史料一三○若林文書

夳

旅宿より申候間、 腰札可有御冤候、

預御懇志候、畏入候、仍而就當庄 委細承候、 倂兩人之事、

訴ヲ以テ承ル ニ付参府ノ時面 石垣荘給領ノ儀

不寄存候處、

候 方、

恐く謹言、 就仰遣候趣、

九月十三日

無案內之條、 御闕所、

參府之時、 在庄候、然者御給領之儀、

以面訴可申承候間、

前日至小深田 不能重言

親出 忠 (花押)

元(右田力) 繼

御報

若林右衞門殿

四六六

○相良家文書

「明應三年正月晦日於八代到來」 (異筆)

(折封ウハ書)

相良殿

請文進上ヲ促スノ内書ヲ伝達シ越中ノ足利義稙

年甫嘉祥、

幸甚々々、

書傳被下候、仍御方樣付進之候、

正月十日

相 良殿(為続)

ス 宝満寺ヲ使者ト

「墨引)」

材

親

抑舊冬越中

御請文之事、則給可致進上候、巨細猶寶滿寺可申候、 公方樣言上候之處、忝被成下

御內書候、

九州諸家多分

御內

恐く謹言、

材親(花押)

本庄繁榮・市河親清連署書狀

夳

(折封ウハ書)

「明應三年正月晦日到來、」 於八代

相良殿御宿所

大日本古文書
○相良家文書

本庄伊賀守

繁 榮」 市河但馬守

「(墨引)」

石 垣 荘

四六七

猶申候、 委細口上之儀、 寶滿寺可被申侯!

祥漸雖事舊候、 猶以珍重々々、

ル、題目ヲ伝フ京都ヨリ仰下サ

嘉

矢調法ノ申分

亦御弓矢之調法、

如何候哉、

舊冬被申合候辻、 抑自京都、

旨趣具承候者、

可被得其意候、

可得 兼

被仰下題目候之間、 不可有相違候、

以使僧被申候、

委細定可達候、

宝満寺ヨリ申ス

御意候、恐く謹言、

正月十三日(明應三年)

相良殿御宿所

大友親治知行預ケ狀

盗

大分県史料一 ○荒巻文書 0

自訴之儀、度く承候、 「十八代 備前守」 石垣事者、

專忠節之者共、

領知候間、

田原本方貳拾九町別希

之事、

預進之

預ク 御知ニツキ田原 石垣ハ忠節ノ者

候、

旨趣定自老共所、

可申候、恐く謹言、

十月三日

田原龜若丸殿

治 (花押)

親河 淸

榮 (花押) (花押)

四六八

大分県史料九○宮師文書

「大友右馬頭治忠」(端裏書)

尋、 御公領石垣村之內、 連く可申承候、 寄進晃御座之通、 猶期來音之時、令省略候、恐く謹言、

御狀ニ付而、

令存知候、

於私仁、

不可有如在候、

方角專道相

治

忠 (花押)

ヲ答フニツキ如在無キ

由原 宮師御坊御報 七月廿四日

奕

○大分の石造美術

神和園板碑銘

妙慶 善秀 妙春し 正秀

7証画

板碑ヲ造立ス

「側面) 永正十一年 皮二月 日

〇旧所在地ハ、 別府市朝日区馬場トイフ。

石 垣 荘

四六九

荘

卆 源太義鎭安堵狀

増補訂正編年大友史料二○
○碩田叢史所収吉富文書

石垣庄之內禪歸庵、

幷圓通寺之事、

到明寺殿任御一(大友義鑑)

通之旨、

令領掌訖、

殊點役從以前、

発許之樣、

源義鎮

(花押)

シ点役ヲ免許スニ円通寺ヲ安堵

永々不可有相違之狀、 如件、

弘治三年三月七日

龍造寺隆信書狀寫

仌

位賀県史料集成一○多久家文書 0

鎭賢迎可申付候、 和談罷成、 豐州衆歸陣候、 其外無相替儀、 至別府、 爲存知候、 田中左近□罷越候間、

(電 造 寺) 花押アリ

恐く謹言、

彼表之儀茂、

可

長信参 申給へ

越ス田中某別府コ 帰陣和談成リ豊州衆

罷

心安候、二三日中二、

卯月十七日(永禄十二年)

昨日如申候、

爱元之儀、

○隆信質人ヲ入レテ大友宗麟ニ降ルコトニ係ル。 コ ノ「別府」 ガ 「石垣弁分」 ヲ指スカ未詳。 今後ノ検討ヲ要

四七〇

ス。

石垣鑑貞

○天正六年とらのゑ二月八日。 「石垣左馬助鑑貞(花押)」アリ。 全文ヲ 出荘史料」八〇号ニ収ム。

日日

本文省略。

連署者

(間別銭奉行

. カ)

中

さ 源太義統安堵狀

東井坊之跡幷稙田庄之內石川寺、 石垣庄之內禪歸庵(豊後速見郡)

• 同 圓 通

高田庄之內松坂神領之事者、

□

全法印任讓之旨、 東井坊天正六年九月廿七日 領掌□可有相違之狀、 如件、

源義 統 統

(花押)

寺等ヲ安堵ス 荘禅帰庵・円通 東井坊跡・稙田

寬清

大分県史料二六

大友義統感狀 (個切皮紙)

亡

在陳之儀申付候處、 從最前馳走、 殊度く動之刻、

別而軍勞之次第、

感入候、

彌可勵

肝要候、 必取鎭一 稜可賀之候、

忠ヲ賞ス
浦部表ノ在陣軍

今度至浦部表、

粉骨事、

仌

右田

鑑盛等連署速見郡

間別調注文

○ 作原八幡宮文書

大分県史料九 〇円寿寺文書

四七一

石

垣

荘

卯月九日(天正八年ヵ)

義大 友

四七二

統 (花押)

○宛所ヲ欠ク。「碩田叢史帆足文書」ニハ 「帆足九郎殿」トアリ。 年代比定ハ花押ニョル。

田原親貫討伐ニ関

スルモノナラン。

大友義統知行預ケ狀

内ノ地ヲ預ク石垣荘・臼杵荘

連々奉公辛勞之條、

○大友家文書録

於當國中五十貫分預置候、 先以[__]庄之內、石垣大藏少輔上表之地十貫分、(石里)

臼

杵庄之內、善福寺□十貫分、令扶助候、可有知行□、恐々謹言、

二月廿三日

靍原淡路入道殿

統 (花押)

○年代比定ハ花押ニョル。

圭 大友義統安堵狀

大分県史料九○円寿寺文書

(大友義統)

圓壽寺八坊拘分幷役觅之事

ヲ安堵ス円寿寺八坊拘分

笠和郷・荏隈郷

笠和郷・荏隈郷之内、役発同光吉

高田 莊萩原村

一高田庄萩原村之內、國宗・岩丸・八郎丸

舞

童給

稙 田荘

稙

田庄之內、

石川寺・

同新大般若經田

円石 通垣 寺荘 一禅帰 庵 津

守

村

津守村朝日寺 • 妙積寺・ 清淨寺

石垣庄之內、 禪歸 庵 . 員 通 寺

以上

右前、 永く不可有相違之條、 彌祈禱無怠慢、 可被抽精誠者也、 仍如件、

天正十年卯月十日

占 豐後國志

久光寺舊: 1址寺舊在:石垣 · 礎石門路之跡、區區儼在,,水中、 三莊別府村久光、慶長之災、地沒爲、海、

久

光寺

海

没 ス

海門寺海没ス

海門寺(速見郡仏寺項)

元祿之初、雷州禪師到」此、創,,寺今地在,,石垣莊別符村海濱、開山慧明和尚、

·地、以隸.,永平、是爲.,中興祖、以.,正德三年,遷化、 2、寺舊在,,久光村、慶長之災、地沒爲¸海、寺旣烏有、

宝 大友中庵結書狀

○大友家文書録

石

西

軍

加担

ノタ

メ

急度染筆候、

仍昨日九

海上無異儀、

別府浦

^ 罷口、

至立石村令宿陳候、

今日者、

方々人數等申集、

垣 荘

石 垣

荘

可相働覺悟候、吉左右追々可申遣候條、爰許之儀、少茂氣仕有間敷候、雖無申迄候、長藏へ倍心添(失友)

肝要候、いよく〜おとなしく、堪忍申候哉、承度候、委細口上ニ令申候條、不具候、

中 (大友吉統) **庵**(

在判

恐く謹言、

九月十日

岐部又兵衞尉殿

柴田左馬助殿

놏 大友中庵統書狀

ヲ報ズ 石村ニ宿陣セシ

大分県史料三四 〇大友家文書録

いま しく候、 わさとふてをそめまいらせ候、まつ〳〵たや□くとかい申候て、たてしむらへ、しゆくちん申候、(筆) (章) (章) 石 村) さう、おとなしくかんにん申候や、 かす~~□かまほしく 申まいらせ候、 申まてなく候へとも、蔵 とゝもとのことハ、いさゝかきつかいあるましく候、そこもとかハることなく候や、ことにち□う(氣 - 遣) (長 慶長五年カ □ろそへ、ゆたんあるましく候、ふう婦たん── |んかんにんあるへ| にもあ 申候、 ____いふんあしからぬやうに、さい[|申はかりに候、 候、 (大友吉統) (大友吉統) かしく、 なをくくこの

うは

在判

四七四

丰 大友中庵統感狀

増補訂正編年大友史料二九〇児玉韞採集文書

今度於石垣原一(別府市内) 戰之刻、

其方事眼前之高名、

無比類候、

爱元取靜、

稜可賀者也、

猶田原近江入道

中(大友吉統)

書判

名ヲ賞ス 石垣原合戦・

高

可申候、 恐々謹言、

九月十二日

久保又介殿

「右久保左衞門尉ハ、帆足孫兵衞九代先祖、(朱書)

久保龜壽、

同隣女ハ、

孫兵衞八代先祖、

久保右近入

參候故、至于今帆足と名乘申候、

道ハ、六代先祖、

久保又助ハ、五代先祖之由、

孫兵衛曾祖父久保彈正と申者、

帆足家ニ養子ニ

一從是奧ハ御步行衆以下」

大 久我四郎三郎石垣原合戰日記寫

大分県立図書館蔵○碩田叢史

石垣原合戦日記

慶長五庚子年九月初旬、

石邑ニ陣ス 統浜脇浦着船立

石 垣 荘 着船

同

日夜五ツ時、

立石へ御入陣、

大友左兵衛頭義統防

州 Ш

彐 IJ 進

則本陣立石邑古屋薗ニ有合之宅を陣家とす、 發、 從大畑乘船、 九月九 日豐後國濱脇浦

四七五

四七六

吉弘加兵衞者、 同村坂本と云に陣ヲ居、 則有合之農家ヲ陣家とす、

陣ス吉弘統幸坂本ニ

宗形掃部者、

同

村御堂の原と云に陣ヲ居、

天助戦死を撃田小六・運野を大力で変えた。

大友豐後に討入を聞、

立石村隣郷の者、

松井佐渡守在城杵築へ人質ニ被召捕、

松井方覺期宜相原山に伏勢を置、

右兩人討死す、

相殘

依之大友方より柴田

是も有合の農家ヲ陣とす、

勢才足におよへとも、

未來らす、

勢立石へ歸陣ス、

り同道し、相但此勢の内に

原山の合戰ヲ聞、隧戸守健助と云者有、

残念の事なり、此者と平田川よ

大友の勢都合九百餘騎也、

諸方に

軍

取返に向、

小六・運野天助兩人に數人を添、

ニ着陣 黒田如水実相寺

番掛

九月十三日午刻、 黑田如水鶴見村實相寺へ着す、 其勢以上三千餘騎なり、

七百餘討出、 十三日未ノ刻、 双方火水に成相戦、 大友方ゟ時枝・久野兩人討出ル、 酉ノ刻に至、 双方相引、 黑田方より森太兵衞・小栗治右衞門・小林、 大友方ニ名有侍之首二ツ取之、 其日

0 軍

ハ大友方勝利也

十三日夕松井佐渡守、 實相寺山本陣に入加る、

不殘討死す、 **湏番掛十四** 日寅の 宗形大ニ勝利を得る、 刻 大友方ゟ宗形掃部討出、

一番掛

合戰、 三番掛、 宗形兵部討死す、

大友方ゟ宗形・

都甲出陣、

黑田方より栗山大膳・森太兵衞・松井佐渡守討出、

双方大勢の

黑田方よりハ久野治左

衛門、

五十騎にて討

出

三番掛

四番掛、

四

1番掛

大友方ゟハ、惣掛リ、 黑田方ゟハ竹中伊豆守七百餘騎、

餘騎、 都合貳千五百餘騎にて入違、 火水の合戰に大友方二百餘騎、 松井佐渡守五百餘騎、 黑田方三百七十餘騎討死す、 其外千三百

五. 一番掛

六番掛

五番掛、 大友方惣掛リ、 黑田方より野村・竹中討出、 双方多分討死有

六番掛、 黑田方惣掛リ成、大友方小勢にて、 何分踏こたへす、 追く引退を、吉弘加兵衞せいし、

からす、 を助らんと思ハ武士の道にあらす、戰場にて討死するは後代の譽れなり、名を惜む者は一寸も引 進め と勵けます故、亦そろ軍立直り、 小勢なれとも命を先に立戰ふ故、 實相寺山 『の際

七番掛

迄追詰られ、

暫し 猶豫有之と見へる。

のことくに、 其時七番掛の軍と成、 是迄も戰に、一度も外れし事なきに、 吉弘加兵衞も、 迚も此軍に勝利なきとおほへしや、 此度ハ自分壹人にて討出る故、 眞先に進戰事、 黑田方より吉弘 誠に鬼神

の手に掛り死する者、敷を知らす、仍て吉弘に太刀を合すものこれなし、

吉弘其日、 黑田方の首級都合貳十貳、其內八組者物頭之首也

吉弘加兵衞石垣原の石に腰を掛、見廻す內、

黑田方小栗次右衞門遊軍に成、

其辺通り掛りしを招き

吉弘統幸戦死

寄せ、 なれば立直すへき期も無之、 吉弘の日、 我社大友の軍首吉弘加兵衞也、 我此所にて切腹至す間、 此軍主人の運も盡果、 其方我首を取手柄にすへしと云、 黑田 に敗せられ、 終に其儘腹 此上小

ヲ切、小栗其首ヲ取、 實相寺山本陣に出之、小栗討死す、

〇十五日大友義統者、

黑田方に被召捕、

日夜森太兵衞御共にて、

豐前中津城

冮.

送

ル中津城ニ送ラ大友吉統捕ヘラ 是迄の軍、始終ハ大友方諸の達人多し故歟、 手柄多分これありといへとも、 何をいふても

合戦の懸引に損毛多くと見受候

大友方戦死者 大友方にてハ、 家老職田原氏・宗形氏・吉弘氏、 此三人の內田原氏高名少くして討死す、 其外は討

石 垣

荘

四七七

石 垣 荘

死しなから、 高名多、又臼杵主膳・衞藤亦右衞門・吉良傳右衞門・柴田小六・運野天助 · 竹田津志

四七八

摩・大神監物・小田原又右衞門・都甲兵部、 都合十二頭何れも討死す、

黒田方戦死者

人質帰ル

仲野玄哲、 其外御與力竹中伊豆守・松井佐渡守・都合十頭、 何れも討死す、 黑田方栗山大膳・久野治左衞門・野村佐治右衞門・井上六右衞門・曾我又右衞門・

小栗治右衞門・

隣村之者、杵築へ人質に罷出候者氏、十七日夕方に歸下る、

合戰の時分、近く見物ハ不相成らす、畑の裏山より見る事故、(命か)

委舗者不分、

残念に候

大友公實相寺より、夜分豐前へ御引越故、 御粧ひ不存候、

護送サル大友吉統豊前

右前斷の名前等、 黑田本陣十六日に引拂、不殘中津へ歸城す、 一向不分、 宗形君の近習壹人僧と成、 鶴見嶽法印の弟子にて、

に、 但 委敷審し附留候、 坊嶽寶泉坊弟子なり、俗名野原用助治重、僧名善學坊 世を遁れ居たる人

ヲ伺フ平畑ニ隠レ戦況 相成と心得、 平畑の奥ゟ不出、 隱住仕居申候、

此節拙者儀、

平畑に隱れ居候故、

杵築へ不参相濟、

軍の樣子見度候得とも、

萬一

杵築へ参候様、

可

慶長六丑二月十五日認之、

右本書、

虫喰二相成、

ちきれく、ニ相成居候を、

取り合寫取置申候、

尤所ニ寄、

字正難分場所も御座侯

へと

久我四郎三郎

方ニ有之哉、 お しあて相認**侯、** 若詞違も難計、 尤竹永伊豆守と古書ニ相見申候、 又ハ字正も不分ニ付、 竹中と認候、古書ハ竹永かに相見申候、 竹中伊豆守之間違哉、 又ハ竹永伊豆守と申人、 後年得斗御見合

可被成侯、 其外ハ餘程念入相改申侯、 以 上

〇石垣原合戦記数アル

Ŧ

「碩田叢史」

ョリー、

_

ヲ選ビテ収録シ、

他

ハ省略スの

芄 某石垣 |原合戰記覺書寫

増補訂正編年大友史料二九○碩田叢史

覺

二陣ス 大友吉統立石村

石村被成候處、 慶長五稔、 (大友吉統) 隣所之者、 中國之內、 屋形樣方可仕哉と思召候而、 大畑ゟ御出船被成、 九月九 松井佐渡守様ゟ、 日 、 豊後之內濱浪ニ(脇) 數ヶ村之 庄屋 御著被成、 百姓共之 則 同 晚立

人質、 夜掛被仰付候、 木付御城ニ被召捕候、 右之兩人討死、 就夫、 然共、 屋形様ゟ柴田小六・(天徳寺統生) 人質有增被召捕、 (マン) 運野天介、 相殘勢立石歸陣御座候、 頭分二而、 同十 H 1木付 被遣

黑田如水樣、 同拾參日鶴見村御著被成、 則松山ニ御城御取被成候、(陣力) 佐土守様、

實相寺山

ニ御控被

=

黒田如水方ノ陣

成候、

屋形樣御鑓、 以上人數三千餘、 殊之外强、 屋形樣御勢都合九百餘、 同日巳之刻よぞ酉刻迄、 御合戰之由承傳申候

內八ツハ物頭之首御取被成候而、 七度迄御戰二而、 如水樣五度迄實相寺山二追詰申候、 屋形樣方何茂不殘御うたれ被成候、 御 精もつき候處、 然共、 如水様御侍小栗次左衞門と申人、 吉弘加兵衞殿、 屋形様ハ小勢故、 首級貳拾壹御 如水樣方

指上、 其儘二千石之御書付出候、 是迄取合落著仕候 吉弘統幸戦死ス

参會申 取被成候、 荒手を入替、

候二付、

吉弘加兵衞殿被仰候

ハ

我等首取高名ニ仕候得とて、

被討候、

御首取、

黑田樣

石 垣 荘

四七九

石 垣

前吉

に護送サル (統捕ヘラレ豊 者、 屋形樣、 如水樣同十六日之朝、 黑田様ゟ被召捕、 豐後之樣、 御歸城被成候、 同拾五日晚、 屋形樣者、 森太兵衞殿御供二而、 江戶牛込之樣二被成御座候、 被成御座候由、 其後者、

樣御成被成候共不明

戦況一

番掛

番掛

勝利得被候、 宗像掃部

三番掛、

屋形様ゟ掃部殿、

都甲兵部殿、

如水様

はハ森太兵

で殿・栗山

大膳殿・

松井

頭

如水様方ゟハ、久野次左衞門懸合、

久野勢五拾騎餘、

上下不殘討死、

宗形掃部殿

合、 右之取合、 久野次左衞門殿切返被成候、名有侍之首二ツ御取被成、 一番掛、 屋形樣方ゟ新參之侍二頭、 如水様ゟ者、 兩氏共討死之由、 時枝殿·久野次左衞門殿、 二番掛、 屋形方ゟ 二頭

人、松井佐渡守御勢五百騎懸合、 佐渡守殿、 御懸合、 宗像御討死、 屋形様方ハ百騎討死、 四番懸、 屋形様ゟ御侍不殘、 如水様方ハ貳百騎討死之由、 如水様方ゟ竹中伊豆守殿勢七百餘 五番掛、 如

水様方ハ御侍不殘、 屋形様方ゟ不殘懸亂、 兩方共二大分樣子者知レ不申候、 七番掛懸ニ、

弘加兵衞殿、 右之戰ニ壹度も御はつれ不被成御出、 田原十忍・ ・宗形掃部(鎮続) 吉弘加兵衛、 不殘討死、 其儀ハ右ニ書出し候

此三人御家老、

臼杵主

蒰

冮

(蘇門)

吉弘統幸ノ

戦死

六番掛、

如水樣方ゟ御侍不殘、

屋形樣方ゟ不殘懸亂、

兩方大分討死、

屋形様方ゟ吉

Ŧi. 匹 三番掛

番掛 番掛

大友方侍十二人

屋形樣御侍拾貳人、

大神堅助・小田原又左衞門、(統直)

門・吉良傳兵衞・竹田津對馬・

黒田方十六人 如水樣方御侍拾六人、 延寶八庚秋寫 間賀五左衛門 小栗次左衛門 栗山大膳 久野次左衞門 中野玄哲・ 竹中伊豆守・ 森太兵衞 松井佐渡守 時 枝 野村佐次左衞門 井上六左衞

四八〇

如何 其後

縣

候、

右者誠二如何敷物二候得共、

任仰書寫仕奉差上候、

尤書樣違字等不相改、

其儘書寫、

奉入貴覽

後藤君

豐後國志

6

直江郁藏

吉弘統幸墓西所屬之利害,'忠諫不」行、尙殉''其國,'奮擊苦戰、死''于此,'至」今臨''其碑,者、慷慨堕」淚,(遠見郡墳墓項)

四八一

石

垣

荘

別府市大字(鉄輪・別府ノ一部)・小字一覧表

南石垣 北石垣 大 字 湯ノ川原、 中なる九々須ずき十七賀が記歩、 須* 賀* 蜷に 広畑、 神子内、 年ノ神、 川原尻、 170 木、 上ように 花紫色 森り田、 高石原、 寺ノ脇、 下田中、 溝をがい 牛沒 元を 原屋沢津、 北きのな 馬がい ワラヤ、棟租利、 長田、大塚、石田、舟小路、ながた、おおつかいした。ななてい 末行、柿ノ木、千疋浦、 向 ノ原、 畑喰、譲葉、一夕、横枕、野口、 川原畑、屋上、木ノ下、古屋敷、かわらばだけ、やじょう、きのした、こやしき 餅ケ浜、小平田、 井野料、 南大木、 前れて 長なが田、 竹貨 徳丸、水ノ上、薬師丸、 常本、諏訪本、宮ノ下、つなると、すれると、なのした プロは 寄屋敷、 菖蒲田、深町、北井尻、北井尻、 牛ノ久保、大石ノ久保、 小 平的田市 円通寺、 横堤に 節まれ、 三反畑、 畦無い 鹿爪石、 塚できる。 高なれ 枇杷のた 畑中前、 鶴見原、 四郎丸、牛頭、 上えのほ 大木畑、 田だり 林ノ久保、 井い民 御格等 島はなりなか 触ない 幸ら 松まると 堀5 木* 畑だれ 分が、原、 山ノ神、神、 字 形下で、 と堂される。 祝りいるの 八反坪、差原、浜、 庄原、 界が 五反分、 汐湯。 正なる 塚まれ 千克 疋、 寺ノ上、 井田ノ下、 中な 駒ケ沢津、 野の 杉とすると 梶恕田、 南黎縣 向き 千疋前、 一町田、 榎。 ウト井手、 井田ノ脇、 大木、片毛 椋がまた 林前田、 土まれて、 田た 無智

四八二

○別3	鉄☆	
一 ^部 府#	輪寄	
中原、前原、原、野口原、丸尾、御成町、泉町、中原、前原、原、野口原、丸尾、御成町、泉町、東町下、北町下、仲間、郷谷、境下、境、上野口、野口、北町上、太呂辺、南町上、仮屋、中島、南町下、北町下、仲間、郷谷、境下、境、上野口、野口、北町上、太呂辺、南町上、仮屋、中島、南北東のようとかに乗りる。	大迫、タス原、地蔵久保、ハタ、大迫、タス原、地蔵久保、ハタ、大迫、タス原、地蔵久保、ハタ、大迫、タス原、地蔵久保、ハタ、大迫、タス原、地蔵久保、ハタ、大迫、タス原、地蔵久保、ハタ、大迫、タス原、地蔵久保、ハタ、大迫、タス原、地蔵久保、ハタ、大道、タス原、地蔵久保、ハタ、大道、タス原、地蔵入保、ハタ、大道、タス原、地蔵入保、ハタ、大道、タス原、地蔵入保、ハタ、大道、タス原、地蔵入保、ハタ、大道、カス原、地蔵入保、ハタ、大道、カス原、地蔵入保、ハタ、大道、カス原、地蔵入保、ハタ、大道、カス原、地蔵入保、ハタ、大道、カス原、地蔵入保、ハタ、大道、カス原、地蔵入保、ハタ、大道、カス原、地蔵入保、ハタ、大道、カス原、地蔵入保、ハタ、大道、カス原、地蔵入保、ハタ、大道、カス原、地蔵入保、ハタ、大道、カス原、地蔵入保、ハタ、大道、カス原、地蔵入保、ハタ、大道、カス原、地蔵入保、ハタ、大道、カス原、地蔵入保、ハタ、、大道、カス原、地蔵入保、ハタ、、カス原、地蔵入保、ハタ、、カス原、地蔵入保、ハタ、、カス原、地蔵入保、ハタ、、カス原、地蔵入保、ハタ、、カス原、地蔵入保、ハタ、、カス原、地蔵入保、ハタ、、カス原、地蔵入保、ハタ、、カス原、地蔵入保、ハタ、、カス原、地蔵入保、ハタ、、カス原、地蔵入保、ハタ、、カス原、地蔵入保、ハタ、、カス原、大道、カス原、地蔵入保、ハタ、、カス原、大道、大道、大道、大道、大道、大道、大道、大道、大道、大道、大道、大道、大道、	行部川、道尻、目歯頭、是定、中園、井田、井田ノ脇、下ノ川、井田ノ下、竹田、五反田、向田、大宮司、荒屋敷、向り原、古寺、横内、市屋敷、瓜畑、天神畑、高橋、行部、春木、役丸、神楽田、大宮司、荒屋敷、はならは さいらん いっと、 たがは、高橋、行部、春木、役丸、神楽田、大宮司、荒屋敷、はないは、さいら、はいら、いっと、 たがは、ためには、はない。 ないら、はいら、いっと、 たがは、ためには、 はない。 ないら、はいら、いっと、 たがは、 大変、 本では、 まない。 神楽田、大宮司、荒屋敷、 はい。 からでん ないら、 神楽田、大宮司、荒屋敷、 はい。 からでん ないら、 神楽田、大宮市、 本では、 ないらは、 はいら、 神楽田、大宮市、 本では、 ないらは、 はいら、 神楽田、大宮市、 本では、 ないらは、 はいら、 神楽田、大宮市、 本では、 ないは、 本では、 本では、 本では、 本では、 神楽田、 神楽田、 神楽田、 神楽田、 神楽田、 神楽田、 神楽田、 神楽田



竈

門

莊

史

料

文

大日本古文書
○正倉院文書

豐前國彌勒寺學分

田百町ヲ奉寄この納寺学分トン

綿 壹 萬 屯 稻 壹 萬

束

以前、 墾 病消除、 日月、 田壹百町 窮未來際、 捧上件物、 壽命延長、

敬納彼寺、 以華嚴經爲本、一切大乘小乘、 切所願、 永爲學分、依此發願、大上天皇沙彌勝滿、 皆使满足、令法久住、 經律論抄疏章等、 拔濟群生、 天下太平、 必轉讀講說、 諸佛擁護、 兆民快樂、 悉令盡竟、 法藥薫質、 法界有 遠限 萬

情、 共 八成佛道、 其代有不道之主、

復誓、

邪賊之臣、

若犯用、

若破障、

不令勤行佛神事者、

是人必得破辱十方三世

佐命立功大臣將軍之靈等、 四大天王、 諸佛菩薩、一切賢聖之罪、 天龍八部、 金剛密跡、 共起大禍、 終當落大地獄、 護塔大善神王、 永滅子孫、 無數却中、 若不犯觸、 及普天率土、 永無出離、 敬致勤行者、 有大威力天神地祇、 復、十方一切諸天、梵王帝釋、 世世累福、 七廟尊靈、 紹隆子孫 幷

共出塵域、 早登覺岸、

奉勅 天平感寶元年六月廿三日 正 位行左大臣兼大宰府帥橘宿禰諸兄(衍字)

六十二歲

竉 門 荘

四八五

右大臣從二位藤原朝臣□成 四十七歲

大僧都法師行信

○五号「元曆文治記寫」参照。

豐後國風土記

速見郡

略〇中

此溫泉之穴、在郡西北竈門山、 鄉伍所里一 驛貳所 烽壹所 其周十五許丈、湯色亦而有埿、用足塗屋柱、埿流出外變爲清水、指

赤湯泉

赤湯泉在郡、

竈門山ニアリ

東下流、因曰赤湯泉、

○下略。速見郡全文ハ、「日出荘史料」一号ニ収ム。

倭名類聚抄

速見郡

朝見

八坂 田田 布 大神 山香

四八六

○長湯駅

ノ所在ニッキテハ、

別府市永石湯説

(佐藤四信

۲

同市亀川

説 (『豊

進スノ悪行条々ヲ勘日杵惟隆・緒方

豐後國臼-杵次-郞-惟-隆、

勘註

亂-逆根-元之事、

四

延喜式

豐後國驛馬小野十 高坂、長湯、由布各五疋、荒田、石井、直入、三 重 傳馬 日田、

速見郡各五疋球珠、大野、 五疋、海ヶ

部

後国志』ニ「古市、 在竈門荘、 盖古駅之跡」) ノ説アリ、 未ダ何レトモ特定シ得ズ。 『豊後風土記之研究』二四三頁)

元曆文治記寫

五

大分県地方史八八 ○九州大学文学部日 本史研究室本

同弟緒-方三-郞惟-榮、 佐-智四-郞惟-憲已下黨類惡-行條々、(賀/誤)

|舍〇 |印並 木

略〇 中

寺-領之事、

豐後國南-北浦-部十-八ケ所、此內竈-門庄百-町者、聖-武天-皇天-平勝-寶元-年己-丑六-月-廿-三-日被 載,宸筆御-起-請-文,畢、 〒-初御奉-寄之間、異,,于-他寺領,也、此外豐・前・筑-後 ·肥-前 ・肥-後 薩

竈 門 荘

摩

日-向等國-々散在、

四八七

五所別宮

五所別宮

筑-後國大-分宮、 肥-後國藤-崎宮、 肥-前國千-栗宮、薩-摩國新-田宮、大-隅國正-宮、彼別-宮事、依."

寺-務成-清建-久六-年十-一-月十-日奏狀、以"權-大-納言源通-資卿、宣奉 日被、付.,彌-勒-寺畢、官苻嚴重也、末-寺者、入-學-寺豐前、 西明寺同、 大日寺筑州、 敕、 同七-年十-二-月十-五-成道寺肥州、 五.

春宮中古

法満寺

藤尾寺

大院薩摩、

蓮花寺肥州、

正覺寺豐前、

中觀寺豐前、

菩提院同、

法满寺豐後、

藤尾寺同、

由布原止之

香

「豐後國志速見郡佛寺部日、(異筆) 輪奐、 有子院十二區、 至大友氏隆盛之日、 寶滿寺、 在朝見鄉田野口村、 寄水田四百町云、 仁聞師創焉、 爾後屢經兵

衰廢荒蕪、享保中、 淨藏法師再興焉、 而不及昔日也甚矣'

彌勒寺別-當講師次第

下〇 略以

「右此元曆文治記之一冊者、(樂書)

「明治四辛未年八月十八日**、** ^(新奥書) 慶應三丁卯年五月十六七日兩日之內、 並案藤原輔誠 以漆嶋宿禰並繼 所持之本、寫之畢、 官人代從五位下奧對馬守

以寶曆四年六月十五日政所總撿挍宇佐宿禰光輔書寫之本校合、

傍記不同

之字聊愚意書入畢、于時改名一枝焉、

○中山重記校「元暦文治記」(『大分県地方史』八八)ヲ底本トシ、

含〇 |印並 木

カツ氏所持ノ複写本ニョリ校合ス。

四八八

宣奉

勅

竈門 門 荘 部 宮国後豊 国々散在五所別後薩摩日向等ノ豊前筑後肥前肥 十八八 所

五所別宮

略〇

首

六

宇

佐宮弁

彌勒寺由緒記

子冊

大分県史料三○

寺領之事

寺

領

御起請文畢、 豐後國南北浦部十八ケ所、 最 初初 (御奉奇之內異于他寺領也**、** 此內竈門庄百町。聖武天皇天平勝寶元元年己丑六月廿三日、

此外豐前

筑後

肥前

肥後

<u>薩</u>」.

日向等國

こる散在

被載。宸筆

筑後國大分宮 肥後國薩崎宮

大隅 肥前國千栗宮 國 正宮

彼別宮叓、 薩 摩國新田宮 依寺務成淸連久六年十一月十月奏狀,

同七年十二月十五日被付彌勒寺畢、 西明寺同 大日寺筑州 宮府嚴重也、

多院內法花堂・常行堂・岩屋堂寺等悉成灰燼畢、 回祿之旼、 入學寺豐前 金堂、 同本尊幷東面回 面共 廊

鍾樓.

經藏

許也、

竈

門

荘

舍無之、

彼炎上之時、

講堂經卷已下佛具等皆以雖令炎上、(ヵ)

伽藍堂・ 四王堂・

.

西常行堂・喜

末寺

以權大納言源通資卿

此外堂塔者顚倒之後、 專所奉取出之重寶者、 使、送年廊之由、 (序ク)間 ・御願新三昧堂・ 神功皇后御裳之服 於今者一字堂

四八九

〇 下 略。 年次未詳。 タヾシ前号文書トホヾ同内容ナル点ヨリ見レバ、 前号ヲ参照セシモノカ。 シバラク此ニ収

四九〇

豐後國圖田帳案斷簡

--

大分県史料

建久八年カ。文中「竈門郷百餘丁 彌勒寺領 預所慶禪 地頭 漆嶋定房」トアリ。 全文ハ「日出荘史料」

竈門郷百余丁

0

五

号三収ム。本文省略。

彌勒寺公文所下文案

鎌倉遺文三五六六号○北正樹文書

寺家公文所下 竈門庄

遅怠ナカラシム講堂下仏聖米ヲ

可早任舊例、 徵納寺庫、 致其勤、

聖武天皇之御施入、慈尊第一御鉢田也、

仍以佛聖米可爲先之處、

每年不供、

長講神

_ 事

右、於當庄者、

講等致不法之勤者、 以前徵納寺庫、取長講□ 方訴申也、事實者、甚以無謂、日別奉之佛聖、爭可令擁怠哉、付冥顯有其恐者、早所幷庄官等十月方訴申也、事實者、甚以無謂、日別奉之佛聖、爭可令擁怠哉、付冥顯有其恐者、早所幷庄官等十月 留守所加知、(下脫力) 可申散狀也、 可行其咎之狀、依長吏仰、下知如件、 背此御下知之狀、 令遲怠者**、** 沙汰人等可有後悔也、又長

嘉祿三年正月 日

左衛門尉中原

公文平

観智本経ヲ書ク

ナし 竈門八幡社大般若經奧書

○竈門八幡社大般若経

少別當大法師 權寺主法眼

(第五六二巻) 年申戊 三月四 日 執筆觀智」

5 彌勒寺公文所下文

鎌倉遺文一〇三七

五.

可

公文所下

竈門庄

且依先例傍例、 且任 宣旨

長吏代く御下知、 進濟講堂佛聖米事

副下

長講神万度く訴狀幷具書等

弁済使交分ヲ貪

長講神万訴状

不令敍、剩自去年十二月迄于去正月、 右 庄官令押納之間、 佛聖任被宛置之旨、 日別奉備佛聖減闕之條、 爲長講之沙汰、 令徵納□者、 軄而由斯、 委細見于訴狀等、付之、度々相觸庄家之處、 先例傍例也、 而當庄辨濟使、 爲貪彼交分、 於

早止□非法對捍之儀、 依先例傍例、 任 宣旨・ 長吏御下知、 以本米可令進濟之狀、 如件、

又佛聖米致懈怠之由、

神万阿闍梨重訴申、

事實者、

冥慮有

四九一

門 荘

竈

恐,

御注進狀案 盟安八年十月十六日 豐後於府中

文永六年二月十一日

虫喰

竉

門

荘

豐後國大田文案

鎌倉遺文一五七○○号

脚力 菊正

在判

豐後國中神社佛寺權門勢家庄園國領公田及領家・領所・地・辨濟使等交名事

略〇 中

沙彌道忍 裏|

謹上

信濃判官入道殿(二階堂行忠)

弘安八年九月晦日

豐後國直人等注申

當國八郡 國崎

速見

直入

大分

海部

大野

日田

球珠

田數幷領主等事

四九二

郡〇 略国 東

速見郡千五町內

略〇 中

竈門庄八拾町

同彌勒寺領

地頭

本庄五十三町 御家人竈門又太郎貞繼法師造善

平湯立小野村拾町加納本ノマ、大友兵庫入道殿 小坂村十七町 大將家法花堂別當僧都御房

小坂村 本荘

平湯立小野村

〇下略。 速見郡全文ハ、「日出荘史料」一一号ニ収録ス。

豐後國圖田帳案

鎌倉遺文一五七○一号○内閣文庫本

注進ス豊後国図田帳ヲ

豐後國圖田帳

地頭・辨濟使等交名之事 沙彌道忍(大友賴泰)

裏判

豐後國直人等記申、

竈 門 荘

四九三

略〇 中

公田領家・領所・

弘安八年十月十六日自國府被立脚力旱、

豐後國田代之事、

國中寺社佛神領等并權門勢家莊園領

弘安八年九月晦日

謹上 信濃判官入道殿

荘

當國八箇郡分 國崎・ 速見・直入・大野・海部・大分・日田・玖珠田數領主等之事

郡〇 略国 東

速見郡千町餘五町(マ、)

速見郡

略〇中

竈門莊八拾丁

字佐彌勒寺領他本云百餘丁、

竈門荘

本莊五拾三丁 ります。 (マン) 地頭軄竈門次郎貞繼諡喜地頭軄竈門次郎貞繼法名

小坂村拾七丁 大転家法花堂別當僧都御房將

平湯立小野村十町幷鶴見加納 大友兵庫入道殿

鶴見加納 平湯立小野村

小坂村

本荘

以下略 下略 荘

 \equiv 野田羽室御靈社竈門氏墓地五輪塔銘

別府市大字野田字羽室〇大分の石造美術

メ五輪塔ヲ建ツ 沙弥某**逝**去ノタ

嘉元四年丙正月廿一

日

沙彌 [道](善) □ (善)

晨尅

○地輪水輪ニ金剛界四仏ノ種子アリ。 火輪以上ハ他塔ノモノトイフ。 〕ハ「大分県金石年表」六(『大分県

四九四

四 石 垣 莊末吉 . 末 國

兩名實檢使交名注進狀

史蹟名勝天然記念物調查報告』一

_ 日

ル。

本塔

ハ

竈門莊地頭竈門貞継

(道善)

モノト云フ。

大分県史料三○永弘文書

案

「石垣末吉・ 末國 知行實 否 御使交

注進 文令知行否、安心於又五郎公宣。令領知否、安心院又五郎公宣。令領知否、安心院又五郎公宣。令領知否、安心院又五郎・同女子藤原氏女 妻女 安心院又 豐後國石 垣庄内末吉・ 末國兩名者、 古庄掃部左衞門入道行圓沒後以來、 安心院又五郎公宣妻女藤原氏女

一人 竈門孫次郎 木付六郎大郎

當庄辨分地頭代當地頭者

可被實檢使節交名事

子息勘解由判官賴

人 都甲

入道

五 僧有 P範種請文案

○ 作原八幡宮文書

竈 荘

「嘉曆二年八月廿八日」(裏打紙端裏書)

四九五

0

车

一未詳。

全文

竈門莊七十町

0

车

-未詳。

抄 文ヲ

F

出在史料」

三号ニ

収

٨

本文省略。

豊

後

国

十八箇

所中

=

「竈門庄七十町」

アリ。

荘

豐後 竈 國 門 宮賀來社神寶料所阿南庄預所繼幸代行兼申、 武宮村田畠山野河荒野等事、 四 如去四月十日之

スナ相相阿 地合 ナルコトヲ上申相論ニ付武宮村の南荘地頭雑掌

· 頭申分 。 使竈門孫次 郎

雑掌申分

申 河 角常音

掠申之條、

前後之詞令相違之由稱之、

如雜掌申者、

八

百姓當住也、

五.

箇所者

不可

姓

三箇所者、

爲地頭知行分、

及二十箇年之間、

先日申其子細之處、 簡所內三箇所者、

剩今又八箇所分漏之

所板

屋

所 彼

相共荏

出

所 御 教書 欲 者 沙汰付三分一於雜掌候之處、 畑百 姓以下悉、 可沙汰付參分一 如地頭申者、 於雜掌云 雜掌所指申之畑百姓、 云 仍任被仰下之旨、 壹所字蘇、 竈門孫次郎入道

漏 偏 作人也、 頗申候者、 且. 件當住三人百姓者、 而地頭分漏之、 可 罷蒙 八 幡 御罰 爲地頭分之條、 知行無謂之由申之、 候 以此旨、 分帳所見分明之由申之、 可有御披露候、 爱如地頭申者、 恐惶謹言 預所・ 如 此 地頭寄合相分之畢、 依相 論 不行道候、 此 條若 稱分

嘉曆三年八月廿八日

僧有範 請文

天 彌 勒寺喜多院所 領注進狀

大〇

八日本古文 立 古 末 本 古 文 元

書書

大〇 八分県史料|

-彌 勒 寺 領 諸 莊 供 以米注文

ハ 日 出荘史料」 20 号 = 収 À 本文省 略 中 = 「竈門庄三斗」

ァ

Ĭ,

九六

ス 野 田 羽 室御 靈 証 五. 輪 塔銘

大分県史蹟名勝天然記念物調査報告一一○大分県金石年表六

五. 輪塔ヲ建立 ス

曆應二己卯六月廿八日沙彌道 性

ュ 高師 直施行狀

南北朝遺文九 州文編書 六五

九

号

狀 依仰執達如件、

付セシム電門荘小坂村地

隨心院雜掌申、

二位家法花堂領豐後國竈門庄內小坂村地頭軄事、

任御教書、

可被沙汰付于彼雜掌之

曆應四年五月二日

武藏守

(花押)

大友式部丞殿(氏泰)

高 師 直 施 行狀

5

南北朝遺文九日〇山城随心院立 州文編書

六六 Ŧī.

号

可被沙汰付于彼雜掌之狀、 依仰執達如件、

二位家・

右大臣家兩法花堂別當軄事、

任今年三月廿二日御教書、(足利尊氏)

寺領以下、

應四年五月十四日

武藏守

(花押)

四九七

竈 門 隨心院僧正坊雜掌申、(山城區)

曆

荘

宝塔ヲ造立ス

竈 門 荘

四九八

三河守殿(大友宗匡カ)

○『続左丞抄』(『新訂増補国史大系』二七)ニハ、 宛名「三河守殿」 ヲ高師冬ニ比定ス。

內竈狩落寶塔銘

別府市大字内竈中尾〇大分県金石年表

□岸中日[

康永三年閏二月五日、 ト読ミ、 ○本塔ヲ望月友善氏ハ『大分の石造美術』ニ角塔婆ト仮称シ、 「康永三年 塔身ニ四方仏種子(バン(金剛界大日)・ウー 潤道」

銘文ヲ

就))アリト注ス。又多田隈豊秋氏ノ『九州の石塔』下ニハ、 角宝塔トシ、銘文ヲ

ン

(阿閦)・キリーク

(弥陀)・

アク

(不空成

モ

調 査

康永三年 問 道

者ニョリ異論アリ。 F ė IJ, 基礎部ヲ失ヒ、 別 ノ台 石ガ用 ヒラレ、 寄 セ集メカトモ 疑 ハ ν 四 方仏種子ノ判読ニ

三 豐後守護代備前介宗賴請文

大分県史料三 ○永弘文書

宇佐若宮權擬神主秀基申、 「守護代宗賴請文(端裏書) 貞和三 豐 (□後) 五. | 國田染庄內須加牟田八段事、

上申ス家二渡付セシヲ染荘内ノ地ヲ社

謹承候訖、

御奉書副具

御施行等、

任

被仰下之旨、 竈 門孫太郞左衞門尉 相共、 莅彼⑸ 止 |豐前藏人次郞入道法光跡輩捍妨、

沙□付下地 (汰)

訖 若此條偽申候者、 可 罷蒙 **、幡大菩薩御罸候、** 以此旨、 可有御披露候、 介宗賴請 (裏花 恐惶謹言、

備

前

押

貞和二季十月廿五 H

「明和九マテ三百六十六」(裏書)

豐後守 護代備 前 介宗賴 (請文

大分県史料三 ○永弘文書

亖

田染庄內恆 任 永正 兩名事、 御奉 書

ス渡正染竈

候訖、

若此條偽申候者、

可罷蒙

八幡大菩薩御罸候、

以此旨、

可有御披露候、

恐惶謹言、

備前介宗賴

貞和

十月廿五

Н

被仰下之旨、

竈門孫太郞左衞門尉相共、

莅彼所、

停止香志田

·藤五入道幷秦氏女等捍妨、(矢重·妙P)

沙汰付

莊

書副

御

施

行

等

謹

承 候訖、

任

八幡宇佐宮神主秀基

申

豐後民

門貞: 鄉 請文 大分県史料二
○益永文書

九

四

貞郷請文「貞和二ョリ明和(端裏書) 貞和三 五元和九マテ四百廿 二十二 成

被仰下之候者、 宇佐若宮權擬神主秀基 、守護代相共莅彼所、(備前介宗頼) 申 豐後國 (マ) 柒庄內須加牟田 止豐 前藏人次郞入道法光跡軰濫妨、(田原盛直) 八 八段事、 御 奉 書 書副 具 可沙汰付下地云 御 施行等謹 承 2 候訖、 任 抑

如

竈 荘 ヲ上申ス 社家ニ渡付セシ 守護代共ニ田!

シヲ染

四九九

竈 門 荘

下之旨、 沙汰付秀基候訖、 若此條偽申候者 八幡大菩薩御罸お可罷蒙候、 以此旨可有御披露候、

惶謹言、

貞和二年十一月六

(日脱)

左衞門尉貞鄉(竈門)

(裏花押)

『永弘文書』二九八号ニ案文アリ。

0

둪 竈門貞鄉請文

大分県史料三 ○永弘文書

八幡大菩薩御罸於可罷蒙候、 以此旨、 可有御披露候、 恐惶謹言、 付両荘守

付セシヲ上申スや人を受けては、日本の世代・永正は、日本の主をでいます。

仰下之旨、

守護代相共、

莅彼所、

止香志田藤五入道幷秦氏女等捍妨、

沙汰付社家候訖、

若此條偽申

八幡宇佐宮神主秀基申、

豐後國田染庄內恆任・永正兩名事、

御

奉書副具

御施行等 謹承候訖、

任被

候者、

貞和二年十一月六日

左衞門尉貞鄉

大分県史料三
○永弘文書

豐後守護大友氏泰請文案

듳

護代宗賴并當國御家人竈門孫太郞左衞門尉貞鄉、 宇佐若宮權擬神主秀基申、 豐後國田染庄內須加牟田八段事、 令沙汰付下地於秀基候訖、 御奉書謹承候畢、 仍宗賴・貞郷請文、 任被仰下之旨、 謹

五〇〇

恐

進上之、子細載于狀候歟、 以此旨、 可有御披露候、 恐惶謹言、

式() 部(支 丞氏泰 請文

貞和二年十二月廿日

亏 豐後守護大友氏泰請文

大分県史料三○永弘文書

大友式部丞請文「宇佐宮

貞和三 Ŧī.

護代宗賴□當國御家人竈門孫太郞左衞門尉貞鄉、 ^(并) 八幡宇佐宮神主秀基申、 豐後國田染庄內恆任・永正兩名事、 Ξ

令沙汰付下地於秀基候訖、

仍宗賴

•

貞鄉請文、

謹

御奉書□承候畢、

任被仰下之旨、以守

恐惶謹言、

式部丞氏泰請□(大友)

セ進両

セシヲ上申ス 運シ社家ニ渡付 両使ノ請文ヲ執

進上之、子細載于狀候歟、 以此旨、 可有御披露候、

貞和貳年十二月廿日

○竹田津文人文書

足利義詮袖判下文寫

둣

(花押影)

竹田津三郎詮之

下

行フ門荘里家名ヲロ

宛竈

可令早領知豐後國里家名朝直跡(蘇門莊) 事

竉 門 荘

五〇一

竈 門 荘

右、

爲勳功之賞、所宛行也者、 早守先例、 可致汰沙之狀、如件、

文和元年十一月廿七日

듳

足利將軍義家御教書案

○石清水八幡宮旧記抄

등

足利將軍議家御教書案

鹿大史学三三
○石清水八幡宮旧記抄

○永和三年八月二日。「日出荘史料」二七号ニ収ム。本文省略。

○永和四年八月十七日。「日出荘史料」二八号ニ収ム。 本文省略。

大友親世當知行所領所職等注進狀案

大分県史料二六 〇大友文書

志』ニハ野田村ヲ石垣荘内トセリ。同村ノ所属ニツイテハ今後ノ検討ニ俟ツ。 ○永徳三年七月十八日。全文ヲ「朝見郷史料」三四号ニ収ム。 本文省略。 中ニ「同國野田村」アリ。

五〇二

大分郡湯布院町大字川南〇仏山寺蔵本

「明徳三年申五月初八日、於豐後州竈門庄內小坂村大仙寺寄住」(第四四巻) 〔丸〕

小坂村大仙寺

彌勒寺法印神相所職等讓狀

大分県史料

讓與

ヲ悠尊ニ譲ル神相所職所領等

下旬長講職半口、幷下旬堂社□司職 八幡宇佐宮所職所帶等事

山下保燈油分二石五斗幷寶光坊地(字佐郡) 竈門庄內御佛供半口、同小坂村佛供二石一斗

小坂村仏供 竈門荘御仏供

私領分

同 所嶋崎屋敷寺 庄屋

Þ 敷

領

所二 一反二 反田

所二反神 領

所反廿代西 御 田(二脱カ) 所卅代松本荒野

竈 門 荘

五〇三

所畠地兩三扙ミシテ

上毛郡內神領堀立名惣領之分

所屋敷七ケ所 一所五反イマシク

一所卅代田作

所二反アサヲリ

所三反タウ田 所三反ソノカト

一所廿代ナキヤウコモリ

一所二反テツホ

所一反カタフリ

以上

此外神相當知行分除て中明院、

公悠尊に、限永代、所護與實也、此上者、佛神事にあひしたかひ、不法けたいなく、こんきやうを お、門弟の中にかへし、不實に坊中をまかりしりそくへき者也、しからすは、後々末代、知行さう(H)(A)(A) いたすへし、きんかいをおかし、不淨の身とならは、神相か弟子たるへからさる上に、彼所職所帶(禁・戒) 右、所職所帶等者、爲式部公尊穀跡、雖有其職、いましめのもんこんをのせんか爲に、重而いつの(文 言) (安)

か 伊豆公悠尊ニ譲

のあるへからさる也、

仍爲後日讓與狀、 如件、

應永三十三年丙午十一月廿五日

法印神相 (花押)

筆者 (永弘) (花押)

五〇四

릂

纂

所

文明 元年 春

大将朽 陣友政親

奈

高

田

其勢五千餘騎、

豐

前

ノ國

^ 發向

七 シム、

ト云處ニ、

本陣ヲ取テ居タリケリ、

糸

П 原ノ戦

> 文明元年ノ春、 大友政親豐前發向事 豐前 ノ國城井右衞門佐、(秀房)

押寄テ討果ケ ル 狼藉ノ振舞其聞有ケレハ、大友親繁安カラズ思ヒ、 政親ハ高田國東郡(来縄郷)〇豊後西 長野壹岐守叛逆シ、 國侍等ヲカタラヒ、下知ニ不隨者ヲ 嫡男政親ヲ大將ト ・シテ、

田・片山・富来甲・竈 門・ 佐同心衆草場・都 田 前 二出張ノ由聞エケレハ、急彼表へ押寄、〇豐 二出張ノ由聞エケレハ、急彼表へ押寄、門佐、長野壹岐守ハ下毛郡に横行して、中津川に随 百と 手ノ大將ニハ朽網左馬助繁成、 「餘人ニテ打出ケレハ、一番ニ朽網左馬助カ千二百餘人ト入亂テ戰フタリ、、其勢千五百餘騎糸口原に向ひたれ〕 佐田、 片山、 富來等ヲ先トシテ、 奈田伊賀守隆**實**、 中津川に陣取して居たりしが、 其勢二千五百餘人、 糸口原○ 戸 医 三 同 國 相順フ人々ニハ草葉阿波守、 城井、 長野 大勢ヲ 引具 シテ、 中津 郡〔豐前國糸口原に陣取して居たり其頃城井右衞 ニ陣ヲ扣テソ待居タル**、** 大友より討手向ふ由を聞、 城井、 都甲兵部 城井、 長野ガ勢ハ、 馳向て戦ハん 長野千

戦 死 1) シ 勢ト雖、 1 モ 右衞門 面 押詰討取ヤ者共ト下知スレハ、 モ不 方々ノ驅集勢ニテ、 佐 一カ馬ヲ射サセ、 振割テ入、 散々ニ攻戰フ、 步立ニ成テ戰ケル所ヲ、 朽網カ勢ニ懸立ラレ、 勝ホコリタル若者共、 城井、 長野心ハ猛ク思へ共、 引色ニ見ケル所ヲ、 大勢取懸終ニ討取テケリ、 勇進シテ追懸タリ、 力不及引退ク、 奈田 伊賀守得タリ 長野モ危見 佐田繁方カ放矢 朽 網此 ŕ 由 力 ケ シ 見

竈 莊

ヲ、

郞等

歸シ合

七、

數多討死シケル、

其隙ニ虎口

ノ難ヲ遁レ、

行方不知成ニケリ、

泛々ノ奴原目後之

ナ

Ĵν

多

五.

 \exists コ

光井秀房

五〇五

五〇六

カケソ、引取ヤ者共ト下知スレバ、サノミ長追モセザリケリ、『ヒロルをかけす』 其日ノ軍ニ討取首數二百三十ト記

IJ キ 政親感悅不斜、 其日 味方ニモ手負死人有ト雖、 1八灰田〇同、 且ク逗留有テ、 ト云處ニ陣取テ、 大軍ニ討勝ノミナラズ、大將城井右衞門佐ヲ討取テ、 彼表仕置等云付テ、 翌日龍 王〇同 迄歸陣セシメ、 豐府○豐後 ヘゾ歸陣シタリケル、 合戰ノ 次第 逐一ニカ 喜悅ノ眉ヲ開 タリケレ

○本文中○印割注 풒 竈門繁貞 ハ『大日本史料』。 傍注ハ「両豊記」ニョ

· 久保親千連署書狀

大分県史料三○永弘文書

ル。

今程相違候間、 佗事候, 彼地事如元預御扶持、爲庶子分、]②]②

御]子細候者、 可然□、『委細御使者 申候、(候カ)(礼紙)

樣致奉公度候由、

申候間、

其趣、

申候へく候、

非申候、

先代より持來候在所を、

重安尤候、

狀候處預候了、

]委細承候了、

然者彼題目者、

沙汰組候、

由ノ書状ニ答フシテ知行シタト所領ヲ庶子分ト

謹言、

八月廿八日

親保 干 (花押)

貞 ((花押)

田染圖書助殿御返報

大分県史料四○永弘文書

(端裏切封)

以事次申承候、 怡悅候、於已後者、

細く可申通之條、

本望候、仍字佐宮御領番長職之事、

當

伝フ 領知子細ナキヲ 番長職ノ当国内

如仰、

國之內領知候事者、

當職歷然候之間、不及子細候、

事 < 、

併期後喜候、

恐く謹言、

貞

(花押)

(異筆) 「文明十」 八月廿九日

杉參河守殿御報

彌勒寺長講職補任狀

壱

大分県史料二 ○薬丸文書

八幡宇佐宮彌勒寺

ニ明成ヲ補任スロ(仏聖領家米)弥勒寺長講職半

下旬長講職半口

豐後國竈門庄佛性領家米等

右、 所令補任大法師明成也、 任補未到間、

專宮寺懃行、

致御祈禱精誠、

可被領知之狀、

如件、

文明拾壹稔玄九月十日

中原重尚 (花押)

竈 門 荘

五〇七

ム六内家郎二下 即二返付セー段小ヲ永

辛勞仕仁にて候、

太無謂子細申候て、

違亂候、

無勿躰候、 違亂候、

然者、

彼六郎方證跡明鏡候之上、

貳(介力)

候

シ正ノ社

툿 竈 門繁貞書狀案

> 大分県史料!○永弘文書 四

「御奉書」

永政六郞社家下地四段小之內貳段

小

田

I染圖f 書

助

]取離之由佗言仕候、

我 < 今度致□陣、(在カ)

之事、永政六郎二可被相渡候、 □折紙候處に、 結句 か様無理子細申候て、 今程少宮司分之事、 遣奉書候處、 杉三河守方□り、(よ) 無承引□曲事候、 度く書狀候へ共、 猶 ζ, 其方ニて被窮 我ら拘置

渡候する事、 (文明十一年) 肝要候、 H 恐く謹言、

0

宛書ヲ欠ク。 田 ·染図書助宛力。

貞

上 野 7利貞 . 竈門繁貞連署書狀

듳

大分県史料
○永弘文書 四

兩度致披露候之處、 委細承候、 未被仰出候、 田染圖書助 %被地領. 年內無餘日候、 知之事、 宇佐宮自 明春重而致披露、 社中、 當家江愁訴候て、 御左右可申候、 諸篇期 于今成敗 後

五〇八

喜候、 恐く 、謹言、

候

就永弘方申

事

ヲ明ニ田

シム 荘両名ヲ知行セ 先蹤ニ任セ田染 宇佐宮番長職発田染庄之內重安・末次兩名之事、先蹤跡明鏡段、令披見候、然者任先例、社役等可

(異筆) 十一月廿八日

利野 繁門

貞(花押)

貞

(花押)

大宮司殿御報

8

上野利貞・竈門繁貞連署安堵狀

大分県史料四○永弘文書

被勤仕候、 恐く謹言、

竈門繁貞

四月十五日

「宇佐宮」田染少宮司[(異筆)

(全 繁門)

貞 (花押)

利野 貞 (花押)

上野利貞·竈門繁貞連署安堵狀

四

大分県史料四○永弘文書

竈 門 荘 先蹤ニ随ヒ田染

宇佐宮御神領田染庄之內、

重安・末次兩名事、

先蹤跡明鏡段**、**

令披見候、

然者任理運、

全知行、社

五〇九

四月十五日

役等可被勤仕候、 恐く謹言、

名ヲ知行セシム荘重安・末次両

アルニョリ掲グ。

同

○別ニ同文ノ案文(九九四号)

アリ。

宛名

ハ「田染少宮司殿」ナリ。

前号文書ト同内容ナルモ、

文書ニ若干異

竺

大友氏加判衆連署奉書

大分県料史一○

繁體 繁生 貞 榮 (花押) (花押)

渡サシム三代主税助ニ打緒方荘廿貫文ヲ

緒方庄內廿貫分坪付別紙事、

任御判之旨、

可被打渡三代主稅助之由、

被仰出候、

恐く謹言、

加判衆竈門繁貞

「文明十六年別」 (異筆ヵ) (五ノ誤カ)

(異筆カ)

三月廿二日

親条 千 (花押)

利野 貞 (花押)

久保播磨守

利野

貞

(花押)

繁門 貞 (花押)

五.

(異筆裏書カ)

政所殿

緒方莊政所

竈門土佐守

○本文書ハ「萱嶋文書」中ニ誤リ混入ス。

本庄伊賀守」

竈門繁貞奉書案

띨

大分県史料四○永弘文書

					4	打職ノ	永	
尙、彼僧之分[]と		四 某書狀	田染庄政所殿	一年 一年 一年 三月十一日 三月十一日 三月十一日	然候、社家之支證明鏡候、	內抑留、點役已下段錢等、	小正名之內 、	「二」殿奉書案文」
、彼僧之分──と、代、かきかゑ仕候へと、 ─── はむ ─── 間ま ── もなけ ──申	「 (墨 引) 」 (端裏切封)	大分県史料四 ○永弘文書		繁 貞 判 「一般取進請取狀之由候、恐く謹言、 (産門) 東 (産門)	永正六郎奸訴之條、言語道斷曲事候、所詮任理運、云年~神內、云下作	致無沙汰、剩不知領主、任雅意侯段、田染榮忠嘆申候、事實候者、不可	永政六郎下作分之事、彼六郎依申候、先度進奉書候處、依未被窮候、數年御神	

竈 門 荘

五.

候由申候、よく~一可被仰合候、

テ奉行 門繁貞方分トシ 大友政親御代竈 ろん仕候て、 兵庫助ハ 彼居屋敷を、 名事申候、 御神領永政居屋敷之事付、 仍政親代竈門土佐守方分爲奉行候時、永政六郞と申仁、兵庫助と申仁、きやうたいさう (大友) (繁貞) 示給候、 以前より我等拘地分令申候、 田染八郎五郎ゆつり候、六郎者代々事候へハとて、てんちう 彼居屋敷相拘候て、

仕、 彼居屋敷事、 竈門方たひ事仕候間、 度々

聟 大友氏加判衆連署奉書 紙折

大分県史料一〇

當庄德丸名之內七貫分、三代主稅助先給之事、(緒方莊) 還附候、

被仰出候、可被得其意候、恐く謹言、 めいおう二年三月廿二日かつのと

电

緒方庄政所殿

緒方莊政所

加判衆竈門繁貞

(本生) 榮

(花押) (花押)

當給人之事者、

追而以代所可有御扶持之

(電門)

(市河) 貞

淸

(花押)

(異筆裏書)(河)

朽網三河守

本庄伊賀守」

○本文書ハ「萱嶋文書」中ニ誤リ混入ス。 異筆裏書ノ「市江但馬守・ 朽彩 三、 河、守、 ハ誤リナルベシ。

五二二

永政者共代へ

調進ストシテ御幣等ヲ資来社初拝神宝

「御初拜調進狀」(端裏書)

送渡

豐後國一宮八幡賀來社御初拜神寶事

天盖三捧

御弊十二本白弊三本(幣)下同本金弊三本 五色弊三本

多寶塔三基有佛舍利、

御弓三張入錦袋、

御太刀三腰入錦袋、

御鏡三面箱黑漆入錦袋、

御矢六筋

鷲羽鏑矢

御鉾三本有鈴旛、

多々利三本黑漆

苧桶三口彩色

竈

門

荘

大分県史料九 ○宮師文書

五三三

賀來社御初拜神寶送狀

哭

大行事

行フ ヲ賞シ所領ヲ宛 里屋合戦ノ軍功 妙見岳籠城及ビ

竈門繁継

右 御 神馬 件御初拜神寶、

永正肆年卯八月十三日

宮師

罕 大內義隆袖判下文

○大友家文書録

下 惠良四郞左衞門尉盛種

(大内義隆)

後國里屋働之時、太刀討分捕被疵、(竈門莊內) 右件地事、 可令早領知豐前 去天文元年大友勢圍妙見岳之時、 國 上毛郡藥師寺村內壹町□段參拾五代

(於取)

出所へ

城墎、

數十ケ日防戰、

去年二月十六日至□(豐)

地天野左衞門尉

事

狀如件、

同鄓從分捕□疵之條、爲其賞所宛行也者、早守先例、可全[[無]]

北方代古庄備後守

繁 弘 (花押)

竈門飛 宿宇 禰佐 繁 解守 繼

(花押)

高山和泉守 (花押)

五.

竈

門

荘

長櫃三合

一疋有絹莊、

絹片方、

所奉調進如件、

四

天文四年八月十三日

竈門八幡社大般若經奧書

○竈門八幡社大般若経

「於于大般若經全部參拾陸躰御神前、 國分市河氏藤原貞女、

永祿二是正月吉日

神宮寺、

〇ナホ「応仁二年」「弘治三年」 等ノ刊記ヲ判読シウルモ、

虫湿損ノタメ調査困難トイフ。

爲竈門新左衞門尉鑑述祈禱、

老母置之

○ 作原八幡宮文書

呉九

賀來社大神寶物送狀

奉調進

豐後國 一宮賀來社大神寶物叓

合

濱殿分

略〇 中

御椅子三脚

打覆三帖編絹各

竈

門

荘

御茵三牧布 上、 御茵三牧錦裏赤色 御疊十六帖內鴳粉三帖、三帖

荒絹 緣

五. 五.

花机二前黑漆

高杯四十二本黑漆

華瓶三十六彩色

永祿四年華八月十三日

北ヨリ調進阿南荘富松名南

右大神寶物、

松富名自南北、 任先例所奉調進、

如件、

室門右京亮

(花押) (花押)

源: 秀南北代角伯耆守

淸

竈門鑑述

大 行 事

푱 右田 鑑 盛・ 竈 門 鎭 意 ٠ 石

垣鑑貞連署速見郡 間

○柞原八幡宮文書

別調注

文

奈多鎭基恩賞宛行狀

Ŧ.

竈門鎮意

○天正六年とらのゑ二月八日。

全文ヲ『日出荘史料』八〇号ニ収ム。

本文省略。

連署者中

(間別銭奉行カ)

竈門勘解由允鎭意

(花押)」アリ。

大分県史料
○松原文書 0

不及是非候、 然者鎭基事、

满足此時候、 雖爲少分、 以順儀之覺悟、 於龜川 所 此堺無事 預進之候、 罷 成 坪 千 付

五一六

内一所ヲ宛行フ軍功ヲ賞シ亀川田原親貫討伐ノ

秋萬歲候、 今度田原親貫被奉對御國家逆意之企、

各別而辛勞故、

當切寄差堪、

有別 之紙、 可有知行、

彌奉公干要候、恐く謹言、

三月五日 (天正八年カ)

松原甚介殿

〇文中 「亀川」ハ当荘内ノ地ナラン。

大友義統感狀(雁皮紙

大分県史料二六○帆足市太文書

粉骨事、 肝要候、 必取鎭一稜可賀之候、

忠ヲ賞ス

今度至浦部表、

在陳之儀申付候處、

從最前馳走、

殊度く動之刻、

別而軍勞之次第、

感入候、

彌可勵

卯月九日

○宛所ヲ欠ク。

碩田叢史帆足文書ニハ「

帆足九郎殿」

トアリ。

田

.原親貫討伐ニカヽルモノナラン。

誓

大友義統書狀

○大友家文書録

(花押)

(大 **義**友 統

(大 **義**友)

ズ 越前守ニ任 諸ニヨリ高橋ト 電門勘解由允ノ

忠(元)

候、

仍任越前守候、

恐く謹言、

(実正十三年)

(四 |電月 |十

□方事、

高橋主膳入道准同名度之由、

申候之條、

令□□□、然者改稱號、

紹運以

致、

別而可被勵

統 在判

竈 荘

○当荘ノ竈門氏ト同族ナルカ未詳。

参考ノタメ掲グ。

門勘解由允殿

五七

(东 鎭多)

基 (花押)

別府市大字(萬川:內竈:).小字一覧表

内部 亀が 大 竈と 川常 字 平og ノの 田、 竹ケ下、 湯ゆばる 恵良山、小道、殿の 北新田、 野の地、 殿はい 横點 湯った、 的悲場。 片だな 神紫 田、 北尾関、 城ケ塚、 鳥井ノ元、 水鉄をし 黒谷町、 瓜生泉水場、 霜月田、 湯ゆい 市蔵田、 風呂ノ坂、 前平、大藪、神ノ木平、花房、亀ノ甲筋、またのないのはないない。 黒ケがたに 新五郎田、 ウカリ、 湯耶泉、 川端、水引、水引、水引、 湯ゆのなり 広町、 南尾関、 尾がえ 、妙珍筋、 黒がらぬい 観音寺、 窪は田た 亀がめの 自応寺、 ワサジ、 川らられた ツユカケ、 小 苗所原、 亀川町、 峯な 田、 山森 立石筋、 桐ケル 汐湯、 寺ノ上、 ツル、幸原、 亀ケギ 銅紫面紫 栗山、岡、御越、雷、岸本、松田平、 関^{ta} 亀ノ甲筋、 ヒヤケ、 定力、 カケウラ、 江北 ロノ田、 粮米田、 大新田、 ハニクチ、 新屋敷、 論ない 加* 子、 横畑、 幸; 内和 清源産 、新開地、 古市、 川原の口、 字 幸等助 鳴るマま 平なる 船頭町、 前を出て 山皇 ノの 城ノ内、 ハイノ木、椚ノ元、 浜田、源十田、 、ツボリ、 サイノ神、 大観山、 奥松 川原端、 赤地、向平、貴船、 恵良迫、 弁天町、船入、船入、 瓜克 生, 、天神町、 一味噌畑、 水ほ 王子山、 かキノ元、 末ませれ 油まれ 上別 、宮法師屋 台、尾崎、 天神面、 タラギ、 歳ノ神筋、 府。 大程 亀山、 コに 中な ヒゥロぁ 無い 田た

二八

○「豊後	平質道:	野o 田ĸ	
「豊後国大田文案」「豊後国図田帳案」(一一 ・ 一二号) ニョレバ、 竈門荘ハ 本荘ト 小坂村 ・ 平湯立小野村	がはますり、おはたまえ、おばた しゃのはゃ ようだに おばたい カロ に ながら くいばた しんきゅう ながばない これのは こばられば こうない たいかん かんがん いていた おばな もり かんなか はあから しゅなががら まだに なかばれ とか たいまた 大専士、本な かんかん いていた おばな もり かんなか はあから しゅなががら まだに なかがり しゃまり しゃまり たんま、後山、後山下、上大八保、高平、黒嵜、尾長、高月、南三名、北三名、籠山、宮下、宮前、上舞、だけでは、か畑廻、小畑前、小畑、下原、藤谷、小畑渡、野地、長簑、八保畑、新規道、長畑、上原、古原、小畑廻、小畑前、小畑、下原、藤谷、小畑渡、野地、長簑、八保畑、新規道、長畑、上原、古原、小畑の、小畑の、小畑の、小畑で、藤谷、小畑渡、野地、長簑、八保畑、新規道、長畑、上原、古原、八郎鼻、	はない。 ************************************	冷川、北平、尾崎、扇山、 生ケ谷、笹川、新ノ掛前、新ノ掛、影ノ木、高平、堂面、湯ノ尻、温水、温水ノ前、前田、久保田、今の名の Allon Allon Allon 原山。 近のはまでは、までのはまでは

(加納) ヨリ成ル。小坂村ハ大字平道ノ内。平湯立小野ハ比定地未詳。大字野田ノ地ヲ「豊後国志」ハ石垣荘内ト(鶴見村) ヨリ成ル。小坂村ハ大字平道ノ内。平湯立小野ハ比定地未詳。大字野田ノ地ヲ「豊後国志」ハ石垣荘内ト

セリ。従ツテ当荘ノ厳密ナル四至ヲ特定スルコトハ現段階デハ不可能デアリ、今後ノ研究ニ俟ツ。

由

布

院

史

料



柚富郷

柚富鄉在郡

速見郡 郷伍所里| 驛貳所

烽壹所

豐後國風土記

○荒木田久老校訂本

略〇中

柚富峯在柚富

此鄉之中、

柚富峯

此峯頂有石室、其深一十餘丈、高八丈四尺、 栲樹多生、 常取栲皮、 以造木綿、 廣三尺餘、 因曰柚富鄉、

常有氷凝、

經夏不解、

凡柚富鄉、

近於此

頸峯在柚富 峯、 因以爲峯名、

此峯下有水田、

田主捕獲將斬其頸、 田主於茲大懷怪異、 本名宅田、 于時鹿請云、 赦舜不斬、 此田苗子鹿恆喫之、 我今立盟、舜我死罪、 自時以來、 此田苗子、不被鹿喫、令獲其實、 田主造柵伺待、 若垂大恩、

鹿到來擧己頸、

容柵間、

即喫苗子、

得更存者、

告我子孫、

因日頸田、

兼爲峯 勿喫苗

速見郡全文ハ、「日出荘史料」一号ニ収ム。柚富郷以外ハ本文省略。

名 子、

〇下略。

由 布 院

五三

續日本後紀

速見郡三座

|府多||大分郡一座大
|作る。とようと、このでは、1000円である。 | 「おくり、このでは、1000円である。 | 「おくり、このでは、1000円である。」 | 「おくり、このでは、1000円である。

クニ従五位下ヲ授字奈岐比咩神等 社ヲ注ス

豐後國六座大一座

直入郡一座小

延喜式

○六月癸未朔、 略 奉、授,豐後國宇奈岐比咩神、火男火咩神並從五位下,○中奉、授,豐後國宇奈岐比咩神、火男火咩神並從五位下,

海部郡一座小 宇奈岐日女神社

(*** と)(を) 早吸日女神社(*** と)(元)

宇奈岐日女神社

火男火売神社

由布郷

29 延喜式 ○〔九〕ハ九条公爵家所蔵本、〔夕〕ハ文学博士武田祐吉氏所蔵本ニョル傍注ナリ。

豐後國驛馬丹生、高坂、長湯、由布各五疋豐後國驛馬小野十疋、荒田、石井、直入、三重、

速見郡各五疋球珠、大野、海部、

五 倭名類聚抄

速見郡

八坂 田⁽⁾ 布 大神

山香

朝見

後白河院廳下文案

ベ

鎌倉遺文八五号○益永家記録

○文治二年四月十三日。「日出荘史料」三号ニ収ム。 弥勒寺領中ニ「由布庄」『院』 アリ。 本文省略。

由布庄(院)ハ、

一所由布院浦部拾伍箇所ノ

弥勒寺領「浦部拾伍箇所」ノーナリ。

由 布 院

ᆫ 宇佐宮假殿地判指圖寫 由

布

院

字佐神宮史史料編四○田原武彦文書

○文治年中。 本巻関係分ヲ、 「日出荘史料」 四号ニ抄出ス。 本文省略。

豐後國 圖 田帳案斷簡

大分県史料 〇到津文書

「由布鄉六十餘丁

○建久八年カ。

ナし

豐後國大田文案

彌勒寺領 預所同 地頭」

トアリ。

全文ハ「日出荘史料」五号ニ収ム。

鎌倉遺文 一五七〇〇号

御注進狀案豐後國田文事

豐後國中神社佛寺權門勢家庄園國領公田及領家・領所「預」 ・地・辨濟使等交名事 (^{頭脱)} 脚力 菊正 在判

沙彌道忍(大友頼泰) 裏|

弘安八年九月晦日 信濃判官入道殿(三階堂行忠)

豐後國直人等注申

謹上

略〇 中

五二四

速見郡

田數并領主等事

當國八郡

國崎

速見

直入

大分

海部

大野

日田

球珠

郡〇略国東

速見郡千五町內

○以下略。速見郡全文ハ、「日出荘史料」一一号ニ収ム。

豐後國圖田帳 弘安八年十月十六日自國府被立脚力早、

注進ス 豊後国図田帳ヲ

弘安八年九月晦日 信濃判官入道殿(二階堂行忠)

謹言

速見郡

由布院六拾町

戶次太郎時賴法名道惠·三郎重親相續

略〇 中

由布院

速見郡千町餘五町 略〇 中

由 布 院

鎌倉遺文一五七○一号○内閣文庫本

但シ山香郷広瀬村以下ハ「此已下不見」 トアリ。

豐後國圖田帳案

沙彌道忍 裏判

略〇中

五五五五

岐部

綾部 岩

向野狩尾道林上人當

伊都

日足小野御師當知

同

彌勒寺權別當方祗候人數等定書

〇石清水(菊大路家)文書六

○以下略。速見郡全文ハ「日出荘史料」一二号ニ収録ス。

由

布 院

(花押)

可袒候彌勒寺權別當御房御方人數(通清內)

自當時可有御管領庄 々

略〇 中

香椎

山田

竹田津 大野

千栗 日置 已東

畠原下崎

由布

臼野

三景

岐部 堺田 下毛 本益枝

大野井愛染王供析

守山

屋山阿奈一期不

養父

河合 伊田

藤丸

五二六

處分

目錄事

由

布

院

津布佐

菊丸

成道寺

入學寺

金國同

池尻善法寺修

永富爲延

西鄉山上御祈析所

質美

淡路庄

東鄉 走井 益山 篠崎

大坂

善興寺

三ケ社護國寺夏

隅田庄。此御所御管領之間者御知行不可有相違、 以上、

勅役者、 自當時有御管領、 兩御方有御寄合、

云

勅伇神伇、

云御坊中事等、

被支配御領、

可有御沙汰、

於臨時

半分宛可有御沙汰、次於御領預所職者、被改之、被仰付何仁之

條、 可爲御計也、

略〇中

右、 所定如件、

元應元年八月

日

= 善法寺尚清處分帳

〇石清水(菊大路家)文書六

五二七

坊領 宮一若分

權別當肇清分

由

布

院

彌勒寺正八幡宮喜多院撿挍職

宮一若分(入江通清) 坊領事

黑戶 板浪 佐野 繼庄 船曳

大交野 高井田 木代 大峯 於福

宮水佐者可返宮一若也、宮水左京大夫局知行一期之 野御供

田

山家

鄉

瀧房

傳 小保 淡路庄

一野田 石太別宮 垂井領同

2堂若林

藤輪 本山

田

御馬新田同屋々敷幷別相

鹿忍

片 下毛 池尻 金國 菊丸丁~

弥勒寺領

彌勒寺領事

養父 成道寺 河合藤· 丸 千栗

大野井 臼野 山香 竹田 津 天丘山 岐部 由布 山

田

嶋・山香・姫田野・竹田津・

姫姫 日置 入學寺 向野

嶋

西寶塔田 津布佐棟眞法印一期

所々屋々敷田畠等中略○以下正宮領・御祈所・

右所軄庄園田畠已下、 任處分之旨、 可令相傳領掌、

肇淸

期之間者、

彌勒寺喜多院撿挍軄致其沙

五二八

頭の兼綱ナリ領家の八幡、地

第二三二巻) 者、 止、於背此置文之子息者、永可爲不孝子之狀如件、 之間者、兩軄肇凊可致其沙汰、但若肇凊向背宮一若、令成敵對者、 ○紙継目ゴトニ尚清ノ裏花押アリ。 可爲彼沙汰、 永仁五年六月 \equiv 由布院地頭(カ)某申狀 男女子息皆馮宮一若、 В 可蒙扶持也、 ○生桑寺大般若経裏打紙文書 若此外有書漏庄園田畠等者、 法印 (花押) 彌勒寺撿校、宮一若補祠官之後 同宮一若可進

汰、一期之後者、

宮一若可相傳領掌、

宮一若五歲ニテ令申補祠官、

可爲正八幡宮撿校、

不補祠官

里カ) 背哉、 第二三六巻]院地頭職帶 早任先例、 關東御下文畢云云、 可爲地頭進止之由、]名主、 此條由布[]]家者八幡也、 欲蒙御成敗矣、 可被處地頭於罪科之由、令言上之條、 地頭者 兼 綱 開 豈非惡口 發主也、 爱中 Ш

違

惠

由布院

(第二七六巻)

四

某申狀斷簡

○生桑寺大般若経裏打紙文書

ト悪ロスが時秀代泰親ア次時秀代泰親関東御家人

惟穴繼氮 • 惟行等者、

關東(カ)御教書

○生桑寺大般若経裏打紙文書

豆

出サシム状ニョリ陳状ヲ八坂惟行ノ重訴

「何樣事哉、不日可被進覽候、第一四六卷) 「豐後國八坂左衞門七郞惟行申、 ^(第三〇〇巻)

仍執達如件、

、當國由布[]]惠

|惠里課役事、重訴狀如此、

如狀者、爲當參陳□□□

外戚非御家人之由、 及悪(□丸)

|爲關東御家人處、戶次彌二郞時秀代泰親、不□

□(ヵ) | | 拜領| |

即力

□等之子細、

「豐後國 八坂庄(表大般若経奥書)

生桑寺」

戶次彌次郞殿代殿(時秀)(泰親) 永仁五年十月二日

五三〇

天 彌 勒 寺 領諸

莊供米注文 大分県史料三 ○永弘文書

〇年未詳。 全文ハ「日出莊史料」 四 号ニ 収 40 本文省略。 中 Ė 由 布 庄 四斗 アリ。

由 布莊四斗

핕 沙彌重慶奉書寫

由布院山崎名內八郎屋敷田 地事

所被仰付右田小三郞盛家也、

地 頭

•

領家兩方御公事等、

任先例、

可致沙汰之由、

被仰下候早、

可被

家ニ付ス 敷田地ヲ右田盛 山崎名内八郎屋

南北朝遺文九州編一一〇二号〇右田文書

存其旨由候也、 仍執達如件、

建武四年十二月十六日

沙彌重慶

當名地頭御代官殿

ㅈ 戶次淨心親安堵申狀案

大分県史料二六
○大友文書

宮崎本村半分・柏田半村 景重 四郎丸公文龜鶴 給 分 田

由 布

院

歲

田

村

日向國宮崎庄內調殿村

和田村

ヲ請フセシ所領ノ安堵物領氏時ニ譲与

所領豐後國柴山村、

戶次庄內壇原村、

由布院內荒木

Ш

崎

. 石

松

貞恆 四

[箇名幷香野村、

八坂庄

內

五三

由 布

時候、 萩原田地、 可被成下安堵御下文候哉、 肥前國財部村六分壹等地頭職事、 以此旨可有御披露候、 相副御下文以下證狀、 淨心恐惶謹言、 令讓與惣領大友刑部大輔氏

文和三年十月十六日

沙彌淨心

進上 御奉行所

元

木屋行實軍忠狀

福岡県史資料九

(異筆)

(花押) 」

軍忠訖、 大神以下於所々御陣、 爲御對治豐後國凶徒、 致宿直、 豐前國宇佐 同十月二日、 城井、 御發向日田之間、 至筑前國殖木・博多、 自最前令御共、 令御共、 同九月一 球珠・由布 小 狹間 城々 攻合戰抽 國府

令御共候訖、

然早下賜御

及ビ大神・球珠・由まれる。

右、

去八月十八日、

爲對治肥前國凶徒、

御發向之間、

旦

筑後國木屋彈正左衞門尉行實申軍忠事

判、 爲備龜鏡、 言上如件、

正平十年十二月

日

五三三

南北朝遺文九州編四〇七一号〇大倉氏採集文書所収右田文書

由布院山崎名代官軄事、 所充行右田孫太郞盛直也、

延文參年十月十日

ニ宛行フ 官職ヲ右田盛直 由布院山崎名代

杵築生桑寺大般若經奧書

任先例、

可致其沙汰之狀、

僧玄妙

奉

大分県史蹟名勝天然記念物調査報告四○生桑寺の写本大般若経

「豐州於由布院志賀大明神御寶前書之、 康安二年卯月廿三日

筆者崇珍 ニテ書ク 記賀大明神宝前

「豐後州於由布院志賀大明神御寶前書之、

康安壬寅晩春廿八

日

筆者崇珍」

崇珍し

「東寺門徒沙爛千海」(第二0巻) 「鎭西豐後州由布院於志賀大明神社壇書之、(奧書)

「貞治二 一年野九月十六日 康安壬寅仲夏端午

布

院

由

比丘 崇珍」

願主

右田孫太郞盛直申御恩不足事、

目安

由

布

院

「告貞治二年十月十日(第四九九巻巻首)

右筆者

〇本史料ハ『大日史料』第六編二 四二 Ŧ 収録

セラル。

比丘崇珍」

Ξ 右田盛直目安狀寫

4一六号

南北朝遺文九州編四五〇大倉氏採集文書所収

書

名者、自故竹中禪門御時、

蒙御恩拜領仕知行處、

禪門御他界時分、 可失奉公先途、

山崎名被召上訖、殘石松名知

欲早且任傍例、

且依定法、

被經御沙汰、

由布院內於山崎幷石松雨(兩)

於盛直者、 貳忠節問事、

行、是又土貢僅二十貫分內歟、

所詮、

尫

弱分限間、

爲山崎名替、

預御 計

彌抽無

自故竹中禪門御時、

至于當御代、

奉公忠勤異于他者哉、

仍故禪門書狀徒備右訖、

然早被

經御沙汰、 爲預替御計、 目安言上如件、

貞治貳年十二月

(花押影)

五三四

大分県史料二六
○大友文書

量 大友氏時當知行所領所職等注進狀案

所と」アリ。

○貞治三年二月

日。

全文ハ「朝見郷史料」三二号ニ収ム。

本文省略。

中二

「同國由布院並柳・酒久里・塚原以下

긆 足利將軍議家御教書案

○石清水八幡宮旧記抄

○永和三年八月二日。「日出荘史料」二七号ニ収ム。本文省略。

둪 足利將軍義家御教書案

○石清水八幡宮旧記抄

○永和四年八月十七日。「日出荘史料」二八号二収ム。本文省略。

듳

大友親世當知行所領所職等注進狀案

大分県史料二六
○大友文書

全文ヲ「朝見鄕史料」三四号ニ収ム。 本文省略。 同所領中ニ「同國由布院単・塚原・

荒久

山崎・石松・貞恆」アリ。金・天間・荒木・

由 布

院

○永徳三年七月十八日。

五三五

幸 湯布院佛山寺大般若經箱書銘幷奧書 大分郡湯布院町大字川〇仏山寺蔵本

上字津 江

○本経ハ明徳二・三年ノ筆写ニ係ル。 他ハ巻ノ順序ニ従ヒ配列ス。 ハジメニ有年号ノモ

告明德三_年歲十月初二日 大權現之御寶殿之御經也、 源 源主比丘

「五百円 (隆刻)

百卷之願主覺本

帙

箱

「豐後州由布之院六所(內側底墨書)

巻数等

銘

並

奥

書

ノヲ編次シ、

損帙 小 板 破

豐後州由布之院六所 權現之御寶前御經也、

損帙 抑箱 板破

告明德三年十月初二日

釋子源濟

慶文筆	明德二辛五月八日	= 0
永祥書之、	明德貳年辛卯月十八日	
畢、	於豐後國朝見鄉寶滿寺、書寫畢、	
	「妙機一字補筆」	三〇五
慶文筆		
	明德二年幸四月三日	三六四
	明德二年三月十三日	二〇六
	明德二年三月十日	三〇五
	明德二年二月廿七日	
玄朝		
源濟	願主	
崇恩」	「明德辛未涅槃會後日書了、 (異筆) (二月十五日)	七

五三六

									- We also the			<u></u>	Ī
	四九九		三七	三五		=======================================		三四四		二九三			九一
由 布 院	「告明德二年十月初三日 (異筆)	明德二辛未九月廿三日 慶文筆	「任本一□」	明德二辛未九月七日 慶文筆	明德貳辛未八月十七日慶文筆	志二人	明德二辛未八月五日 慶文筆	覺 (h)	本金の名詞を	明德貳年未六月廿一日	- · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	金剛弗子定助一書之、豐州速見郡日出庄密乘院	明德二年 六月廿日
			ı					1					
	三六	不巻 明数		三八七		八一	四三二	<u>-</u>				不巻 明数	
五三七	志一人	告明德壬申三月念[]	天冠山南軒下 3		日出莊赤山 金剛佛子惠祐	于時明德三年 壬二月十三日	明德三年壬申二月五日	明德辛未		明德二年辛極月廿七日	明德二辛未十月三日	「任本一校□□	大願主 源
	人	宗恩書	崇恩書		子惠祐		書寫畢、	崇恩書			慶文筆		濟

崇恩拜書	告明德壬申	三八五	St St St St St St St St	六 サ (ヨメズ) 台		四三九
之	明德三歲 南呂十八日 書之、	三六〇	一交了」	「一変了	明德三壬申卯月廿八日	三四四
妙機 □ (老力) 大田書	「眞讀□次、一行書入 (異筆) (之) 明德三 垂年七月廿九日	三五五五	一(異等) 子 子 子 子 子 子 子 子 子 子 子 子 子 子 子 子 子 子 子	「一交」	明德壬申卯月廿日	=======================================
筆者玄満	□ 歳壬·(六月)	不巻明数		書寫	明德三年壬申五月五日	
(異筆) 「一校了」 慶文書	明德三年壬申五月十七日		一	「一交了」	明德 壬申卯月十九日	= = =
妙機老」	「眞讀之次、此卷三字誤補、 (^{異筆)}	三四〇			明德三年四月四日書之、	
於豐後州竈門庄	小坂村大仙寺寄住 明德三年 #五月初八日、於	<u> </u>	L-	「施主覺本」 「施主覺本」	「此卷不審字雖多、不及□ (_{異筆)}	五. 〇 五.
畢 一 □	于時明德第三歲 ¥(^{擦消)}		書寫畢、		明德三年壬申三月廿三日「眞讀之落字一字入、妙機」	

五三八

由布院

定詮	二七五	「融格(花押)」	100
內七帖十卷		願主釋子源濟	八三
	140	「釋□文校了」	五四
內、□□鄕□□□田村□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□		「一切有情同圓種智」 (異筆) (カ) 「釋□文闕字補之、」 (異筆)	五.
「眞讀之次此卷三字補筆、落字 <u></u> (^{攙筆)}	二六四	「眞讀之次校了」	<u>二</u> 四
定詮書之、	五四四	施主玄朝	
施主宗圓	八二	「釋、く文一校了」	六
崇恩	四四四		
	四(七3	告明德[]初夏三日	三八九
筑之銀河德從拜書	000	于時明德	11100

五三九

-		
	「施主」」	四五六
рц	「誤字一字補筆、妙機老衲」(異筆)	四 四 五
	「施主妙□」	四三〇
	施主聖海」	
	「施主□心	四二
四	「眞讀之次、重說一行董□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□	四一六
四	「誤字多熏之、補筆妙機老」(量)(童力)(カ)	三九五
	機老」	
рц	「真讀之次、落字入、□字誤字熏之、妙 (異章)	三九一
四	施主覺道	三六六
74	「此卷ニ眞多字妙機[」	二八七

施主妙機	四六九
「此卷落字□字入妙機老衲」	
	四六六
(異筆) (落)(妙機力	四 六 五
	四六四
(異筆) 施主區	四六二
「施主蓮心」	四六一
(異筆) (異筆)	四五九

五四〇

由布院

五〇三	五〇〇	四 九 四	四九三	四九一	四八三	四七二		四七〇
「眞讀之次、□卷誤字多、字補筆如□老」 「異筆」 (異筆)	百卷之願主宝從	施主妙一」 施主左五郎	(異筆) (カ)	施主道一大機施主道一大機	(異筆)	(異筆)	施主正金」	「施主正眞

五〇七 五三 五. 二 五七 五四四 五二五 五二〇 「此卷落字二字入、誤字熏之、 (羹) 「此卷落字三字入、誤字多、字雖添削、 ^(異筆) 「眞讀之次、此卷雖誤字、可撰、 (異筆) 「此卷落字多、字□、就文不審多、不撰(異筆) 「眞讀之次、此卷胡亂字多、落字三字入、 ^(異筆) 「落字入、誤字添削(異筆) 概落字入、添□□字妙機□□字妙機□□ 及、後見人能 マ 可 添削多字妙機老納」 初行一□不審□ 「施主覺本」]大概補筆妙□_ (機) 施主宗圓 妙機」 □ (ৡ) 樣力)

二 五
五 八 七
五八三
五八二
五七九
五七一
五三

○本経ノ調査ハ、湯布院町誌編集委員会ノ調査に参加シ、同 誤有之□向來以善本、可決之云~、(ヵ)

会カラ種々ノ便宜ヲ与ヘラレタ。此ニ記シテ謝意ヲ表スル。

大友道瑛親知行宛行狀

○大友家文書録

둣

由布。院之內、 右田大膳入道先知行、

領家十貫分事、

預置候、

可有知行候、

恐く謹言、

道 (大 友親著) 英

在判

一月十八日

野上大和守殿

完

湯平秋吉薰藏鰐口銘

永享三年辛亥三月七日施主宗得

奉施入阿彌陀堂鰐口

大分郡湯布院町大字湯平○大分県金石年表

齋藤著利・ 親和連署奉書

틍

増補訂正編年大友史料○上田節蔵蔵野上文書

0

右田飛驒守跡半分事、 宛給野上鹽一丸候、任御判旨打渡、

ニ打渡サシム 右田飛驒守跡半

九月十七日

著藤) 利 (花押)

可被執進請取狀之由候、

恐々謹言、

親

和 (花押)

五四三

布 院

由

由 布 院

怒留湯大和守殿

帆足丹波守殿

怒留湯弘重・帆足正重連署打渡請文

増補訂正編年大友史料一○上田節蔵蔵野上文書

渡狀別紙認進之候、 かの兩人狀、岐部殿へ披見申候、 巨細御使者可被申候、

恐々謹言、

野上飛驒守跡事、任御奉書之旨、

二月卅日

越州帆足清太方被申子細候、

ス 打渡セシヲ上申 野上飛驒守跡ヲ

怒留湯弘重

弘^{(怒}留湯) 重 正是 (花押)

重 (花押)

大分県史料三一
○大友家文書録

大友氏加判衆連署奉書

則可有知行由候、 恐々謹言、

還附セシム由布院貞恒名ヲ

由布院貞恆名貳拾貫分事、

還附候、

壬六月七日(文安元年)

秀

成

在判

在判

在判

五四四

(豊饒弾正忠) (朽網備後入道) 在判

를 志賀親家申狀

熊本県史料中世二

略 〇 首

小国・ - 朽網

間、いつれともめしつかふへきよし、民部大夫申候處ニ、庄主しきりニわひ事申候間、 い候しよう、つうくわん庄主之時、れんく、高田上さまへわひ事申候間、「11億」、 らせ候、それよりゆのいんたゝかい河の御陣、くすつのむれの城らつきよ以後まても、(由 布 院 戦 河 カ) (球珠角牟礼) おハ返て候、 よりも、 當國の事、 ところに、嘉吉二年 とさ、松本庄主けんようつうくわん時代より、りやうしよくふんとして、二人つゝめしつかゐ候 ゑいきやう十二年羽州上様御代より、 (大友親綱) 人そくまいらす候ほとに、 いつれもてき地の事にて候、ことに入田 自然重陣時者、二人ともこめしつかふへきよし、さいさん申さため候了、 ねぬ 年、 親綱・羽州さま御兩殿、小國よりくたミ山の城ニ御うち出候、(朽善郷) まつもと名のふ丸を、 叉兩しよくあいともニ、せんきのことく成敗仕候、その(直入郷代官職・検断職) ・ 一萬田御てきの 事ニ候之間、 羽州さまへ、民部大輔か所よりま(志賀親賀) 民部大夫か所え 返給候 略〇 下 いつかた めしつか 人の事

角牟礼城落去 由布院戦河ノ

陣

由 布 院 (文明七年力)

家(花押)

本庄伊賀守殿 (繁栄) 久保大炊助殿(親手)

五四五

今度至石州、

自最前被顯志之條、

神妙候、

由 布 院

文明七年目のしの申上候、

둞 指原弘實·本間重家·怒留湯真茂連署施行狀

「(墨引)」

狹間北方內瀧原之內奧五貫文分之事、任御判之旨、可有知行候、 候、 六月十五日「明應四年乙卯」 仍執達如件、

申

行セシム阿南庄狭間村滝

怒留湯真茂

小野平三郞殿

○怒留湯真茂ノ名ニョリ掲グ。

大聖院宗心知行預ケ狀

莹

(墨引)(端裏切封)

大分県史料九○小野文書

納所土貢以下之事候間、役人可被

怒留湯出雲守

本間加賀守 家 (花押) (花押)

指原石見守 實(花押)

大分県史料一三
○野上文書

仍愁訴事承候、 親父山城守跡持留・玖珠郡飯田郷野上村

五四六

貫五百文 由布院内水地一 由布院内水地一

水地一 貫五百分、 爲新給所預進之候、不可有知行相違候、恐々謹言、

幷同名大和守跡・

野上村之內犬丸名七町三段

.

古後鄉內三町

由布院之內

之內右田名四町三段大、

五月九日

宗心(花押)

野上源 左衛門尉殿

풏 湯布 院佛光寺 六 地 藏 石

大分郡湯布院町大字川〇大分の石造美術 八北荒木

[幢銘

全体、 石(マ、) 苦海之願主也、 軀、 ` 則號梅甫淨香居士之 由是突出金剛不壞

ス 地蔵一軀ヲ造立 香居士ノタメ六 永弘公舘梅甫浄

夫六地藏者、

· 六道能化之、

濟自渡

鉅日本國大永甲申黃鐘日(四年)(十一月)

大施主宿禰 永弘公館建立、[義]

〇大分県指定有形文化財。 ヨリ傍注ス。 *__/* 内ハ、「大分県金石年表」 八 (『大分県史蹟名勝天然記念物調査報告』 一三)

由 布 院

院

킅 大友義鎭感狀 紙切

大分郡湯布院町大字下湯平○幸野徳人文書

可賀申候、恐々謹言、

就今度入田丹後守親子成敗之儀、

爲無足在陣、

辛勞感悅候、

彌可被勵忠貞事、

肝要候、

必追而一段

三月十九日

幸野千法師殿

0

内容ニョリ天文十九年ト推定ス。

ノ4類型(天文十九年五月十八日~同年七月二十日)ニ該当ス。

然ルニ

「岐部文書」ノ同日付大友義鎮

右義鎮花押ハ『大分県史料』「花押印章編年

一覧

第一集」(大分県史料刊

(花押4)

(大友) **義**鎭

使用期間ノ関係ハ、若干日数ノ重複ノ可能性ガ考ヘラレル。 両者ノ

関係

今後ノ検討ガ必要デアル。

大友義鎭名字狀

大分郡湯布院町大字下湯平○幸野徳人文書

花

押ト

=

依レバ、

(3)類型花押(天文十九年二月廿一日~同三月廿

感状 行会)

(『大分県史料』 一〇) ニハ

(3) 類型

(下掲)

ノ花押ヲ用フ。

旦

١, 以上ノ事実

(4) 類型

花押(3)

字ヲ与フ加冠シ鎮久ノ

名

加冠名字之事

天文十九年閏五月十二日

平鎭久

五四八

○大分県史蹟名勝天然記念物調査報告一三○大分県金石年表八

石塔一基、 爲武林紹運禪定門、

天文十九七月六日、孝子立之、

ス石 塔 一

基ヲ造立

8 大友義鎭書狀

岡部大藏少輔役職之分、

四至境入交候之由申候、

前へ旨、

無相違之樣、

可被申談候、

ナカラシム ノ四至境ヲ相違 岡部鎮種役職分

万一於未斷者、 由布院之內、

向後不可有其隱候條、

一途可申出候、

被得其意、不可有緩之儀候、

恐く謹言、

(大 義友) 鎮

判

九月五日

怒留湯孫次郎殿

怒湯留孫次郎

萩藩閥閱録二○岡部忠右衛門文書

荒木伊賀守殿 右田治部少輔殿

怒留湯孫次郞殿 右田治部少輔殿 「荒木伊賀守殿

義鎭

五四九

院

由

布

在陳軍労ヲ賞シ

今度在陳中、

各軍勞之次第、

ス石 塔 一 基ヲ建立

湯布院荒木寶篋印塔銘

29

由

布

院

○湯布院町大字川北字月ノ木○湯布院町誌資料調査票

「石塔一基(基礎部)

武林幽運禪定門(カ)

天文十九年仝月六日

孝子立之、

○隅飾ナキ略式ノ墓塔ナリ。 荒木一族ナルベシ。

湯布院荒木寶篋印塔銘

旦

天文廿一壬子四月□三日孝□欽立、 (#) (字)

〇台石ノミヲ存ス。

大分県史蹟名勝天然記念物調査報告一三○大分県金石年表八

믈

熊本県史料中世二 ○佐田文書

具承知候、 然者、 其國牢人、當郡堺目迄亂入之由、

無是非候、

必以發

五五〇

大友義鎭書狀 紙切

香由 岳田 平二玖帰 定協珠陣 ルカシ其堺 ・山香郷 はコッキ由 ヲ衆布

衆布 勤原 = . 番親 下玖 ト賢 知珠 スヲ 妙 ス・ 山 見 不可 境堅固之以覺悟、 有緩 + 候、 月十 殊由 彌 四 布 • 玖 珠

ム郡豊

乱前

入字人

備ノ

ヘ宇

シ佐

足

行

無餘

儀

候之條、

案中

木可

有程

候、

妙見岳

勤

番之儀、

至

田

原

民親

部質

大輔、

堅 审

定而

可被勵忠儀事、 肝 要候、 猶年寄共可申候、 恐く 謹言、

山香之者共江、

其表可差搦之段、

度く

加下

知候之條、

每事被申談、 付候之間、

其

鎭

(花押)

院中務

H

安心 太輔 殿

飯田 [但馬守] 殿

時枝兵部少輔 殿

佐 其外宇佐 田 1彈正忠 忠殿 蔀 衆中

大友義鎭 狀 紙切

吕

熊〇 本佐 県田 史文 料書 中 世

佐田彈工佐田弾工 正中 忠殿大 輔 殿

義

鎭

歸郡 就各 歸 与 ·令校量、 陳 當 郡 衆之事、 從爰許 茂以 日 、狀申候ツ、 田 日郡迄長増1 同 殊妙見岳懃番之事、 心之由、 示給 候 不可有緩之段、 何 茂 貞心之覺悟案中候、於于今者、 至田 原民部太輔、 兼 日 可 由

專 候 委細先書申 候 爲存 知候、 恐く謹言、

遣候、

就

中由

布

.

玖

珠

Ш

[香之者共、

其堺可差搦之由加下

-知候、

別

而

被

中談、

此節

可

被 勵忠儀

由 布 院

五五五

今度二老以同心、二(吉岡長増・臼杵鑑速)

日田郡迄歸陣之趣、

具令披露候處、

何茂忠心之覺悟、

由 布 院

十一月十五日 佐田彈正忠殿(隆居)

矢部宮內少輔殿(鎮高) 飯田但馬守殿(長重)

惠良美濃守殿(鎮盛) 深見中務少輔殿(盛治)

時枝兵部少輔殿(隆令)

安心院中務少輔殿(興生)(マン)

○田北学ハ永禄四年ニ比定ス。但シ「宇都宮文書」トシ、

日付ヲ「十月十五日」ト記ス(『増補訂正編年大友

聟

史料』二一)。

吉岡鑑興書狀

「從門司歸陳之次第注進返事(端裏ウハ書)

佐田彈正忠殿安心院中務大輔殿

熊本県史料中世二

鑑

吉岡掃部助

興

案中之由、 以 御書被仰遣

鎭 (花押)

五五二

セシム 及ビ山香衆ト協 賞シ由布・玖珠

候

珍

重

候

殊由.

布

•

玖珠

Щ

香衆江、

其堺可差搦之段、

被成御下

知

候、

別而可被仰談事肝要候、

興

(花押)

爲御存知候、 恐く謹言、

十一月十五 日

佐 田 彈隆居 忠殿

飯 既田但馬守田(長重) 殿

深見中務少益 矢部宮內(鎮高) 少 輔 輔 殿 殿

惠良美濃守! 殿

時枝兵部少! 安心 院典生 - 務大輔 輔 殿

哭 大友宗麟義書狀

増補訂正編年-○立花家文書 大友史料二一

城誘被相調之由、 被添 以口 心 [能承 勤番 T無緩樣、 候 御辛勞不申及候、 Ŀ 者、 可被申 雖 可 申 聞候、 談候、 然者奴留湯主殿助(鑑貞ヵ) 仍立花彌十郞進退之義、(鑑載) 旣至主殿助申 與 事、 無 堅申付、 ※幾程悔 度 返如 Þ 今日 如申候、 何 廿八差立候、 候 向後之德 賢察之前候、 失能 若輩之

派シ勤番セシム奴留湯主殿助ヲ立花城誘ノタメ

條、 立花

别

而

由 布 院 思惟肝要候、

亦秋月、

宗像

着候者、

日 旧表陣

衆

如穗波郡

取出候樣、

可加下知通、

尤存候之間、

則可申遣候、

將 々

五五三

由

殊肥後衆催促之儀、 七月廿八日 聊非油斷之趣、 尚吉岡越前入道可申候、 (長増·宗歓) (大 大 大 大 表 美 鎮) 恐々謹言、 (花押)

吉弘右近大夫殿(左丸)

戶次伯耆守殿(鑑連)

○怒留湯主殿助ノ名ニョリ掲グ。

大友宗麟義官途狀

大分郡湯布院町大字下湯平○幸野徳人文書

(端裏切封)

幸野彥七殿

与フ右近允ノ官途ヲ

右近允望之由、

可存知候、

恐く謹言、

拾月廿一日

增補訂正編年大友史料二二 ○大内氏実録土代所収右田文書

大友宗麟義書狀 急度諸勢出陣之儀申付候、 猶吉弘左近大夫可申候**、** (鑑理) 當院衆之事、近年度々之在陣雖辛勞候、(由布院力)

走セシム高橋鑑種成敗ニ

被勵馳走事、

可爲祝著候、

恐々謹言、

此節別而可

就高橋三河守盛敗、(鑑種)(マ、)

五五四

(花押)

宗太義鎮)

(花押)

右田彈正入道殿

咒 浦上宗鐵書狀

御陣所之儀、 從鑑理言上之趣、 則令披露候、

田二難

就

暫被成御在陣、

日

田郡迄一日ニ、

可有御著陣之由候、不可有御氣仕

候、

恐々謹言、

宗 鐵

(花押)

於當郡)

御宿誘等、

俄難事成之由候條、 爲御存知候、

於由布院

(年未詳)

日

増補訂正編年大友史料二六○碩田叢史所収野上文書

野上大和守殿御許

○吉弘鑑理ハ元亀二年(一五七一) 六月頃卒去ス。

푱 大友氏奉行人連署奉書

大分県史料九 ○向文書

雖被成御宥舜候、 御長圍屛之儀被 爲 仰付候、 御所望、 御発許衆之事、 馳走可爲御祝著之由、

從役所言上之趣、

遂披露候之處**、** 仰出候、

可申旨被

早々

勤役肝要 貴方領地

就至笠和鄉、

勤ニ笠長 役モ和囲 セ所郷屏

が望トシテルの場合を

諸點役、

鑑 林 (花押)

五五五五

由

十一月一

候、

不可有油斷之儀候、

恐々謹言、

布 院

日

道行次第放生會のことく也、此度者御奉行三人也、

田吹家智・

狹間掃部助・石合宮內允也、

幸野

貞 怒留湯主 で

一殿助鑑

向刑部殿

○『大日本史料』一○ノ五ニモ収録セリ。 怒留湯鑑貞ノ名ニョリ掲グ。

怒留湯主殿助

鑑

久 貞 種

(花押) (花押) 疋

大分県史料九○宮師文書

五

由原宮宮師豪榮書狀

元龜二年辛九月

日

註之候也、

就當社御造替、 幸野山秡御行幸之事、(由布院)

所ζ催促之事、 御奉書ヲ申請候、九月八日相調也、

小 原 名・ 大辰名

鎰取・宮掌御奉書ヲ持、 先惣力ヲ以道作其外神役以下之事、宮師・大宮司・造營奉行・地頭連署ヲ以催促候也、 九月廿六日御行幸可有候之處、爲 小原名·大辰名諸給人中工催促申也、 上意霜月まて延引候、 十一月四日御幸なり申候、 御殿御供屋 舞殿御供米相調候 次 (陣) 道 御とも

布 院

由

五五六

小佐井藤內兵等

へ 衛 永尉

靍原兵部 田常陸

之

(花押) (花押)

(花押)

方ヨリ燈明を不參候まゝ、下神人等皆家ニ火付候也、今以後燈明馳走候者、 狼藉不可有候(矣、

宮, 師 豪 榮 (花押)

湯布院荒木寳篋印塔銘 大分郡湯布院町大字川北字月ノ木○湯布院町誌資料調査票

푣

荒木伊賀守卒ス (基礎部右側) (同語) 前普 八十五 伊賀守 利山口 長順 歲也、」

八十五歳

由

布

院

爲

松岳自由[ナシ]

院

天正五[6]

命日

(調査票)。「大分県金石年表」八二ハ左側ノミヲ記ス。[荒木伊賀守ノ牌名ハ、「見性院殿松岳 〕内傍注ハ同書ニョル。

隅飾ヲ欠ク略式ノモノナリ。

自 由

大居

士 ト称

スト

○塔身ニ月輪アリ。

죨 月俣員貞等連署起請文

増補訂正編年大友史料二○恵良文書

四

誠榮閑御高恩之段、悴家有限忘脚之義、(**§) 至由布院、 令堪忍候之處、 榮閑被聞召付候而、 仕間敷候、

至紹鐵公被仰上、(田北)

以御

ス 成シノ厚恩ヲ謝 宥免セラレシ取 親正覚ノ不義ヲ

上意、

今度歸住之儀仕候、

就親正覺慮外之儀、

拙者事、

ズ下小城田名ヲ進

之條、

爲御祝儀、下小城田名之儀、進入候、吾等到子々孫々、

可被成御存知候、若於子孫、族申仁

就夫、

被成御辛勞候

光寺薬師・氏神蟾光庵地蔵・西 儀候、 有之者、 仍爲後日狀、 蟾光庵 地藏、 如件、 同西光寺藥師、 幷氏神可罷蒙御罸候、 毛頭右之至名、從此方、不可有綺之

天正七年卯正月廿三日

惠良榮閑公人々御中、

(包紙ウハ書)

「(墨引)」

太郎 妙母 正

蟾 禪光 庵

智

(花押)

員 貞 (花押)

月俣太郎

五五八

惠良榮閑公參 人 Þ 御中

大友義統 書 狀 寫

大分県 史料 大分県 東料

Ξ

玖殊・由布院衆江、 肥前之逆徒少く、 兼而申付間、 至黑木表滯在之由候、(氣後) 不日可遂其節候、

於事實者、

當山

江

可成行候哉、

加

出玖出肥

勢之儀、

H

田

.

五月廿四日 衆中江以狀申候、 可心付遣候、 猶重 く可申候、

候、 注進、

仍

肝要ニ

候、

至山衆中、

别

而

被遂熟談、

堅固之才覺專

候、

越山以後、

無到來候、

油斷無是非 被聞合節

適在山之事候之間、

恐く謹言、

統

(花押影)

蘇會總長宛書翰

歪

Ŧi.

二八〇年(

八天年

)十月二十

·日附

18

1

F

口 レ

メ シ

t

の豐後より耶

竹中宮內少輔殿

夏足民部少輔殿

平

林

彈

正

忠殿

○耶蘇会士日本通信豊後篇下

五五九

員

し貞

略〇 上

由 布 院

由 布

本年豐後に於てキリシタンとなりたる者の歸依に關し、喜び又感激すべき事多く起りしが、

跡日

ゐ た り。

此人に一人の家來あり、戰場よりのがれしが、

向

負傷者ノ奇

他の武士等と共に日向に赴きしが、

ぶる時は終る時なかるべきが故に、

重立ちたる武士に關し注意の價値ある事件を述ぶべし。

負傷甚しく戰場の死屍の間に倒れて意識を失ひ殆ど此世を去り

激戦終りて異教徒なれども主人に對する愛

月光に

二万ノ戦死者

主人意識ヲ回欠 復

兄弟ト偽ル

捕

房トナル

れ

言ひたれば、

啻に殺されざるのみならず、

/売ラル ぬくこ奴婢ト

シ

することを許されたり。

が、

故に、

ス 主君ノ遺骸ヲ探

れ

情に驅られて、

依り無數の死體の間に其主人の遺骸を搜索せり。 日本に於て起ること稀なることを爲さんとし、 當日の戰爭に於ては死者は二萬を超えたりと言は 其生命を大なる危險に曝し、

夜間此多數の人の中より主人を發見することは殆ど不可能と思はれしが、 我等の主は此善人の

死したりと見えしが、注意して調べ數回體に觸れて少しく息あるを發見し、其口を開きて數滴の水 志を嘉みして非常に骨折りたる後之を發見せしめ給へり。 然れども其容態惡しく、 意識を失ひ全く

を與へたれば少しく意識を回復し、 眼を開き體を動かし始めたり。未だ言葉を出すに至らざりしが

るに夜中にして道を知らず、 生命ありと思ふよりは寧ろ埋葬せん爲め、家來は之を背負ひ豐後の方向に運ばんとせり。 敵は各所に在りしが故に、

我等の主は御助を與へ給ひ、 所に到りて豐後の者と認められて捕

此男は兄弟なるが多數の死者の中より授出して葬らんとすと 敵の慈悲を受くるに至り、 捕虜となりしが其兄弟を看護

負傷者は少しく治療を加へて意識を回復せし後事の顚末を聞き、 又兄弟な

りと言ひ身分を明にせざるやう注意を受けて其の 彼も亦捕虜となりて賣られ家來と別れたり。然るに家來は種々努力して主人の所在を知 り 他

通りにしたり。 彼を 全快せしめ給ひし

デウスは

之を述

此

湯商 の殿ヲ買戻ス
日人ニ頼ミテ温

人信者トナルントナリー千余

石造ル ヲ

由

きことを我等の主に於て期待す。

又フランシスコ王は彼

の請を容れ、

今一人の坊主の所有せし好

1

ル

布会

國 **の** 商人に、 商品を携へて某所に赴き、 Ì 機會を見て 某の家に在りし奴隷を買受けんことを依賴

其人は己の主人なるノリンド Norindono ≫主溫湯主水正か○速見郡由布郷湯山 なることを知らしめたり。

商

た

は能く此人を識りゐたるが故に、 依賴せられたる通り實行し、 高價を拂ひてノリン殿を贖

り。 此人豐後に歸りて我等の主は彼に光明を與へてキリシタンとならしめ給ひ、少しく後に其父並 温出し

に兄弟一人も亦キリシタンとなり、 家臣等にも大なる熱心を與へ、數日前其領地に於て一千人餘キ ノリン 殿の老父は最も頑 固 なる異

シタンとなり、 次で他の住民等も亦説教を聽く意を生じたり。

教徒の一人なりしが、 ードレが、 其地にパードレー人を派遣せんことを請へり。 今は熱心にキリシタンとならんことを望み、 同地に於て多數のキリシタンを得 毎日書翰を送りてビシタド

地所を我等に與へて會堂及び住院を造らしめんとせり。

千名ヲ超ユ ル キリシ タンガ誕生シ、 聖 ミゲル教会ガ建立サレタ、 トイフ。

)下略。

温

湯

心留湯)

殿

ノコトニツイテハ、

『フロイス日本史』

7二二五~二二九頁ニ詳記サレ、

由

布

地

푳 大友圓 層義書狀

東京大学史料 編纂所蔵

怒留湯主殿入道・ 十月七日。 全文ハ「日出荘史料」八七号ニ収 日 田 郡 衆二筑後方面 出陣ヲ命ゼシ事等ヲ、 40 本文省略。 問注所統景 鞍懸城落去ノ後、 報ズル文書。 宗 麟 自 ラ日

Ш

郡

由 布

院

怒留湯主殿入道

出 0

陣

事

(天正八年)

五六一

由 布

忢 大友義統感狀

大分県史料三二
○大友家文書目

今度鞍懸表在陣辛勞、 殊千部口合戰之刻、 分捕高名忠儀無比類候、 仍當院貞恆名之內、若宮舜之

事 萬雜諸點役令死許候、 彌可被勵馳走事、 肝要候、 恐恐謹言、

統

在判

ズ 雑諸点役ヲ免 日本に見る内若宮免ノヲ賞シ由布院貞

0於

一月廿六日

厚彈正忠殿(統英)

大友義統書狀 紙切

兲

申

爲可討果、

玖珠郡

由布院衆、

不日差立候、

急度染筆候、 談

仍西目之惡黨於下毛表、

上候、

恐く謹言、

卯月六日

紹忍・親盛被請指南、(田原)(田原、後松野)

即剋被打出、

熊〇

然本県史料式 中

于今相湛之由候、 如此浮出候事、

幸之儀候之條、

野

仲兵庫頭

一行可有馳走事、賴入侯、 定而可爲著陣候、 於樣躰者、委細夏足民部少輔、 然者各事、 軍勞雖無盡期候、

含口

統 (花押)

富 對 馬 尉 守 殿 殿

彌 飯田三右衞門 去 春 珠 が郡検 ハ検使遅陣 使

儀、

儀候、

恐く謹言、

六月九日

由

布

院

檢使依遲陣、

至野仲兵庫頭不遂加勢候事、

無是非候、

此度之儀、

至各早く被申合、

聊不可有油斷之 **稠雖加下知候、**

去春敵現形之刻、

玖 陣衆伐豊 陣セシム 牧日布院衆ヲ出 受前西目悪党討

之條、

爲先衆、

玖珠郡・

豐前西目之惡黨、

副 惠 中 中 矢 1 齋 良 Щ 兵 山 藤 部 野 勘 彈 部 左 彌 解 正 \equiv 次 近 少 入道 曲 郞 助 輔 郞 郞 允 殿 殿 殿 殿 殿 殿 殿

秃 大友義統書状

佐

田

彈鎮

正腳

忠

殿

○大友家文書録

齋藤紀伊入道・石合右京亮同前、 (^{道瓅)} 近々至下毛表、 由布院衆申付候、 可取出候之通、 可預馳走事、 然者其方事、 從方く注進到來候、 可爲祝著候、

近年在陣辛勞、

雖無盡期候、

玖珠郡檢使之

於事實者、

諸軍即時可打出候

統 在判

五六三

由布院

上野遠江守殿

KO 一五八二(天正)年日本年報

○イエズス会の通信

府内の學林および由布の傳導所

の地にこの方が有しておられた民にも洗禮を受けさせたのみでなく、御自身の費用をもってこの地 れたのですが、その際傷を負ってほとんど死に瀕しておられた所を一人の臣下の者が發見し、そし しかたで自由の身となられたのでした。すなわちこの方は、異教徒であった當時フュンガに進軍さしかたで自由の身となられたのでした。すなわちこの方は、異教徒であった當時フュンガに進軍さ はパンタレオーネ・ノリンドノとかという人です。昨年もしるしましたように、この方は奇蹟的な ようにこの者を媒介者として選ばれたのです。すなわちこの方はやがて洗禮を受けられ、そしてこ てこの者はこの方をほとんど生き返える希望もないままに連れていったのです。我らが主は、この のです。本年は、この地において多大の成果があげられました。これらの方達の內で中心になる方 七人の高貴な方達によって分割せられておられます。そしてこの地を領有しているのはこの方達な また府內から六マイル離れた所に一つの土地があります。この地にはいくつもの小部落があり、

に教會を建立されたのでした。かくしてこの方の良き實例とその勸めと、さらにパードレ達やイル

マン達が行った説教とにより、この地のその他二人の領主、および二百五十人以上もの人々が我々

五六四

の信仰に歸依しました。さらに、過去の年の迫害とフュンガでの敗北によって、退ぞいていた一人の信仰に歸依しました。さらに、過去の年の迫害とフュンガでの敗北によって、退ぞいていた一人

と共に、説教を聞こうとされるようになりました。かくしてこの方は教會へ復歸されたのです。こ の方がありましたが、この方は現在では自分の誤ちをさとられて、ふたたび、臣下の者達百五十人

由布ノ伝導所

期待しております。

宗するようになり、そしてとの地において聖なる信仰が大いなる進展を見せるであろうと、 のようなわけでこの地の周邊は全く動搖するようになりましたが、すべての人々が短時日の內に改

れを四人のトノ(Tono)が分割しています。 トノとは日本の言葉で領主の意味です。 うに)一人のパードレと一人のイルマンとがおります。またこの地域には大きな土地があって、こ 本年はユウの傳導所においても少なからぬ成果がありました。この傳導所には(すでに述べたよ(由布) たとえば

には、 には、我々の信仰ははなはだしく發展し、その他にも、すべて身分の高い人達である千人以上のも 四人のトノは、すでに述べたように、その他の千人の者と共に昨年改宗されたのです。この同じ年 1 殘っておりますが、この人達も近い内に洗禮を受けることになりましょう。すべての人達は、一つ の方々と共に殘っておられた三人のトノが、洗禮を受けられたのでした。そしてこれらの人達の內 父親と一人の兄弟とをもっておられますが、この兄弟の方がかの四人のトノの一人なのです。この べたパンタレオーネ殿の仲だちによって、昨年門戶が開かれ始めました。この方はこの地に、その ロッパにおける公爵位とか或いは侯爵位とかの如きものであります。この地においては、前に述 との地方で重い地位にある人達が含まれておりました。また五千人に及ぶと思われる人々が

由 布 院

ī.

すなわち、

數多くの病人が

患

の大きな教會を建設することを決めているのです。

回復ス聖水ニョリ病人

一水の效力によって、或るいはいく人かは教會へ行き、 この地方においては、 本年は極めて注目すべき出 來事がありました。 或るいは我らが主に祈りをささげて、

6)

た病いから回復して家へ歸って行きました。

夳 大友義統書狀

大日本史料 ーーノ六

「宮師□坊

義 統

卯月六日(天正十一年ヵ) -々以越: Щ 霖雨 Ń 可被取調事肝要候、 聊不可有緩之儀候、 恐々謹言、

取調ベシムヨリ採用シ越山の原宮造営材木

行

中

被

申

談、 候

早

大宮司殿

數度如申

當社御造營之事、

無油

斷可

被相 調

候、

本社材木取之事、

於由布

院六所採用

專

候、

奉

大宮□殿

義大 統 (花押)

IJ 祖 天満淵神 靈社創祀後、 大友松野文書」 社 = 同社 奉 納 (『大分県史料』二五)、 サ ニ奉納スベキ予定ノ「大友松野文書」 V タト 1 っ。 麻生氏 ハ同社 「天満淵神社文書」 ノ社司。 ガ、 以上三文書 計画流産ノタメ、 (同九)、「麻生文書」 ーハスベ テ同 民間ニ流出シ 文書ナリ。 (同三五)、 テ、 = Ŧ 某氏 見ユ。 ノノ手

大友

大分県史料二五
○大津留運文書

候、 今度方く令亂入、 何 樣達 上 哥 諸卒□實之覺候處、 稜取合、 不可存疎略候、 被含忠節之旨、 軈而、 至由 御 賀書□相調、 布院宮尾切寄楯 可進之間、 籠、 御 先用 馳走之趣、 管 簡 候、 乍案中

御心懸、 專 候、 恐く謹言 ベ申籠由

十二月三日

紹原

忍

花

大津留飛彈守殿

ト校合、 御 宿所 $\overline{}$

『大友家文書録』

〕内傍

注

ハ同

書。

大友義統感狀

夳

大分県史料三三 ○大友家文書録

ノ忠節ヲ賞ス ノ軍労及ビ切寄 薩摩勢乱入ノ際

心懸(カ)

聊

無變化候事、

乍案中感悅候、

殊去十三畑切寄挫

候刻、

别

而粉骨之次第、

忠儀悅入候、

可 Ź

今度薩摩之惡黨現形付

前

國中之者共、

少々構未練候之處、

各申

談

院內聢被差搦、

從最

前

順 彌 儀

勵馳走

事肝要候、

必取鎭一

(天正十五年)

日

稜可賀之趣、 宗像掃部助可申□、 | 謹言、

義大 友

統 在判

由 布 院

五六七

由 布 院

荒木治右衛門尉殿

大友義統感狀(細

盗

大分県史料二五

(墨引)」(端裏切封)

聊無變化候事、乍案中神妙候、 今度薩广之惡黨依亂入、國中之者共、少、構未練候處、各申合、院內聢差搦、從最前順儀之心懸、 殊去十三畑切寄挫候之刻、

賞ス 畑切寄ノ粉骨ヲ 儀子心懸ヲ賀シ 薩軍侵入時ノ順

言

正月十五日

之次第、

感入候、

爾可勵馳走事、

肝要候、

必取鎭、

一稜可賀之之趣、 內田主水討留之由候、

爲無足、

軍勞粉骨 恐く謹

候、

義大 表 友 統 (花押)

○『大友家文書録』ニモ収

40

大津留舍人允殿

大友義統感狀(知

空

大分県史料二五

(墨引) |

今度薩广之惡黨依亂入、國中之者共、少、構未練候處、 各申合、 院內聢被差搦、 從最前順路之心

五六八

ス 驒 守

軍労ヲ賞 懸

無變化候事、

乍案中神妙候、

殊去十三畑切寄挫候刻、

被鑓疵之由、

爲無足軍勞感入候、

必取

稜可賀之之趣、 猶宗像掃部: (鎮続) 助 可申 候 恐く謹言、

鎭

正月十六日

統

(花押)

大津留飛彈守殿

奕 大友義統感狀

スルコトヲ伝フ 袖判ヲ加へ賀賞 軍忠状ヲ披見シ

畑寄挫之刻、被官之者分捕高名著到、 (g)展力)

今度薩广惡黨依亂入、

國中之者共、

少く構未練處、

從取前順路覺悟之由、

感悅候、

然者

要候、

必取鎮一稜可賀之之趣、

猶宗像掃部助可申候**、** (鎮続)

恐恐謹言、 義大 友

統

在判

令披見候、

軍忠狀加袖判進之候間、

彌被申進、 乍案中:

可勵馳走事肝

正月十六日

○大友家文書録

小佐井袈裟千 世殿

卆 大友義統書狀 紙切

熊本県史料中世 の光照寺文書

義

義友(大友) 黑田官兵衞尉方以同心、 昨 Ė +

至

院

由 布 小早川隆景同心

前六、

中納言殿至小倉被成御著陣、

諸軍依被仰遣、

「邊春能登守殿(包紙折封ウハ書)

五六九

院

由布院罷越候、 急度府內取懸、

然處、 野上へ滯在之惡黨、 昨日十二敗北之條、

候 恐く謹言、

シ 薩 軍 ヲ

、討果スベ

人

可討果覺悟候間、

此節可被勵忠儀事、

肝要候、

委細黑官被仰遣候間、

不及口能候、

猶重く可申

薩广之逆徒不洩一

五七〇

統

(花押)

陣スニテ由布院ニ出

三月十三日

邊春能登守殿

夵 大友義統感狀(紙折

戦ヲ賞ス 薩軍ニ対スル防 由布城ニオケル

謹言、

八月廿四日

今度薩摩之惡黨、

現形之刻、

至由布城、

聢 遂在城、

軍勞之段、感入候、

必追而、

段可賀候、

恐く

大分県 ○ 久保 文書 _ =

久保治部少輔殿

「久保治[(折返奥ゥハ書)

仌 大友義統感狀 紙折

統(花押)

大分県史料二五○稙田文書

「由布城籠城時義統公(包紙ウハ書)

労ヲ賞ス由布城籠城、 ノ軍

「稙田宮内少輔」 稙田宮內少輔殿 殿

今度薩广之惡黨現形之刻、

至由布城、

聢 塗籠城、

軍勞之段感入候、

必追而一 (花押)

段可賀之候、恐く謹言、

義大 友

統

八月廿四日

稙田宮內少輔殿(統員カ)

ち 大友吉統義書狀

○大友家文書録

猶兩人可申達候、 恐く謹言、 吉(大 統 在 判

奴留湯長門守殿

怒留湯長門守

秀ヲ討タシム 氏ト協力狭間鎮 宗像・大津留両

急度染筆候、

狹間山城守事、

成敗之儀申付候、

然□宗像掃部助・(養)

大津留民部少輔申談、

早く一途専

候、

少

· 茂口能之儀候者、

不可有曲候、

壬五月廿六日(天正十六年)

上

狹間鎭秀供養墓碑銘

大分郡湯布院町大字川上○湯布院町誌資料調査票

日戦死ス狭間鎮秀六月二 —— (狭 灰 正 面 真中ヨリ上下ニ折損。 間 □ (á) [秀力] 靈 セメント

=

テ接合シ、

裏面

= 修補

ノタメ

同

幅 1 石柱ヲ副

基礎ヲセメ

シ

ト = テ 超定

由 布 院

セ

り。

修補石ノ銘文左ノ通リ。

五七一

ヲ賞ス 鎮秀誅伐ノ軍功 薩軍内応ノ狭間

名之由感入候、 (ヵ) (ヵ) (瀬) (瀬) (瀬)

薩州衆一味之儀、

顯然之條、

誅伐之段、至院內衆申付候處、

其方別而碎手、

分捕高

必追而一

稜、

可賀之趣、

獨宗像掃部助可申候**、** (鎮続)

恐く謹言、

(裏面右側) (表面上面) (表面上面) (声角) (六年) (同左側)(六年) (声左侧)(六年) (天正十□□六月二日戰死 (表面上面) (六年) (京五側)(六年)

由

布

院

三 大友吉統義感狀

大分県史料三三 ○大友家文書録

荒木治右衞門尉殿

六月十九日

吉統 在判

五七二

圭 豐後國諸侍着到帳寫

> 荒木舍人允 厚右近允

右田勘解由允

大分県地方史一○八○武内本・中島本

豐後國諸侍着到次第

「豐後國着到帳」

東郡衆三十八人・日田郡衆百十二人交名略」○首三百五十一人及ビ玖珠郡衆八十五人・国 由布院衆

右田治部少輔 怒留湯新助

荒木大炊助

幸野又三郞 厚遠江守

右田刑部少輔 荒木右京亮 右田左馬助

右田大炊助 右田大學允 荒木源右衞門尉 右田民部少輔

由 布 院 怒留湯中務少輔

荒木進允

厚藏人助 荒木源內允

八坂主馬允 八坂七郎 右田源內允 八坂兵部少輔 白仁刑部丞

幸野外記允

針左馬助

怒留湯左京亮

下交名中略 右大友松野氏所藏之秘本也、

應大村源內勝安之需、 謄寫之、

延享丁卯季冬日

財津太郎右衞門永倫

三百五十一人

右着到人數

玖珠郡衆

八十五人

荒木新介 白仁彌介

五七三

由 布

三十八人 國 東郡

衆

侍着

到

の復原と伝存事情」(『大分県地方史』一〇八))。

五七四

百十二人 日 \mathbb{H} 郡 衆

二十九人 由 市院衆

六十六人 十四人 高田 戶次庄 庄

衆 宗

六人 山香鄉衆

二十三人 四人 井田郷衆

緒方庄

衆

十人

宇田枝衆

都合七百五十五人

十七人

野津院衆

右者、日田郡藤山村庄屋財津忠左衞門於熊本書寫、

予又寫之、

明和元甲申初冬吉日

中島輝男蔵)

ヲ校合シ完本トセルモノ(芥川竜男「豊後諸

0

「武内本」

佐藤新七閭眞」

雄

城 杵

平作

允

惡

六

(日田市武内俊雄蔵) • 「中島本」(大牟田市

原

介

넒 高麗出兵留守居衆交名

増補訂正編年大友史料二八○大友家文書録

小笠原上總入道殿

高麗立御留守衆

口分 □我 殿

內 太 輔殿

宮

詫

摩

郞殿

常 陸入

道

殿

一近太 輔 殿

齋藤紀伊入道 左 攝津刑部大夫

志賀伊勢入道殿

宗像

掃鎮統)

助

寒田志摩入道

怒留湯長門守

臼杵甚右衛門尉

浦上長門入道

上 實 野 相 寺

六 郞

志賀二郎左衛門尉

行〇 略下 五

宝 豐後國速見郡由 檢 布院石武 名田方

地野帳(中)

(表紙)

文

祿

漬

年

巳癸

九

東京都文京区目白台一ノ一〇永青文庫文書

中で変形 さこ田 壹段十五步

貳斗四升

月 四 日 五十七

壹反四畝

壹石四斗

壹石四斗六升九合四与二才

四畝廿步

四斗六升六合七勺五才

文人財 庫□團 蔵□法

豐

後 見

速

郡

由

布

院

地 野 帳 中

田

方 石

武

名

御

檢

〇本帳以下、第四巻上所収「速見郡木付庄中津村御検地帳」ト合綴ス。各丁表 アリ。以下(黒印)ト記シ、(割印)ト注ス。表紙裏ハ ル故、「上」ヲ欠クモノ、如シ。尚本帳ニハ黒印(下掲) 右下ノ漢数字ハ、ソノ紙数ヲ示ス。本帳ニハ「中」トアリ、 次号ハ「下」トア

○以下本文ノ田品・面積・石盛ニョリ、石高ヲ計算シ、明瞭ニ誤リト思ハレル モノハ、傍注ヲ付シ、疑問ノアルモノニハ(マヽ)ヲ付セリ。

由

布

院

白紙ナリ。

中・壹石三畝 中 貳段七畝 F 壹反 くしひき 八畝廿步 壹段八畝 î 電毛大豆 電毛大豆 三石貳斗貳升 (四/誤カ) 八斗六升六合七勺五才 壹石貳斗 壹石八斗貳升

付荒貳畝(黒印)貳斗四斗(升ノ誤カ)

壹石貳斗六升

九畝

(割印)

神 六^主 同 郞

與三右衞門 とう地村 一 郞

^谷 甚^村 仁村 Б. 躯

郞 五.

五七五

上 壹畝廿四步 貳斗五升貳合八才

廿步 當毛そは

Ŀ

壹段貳畝

壹石貳斗

九升三合四勺

印〇 同ア蔵 リ書 井ノ上村 兵 衞

人

付荒四畝十貳步(黒印)六斗壹升五合四勻一才 六所上 神主 良 網力 庵

與三右衞門 郞

神 六^主 彌五兵衞 與三右衞門 與三右衞門 郞

付荒壹段壹畝(黒印)壹石五斗四升所上 同

付荒貳畝(黒印)貳斗八升

下 四段壹畝 五石七斗四升	中 四畝廿步 五斗六升	上 半十步 七斗四升六合七才 (マヽ)	上 貳段 貳石八斗	上 壹段 壹石四斗	中一壹反三畝廿步壹石參斗四升中、一壹反三畝廿步壹石參斗四升	付荒壹石七畝(黒印)壹石七斗 當人四斗	444	中、貮段 貳石四斗	7畝十歩	六畝十步	上 六畝 八斗四升	上 八畝 壹石壹斗二升	付荒貳畝(黒印)貳斗四升	听中哥 上 壹段半 貳石壹斗	上 貮反六畝十步三石壹斗六升 (中ヵ)かきの木田	由 布 院
新五郎	助からわら村	湯/上村 五 取	又 大 八 郎」	與三右衞門	· C C C T T T T T T T T T T T T T T T T	與次郎	本 衛 門	本 衞 門」	MM4.1.1	_	=	新 五 郎	仁村	」 一 一 一 一 即 郎	水クロ村	
(上力) 皇石四升九合四勺二才所上同	上 九畝十五步 壹石三斗貳升八合七勺五才	(上力) 五斗六升 五斗六升	(上力) 四畝 五斗五升 五斗五升	中,壹反三畝十步壹石八斗六升六合七才所上同	下 戴反半十四步三石壹斗六升四合七勺五才	中 貳段貳畝 貳石六斗四升			中 壹反半十步 壹石八斗四升六合七才所下かちゃのまへ	中「壹反四畝 貳石壹斗貳升	中一八畝 九斗六升	中 貳反壹畝 貳石五斗貳升	中 貮段貳畝 貳石六斗四升	中 壹反三畝 壹石八斗貳升 (張紙)	十五	
新三郎	五才 助 六	助前六二	新 五 郎	甚中村	五才 藤二郎	叉村 八 郞		削印)	物布衛門」	忠衛門	中はる対	神 東 十 十 良	鬼大工 與左衛 門	新五郎」	勺二才 助 六 、) ^{肝煎}	五七六

```
(上力) 壹反八畝所上 同
                                                                                     (上力)
下 四畝
                                                                                                (上力) 七畝廿步所上同
                                                                                                                                     (上カ) 一壹反壹畝所上 同
                                                                                                                        中 壹反壹畝十五步壹石三斗八升か5やノまへ
        - 壹反三畝十步壹石三斗三升三合かぢゃノまへ
                            武司畝
                    七畝十步
                                                     四畝十步五斗貳升
                                     壹反四畝廿步壹石七斗六升
                                                                                當毛そは
                                                                                        ア 八斗八升六合七才 (マ、)
                    八斗八升
                             壹石五斗
                                                                 貳石五斗貳升
                                                                             五斗六升
                                                                                                   壹石七升三合四勺
                                                                                                                                        壹石五斗四升
                                                                                                                                                    貳斗八升
                                                                                                             (割印)
            <sup>谷</sup> 祠
                                             肝
助<sup>煎</sup>
                                                                                                                                                    助煎
                                                                                                   同六
十三
                                                                 同
                                                                             同
                                                                                        同
                                                                                                                             同
                                                                                                                                         同
                     郞
                                                                 人
                                                                             人
                                                                                        人
                                                                                                                             人
                                                                                                                                         人
                                                                                                                                                    六
                             五.
                                             六
                                                                                                                                  中
           中 三反十步 三石六斗四升中 壹反貳畝十步壹石四斗八升中 壹反貳畝十步壹石四斗八升下「壹反七畝 壹石七斗
                                                         中
                                                                     下
                                                                            下
                                                                                    中
                                                                                                下
                                                                                                        當荒貳畝(黒印)貳斗所下かち屋ノまへ
                                                                                           - 壹反三畝十五步壹石三斗四升九合かぢゃノまへ
                                                                                                                ー 貳畝貳步
                                     ]荒貳反十貳步。
                                                                                                                                             『 壹反十步
                                                             百
                                                                        同
                                                                                同
                                                                                        同
| 壹反六畝廿歩 | 歩四石壹斗二升(張紙) ながれ
                                                                                                                                2) 貳反三畝十五步三石貳斗八升九合同
                                                                                                                        壹反貳畝十步壹石貳斗三升三合三勺おしき田
                                                         貳畝
                                                                           六畝
                                                                                    壹反六畝十步壹石九斗六升
                                                                    壹反廿步
                                  (黒印) 六才(武石三斗九合九勺
                                                                壹石六升六合
七勺五才
                                                         貳斗四斗
                                                                           六斗
                                                                                                                貳斗四升八合
                                                                                                                                             壹石貳斗四升
                                             (割印)
                                                                                            水
内<sub>口</sub>村
藏
                                     斯
與一
一
五
           型角
を
加
を
の
村
番
                                                                    本工助<sup>無</sup> 仁<sub>村</sub>
 名本村
女
                                                                                                                                     内ジ
                                                                                                                同
 左衛
                                                         几
                                                                    衞
                                                                                                                                              衞
                                                                                                                                                    应
                                                                                     Ŧī.
```

由布院

五七七

門

郎

六 郞

人 六 五

門

助

院

由
布
院

中 貳段廿步 中 壹反八畝十六步貳石貳斗二升 下なかはる 上同三畝 下 壹反三畝 下 中 壹反貳畝十步壹石四斗八升(カ) 上 壹反六畝十步貳石貳斗八升(マ、) 下 貳畝十步 中一壹反半十步 下 九畝 貳畝荒 下 半十步 下 壹畝 下 半十步 r 六畝 - 貳反壹畝 貳石壹斗同此內壹反失人あと入作 同 九斗 六斗 壹石八斗四升 五斗三升三合三勺 四斗二升 六斗三升三合三勺五才(五ノ誤カ) 貳斗三升三合三勺 壹石三斗 壹斗 六斗 貳石四斗八升 マ_ね 大 八 で り 地 村 二 宮ノロ村 蔵 が 新 上 村 五 水ノ口村 忠右衛 惣 高村 世 世 中 六 主 同六 十六 半 同 屋 郎 門 郞 院 門 助 人 人 郎 人 助 郞 六 六 中 貳畝 ひへ 下・壹反壹畝十四步壹石壹斗四升 中 貳段壹畝十步貳石五斗六升 付荒半(黒印) 下 下 下 下 貳畝十步 同 壹反四畝 壹反七畝十步貳石八升

貳斗四升 壹石六斗八升

ミ 又_村

屋

院 郞

中・意反四畝・中・意心で ・ 壹反貳畝 ・ 壹石貳斗 壹反九畝廿步壹石九斗六升六合 三畝十五步 三斗四升五才 四斗三升三合三勺 壹石六斗八升

(割印)

五七八

源 源 源 新 五 兵 市 同 仁^村 源 仁村 良 彌五兵衞 網力 五. 五. 79 衞 良 庵 郞 五 五. 郞

貳斗三升三合三勺

五斗

な 新ら こ 六 六 六 十 田田中村 源村 與三衞 門 郞 人 五.

五

一中田 五町九段九畝十步	貳町五段半	(右四行上張紙) 王才	下 貳畝廿步 貳斗六升六合七勺 2へかと 當入八升	付荒五畝十五步 五斗四升九合九勺所下同 常入貳斗	荒八畝廿步(黒印)八斗八升。 ふるその 第八二斗	付荒四畝廿步 四斗八升(甚		中 三畝十五步 四斗二升	同 同大豆 一 同大豆	问	下。三畝十五步。三斗四升九合九勺。	壹	下『武畝』『武斗
			物衛門	同人	同人	次兵衞 甚 五	六十□	同人			同人	半屋院	又 八 郞
同當人 演斗五升	付荒壹反五步(黒印)壹石一升六合六勺	付荒三畝廿步(黒印)三斗六升六合七勺	中 四畝廿步 五斗六升 電毛小豆		付荒四畝(黒印)四斗	中一壹反壹畝十步壹石三斗六升三角その	下、貢献で、東半	八畝同人	上 四畝十步 六斗六合七勺 こへかと 當毛そは	下 壹反三畝 壹石三斗		下の紙切目ニ数文	猶合十四町壹段六畝八步
神、主	惣右衞門	水主郎	與三衞門		藤二郎」	*************************************	與三右衞門	仁 ^{谷村} 五	惣右衞門	忠右衞門」中はる村			(花押)

由布院

一付荒

壹町 壹段此內當入壹石五斗五升

一下田

四町貳段壹畝廿八步

在拾三町六畝八步 百二十二石八斗七升

下 六畝 六斗 一門 四畝十步 五斗二升中 四畝十步 五斗二升中 四畝十步 五斗二升

え 中 同 え 忠 え 村 作 衛

郞

五七九

黑付ノかミ十四枚(カ)

(割印)

七十二

上同當毛大豆 九畝ひへ

中 七畝十五歩 九斗 常毛大豆 付荒壹畝(黒印)壹斗所下同 上 七畝十步 壹石貳斗六合七才

七斗

(割印)

同七 十

勘左 新村左 衛門 人

良

壹石八升

豐

國

速

見

郡

由

布

院

文

祿 貢 年 巳癸

九月 +

日

下

(花押)

田方

石

武

名

御

檢

地

野

帳

○(黒印)ハ前号「石武名田方御検地野帳」ニ同ジ。表紙裏ハ白紙ナリ。

入 同作

シブノロ 耐 藏村

助人人

놏

御檢地野帳

亍

東京都文京区目白台一ノ一〇永青文庫文書

豐後國速見郡由布院石武名田方

下_同 八畝 下 半付荒

八斗

五斗

由 布 院

上 貳段壹畝

貳石九斗四升

(表紙)

(黒印) 七十三

上同中 上所 付荒四畝(黒印)四斗所□同 付荒壹段四畝(黒印)壹石四斗同 當入五斗 當荒三畝十貳步(黒印)三斗三升九合九勺 中四畝 - (六ヵ) - (六ヵ) - 世 - 一畝十步 - 壹反三畝十步壹石五斗六升こんかう谷(マヽ) 七畝十步中島下 當毛士 壹反四畝 7 □四歩
當毛ひへ、 三畝 **壹畝**廿步 貳反貳畝 . 當毛大豆 步 八斗八升 當毛大豆 ツーー斗六升六合七勺五才 賞毛大豆 (マー・) 八升七才 漬石漬斗 壹石九斗六升 四斗貳升 六斗三升三合三勺 四斗八升 由 布 院 (割印) 起うと村 三 助は対 う 彌と 同 助学村 七十四 菊と 又 茶 村 フ 村 同七 十五 同 同 同 七 七 郞 郞 郞 郞 郞 郞 郞 人 人 中荒壹反貳畝廿步壹石五斗貳升 中 四畝廿步 五斗六升 中 貳反十步 下 當荒壹反半廿步 中 下 F 下 壹畝ひへ - 壹反貳畝十步壹石四斗八升なうてそい 同 同 三畝 壹反三畝廿步壹石九斗壹升三合四才同 壹反四畝十步壹石七斗貳升 四畝十步 壹反貳畝十步壹石六斗八升六合七才 壹畝ひへ □石九斗二升 一足 六 畝 七反 八畝十步 (黒印) 壹石五斗六升 三斗 四斗三升三合三勺 貳石四斗四升 壹石 八石四斗 壹斗 壹斗 三石壹斗二升 五八一 又 文 村 二 水ノロ村蔵 知え 対 大 新山內 又 投 村 七十六 同 同 同 = 兵 太 衞 郞 郞

郞

人

郞

郞

人

人

郞

助

郞 助

人

郞

當荒壹畝(黒印)壹斗	付荒壹反貳畝(黒印)壹石六斗 (マー・・)	+:	中一壹反貳畝十步壹石四斗八升	當荒貳畝十步(黒印)貳斗三升三百所下同	中 四畝廿步 五斗六升	當荒貳畝(黒印)貳斗	下七畝七斗	當荒八畝(黒印)八斗所下同	下 四畝十步 四斗三升三合三勺 當毛ひへ	中 八畝 九斗六升	付荒貳畝十步(黒印)貳斗三升三合三勺所下間	壹石壹斗	割印)	中 貳反貳畝 貳石六斗四升	中 壹反六畝 壹石九斗貳升	巨才
同人	忠衛門	三さ村郎	水ノロ村 動」	同人	又二郎	同人	惣衛門	同人	志 田中村 六	三北谷郎	同人	又 七十二 郎	1	五松村郎	東 三 郎	
當荒臺畝廿步(黒印)臺斗六升六合七勺	(黒印) 三斗三升三合	當荒壹反半十五步壹石五斗四升九合 所下 なうてそい エオ		付荒壹反濱畝十步壹石濱斗三升三台三勺	(カ) 同 第入貳斗 第八貳斗	所下 同	電荒貳反(黒印)貳石		下 壹反三部 壹不三斗	無		, 一章 是一个一个一个一个一个一个一个一个一个一个一个一个一个一个一个一个一个一个一个	中一反壹畝十五步壹石三斗八升はうてそい	付	耿	

同 與左 衞 門

付荒貳畝(黒印)貳斗			室畝十步(黒印)	當荒壹畝(黒印)壹斗所下同	下「壹反六畝廿步壹石六斗六升六合	電荒三畝廿歩(黒印)三斗六升六合七勺ニオ	所下司 八畝 廿歩ひへ 壹石四升	當荒壹反貳畝廿步(黒印)壹石五斗 二升	中『壹反十步でへ 壹石貳斗四升	明 貳反四畝 貳石八斗八升	第7、	留荒半十步(黒印)五斗三升三合三勺 第下 同		武反八畝	是ハ第用ちかい お行反別上張紙)	中 四反七畝 五石六斗四升	付荒貳反(黒印)貳石所下同 ひへ
同			八ミ村	同	志	申與三	まった対	上 同	同	與社	又表	と シ シ シ シ シ シ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・				又 文 村 二	勘左衞
人		L.	郞	人	六	郞	郞	乙	人	郞	郞	鄓		<u></u>		郞	門
當荒半(黒印)	下四畝十步	下。七畝	中。七畝十五步	下。壹畝	富荒壹畝十五步	下一十八歩をは	壹畝		下四畝十歩	下、七畝十五步	中三畝十歩	中とこう	中、貳畝十步	中同三畝	武畝十步		下同九畝
五斗	四斗三升三合三勺	七斗	九斗	壹斗	(黒印) 壹斗四升九合九勺五才	五升九合九勺四才(マ		(割印)	四斗三升三合三勺	七斗四升九合九勻五才	四斗	貳斗四升	貳斗八升	三斗六升	(黒印)貳斗八升	(黒印)壹斗三升三合三勺	九斗
又有	门	五郎太	五粒	计同	同	同	同		五郎太	又 二	五.	又村	與言	與言	同	同	水ノロ村
郞	人	鄓	郎	人	人	人	人		鄓	郞	郞	郞	郞	郎	人	人	助

由布院

五八三

	きじな へきロント つちはし	中 十五步	下四畝へ	貳畝廿步	下 貳畝廿步	貳反貳壹	四畝	元 貳畝四步		三畝十步	步		ij	付荒廿步(黒印):	中三畝では	
四頁斗		六升	四斗	貳斗六升六合七勺五才	貳斗六升六合七勺五才	貳石六斗四升	四斗	(黒印) 貳斗壹升三合三	壹斗貮升八合	三斗三升三合三勺	(黒印)六升六合七勺五才	三斗	(割印)	六升六合七勻五才	三斗六升	由布院
つ スミ 村 三	まうと村	同	同	同	同	同	北谷村 二	同	同	北谷村 二	三二十	同		五郎太	同	
郎 良	ß	人	人	人	人	人	郞	人	人	郞	郞	人		郎	人	
下・壹反六畝四步	中、貢敵	壹畝廿步	甲 四畝 四	上 八畝廿步 壹	中同数大豆	(マン) 三反四畝 四	同		當荒廿步(黒印)六	1 3	大久一 元 ラ 同ひ	同言文化外景を	常荒壹畝(黒印)壹斗下 一壹畝のへ 一壹斗	付荒壹畝(黒印)壹斗所下同	付荒三畝十步(黒印所下 同	
壹石六斗壹升 三合三勺二才	貳斗四升	受い 五才 五才 五才	四斗八升	壹石貳斗壹升三合	四斗八升	[石八升	<i>(*</i>	割印ヵ)	(黒印)六升六合七勻五才	買う四チナイナイエオ	だトロー しかしり		壹 壹斗	华	付荒三畝十步(黒印)三斗三升三合三勺断下同	
あら木村			い 新上	が	; , 同	同	(i	計りロカノ	同	Ī		短い 日本 日本 日本 日本 日本 日本 日本 日本 日本 日本 日本 日本 日本	司 與 i i	まりと村三	北谷村	五八四

郎 人 人 郎 郎 人 人 人 郎 人 郎 郎 郎

付荒貳反四畝(黒印)貳石四斗 以上

五段壹畝廿步

一上田

八十六

五町壹段壹畝廿七步

一中田

一下田 壹町八段四畝 毛付八十七石六斗一升四合 合七町四段七畝十七步

一當荒 一付荒 壹町六段半廿步 荒廿七石二斗荒當入加之、 壹町六畝十步 此內當入貳石貳斗

猶合拾町壹段九畝十七步

院

(割印)

由 布

(割印)

丰

豐後國速見郡由布院內幸野村田方

御檢地帳

東京都文京区目白区一ノー〇永青文庫文書

人

同

(表紙)

墨付廿枚

八十七

(黒印)

文祿二年 九 月 吉

日

由

布

院 內

幸

野

村

下

田

方

下ミつち村

國友三藏

〇本帳ニハ黒印



ヲ割印トシ、マタ荒地ノ下ニ捺セリ。

:			

五八六

與

七

左 彌

もん 五近七

孫

七

んもん・

衞

世

下貳畝大ツ	下二畝荒ッ(黒印)貳斗	下二畝	下貳反三畝	下 下二甲半	下 壹 畝 荒	下電影		下三畝十分そは	下三畝 當入一	下貳畝 當入三升	中壹反四畝	司 散十分 調工	1111 (1K - m/)	
貳斗	印)貳斗	八	貳石三斗	二 五	(黒意 印)	壹斗	荒(黒印)壹斗	同で一部十分では、三斗三升三合三勺五才で一部十分では、三斗三升三合三勺五才	當入一斗五升三十	煮斗	壹石六斗四升		(割印)	
せんもん・	新(^力) 即•	四郎三郎•	右衛	せんもん・	せんもん・	孫 七・	又衞門尉•	源兵衛・	四郎三郎・	甚左衞門•	ぜんもん・	左近五郎•	八十八	<u>_</u>
中壹反九畝間常入壹斗	中間 畝十分	中 下十 五分	下 同 十寺 分下		下甲十五分上一畝十五分	上間分小ツ	上貳反三畝阿お三石貳斗二升寺ノ下此内三畝荒(黒印)	上三畝荒 四斗貳升 同 此内一畝けつき(黒印)	上一畝大ツ	中一畝で	コ 一同 ())	上一畝十分	下 廿同 分	下九畝此内三畝同
貳石貳斗八升	四升 武斗八升六合七勺	壹斗貳升	三升三合三勺五才		五斗五升 貮斗九合四勺	九升三合四勺	三石貳斗二升	四斗貳升	壹斗四升	壹斗 本 本 大 大 大 大 大 大 大		壹斗八升六合七勺	六升六合七勺	九斗
				(割印)										

左 同

五近

彌 又 せ

七

郎

又左衞門•

四 助 孫 せ 彌

郎三郎•

衞

んもん・

七

郎

	中三畝十分	中七畝年荒	下十五分同	下廿分荒	下壹畝	下壹反二畝	下二层	ミやの本		中六畝	下間 廿間	中壹反四畝	司〈夏献	三二同 人	中四向畝	中壹反一畝	下三畝をは「一回」の上の二畝荒
由布院	四斗	八斗四升	五升	六升六合七勺(黒印)		壹石二斗	きこれ	(,		七斗二升	六升六合七勺	壹石六斗八升	ニシアチ		四斗八升	壹石三斗貳升	(黒印)
								九十一									
	三郎二郎・	九衞門尉•	甚んと 九郎・	新二郎•	九右衞門尉·	同人・	ا د د	,		(カ) 善もん・	中村ノ四郎三郎・	新<亲 二<二 郞<₺		:	彦 太 郎•	九 衛 門 •	彦 太 郎·
	中意動	下貳畝では	下二畝荒(黒印)	下壹畝廿分	il .	下三畝年荒	下三畝	下二畝當入五升	下三畝		元		中八畝大ツ	下一畝十分そは	上拾分	上 十一分	中壹反四畝 壹石四升(マ、)同此內七畝荒(黒印)(マ、)
	壹斗貳升	二 章		壹斗六升六合七才	(大豆兑为)	(黒印)	三斗	貳斗	三斗	六、斗、)三斗	(割印)	九斗六升	壹斗三升三合三勺五才	四升六合七才	四升六合七才(六八院力)	壹石四升
五八七	二。	奎	郎太郎	太郎三郎•	:	衞	<u>79</u>	與 太 郞•	忠二郎・	甚 三 郎・	九十二 衞 門・	fi)	もんと・	九衞門尉•	市	三郎二郎・	九 衞 門•

\pm
八
八

下壹畝荒(黒印) 壹斗	下一畝年荒		中貳畝荒(黒印)	上前一向	反一	下貳畝	下一畝荒(黒印)	中_憲献廿分	- 下□ 九□	中貳畝	中二二畝	下壹爾	下一反荒	中壹反六畝やなぎた		中壹畝	
) 壹斗	(里 半 即)) 貳斗四升	一斗四升	畝 壹石五斗四升 世內三畝荒 (黒印)	貳斗□升	・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	貳斗	九斗	貳斗四升	二斗四升	一斗	壹石	壹石九斗貳升		壹 斗 六二 升	由布院
															(割印)		
九 衞 門•	九 市十 四 丞 •	L	九 衞 門•	源 (コメズ)	新二郎・	太郞三郞•	同人・	新二郎・	又 衞 門•	五郎太郎•	新 五 郎・	源 六•	同 人•	九十三 衞 門•		甚 左 衛 門•	
中四畝	下 下 一 下 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一	上一畝廿分	下十五分がたに	下一畝え	中三畝		下 一畝當入二升	下 二畝荒(黒	下 壹反此田一畝荒 壹石 當入五斗 (黒印)	下日故	下同半	下二畝荒	下七畝此內一畝荒	下壹畝 (黒印) 壹斗	下一畝荒(黒印)壹斗	下七畝此內(
四斗□升	三升三合三勺五才	貳斗三升三合四勺	五升	壹斗	三斗六升		壹斗	(黒印) 二斗	^{荒斗} (黒印)	七斗	五斗)	(黒印)	七斗	黒寛))壹斗	(黒印)	
						(割印)											五八

九十五 衞

新五 同

郎

人

三郎二郎・

丞

甚 市

五.

□郎

四郎衞門•

九 忠 助 叉

衞 _ 衞

門・

郞

五郞太郎•

五

一郎太郎-

衞

門・

與

太郎•

五郞太郞•

彌左衞門•

中八畝廿歩大ツ 下壹反壹畝 同所 内三畝大ツ 中三畝廿歩大ッ 同所 當毛 (下壹反二畝廿步 下七畝十四步蒿 下壹反三畝十步 同所 内三畝大ツ 中壹段貳畝・青の所・二畝四歩とへ 下壹段壹畝二步 壹石壹斗六合六勺七才同所(カ) 中壹反三畝廿六步壹石六斗六升四合同所 下壹反四畝廿步 □八畝十六步大ッ 壹石貳升四合□所 □]七畝十四步 □三畝 廿步大ッ同所 同 ッ 四斗四升 (黒印) ッ 壹石四升(黒印) 七斗四升六合七勺(黒印) 壹石三斗三升三合三勺五才(マ、) 壹石四斗四升 壹石貳斗六升六合七勺 五斗二升 壹石五斗六升六合 八斗九升六合 四斗四升 二斗八升 九十七 喜右衛門 四 淸 與 同 ح 覺右衞門 七郎左衞門 典 七郎左衞門 同 郞 左 錯()次丁ト 5 +衛門 一衞門 中 鄓 郞 介 藥

□(荒ヵ) 田)

五十四石七斗五升六合1 (マ 、) 四町貳畝廿五步 五石貳斗一升八合 五反貳畝五步 下田

十七石一升八合 壹町七反五分

□壹反四畝廿步|||||の 壹石七斗六升

下幸野村

五八九

由 布 院

九十六

筒アルカ

(割印)

藥

(張紙)

有米

□足米 九石一斗九升五合與(歟) 四十五石五斗五升七合三勺

(九十六丁表張紙)

上田

六石八斗八升 四反四畝廿五步

田田

廿六石貳斗四升

壹町三反半廿步

(黒印)	下四次當荒 、	下二反四畝 入四斗 貳石一斗同所內四畝荒(黒印) (四ノ誤カ)下六畝十二步 六斗四升	□壹反貳畝廿四步壹石貳斗八升 □所 □所 壹石四升	中七畝六步大, 八斗六升四合	『所写 異教院子 一年の日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本の		一畝十九十分	□屋敷(マン)・「マン」・「屋敷)(マン)・「屋敷」(マン)・「マン)・一屋敷」(マン)・一屋敷 「マン)・一屋敷 「マン)・一屋敷 「マン)・一屋敷 「マン)・一屋敷 「マン)・「一屋敷」(マン)・	九斗貳升	由
郎右衞	九 司十 八 人	喜右衞門」	甚 三 七 五 郞	甚 忠 二 五 郞	新十郎	喜右衞門」	喜右衛門尉	いはの (カ) 典 (カ) 薬	甚介	
元当	下電好	畝同(/\	同所 登長 ニャー コタズ) 一間所 登長 二々ズ) 四々 夏反荒大ツ 四々ズ)	下半荒(黒	上豊畝十歩ツへ 上豊畝十歩ツへ 本豊郎 第毛	荒年 ガ	下半十步當荒 (田所 內豊畝荒 同所 內豊畝荒 (田)	(下ヵ) (下ヵ) (下ヵ) (下ヵ) (下ヵ) (下ヵ) (下ヵ) (下ヵ)	
五斗三升三合三勺五才 五斗三升三合三勺五才	壹石貳斗	(黒印) 壹石貳斗 (割印)	(黒印) 五斗	5	(黒印) 五斗	(六勺脱ヵ) (六勺脱ヵ)	(黒印)壹斗	(黒印) 五斗三升三合三勺五才	四 斗	五九〇
清 同 太 郞 人	古石 衛門	九 十 九 京	與典七藥	郎右衞	喜右衞門	ī	善者衛門	泉	道	Š
× /	/ 11	产	<u> </u>	= 1J	11 1			_ ग	_	

	□壹反四畝 (中カ)同所	下八畝	中壹反一畝	中七畝	おたつる 下貳畝 廿歩そハ	Ī	下壹畝	下三畝	同所	上	下壹畝廿步	□壹反入三斗五升	中壹反三畝	_{同所} 下七畝十步	同所 同航大豆		下壹反三畝 荒畝 (カ)	下四畝十步入臺斗	下壹畝常(黒印
由 布 院	壹石六斗八升	八斗	壹石三斗貳升	八斗四升	貳斗六升六合七勻		壹斗	三斗	買さりま	武十八十	壹斗三升 (マ)	壹石	壹石五斗六升	七斗三升三合三勺五才	四斗		(黒印)壹石三斗	下四畝十步入臺斗三升四斗三升三合三勺五才同所	(黒印)壹斗
	與三	杉	木工衞	清太	新 十	ī	甚	太郞左衞門	A		忠次	織	甚	九郞右衞門	新十		織	藤七	神
	郎	Щ	門	郞	郞		介	門	音	书 1	郭	部	五.	門	躯		部	郞	主
	下貳畝同	下半十步篇(てらふん. (カ)	下貳畝荒(黒		下 しき てん	:	下三畝荒(黒印)	下貳畝	下豐原	下八畝	同所 段	同所かミの上	□ 壹所 畝	下六畝荒蔵(田	下壹畝大ツ	中貳段半	上七畝廿步	下六畝廿步
	貳斗	(黒印)五斗三升三合三尺五才	(マヽ)	(黒印) 貳斗	八半	五斗		印) 三斗	貫斗	壹石	八斗	貳石		壹斗	黒印)六斗	壹斗	三石〇八十	世界が形式合 でくい	六斗六升六合七尺(マ、)
五九一	木右	道		同	與	百神一		てん	與	與	吉右	與	! 7	木右	與	木右	道	nood nood	神
	木右衞門尉	悅		人	_	主		P	七	八	吉右衞門尉	t	1	木右衞門計	七	木右衞門尉		鄓	主

下壹反半十步	中壹段三畝	下四郎	下貳畝十歩大ッ	下六畝荒(黒印)	荒(具月)	jj	下四畝入五升	下九畝モハ	下四畝荒 (黒印)四斗	下壹反一畝荒	なかす、六畝(黒月)	中六段貳畝荒 上口白 口白	中六畝	中六畝下		щ	下壹反一畝同三畝同所	
壹石五斗三升三合三尺五才(まり)	壹石五斗六升	四斗	貳斗三升三合三勺五才	六斗	(割甲)		四斗	九斗)四斗	壹石壹斗		七石四斗四升	七斗貳升	七斗貳升		(参力) (マ、)	畝同毛付壹石壹斗	由布院
半	萉	同	半	百 甚二 九	フオ	K.17 E	清左衛	同	杉	退力		杉	同	同		神	道	
竹	主	人	竹分	郎	フオ番門房口	月十一	清左衞門尉	人	山	則		山	人	人		走	悅	
下三畝荒(黒印)三斗	下九畝廿歩そハ	下九畝十八步(下半廿步荒(黒	下三畝荒(黒印)	下七畝入貳斗	下三彰荒(黒月)	に気営へは了	下四畝富畝(黒田	同所おはやし	下壹畝十步當荒	下貳前	□(中力)同所	下半十步	下貳段	下三畝	下壹段壹畝	中貳段八畝	
)三斗	九斗六升六合七尺(マ、)	下九畝十八步(黒印)九斗六升回所(四畝荒	(黒印) 五斗六升六合七勺)三斗	七斗)三当		(黒印)四斗		壹斗三升三合三尺五才(黒印)	寬斗	壹斗漬升	五斗三升三合三尺五才(マこ)	三石(マン)	三斗	壹石壹斗	三石三斗六升	
木	與	善	清	(張紙)	道	甚	ħ	甚		同	神	甚	神	甚	神	神	杉	五九二
木右衞門尉」	八	五. 郎	太郎	(村 転) 吉右衛門尉	悅	土良		九郎」		人	圭	五郎	主	九郎	主	主	山	

由 布 院	下三畝 荒(黒印)三斗	下三郎三斗	下三郎三斗	下壹反貳畝 壹石貳斗	入壹斗 荒貳畝	同所 (黒印)下半拾步駕 敵毛付五斗三升三合三尺五才	司所 下四献 書荒(黒印)四斗	司所 下九畝 當荒 (黒印)九斗	壹 畝毛付	(割印)	下壹反常(黒印)壹石	司所 :	下壹文半廿步當 壹石五斗六升六合七尺 (果印)	下壹反貳畝常 壹石貳斗ふちのさと (黒印)	下貳畝大ツ 「貳斗	下壹反四畝廿步莊壹石四斗六升六合七才下壹反四畝廿步莊壹石四斗六升六合七才	下壹畝當荒(黒印)壹斗	下四畝そハ 四斗 でらのまへ一畝荒
	市助	清左衞門尉」	市助	吉右衞門尉	市助	同人	吉右衞門尉	正泉			木右衞門尉」		神主	木右衞門尉	同人	神主	忠次郎	三七郎
	下貳畝同	ль	下三畝同(黒印)三斗	下三畝同(黒印)三斗	下壹畝荒(日	下壹畝十步當荒	下意文三畝	下壹反荒畝(コ	下四畝	山 マ く こ		下壹反一畝	中壹反一畝廿	下半の内二畝	上サきま	荒	下世步	下一壹段入壹斗
	貳斗	(黒印)壹斗	印) 三斗	印)三斗	(黒印) 壹斗	⊕	壹石三斗	(黒印) 壹石	四斗			壹石一斗	間所 中壹反一畝廿フ大豆 壹石四斗	當荒 五斗	九升三合四尺	(黒印)	六升六合七勺	壹石
五九三	織部	清左衞門尉	三	道	半竹	道	司人	同人	同人	百五		同	同人	藤四郎	清左衞門尉	正泉	道觀	清左衞門尉

五九四

中六畝廿一歩大ッ 八斗四合ひさいと 五斗三升三合三尺五才(黒印) (マン)

下半十歩三畝荒の

下 壹 反 同

清 大 大 大 忠 次

鄓

郞 主

神

郎

Ξ

下三畝六步 三斗貳升八合貳尺 (マハ)

下三畝そハ

三斗

百六

悅

道

木右衞門尉 主

神

中貳段三畝大ツ、貳石七斗六升同所、内壹反七畝荒(黒印)

□壹畝荒(黒印)壹斗□所

人

+ 郞

下七畝同毛付

七斗

甚 新 同

五

下貳畝荒(黒印)貳斗

下壹畝ひへ 下貳畝の

壹斗 貳斗

下壹畝當荒

(黒印)

壹斗

壹斗三升三合三尺五才(マ丶)

□四畝 荒(黒印 うけい 常 でき 歌十歩

(黒印)

四斗

蔵書印アリ

下 下 川川 下 下 一 下 一 下 一 下 一 下 一 页 原 的

二半

(黒印) 五斗

與

八 人

同

一郎右衞門尉 典 藥

木右衞門尉

墨付紙廿まい、

百七終

増補訂正編年大友史料三一○大友義一文書

尾〇 略首

第八、

豐後寺家之帖、

諸侍御書出等調樣、

并御幡竿之次第、

制札等書樣之事

玖珠郡衆

田布院衆

由布院衆、荒木、右田、

右田右馬、

奧書之樣、玖珠衆同前也、

玖珠郡衆御用之時ハ、十二人ニ宛之、 奥ニ其外郡衆中ト書之、

野上、 帆足、岐部、 森 奴留湯、(マン) 水田、太 太田、 惠良、 松木、 魚返、 平井、 惠良左近、

汽 大友吉統義書狀

增補訂正編年大友史料二八〇大友家文書録

委細猶、 田吹與三右衞門尉、 可申候、 恐々謹言、

候、 由到

等ヲ報ズ 謝シ塩法師上著 組まがシラ

在府爲音信、

鯉

喉送給候、

別而賞翫、

此事候、

仍鹽法師、

輙令上著、

翌日被成御對面、

來

满足可有较量候、

殊此間上使、

御逗留候而、

繁多不及申候、今日被罷立候之條、

先以珍重 仕合能候

三月廿七日

怒留湯長門守殿

由 布 院

> 吉安 統 在判

五九五

首

略。

慶長

元年閏七月九日大地震ニョリ、

豊 後

沖 ノ浜

海 没 スル

コ トニ

倸 ル。

湯

布院

町

大字川

上字ツェ

(津江)

合 五. 九六年(慶長元)起ったいくつかの奇蹟

由

布

院

大分星 小史料 一 四の 通 信

及ビツエ ノ下 (付録大字・小字一覧表参照) 此 嵵 ノ崩壊 二月 ル 埋没地トイフ。

イウノインと呼ぶ地には(この地にわれわれの神父がいて、 數年間この地の人たちの改宗にたず

山の一部が崩れ落ちて、その村を埋め、ほんの敷名しか助かりませんでした。 すすめられましたが、それを聞きませんでした。今、こんなに恐ろしい地震のため、 幾人かのキリスト教徒がいました。彼等は他の善良なキリスト教徒たちから、 戦争のため

王國の破壞のあと、 さわっていました。 また府內から一 ある山麓に残っていた村が一つあり、 日の旅程にある村の洗禮を受ける人たちを助けていた) 魂の淨化に冷淡になっていた 良い狀態に歸るよう その地にある 過去の

ずかずが、 われらの神のおぼしめしにかなうように。

れた報せです。

神を畏れ、愛し、

神の聖なる掟を完全に守った人々の心に起ったこれらの奇蹟のか

この辛苦を體驗した信賴するに足る人たちから寄せら

ح

れらが現在まで、

われわれの神父及び、

七山 七社明 河神由. 來書

大分県史料一三〇田北憲明文書

七山七社明神之支

五九六

當鄉之領主小津留隱岐守殿菩提所、七寶山神明寺と云七堂伽藍之院地有處、天正四歲冬、(+戌々) 國大龍鄉領主權現山城敗軍ニ依、殘兵之亂勢共、當寺ニ火を懸、 佛像堂塔不、殘致,燒亡,候也、 薩刕勢當

且

又隱岐守殿本苗者、 由布院領主溫湯左馬頭之分家也、 雖」然小津留之郷ヲ領ス、依改」苗小津留と號

ス、某事隱岐守殿內緣之末ニ而落居之砌、小津留殿を賴ミ當鄕ニ在附叓、

別家ス也、末く至迄、 神祭二無,懈怠,可,相勤,者也、 小津留殿沒落と相成、

爲,,菩提,伽藍尊ヲ祝、

七山七社明神と供養處也、

依某五男伊八良成を其所ニ 高恩有、其後慶長之頃、

慶長十三年戊申正月

工藤清大夫

祐 泰 (花押)

由 布 院

付

大分

郡

湯

布

院

町

.

别

府

市

(大字東山)

小

字

覧

表

録

川常 塚。 大 上雲 原體 字 彦四郎、 御手洗、 ツっ上きる。 古屋敷、 ヒゅ油ゅ ナド、 布。 嶽 ウゥ西に 秋きをま Ļž 江à 子ō 下尾だ 鳥越、 奈良山、 屋や シレ 白いたま シん 野のなるとなっています。 宇⁵ 土, ンナシ川、 尚が 三十分、 重げ 見ず 10 隠れるま 原場 神な 小椒 前れ Ħίκ 挟ば ソノ田、無ななない。 無な ツエノ下、 久は保 椚山、東野、 田だ 間ま 下ノ田、・ 清水本、 上流 外^{そと}野、 池湯 西ノ後、 中なっ 田た 尻り 猪鼻尻、 合原、 内が野、 無い田、 文珠平、 本に採 倉木山、 山掌 ヒゥノック 口、 無む 小 硫黄山、 石に 田た 南ノ下、 片ない。 内野東、 スォ 田中作、 ハナなだ 長端出、 舟なはし 黒笠き 長が田た 宮ノ原、今ボリ、 ヒノシリ、平、 ツっ ブェ 鶴見嶽、中ノ原、 木 東ノ下、 なな 本、 江ネででもま 松き 大石本、 中間、 ののまれ Vn 小杉 原 野の 弓矢平、 向ノ原、 並続き 小久保、 向作い サさ 堂; 越れた、佐さないない。 越ぇ カイ、 アールシュ 清水口、 原質 川原田、 神紫 ヨシレッ 出で切り 字 平原 ノ。 尾* 子ノ平、 年亡 川常 中 ス カ、 八斗盛、 原縁 10 馬ば場、 正峰 神祭 ΠĘ 尾档 石に ムt 新ん 男能濃松、 迁 木道、 田た 道中島、 久はお ユリの 出でいる 宮ノ脇、 **∠**n 池沿 10 尾**に、 ノカだい 尻り 切島 中台、 岩下、 ユノツボ、 宮な アぁ 丸ま 尾* 小原山、 宇; マま サさ 10 声 ヤ子の内、 水学のき 下台、 ヤヤ 下た り、り 그 ・ブノ口、 上新町、 若杉山、 若かかれま 荻誓 山紫 北意園 六所、 Щŧ 中かずる アークの神楽 のの起 田だ

五九八

川常) _t	
南紫	北意	
市ノ前、桶湯尻、道ノ下、有月、台、屋敷、下ノ田、立道、苗代田、松原、田主嶽、ダラガ迫、いるのまが、まからないないない。だら、そいましたのは、たちないないない。 たいない たらがない 井手ノ口、荒木代、白田、高杉、年出、立川、向河原、藤田、寺ノ裏、興禅院、寺屋敷、ツエ、井手ノ口、荒木代、白田、高杉、年出、立川、向河原、藤田、寺ノ裏、興禅院、寺屋敷、ツエ、	中華・ はいっと、は、ないと、は、ないと、は、ないと、ないので、ないないと、ないが、ないと、ないが、ないと、ないが、ないと、ないが、ないと、ないが、ないと、ないが、ないと、ないが、ないと、ないが、ないと、ないが、ないと、ないが、ないと、ないが、ないと、ないが、ないと、ないが、ないと、ないが、ないと、ないが、ないと、ないが、ないと、ないが、ないと、ないが、ないと、ないが、ないが、ないと、ないが、ないと、ないが、ないと、ないが、ないと、ないが、ないと、ないが、ないが、ないが、ないが、ないが、ないが、ないが、ないが、ないが、ないが	たんにぼりませた。まった、キャのでえ、なった、いちゃしま、ないりなかしまった。ないりないでは、大小のでは、いちゃし、おんないでは、からいでは、本ののは、アリル、アリス、大田、大田、大田・、田・、田・、田・、田・、田・、田・、田・、田・、田・、田・、田・、田・、田

中なが 川常 西に 川常 タた スす 春ぱ ケゖ スす ノの カゕ 田・ 鬼塚ノ下、 月ノ木平、 松まなま 中原園、 丸ま山に ナッキ、 東高尾、 大変を 立た 山葉 寺ノ後、 山。 口台 湯ゆ Щ\$ 10 力が田に坪電 畑 ツっ 野稲川、 ヲカクラ、 奥* 江、 迫き 亀かれ ルる 柳皑 道な 高たが尾を 下大原、 夕借、 畑 五ご 梅木田、 野のはら 神絮 ソモ 丸ま 反だ 高たか 大學 () () () () 上え野の 尾山、 Δt 田だ 湯ゆ 上ノ原、 仏はなります 野の稲岩 妙温さ 山尻 く。 田た コロ 戦川、 ーブカタ、 ・ ・ 八きた 弁天平、 菅が 牛 高 柳 、 合動、 石ケッション 吉野台、 アぁ ジぃ У,е Lt 長がかま 白仁田、 夕た]][2 ケザに 大** 秆、ご 社は 井手ノ下、 桑木質 口ろ ヲク、烏帽子岳、 ツっ 10 川紫 平、 半代 前 古ヤシキ、 山紫のち ルる フナリ、 中のはる 古ソノ、 折ぎ戸と 七ななツ 西台 芳の元、 井ノ頭、 園で 垣内、 井手明神、 ナラアゼ、アラアゼ、アラスの 北ノソノ、 10 上大道、 サさイい 中なか Í, 井ぃ ビʊ 口。ま 柳煌 野。 鹿さ 1115 牛 1/* 10 城ケ岳、 Πį 内であ 用 c サキ、 蓮は タキノ下、 ヒロマル、 横続し 栗的谷、 山** ノのくち 口、ち 堂覧 堂さのの 長田原、 輸は Щ. 黒る 泉ながれ 春はながめ ノ。口、 田だ 大点 Ļį 尾子だが 南なるを 下ノ田、 湯**ゅ** 田だ ホヤが ヨュ川常原、田だ原、 中ノ切れ 宮な 田だ 宮を ノ、ノ、 前も 槐烷 木、 中紫* 水乳 リージャージャーション 下台に 田だ 大點 下でい 日草原、 穴な 田、 大點 ツヤミ、 籾線 山掌 ダだ 川常 イ、地、 前業 水乳 尻、 サき コェ 屋敷下、 アート ツっ 川幸 ケゖ 赤が田た 寺で Rit 田だ 囲だ 古殿、 ツっ ルる 、 鳥; 川部北北 市な 中ノ谷、 ヒロ 柿舎 ナベクラ、 ^{なべくら} コロ 大芸なた ロウチ、 中が アク原も 10 工丸 大タ尾、 長がみます 木き 道中間、 10 御います 仏ノ原、 は とけ の は ら 切。 村になった。 奥紫烟 大道、 仏はよけな 中ノソノ、 日がまる 前ノ林、 深分 ユゆ 天がが ムな田た 平 ノ 山 、 大きななる 田だ 外景。 森ソノ、 アルネ 蛇越、 ヲヤブ、 Ľσ ツっ ボョ 子ュ 大業 坪(0)0 10 松ケ頭、 上、下、川はこうち 屋敷しま **う**。 シぃ 野稲ない 筌み ワゥ キ^き ムタたびら 前ぇ 的場場 原質 がした。 島並 り、り 田だ

由
布
院

理信、 是 つと、 焼いった といった なった ままが 一下の 一	東部開	湯 % 平 %	下し 温 物の ・ 平 ・
	鶴見嶽、鳥居、片山、横尾、入角、上ノ塔、中居、道ノ下、山ノ下、山ノ台、小杉、東野、スゾ ぽゅが きょい なだま じょう えんのよう なかい そらのした きゅのじん きゅのだい おすぎ ひがしの ナザ	があれ、いいになっては、おかば、みずきらいくりのまやま、ひらだいよるやしき、くぼた、ひらたやしき、ながから、 まれのまと、 はななどらいけんら、 くまのきか、 はっちと、 たっぱか しゃのか、 はょのき ないしゃ とうれい 大り はっちん いっぱ とそばは しょっちん かんがし、 大り、 本での では、 とそばは しょっちん かんがし、 大り、 本での では、 とそばは しょっちん かんがし、 大り、 本での でいば、 とそばは しょっちん かんがし、 大り、 本での でいば、 とそばは しょっちん かんがし、 スカトイン、 ソラ、 北平、 富山、 ヤシキ、 コエカド、 屋敷上、 園田、 ラブケ、 用ノ塚、 柿ノ木田、 あいが、 トヤ畑、 下ヤシキ、 上ヤシキ、 切通、 ヌル水、 栗木塚、 上ノ段、 スス原、 花合野、ツボ、トヤ畑、 下ヤシキ、 上ヤシキ、 切通、 ヌル水、 栗木塚、 上ノ段、 スス原、 花合野、ツボ、トヤ畑、 下ヤシキ、 上ヤシキ、 切通、 ヌル水、 栗木塚、 上ノ段、 スス原、 花合野、ツボ、トヤ畑、 下ヤシキ、 上ヤシキ、 切通、 ヌル水、 栗木塚、 上ノ段、 スス原、 花合野、カム町は、 よっとしま。 なんと はいましょう でんか はいかい カート はいかい よっしゅう はいかい よっしゅう はいかい はい はいかい はい はいかい はい はい かい はい はい かい はい	中のかなど、まのと、やけばやしっえ、ほきやま うまのは、いちみ かたし まからのもと かきのも しらだ おの は なった からがら たけのうえ おくのした からの と たいまい は ないの た たいまか きのした おり 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一

録

同 天き 間ま 上えのでき 上記 野。 南小野惣、 越内、 尾越、 トカツメ、 狐きない 曲ゅ / ゼャ ツ、 布装 杖久保、 中がの野、 松まっつか 鶴るはる 小野惣、 スナ畑、 宮ノ本、 宮を ノの 丸ま 尾、* 西浦野、 良ウケ 仁に出たの 小ぎ 谷族 猿紅 ヲカタ、 下ノ原、 山ま ノの ミヨケ、 三角山、 谷t 迫き 合ノ原ノ上、 林、境、 田た 鉱ら地、 田久保前、 松気保、 登立な 上ノ原、 神紫 田、 宮ノ本、 椿はま 板ケ平、 打記 石船 奥ケ畑、 辻ケ台、 唐木台、 中なかばた 台ノ前、垣外、 片平山、堀切、 宮ノ前、 尾林、 久保ノ 中畑前、 川上境、 穴がもと ウッケ、 ケ、 中加 上記 原口尻、 10 萩りの 畑だ 城島原上、 神田平、塚畑、 若かかれま 陣ノ尾、 中なか 平原、 川常 ソモ 松きったま 床 ١,٥ 神ノソノ、宇津木、 後しろやま 水がたる、 谷にくち 井手口、 ミクミ、 水等で 田たりま 横岩居い 川内、戸ノ下、 広されたり 久保田た 尾* 西に 蛇石、 田久保、 りした。 仏ノトウ、 津っ留る 横道、 前 松ケ台、 井手上、 湯ゆのひら 前款 寺できる。 大学を 田だ 二点 大またまた 北たがき ウラウル、下ノ原、 日向嶽、 前尾野、

北ノ原、原、 浦る野。

城島原、

上沒

クラキ、

ŧ 0 ヲ バ 由 後 ラク 布 志 郷 参 考ノタ 中 = Ξ 1 ス。 レ バ 掲グ。 天 江 間 戸 ヲ 時 除 以上湯布院町大字・ 代ノ キ 東 荘園時代ニ此等ノ山嶽 畠 Щ П 小字ノ調 • 担^ねじをま 査ハ、 四 原 野 同町大字川南志手駒男氏 ノ明確ナル帰属 (別 府 市 大字 東 Щ ,有無ニッイテ 及び天間 ,助力ヲ仰イダ。 ハ疑問アル 、同大字天

氏

協力ニ深謝スル。

東ハ由布堺

分ス ヲ嫡子惟次ニ処 保足郷内ノ所領

分宛

右、 先祖相傳所領地事

四至東限由布堺 豐後國管球珠郡保足鄉(帆)

西限鷹巢鼻奈草路柴尾角牟禮鐘突堂狼越久津江辻

南限多和野少狩藏南手曳松尾、立普門房谷大路牓示尾、幷古後境

北限豐前堺

右件、

補遺由布院

保安三年3十一月十九日 爲令傳領嫡子淸原惟次、 所分宛、 如件、

> 散位清原 在判

清原某處分狀案 布 院 大分県史料二六○大友文書 史 料

由

補

遺

六〇三

戶次宗傑鬚書狀

増補訂正編年大友史料二六○問注所町野文書

先日御判御頂戴二付而、預御懇書、珍重候、然者來□□、由布院迄御進發必定候、爲御存知候、心

事期乘陣之砌、閣筆舌候、恐々謹言、

由布院迄御進発

七月廿八日

町野伯耆守殿 御報

宗傑(花押)

六〇四

=豐後國速見郡知行方目錄寫

○北九州市立歴史博物館蔵

一、五百五拾石三斗九升

六百七拾貳石壹斗七升

九百八拾貳石七斗貳升

一、六百四拾四石六斗四升

豐後國速見郡知行方目錄」

(麦紙外題)

豐後國速見郡同由布院知行方目錄

速見郡

一、千七百拾五石五斗九升 一、千八百拾貳石六斗八升

、三百三拾石八斗五升

一、千八百八拾三石七石七升 、九百三拾八石壹斗壹升

一、千九百九十七石四斗九升

、千五百貳拾八石貳斗五升

一、千百貳拾四石六斗八升

一、千百貳拾石六斗八升 貳千四拾貳石四斗六升

補遺由布院

ひさし谷 人 大 野 尾

同 立 石 向 山香郷 野 村 谷

立石六太郎 水 立 立 石 山

泂 内 谷

口

一、三百四拾五石三斗

一、千貳百三拾壹石三斗八升 七百四拾四石壹斗七升

一、貳百七拾五石貳斗六升

九百八拾貳石四斗五升

一、百四拾四石九斗四升 以上三千七百貳拾三石五斗

一、六百七拾七石貳斗五升

一、百拾石八斗壹升 以上壹万七千四百八拾九石貳斗九升

てこ。 (でする) なし 川お 村 村

後

本 村]

路王 村

同 まお 介 倉香 山 郷 つ む 田 れけ 村 村 村

六〇五

7	1
()
÷	-
/	,

 藤原
 (同) [加] (からします)

 本の
 (回) [かくうか]

 か 原条本
 展村

 松
 村

 村
 村

津村

原 村 村

一、千九百五拾五石四斗	一、千八百六拾九石八斗五升	ジュートアニオス量チ	ソトラ コーラー・オーラー・オーラー・ジー・オーラー・ジー・ジー・ジー・ジー・ジー・ジー・ジー・オーラー・ジー・オーラー・オーラ	一、七合七石七斗	一、七百五拾四石八斗壹升	一、貳百三拾壹石四斗七升	一、六百六拾六石三升	以上四千八百九拾貳石四斗七升	一、貳千四百五拾三石九斗九升	一、貳千四百三拾八石四斗八升		以上參千百六拾九石八斗(七)(五升)	一、千五拾四石四斗四升	一、四百石九斗八升	一、四百貳拾六斗六升	一、六百拾四石四斗貳升
本庄內生桑	下八坂村		7	鹿 木 寸 ((加 貫))	年田村	八代村	眞那井村		下	司上作			川崎村	内野村	上林村	同 (ん脱カ) しゆはし り村 (ら)
以上三千貳百五拾三石四斗八升	一、千六百九拾九石貳斗	一、五百八拾石九斗九升	一、九百七拾三石三斗		以上	一、千八百七拾貳石七斗九升		以上四千貮百石 (四千貮九拾四石) (四千貮九拾四石)	一、三百貳拾九石三斗壹升	一、七百九拾四石四斗三升	一、八百八拾貳石七斗九升	一、六百五拾七石九斗		一、六百九拾九石貳斗九升	一、四百五拾八石五斗六升	以上三千八百貮拾五石貳斗五升

同 ひか か よ な 田わ 村

予 動 か ま と 川

辻

間

村

一、八百五拾五石六升	一、千貳百三拾四石貳斗三升	由布院	1 - 1 - 1 - 1 - 1 - 1 - 1 - 1	全五万六百三合五石 - 2月 - 一、九合七石贰斗三升	以上三千四拾七石九升	一、七拾四石五斗壹升	一 七百寶拾六石三斗七升	1、千三拾石七斗六升	一、千貳百拾五石四斗五升		以上	〔一、千貳百三拾三石三升〕		以上貳千百石九斗六升	一、七百五拾壹石貳斗四升	一、千三百四拾九石七斗三升	
塚原	並柳			,	速年 東 見		おおひら	3 立	同濱	同 別 · 苻	上		靏見が中村本	靏 見庄	北	北北	南岩県
が 村 —	村			₹ 1	郡 为 ——		ら [*] 村林	ナ 木 	(石/誤力) 村	村			中中村村	i f 	村	村	村
一、四百三拾五石九斗五升	一、貳百五拾八石五斗壹升	一、三百四拾壹石五斗七升	一、貳百三拾石五斗九升	一、百四拾五石五斗九升	一、三百九拾七石壹斗七升	一、八拾貳石八升	一、五百拾九石四斗壹升	一、貳百九拾四石八斗五升	一、百七拾八石壹斗	一、貳百七拾三石八升	一、三百拾壹石三斗三升	一、三百八拾八石七斗貳升	一、四百九拾六石三斗四升	一、六百四拾四石八斗五升	一、百四拾七石四升	一、三百貳拾壹石九斗六升	一、四百眞石眞升
石 松 村	宿里村	山﨑村	平村	向西河內村	中依村	西河野村	下依村	花合野村	水地村	幸野村	前德野村	光永村	石武村	荒木村	內德野村	畑村	つゝら村

補遺由布院

一、三百三拾八石六斗八升

一、四百七拾五石貳斗四升

一、六百拾貳石四斗九升

以上九千三百四石三斗三升(九千三百八拾四石八斗六升)

山 の 口

村

岡怒留湯村 村村 村村

旨、全可有御知行之狀、如件、

右、爲御新知被宛行之由、被

仰出候、

內府公被任御一行之(德川家康)

都合六万石

慶長五

二月七日

增田右衞門(長盛) 長東大藏大輔

判 判

德 善(前田玄以) 院 判

○『日出町誌』 史料篇 (熊本大学 図書館蔵本) 所収本ト校

羽柴丹後宰相殿(細川忠興)

合。校異ヲ〔 〕内ニ注ス。本文書ハ速見郡全荘郷ニ関係ス ル史料ナリ。

所在と環境

布院村から由布院町となり、昭和二十五年(一九五〇) 大分郡に編入、同三十年(一九五五) 湯平村と合併して 現湯布 ここに荘園由布院(荘・郷)が成立した。院名の起こりは、 当郷のみ内陸部に位置したため、 特に院倉が設けられた 符・竈門荘・鶴見村等が成立し、残部が固有の朝見郷の名を存続した。最後の由布郷は現湯布院町の地にあたり、 村・乃木野井村があるが、この中に含まれる)が成立、 朝見郷は現別府市域にほぼ該当するが、 ことに石垣荘・石垣別 見郷・石垣荘・石垣別符・竈門荘・由布院(郷・荘ともいう)の八所を収録した。倭名抄大神郷の範囲が現行行政単位 ためであろうか。由布院の湯平村は、明治三十二年 (一八九九) 大分郡に編入され、 の日出町にほぼ該当し、ここに日出荘(日出・津島ともある)・大神荘・藤原荘(「大神・藤原荘」と併称した。 本巻には、 前巻(四ノ上)所収速見郡八坂(上・下・新) 荘と山香郷以外の、同郡残りの日出荘・大神荘・藤原荘 残り南・北由布村は合併して由 別に真那井 朝

南部両九州に挾まれた地溝帯の弱点に噴出した火山によって、北・南両九州が連結された接合部分にあたる。鶴見 以上の八所は、 由布院のみは奥地に入るが、他はみな別府湾の湾頭に占位する。この地域は地質時代に、

六〇九

解

院町となり、

引続き大分郡管内に属している。

ての、 岳・由布岳・ガラン岳等の火山や、 顕著であるのはこのためである。 別府~くじゅうのリゾート開発の計画も、この温泉と火山性高原の自然を生かそうとするものである。 日出町海岸の早水台は、 別府・鉄輪・塚原・湯布院・湯平等から玖珠・日田両郡に続く温泉群の分布が 旧石器時代の遺跡で知られ、 地方活性化運動の目玉とし

を本拠とする小領主は「浦部衆」といわれ、守護大友氏の守護大名・戦国大名への上昇過程に、次第に宇佐宮寺か 宮・弥勒寺の勢力圏として、宇佐宮領と弥勒寺領浦部十五箇所(十八箇所ともある) で占められる (泳)。浦部の小港津 というのに対し、 ら離れて大友氏の水軍として編成され、盛んに海上活躍をすることになる。 この速見郡から北の国東半島にかけての海岸は、古代末期から「浦部」と呼ばれ、とくに国東半島を「北浦部 速見郡方面を「南浦部」と称することもあったらしい(門荘五・六号)。この浦部は古代以来宇佐

黒田如水と石垣原に戦って大敗し、大友氏は名実ともに滅亡した (~八〇号~)。 が原因であるとするものもある。慶長五年 (一六〇〇) 大友吉統は、 雨のため山腹が崩落して埋まり、 溢水して 大洪水となり、 字川南・川上の字ツエ(津江)がこの地に当たるという(参照)。 一説では、同三年 七月廿九日鶴見岳東北麓の 渕が大 (横灘とよんだ)の水田が荒廃し、 慶長元年 (一六〇〇) の別府湾の大地震と 大津波で府内の 外港沖ノ浜が海没したが、 この津波で 日出・別府湾岸 由布院では 由布山麓の崖崩れが発生して村落を埋没した (八〇号)。今日の 朝見郷久光村が流没したと(遺二号)。これも又大地震 西軍に加担して朝見郷立石村に兵を挙げ、

府内から早川長敏が入部し、 配置し蔵入地を預けた。速見郡は慶長元年(一九九六)杉原長房が木付二万石を与えられ、翌年但馬に転封した跡に、 これより先、 文禄二年(一五九三)豊臣秀吉は吉統の所領を没収し、検地を実施して蔵入地とし、 同四年再び 府内に移された。 秀吉の死後速見・国東六万石は 徳川家康の私的蔵入地 馬廻衆の小名を

(大坂屋敷の台所料)とされていたが、早川の移封後の明地六万石は丹後の細川忠興に与えられ、(2) 忠興は松井康之・有

吉立行を城番として木付城に派遣しこれを支配させた。

地から三万石(内五千石は立石分封)を与えられ、日出城に入り、旧日出荘と大神・藤原荘域を支配し、子孫が幕末に(3) わせた三十万石を加え、中津城に移した。慶長六年(一六〇一)細川忠興の推挙等もあり、本下延俊が忠興預り蔵入 ずれも一時的で、由布院を含めて大部分は御蔵納(天領) となり幕末に及んだ。 分郡中津留に転じのちに府内城に入った。なお朝見郷立石一千石を細川忠興の甥の子萩原三位、(4) 二千三十二石余を領し、 至った。『窮理通』を著わした 帆足萬里は、当藩の家老で藩政改革でも著名である。細川氏の速見・国東方面の知 灘領三千石を与えられ、また松平一伯 (忠直) が、北石垣村・鉄輪村に賄料五千石を与えられたこと等があるが、い 行は、 寛永九年 (一六三二) 肥後五十四万石に転ずるまで続いた。森藩久留島氏は、速見郡内では豊岡から鶴見村等 関原合戦後、家康は中津の黒田長政を福岡五十二万石に移し、忠興に右の六万石の外に豊前一円及び国東郡を合 大分郡高松の松平忠昭が寛永十二年(一六三五)亀川二万二千石に移されたが、 旗本筑紫右近が構 間もなく大

注

- 1 久多羅木儀一郎「江戸時代の別府」(『大分県地方史』 一一・ 一二別府特輯号)。
- 2 『大分県史』近世篇Ⅱ(大分県、昭和六十年三月)四三三百
- 3 同右一五九~六一頁
- 久多羅木儀一郎前掲論文。忠興の妹イヤが京都吉田左衛門督ト部兼治に嫁し、その子萩原兼従(豊国社祠官)に速見郡 す。宝永七年(一七一〇)四月四日六十六歳で卒し、立石村は彼の死後公料となった。 立石村千石の 朱印を賜わったが、 細川氏転封後も存続した。 兼従の子貞従が正三位であった故、 萩原三位とは彼を指

解

説

説

5 右久多羅木論文。筑紫広門が寛永四年(一六二七)召されて寄合に列し、速見郡内に釆地三千石を賜わる。弟信門が嗣

ぎ、請うて知行地を扶持米に改められたという。一伯公賄料のことも同論文参照

荘園の成立過程・時期

(1)

弥勒寺領竈内荘と「浦部拾伍箇所」

百町の内の、墾田百町から成立した初期の荘園であろう、と中野氏は述べている。その理由は、八幡宮封戸の分布 立したもので、該荘内の弥勒寺末寺・末社の成立時期と宮寺様式等が、これを傍証するというのである。 安初期の弥勒寺の末寺・末社であると推定される。以上のことから、浦部十五箇所は右両郡内に在った墾田から成 なお浦部十五箇所諸荘郷の鎮守八幡社の勧請が、奈良~平安初期の社伝を有し、何れも宮寺様式のものであり、 を見ても、字佐・国東郡中心であるから、右の墾田も 両郡にあったと 推定される(ただし速見郡にはふれていない)。 は、天平感宝元年 (七四九) 六月二十三日聖武天皇が弥勒寺学分として勅施入された、綿壱百屯・稲壱拾万束・墾田 これに対して異論を提起したのが、宇佐の地方史家中山重記氏である。氏は「元曆文治記」に、(2) 宇佐宮寺領の成立について、総合的に考察した最初の人は中野幡能氏である。上記の弥勒寺領「浦部十五箇所」

速

起請文畢、冣初御奉寄之間、

異于他寺領也,

一、寺領之事、豊後国南北浦部十八ケ所、此内竈門庄百町者、聖武天皇天平勝宝元年己丑六月廿三日被載宸筆御

とある史料を掲げ、右の天平感宝元年(七四九)勅施入の「墾田百町」は、上記の「浦部拾伍箇庄」とは別所で、

ている。筆者 (渡辺) の計算によると、「図田帳」 の十五箇所の集計は一一三八町歩となり、 墾田百町との面積差が 町」とあって面積的にも合致し、この方が合理的である。墾田百町の後身は竈門荘であることは疑いない、と述べ 町」とあり、弘安八年(一二八五)の「豊後国大田文」では「八拾町」、「図田帳」も同様であるが、一本では「百余 見郡竈門荘に外ならないことを断定した。氏はさらに、建久年間と推定される「豊後国図田帳」にも「竈門郷百余

過大となることは否定しえない。

最初の御奉寄によるもので、他荘とは異る重色の 御料であるからとする 説明は、 最も首肯に価する。 まれていないことは事実である。その理由を「元暦文治記」に、この荘のみは聖武天皇宸筆御起請文に載せられた 神荘に含めている事等に起因するものと推定される。何れにしても「浦部拾五箇所」という場合には、竈門荘が含 不足分は、竈門荘の他に、八坂荘が上・下・新の三荘であるのを一荘にまとめた為か、あるいは藤原荘を立てず大 部拾伍箇所」は、国東郡(北浦部)では、都甲荘・草地荘・真玉荘・臼野荘・香々地荘・竹田津荘・伊美荘・岐部荘・ 部拾伍箇所」とあって (三号一)、両者三か所のくい違いがあるが、 これについては両氏ともに ふれていない。「浦 姫島の九荘、速見郡の八坂荘・山香荘・大神荘・日出荘・由布荘・藤尾寺(?)の六所の計十五所である。三所の ところで、「元暦文治記」には「南北浦部十八箇所」とあり、文治元年(一一八五)の「後白河院庁下文」には 朝見郷内の北部の地が占定されたものと思われる。 位置的に見

さてこの様に考えると、浦部十五箇所の成立は、別途に考察する必要が生じてくる。

大神分封戸八百戸と位田八十町は、これより先天平勝宝七年 (七五五) 三月造神宮寺料に宛てられた。これが造寺終 一旦朝廷に返献された八幡宮封戸は、天平神護二年(七六六)四月一日比咩神封六百戸が再寄進され、

解

六四四

には首肯しうる所が多いが、その過程・時期・事情等については、なお具体的な追求が必要であろう。 月院庁牒によって国司の妨を停止せられ(璽御筥事紙背)、また 「累代聖主勅免庄園」 とある所から すれば、(6) 了後も返献されずに、 弥勒寺領浦部十五箇所となった、と推定している。右 「拾五箇所」 が久安六年(一一五〇)十

(2) 石垣荘·石垣別符(「本御庄十八箇所」)

石垣荘は、位田・供田・灯油田等を、公領と相博立券して成立した宇佐宮領根本所領の「本御庄十八箇所」

ィョ 所である。「八幡宇佐宮御神領大鏡」には**、**

石垣庄四至 田敷百五十丁 用作六丁四反十二十三十五尺

と見える(三号一)。弘安「図田帳」(同三八一)には、「石垣圧1000円乗で五十二」「月十万二十月」

石垣庄二百町

本庄百四十町 宇佐宮領 々主神官名主等

別府 六十町 地頭職名越備前左近大夫殿(待) (宗長) (宗長)

発されたもので、併せて二百町に拡大したものである。 とある。これによると、本荘部分百四十町が「大鏡」の石垣荘部分に該当し、別符はのち隣接部分が別名として開 朝見郷の北部扇状地の適地に占定されたのが本荘、その南

的制約によって、本書には便宜両者を一括集録することにした。 部扇央部の温泉湧出地帯が加墾されて別符となったものである。以上のような両者の本荘・別符の関係、及び史料

(3) 「宇佐宮常見名田」の一所朝見郷

倭名抄朝見郷の中から、 既述の竈門荘・石垣荘・石垣別符等が独立した残部に成立したのが、字佐宮領「常見名

朝見郷 田數 宮用作二下

為半不輸之昔者、宮召物加地子五百九束 百卅八束八把、節丸廿八束

於官物者、任國檢田之定田、辨濟國庫之、爰保元年中半不輸之時、 丁別米卅五町下知之、

當宮假宮遷宮之時、依令懈怠當國伇陳幔、當任國司時光、稱彼代、

以當鄉幷田原別符兩所之半不輸領、

被奉免不輸也、仍更不相交國役也、

(一一五七) 任の源時光のことであろうから、 恐らく その直後のことと思われる。 宇佐宮は加地子五百九束を収納した。 その後仮殿遷宮の時、 国司時光が 国役の陳幔を懈怠したので、 その代とし 前であることは明かであり、おそらく十一世紀後半に遡るものであろう。当時は半不輸領で、官物は国庫に弁じ、 と記されている(一二号)。 朝見郷の地が「常見名田」の一所となった時期は明瞭ではないが、保元元年(一一五六)以 て当別符と田原別符を 一円不輸の神領として奉免された、というのである。 当任国司時光というのは、 保元二年 建久・弘安両「図田帳」ともに

の問題であり、総体的に史料を欠くので、本書では一所として立てるまでに至らなかった。 例外として、鶴見村十五町が延暦寺領となっているに過ぎない。当村の延暦寺領化の経緯・時期等については今後 弥勒寺領、石垣荘・石垣別符・朝見郷の三所が宇佐宮領で、殆んど全郡が宇佐宮寺の所領となっている。 以上の通り、速見郡は八坂(上・下・新)荘・山香郷(所収))、日出荘・大神荘・藤原荘・竈門荘・由布院の 七所が わずかの

「八十町」となっている。

説

注

- $\widehat{1}$ 中野幡能『八幡信仰史の研究』(吉川弘文館、昭和四十二年三月)五九七~九九頁。
- 2 中山重記「弥勒寺学分墾田百町の行方について―豊後国竈門庄の研究」(『大分県地方史』 一〇六、 のち『宇佐八幡宮の研究』(一(私家版、昭和六〇年一月)に収載)。 昭和五七年六月。
- 3 九州大学文学部日本史研究室蔵。
- $\widehat{4}$ を引用している。 『続日本紀』天平神護二年(七六六)四月丙申条に、「奉八幡比咩神封六百戸、以神願也」とあり、『類聚国史』も同文
- 5 日官符。 延曆十七年(七九八)十二月廿日大政官符(『新抄格勅符抄』巻十、 神封部)引用の天平勝宝七年 (七五五) 三月廿八
- 6 『石清水文書』桐二ノ十三(『太宰府・太宰府天満宮史料』六、及び「日出荘史料」三号。

 $\widehat{7}$

- 前記天平勝宝七年(七五五)官符によると、同日封戸一千四百戸・位田百卅町を国庫に返納したが、右官符によりその との神宮司・豊前国司の解により、太政官は太宰府に命じて、府官が検校して祭料に割き充て、残る雑物は神宮に納め 却され(『続日本紀』)、八幡大神封八百戸と位田は引き続き「造神宮寺新」 とされたらしい。 それが延暦十七年(七九 辿ったのではなかろうか。 させることにした。比咩神封がのち「十郷三箇荘」となることは周知のところであるが、八幡神封も大同少異の経過を に洩れたと)の内、比咩神封六百十戸の封物は、大菩薩封と共に府庫に収めるため、春秋祭料に使用する事が出来ない 司・国司・當国司等、相共出納」と定められた。翌十八年十一月五日官符によると、一千四百十戸(十戸は前年の官符 八)十二月廿一日の官符で、「自今以後、宜納府庫」とされたが、大同三年(八〇八)七月十六日謄勅符により、「神宮 まま「造神宮寺祈」に宛てられた。そして十一年後の天平神護二年(七六六)四月十二日丙申に比咩神封戸六百戸を返
- 8 建武三年二月八日帯刀寂応申状(五一等)には、「石墻辨分)として「辨分」と記されている。 (垣 別符) する説がある。 別符と辨分を異質のものと
- 9 『大分市史』上二三一頁。『大分県史』古代篇二、三六八頁。

一 支配機構と地頭職

姫に譲与されており(六号)、由布郷も右「図田帳」では「預所同」 とあるので、やはり同様の別相伝領で、預所支 竈門郷・日出荘もそうした別相伝領と考えられる。なお大神荘も承久二年(一二二〇)の検校祐清(タ)譲状では薬師 女房・子女に別相伝した場合、領家職が成立し預所職が置かれることは第二巻に述べたが、以上の点から見れば、 年(一一九八) 預所が置かれて いた ことは 城内文書 』(六子) に明かである。 弥勒寺領の本所である石清水善法寺家が として宇佐神官が補任され、地頭は「宮沙汰」と見える。日出・大神・藤原荘は記述を欠くが、日出荘には建久九 建久の「図田帳」によると(五号)、 竈門郷は「預所慶禪 地頭 漆嶋定房」とあり、朝見郷と石垣郷は弁済使

宇佐宮領は、 同宮神官を弁済使に任じ、 地頭も宮沙汰とあり、 弥勒寺領竈門荘に漆嶋氏を派遣しているのと 同

様、厳重な直務支配の形態が本来の姿であったことがわかる。

配が行われたものと思われる。

実質上の下地支配権を有して居り、 と、直務形態を残すものは、石垣荘本荘と朝見郷の一部に過ぎない。しかも後述の如く、石垣本荘も同別符地 右は鎌倉時代初期の支配形態であるが、これが十三世紀後半の弘安八年(一二八五)の「図田帳」(由布院欠)になる 地頭勢力の侵出によって、宇佐宮寺側の支配権は大幅に後退している。 頭が

辞」と注している。大神一族ならば、宇佐神官家大神一族が派遣されて土着したものであろう。次に大神荘内の近 右の内、国御家人としては、 竈門荘の竈門貞継が注目される。「図田帳考証」には、「竈門ハ大神氏族也、

解説

鶴見	由布	大 野真井近 神 水奈手部 出 神 乃井村・藤 井・ 原 韓 荘	金 本 小 本 門 野湯 共 共 共	朝見	五 弁 本 垣	荘郷
村 ——— ——— 五	院 六〇	村原嶋荘一七〇	村、村 荘 荘 八〇	郷 八〇	分 荘 荘 一	面積
延 暦 寺			弥 勒 寺	宇佐宮	字 佐 宮	何 主
大友兵庫入道	戸次太郎時頼	同人并利根次郎頼親 相模守殿 [製法名 戸次太郎時頼 ^{進恵}	大友兵庫入道殿 大友兵庫入道殿 大友兵庫入道殿 大友兵庫入道殿	神官並土肥一王丸	名越備前左近大夫殿 (宗長) 大夫殿	地
	道恵・三郎重親	規		土丸	人 夫 殿	頭

弘安八年(1285)「図田帳」に見る支配形態。〔 〕内は「大田文」による。

解

説

部・藤原・井手村の 戸次時親(図田帳は時頼)、 真那井・野木乃井村の利根頼親は、 大友氏の支族戸次氏で、 も戸次時頼と重親が地頭職を帯している。この大神荘内の戸次氏は、大友大神氏となり戦国期まで発展をつづける (一号)。 こうした大友一族の侵入と並び、大友守護家の侵出も見逃がせない。竈門荘の平湯・立小野村と鶴見村の「付録)。 こうした大友一族の侵入と並び、大友守護家の侵出も見逃がせない。竈門荘の平湯・立小野村と鶴見村の

地頭職を、守護大友頼泰が兼帯している。

実との連携の下に敢行されている。守護大友頼泰の召文を回避するため、高田荘の港乙津から上船して京都に逃亡 鶴迎西の乱暴狼藉は、正地頭名越宗長の権威を仮り、しかも同じ関東御家人を正地頭とする大分郡高田荘地頭代盛 垣別符の地頭名越宗長の場合は、関東御家人を 正地頭とする 地頭代支配の一典型という べきであろう。 文永十年 聖を地頭代として支配させたととは有名であるが、この日出・津嶋(日出荘)の場合もその一環ではなかろうか。石(3) 家北条貞時であり、石垣弁分の名越備前左近大夫は、北条一門の名越宗長である。朝見郷の土肥一王丸は土肥実平家北条貞時であり、石垣弁分の名越備前左近大夫は、北条一門の名越宗長である。朝見郷の土肥一王丸は土肥実平 (一二七三) 一国平均役として 賦課された大隅国正八幡宮造替大神宝役の催使である 官府使・国使に対する地頭代鬼 って地帯職を帯するに至ったかは未詳である。しかし、得宗家が瀬戸内海沿岸の重要港湾を占拠し、御内人安東蓮 以上に対し、関東御家人の侵出が意想外に顕著であることが注意される。 竈門荘小坂村は鎌倉法華堂の別当持明院源頼基かと推定される。これらが、 日出・津嶋(日出荘)の相模守殿は得宗 何時、 如何なる経緯によ

解 説 行を上申し安堵されている $\left(eta^{-1}
ight)$ 。これによると当弁分地頭職は、大友能直から子息帯刀時直に譲与されていたも

(別符)は豊後国司壬生坊城菅原在登が知行していたが、建武三年(一三三六)帯刀寂応が先祖大友能直の本跡として宛

幕府滅亡によって没官され、建武政府によって有功将士に恩給された。右の石垣弁分

しかしこれらの地頭職も、

共同歩調をとっていることが注目される(二三半)。

説

ので、何かの理由によって改替され、名越氏に恩給されていたものと推定される。

南北朝期以後、これら荘郷の地頭・国人衆は、南・北両勢力に分れて争うが、室町幕府勢力が圧倒しその国別執

帰農して村役人となったり、浦部衆は問屋 (九€三○号) や網元等となって近世漁村の支配者に再生する。 国大名に上昇するが、文禄二年(一五九三)大友吉統が除国せられ、家臣団は離散して近隣の近世大名に仕え、 行者たる守護大友氏が領国を形成するに伴い、次第にその被官化の道をたどる様になる。大友氏は守護大名から戦

注

 $\widehat{1}$ 『大分県史料』三六。

2 前左近大夫殿を、名越公明に比定する。文永十年六月九日の平越宗長請文案(元卓芸)、同六月廿五日関東御教書案 (元三) 要』第五集)によると、宗長の系は には「備前次郎宗長状」と見え、文永十年頃は名越宗長である。 『鎌倉遺文』一五七○○号(「豊後国大田文案)、 一五七○一号(「豊後国図田帳案」)ともに、 石垣別符地頭職名越備 野津本「北条系図」 (国立歴史民俗博物館編 『研究紀

備前守 長同三郎 - 宗左備 長近前 大二 夫郎

とあり、宗長を左近大夫と記している。

3 石井進「九州諸国における北条氏所領の研究」(『荘園制と武家社会』)。これについては、『大分の歴史』三(大分合同新 昭和五十二年八月)三二○◆二一頁、『大分県史』中世一、四○六◆七頁にふれている。

四 参 考 文 献 誌ヲ除ク ○温泉史

域 史

(-)

地

- 志手環『豊後速見郡史』(大分県速見郡教育会、大正十四年十二月)。
- (2) (1) 大分県師範学校郷土室編『別府湾を中心とせる郷土研究』(宮崎書店、 昭和九年五月)。

速見郡文化会編『速見郡町村誌、帆足萬里先生百年祭記念刊行』(速見郡文化会、昭和二十七年)。

 (\Box) 市 町村史誌

(3)

- 辻治六『川崎村史』上・下(日出町刊、昭和二十八年)。
- (4) (3) (2) (1) 日出町編『日出町誌』本文編・史料編(日出町発行、昭和六十一年三月)。
 - 別府町編『別府町史』(別府町発行、大正三年九月)。

別府市編『別府市史』(同市発行、昭和三年四月)。

- (5) 別府市教育会編『別府市誌』(同会発行、昭和八年八月)。
- (7)(6)大分県地方史研究会編『別府の歴史』(同会発行、『大分県地方史』一一・一二別府特輯号、 是永勉『別府今昔』(大分合同新聞社刊、昭和四十一年)。 昭和三十二年七月)。
- (8) 別府市編『別府市誌』(同市発行、昭和四十八年)。
- 安部嚴編『別府歴史年表』(私家版、昭和四十八年八月)。
- 荘 園 関 係

(三)

- (2)(1)渡辺澄夫「荘園時代の別府-二豊荘園の研究□-」(『大分県地方史』一一・一二別府特輯号)。
- 中野幡能『八幡信仰史の研究』(吉川弘文館、 昭和四十二年三月)。

解

説

「石清水八幡宮宇佐宮弥勒寺の本家となる」(『大分県地方史』九〇、昭和五十三年九月)。 説

(3)

中山重記

- (4)中山重記 「「造神宮寺料」の行方について」(「大分県地方史』九三、昭和五十四年三月)。
- (6) (5)田中健二「宇佐弥勒寺領における荘園制的関係!!―本家について―」(『九州史学』七五、一九八二(昭和五十七)年十月)。 中山重記「弥勒寺学分墾田百町の行方について-豊後国竈門庄の研究-』(『大分県地方史』一〇六、昭和五十七年六月)。
- (7)田中健二「宇佐弥勒寺領における領家の性格」(昭和五十八年度九州史学研究会大会』口頭発表)。

(8)中山重記「宇佐八幡宮封戸と位田の再検討」(『大分県地方史』一一二号、昭和五十八年十一月)。

中山重記『宇佐八幡宮の研究』台(私家版、昭和六十年一月)。上記論文は本書に収録されている。

帆足藏太著『石垣原合戦記』(私家版、大正四年)。

(23)

石垣原合

戦記

- 安部嚴『豊後石垣原軍記大成』(私家孔版、昭和四十五年)。
- 安部嚴編著『吉弘統幸公記念誌』(吉弘統幸公三百七十年祭奉賛会発行、 昭和四十五年)。

(五)

六郷満山、文化財、其他

文化庁編『宇佐・国東半島を中心とする文化財』(『文化財集中地区特別総合調査報告』第七輯、 昭和四十四年三月)。

- (2)望月友善『大分の石造美術』(木耳社、昭和五十年九月)。
- (3)日出町教育委員会『日出町の文化財』(同委員会発行、昭和五十五年)。
- 別府市教育委員会編『べっぷの文化財』(『別府市文化財保護委員会報』一~七、 同委員会発行、 昭和四十五~五十一年)。
- (1)久多羅木儀一郎「江戸時代の別府)(『大分県地方史』一一・一二別府特輯号)。

(六)

そ

0

- (2)野口喜久雄「豊後国日出湊の問」(『大分県地方史』五一、昭和四十三年十一月)。
- 瓜生島調査会編『沈んだ島 別府湾・瓜生島の謎』(同会発行、昭和五十二年七月)。

大幅に発行が遅滞し、種々御迷惑をおかけする結果となったことを、衷心からお詑びしなければならな 本巻で豊後八郡中、 第四巻(下)を、 ようやく読者のお手許にお届けする運びにとぎつけた。いろいろの支障や編者の不手際から、 国東・速見二郡の史料集出版を完結したことになる。 郡数からみれば、

つの大きな山を越したことは間違いない。 完了したに過ぎないが、との両郡は殆んど宇佐八幡宮関係の荘園で、当国中最も史料豊富な地域であるだけに、 ようやく四分の一を

つぎに、本巻の課題や次巻以下の見透し、 問題点等を記し、 読者の御理解と御諒承をお願 6) た

るを得なかったことは遺憾である。 ることを知った。しかし書き込みが多い上、 本巻組版後、 慶長六年八月三日の 「豊後国速見郡真那井村畠方検地帳 紙幅を遙かに超過するので割愛し、取捨の検討を補遺編に廻さざ (渡辺家文書、 県立図書館寄託) のあ

二、海部・大野両郡の「太閤検地帳」には、 に俟つ以外はない。 従って本史料集では、 「文禄検地帳」の範囲 荘郷について二十数冊に達する所があり、 (それも一部は割愛?)に止めざるをえない これらは別企画の刊行

ことを、予めお断りして置かねばならない。

次回第五巻 (大分郡)も、「柞原八幡宮文書」や新発見文書も多く、上(郷・賀来荘・阿南荘) · 下 (守荘・判田)

生津留畠・海部郡ノ一部) 二冊に分割せざるをえなくなったことを記し、郷・戸次荘・高田荘・丹) 二冊に分割せざるをえなくなったことを記し、 出版の遅滞を克服し、 刊行の促進に日夜微力を重ねているが、仲々計画通りに進捗しないのが現実である。 御宥恕をお願い したい。

引き続き御協力をお願いしたい。 かし第五巻が第二の難関であり、 以後は割合にスムーズな進行が可能ではないかとの見透しをたてている。

昭和六十三年十月二十五日



和 十 明治四十五年大分県に生まれ 四 年 広島 文理科 大学 史学科卒

る。

主要編著書—大分県 史料(共編)、現在別府大学教授、文学博士。現在別府大学教授、文学博士。業。大分大学助教授、教授を経て、業。大分大学助教授、教授を経て、 構造、大和国若槻庄史料一~四(共大分県の歴史、増訂畿内庄園の基礎 大友氏の研究、 八の研究、豊後国田原別符史料、豊後国大野荘史料、 増訂豊終 増訂豊後

> 豊 荘園公領史料集成四(下) 後 玉

『別府大学史料叢書第

期

豊後 国石垣荘(同別符) ·竈門莊 ·由布院 史料

昭和六十三年十二月十五日発 行

発行所 新〇九七七-(六七)-〇一〇一(代表)郵便番号 八七四-〇一 別 府 市 北 石 垣 八二 番地 别 大学附 属夫 図 書

地館

刷 者 林科属国書館長 電 話〇九七五-(四三)-一二一 分 古 府十一組

印

発行電

豊後国安岐郷・八坂(上・ 豊後国国東郷・竹田津荘・伊美史料、 豊後国来縄郷・小野荘・草地荘・郡甲と料、